

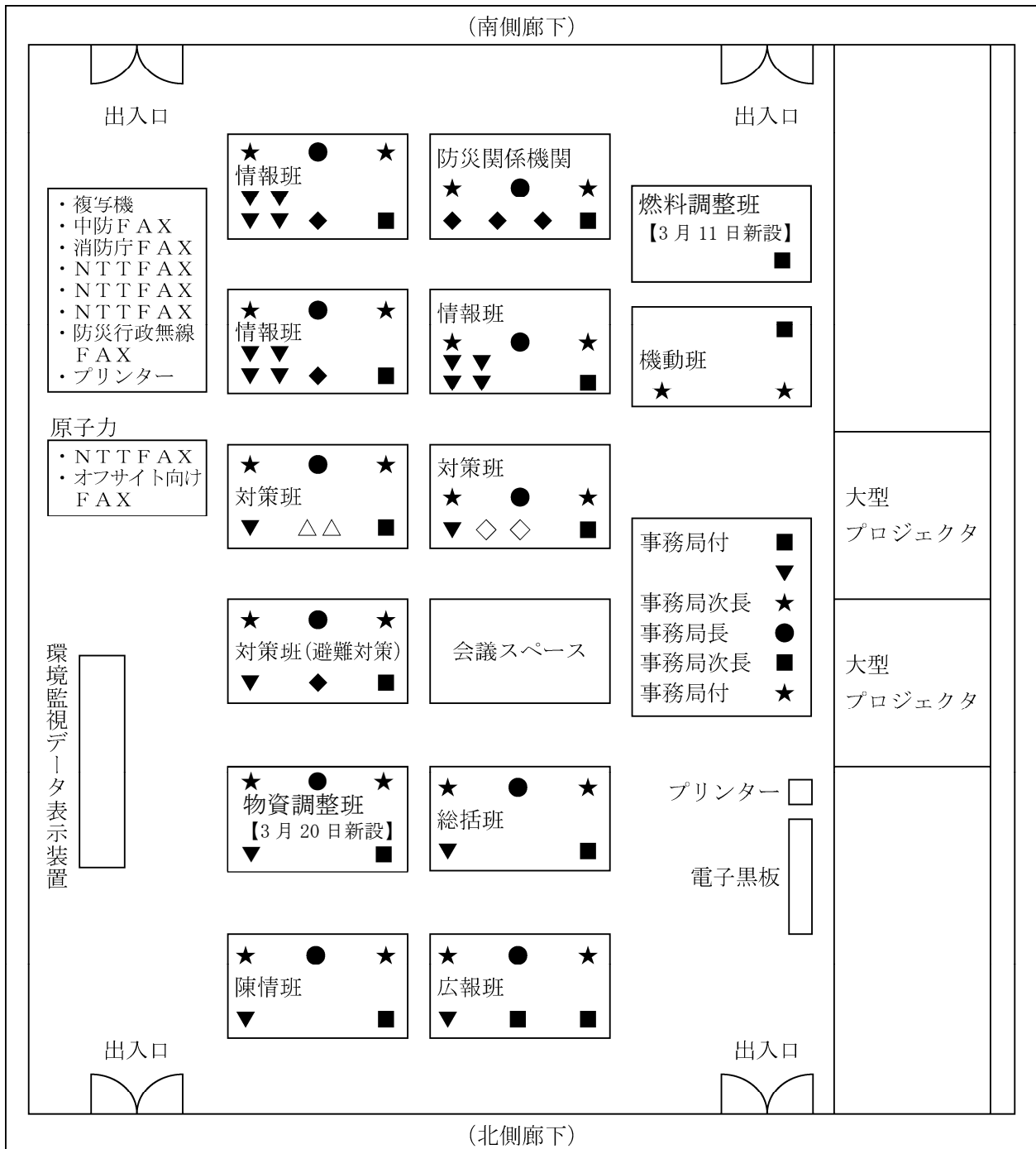
第3章 応急・復旧対策
(地震発生後1年間)

第3章 応急・復旧対策（地震発生後1年間）

第1節 県災害対策本部の活動状況

1 災害対策本部事務局の活動状況

災害対策本部の設置に伴い、災害対策本部事務局の「総括班」「情報班」「対策班」「原子力対策班」「広報班」「陳情班」及び「機動班」がそれぞれ活動を開始し、3月11日夜半には「燃料調整班」が、3月20日には「物資調整班」が新たに設置された。



- 庁内電話（内線電話） ● 防災電話 ◆ 警察電話 ◇ 中防電話・FAX
- △ 消防庁電話・FAX ★ NTT電話・FAX 防災行政無線FAX
- ▼ 端末機器 プリンター

（1）総括班

ア 職員配備体制

		3月14日 ～ 3月23日	3月24日 ～ 4月17日	4月18日 ～ 5月8日	5月9日 ～ 10月31日	11月1日 ～ 12月31日	平成24年 1月1日 ～ 3月31日	合計
総括班 (12名)	日中	9名	5名	2名	1名	1名(※1)	1名(※2)	447名
	宿直	2名	2名	1名	0名	0名	0名	91名
合計		11名	7名	3名	1名	1名	1名	538名

- ・ 災害応急対策や復旧対策が徐々に落ち着いてきた5月9日からは宿直体制を解除した。
- ・ 11月1日からは、復旧作業等の進捗状況に関する災害対策本部長（知事）への定期的な報告や、県の対応状況等に関する資料の作成・整理を中心とした作業を実施した。

（※1）月4回（毎週月曜日），（※2）月2回（隔週）



総括班の活動状況（3月21日）

イ 災害対策本部会議等の開催及び主な対応

- ・ 3月14日から平成24年2月16日までの間、災害対策本部会議を計15回開催し、県内の被害状況等に関する報告を踏まえて対策を協議し、引き続き応急対策や復旧対策に取り組んだ。
- ・ 総括班は、資料の調整や会場の準備、本部会議の運営を担当した。

【3月14日～24日】 毎日1回開催（第6回から第16回）

【3月27日，4月1日】 各1回開催（第17回，第18回）

【8月10日，平成24年2月16日】 各1回開催（第19回，第20回）

（ア）災害対策本部会議へ毎回報告した内容

（人的被害や住家屋被害，道路や河川の被害，ライフライン被害（電気，水道，ガス等），交通機関，住民避難，市町村からの応援物資の要請，各部局関係施設等の被害，各部局の対応状況等）

(イ) 災害対策本部会議において協議した主な内容

a 第6回災害対策本部会議

【3月14日】

- 11:30 ・ 医療機関の自家発電装置用燃料確保に向けた対応（燃料調整班，保健福祉部）
- ・ 緊急車両専用給油所を設置（県内8箇所）
- ・ 県備蓄物資が残量不足のため災害時応援協定に基づき流通備蓄の提供を依頼（これまでの支援要請：40市町村）
- ・ 食料や日用必需品の販売協力を県内商工会等へ依頼（農林水産部，商工労働部）
- ・ 自衛隊による給水，給食（炊出し）活動を継続中
- ・ 自衛隊の災害派遣活動範囲の拡大については県と逐次調整

b 第7回災害対策本部会議

【3月15日】

- 10:04 ・ 緊急車両等の燃料必要量を調査し，重要度等を精査・調整して配分を検討
- ・ 道路の復旧を進め，災害査定終了後に本復旧を予定
- ・ 河川については5月の出水時の前までに復旧を予定

c 第8回災害対策本部会議

【3月16日】

- 10:02 ・ 緊急車両専用給油所の残量も枯渇寸前のため，石油元売等へ燃料確保を要請
- ・ 県立中央病院の耐震調査の結果，使用可能なため順次機能を回復する予定
- ・ JR常磐線18日頃復旧の見込み（上野～土浦）
- ・ 県立高等学校第2次試験に向けて代替（臨時）バスの運行を打診
- ・ 航空自衛隊百里基地に物資（食料）の到着後，自衛隊が配布する予定

d 第9回災害対策本部会議

【3月17日】

- 10:00 ・ 緊急車両専用給油所に県職員（機動班員）を派遣して一般利用客への説明等を実施
- ・ 職員の勤務時間を各所属長の判断により柔軟に対応する特例措置を実施
- ・ 市町村のニーズに応じた自衛隊による給水，給食活動を継続中

e 第10回災害対策本部会議

【3月18日】

- 9:30 ・ 災害対策本部長から震災に関する総合相談窓口の設置について指示がなされた。
- ・ 県管理道路の通行規制，復旧状況を県ホームページ（以下「HP」という。）により発信（毎日更新）
- ・ 中小企業震災復興特別相談窓口の開設
- ・ 特別支援学校の入試中止
- ・ 燃料の状況は来週変化の見通しあるが，再度官邸等へ確認
- ・ 義援金受入窓口の設置
- ・ 自衛隊の給水や給食活動を継続中であるが，市町村の物資支援要望は減少傾向

f 第11回災害対策本部会議

【3月19日】

- 9:50 ・ 県内全域で停電が解消（3月18日22時10分潮来市復旧）
- ・ 震災に関する総合相談窓口を設置（県庁舎3階相談センター）
- ・ 鹿島石油(株)の在庫燃料出荷開始により県内燃料事情の若干緩和見込み

g 第12回災害対策本部会議

【3月20日】

- 10:00 ・ 災害対策本部長から、復旧に引き続き全力を挙げて取り組むこと、特にインフラの復旧に積極的に取り組むことの指示がなされた。
- ・ 鹿島石油(株)の燃料出荷を通常量で継続中であるが、1週間程度の残量
- ・ 自衛隊の協力を得て市町村へ水・食料の配送を実施（県北地域は終了）

h 第13回災害対策本部会議

【3月21日】

- 13:15 ・ 災害対策本部長から、県庁の役割は、万一に備えながら、県民が安心して日常生活を送ることができる状況をつくることであり、今後更に復旧・復興に一生懸命取り組むよう指示がなされた。
- ・ 全域断水1市（神栖市）
- ・ 県内高速道路の全区間が通行止め解除

i 第14回災害対策本部会議

【3月22日】

- 10:00 ・ 災害対策本部長から、災害からの復旧復興に向けた態勢が始動するまで、県職員の人事を凍結し、定期人事異動時期及び定年の延長措置（4月中旬頃に延長）への協力について依頼がなされた。
- ・ 市町村からの物資の要望は減少傾向
- ・ 自衛隊による食料の輸送、給水、給食支援活動を継続

j 第15回災害対策本部会議

【3月23日】

- 9:30 ・ 県立高等学校の入学時期に備え、東日本旅客鉄道(株)（以下「JR」という。）常磐線未復旧区間の代替バス確保を協議中

k 第16回本部会議

【3月24日】

- 10:00 ・ JR常磐線の復旧見通し報告（4月上旬勝田～土浦間）
- ・ 橋梁の復旧見通しを報告
- ・ 人的支援要望については総務省を通じて全国市長会等へ申し込む仕組みを活用
- ・ 給水、給食支援及び物資の運送支援は需要が減少傾向

l 第17回災害対策本部会議

【3月27日】

- 11:08 ・ 平成22年度震災関連補正予算の概要（25日付け知事専決処分）

m 第18回災害対策本部会議

【4月1日】

- 10:00 ・ 災害対策本部長から、県の震災対策も長期戦になっており、職員の体調を考えながら実施していくことについて指示がなされた。
- ・ JR常磐線 土浦～勝田（3月31日再開）
 - ・ 大洗鹿島線 水戸～大洗（4月2日再開見込み）
 - ・ 釧路航路及び苫小牧航路（5月再開を目標）

n 第19回災害対策本部会議

【8月10日】

- 9:50 ・ 県地域防災計画の改定に向けた検証方針等について検討

o 第20回災害対策本部会議

【平成24年2月16日】

- 11:00 ・ 県地域防災計画の改定素案について検討

(ウ) 本部会議資料の調整

- ・ 本部会議に報告する災害情報、被害状況、災害応急対策の状況等について、災害対策本部各部から提出された資料を整理し本部会議資料として作成し、本部会議時に本部員に配付した。
- ・ 本部会議終了後、本部会議資料と原則同様に資料を調整し、広報班経由で報道機関へ資料提供するとともに、知事臨時記者会見資料についても同様に準備した。

a 本部会議資料の基本項目

- ・ 被害状況（人的被害・住家被害・道路被害・ライフライン・交通機関等）
- ・ 応急復旧状況（ライフライン等）
- ・ 住民避難の状況
- ・ 災害対策本部各部、自衛隊等の対応状況

(エ) 本部会議の運営及び記録

資料の作成に係る各班との連絡調整や会場の設営準備、議事録作成等を実施した。



災害対策本部会議の運営状況（3月21日）

(ウ) 危機管理連絡会議の開催及び主な会議内容等

- ・ 3月25日から3月30日までの間、人的物的被害やライフラインの復旧状況等を中心とした情報については、危機管理連絡会議（議長：災害対策本部事務局長（危機管理監））において情報共有を図り、総括班が資料の作成等を行った。

【3月25日】10:30 第1回危機管理連絡会議

【3月28日】10:00 第2回危機管理連絡会議

【3月29日】10:00 第3回危機管理連絡会議

【3月30日】10:00 第4回危機管理連絡会議

(カ) 班長会議の開催

各班の対応状況や今後の対応方針・課題を事務局内で共有するため、不定期に開催した。

【3月14日】

- 6:00
- ・ 災害対策本部事務局班長会議を開催した。
 - ・ 東京電力(株)管内における計画停電の実施が発表されたことから、対象地区や時間帯に関する住民からの問合せに備え、各班の情報共有を図った。



班長会議（3月14日 6時05分）

ウ 災害対策本部事務局の運営

(ア) 事務局職員の動員，参集状況の把握

3月14日から5月8日までの事務局職員の体制は，次のとおり。

		延べ人員
事務局員	日中	2,075名
	宿直	618名
	合計	2,693名

※ 災害対策室の機能を縮小した5月8日まで整理。

※ 必要に応じ招集する機動班員は含めていない。

(イ) 給食の実施

災害対策本部事務局職員及び防災関係機関等（自衛隊など）からの派遣職員のうち、前日から引き続き勤務する夜勤者に対して、給食を実施した。

- 【3月22日まで】 ・ 県庁売店（県生活協同組合）からの調達により対応した。
- 【3月23日～5月9日朝】 ・ 夜食及び朝食を手配した。

(ウ) 職員の健康管理

長期間継続して災害対応を行うことから、災害対策本部事務局職員の疲労を軽減するため、班ごとに勤務体制を調整するよう班長会議で指示し、職員の健康管理対策を図った。

(エ) 災害対策本部長（知事）の被災地視察の対応

- 【3月26日】 ・ 北茨城市（大津漁港，大津小学校），高萩市（市総合福祉センター，市役所）及び日立市（駒王中学校，久慈浜地区）において，被害状況や避難所運営等の災害状況を調査した。
- 【4月1日】 ・ 稲敷市（江戸崎入や結佐地区の土地改良区），潮来市（日の出団地），行方市（JAなめがた本店）及び鉾田市（JAかしまなだ本店）において，液状化による道路・農業施設・農作物の被害状況を調査した。
- 【4月11日】 ・ 日立市，ひたちなか市及び大洗町（茨城港日立港区，常陸那珂港区，大洗港区）において，岸壁の被害状況等を調査した。
- 【5月18日】 ・ 茨城町（涸沼）及び鹿嶋市（鹿島スタジアム，住友金属，鹿島港，鱈川浄水場，新利根川）において，各種施設等の被害状況を調査した。



本部長（知事）の被災地（茨城町）視察（5月18日）

(ウ) 各種資料の作成等

震災への対応に係る各種資料を作成した。

- a 東北地方太平洋沖地震に係る県議会への報告会（3月15日11時53分から開催）
地震の概況，被害状況，県の対応状況等を作成した。
- b 茨城県議会東北地方太平洋沖地震災害対策会議（3月22日第1回定例会本会議終了後開催）
本県の主な被害状況，住民避難の状況，水道の給水状況等を作成した。
- c 自民党役員会（3月17日及び3月25日に開催）
本県の主な被害状況，住民避難の状況，ライフライン状況等の資料を作成した。
- d 全国消防長会の作成する記録誌
本県の対応状況についての資料を提供（9月14日）した。
- e マスコミアンケート，雑誌等特集記事
共同通信社の「全国知事緊急アンケート」及び月刊コロムブスの「東日本大震災に関するアンケート」を4月20日に作成し，広報広聴課へ提出した。
- f 知事臨時記者会見
会見に係る資料を作成した。
記者会見回数：17回（3月11日～4月11日）
（3月11日19時10分，3月12日1時30分，11時00分，3月13日19時00分，
3月14日13時15分，21時40分，3月15日20時30分，3月16日16時30分，
3月17日16時40分，3月19日16時20分，3月20日11時20分，16時30分，
3月21日18時50分，3月23日10時30分，22時40分，3月25日13時00分，
4月11日11時30分にそれぞれ開催）
- g 知事業務報告，震災対応の時系列表，救援物資，義援金，ボランティアの受入状況，県の対応状況，マスコミへの資料提供及び県議会議員への資料提供
12月までは毎週作成し，24年1月からは隔週で作成した。

エ 行幸啓の対応

天皇，皇后両陛下が，東日本大震災に伴う被災地御見舞いのため，4月22日に北茨城市に行幸啓になられた。

当日両陛下は，北茨城市役所に12時24分に御到着し，北茨城市役所にて被害状況等御聴取（御説明者：知事，北茨城市長），大津漁港にて被災地域御視察，及び北茨城市民体育館にて被災者御見舞後，16時3分に北茨城市役所を御出発なされ，御帰京になられた。

【4月15日～22日】

- ・ 行幸啓（東日本大震災被災者御見舞：北茨城市）に係る資料作成等を行った。

オ 計画停電への対応

3月13日に東京電力(株)茨城支店長が県災害対策本部を訪れ，茨城県の計画停電への協力要請があったことに対し，県災害対策本部長（知事）は，被災した上で更に計画停電の対象とされるのは影響が大きすぎるとして，菅直人東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部長及び清水正孝東京電力(株)取締役社長に対し，計画停電の区域から茨城県を除外するよう要望することとした。

〔計画停電により予想される主な影響〕

- ・ 農業用低温倉庫（予冷施設）が使用できず、首都圏の食料供給に多大な影響を生じる。
- ・ 東日本大震災からの復旧・復興を進めるために必要不可欠な製品（精密機器のIT部品、石油やガス、薬品、自動車部品、住宅建材など）の生産活動が停滞し、復興の妨げとなる。

【3月14日】

(ア) 要望

- ・ 菅直人東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部長及び清水正孝東京電力(株)取締役社長に対し、東北地方太平洋沖地震に関する計画停電について、計画停電の区域から茨城県を除外するよう要望した。

(主な要望内容)

- ・ 多くの県民が避難所生活を余儀なくされる中、本県が何らの配慮も受けず、計画停電の対象に選ばれたのは極めて疑問。県民の心情を思うとき誠に遺憾。
- ・ 計画停電の実施に当たっては、被災地を対象からはずすなど特段の配慮をなされるよう強く要請する。

(イ) 計画停電の実施

- ・ 3月14日夕方、茨城県鹿行地方に計画停電が実施された。

【3月15日】

- ・ 14日の要望活動の結果、15日以降の計画停電は回避された。

平成23年3月14日

東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部
本部長 菅直人 殿

茨城県災害対策本部長
茨城県知事 橋本 昌

東北地方太平洋沖地震に関する計画停電について（要請）

東北地方太平洋沖地震への対応については大変ご尽力をいただいていることに敬意を表します。

ところで、先般、菅総理からお見舞いのお電話をいただいた時にも申し上げましたとおり、計画停電は社会的・経済的に極めて影響が大きく、私どもとしては、国民あげて節電に努めることにより、何とか回避して下さるよう強く期待しているところであります。

そうした中、14日夕刻、主として本県及び静岡県を中心に計画停電が実施されました。

今回の計画停電の対象地域1都8県の中で、本県は飛び抜けて被害も大きく、現在も2万人を超える多勢の県民が避難所生活を余儀なくされております。

本県では電気、水道などもまだ全面復旧しておらず、被災された皆様は厳しい生活を送っております。その茨城県内の地域が、なぜ計画停電の中で何らの配慮も受けず、一番先に対象に選ばれたのか県民は極めて疑問に思っております。

東京電力(株)におかれましては、対象地域をどのような基準で選ばれたのか承知しておりませんが、私どもとしては、首都圏への電力供給県でもあり、暗い不安の中で時間を過ごさざるを得ない県民の皆様の心情を思う時、誠に遺憾に感じております。

ついては、今後、国民全体の協力の中で、節電に努め、計画停電をできるだけ回避することと併せ、計画停電の実施に当たっては、被災地を対象からはずすなど特段の配慮をなされるよう強く要請いたします。

政府緊急災害対策本部への要請文

平成 23 年 3 月 14 日

東京電力株式会社
取締役社長 清水正孝 殿

茨城県災害対策本部長
茨城県知事 橋本 昌

東北地方太平洋沖地震に関する計画停電について（要請）

東北地方太平洋沖地震への対応については大変ご尽力をいただいていることに敬意を表します。

ところで、先般、菅総理からお見舞いのお電話をいただいた時にも申し上げたのですが、計画停電は社会的・経済的に極めて影響が大きく、私どもとしては、国民あげて節電に努めることにより、何とか回避して下さるよう強く期待しているところであります。国民が2～3割の節電に努める、電車は間引き運転をする、企業は作業時間を短縮する等々により買電と併せた対策をとれば可能ではないかと考えております。1974年のオイルショックの時も国民が力を結集して切り抜けたところであります。

そうした中、14日夕刻、主として本県及び静岡県を中心に計画停電が実施されました。

今回の計画停電の対象地域1都8県の中で、本県は飛び抜けて被害も大きく、現在も2万人を超える多勢の県民が避難所生活を余儀なくされております。

本県では電気、水道などもまだ全面復旧しておらず、被災された皆様は厳しい生活を送っております。その茨城県内の地域が、なぜ計画停電の中で何らの配慮も受けず、一番先に対象に選ばれたのか県民は極めて疑問に思っております。

貴社におかれましては、対象地域をどのような基準で選ばれたのか承知しておりませんが、私どもとしては、首都圏への電力供給県でもあり、暗い不安の中で時間を過ごさざるを得ない県民の皆様の心情を思う時、誠に遺憾に感じております。

ついては、今後、国民全体の協力の中で、節電に努め、計画停電をできるだけ回避することと併せ、計画停電の実施に当たっては、被災地を対象からはずすなど特段の配慮をされるよう強く要請いたします。

東京電力(株)への要請文

カ その他

(ア) 道路地図の配布

【4月14日】

- ・ (株)昭文社から災害対策に役立ててほしい旨を添えて道路地図（茨城県マップル、茨城県ライトマップル、都市地図茨城県等366部）の提供があり、各部局の応急・復旧対応に活用するため、各部局に配布した。

総括班の検証

○事務局職員の配備

- ・ 今回の震災のような長期化した災害対策本部事務局の活動事例を今まで経験していなかったため、また、固定され限られた人員で事務局を運営してきたため、長期化に伴い職員の疲労が顕在化するとともに、事務局職員の本来の業務〈各部局の業務〉に支障が出てきた。このため、早い段階で事務局員のシフト体制を検討し、他の班も併せて労務管理をすべきであった。
- ・ 総括班においては、応急・復旧事業の予算調整に用いる被害額の推計等を行ったが、円滑な集計が困難であったことや、応急対策後の復旧期においても、総括班は各部局との調整による資料の作成業務や、議会関係業務等、他班に比べ様々な業務が継続していくため、総括班の執行体制に検討を加え、長期に及ぶ災害対応を効率的に進める必要がある。

○情報処理の環境

- ・ 各部に対する照会や各種問合せ、情報提供等については、総括班専用のメールアドレスがないことから、消防防災課防災グループのメールアドレスを用いてメールを送受信した。
- ・ このため、総括班と消防防災課双方のメールが集中して容量不足となったことから、あらかじめ災害対策本部事務局各班専用のメールアドレスを設定する必要がある。

○文書管理及び時系列表の作成

- ・ 国や他都道府県、マスコミ等各方面からの文書の收受等について、災害対策本部としての文書の收受事務等を想定していなかったため、災害対策本部の発出、收受などの文書管理に不備があった。加えて、災害対応の長期化に伴い、班員の交代制勤務による情報等の文書引継ぎが難しかった。
- ・ 災害対策本部事務局の訓練時に原則作成されていた時系列表については、災害対応の長期化や班員の交代制勤務により作成に一部漏れが生じた。各班の時系列表は重要な資料となるため、今後各班の活動状況ごとの作成を徹底する必要がある。

コラム 22

岡安 修哉 日立建機(株)生産・調達本部 生産技術センタ長

3月11日午後2時46分、私は幹部と共に会議のため、東京本社に出張していたところ、突然、激しい揺れに襲われました。

余震が続く中、会議を中座し、各工場に状況確認の電話を繰り返しましたが、やっと電話がつながったのは約1時間後のことでした。

震源地に一番近い常陸那珂臨港工場では、津波警報が出されていたことから、責任者の指示の下全員が既に高台に避難していました。電話の声から張り詰めた緊張感が伝わってきたのを昨日のこのように記憶しています。

翌12日に災害対策本部を土浦工場に設置し、設備課により各工場の被害状況の確認が始まりました。まずは、水や電気などインフラ系の確認、また13日以降は、設備やITなどのシステム系の被害状況点検と立上げ対応の検討に入っていました。

週が明けて14日の朝に各工場の関係者が全員土浦工場に集まり、朝礼で意思統一を図った後、事務所などの被害状況確認のため、各工場に分かれました。

工場の被害としては、特に常陸那珂臨港工場で、海側門で最大1mの津波を受け、工場自体はなんとか浸水を免れたものの、シャッターは破損し、事務所も床上浸水するなど大きな被害を受けていました。他の工場でも、事務所の天井の落下や壁の亀裂のほか、工場ではダクトの落下などが確認されました。さらに、常陸那珂港北埠頭には、船積み待ちの油圧ショベルやダンプトラックなど多数の建設機械の本体が浸水の被害を受け、一部の本体は廃棄等をせざるを得ないほどの被害状況でした。

その後、東京電力管内の電力不足による計画停電の話が本県にも及び、夜間や休日へのシフト対応を真剣に検討していたところですが、幸い茨城県が対象から外れたため、事無きを得ました。もし停電が実施されていたら、工場や事務所のすべての設備稼働に大きな影響を及ぼすところでした。中でも24時間連続稼働を必要とする熱処理設備やITサーバーを停止させるわけには行かず、緊急避難策として即日自家発電機を数台設置し有事に備えました。

また震災発生直後から、自社工場内のみならず主要取引先の被害状況把握並びに被害の立上げ支援に努めてきました。このようにあらゆる手を尽くした結果、4月中旬にはすべての工場本格稼働できる状態へ漕ぎ着けました。

この度の震災下において日頃からの災害訓練をはじめとした準備の重要性を改めて感じるとともに、これを教訓として、今後も風化させることなく次世代に引き継いでいけるよう努めてまいりたいと考えています。

（2）情報班

ア 職員配備体制

		3月14日 ～3月21日	3月22日 ～3月29日	3月30日 ～4月17日	4月18日 ～5月8日	合計
情報班 (28名)	日中	118名	177名	108名	21名	424名
	宿直	33名	19名	13名	21名	86名
合計		151名	196名	121名	42名	510名

- ・ 市町村や防災関係機関に対する情報収集や、情報の取りまとめ、時系列の記録、報道機関等からの電話対応を引き続き行った。
- ・ 定期的な作業となってきたため、3月22日から段階的に体制を縮小し、5月8日に班体制を解除した後は、消防防災課職員が情報の時点修正を継続した。



情報班の活動状況（3月14日）



情報の掲出状況（3月14日）

イ 災害情報や気象情報等の収集・整理・提供等

(ア) 人的被害、物的被害、避難所の状況等

【3月14日～5月8日】

- ・ 市町村及び消防本部に対し、人的被害（死者・行方不明者・負傷者）や物的被害（全壊・半壊・一部損壊）、避難所の状況等について毎日1回調査を行った。
- ・ 調査結果は毎日18時現在で集計し、各部・事務局各班、防災関係機関等に提供して情報の共有を図り、広報班を通じて県HPに掲載した。
- ・ 調査項目は、状況の変化や各部・各班からの依頼に基づき、随時変更した。

（調査項目の変更状況）

3月23日	余震（県内震度5弱）に伴う被害項目を追加
3月26日	震災関連死者数の項目を追加
4月12日	前日の余震（県内震度6弱）に伴う被害項目を追加 救護所の設置状況の項目を削除
4月16日	前回との変更有無の項目を追加、火災被害状況の項目を削除
4月27日	土木部の依頼により液状化発生状況の調査項目を追加

【5月9日～5月13日】

- ・ 消防防災課職員が毎日1回午前中に調査を実施し、15時頃集計した。

【5月14日～8月19日】

- ・ 調査結果に大きな変動が見られなくなったため、週3回（原則として火・木・金曜日）の調査に変更した。

【8月20日～12月22日】

- ・ 週1回（金曜日）の調査に変更し、避難者数等の情報については、県内の避難所が解消したことから、12月22日までの調査結果を県HPに掲載した。

【12月23日～平成24年3月31日】

- ・ 月2回（金曜日）の調査に変更した。その後は月1回（月末）の調査に移行した。

第⑤回一括調査

各市町村災害対策本部（警戒本部）御中
 茨城県災害対策本部情報班です。3月15日（火）15:00までに必要事項を記入のうえ、
 下記送付先へFAX願います。

【送付先】 防災FAX：8-600-2898
 NTTFAX：029-301-8701

報告日時	年	月	日	時	分
市町村名					
報告者					
連絡先					

○災害対策本部の設置状況

設置の有無	有・無	設置時間	年	月	日	時	分
災害対策本部以外の体制	名称：		変更日時 / :				

○本日15時現在での避難勧告・指示の発令状況

避難勧告・避難指示・自主避難 (必ずどれかに○を付して下さい) (発令区域：)	避難勧告・避難指示の場合 発令時間： 時 分
--	---------------------------

※複数区域に対して避難勧告・指示がある場合には、任意様式で添付して下さい。

○火災の状況

発生件数	件	鎮火済	件	対応中	件
------	---	-----	---	-----	---

○人的被害の状況

死者	人	重傷	人	程度不明	人
行方不明者	人	軽傷	人	心肺停止	人

○物的被害の状況

全壊	棟	一部損壊	棟	床下浸水	棟
半壊	棟	床上浸水	棟		棟

○避難所の設置状況

避難所設置数	箇所	避難者数	人
--------	----	------	---

※避難所別避難者数一覧等がある場合には、任意様式で添付して下さい。

○避難所設置状況内訳（既存のリストがある場合は、リストの送付の添付で結構です。）

避難所名	人数	避難所名	人数

○救護所（避難所・病院・保健センター等に医療救護所として設置したもの）の設置状況

救護所設置状況	箇所
---------	----

○救護所の設置状況内訳（既存のリストがある場合は、リストの送付の添付で結構です。）

救護所名	救護所名

市町村等に対する調査様式（3月15日）

(イ) ライフライン・交通機関の状況等

【3月14日～4月20日】

- ・ 電気や水道、ガス等のライフライン事業者や、鉄道やバス等の交通機関、道路や河川等の被害状況について、防災関係機関及び各部から情報を収集した。
- ・ ライフライン情報の収集に際しては、災害対策室に詰めている防災関係機関の連絡員を通じて収集したほか、各事業者のHP情報等を随時確認した。
- ・ 調査結果を取りまとめ、各部・事務局各班、防災関係機関等に提供し、情報の共有を図ったほか、広報班を通じて県HPに掲載した。

3月14日～3月31日	毎日2回集計（9時・18時現在）
4月1日～4月20日	毎日1回集計（9時現在）

- ・ 応急復旧作業の進捗に伴い、ライフライン等の復旧情報が中心となったため、ライフライン全般に関する県HPへの情報掲載は4月20日までとし、一部未復旧である水道や道路等の情報については、担当部局において情報を随時更新することとした。

ウ 災害情報に関する国への報告

(ア) 総務省消防庁への報告

【3月14日～平成24年3月31日】

- ・ 人的被害や物的被害等について、総務省消防庁に定期的に報告を行っている。
- ・ 消防庁への報告内容のうち、避難者の情報については、6月1日以降内閣府に引き継がれている。

時期	報告の頻度
3月14日～5月13日	毎日1回
5月14日～8月19日	週3回（原則として火・木・金曜日）
8月20日～12月22日	週1回（金曜日）
12月23日～平成24年3月31日	月2回（金曜日）

(イ) 内閣府への報告

【6月1日～平成24年3月31日】

- ・ 避難者の避難場所別人数を取りまとめ、内閣府へ定期的に報告を行っている。
- ・ 平成24年2月からは報告先が復興庁に引き継がれている。

時期	報告の頻度
6月1日～3月22日	月2回
3月23日～平成24年3月31日	月1回（月初め）

(ウ) 厚生労働省への報告

【3月26日～9月2日】

- ・ 厚生労働省等からの依頼に基づき、避難所の状況調査を行い、福祉指導課を通じて報告を行った。

時期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
報告頻度	5回	3回	2回	4回	3回	1回	18回

エ 災害情報等の記録

【3月14日～4月15日】

- ・ 情報班が把握した情報を後日確認できるよう、時系列作成担当者を決定し、情報の内容把握や入手時間、相手方等の時系列表を毎日作成した。
- ・ 実施した業務を記録し、交代者に引き継ぐため、業務日誌を毎日作成して記録した。

情報班の検証

○正確な情報の収集

- ・ 被害情報の集計については、保健福祉部が調査した住宅の被害数と各市町村から報告された数に相違があったため、情報を再度確認する作業が生じた。
- ・ 被害情報を照会する際は、各市町村内の同種情報の整合を確認するよう依頼し、情報の正確性を確保する必要がある。

○防災情報システムの操作

- ・ 防災情報システムの操作方法に不慣れであったことから、被害情報や避難所開設情報の入力作業に影響したため、班員の端末操作訓練を充実して習熟させる必要がある。

○班員及び所属課に対する周知

- ・ 情報班の業務に加え、所属課において当直業務を行う班員が見受けられた。今後は、事務局員の選定や研修時に、発災時は事務局業務に専念するよう周知しておく必要がある。

(イ) 給食の調整

【3月14日～4月2日】

- ・ 3月11日から引き続き、市町村へ給食の必要数調査を行い、災害対策本部事務局常駐の自衛隊連絡調整員と市町村への部隊配分等活動調整を実施した。
- ・ 給食（炊出し）の材料については、自衛隊が独自に調達したほか、地元の商店街等から調達した。

(自衛隊による給食実績)

	3月																															4月								
	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日																			
1 水戸市																																								
2 日立市		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																							
3 土浦市																																								
4 古河市																																								
5 石岡市																																								
6 結城市																																								
7 龍ヶ崎市		○	○		○																																			
8 下妻市																																								
9 常総市																																								
10 常陸太田市																																								
11 高萩市					○	○	○	○				○	○																											
12 北茨城市		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																					
13 笠間市																																								
14 取手市																																								
15 牛久市																																								
16 つくば市																																								
17 ひたちなか市			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																						
18 鹿嶋市																																								
19 潮来市			○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
20 守谷市																																								
21 常陸大宮市			○	○	○	○																																		
22 那珂市			○	○	○	○	○	○	○																															
23 筑西市																																								
24 坂東市																																								
25 稲敷市																																								
26 かすみがうら市																																								
27 桜川市																																								
28 神栖市																																								
29 行方市																																								
30 鉾田市																																								
31 つくばみらい市																																								
32 小美玉市																																								
33 茨城町																																								
34 大洗町																																								
35 城里町			○	○	○	○	○	○																																
36 東海村																																								
37 大子町																																								
38 美浦村																																								
39 阿見町																																								
40 河内町																																								
41 八千代町																																								
42 五霞町																																								
43 境町																																								
44 利根町																																								
合計	0	3	7	8	8	8	7	6	5	5	5	5	4	4	4	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		

(ウ) 物資輸送の調整

【3月14日～27日】

- ・ 3月11日から引き続き、県の公的備蓄や支援物資を自衛隊車両により市町村へ配布するための調整を実施した。
- ・ 人命救出・救助に係る自衛隊への需要が比較的少なかったため、早い段階から自衛隊車両による物資の輸送を実施した。
- ・ 自衛隊による物資の輸送については、基本的に3要件（公共性、緊急性、非代替性）を満たすものに限り依頼したが、燃料不足により輸送車両を確保できない場合や他県自衛隊を経由しての支援物資輸送等については、自衛隊車両による配送を実施した。

（自衛隊による物資輸送実績）

	3月																															4月							
	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日																		
1 水戸市							○	○																															
2 日立市							○	○	○																														
3 土浦市						○																																	
4 古河市		○																																					
5 石岡市		○																																					
6 結城市																																							
7 龍ヶ崎市																																							
8 下妻市																																							
9 常総市																																							
10 常陸太田市																																							
11 高萩市		○							○	○																													
12 北茨城市		○					○	○																															
13 笠間市																																							
14 取手市		○									○		○																										
15 牛久市												○		○																									
16 つくば市		○					○	○																															
17 ひたちなか市							○	○				○																											
18 鹿嶋市												○																											
19 潮来市											○																												
20 守谷市																																							
21 常陸大宮市																																							
22 那珂市													○																										
23 筑西市		○										○																											
24 坂東市																																							
25 稲敷市																																							
26 かすみがうら市																																							
27 桜川市													○																										
28 神栖市		○									○		○																										
29 行方市																																							
30 鉾田市		○								○																													
31 つくばみらい市																																							
32 小美玉市							○																																
33 茨城町																																							
34 大洗町																																							
35 城里町								○																															
36 東海村																																							
37 太子町																																							
38 美浦村																																							
39 阿見町																																							
40 河内町																																							
41 八千代町																																							
42 五霞町																																							
43 境町																																							
44 利根町																																							
合計	0	9	0	0	0	3	6	5	3	3	4	3	2	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(エ) その他業務に係る調整

【3月11日～4月25日】

- ・ 上記のほか、自衛隊には、行方不明者の捜索等に係るがれきの除去や津波浸水区域の防疫作業、被災者ケアとしての音楽演奏など幅広い分野で活動していただき、その都度、関係機関との調整を実施した。

(オ) 自衛隊への撤収要請

【4月27日】

- ・ 神栖市における給水活動に目途が立ったことから、4月27日に自衛隊に対し、災害派遣部隊の撤収要請を実施した（対策班解消後のため、災害対策本部生活環境部が実施した。）。
- ・ 市町村からの自衛隊の撤収に当たっては、災害派遣要件（公共性、緊急性、非代替性）や復旧状況、代替手段の確保状況等を勘案し、県、市町村、自衛隊の三者で調整を実施した。

(自衛隊撤収要請書)



(自衛隊による活動実績)

従事期間	48日間(3月11日～4月27日)
人員	延べ26,556人(陸自:26,466人 空自:90人)
車両台数	延べ6,298台(陸自:6,273人 空自:25台)
給水量	3,536.9 t
給食量	97,344食
輸送量	216.0 t
その他活動	がれきの除去, 防疫作業, 音楽演奏等, 入浴支援, 物資の提供

ウ 物資の調達・配送

(ア) 国(内閣官房)からの調達

【3月14日～18日】

- ・ 3月11日から継続して国に対し物資要請及び調整を行い、内閣官房から、3月16日から18日にかけて物資が提供された。
- ・ 提供された物資については、国が広島県等から調達したもので、広島県の自衛隊基地から本県航空自衛隊百里基地まで自衛隊機により輸送され、到着後は、陸上自衛隊及び航空自衛隊により県内市町村へ配送した。

- ・ 本県到着前に市町村の不足状況調査を行い、配分量を決定するとともに、到着後、即配布できるよう自衛隊と調整を行い、輸送車両を航空自衛隊百里基地に配備させた。
- ・ 3月14日には、全国知事会により茨城県への支援県が決定したことから、都道府県からの支援による調達に徐々に移行した。

（内閣官房からの提供物資）

カップラーメン	30,000 個
レトルトご飯	10,000 食
ご飯（調理済み）	15,000 食
レトルトカレー	22,000 食
毛布	7,800 枚
お茶	79,512 本
菓子パン	30,000 個

（イ） 都道府県からの調達

【3月14日～19日】

- ・ 3月14日には、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（以下「全国協定」という。）」に基づき、全国知事会が茨城県への支援県を決定したことから、支援県との物資調達に係る調整を実施した。
- ・ 茨城県の支援県は、栃木県、埼玉県、山梨県、奈良県、香川県となったが、近隣県では、被害が発生していたため、香川県や奈良県、山梨県など遠方からの調達が主となった。
- ・ 調整に当たっては、全国知事会を通さず、支援県と直接、物資の量や品目、配送日時、配送手段等について調整を実施した。
- ・ 支援県は、県内の市町村や流通在庫備蓄協定締結企業から物資を調達し、トラック協会や自衛隊の車両により配送を実施していた。
- ・ 物資調整業務については、3月20日に災害対策本部事務局「物資調整班」を新設したことから業務を移管した。

（全国協定による調達物資）

相手先	物資名	数量	受入日	協定名等
香川県	水	6,156ℓ	3月22日	全国都道府県 災害時応援協定
	菓子パン	5,000個		
	アルファ米	26,000個		
	缶詰	12,000個		
	粉ミルク	7kg		
	哺乳瓶付ミルク	250本		
	マスク	480袋		
	手袋	18,000セット		
山梨県	水	23,508ℓ	3月19日	全国都道府県 災害時応援協定
	灯油	2,000ℓ		
	ブルーシート	1,200枚		

奈良県	ブルーシート	1,000枚	3月26日	全国都道府県 災害時応援協定
	オムツ	1,800個		
	軍手	200セット		
	タオル	1,000枚		
	下着	550枚		
	飲料水携帯袋	500枚		
	Tシャツ	500枚		
	水	24,150ℓ		

(ウ) 支援物資

【3月14日～19日】

- 被害状況の全国的な認知や通信手段の復旧、道路の復旧に伴い、企業等からの支援物資の提供が開始された。
- 企業や個人等から提供申込みについては、災害対策本部保健福祉部と連携し、受入場所や日時等について調整を実施した。
- 当初は、県内全域に配布する必要があったことから、各地域に集積所を設置し、各地域の市町村に配送したが、施設ごとに受入物資に偏りがあり、市町村へ配布する際に物資の積込場所が複数になるなど非効率であったことから、水戸市の県立スポーツセンターに集約した。

(支援物資受入場所)

県央地域	県立スポーツセンター
県北地域	常陸太田合同庁舎
県南地域	土浦合同庁舎、県南総合防災センター
県西地域	県西地区防災活動拠点
鹿行地域	鉾田合同庁舎

(支援物資受入数)

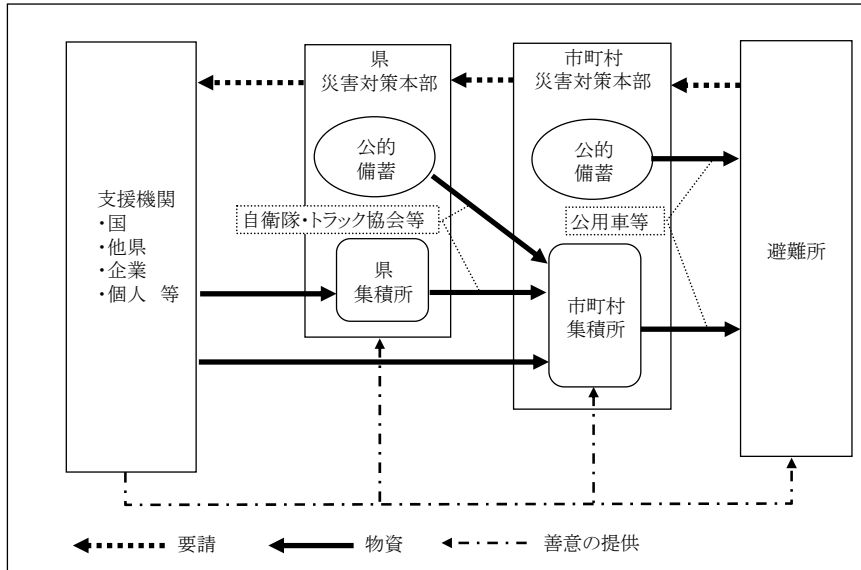
3月14日	17件
3月15日	28件
3月16日	21件
3月17日	55件
3月18日	28件
3月19日	46件

(エ) 物資の配送

【3月14日～19日】

- 調達した物資については、自衛隊や災害時応援協定を締結している(社)茨城県トラック協会等と調整を行い、輸送車両を確保し、市町村への配送を実施した。
- 積込人員については、災害対策本部事務局内や各部の動員を受け、実施した(自衛隊車両による配送の場合は、自衛隊員による積込により実施)。

（物資配送の流れ）



エ 災害対策本部各部局・防災関係機関等との活動調整

(ア) 医療機関への透析用水の供給

【3月14日～16日】

- ・ 3月11日より継続して調整を実施していたが、断水地域の減少や既に調整した機関が継続的に医療機関に給水を続けたことにより調整件数は、減少していった。
- ・ 要請のあったものについては、浄水場と取水の調整を行うとともに、消防本部のタンク車を中心に供給調整を実施した。

(イ) 災害対策本部各部局等との調整

【3月14日～4月17日】

- ・ 相談内容について、適切な部署に対応を依頼するとともに、対応結果の集約を行った。

（主な相談内容及びその対応）

相談内容	対応
■医療関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 患者搬送を依頼したい。（医療機関から） ・ 急患を受け付けない病院がある。（医療機関から） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部総務部と調整し、バスを確保。 ・ 災害対策本部保健福祉部に情報提供し、調整を依頼。
■人員派遣関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ り災証明発行に係る人員を派遣してほしい。（市町村から） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部総務部と調整し、災害対策本部事務局機動班や地方部員を派遣。
■広報関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 渋滞情報や生活情報をラジオ等で積極的に放送してもらいたい。（市町村） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部事務局広報班を通じて茨城放送に放送を依頼。
■義援物資・義援金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 義援金を送りたい。（企業等） ・ 義援物資を送りたい。（企業等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口である災害対策本部総務部に調整を依頼。 ・ 企業は災害対策本部保健福祉部、自治体は対策班物資担当に調整依頼。

<p>■避難関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県有施設で避難者を受け入れてもらいたい。（市町村、社会福祉施設） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設管理者へ連絡し、受入調整を依頼。
<p>■燃料関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スタンドへの給油待ち車両か信号待ちか不明なので周知してもらいたい。（防災関係機関） ・ 給油不可のスタンドへの給油待ちを解消してもらいたい。（防災関係機関） ・ 透析機器の修理のための車両に給油をお願いしたい。（医療機関） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部警備対策部に調整を依頼。 ・ 災害対策本部商工労働部を通じて業界へ「給油不可」のはり紙掲示を依頼。 ・ 災害対策本部燃料班に調整を依頼。
<p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援制度設立に係る需要を調査してもらいたい。（国等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災市町村に対して需要調査を実施。

対策班の検証

○物資輸送に係る自衛隊と民間輸送会社との役割分担

- ・ 今回の震災では、自衛隊には、災害派遣要件（公共性、緊急性、非代替性）を柔軟に解釈していただき、震災初期から物資輸送を実施いただいたが、東北3県のように救出救助事案が多数発生した場合には、人命救助が優先となり、物資輸送は実施できないことが想定されるため、震災初期から民間輸送会社を活用できる体制を整備しておく必要がある。

○市町村への配分量の決定基準

- ・ 今回の震災のように複数の市町村が被災し、県の公的備蓄や流通在庫備蓄では、市町村の需要を補えない場合の優先順位を定めておく必要がある。
- ・ 今回は、沿岸部で被災の大きい市町村を優先したが、市町村ごとに備蓄量が異なることから、被災の大きさと不足量は単純には比例しなかった。
- ・ 大規模災害時には、通信や交通路の途絶等により、県外から物資を確保することは難しいため、公的備蓄の増強や県内企業との流通在庫備蓄協定の増強を図る必要がある。
- ・ また、流通在庫備蓄協定については、市町村レベルでも締結していることから、県と市町村で同一企業と協定を締結している場合には、保有数量の配分等に留意する必要がある。

○企業等との支援物資の受入れに係る調整

- ・ 支援物資については、時間的に見ても、県を経由せずに直接市町村に企業等から配送することが望ましい。ただし、不足状況に係る市町村の広報方法等によっては、市町村間で偏りが発生する可能性があるため、県においても不足状況について情報収集を行い、広報していく必要がある。
- ・ 今回の震災では、災害対策本部各部において、受入れに係る記録方法が異なったため、集約する際に支障となったことから、様式を統一するとともに、物資調整班への報告体制等を整備する必要がある。

○災害対策本部各部局等との調整業務

- ・ 対策班の業務は、災害対策本部各部局や防災関係機関等との調整であるが、相談内容について適切な窓口を案内するという対応も多いことから、総合相談窓口との業務の調整が必要である。

（4）広報班

ア 報道機関への資料提供

- ・ 災害関連情報については、災害対策本部事務局及び県関係部局による資料提供に加え、外部のライフライン関連事業者等からも、随時資料提供を行った。
- ・ 記者クラブへの資料提供による災害関連情報の発信状況は、次のとおり。

（災害関連情報 月別資料提供件数（3月～10月））

月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計
件数	985回	655回	142回	98回	92回	64回	53回	45回	2,134回

※ 災害対策本部事務局からの災害関連情報の資料提供は、10月31日をもって終了。

記者発表資料		3/14 19:00
		平成23年3月14日 茨城県災害対策本部
平成23年東北地方太平洋沖地震への対応について（14日19時00分現在）		
1	本県の主な被害状況	
(1)	人的被害	
①	死亡 19名	
	水戸市（2）、龍ヶ崎市（1）、常総市（1）、常陸太田市（1）、高萩市（1）、北茨城市（5）、鹿嶋市（1）、行方市（2）、大洗町（1）、東海村（4）、 ※ 県警が検死済みのもので消防情報と突合できたものを記載。 ※ 上記以外に因果関係が確認できない死者3名	
②	重症 35名	
	水戸市（12）、日立市（6）、土浦市（2）、高萩市（1）、つくば市（4）、守谷市（1）、筑西市（1）、稲敷市（1）、かすみがうら市（1）、行方市（1）、鉾田市（1）、つくばみらい市（2）、茨城町（1）、東海村（1）	
(2)	住家屋被害 全壊棟：140、半壊棟：864、一部損壊：23、922 床上浸水：78、床下浸水：2、020	
(3)	道路被害	
	高速道路 東関東自動車道の一部区間を除き全線通行止 （緊急車両のみ通行可） ※ 東関東自動車道のみ一部開通（潮来IC～佐原香取IC）	
	国直轄国道 2箇所（うち1橋梁）で通行止 ・国道51号 大洗町サイクル機構前交差点～夏海IC ・国道50号 新富士見橋 筑西市西谷貝から筑西市泉町地先	
	県管理道路 57箇所（うち19橋梁）で通行止 鹿行大橋崩落（通行不可）	
(4)	河川被害	
	直轄河川 175箇所一部損壊 県管理河川 潮沼川など堤防の一部亀裂・損壊等108箇所	
(5)	ライフライン	
①	電気	
	停電：9万軒（14日17時現在）※詳細は東京電力HP掲載 未復旧：なし 一部復旧：14市町村 水戸市、ひたちなか市、常陸太田市、鉾田市、北茨城市、常陸大宮市、那珂市、茨城町、高萩市、大子町、城里町、日立市、東海村、大洗町 全壊復旧：30市町村（一部復旧以外の市町村）	
②	水道	
	全城断水 16市4町1村 一部断水 11市3町1村	
③	ガス	
	東京ガス：日立支社一部（30、006／34、000軒）供給停止中 東部ガス：土浦市一部（桜町～真鍋7、500軒）供給停止中 →14日から部分的に供給開始	

記者発表資料		3/14 19:00
(6)	交通機関	
	JR東日本（常磐線〔上野～松戸間一部運行〕、水戸線・水郡線：不通） 大洗鹿島線 運転再開の見通し立たず つくばエクスプレス 14:50～21:00間 計画停電の影響により運転見合わせ 関東鉄道 常総線 取手～水海道間 30分1本程度の運行 水海道～下妻間 1時間に1本程度の運行 下妻～下館間 代替バスによる運行 但し、水海道～下妻間は、計画停電の時間帯（16:50～20:30）運行見合わせ 龍ヶ崎線 計画停電の時間帯（16:50～20:30）運行見合わせ	
2	県の対応状況	
11日	14時46分	茨城県災害対策本部設置
11日	16時15分	茨城県の要請に基づき自衛隊偵察部隊出動
11日	17時10分	大洗町からの要請に基づき自衛隊災害派遣要請
11日	18時00分	第1回茨城県災害対策本部会議
11日	23時00分	第2回茨城県災害対策本部会議
12日	7時00分	機動班員を市町村災害対策本部へ派遣 （県内の被害状況把握）
12日	9時00分	第3回茨城県災害対策本部会議
12日	10時00分	外国人相談窓口の開設
12日	17時40分	第4回茨城県災害対策本部会議
13日	9時30分	知事災害状況調査
13日	11時26分	第5回茨城県災害対策本部会議
14日	11時30分	第6回茨城県災害対策本部会議
3	市町村の災害対策本部等設置状況	
	災害対策本部設置済 42市町村 〔うち災害対策本部解散 2市町（坂東市、五霞町）〕 災害警戒本部設置済 2町（八千代町・埴町）	
4	避難勧告等の発令状況	
	避難指示 5市町（水戸市、北茨城市、鹿嶋市、小美玉市、城里町） 避難勧告 4市町村（常陸太田市、神栖市、茨城町、東海村）	
5	住民避難の状況	31市町村 23,046人（避難所 284箇所）
6	市町村からの応援物資等の要請	
	要請あり 33市町村 要請なし 11市町（古河市、結城市、取手市、守谷市、大洗町、坂東市、八千代町、美浦村、埴町、利根町、五霞町）	

〔記者発表資料 3月14日19時〕

イ 記者会見対応

知事，生活環境部長，農林水産部長，危機管理監及び保健福祉部次長による臨時記者会見を実施し，情報を発信した。

(ア) 知事臨時記者会見（計13回）

日付	時刻	内容
3月14日	13:15～	平成23年東北地方太平洋沖地震への対応について
3月14日	21:40～	平成23年東北地方太平洋沖地震への対応について
3月15日	20:30～	平成23年東北地方太平洋沖地震への対応について
3月16日	16:30～	平成23年東北地方太平洋沖地震への対応について
3月17日	16:40～	平成23年東北地方太平洋沖地震への対応について
3月19日	16:20～	野菜の検査結果について
3月20日	11:20～	水道水等の検査結果について
3月20日	16:30～	野菜の検査結果について
3月21日	18:50～	野菜の検査結果について
3月23日	10:30～	農産物安全対策への対応等について
3月23日	22:40～	飲料水の測定結果等について
3月25日	13:00～	平成22年度補正予算の概要等について
4月11日	11:30～	震災から1か月を迎えての所感 等

(イ) 生活環境部長臨時記者会見（1回）

日付	時刻	内容
4月1日	16:00～	本県における節電対策について

(ウ) 農林水産部長臨時記者会見（計9回）

日付	時刻	内容
3月30日	11:30～	震災及び原発事故に係る緊急つなぎ資金創設について
3月31日	14:00～	ハウレンソウ・パセリ・原乳の分析結果について
4月6日	14:30～	原乳の分析結果について
4月7日	18:30～	農産物（ハウレンソウ・パセリ・カキナ）の分析結果について
4月8日	19:00～	県内農用地の土壌調査結果について
4月10日	18:30～	原乳の出荷制限解除について
4月12日	14:00～	ハウレンソウ・パセリ・カキナ及び水産物の分析結果について
4月14日	19:15～	魚介類の分析結果について
4月17日	18:20～	ハウレンソウ・カキナ・パセリの出荷制限の解除について

(エ) 危機管理監臨時記者会見（計4回）

日付	時刻	内容
3月14日	13:15～	平成23年東北地方太平洋沖地震への対応について
3月14日	20:00～	平成23年東北地方太平洋沖地震への対応について
3月17日	12:20～	平成23年東北地方太平洋沖地震への対応について
3月18日	11:20～	平成23年東北地方太平洋沖地震への対応について

(ウ) 保健福祉部次長兼生活衛生課長臨時記者会見（計2回）

日付	時刻	内容
3月24日	19:40～	本県産ミズナの分析結果等について
3月26日	22:40～	本県産サニーレタスの分析結果について

ウ 県民への情報提供

震災に関連した重要な事項を多くの県民に周知するため、県HPからの発信を中心に、県広報紙等様々な媒体を利用して情報提供を行った。県民から求められる情報に重点を置いた情報提供を行い、被害状況等についても、随時情報の更新を実施した。

(ア) 職員配備体制

		3月14日 ～ 3月21日	3月22日 ～ 4月3日	4月4日 ～ 5月8日	5月9日 ～ 5月31日	6月1日 ～ 平成24年 3月31日	合計
広報班 (18名)	日中	1名	2名	4名	2名	2名	11名
	宿直	1名	4名	2名	0名	0名	7名
合計		2名	6名	6名	2名	2名	18名

- ・ 3月22日～5月8日は情報政策課2名、統計課2名の職員応援を得て実施した。
- ・ 5月9日には、夜間に情報発信する必要がなくなったため、宿直体制を解除した。
- ・ 6月1日には、土日祝祭日に情報発信する必要がなくなったため、出勤を解除した。

(イ) 情報提供

a 県HPによる情報発信

県HPトップページの「重要情報」の中に、東日本大震災情報のバナーを設け、県民等が見やすく、かつ、アクセスしやすいよう工夫したうえで、震災情報を随時更新した。

(a) 主な掲載内容

- i 各種窓口の案内
 - ・ 東日本大震災総合相談窓口、義援金・寄附金の窓口、災害ボランティアに関する窓口等の案内を掲載した。
- ii 県民の皆様へ、被災者へのメッセージ
 - ・ 「東日本大震災」に関する知事メッセージ、知事記者会見、節電対策に関する情報、県外等からの応援メッセージ等を掲載した。
- iii 生活や生産活動の再建に向けて
 - ・ これまでの予算措置の状況、復旧・復興支援制度の情報等を掲載した。
- iv 公的手続、公共施設の状況
 - ・ 県税の減免、学校を含む公共施設の状況等を掲載した。
- v 避難されている皆様へ
 - ・ 応急仮設住宅の提供、福島県及び宮城県からのお知らせ等を掲載した。
- vi 被害情報、ライフライン関連
 - ・ 知事や災害対策本部の活動、被害情報、ライフラインの情報を掲載した。
- vii 茨城県内市町村東日本大震災写真一覧
 - ・ 各市町村（水戸市等28市町村）から提供を受けた被害状況等の写真を掲載した。

(b) 作成, 更新頁数

【3月14日～4月22日】

- ・ 1日平均約30頁, 期間内で合計約1,200頁を作成又は更新した。

【4月23日～平成24年3月31日】

- ・ 1日約10頁を作成又は更新した。

b 県広報紙「ひばり」による情報発信

月1回発行しており, 震災直後の4月号では震災特集を組み, その後も震災関連の情報を掲載した。

(a) 平成23年4月号(4月10日発行)

- ・ 震災特集号として, 震災に係る支援策, 相談窓口一覧等について掲載した。

(b) 平成23年5月号(5月1日発行)

- ・ 県内各地の復興に向けた取組, 風評被害対策等について掲載した。

(c) 平成23年11月号(11月1日発行)

- ・ 県教育委員会における東日本大震災への対応について掲載した。

(d) 平成24年3月号(3月1日発行)

- ・ 東日本大震災から1年「復興への歩み」について掲載した。

c 県民グラフ誌「フォトいばらき」による情報発信

年4回発行しており, 春季号において震災の特集を組んだ。

(a) 平成23年春季号(4月30日発行)

- ・ 震災後の本県の状況及び「いばらき再生」への取組等について掲載した。

d 新聞による情報提供

地元2紙(茨城新聞・常陽新聞)との共同企画により, 県政の重要テーマについてのキャンペーン広報・企画記事を掲載した。

(a) 茨城新聞

- ・ 平成23年6月に「復興元年の県政」のテーマで, 県幹部(各部長等)のインタビュー形式により, 計10回掲載した(全18段)。
- ・ 平成24年3月25日付け紙面に「東日本大震災1周年追悼・復興祈念式典」を掲載した(全15段)。

(b) 常陽新聞

- ・ 平成23年6月28日付け紙面に「被災した県内中小企業を支援—特別融資制度の創設—」を掲載した(全12段)。
- ・ 平成24年3月25日付け紙面に「東日本大震災1周年追悼・復興祈念式典」を掲載した(全10段)。

e ラジオによる情報提供

茨城放送に委託している茨城県関連の番組(広報枠)を活用して, 震災関連の情報を放送した。

(a) ラジオ県だよりの放送

- 【4月～5月】
- ・ ボランティア, 心のケア電話相談, 節電・節水など, 災害関連情報を合計152回放送した。その後は, 観光PR等の通常放送に戻った。

(b) 県政スポットの放送

【4月～5月】 ・ 災害情報の県HPへの掲載，震災に便乗した悪質商法の注意喚起，融資制度の案内といった災害関連情報を合計174回放送した。

	放送内容	放送頻度
ラジオ 県だより	県の行事，募集事業等のラジオ広報	月・水・金 1日4回（午前2回，午後各2回） 火・木 1日3回（午前2回，午後1回） 土 1日1回（午前1回）
県政 スポット	県政の話題について，スポットのラジオ広報	月～土 1日3回 日 1日2回

f ツイッターによる情報発信

【3月16日～】 ・ 震災関連情報の発信を開始した。
開始日の発信数：ツイート9件，リツイート31件
・ 発信内容は，主にHPへの誘導や被害状況の概要等であった。
・ 1日平均約10件を発信した。

エ 県民相談窓口の設置等

発災後，災害対策本部へ様々な相談や問合せが寄せられたが，3月19日に相談窓口を一元化して県庁3階に東日本大震災総合窓口を開設し，県民からの諸相談に24時間体制で応じるとともに，関係窓口の紹介を開始した。

(ア) 職員配備体制

日付	部署等	人数	体制
3月15日 ～ 3月31日	広報広聴課及び政策審議室， 女性青少年課からの職員応援	8:00～ 0:00 8名 0:00～ 8:00 4名	24時間体制
4月1日 ～ 4月15日	知事直轄職員 (広報広聴課・女性青少年課)	平日 0:00～ 8:45 2名 8:45～16:45 4名 15:15～ 0:00 4名 休日 0:00～ 8:45 2名 8:45～16:45 3名 15:15～ 0:00 3名	24時間体制
4月16日 ～ 4月24日	日中：知事直轄職員 (広報広聴課・女性青少年課) 夜間：災害対策本部事務局の 各班が対応	平日 8:30～17:15 4名 夜間 17:15～ 8:30 1名 休日 8:30～17:15 2名 夜間 17:15～ 8:30 1名	24時間体制 夜間は総括班， 情報班，物資調 整班が対応
4月25日 ～ 5月8日	日中：知事直轄職員 (広報広聴課・女性青少年課) 夜間：災害対策本部事務局の 各班が対応	平日 8:30～17:15 3名 夜間 17:15～ 8:30 1名 休日 8:30～17:15 2名 夜間 17:15～ 8:30 1名	同上

5月9日 ～ 6月30日	日中：広報広聴課 夜間：消防防災課	平日 8:30～17:15 2名 夜間 17:15～ 8:30 1名 休日 8:30～17:15 1名 夜間 17:15～ 8:30 1名	24時間体制 夜間は消防防災課の宿直職員が対応
7月1日 ～ 平成24年 3月31日	日中：専任相談員 (職員による対応を終了) 休日及び夜間：消防防災課	平日 8:30～17:15 2名 休日及び夜間 17:15～ 8:30 1名	24時間体制 休日夜間は消防防災課の宿日直職員が対応

(イ) 相談窓口対応

【3月15日～】

- ・ 各種新聞及び県HPで「東日本大震災総合相談窓口」の周知案内を行い、庁内には案内看板を設置したほか、ひばり4月号で県の震災窓口一覧を掲載した。

【3月19日～】

- ・ 県民相談センター内に専用電話回線を設置した。

【4月16日～】

- ・ 相談件数の減少に伴い、職員の相談対応時間を原則昼間に変更した（土日祝祭日含む）。

【7月1日～】

- ・ 相談件数の減少に伴い、休日の相談対応は、消防防災課に変更した。

※ 土日における相談のうち、総合窓口で対応できないものについては、休日明けに担当課及び関係機関につなぐ形で相談者に対応を行った。

(東日本大震災総合相談窓口設置後からの相談内容の推移)

相談窓口設置3月15日

		3月19日 ～24日	3月25日 ～4月3日	4月4日 ～4月13日	4月14日 ～4月23日	4月24日 ～5月3日
安否確認	件数	23	14	7	5	0
	割合	1.4%	1.3%	0.8%	1.4%	0.0%
インフラ関係 水道・電気・ 道路・交通機関等	件数	232	102	46	20	7
	割合	14.1%	9.4%	5.6%	5.5%	4.6%
原発事故関係 健康（人体への影響） 農産物 飲料水の安全等	件数	373	243	155	58	21
	割合	22.6%	22.3%	19.0%	16.0%	13.6%
避難関係 避難所の紹介 住宅の借上げ等	件数	192	96	62	23	9
	割合	11.7%	8.8%	7.5%	6.3%	5.9%
食料・生活支援物資等 生活物資の要求及び寄付等	件数	107	107	53	22	4
	割合	6.5%	9.9%	6.4%	6.0%	2.6%

家屋関係 復旧・補償・融資	件数	200	192	166	104	31
	割合	12.1%	17.7%	20.1%	28.4%	20.1%
ガソリン供給体制	件数	140	12	0	0	0
	割合	8.5%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%
その他 苦情（国・東電等） 要望 各種制度の問合せ	件数	381	320	337	134	82
	割合	23.1%	29.5%	40.8%	36.6%	53.2%
件数計		1,648	1,086	826	366	154

（総合相談窓口 相談受案件数 月別累計）

区分	平成23年											平成24年			累計
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
計 (うち、来庁者)	2,517 (74)	1,525 (88)	449 (39)	265 (29)	202 (36)	239 (35)	240 (32)	237 (48)	168 (16)	132 (24)	171 (35)	135 (29)	146 (20)	6,426 (505)	
安否確認	35 (1)	14 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	49 (2)	
インフラ 関係	319 (2)	87 (1)	17 (1)	9 (2)	4 (0)	10 (1)	5 (0)	7 (2)	1 (0)	2 (1)	2 (0)	6 (1)	2 (1)	471 (12)	
原発事故 関係	572 (8)	270 (6)	97 (1)	44 (2)	42 (7)	57 (8)	69 (4)	76 (14)	34 (2)	31 (2)	35 (3)	30 (4)	24 (3)	1,381 (64)	
避難関係	270 (13)	110 (9)	35 (6)	32 (6)	30 (5)	32 (9)	36 (6)	17 (5)	25 (6)	19 (4)	19 (8)	17 (6)	7 (3)	649 (86)	
食料・生活 支援物資	188 (4)	105 (3)	29 (3)	7 (0)	16 (2)	6 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (0)	3 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	360 (12)	
家屋関係	347 (22)	337 (37)	113 (11)	65 (5)	49 (13)	49 (6)	29 (4)	32 (9)	22 (3)	14 (3)	30 (5)	27 (7)	22 (1)	1,136 (126)	
ガソリン 供給体制	152 (2)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	157 (2)	
その他	634 (22)	602 (31)	158 (17)	107 (14)	61 (9)	83 (11)	100 (18)	104 (18)	82 (5)	63 (14)	83 (19)	55 (11)	91 (12)	2,223 (201)	

(ウ) 相談マニュアルの作成

【3月下旬～】

- ・ 各市町村との通信連絡が徐々に回復し、避難所の設置をはじめとする被災者支援策に関する情報も充実されてきたため、3月下旬より相談マニュアルを作成した。
- ・ 避難所の設置状況、緊急車両の取扱い及びライフラインの復興状況についてのメモを項目に分類しながら、相談マニュアルを作成し、相談担当者で共有した。
- ・ 相談業務を行いつつ、新たな被災者対策についての施策等に関する情報が出された段階で、担当課の協力を仰ぎながら、情報が最新のものとなるよう改訂を行った。

広報班の検証

○報道機関への資料提供について

- ・ 資料提供の第1報の内容としては、①被害状況の速報（把握している情報を迅速に随時提供）、②県の体制（災害対策本部設置等）、③現状で対応することが可能な事項（国や自衛隊等への協力要請等）等を行う必要がある。

○記者発表について

- ・ 記者発表に際して、どの情報は知事の了解をとり、どの情報は不要か、あらかじめルールを設けておく必要がある。

○県民相談窓口設置等について

- ・ 知事直轄の職員で相談対応したが、家屋被害、インフラ、原子力等相談内容が多岐にわたるため、ワンストップの解決が困難であり、所管課の把握も困難であった。
- ・ 今後は、県民から相談が寄せられた場合に円滑に対応するため、関係機関連絡先の情報等を相談窓口へ速やかに提供する必要がある。
- ・ 5月上旬頃より広報広聴課単独の対応となり、祝祭日も含めて職員が相談対応を行ったことから、通常業務の執行に多大な負担が生じた。今後は、班員が不足する場合の応援体制について、あらかじめ検討しておく必要がある。

(5) 陳情班

ア 国等への要望

東日本大震災からの復旧・復興に係る財政支援等について、引き続き下記のとおり国等に対する要望を行った。

(ア) 本県から国等への要望

日付	要望先	タイトル	主な要望内容
3月14日	菅直人東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部長 清水正孝東京電力(株)取締役社長	東北地方太平洋沖地震に関する計画停電について	○多くの県民が避難所生活を余儀なくされる中、本県が何らの配慮も受けず、計画停電の対象に選ばれたのは極めて疑問。県民の心情を思うとき誠に遺憾 ○計画停電の実施に当たっては、被災地

日付	要望先	タイトル	主な要望内容
			を対象からはずすなど特段の配慮をなされるよう強く要請
3月17日	民主党 (藤田幸久参議院議員)	緊急要望項目	<ul style="list-style-type: none"> ○ガソリン等燃料の確保 ○原発事故に係る避難者対応 ○福島県からの重症患者等の移送 ○水道供給施設の早期復旧支援 ○交通インフラの早期復旧支援 ○県・市町村に対する財政支援
3月18日	菅直人東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部長	東北地方太平洋沖地震に関する被災者への住宅供給について	○国家公務員宿舎等を速やかに提供できるように特段の配慮を要請
3月25日	細川律夫厚生労働大臣	東北地方太平洋沖地震災害に関する緊急要望	<ul style="list-style-type: none"> ○農林水産物の出荷や飲食物の摂取等を制限する放射能の基準等について ○医療・福祉等関連施設の迅速な災害復旧への支援について ○心のケアに対する支援について ○県外からの避難者に対する支援について ○水害を受けた地域の衛生対策について ○災害救助法の柔軟な対応について
3月25日	鹿野道彦農林水産大臣	東北地方太平洋沖地震災害に関する緊急要望	<ul style="list-style-type: none"> ○原発事故に伴う農畜産物などに対する補償と風評被害対策について ○農林水産業関連施設の迅速な災害復旧への支援について
3月25日	大島章宏国土交通大臣	東北地方太平洋沖地震災害に関する緊急要望	<ul style="list-style-type: none"> ○港湾機能の早期復旧に係る支援について ○道路、河川、公園など被災公共施設等の早急な復旧について ○公共交通の確保について ○国内外に向けての的確な情報の発信について
4月2日	岡田克也民主党幹事長	東日本大震災に関する緊急要望	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者対策等について ○インフラの早期復旧について ○原子力対策について ○財政支援の充実等について
4月7日	鈴木克昌総務副大臣	東日本大震災に関する緊急要望	<ul style="list-style-type: none"> ○東日本大地震による災害に関する特別財政援助法の制定について ○普通交付税及び特別交付税措置の拡充について ○災害復旧事業債の対象拡大等について

日付	要望先	タイトル	主な要望内容
			<ul style="list-style-type: none"> ○被災者対策等について ○災害等復興宝くじの発売について
4月26日	東祥三内閣府副大臣	東日本大震災に関する緊急要望	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者対策等について ○インフラの早期復旧支援について ○原子力災害対策等について ○風評被害対策等について ○財政支援の充実について
4月26日	細川律夫厚生労働大臣	地域医療再生臨時特例交付金に関する要望	<ul style="list-style-type: none"> ○地域医療再生臨時特例交付金について 交付要綱で定める上限額120億円の確保 ○地域医療再生臨時特例交付金について、災害復旧事業を対象に加えること ○被災した医療施設等の復旧を図るため、早急に補正予算の概要を明らかにすること
4月26日	大島章宏国土交通大臣	東日本大震災に関する第3セクターの鉄道等への支援についての要望（岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県第三セクター鉄道等府県協議会）	<ul style="list-style-type: none"> ○災害復旧費用への支援について ○運輸収入等の減少に対する支援について
5月6日	大島章宏国土交通大臣	東日本大震災に関する緊急要望	<ul style="list-style-type: none"> ○港湾機能の早期復旧支援について ○被災公共施設等の早期復旧支援について ○地方鉄道の早期復旧と経営に対する支援について ○観光産業に対する支援について
6月22日	本県選出の国会議員	東日本大震災に関する要望	<ul style="list-style-type: none"> ○復旧・復興のための財政支援 ○被災者対策 ○公共施設等の整備 ○産業復興対策 ○防災
8月17日	片山善博総務大臣	要望書	<ul style="list-style-type: none"> ○復旧・復興のための財政支援について ○被災公共施設等の復旧に係る財政支援等について ○原発事故に対処するための財政支援に

日付	要望先	タイトル	主な要望内容
			<p>ついて</p> <ul style="list-style-type: none"> ○減収補填措置について ○災害時にも対応できる通信基盤の整備強化について
8月17日	平野達男東日本大震災復興対策担当内閣府特命担当大臣（防災）	要望書	<ul style="list-style-type: none"> ○復旧・復興のための財政支援について ○インフラ等の復旧・復興支援について ○地域防災計画の早期改定について ○福島第一原子力発電所事故の早期収束について ○県民の健康を守るための取組及び損害賠償 ○風評被害防止等への積極的な対応について ○原子力防災指針等の見直し ○原発事故の影響を払拭するための交付金
9月27日	野田佳彦内閣総理大臣 安住淳財務大臣 平野達男東日本大震災復興対策担当内閣府特命担当大臣（防災） 興石東民主党幹事長	東日本大震災・福島原発事故に関する要望書	<ul style="list-style-type: none"> ○復興基金について ○復興交付金（使い勝手のよい交付金）について ○原子力交付金について ○地域グリーンニューディール基金について ○地域医療提供体制の再構築（地域医療再生基金の積み増し）について ○農業・農村の復興について ○高速道路の無料化について ○医療関連拠点整備について ○中小企業グループの施設復旧・整備への支援について
10月3日	枝野幸男経済産業大臣 細野豪志環境大臣 黄川田徹総務副大臣 自民党（谷垣総裁，大島副総裁，石原幹事長，茂木政務調査会長，塩谷総務会長）	東日本大震災・福島原発事故に関する要望書	<ul style="list-style-type: none"> ○復興基金について ○復興交付金（使い勝手のよい交付金）について ○原子力交付金について ○エネルギー政策基本法と基本計画について ○中小企業等グループの施設復旧・整備への支援について ○企業立地の促進について ○医療関連拠点整備について ○風評被害防止等への積極的対応について

日付	要望先	タイトル	主な要望内容
			○すべての損害への早急な補償について
10月6日	郡和子内閣府大臣政務官	東日本大震災・福島原発事故に関する要望書	<ul style="list-style-type: none"> ○復興基金について ○復興交付金（使い勝手のよい交付金）について ○原子力交付金について ○被災者の生活再建支援策の充実について ○港湾の早期復旧と高速道路の整備促進について ○農業・農村の復旧・復興支援について ○中小企業等グループの施設復旧・整備への支援について ○学校施設の耐震化の促進について ○文化財の補修等への支援について ○行政庁舎の本格的復旧への早期支援について ○地域医療提供体制の再構築（地域医療再生基金の積み増し）について ○除染に関する財政支援措置等について ○放射性物質を含む浄水場発生土や焼却灰・下水汚泥等の処理について ○風評被害防止等の積極的な対応について ○企業立地の促進について ○すべての損害への早急な賠償について
11月14日	郡和子内閣府大臣政務官	要望書	<ul style="list-style-type: none"> ○県内への企業立地の促進，農林水産業，観光業，製造業等に対する風評被害の解消，さらには本県のイメージ改善等，息の長い取組に活用できる基金創設と医師の県外流出や新規就業のキャンセル等へ対応するための地域医療再生基金の更なる積増しなど。 ○原発事故による健康被害から県民を守るため，国の責任において，放射線量の測定や健康影響の調査など必要な措置を講じること。
11月16日	荒井聰衆議院議員 （民主党原発事故収束対策プロジェクトチーム座長） 山口那津男公明党代表	要望書	<ul style="list-style-type: none"> ○県内への企業立地の促進，農林水産業，観光業，製造業等に対する風評被害の解消，さらには本県のイメージ改善等，息の長い取組に活用できる基金創設と医師の県外流出や新規就業のキャンセ

日付	要望先	タイトル	主な要望内容
	石井啓一公明党政務調査 会長		<p>ル等へ対応するための地域医療再生基金の更なる積増しなど。</p> <p>○原発事故による健康被害から県民を守るため、国の責任において、放射線量の測定や健康影響の調査など必要な措置を講じること。</p>
11月21日	平野達男東日本大震災復興 対策担当内閣府特命担 当大臣（防災）	要望書	<p>○県内への企業立地の促進，農林水産業，観光業，製造業等に対する風評被害の解消，さらには本県のイメージ改善等，息の長い取組に活用できる基金創設と医師の県外流出や新規就業のキャンセル等へ対応するための必要な財政支援</p> <p>さらに，北関東以北の高速道路の無料化などの積極的な観光振興策</p> <p>○原発事故による健康被害から県民を守るため，国の責任において，放射線量の測定や放射性物質の除染，健康影響の調査など必要な措置を講じること。</p>
12月6日	藤田幸久財務副大臣	要望書	<p>○福島周辺県における原発事故を払拭するため，企業立地の促進，観光業及び農林水産業に対する風評被害等，息の長い取組に活用できる基金創設のための財政支援</p> <p>○放射線量の測定や放射性物質の除染，さらには健康影響調査など必要な措置を講じること</p> <p>○「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」については，引き続き相当の需要が見込まれることから，十分な財政措置を行うこと。</p>
2月18日	興石東民主党幹事長	要望書	<p>○復興特別区域制度の柔軟な運用について</p> <p>○企業立地支援について</p> <p>○健康影響調査について</p> <p>○原発事故対策について</p> <p>○風評被害対策について</p> <p>○医療体制の強化について</p> <p>○災害に強い道路ネットワークの整備について</p> <p>○雇用対策の推進について</p>

日付	要望先	タイトル	主な要望内容
			○震災復興特別交付税の対象範囲の拡大等について
2月20日	参議院厚生労働委員会 小林正夫委員長	要望書	○健康影響調査の実施について ○医師確保対策について ○災害に強い医療施設づくりの推進について ○医療保険制度の安定的運営について ○サービス付き高齢者向け住宅への住所地特例の付与について ○子ども・子育て新システムについて ○雇用対策の推進について
2月22日	吉田泉復興大臣政務官	要望書	○復興特別区域の弾力的な対応について ○復興交付金の柔軟な運用について ○風評被害対策について ○企業立地支援について ○除染対策について ○災害に強い医療施設づくりの推進について ○災害に強い道路ネットワークの整備について ○雇用対策の推進について ○震災復興特別交付税の対象範囲の拡大等について
3月1日	末松義規復興副大臣	要望書	○復興特別区域の弾力的な対応について ○復興交付金の柔軟な運用について ○風評被害対策について ○除染対策について ○健康影響調査について ○災害に強い医療体制づくりについて ○災害に強い道路ネットワークの整備について ○雇用対策の推進について ○震災復興特別交付税の対象範囲の拡大等について

(イ) 全国知事会から国等への要望

日付	要望先	タイトル	主な要望内容
3月23日	民主党総務部門会議 松本龍内閣府特命担当大臣（防災） 仙谷由人官房副長官 片山善博総務大臣	東北地方太平洋沖地震に係る緊急要請	○被災者生活再建支援のための特例的な基金の創設 ○災害救助の柔軟な実施 ○甚大な被害からの復旧・復興に向けた地方財源の確保 ○災害復旧・改良事業における柔軟な運用
4月15日	松本龍内閣府特命担当大臣（防災）	被災者生活再建支援法に基づく支援について	○国と地方の負担割合の見直し
5月25日	玄葉光一郎国家戦略担当大臣 仙谷由人官房副長官 自民党（谷垣総裁，大島副総裁，石原幹事長，石破政調会長） 民主党岡田克也幹事長 公明党山口那津男代表，井上義久幹事長	被災者生活再建支援法改正等への対応について	○国と地方の負担割合の見直し
7月26日	海江田万里経済産業大臣 平野達男東日本大震災復興対策担当内閣府特命担当大臣（防災） 桶高剛衆環境大臣政務官	日本の再生に向けて －東日本大震災復興への提言－	○復興基本方針の早期提示 ○復興特区の速やかな制度設計と有効活用 ○高速道路ネットワークの整備促進 ○津波対策のための防災施設等の早期復旧・整備 ○迅速ながれき処理の促進 ○復興財源の確保と自由度の高い交付金制度の創設 ○被災県ごとの大規模な復興基金の早期創設 ○第3次補正予算の速やかな編成と執行 ○福島第一原発における事故の早急な収束 ○原子力発電に関する安全対策の確立 ○放射能汚染に対する安全対策の推進 ○風評被害対策の強化 ○原子力災害に対する十分な財政支援 ○国内産品の輸出証明書発行事務対策 ○被災者に対する支援の充実・強化

日付	要望先	タイトル	主な要望内容
			<ul style="list-style-type: none"> ○原子力災害被災者への経済的支援 ○住宅確保のための支援 ○液状化被害からの復旧への支援の充実・強化 ○地震・津波観測監視システム等の構築による観測体制の強化 ○早急な津波被害予測の実施 ○消防力・防災力の強化 ○災害医療体制の充実・強化
9月15日	野田佳彦内閣総理大臣	第三次補正予算の編成に向けた緊急要請	<ul style="list-style-type: none"> ○災害復旧・復興事業の実施に必要な予算の確保 ○弾力的な財政措置と自由度の高い交付金の創設 ○被災県ごとの大規模な復興基金の早期設置 ○被災地の意向を踏まえた復興特区制度の早期実現 ○復興まちづくりに対する財政支援 ○道路・鉄道の早期復旧 ○津波防災施設の整備・充実 ○地域産業の復旧・復興 ○医療施設の復旧・復興 ○原発災害からの地域再生に向けた特別法の制定 ○原子力発電所事故の早期収束と放射線対策の着実な実施 ○あらゆる損害に対する迅速かつ十分な賠償の実施
11月21日	関係省庁政務三役 (内閣府, 総務省, 国土交通省, 農林水産省, 厚生労働省, 経済産業省, 財務省, 文部科学省, 環境省)	東日本大震災からの速やかな復興を求める決議	<ul style="list-style-type: none"> ○スピード感ある予算執行 ○関連法案の早期成立, 関連事業の早期予算化 ○手続の簡素化・一元化 ○専門的知識を有する人材の確保による機動的な事業執行 ○原子力発電所事故の早期収束 ○原子力災害に伴う賠償や福島再生に係る特別法の速やかな制定 ○風評被害対策の強化

(ウ) 関東知事会から国等への要望

日付	要望先	タイトル	主な要望内容
3月16日	菅直人内閣総理大臣	東北地方太平洋沖地震に係る緊急要請活動	<ul style="list-style-type: none"> ○計画停電の適切な実施 ○ガソリン，重油等の安定供給の確保及び被災地や医療機関等への安定的供給
6月	菅直人内閣総理大臣ほか	平成24年度国の施策及び予算に関する提案・要望	<ul style="list-style-type: none"> ○被災地における復旧・復興について ○福島第一原子力発電所事故の早期収束と風評被害等の対策について ○地域経済対策の実施について ○電力需給対策について ○原子力安全対策・防災対策の見直しについて ○災害に強い社会資本整備について ○今後の防災対策について
11月	野田佳彦内閣総理大臣ほか	平成24年度国の施策及び予算に関する提案・要望	<ul style="list-style-type: none"> ○被災地における復旧・復興について ○福島第一原子力発電所事故の早期収束と風評被害等の対策について ○地域経済対策の実施について ○安定した電力確保対策について ○原子力安全対策・防災対策の見直しについて ○災害に強い社会資本整備について ○今後の防災対策について
平成24年2月15日	野田佳彦内閣総理大臣 枝野幸男経済産業大臣 杉山武彦原子力損害賠償支援機構理事長 西澤俊夫東京電力(株)取締役社長	東京電力(株)の電気料金値上げ等に関する要請	<ul style="list-style-type: none"> ○大胆な経営合理化策の迅速な断行について ○積極的な情報開示について ○料金値上げの根拠の開示について ○経営責任の明確化について
3月28日	枝野幸男経済産業大臣 西澤俊夫東京電力(株)取締役社長	電気料金値上げ等に関する緊急要望及び説明会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○4月1日からの料金値上げの中止について ○公開の場における説明について

イ 国等の視察に対する対応

国等の視察に際して、日程、視察先、対応者等の調整を行うとともに、視察者に対して本県被害状況の説明や本県に対する財政支援等の要望を行った。

日付	視察者	視察先等
4月7日	鈴木克昌総務副大臣	①北茨城市役所〔被害状況聴取〕 ②平潟漁港〔漁港の被害状況を視察〕 ③大津漁港〔漁港の被害状況を視察〕 ④高萩市役所仮庁舎〔被害状況聴取〕 ⑤高萩市役所〔庁舎の被害状況を視察〕 ⑥日立市役所仮庁舎〔被害状況聴取〕 ⑦河原子港〔港の被害状況を視察〕 ⑧茨城港日立港区〔港の被害状況を視察〕 ⑨大洗町役場〔被害状況聴取〕 ⑩茨城港大洗港区〔港の被害状況を視察〕 ⑪茨城県庁〔被害状況聴取、知事より要望書手渡し〕
4月26日	東祥三内閣府副大臣	①潮来市日の出地区〔液状化の被害状況を視察〕 ②神栖市掘割、深芝地区〔液状化の被害状況を視察〕 ③鹿島港〔港の被害状況を視察〕 ④神栖市役所〔被害状況聴取〕 ⑤茨城県庁〔被害状況聴取、上月副知事より要望書手渡し〕 ⑥北茨城市役所〔被害状況聴取〕 ⑦平潟漁港〔漁港の被害状況を視察〕 ⑧大津漁港〔漁港の被害状況を視察〕
8月20日	平野達男東日本大震災復興対策担当内閣府特命担当大臣（防災）	①いわき市役所〔被害状況聴取〕 ②小名浜港〔港の被害状況を視察〕 ③大津漁港〔漁港の被害状況を視察〕 ④茨城港常陸那珂港区〔港の被害状況を視察〕 ⑤弘道館〔弘道館の被害状況を視察〕 ⑥茨城県三の丸庁舎〔知事等との懇談、被害状況聴取〕
10月6日	郡和子内閣府大臣政務官	①水戸市役所〔庁舎の被害状況を視察〕 ②那珂久慈流域下水道事務所 〔8000Bq/kg超の廃棄物（焼却灰）の保管状況を視察〕 ③茨城港常陸那珂港区〔港の被害状況を視察〕 ④茨城県庁〔知事、市町長との意見交換会〕
平成24年 2月20日	参議院厚生労働委員会 （小林正夫委員長）	①児童養護施設道心園〔施設の被害状況を視察〕 ②茨城県庁〔被害状況聴取、知事より要望書手渡し〕 ③大津漁港〔漁港の被害状況を視察〕 ④北茨城市立総合病院〔病院の被害状況を視察〕

【参考】その後の取組（平成24年4月以降）

ア 国等への要望

東日本大震災からの復旧・復興に係る財政支援等について下記のとおり国等に対する要望を行った。

(ア) 本県から国等への要望

日付	要望先	タイトル	主な要望内容
平成24年 5月30日	枝野幸男経済産業大臣	要望書	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業等グループの施設・設備の復旧支援について ○東海第二発電所の取扱いについて ○原子力安全対策の強化について ○原子力防災対策の強化について
6月20日	末松義規復興副大臣	要望書	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業等グループの施設・設備の復旧支援について
7月2日	本県選出の国会議員	東日本大震災等に関する要望	<ul style="list-style-type: none"> ○復興交付金の柔軟な運用について ○地方財政措置の充実について ○社会資本整備総合交付金（復興）について ○被災公共施設等の復旧支援について ○学校施設の耐震化の促進について ○災害に強い道路ネットワークの整備について ○災害に強い医療体制づくりについて ○地域医療再生計画の計画期間の延長について ○中小企業等グループの施設復旧・整備への支援について ○雇用対策の推進について ○被災地における文化芸術活動に対する財政措置について ○災害廃棄物の受入れについて ○原発事故の早期収束について ○放射性汚染水について ○放射線モニタリング調査について ○除染対策について ○放射性物質を含む廃棄物の処分について ○すべての損害の早急な賠償について ○風評被害対策について ○査証発給手数料免除措置の拡充及び中国人個人観光客向け「数次査証」の

日付	要望先	タイトル	主な要望内容
			発給要件の緩和について ○医師確保について ○東海第二発電所について ○原子力安全対策の強化について ○原子力防災対策の強化について ○放射性廃棄物の処理処分について ○国際協力の推進
7月15日	羽田雄一郎国土交通大臣	要望書	○災害に強い道路ネットワークの整備について ○河川及び海岸線の整備について ○復興交付金の柔軟な運用について ○社会資本整備総合交付金（復興）について ○風評被害対策について
8月6日	牧野聖修経済産業副大臣 鈴木正徳中小企業庁長官	要望書	○中小企業等グループの施設復旧・整備への支援について
8月21日	峰久幸義復興庁事務次官	要望書	○社会資本整備総合交付金（復興）について ○復興交付金の柔軟な運用について

(イ) 全国知事会から国等への要望

日付	要望先	タイトル	主な要望内容
平成24年 6月19日	平野達男復興大臣	復興庁に対する要望	○復興庁の組織・機能の強化 ○復興交付金の更なる改善 ○財政支援の充実 ○東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故関連対策の強化
7月25日	平野達男復興大臣 高山智司環境大臣政務官	東日本大震災からの復興を促進するための提言	○東京電力(株)福島第一原子力発電所事故の早期収束 ○災害廃棄物の広域処理や再利用の促進 ○復興庁の権限強化、復興交付金等の運用の見直しと復興施策に係る予算の確保 ○復興特区制度の適用拡大 ○防災集団移転促進事業をはじめとする集落再生の促進、交通インフラの早期整備 ○産業の復興、雇用対策の促進 ○風評被害対策の強化

日付	要望先	タイトル	主な要望内容
			○避難者・被災者，被災地方公共団体に対する総合的な支援の強化 ○東日本大震災の風化防止と今後の防災対策の強化

(ウ) 関東知事会から国等への要望

日付	要望先	タイトル	主な要望内容
平成 24 年 6 月 1 日	野田佳彦内閣総理大臣 枝野幸男経済産業大臣 西澤俊夫東京電力(株)取締役社長	東京電力(株)の電気料金値上げ認可申請等に関する要請	○経営合理化の徹底による値上げ幅の圧縮について ○厳しい経営環境にある中小企業等への配慮について
6 月	野田佳彦内閣総理大臣ほか	平成 25 年度国の施策及び予算に関する提案・要望	○東日本大震災からの復興について ○東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質への対応と風評被害対策について ○東日本大震災を踏まえた防災対策について

陳情班の検証

○国等に対する要望の取組

- ・ 国の本県に対する支援内容と東北三県（岩手県，宮城県，福島県）等に対するものとの間に差があったため，本県の被害状況等を国に対して強く訴える必要が生じた。

※ 当初，本県が対象となっていなかった国の主な支援策（要望の結果，本県も対象とされた）

- ・ 原子力災害周辺地域産業復興立地補助金（福島県対象）
- ・ 地域グリーンニューディール基金の積増し等（東北地方対象）
- ・ 地域医療再生臨時特例交付金（東北三県対象）
- ・ 中小企業等グループ施設等復旧補助金（東北三県対象）

○全国知事会等との連携

- ・ 広域的な課題等の解消に向けた国への働きかけについては，効果的に行う必要がある。このため，全国知事会や関東知事会と連携して要望を取りまとめ，国等に提出した。

(6) 機動班

ア 職員配備体制

- ・ 機動班のうち地方班員（各県民センター）は，災害対策本部地方部の各班員と兼務しているため，3月14日以降は，原則として本庁班の職員を中心に，機動班の業務を実施した。
- ・ 3月14日から3月25日までの間，市町村へ職員を派遣し，被害情報の収集や市町村事務の支援，避難所の運営支援，緊急車両専用給油所における活動支援，支援物資の搬入搬出作業等を実施した。

イ 市町村への職員派遣

(ア) 被害情報の収集

【3月14日～15日】

- ・ 本庁班の班員を中心に、津波の被害が予想される沿岸部の市町村災害対策本部を中心として班員を派遣し、被害情報を収集して情報班へ報告した。

	派遣人員	派遣先市町村
3月14日	20名	北茨城市、高萩市、日立市、東海村、ひたちなか市、大洗町、鹿嶋市、神栖市、笠間市、那珂市、城里町、茨城町
3月15日	16名	北茨城市、高萩市、日立市、東海村、ひたちなか市、大洗町、鹿嶋市、神栖市
合計	36名	

(イ) 市町村業務の支援

【3月19日～24日】

- ・ 北茨城市及び高萩市から職員の応援要請があったため、機動班員を派遣し、り災証明の受付業務等に当たった。
- ・ 班員の派遣に際しては、自家用車の燃料が不足している状況を考慮し、県北地域在住の班員を選抜して派遣した。

	派遣人員	派遣先
3月19日	11名	北茨城市
3月20日	11名	北茨城市
3月22日	6名	高萩市
3月23日	6名	高萩市
3月24日	6名	高萩市
合計	40名	

ウ 避難所運営支援

【3月17日】

- ・ 対策班からの依頼により、県が開設した避難所（つくば国際会議場）に機動班員2名を派遣し、避難所の運営を支援した。

エ 緊急車両専用給油所への派遣

【3月18日～25日】

- ・ 燃料調整班からの依頼により、緊急車両専用給油所に機動班員を派遣し、一般利用客に対する説明や車両の整理等を行った。

	派遣人員	派遣先
3月18日	7名	6箇所（筑西市，結城市，笠間市，水戸市，日立市，土浦市）
3月19日	7名	6箇所（筑西市，結城市，笠間市，水戸市，日立市，土浦市）
3月20日	2名	1箇所（水戸市）
3月21日	2名	1箇所（水戸市）
3月22日	2名	1箇所（水戸市）
3月23日	4名	2箇所（水戸市）
3月24日	2名	1箇所（水戸市）
3月25日	2名	1箇所（水戸市）
合計	21名	19箇所

オ 欧州連合（EU）からの支援物資の受領

【3月25日，3月30日】

- ・ 物資調整班からの依頼により，旧県立八郷高等学校体育館（石岡市）に機動班員を派遣し，県南県民センターの応援を得て，欧州連合（以下「EU」という。）からの支援物資（毛布52,125枚）の受領及び搬入作業を行った。

	作業人員
3月25日	22名
3月30日	14名
合計	36名

機動班の検証

○業務に関する説明や引継ぎの徹底

- ・ 機動班は，被災地における支援活動やその他事務局長から特に指示されたことなど多様な業務に従事するため，現場の状況により事前の説明と異なる業務に従事する場合もあった。
- ・ 班員を派遣する際は，業務内容を明確に説明し，交代時の引継ぎを徹底する必要がある。

○支援物資の搬入

- ・ 旧県立八郷高校体育館にはスロープがなく，重量のある支援物資を機動班員等が手作業で搬入することとなった。今後は，支援物資の受領に際して，搬入場所の選定やフォークリフト等の機材の準備を検討する必要がある。

（7）燃料調整班（新設）

ア 職員配備体制

- ・ 3月14日から26日まで，引き続き3名（3月23日からは2名）体制により，自家発電用燃料の確保並びに緊急車両及び災害応急対策車両の燃料確保の調整を行った。

イ 燃料の確保・供給

(ア) 自家発電用燃料の確保

【3月14日～15日】

- ・ 県石油業協同組合との通信が確保され、市町村や防災関係機関から寄せられる自家発電用燃料を供給してほしいとの依頼に対して、県石油業協同組合加入の事業者へ随時、供給を依頼した。
- ・ 東京電力(株)の3月14日からの計画停電に備えるため、県内の医療機関や福祉施設、災害復旧において重要な公共施設等における自家発電用燃料の確保状況について、企画部から3名の応援職員を得て調査を行い、燃料の枯渇により患者への影響が予想される医療機関等への燃料の配送を県石油業協同組合に依頼した。
- ・ 3月14日の夕方には、県内においても計画停電が実施されたが、国及び東京電力(株)に対して要望した結果、3月15日以降の計画停電は回避されたため、需要調査を終了した。

〔自家発電用燃料に関する支援依頼の例(3月14日)〕

笠間市	重油	1,200ℓ/日使用量(下水道事業用)	残3日程度
茨城放送	軽油	97ℓ/日使用量(放送用)	残2日程度

(イ) 緊急車両及び災害応急対策車両の燃料確保

a 緊急車両専用(優先)給油所の設置・運営

【3月14日～26日】

- ・ 「災害時支援協力に関する協定」では、実際に燃料を供給する給油所があらかじめ定められていなかったことから、地域バランスを考慮し、急遽、県内4地域(県北・鹿行・県南・県西)に最低1箇所の緊急車両専用給油所を確保するべく、県石油業協同組合と調整した。
- ・ 県北・県南・県西地域については、3月14日に「緊急車両専用給油所」を8箇所、一般車両に優先して給油を受けることが可能な「緊急車両優先給油所」を2箇所設置し、鹿行地域については、3月16日に「緊急車両専用給油所」を1箇所設置した。
- ・ 中小企業課と連携して、緊急車両専用(優先)給油所の開店予定を随時確認し、市町村や消防、警察、ライフライン事業者、庁内各部局に情報を提供した。

(緊急車両専用(優先)給油所に関する情報提供の例(3月14日))

<緊急車両専用> ※消防車両・警察車両・給水車、道路復旧作業関連車両、ライフライン復旧関連車両、公用車のみ給油可

社名	郵便番号	住所	電話	FAX	備考
セキショウカーライフ(株) 下館直井店	308-0803	筑西市直井936-2	0000-00-0000	0000-00-0000	対象車両:県西地域
セキショウカーライフ(株) ビークルビー結城店	307-0001	結城市結城字田村内8621-66	0000-00-0000	0000-00-0000	対象車両:県西地域
セキショウカーライフ(株) 笠間店	309-1613	笠間市石井989	0000-00-0000	0000-00-0000	対象車両:県央地域
セキショウカーライフ(株) Dr.Drive水戸五軒町店	310-0063	水戸市五軒町1-3-38	000-000-0000	000-000-0000	対象車両:県央地域
セキショウカーライフ(株) Dr.Drive水戸御茶園店	310-0851	水戸市千波町字久保301-6	000-000-0000	000-000-0000	対象車両:県央地域
セキショウカーライフ(株) 日立滑川店	317-0053	日立市滑川町1-6-18	0000-00-0000	0000-00-0000	対象車両:県北地域
(株)アドバンス・カーライフサービス Dr.Driverアドバンスつくば竹園店	305-0033	つくば市東新井24-4	000-000-0000	000-000-0000	対象車両:県南地域
宇田川石油(株) 土浦	300-0051	土浦市真鍋2-1-39	000-000-0000	000-000-0000	対象車両:県南地域

<緊急車両優先> ※ 救急車・消防車・警察車両・給水車は一般車両に優先して給油を受けることが可能

(株)シンエネコーポレーション シンエネ水戸	311-4152	水戸市河和田町3891-4	000-000-0000	000-000-0000	対象車両:県央地域
(株)東日本宇佐美 6号土浦北	315-0052	かすみがうら市下稻吉字向原2650-3	0000-00-0000	0000-00-0000	対象車両:県南地域

〔情報提供先〕

各市町村災害対策本部，各消防本部，県警察本部，日本赤十字社茨城県支部，東日本旅客鉄道(株)（以下「JR」という。）水戸支社，東京電力(株)茨城支店，東部ガス(株)，東日本ガス(株)，筑波学園ガス(株)，美浦ガス(株)，東日本電信電話(株)（以下「NTT」という。），KDDI(株)，(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ茨城支店，本庁各課，各出先機関

（緊急車両専用（優先）給油所一覧）

市町村名	給油所名	区分	開始日
水戸市	①セキショウカーライフ(株) 水戸御茶園店	専用	3月12日
	②セキショウカーライフ(株) 水戸五軒町店	専用	3月13日
	③(株)シンエネコーポレーション 水戸店	優先	3月14日
	④吉田石油(株) 水戸ガーデン店	優先	(※1)
日立市	⑤セキショウカーライフ(株) 日立滑川店	専用	3月14日
土浦市	⑥宇田川石油(株) 土浦店	専用	3月14日
かすみがうら市	⑦(株)東日本宇佐美 6号土浦北店	優先(※2)	3月14日
筑西市	⑧セキショウカーライフ(株) 下館直井店	専用	3月14日
笠間市	⑨セキショウカーライフ(株) 笠間店	専用	3月14日
結城市	⑩セキショウカーライフ(株) ビークルビー結城店	専用	3月14日
つくば市	⑪(株)アドバンス・カーライフサービス つくば竹園店	専用	3月14日
鹿嶋市	⑫セキショウカーライフ(株) オートマー 鉢形店	専用	3月16日

(※1) 優先給油所として登録したが，給油が行われることはなかった。

(※2) 専用（優先）給油所としては，3月16日及び3月17日のみ。

（緊急車両専用（優先）給油所の状況）

日付	3月14日	3月15日	3月16日	3月17日	3月18日	3月19日	3月20日	3月21日	3月22日	3月23日	3月24日	3月25日	3月26日	計
営業数	10	9	9	10	9	10	8	8	9	8	8	8	8	114

（利用台数）3月14日：1,127台，3月15日：1,294台

- ・ 事前に優先給油の手続や対象範囲を定めていなかったことから，給油所において対象車両を個別に判断する必要が生じるなど混乱があった。
- ・ 緊急車両専用（優先）給油所の設置について県民に事前に周知することができず，給油所に苦情が寄せられたため，3月18日以降，緊急車両専用（優先）給油所に県職員（機動班）を配置して対応した。

（緊急車両専用（優先）給油所への機動班員配置状況）

日付	3月18日	3月20日	3月21日	3月22日	3月23日	3月24日	3月25日	計
配置数	8箇所 7名	1箇所 2名	1箇所 2名	1箇所 2名	2箇所 4名	1箇所 2名	1箇所 2名	15箇所 21名

※ 3月19日，3月26日は，配置なし

- ・ 県内の停電が3月18日にすべて復旧したことから，3月20日以降は，市町村や消防本部，日本赤十字社茨城県支部，JR水戸支社に限定して，緊急車両専用（優先）給油所の情報を提供した。

b 国（政府対策本部）との調整

【3月15日】

- ・ 政府の緊急災害対策本部に対し、緊急車両専用（優先）給油所への燃料供給について要請を行った。
- ・ 県の燃料確保に向けた取組の状況（政府に対する燃料供給の働きかけ等を含む）について、各市町村災害対策本部長に通知した。

【3月16日】

- ・ 国等の燃料確保対策に関する取組状況として、資源エネルギー庁から「石油製品の供給について」（製油所の復旧見通し、石油の民間備蓄義務の水準引下げ等）が示されたため、各市町村に情報を提供した。

c 県民等からの問合せ対応

【3月14日～28日】

- ・ 県民や事業者等から、緊急車両専用（優先）給油所の使用について相談が寄せられたため、緊急車両専用（優先）給油所の趣旨を説明した。

d 燃料需給の逼迫の収束

【3月30日】

- ・ 中小企業課と連携し、石油業協同組合とも連絡をとりながら、一般の給油所における給油待ちの行列の状況、開店状況等を随時確認した。
- ・ 県内の給油所に対する石油元売各社からの供給も回復傾向にあると判断されたことから、3月30日に燃料調整班の業務を大幅に縮小した。

〔一般給油所における給油待ちの状況〕

3月27日頃 水戸市における給油待ちの行列がほぼ解消した。

3月30日頃 北茨城市や高萩市における給油待ちの行列がほぼ解消した。

燃料調整班の検証

○緊急車両専用（優先）給油所に関するルールの整備

- ・ 緊急車両専用（優先）給油所における混乱を防止し、災害応急対策車両等への給油を円滑に行うため、今後は県石油業協同組合との協定を見直すとともに、給油対象車両の範囲や手順等のルールを整備し、防災関係機関に対し周知徹底を図る必要がある。

○職員の立会い

- ・ 緊急車両専用（優先）給油所の状況把握やトラブルの防止等を目的として、機動班員を配置したが、役割や作業が確立されていなかったことから、あらかじめ具体的な対応手順等を定めておく必要がある。

○県民に対する広報

- ・ 燃料不足に伴う混乱を防止するため、国や石油元売各社等からの情報に基づき、燃料の供給状況や今後の見込み等について、県民へ定期的に情報を提供する必要がある。
- ・ 緊急車両専用（優先）給油所について、県民の理解と協力を得るため、平時から啓発しておく必要がある。

（8）物資調整班（新設）

物資調整班は、保健福祉部参事を班長として、防災担当1名、危機管理担当1名、災害救助法担当2名、県警担当1名（県への出向者）及び消防担当1名（県への出向者）の7名で震災後新たに設置され、ピーク時には民間物流事業者からの派遣者4名（物流専門家2名、作業員2名）を含む16名の職員により対応に当たった。

物資調整班の主な災害対応業務は、他都道府県や企業などからの支援物資の受入れ、県有施設等集積所の管理及び被災市町村等への支援物資の供給である。

ア 新設の背景

避難の長期化や物資の不足に対応するため、県では、備蓄物資や他都道府県、企業等からの支援物資を効率的に管理し、迅速に被災地に提供できるよう、受入れ・管理・配送までを一括で担う「物資調整班」を3月20日に災害対策本部事務局に新設した。

（ア）新設以前の課題

a 窓口の一本化

- ・ 物資調整班の設置以前は、災害救助法を所管する災害対策本部保健福祉部のほか、災害救助用米穀を所管する農林水産部、都道府県間の応援協定を所管する生活環境部等物資の調達窓口が複数になっており、窓口を一本化する必要があった。
- ・ 部署によっては、輸送手段を持たず、燃料不足の中、市町村に取りに来させる等の事例もあったため、受入れから配送までを効率的に管理する部門が必要であった。

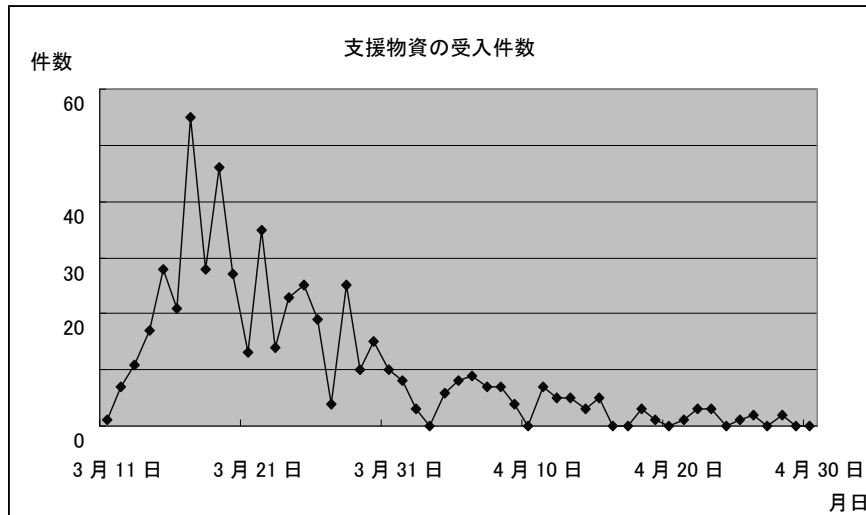
（物資調整班設置以前の調整体制）

調整内容	災害対策本部の窓口	相手先
・ 企業からの支援物資	各部	・ 各部関連団体 等
・ 県の公的備蓄 ・ 企業との流通在庫備蓄協定	保健福祉部	・ 備蓄保管事務所 等 ・ 流通在庫備蓄協定締結22社
・ 農作物等の提供 ・ 災害救助用米穀の調達	農林水産部	・ J A 等 ・ 関東農政局 等
・ 企業への要請	商工労働部	・ 県内企業 等
・ 国への要請 ・ 他都道府県との災害時応援協定	事務局対策班	・ 内閣官房 ・ 全国知事会、関東地方知事会、 北関東磐越五県知事会 等
・ 海外への要請	生活環境部	・ 外務省 等
・ 輸送車両の手配	生活環境部	・ (社)茨城県トラック協会 等

（イ）支援物資の増加

- ・ 被害状況が全国的に報道された結果、大量の支援物資の提供が始まり、専門の調整窓口を設置する必要があった。

(支援物資の受入件数)



イ 職員配備体制

		3月20日 ～ 3月23日	3月24日 ～※1 3月25日	3月26日 ～ 4月17日	4月18日 ～ 5月8日	5月9日 ～※2 6月1日	合計
物資調整班 (12名)	日中	6名	8名	10名	7名	7名	372名
	宿直	2名	2名	1名	1名	0名	118名
合計		8名	10名	11名	8名	7名	490名

※1 民間物流事業者からの派遣員2名(物流専門家)を受入れ。

※2 災害対策本部事務局全体で宿直1名とする。

(ア) 対応時間

- ・ 高速道路の被災等により一般道での輸送が多かったため、夜間から明け方にかけて配送される物資が多かったこと、また、県での滞留時間を極力短縮する必要があったことから、24時間体制で対応を行った(3月20日～5月8日)。

(イ) 構成員

- ・ 災害対策本部事務局内で調整に当たる職員のほか、積込人員は、随時、災害対策本部事務局機動班(県民センターなど出先機関の職員)や災害対策本部各部からの動員により確保した。旧八郷高校体育館へ余剰となっていた毛布を集約した際には、体育館の入口に大型トラックの横着けができないことや施設内でフォークリフトが使用できなかったことなどから、30人以上の職員を動員した。
- ・ 3月24日には、災害時応援協定を締結している(社)茨城県トラック協会から民間の物流事業者2名((株)日立物流)を物流専門家として配置するとともに、フォークリフトのオペレーターや作業員も併せて集積所に配置した(それ以前は、レンタル会社からフォークリフトを借り受け、免許を保有する職員により対応していた)。

ウ 支援物資の受入調整

(ア) 国との調整

【3月11日～3月下旬】

- ・ 震災当日から国（内閣官房）に対し物資の要請を行い、3月16日には、食料約11万食や飲料水約4万ℓ、毛布等が提供された。
- ・ 国の調達先も自治体が多く（上記は広島県から調達）、3月14日以降は、全国知事会による都道府県間の調達スキームが定められたことから、指定された支援県からの調達を主とした。

(イ) 他都道府県との調整

【3月～5月下旬】

- ・ 市町村から要望のあった物資を取りまとめ、「全国都道府県における災害時広域応援に関する協定（以下「全国協定」という。）」により調達を行った。
- ・ 全国知事会により、被災の大きい県への支援都道府県が配分され、茨城県は、栃木県、埼玉県、山梨県、奈良県及び香川県となったが、近隣都県が被災していたため、香川県や奈良県、山梨県から物資を調達した。
- ・ 3月23日には、水道水から乳児の基準を超える放射性セシウムが検出されたことから、軟水を確保する必要が生じ、東京事務所を通じて、支援県以外にも物資の要請を行い、愛知県や広島県から飲料水を調達した。
- ・ 他都道府県に集まった支援物資の一部については、自衛隊機による輸送を実施したため、災害対策本部事務局に常駐する自衛隊の連絡調整員を通じて調整を実施した。

(ウ) 海外からの支援物資

【3月～4月下旬】

- ・ 乳児用の飲料水を確保するため、災害対策本部生活環境部（国際課）から外務省に要請を行い、タイやフランス、中国等から水を調達した。
- ・ EUから外務省や(社)日本経済団体連合会を通じて、支援の申出があり、災害対策本部生活環境部（国際課）と連携して、複数回に分けて、放射線モニターや寝袋、簡易ベッドなど災害対策用資機材の提供を受けた。

（都道府県・国・海外からの支援物資等の受入状況）

（都道府県関係）

相手先	物資名	数量	受入日	協定名等
香川県	水	6,156ℓ	3月22日	全国都道府県 災害時応援協定
	菓子パン	5,000個		
	アルファ米	26,000個		
	缶詰	12,000個		
	粉ミルク	7kg		
	哺乳瓶付ミルク	250本		
	マスク	480袋		
	手袋	18,000セット		

山梨県	水 灯油 ブルーシート	23,508ℓ 2,000ℓ 1,200枚	3月19日	全国都道府県 災害時応援協定
奈良県	ブルーシート オムツ 軍手 タオル 下着 飲料水携帯袋 Tシャツ 水	1,000枚 1,800個 200セット 1,000枚 550枚 500枚 500枚 24,150ℓ	3月26日	全国都道府県 災害時応援協定
栃木県	大型土のう ブルーシート	2,500袋 1,000枚	3月18日	五県相互応援協定
新潟県	水	2,000ℓ 208,800ℓ	3月15日 3月17日	五県相互応援協定 (新潟県から申出)
群馬県	大型土のう ブルーシート	2,000袋 1,300枚	3月18日	関東地方整備局管内 災害時申合せ
愛知県	水	6,000ℓ	3月26日	東京事務所から依頼
広島県	水	63,984ℓ	3月30日	東京事務所から依頼
岐阜県	毛布	3,200枚	3月22日	支援物資

(国関係)

相手先	物資名	数量	受入日	協定名等
内閣官房 (広島県調達)	カップラーメン レトルトご飯 ご飯(調理済) レトルトカレー 毛布 お茶 菓子パン	30,000個 10,000食 15,000食 22,000食 7,800枚 79,512本 30,000個	3月16日 ～18日	災害対策本部から 要望
国土交通省 関東地方整備局	大型土のう ブルーシート	2,640袋 770枚	3月15日, 16日	関東地方整備局管内 災害時申合せ

(海外関係)

相手先	物資名	数量	受入日	協定名等
EU	毛布 寝袋 スリーピングマット 簡易ベット キャンプ用ベット 水筒 20ℓウォーターコンテナ 放射線モニター	52,125枚 300個 2,880枚 168台 112台 2,800個 130個 50台	3月25日, 26日, 30日, 4月7日, 25日, 27日	支援物資

タイ	水	13,6080	3月25日	外務省経由
フランス	水	31,4880	3月26日	外務省経由
中国	水	30,4910	3月29日	外務省経由
イギリス	水	95,0640	3月29日	外務省経由
メキシコ	水	7,2900	3月29日	外務省経由
台湾	水	285,0000	4月28日	支援物資
韓国	水 毛布	4,2240 2,000枚	3月23日	支援物資
韓国 (アジアナ空港)	水 レトルト米飯 パックご飯	960本 120食 120食	3月17日	支援物資
アフガニスタン	カップ麺 お粥 ハンドクリーム ボディーパウダー 照明器具 ガスコンロ	100食 50食 90個 99本 20世帯分 20世帯分	4月11日 5月20日	支援物資



EUからの支援物資（毛布）



物資調整班

(エ) 企業からの支援物資

【3月～6月中旬】

- ・ 企業からの支援物資は、6月15日までに、延べ約550団体から、食料や水、毛布をはじめ、衣類や発電機、車両などの提供を受けた。
- ・ 事前に提供の連絡があったものは、市町村への希望調査を行い、輸送や受入れなどの調整を行った。配送については、時間短縮のため、市町村等への直接配送を基本としたが、配送が多い場合などは、県の集積所に一時集積後、県から送付した。
- ・ 企業との調整については、報告書を作成し、班員で共有することで、ローテーションにより担当者が不在であっても調整できるようにした。また、受入日等についても、一覧表を作成し、積卸しや積込みの人員、パレット等の資機材を確保した。
- ・ 事前に連絡がないものについては、県の集積所で受け入れ、在庫表を作成し、定期的に市町村に送付し、希望を募った。

(支援物資提供先一覧抜粋 (順不同, 一部略称))

Avi Land	大曾根タチ	ジェイコム茨城 土浦ケーブルテレビ(株)	天星紙器	ボーンズカップ	(株)丘里
G-VELLEYC TOKYO	大塚製菓	ジェフサポーター有志の会	どうえい商事	ポリマープラス(株)	(株)カスミ
hair&Make	大西商事(株)	篠塚工業所	東京医科大学	ホンダギケン	(株)カタログハウス
IAXA	岡田整形外科クリニック	社会福祉法人 木屋会	東京サラヤ(株)	マクドナルド等間店 駒形様	(株)ぎょうせい
IA茨城旭村	岡田泰美外35名	社会福祉法人東京コロニー	東京電力(株)茨城支店	丸三産業(株)	(株)ゴールドデンハーベスト
IA茨城中央	岡野裕子 他33名(個人)	(社)全日本建設技術協会	東京都中央卸売市場茨城県人会	丸栄コンクリート工業(株)	(株)コクミン
IA茨城みずほ	オリトモ	(社)つくば青年会議所	東部ガス(株)茨城南支社	丸富食品(株)	(株)コントレ
IA茨城むつみ	開運7Dバイザー 来未 他77名	シユーマート	東洋産條工業(株)	丸茂食品(株)	(株)サミットインターナショナル
IAかしまなだ	貝塚童一他13名	自由民主党大阪府青少年育成会	東横イン土浦駅東他31社	三重県松阪青年会議所	(株)三五
IA北つくば	貝沼圭二外8名	自由民主党本部	戸田産業(株)	三井住友銀行	(株)三和製作所
IAグループさいたま	加賀電子(株)	庄司医院	栃木県職員労働組合	三菱重工	(株)志ち乃
IA全農いばらき	笠間市	昭文社	利根コカ・コーラ	水戸市	(株)しまむら
LOOPHAIRSPACE	笠間市歯科医師会	常陽銀行つくば市役所支店	富田製菓	水戸中央青果(株)	(株)ジャスト
NPO国境なき子どもたち	笠間市社会福祉協議会	食遊三和	戸村興業(株)	水戸ホーリーホック	(株)シヤルレ
NPO法人 シオン	巖ヶ浦北浦水産加工業協同組合の有志	白石 瑞恵 他106名(個人)	トモエ乳業(株)	美濃酪農協同組合	(株)常盤第一興商
NTTドコモ茨城支店	かずみがうら市民クラブ	白狐堂	トヨタカローラ南茨城(株)	富本世智外405名	(株)銘文
NTT東日本	霞月会	シンカワ(株)KMネットワーク	トヨタ技術会	茗溪学園	(株)スマイル本田荒川沖店
P&G	カミ友部店	新鮮市場小川青果	トヨタ自動車(日野自動車紹介)	メイフェア	(株)創建
T'sレ스토랑	片野貴光 他141名(個人)	鈴木歯科	とんきゅう(株)	モンフルニエ	(株)第一自動車
青田忍 他245名(個人)	加納多恵子 他80名(個人)	スズキ自販茨城	尚恵学園	ヤクルト	(株)高城
蒼天の郷	土横場常会	スズキ二輪	なかじま農園	ヤクルト千束町センター	(株)タスキ ミスタードーナツ事業係
アクト・ツー(株)	ガーゼシアオヤマ	スターバックスコーヒー	中村小学校PTA	やさと観光果樹組合	(株)つくばコンピュータ
アクロスプラザ笠間	川上産業(株)	住友3M	名古屋グランパスサポーター	山梨県甲斐市役所	(株)つくばニューワールド
アサヒビール	韓国(チャンクソク)	住友林業	奈良県農業協同組合広域流通センター	山梨県建設業協会	(株)土手影建設
アサヒ飲料	関東信越税理士会土浦支部	諏訪正子外121名	二の宮ハウス	ユニーザイ(株)	(株)常盤第一興商
アジアナ航空	関東徳州会	青年会議所関東東地区	二の宮ハウス	ユニ・チャーム(株)	(株)ともえ
アジアナ航空茨城支店	きし整形外科内科	セイフ食品	二の宮ハウスIISTEC	ユニクロ	(株)ナガタ
アシア町商工会	希望の学校	瀬尾恒雄 他115名(個人)	日本騎手クラブ関東支部	ヨークベニマル土浦真鍋店	(株)永山
雨引観音	キュービー(株)	関彰商事	日本興産損保(株)土浦支店	横田知明外169名	(株)日空
雨引観音薬法寺	行政書士 水戸総合事務所	洗車の王国	日本梱包(株)	吉田歯科医院	(株)バルス
荒川沖DOSPE会	極真会館茨城県常総支部	全建総連 茨城県建築連合会	日本自動車輸入組合	吉田茶園	(株)日立プラントテクノロジー
アルコ(株)	串とんぼ	セントラルフード	日本ジフィー食品(株)	吉野家	(株)ファンケル
イオン	グリーンホスピタリティフードサービス(株)	第一興商	日本食品衛生協会	ライトオン	(株)富士薬品
井崎貞子外82名	グレイセーション	第一パン	日本青少年育成協議会	ローソン	(株)ブルボン
石井留美子外154名	ケースデンキ	第一屋製パン(株)	日本赤十字茨城県支部	ローソン中央病院店	(株)堀場製作所
石岡市社会福祉協議会	健栄製菓(株)	大信建設(株)	日本乳業協会(暫印乳業からの申し出)	若しば	(株)三好商会
伊藤園	県看護協会	大成ロテック(株)	日本ポリスター	渡辺歯科医院	(株)ヤマト
茨城県医師会	原子燃料工業(株)	ダイダイン(株)茨城営業所	沼尻産業	ワメスコスメティックス(株)	(株)ユキキニッポン
茨城元氣計画 イバライガー	県庁生協	大東建託(株)	沼尻歯科	元園都市販売	(株)ゆにろーず
茨城県教職員組合	県納豆商工業組合水戸支部	ダイドードリンコ	ネクスコ東日本	古河市商工会青年部	(株)リオチェーン
茨城県歯科医師会	公益財団法人モロロジー研究所	大成屋	ねご屋	水戸中央青果(株)	(株)リコー
茨城県常温食材協会	神戸(株)ワールド	大八州開拓農協	野村証券	多田良子他55名	(株)ローズコーポレーション
茨城県商工会議所青年部連合会	神戸市	ダイハツ	ハーバード大学	読売新聞社	(株)ローソン茨城支店
茨城県信用組合	神戸市民福祉振興協会	タイハイ	長谷川歯科医院	富田歯科工房	(株)ワールド
茨城県生活協同組合連合会	コートダジュール	高橋スポーツ店	花小路つくば店	(社)エコ食品研究会	(株)石崎印刷土浦店
茨城県中小企業家同友会	コープファクトリー	竹内裕子外150名	浜田山番番街	(社)土浦市歯科医師会	(有)石下衛生センター
茨城県洋菓子協会	コープ(生協)友部店	武田薬品	パルシステム生活協同組合連合会	(社)におい・かおり環境協会	(有)オートソニック
茨城県養鶏協会	ココカラ	ダンテライオン	ビーファミリーネオ ムエタイム 太田原	(社)日本果汁協会	(有)ハリヤ
茨城交通(株)	古河市商工会青年部	地域女性連絡会 古河並木婦人会	東日本大震災被災地域の医療現場等支援活動協力会	(社)日本食品衛生協会	(有)MDS
茨城コープ労働組合	古河市市民生委員会	千代川青果(株)	東光紙商事(株)	(社)日本乳業協会	(有)アップルアップル
茨城三和ライオンズクラブ	古河手打蕎麦の会	ちりめんの会	ひたらなか母子の病院	(株)遠藤製菓	(有)石下衛生センター
茨城トヨタ(株)	国際ロータリークラブ	つくばIC	美容室れん	(株)堀場製作所	(有)コートダジュール
茨城トヨペット	小竹雄太郎他51名	筑波温泉ホテル	蛭田洋之外325名	(株)ヤマニ商会	(有)三和園芸
いばらき乳業	コマツ(建設機械無償貸与)	ツクバ計画	ファミリーマート土浦中店	(株)K-PRESENTS	(有)第一爽快カステラ工房
医薬配置協会県南支部	小柳建設(株)(社有地無償貸与)	つくば市医師会	フリップ	(株)T・S・H	(有)ツイキ
岩瀬コスファ(株)	コンビニ(株)	つくば市災害対策本部	富士祭典	(株)TBSラジオ&コミュニケーションズ	(有)筑波ハム
インターパイロン	埼玉県中川自警消防団	つくば自然人間の会	フジテレビネットワーク局	(株)アークウルスホンダ	(有)中山瓦業
上竹省吾外38名	在日本大韓国民団中央本部	つくば市農業協同組合	富士フィルムホールディングス	(株)アシスト	(有)松原塗装
エス・ケイ・ジャパン	酒井慎号外162名	つくば市役所	ブジョー・シトロエンジャパン社	(株)アスカコーポレーション	(有)ユキステーション
江戸川区	栄パン	つくば市谷田部農業協同組合	プライムケア関東(株) 茨城センター	(株)イーグル商事	(有)簡井塗装
江原ファーム	さくらい薬局	つくばね開業(有)	プラスワン カフェガーデン	(株)飯島畜産	(財)関東地方郵便局長協会
王子製紙(株)	佐古拓也外23名	つくば薬剤師会	プリマハム	(株)イセファーム	ベルマーク教育助成財団
王子ネピア	榛誠会茨城県支部	土浦協同病院	ブルーツバーAOKI セビオドームつくば店	サントリー	産経新聞古河総和
大久保歯科クリニック	さしま茶協会	土浦第二高等学校	米友会	サントリーインターナショナル(株)	つるみ矯正歯科
大阪御堂筋ローターアートクラブ	サン粋	堤詔子外24名	ボーイスカウト古河第1団	(株)いそ山商事	ベルズイン土浦
シークセール	寺島薬局	ボーイスカウト古河第2団	(株)いなせ		

(ウ) 個人からの支援物資

- ・ 阪神・淡路大震災の教訓から、個人からの支援物資は提供を受けないことを原則とし、家庭への配布を中心に活動するNPO等を紹介した。
- ・ 事前に連絡がなく個人から届いた物資については、同様の品目に分類して再包装したうえで市町村等に配布したが、少量のため避難所では配布できない等の理由により、希望は少なかった。

（主な支援物資の提供数）

品目	数量	備考
飲料水等	1,065,859ℓ	お茶等清涼飲料水含む
食料	533,373食	副食は0.5食で計上
毛布	109,700枚	
マスク	1,324,150枚	
粉ミルク	2,800kg	
ブルーシート	8,191枚	
その他	乗用車，地震体験車，トラック，スクーター，マウンテンバイク，重機貸与，常温合剤，給湯器，発電機，ラジオ，テレビ，携帯充電器，懐中電灯，電池，灯油，ポリタンク，お菓子，ほ乳瓶，果物，アメ，食事券，石けん，歯ブラシ，シャンプー，胃薬，風邪薬，うがい薬，消毒液，湿布，体温計，ティッシュ，カミソリ，絆創膏，排泄物凝固剤，芳香剤，食器，靴，衣類，下着，手袋，軍手，タオル，オムツ（子ども・大人），生理用品，枕，布団，ベッド，ランドセル，絵本，ノート，教科書，筆記用具，おもちゃ，地図，カイロ 等	

※ 県の集積所を経由せずに市町村に直送されたものは，未計上。

※ 台帳上に数量の記載がないもの（「多数」等不明瞭なもの含む）は未計上。

エ 支援物資の管理

(ア) 受入場所の確保

【3月11日～3月中旬】

- ・ 県が想定していた集積所である県庁福利厚生棟体育館については，天井ボードの落下等により当初は使用できなかったため，県西総合公園内の県西地区防災活動拠点，土浦合同庁舎，鹿行合同庁舎，常陸太田合同庁舎等県内各地域の県有施設に分散して受け入れることとした。
- ・ 県庁福利厚生棟の仮復旧を行うとともに，災害対策本部総務部や教育庁などと支援物資の受入れが可能な体育館等の確保に向けて調整を行った。

【3月中旬～5月上旬】

- ・ 県庁福利厚生棟の仮復旧が完了し，水戸市内の県立スポーツセンター体育館を確保できたことから，食料や飲料水等比較的動きのある物資を両施設で集約して管理することとしたが，スペースが不足したため，管財課の公用車駐車場や県庁敷地内の屋根のある通路等にも保管することとした。
- ・ 県立スポーツセンター体育館には，毎日，最低2名の人員を配置し，支援物資の受付や管理，積込み等を実施した。大量の支援物資の受入れがある場合には，県の職員のほか，水戸市社会福祉協議会等からボランティアを動員して対応した。
- ・ 災害対策本部事務局において各集積所の在庫表を作成し，集積所からの受払報告に基づき毎日更新を行い，市町村へリストを提供した。
- ・ 一定期間経過後の需要の少なくなった毛布等は，保管スペースを圧迫するため，廃校となっていた県立八郷高校等やつくばヘリポート格納庫等に保管することとした。

- 台湾から提供を受けた飲料水 28.5 万ℓについては、受入スペースがなかったため、(社)茨城県トラック協会及び茨城県倉庫協会の協力により、日通倉庫（水戸市元吉田）で一時的に受入れ、調整のとれた市町村から配送した。配送に当たっては、フォークリフトやオペレーターを併せて回送し、市町村の負担を軽減した。



職員による積卸状況



物流専門課による積込状況

(イ) 物資の配置・在庫管理

a 物資の配置

- 配置に当たっては、食料ゾーンや水ゾーン、衣類ゾーン等体育館を区分けして管理を行った。受入時に管理番号を付与し、ラベルを添付することで積込時間の短縮を行った。
- 体育館内では、フォークリフトが使用できないため、ハンドリフトや台車により配置を行った。
- 物流専門家の配置後は、物流ノウハウをもとに、体育館の養生や在庫表の管理、物資の再配置を行った（詳細は、「カ 物流専門家の受入れ」参照）。



県庁福利厚生棟体育館



県立スポーツセンター体育館

b 在庫管理

- 震災後、班の中で項目を整理し、在庫表を作成し、管理した。
- 在庫については、市町村に情報提供し、希望を募った。

（支援物資一覧表（平成23年3月31日現在の飲料水の在庫を抜粋））

区分	種類	品名	単位	配布先	配布量	残
101	飲料水	水(20×6本)	18 箱			18
102	飲料水	水(500ml×24本)	40 箱			40
114	飲料水	水(500ml×30本)	4 箱			4
115	飲料水	水(20×12本)	11 箱			11
128	飲料水	水(1.50×12)	1 箱			1
県敷01	飲料水	水(1箱：20×6本)新潟	93 箱			93
県敷02	飲料水	水(1箱：0.50×24本)新潟	1,444 箱			1,444
県敷03	飲料水	水(1箱：20×6本)山梨	1,006 箱			1,006
県敷04	飲料水	水(1箱：475ml×24本)山梨甲斐市	400 箱			400
県敷05	飲料水	水(1箱：500ml×24本)山梨甲斐市	441 箱			441
県敷06	飲料水	水(1箱：20×6本)香川	317 箱			317
県敷07	飲料水	水(1箱：1.50×8本)香川	191 箱			191
県敷08	飲料水	水(1箱：1.50×8本)奈良	1,471 箱			1,471
県敷09	飲料水	水(1箱：1.50×8本)愛知	500 箱			500
県敷10	飲料水	水(1箱：20×6本)広島	238 箱			238
県敷11	飲料水	水(1箱：1.50×6本)タイ	1,512 パック			1,512
県敷12	飲料水	水(1箱：1.50×12本)フランス	1,344 パック			1,344
県敷13	飲料水	水(1箱：0.50×12本)フランス	1,969 パック			1,969
県敷14	飲料水	水(1箱：510ml×24本)中国【崑崙山】	1,980 箱			1,980
県敷15	飲料水	水(1箱：550ml×24本)中国【農夫山泉】	474 パック			474
県敷16	飲料水	水(1箱：500ml×24本)英国【エビアン】	3,840 箱			3,840
県敷17	飲料水	水(1箱：430ml×24本)英国【ワット】	4,300 箱			4,300
県敷18	飲料水	水(1箱：1.50×12本)メキシコ	405 パック			405
県敷19	飲料水	水(1箱：20×6本)住金鹿島	672 箱			672
県敷20	飲料水	水(1箱：1.50×12本)シャルレ	100 箱			100
県敷21	飲料水	水(1箱：20×6本)日立物流	391 箱			391
県敷22	飲料水	水(1箱：500ml×24本)日立物流	76 箱			76
県敷23	飲料水	水(1本：20)日立物流	141 本			141
県敷24	飲料水	水(1本：1.50)日立物流	24 本			24
県敷25	飲料水	水(1本：100)日立物流	4 本			4
県敷26	飲料水	水(1本：200)日立物流	2 本			2
防	飲料水	水(1箱：0.50×24本)コカコーラ	1,297 箱			1,297
104	飲料水	ウーロン茶(600ml×24本)	89 箱			89
125	飲料水	ウーロン茶(340ml×24本)	2 箱			2
126	飲料水	ウーロン茶(20×6本)	43 箱			43
105	飲料水	茶(20×6本)	56 箱			56
116	飲料水	茶(500×24本)	39 箱			39
118	飲料水	茶(20×8本)	1 箱			1
119	飲料水	茶(20×6本)	6 箱			6
120	飲料水	茶(245g×30本)	1 箱			1
106	飲料水	スポーツ飲料(20×6本)	1 箱			1
121	飲料水	スポーツドリンク(500ml×24本)	5 箱			5

※ 区分は、集積所の場所（県敷：県庁敷地内，防：県西地区防災活動拠点，番号のみ：県立スポーツセンター等）と品目の管理番号（百の位1：飲料水，百の位2：食料等）を示している。

※ 配布先，配布数量については，省略する（配布先は，災害救助法適用市町村が主）。

オ 支援物資の配送

(ア) 配送先との調整

- ・ 市町村等へ定期的（1日1回程度）に県の在庫一覧を提供し、市町村から品目、数量、日時等の要望を受けた。
- ・ 市町村等からの要望と在庫票を突合し、県立スポーツセンター等の担当に連絡し、物資を確保して配布決定通知書を送付した。
- ・ 輸送車両や配送日時等の決定後、市町村等へ輸送決定通知書を送付し、積卸人員の確保等を依頼した。

(イ) 輸送車両の確保

- ・ 配布する物資について、物流専門家からの積載量や手配する車両の大きさ等の助言を受け、緊急物資輸送依頼票を作成して、(社)茨城県トラック協会や赤帽茨城県軽自動車運送共同組合に要請を行った。
- ・ (社)茨城県トラック協会等では、輸送地等を勘案して、会員の中から輸送業者を選定し、積込時間等も併せて県に報告した。
- ・ 震災当初は、緊急物資輸送依頼票の様式がなく、震災後に(社)茨城県トラック協会と共に作成した。また、物流専門家の派遣前は、効率的な積込方法や適正な積載量による輸送の安全確保等のノウハウがなく、計画数量を積載できないなどの問題も発生した。
- ・ 緊急輸送に関して緊急性・公共性・非代替性の3要件を満たすものについては、災害対策本部事務局へ常駐していた自衛隊の連絡調整員と調整のうえ、自衛隊車両により配送を行った（燃料が不足していた時期は、独自の燃料調達体制を有する自衛隊に配送を依頼することが多かった。）。
- ・ 県では、6月までに、(社)茨城県トラック協会や赤帽茨城県軽自動車運送協同組合、自衛隊に依頼し、延べ約400台のトラックにより支援物資を市町村へ配送した。

(緊急物資輸送依頼票)

①

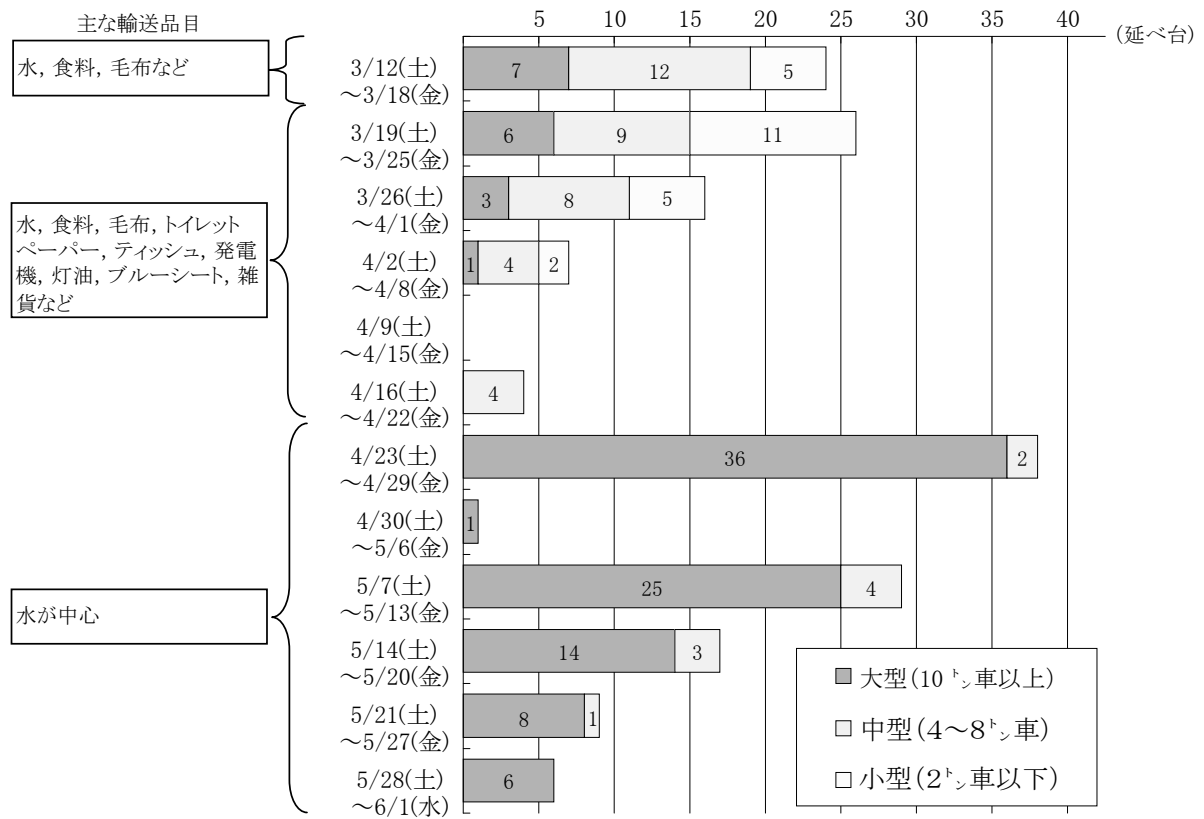
(地域) 緊急物資輸送依頼 (トラック協会・赤帽組合) 月 日 () 送付枚数 /

積荷場所	輸送先	内容(規格)	数量	単位	トラック相当 (積目安)	輸送会社	受領サイン	備考
1 (担当者名/連絡先)	(担当者名/連絡先)							
2 (担当者名/連絡先)	(担当者名/連絡先)							
3 (担当者名/連絡先)	(担当者名/連絡先)							
4 (担当者名/連絡先)	(担当者名/連絡先)							
5 (担当者名/連絡先)	(担当者名/連絡先)							

【運転手の方へ 搬送が終了したら、受領者からサインを貰ってください。】

FAX経由: 福祉指導課 → 生活文化課 → トラック協会 → 輸送会社 → 生活文化課 (FAX 029-301-2848)
 消防防災課 赤帽組合
 担当者・内線 ()

（支援物資の輸送台数（（社）茨城県トラック協会））



出典：茨城県における緊急物資輸送体系の検討報告書（平成23年12月）

(ウ) 緊急通行車両標章・災害派遣等従事車両証明書の発行

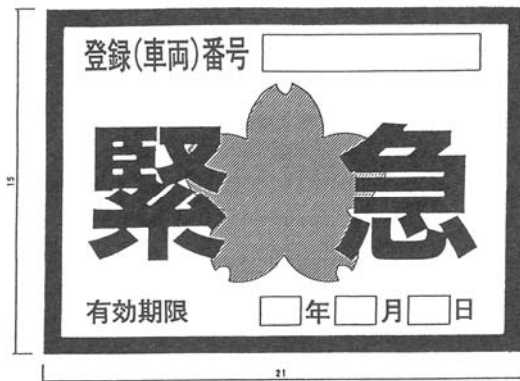
a 緊急通行車両標章の発行

- 通行規制区間を通行可能な緊急通行車両の標章発行は、警察本部交通規制課や警察署等において行った。

b 災害派遣等従事車両証明書の発行

- 震災後に、東日本高速道路(株)（以下「NEXCO東日本」という。）に対し、東北地方太平洋沖地震に伴う災害救助のために使用する車両について高速料金を無料にしてもらえるよう依頼を行い、同社では、東北3県や本県、千葉県などで活動する同車両について高速料金の無料措置を実施した（茨城県内で活動する車両への無料措置は9月10日まで継続）。
- 物資調整班設置後の県から市町村への配送については、すべて災害派遣等従事車両とし、証明書を発行した。証明書については、(社)茨城県トラック協会等からの申請をもとに、物資積込時に配送車両の運転手へ渡した。6月末までに1,220枚の証明書を発行した（茨城県から東北3県への災害派遣従事車両含む）。

(緊急通行車両標章・災害派遣等従事車両証明書)



緊急通行車両標章

災害派遣等従事車両証明書	
第 行 番 号	
通 行 年 月 日	平成 年 月 日
道路名及び区間	道路名
	(入口IC)
	(出口IC)
乗車責任者の氏名	
車両登録番号	
備 考	・入口では、一般レーンで通行券を受け取り、出口では一般レーンで本証明書と通行券を係員にお渡しください。ICは利用できません。 ・本証明書に記載の入口IC、出口IC以外の利用はできません。
この車両は、災害派遣等従事車両であることを証明する。 平成 年 月 日	

災害派遣等従事車両証明

カ 物流専門家の受入れ

物資調整班では、民間のノウハウや資機材を導入して迅速・的確に住民へ支援物資を提供するため、(社)茨城県トラック協会等を通じて民間物流事業者から物流専門家を受け入れた。

(ア) 物流専門家派遣の経緯

- a 国土交通省関東運輸局からの働きかけ
 - ・ 3月17日に関東運輸局から災害対策本部事務局へ物流専門家の打診があり、物資調整班の新設に併せて受け入れることを決定した。
- b (社)茨城県トラック協会での物流専門家の人選
 - ・ (社)茨城県トラック協会では、関東運輸局からの依頼を受けて物流専門家の人選を行い、3月24日に(株)日立物流から2名を県に派遣した。
- c 関東運輸局からのリエゾンの派遣
 - ・ 3月23日には、円滑に物流専門家を受け入れるため、関東運輸局から調整役の職員(リエゾン)1名が物資調整班に派遣された。

(イ) 物流専門家の業務・職員との業務分担

- a 物流専門家の業務
 - (a) 集積所における作業環境の整備
 - ・ 物流専門家の配置前までは、職員による手作業により積込み等が行われていたが、機械による荷役ができるよう、フォークリフトやハンドリフト、パレットの配備、施設内の養生等作業環境の整備を行った。
 - ・ また、上記に併せ、施設内の物資の再配置や受入れ等に係る管理を行った。
 - (b) 作業員の配置
 - ・ 機械による荷役を行うため、物流専門家のほか、フォークリフトの運転手や施設内作業員等を配置した。
 - ・ 常時2名程度を集積所に配置し、大量の物資受入れが予定される場合には、規模に応じて作業員を動員した。

(c) 物資輸送の発注・配車支援

- ・ 職員が行う輸送車両の受・発注業務に対して、必要トラック台数や集荷時間、配送ルートや時間等の見積りを行ってもらったなど業務の支援を受けた。

(d) 被害状況の確認

- ・ 物流専門家を被災地に派遣し、市町村の集積所における状況確認を行い、必要に応じて助言等を行った。

(e) 市町村での物資受入支援

- ・ 市町村における業務を軽減するため、県での積込時にパレットへ荷役するとともに、市町村の集積所へフォークリフトを回送し、積卸しの支援を行った。

(f) (社)茨城県トラック協会や茨城県倉庫協会との窓口

- ・ 災害対策本部と(社)茨城県トラック協会等との窓口となり、調整を行った。特に4月下旬に台湾政府から28.5万ℓの飲料水を受け入れた際には、大井埠頭経由の輸送調整や茨城県倉庫協会会員の民間倉庫への受入調整などを実施した。

(物流専門家の業務)

内容	単位	3月	4月	5月	6月	累計
作業員の派遣	名	11	31	23	2	67
フォークリフト	工数	11	29	21	5	66
フォークリフト回送	回	2	4	16	2	24
ハンドリフト	台	2	2	2	-	6
パレット	枚	153	-	-	-	153
段ボール	枚	-	300	-	-	300
施設養生	一式	1	1	-	-	2

b 職員との業務分担

業務	職員	物流専門家
受入調整	・ 企業等との支援物資受入れに係る日程等の調整	・ 受入方法や積荷の状態管理等の助言
受入作業	・ 職員の動員等作業人員の確保	・ 作業の進行管理 ・ 資機材の確保 ・ フォークリフトの運転手等作業人員の確保
在庫管理	・ 在庫管理及び在庫管理表の作成	・ 在庫管理方法や在庫管理表作成に係る助言
配送調整	・ 配送車両の確保 ・ 市町村等送付先との調整	・ 配送車両の確保やスケジュール管理に係る助言
配送	・ 積込みに係る人員の確保	・ 作業の進行管理 ・ 資機材の確保 ・ フォークリフトの運転手等作業人員の確保 ・ 配送先の支援

キ 滞留物資・余剰物資への対応

5月頃になると、避難者数の減少に伴い市町村からの要望も減少傾向にあり、時期の外れた物資や余剰物資などが集積所のスペースを圧迫するようになり、早急に対応する必要があった。

(ア) 時期の外れた物資

- ・ 毛布など震災当初は需要が高かったものの、避難者に行き渡るにつれて需要が減少した。

(イ) 余剰物資

- ・ 県と事前調整を行わず届く支援物資については、品目の偏りが見られた。

(ウ) 上記(ア)、(イ)への対応

- ・ 震災後、余震が頻発していたため、大規模余震に備え、市町村へ送付し、備蓄等に活用してもらった。
- ・ 災害時要援護者対策として、障害者施設や高齢者施設など社会福祉施設等へ配布した。
- ・ 帰宅困難者支援として、県立高等学校等へ配布した。
- ・ 茨城県では充足しているが、東北では不足している物資などは、東北3県と調整を行い、東北3県の避難所等へ(社)茨城県トラック協会に依頼して配布した。

ク 緊急物資輸送体系の検証

(ア) 「茨城県における緊急物資輸送体系の検討委員会」の設置

本県における東日本大震災での緊急物資輸送体系の検証を行うため、流通経済大学流通情報学部の矢野裕児教授を委員長として、関東運輸局や被災市町村、(社)茨城県トラック協会、茨城県倉庫協会、民間物流事業者等で構成する委員会を9月21日に設置し、検証を行い、12月に報告書を取りまとめた。

a 検討事項

「中枢管理機能」，「情報・通信」，「輸送」及び「集積所・備蓄倉庫」の側面から、問題点や課題，国・県・市町村・事業者が取り組むべき施策等について検討を行った。

b 施策の方向性

被災者に必要な物資を迅速・的確に提供できる緊急輸送体系を構築するため、以下の方向性で各主体が取り組んでいく。

- 物流を想定した地域防災計画の見直しを行い，自治体と事業者間での協定の締結を促進する。
- 災害時に民間のノウハウを活用するために物流専門家の派遣等を制度化する。
- 国・自治体・業界団体・事業者の連携を強化する。

c 地域防災計画への反映内容

検討委員会の結果を踏まえ，平成24年3月の地域防災計画改定に以下の項目を追加した。

- 物流専門家の派遣
- 民間ノウハウ・資機材の活用
- 民間倉庫の活用

（茨城県における緊急物資輸送体系の検討委員会名簿）

機関名	役職
（委員長）流通経済大学	流通情報学部教授
茨城県	危機管理監
関東運輸局	自動車交通部長
茨城運輸支局	支局長
日立市	総務部生活安全課防災対策室長
北茨城市	総務部総務課長
高萩市	総務部総務課長
茨城県倉庫協会	会長
（社）茨城県トラック協会	会長
（株）日立物流	東日本営業本部執行役本部長
関東総業（株）	社長
ミヤウチ物流システム（株）	会長
下館陸運（株）	社長
行方運送（株）	会長

（イ） 国の検証状況

a 「首都直下地震等の想定地域における民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システムの構築に関する協議会」

（a） 設置時期等

12月22日設置

（b） 構成員

委員長：流通経済大学流通情報学部 矢野裕児教授

事務局：国土交通省，関東運輸局

委員：国土交通省，関東運輸局，1都7県（茨城県，栃木県，群馬県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，山梨県）の都県，政令指定都市，倉庫協会，トラック協会，民間事業者

（c） 検討内容

大規模災害の想定される地域において民間の施設やノウハウを活用した災害ロジスティックを構築する。

【参考】その後の取組（平成24年4月以降）

ア 緊急物資輸送体系の整備

（ア） 県における緊急物資輸送体系の再構築

a 災害時応援協定の見直し・締結

「茨城県における緊急物資輸送体系の検討委員会」の結果を踏まえ，（社）茨城県トラック協会との協定の見直しや茨城県倉庫協会との協定の締結を実施した。

（a） （社）茨城県トラック協会との協定の見直し

平成24年6月4日に下記の項目について協定の見直しを行った。

- ・ 物流専門家の派遣の明記
- ・ 取扱窓口の明確化
- ・ 通信途絶時の対応（通信途絶時には，連絡調整員を自主的に派遣する。）

(b) 茨城県倉庫協会との協定締結

平成25年1月22日に下記の項目について協定を締結した。

- ・ 災害時における物資の一時保管に必要な施設の提供
- ・ 施設内で使用するフォークリフトやパレット等資機材の提供
- ・ 物資の保管や配送に精通した物流専門家や作業員の派遣

(イ) 国の検証状況

a 「首都直下地震等に対応した支援物資物流システムの構築に関する協議会」

(a) 設置時期

平成24年9月6日設置

(b) 構成委員

12月22日設置の「首都直下地震等の想定地域における民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システムの構築に関する協議会」に内閣府，経済産業省，農林水産省等関係省庁を追加した。

(c) 検討内容

「首都直下地震等の想定地域における民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システムの構築に関する協議会」について引き続き検討し，検討結果に基づき実証訓練等を実施することとした。

物資調整班の検証

○企業からの支援物資について

- ・ 事前に連絡がないものの中には，需要のないものや当初は需要があったものの，時間的に需要がなくなったものなどが送付されることがあり，集積所のスペースを圧迫した。

○緊急通行車両標章の発行について

- ・ (社)茨城県トラック協会など県と災害時応援協定を締結している団体の車両については，震災前に事前登録を行っていたが，車両と運転手が揃わないなど事前届出制度を活用できなかった事案もあったため，災害対策本部事務局に常駐する警備対策班を通して発行する等円滑な発行体制の整備を図る必要がある。

○物流専門家の効果について

- ・ 民間ノウハウや資機材を導入したことにより，作業の効率化が図れた。
- ・ 適切なロケーション管理と滞留物資の再配置等により，効率的な受入・搬出体制が構築できた。
- ・ 民間力を導入することにより，職員の事務軽減が図れ，他の災害対応業務へ注力できた。

○提供物資の受入れについて

- ・ 受け入れた支援物資の中には，提供先の名称や住所，提供品目や数量，受入時期が記録されていないものがあるため，今後は，震災直後から受入れについては，専属の部署において，統一様式にて管理するべきである。

2 災害対策本部各部署の対応

（1）組織及び人員による推進体制

関係職員の定年延長や人事異動の延期などを実施するとともに、他県職員等の派遣要請の調整などを行った。

また、市町村班において、被災市町村への人的支援の調整を行った。

ア 人事異動

震災対策を最優先するため、例年4月1日付けで行っていた定期人事異動を原則半月遅らせ4月16日付け（新規採用、国・他県・市町村・民間企業への派遣等は4月1日付け）で実施した。その際、防災、原子力、水道、被災者支援など震災対策業務担当者の異動は最小限に抑制した。併せて、震災対応に支障が生じないように、本庁正課長級以上など43名の定年を4月15日まで延長した。

また、年度途中においても、復旧・復興対策の状況に応じ、政策審議室等への増員など柔軟な人事異動を行った。

イ 職員の服務関係

職員の勤務時間や休暇等に関する通知等を順次行った。

【3月14日】

- ・ 東日本大震災に係る災害対策等の業務に従事する職員の勤務時間等の特例に係る総務部長通知（当分の間、所属長が1日について任意の時間で引き続く7時間45分を定めることができるものとする。）を発出した。
- ・ 東日本大震災への対応等に係る服務関係の取扱いに係る人事課長事務連絡（3月11日～13日の勤務の取扱い、特別休暇の取扱い、通勤方法の工夫）を発出した。

【3月17日】

- ・ 東日本大震災に伴う知事部局の時間外勤務手当の見込みを調査し、予算確保を行った。

【3月31日】

- ・ 風水震災等による職員等の生活に必要な水、食料等の確保のための休暇新設に係る総務部長通知を発出した。

【4月28日】

- ・ ボランティア活動に係る特別休暇の特例に係る総務部長通知を発出した。

ウ 職員の派遣関係

災害対策本部、知事会等からの要請に基づき、職員リストの作成や庁内調整を行った。

（ア）県から市町村への派遣

【3月18日】

- ・ 日田市、高萩市、北茨城市、常陸太田市及び大子町に在住する職員リストを作成し、災害対策本部へ提出した。
- ・ 当初、市町村からの要請等に基づき、災害対策本部や各所属（出先機関も含む）から職員を派遣していたが、その後、県民センター総室が市町村の窓口となり、庁内調整を行う体制を整備した（日田市、神栖市に対応）。

(イ) 国家公務員の派遣

- ・ 3月23日付けで、内閣府被災者生活支援特別対策本部事務局から関係県被災者生活支援担当官（災害対策本部）あてに「国家公務員の地方自治体への派遣要望調べ」があり、当初、県分については災害対策本部が、市町村分については市町村課が担当した。その後、県分の要望については、人事課も関与し、県全体への支援状況を把握した。

(ウ) 知事会・総務省との派遣調整

- ・ 知事会や総務省からの東北3県への派遣要請に対し、災害対策本部と共に庁内調整を行ったが、本県も被災県であり、復旧復興対策により業務が多忙であることから、東北3県への派遣を行わなかった（本県から他県への職員派遣要請も実施していない。）。

(エ) 本県の人的支援の状況 ※人事課から各部局への照会結果（災害対策本部関係を除く）

- ・ 本県への国家公務員等からの支援：延べ294日、2,024人
- ・ 県職員の市町村への支援：17市2町 延べ515人
- ・ 本県から福島県等への支援：延べ203人

(オ) その他

- ・ 3月23日付け総務省自治行政局公務員部長通知（各都道府県知事あて「東北地方太平洋沖地震に係る被災地方公共団体に対する人的支援について」）で、中長期的な職員派遣については特別交付税措置を講じることとされた（その後も同様の趣旨の通知あり）。

エ 組織体制

- ・ 復旧・復興対策に支障の生じないように、年度途中において、緊急雇用基金等を活用し、嘱託職員や臨時職員を配置した。
- ・ 平成24年度の組織改正において、東日本大震災を踏まえ、大規模で複合的な災害への円滑な対応やより一層庁内の連携強化を図るため、生活環境部に防災・危機管理局を設置（トップに危機管理監に代えて理事兼局長を置き、危機管理室及び消防防災課を再編した「防災・危機監理課」及び「消防安全課」と、原子力安全対策課で構成）し、各部局に防災監を配置するなどの体制強化を図った。

オ 職員の手当関係

- ・ 東日本大震災に対処するため、福島原発の周辺区域で作業に従事した職員（主に警察職員）に対し、国に準じて特殊勤務手当を措置（最高日額2万円）した（3月11日付けで適用）。

カ 被災市町村への人的支援（職員派遣の調整）（市町村班）

- ・ 全国市長会・町村会及び総務省が構築した被災市町村への職員派遣の支援スキームにより、県内市町村の職員派遣の要望を取りまとめるとともに、全国の市町村からの派遣申出との調整（マッチング）を行い、派遣を決定した。

派遣決定：6団体（23団体から受入れ）

派遣職員数：延べ1,335人（実人員39人）

派遣期間：1,126日

- ・ 県災害対策本部が窓口となった国の被災者生活支援特別対策本部による人的支援（国家公務員派遣）について、県内市町村の派遣要望を取りまとめた。

派遣：1 団体

派遣職員数：延べ 100 人（実人員 2 人）

派遣期間：50 日

組織及び人員体制の検証

○職員派遣・組織体制について

- ・ 県内市町村への派遣が必要となった場合のため、事前に派遣可能職員リストを作成しておくなどの対応が必要と思われる。
- ・ 次の点を考慮した災害対策本部の体制整備及び応援体制の充実を検討すべきである。
 - i 個別班も含めて、震災の規模に合わせて柔軟に対応できるよう、段階的に災害対策本部の人員を増やす等の体制の整備
 - ii 本部が長期化した場合の体制の整備（交代体制と業務執行計画との整理）
 - iii 特定の部署に業務が集中した場合の応援体制の整備（動員班で行うのか）
 - iv 県庁舎が利用できなくなった場合の体制の整備（防災危機管理局以外（例えば県民センター）でも災害対応できる体制は必要か）
- ・ 災害対策と復興対策について、組織体制を検討すべきである。

（２）職員の福利厚生対策

4 月から発足する総務事務センターの執務室（開発公社ビル 7 階）が被災し、当分の間、使用不能となったほか、設置していた機器や所管する福利厚生施設においても多数の被害が生じた（下表のとおり）。

このため、業務継続に必要な執務環境を早急に確保し（福利厚生棟サークル室（3 月 12 日から 3 月 15 日まで）、開発公社ビル 2 階空き店舗（3 月 16 日から 4 月 6 日まで））、福利厚生施設の早期復旧に努めるとともに、共済組合員に対する災害見舞金給付等の事務を行った。

（被害の状況）

被害箇所	被害の状況
執務室 （県開発公社ビル 7 階）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 天井落下、隣接機関との壁倒壊、机の損壊、散乱等により、当面の間、立入りを禁止 ・ 地方職員共済組合及び災害補償基金専用ネットワークシステム機器が損傷し、一部が使用不可
福利厚生棟	<ul style="list-style-type: none"> ・ アリーナ天井が一部損壊し、余震による崩落の危険性及び雨漏りの可能性が確認されたため、当分の間、使用を禁止
職員立体駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・ エレベーター棟の損壊（駐車場本体部分とエレベーター棟のジョイント部分の破損、部材の欠落、外壁の破損等）及び階段の壁の一部崩落等により、エレベーター及び併設の階段の使用を禁止
県庁生協食堂	<ul style="list-style-type: none"> ・ 天井の一部崩落、厨房設備の破損等

ア 執務室の確保

【3月16日】

- ・ 震災以降、仮執務室として利用していた福利厚生棟サークル室から、県開発公社ビル2階空き店舗へ仮執務室を移転した。

【3月18日】

- ・ 行政情報ネットワークシステム端末室として利用していた旧職員課内会議室(本庁舎7階)を明け渡し、移転した。

【4月7日】

- ・ 本来の執務室である県開発公社ビル(7階部分)が仮復旧したため、移転した(執務室の完全復旧は、6月下旬)。

イ 福利厚生棟アリーナの復旧対策

【10月7日～30日】 ・ 復旧工事を実施した。

【11月1日～】 ・ 利用を再開した。

ウ 職員立体駐車場の復旧対策

【12月28日～平成24年3月20日】 ・ 復旧工事を実施した。

【平成24年3月20日】 ・ 復旧工事が完了した。

エ 各種専用ネットワークシステム(地方職員共済組合、公務災害補償基金)の復旧対策

(ア) 地方職員共済組合(短期給付)システム

【4月1日～30日】

- ・ 業者による動作確認作業を実施した(この間、処理できなかった医療データの取込み及び4月分の医療費給付は、本稼働後に実施)。

【5月1日～】 ・ システムを本稼働した。

(イ) その他のシステム

- ・ 他の共済システムや公務災害システムについては、正常運用できる状態であったが、被災により端末室の利用を制限していたため、入室を短時間にして業務を継続した。

オ 共済組合災害見舞金への対応

多数の組合員において、自宅の損壊など被害を受けたが、共済組合では、災害にあった場合における見舞金や本部からの特別給付金などを支給した。

(ア) 調整会議の開催

- ・ 震災直後から、公立学校共済組合、警察共済組合及び市町村共済組合との調整会議を数回開催し、見舞金算定に係る統一基準を策定した。

(イ) 職員への周知

- ・ 災害見舞金の請求に関する必要書類、手続等について、3月30日付けで職員への周知を行った。

カ 救援物資の一時保管

各県のほか、海外からも被災地への支援物資が大量に届いたことから、保健福祉部からの要請により、福利厚生棟を一時保管場所として9月中旬まで利用した。

職員の福利厚生対策の検証

○復旧工事の発注について

- ・ 復興需要の増加に伴い、人手不足や人件費の上昇による入札不調が続き、復旧工事が大幅に遅れることとなった。復興需要の増加による入札不調を想定した対策を検討しておくべきである。
- ・ 職員立体駐車場の復旧工事は、500万円を超える工事であったが、他の復旧工事に追われ、営繕課での発注が困難であったことから、総務事務センターで施工することとした。しかし、センターには技術職員がいないことから、必要に応じ営繕課に職員派遣を依頼し、臨機応変に対応した。

○災害見舞金の給付について

- ・ 共済組合制度である災害見舞金の支給については、本部では普賢岳噴火や阪神淡路大震災の例があるものの、茨城県支部においては前例がなく苦慮した点もあるが、給付が速やかに行えるよう、本部及び他の共済組合（公立学校、警察及び市町村）と協議し、震災から2週間程度で新たな算定基準を策定するなど、迅速かつ適切に対応した。

（3）施設復旧・耐震化対策

ア 県有施設の復旧・耐震化対策

(ア) 県有施設の被害状況

施設等名	被害の状況
県立青少年会館	・ 正面玄関ガラスの片側半分が崩壊、正面玄関柱タイルが一部落下、2階大研修室暖房ボイラー水抜きバルブ破損により1階アイルーム、談話室及び宿直室の天井・床が浸水（談話室は床のみ）等
旧吾国山洗心館（閉館施設）	・ 研修館屋根瓦一部落下、研修館内壁倒壊1箇所、内壁のひび割れや壁紙のよじれ、トイレタイル落下等
取手競輪場	・ メインスタンド、バックスタンド、競走路等が被害を受け、メインスタンド内の審判室が使用不能
県庁舎（行政棟）	・ トップライトガラス、執務室天井、間仕切壁、集密書架等破損 ・ 25階展望ロビーの天井崩落、内部ガラス窓破損 ・ エレベーターの大半が地震の揺れや浸水等により破損
県庁舎（議会棟）	・ 議会ホール石張り壁破損 ・ 本会議場、議会ロビー、予算特別委員会室の天井・壁が破損
三の丸庁舎	・ 4階天井、壁面、塔屋部基礎の破損等
合同庁舎（8箇所）	・ 壁面、床、各種設備、内部配管等が破損
カシマサッカースタジアム	・ 屋根ブレースの湾曲・破断、キャットウォークの破断・ゆがみ、コンクリート柱のひび割れ、観客席の破損等

いばらき量子ビーム研究センター及びJ-PARC物資・生命科学実験施設内の茨城県中性子ビームライン	・天井ボードの割れや壁割れ，空調機破損等
つくば国際会議場	
中ホール300	・天井パネル(2/3)落下，調度(机・椅子)破損多数，映像・音響・照明設備(各操作卓，オーディオ機器，スピーカー等)損傷，空調設備(配管等)損傷，消防設備(スプリンクラー等)破損，電気設備(接続盤コネクタ等)損傷
大ホール	・天井パネル落下，内壁損傷
小会議室	・天井パネルずれ・歪み多数
廊下	・1階～4階廊下天井パネル損傷，1階～4階廊下天井ダウンライト破損，電気設備損傷，内壁大理石崩落・ひび割れ
その他	・1階～4階内壁大理石損傷，1階～4階空調配管損傷，ガラス(2枚)割れ
県民文化センター	
大ホール棟	・ホール天井・壁の崩落，階段取付壁面・ロビー壁面・支柱の損傷，外壁の一部崩落
展示棟	・集会室等壁面・照明の損傷，庇廊下支柱の損傷
分館棟	・西側出入口(橋)の損傷，正面玄関・構内道路の陥没・ひび割れ
アクアワールド茨城県大洗水族館	・入口・外構タイルの沈下，1階外部・壁面のスラブのひび割れ，1階バックヤード通路，壁面のひび割れ，4階イルカホールディングプール天井，壁のひび割れ，マンホール水槽の循環配管破損，浄化槽配管，放流管破損
霞ヶ浦環境科学センター	
建物	・展示室大型窓ガラス破損，多目的ホールの天井パネルや内壁の一部落下，交流サロン及び研究事務室の空調加湿水管水漏れや空調吸込口の脱落，防火シャッター及び防火扉の故障，建物外壁穴あきブロックのひび割れ，出入り口自動扉の脱落
展示施設	・照明の破損やスピーカーカバーの脱落等
研究施設	・低温冷凍庫のコンプレッサーの故障，真空装置の汚染等の不具合
県立消防学校	・上水道受水槽破損，給水配管漏水給湯ボイラーの貯湯槽基礎部破損，暖房用ボイラー配管破損，本館視聴覚室テレビモニター4台破損，同天井パネル落下，本館2階教室壁破損，同窓ガラス破損，本館教官室プリンター破損，本館一階トイレ汚水管漏水，寮舎二階トイレ汚水管漏水，同高架水槽配管給水弁破損，ガス管漏れ，消防殉職者慰霊碑破損，プール給水管破損，訓練塔高架水槽給水弁破損

いばらき予防医学プラザ	・（各施設共通）空調設備の配管破損やエレベーターレールの亀裂
水戸保健所	・執務室・トイレ・レントゲン室壁面にひび割れ
精神保健福祉センター	・受付窓口脇付近壁部分にひび割れ
衛生研究所	・屋上目隠し壁のひび割れ，屋根庇の変形等
健康プラザ	・大会議室天井部分の一部落下
中央看護専門学校	・講義棟壁面の落下・ひび割れ等
つくば看護専門学校	・体育館における屋根破損，照明器具落下等
福祉相談センター （三の丸庁舎）	・4階天井，壁面，塔屋部基礎の破損等
福祉相談センター 児童一時保護所	・家屋外壁に大きなひび割れ多数発生，建物地盤の隆起
福祉相談センター 婦人相談所一時保護所	・建物のひび割れ，1階・2階の防火扉・水道管の破損，若葉寮居室床の破損
婦人保護施設若葉寮	・若葉寮居室床の破損
茨城学園	・本館昇降口のタイル剥離，ひび割れ，本館外壁・内壁のひび割れ，本館水道配管の亀裂による漏水 ・体育館耐震部の破損，火災報知器，窓ガラスの破損等 ・職業訓練指導棟の破損（外壁の崩落，窓ガラスの破損等），寮舎側敷地のブロック塀の倒壊等
こども福祉医療センター	・建物のひび割れ，ガラスの破損，ボイラー煙突のひび割れ，建物内外の給水管の破損
リハビリテーションセンター	・本館給水施設（受水槽，高架水槽）のひび割れ等，体育館天井の一部落下，ボイラー煙突や入所施設等の壁にひび割れ多数
あすなろの郷	・障害児入所施設の天井落下，体育館・サービスセンター棟の天井及び側壁の破損，施設間連絡橋のひび割れ，施設内高温水管破裂，つばき寮高温水管漏水，高温水循環ポンプ破損故障，穴窯煙突破損

(県庁舎)



25階高圧変電設備の被害状況

(県民文化センター)



大ホール外壁



大ホールロビー階段



大ホール客席



展示棟展示室



展示棟集会室



分館正面玄関



分館西側通路（橋）

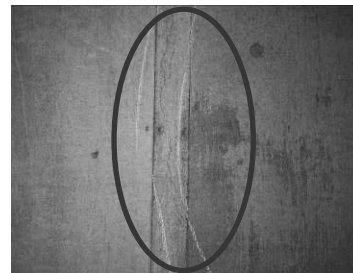


庇廊下支柱

（アクアワールド茨城県大洗水族館）



1階外部壁面クラック



1階バックヤード通路壁クラック



3階入り口タイルの沈下



4階イルカホールディングプール天井クラック

(イ) 県立青少年会館

a 被害状況の把握

【3月14日】

- ・ 女性青少年課長他2名が青少年会館の職員と共に被害状況を詳細に確認した。

b 復旧の状況

【3月16日】

- ・ 正面玄関のガラス破片の撤去及びベニヤ板による補修等、応急復旧を行った。

【5月24日】

- ・ 宿直室の天井及び壁紙、畳等の修理を完了した。

【9月】

- ・ 文部科学省所管の公立社会教育施設災害復旧費補助金を活用することとして、補正予算措置を行った（決算額：4,032千円）。

【11月～平成24年1月】

- ・ 正面玄関ガラス、正面玄関柱タイル及びアイルーム床板の本格復旧工事を実施した。

【平成24年1月～3月】 ・ 受水槽の本格復旧工事を実施し、復旧工事が完了した。

c 再開の状況

【3月15日】 ・ 宿泊室の利用を再開し、3月中は無休で営業を行った。

【3月17日】 ・ 研修室の利用を再開した。

【平成24年2月8日】

- ・ 復旧工事完了により1階アイルーム（フリースペース）の利用を再開した。

d 再開後の利用状況

【3月15日～17日】

- ・ 3日間、東京電力(株)の復旧作業員（45名）の緊急宿泊に対応した。

【3月17日～】

- ・ 水戸生涯学習センターなど他施設の被災により研修室の利用が急増したが、歴史館の駐車場が借用できなくなったため、急遽、偕楽園の桜山駐車場を管理している水戸土木事務所と協議し、利用者の駐車について承諾を得た。
- ・ 水戸近辺の大学生などの若者有志による「がんばろう茨城！学生ボランティアチーム」の支援物資受入れの拠点となった。

県立青少年会館の復旧対策の検証

○復旧工事の予算措置の反省

- ・ 県立青少年会館が文部科学省所管の公立社会教育施設災害復旧費補助金に該当するかどうか確認するのに時間がかかったため、予算措置が遅れ、復旧工事に時間がかかった。

(ウ) 旧吾国山洗心館（閉館施設）

a 被害状況の把握

【3月16日】 ・ 警備委託会社より被害状況の報告を受けた。

【3月30日】 ・ 女性青少年課担当者他1名が現地の被害状況を確認した。

b 復旧の状況

【4月27日】

- ・ 閉館施設であるため、本格復旧はせず、応急復旧として屋根瓦が落下した部分にブルーシートを張り、内壁が倒壊した1箇所をベニヤ板で養生した。

旧吾国山洗心館（閉館施設）の復旧対策の検証

○状況確認の反省

- ・ 無人の閉館施設であったことから特に問題は発生しなかったが、警備委託会社から被害状況の報告は受けていたものの、他の災害対策業務やガソリン不足の問題等から担当者が現地を確認するまでに時間がかかった。

(エ) 取手競輪場

a 施設の応急・復旧対応

【3月】

- ・ 当面の間、競輪の開催を中止した。
- ・ メインスタンドゴンドラ等の応急復旧を実施した。

【4月～10月】

- ・ バックスタンド被害施設の災害復旧を実施した。

【6月30日～】

- ・ 被害のなかった施設を使用し、場外発売（他の競輪場のレースの車券発売）を再開した。

【10月～】

- ・ 被害施設の復旧に向けた工事等（メインスタンド解体、競走路改修、選手管理棟耐震化、バックスタンド耐震改修工事）に順次着手した。

※ バックスタンドは、震災の被害を受ける前から、耐震改修工事を平成23度から実施する計画となっていた（改修後は新メインスタンドとして利用）。

b 避難者の受入れ

【3月～5月】

- ・ 南相馬市からの避難者を選手宿舎で受け入れた（受入主体は取手市。県は宿舎管理を担当。）。

(4) 県庁舎、合同庁舎等

a 県庁舎内各種設備の応急・復旧対応等

災害対応復旧工事として、被害のあったエレベーター設備、消防設備、電気設備、放送設備、給排水設備、鍵管理設備、空調設備等の設備修繕工事を実施した。

【3月】

- ・ 県庁舎の被害状況の調査・確認、危険箇所の使用禁止措置を行った。
- ・ 25階展望ロビーの一般公開を中止した。
- ・ 本会議場、議会ロビー及び予算特別委員会室の使用を中止した。

【4月】

- ・ 県庁舎行政棟及び議会棟の修繕工事を実施した。

【5月】

- ・ 故障した9階講堂の電動式移動観覧席を補修、修復した。

【6月】

- ・ 庁舎修繕用資材の置き場所として使用していた11階共用会議室の会議室利用を再開した。
- ・ 庁舎2階正面玄関自動ドアの修理が完了し、利用を再開した。

【9月】

- ・ 震災により発生した廃棄物の集積場所としていた県警協駐車場の一部使用を終了した。
- ・ 25階展望ロビーを再開した。

【通年】

- ・ 順次、修繕工事を実施した（執務室内の天井工事、可動式書庫修繕、福利厚生棟前パーゴラ・機械室、外構舗装等）。
- ・ 清掃員に対して、震災によると思われる破損箇所等について報告するよう依頼した。
- ・ 震災の影響により会場確保が困難となった会議について、閉庁日の会議室貸出を実施した。

- ・ 産業廃棄物搬出量の増加が予想されたことから、平常時はその都度契約を締結していた産業廃棄物処理契約を通年度契約とした。
- b 三の丸庁舎の応急・復旧対応
 - 【3月】
 - ・ 庁舎の被害状況の調査・確認及び危険箇所の使用禁止措置を行った。
 - ・ 4階以上及び庁舎中庭への立入りを禁止した。
 - 【4月】
 - ・ 壁面が剥離した旧議場（屋上突出部）の撤去工事に着手した（工期：7月20日まで）。
 - ・ 庁舎内外の小規模修繕を実施した（以降、平成24年1月まで随時実施）。
 - 【5月】
 - ・ 復旧方針を決定した（4階部分の撤去、塔屋部の撤去及び復元、庁舎本体の耐震補強工事の実施。工事は、平成23年度に4階と塔屋部の撤去、24年度に庁舎の耐震補強及び塔屋部の復元を実施）。
 - 【6月～】
 - ・ 三の丸庁舎耐震補強工事の設計を委託した。
 - 【12月】
 - ・ 4階部分・塔屋部解体撤去及び3階梁補強・屋上復旧工事を着工した（工期：平成24年5月末まで）。
- c 合同庁舎の応急・復旧対応
 - ・ 庁舎の被害状況の調査・確認及び危険箇所の使用禁止措置を実施した。
 - ・ 被害箇所については、平成22年度専決予算等により、平成23年度中に復旧を完了した（銚田合同庁舎については、平成23年度中に耐震補強工事を実施予定であったが、震災の影響を設計に盛り込む必要が生じたため、平成24年度に耐震補強工事を実施）。
- d 統括管理施設の電気設備点検
 - ・ 96箇所の統括管理施設の電気設備については、茨城港湾事務所大洗港区事業所ターミナルビル以外については、3月16日までにすべて復電が完了した。
 - ・ 各施設からの報告をもとに、被害が大きいと思われる施設を中心に点検を実施した。

県有施設復旧・耐震化対策の検証

○県庁舎の耐震化対策等について

- ・ 県庁舎の耐震化対策については、着工直前に発生した阪神・淡路大震災（平成7年1月）を踏まえて設計を見直し、耐震性を平成7年当時の設計基準より強化して工事に着手したことから、東日本大震災の際には庁舎躯体にほとんど影響を受けずに済んだ。また、停電に際し、非常用自家発電設備も自動的に起動し、携帯電話の充電等を求めて来庁した近隣住民に対しても電源（コンセント）を提供することができた。

○給排水設備について

- ・ 県庁舎地下2階の受水タンクに給水するためには、100m程度のホースが必要である。給水車のホースでは30m程度しか届かないため、給水車から受水タンクに給水する本設配管を設ける等の検討が必要である。

- ・ 断水が避けられない場合は、飲用をしないことを前提に井水の利用範囲の拡大を検討すべきである（受水槽に入れる場合は別途配管が必要となる。）。

○通信設備について

- ・ B S放送受信用アンテナが倒壊して機器に障害が生じ、B S放送のみならず地上波放送についても庁内への放送ができなくなるおそれがあった。必要な課所では、室内アンテナ及び地上波デジタルチューナー付きテレビを設置し、室内アンテナを地上波デジタルチューナー付きテレビに直接つないで受信できるようにしておく等の対策が求められる。

○その他の設備について

- ・ エレベーター設備の復旧対応においては、設備メーカーが通常の修理に対応するために保管している部品だけでなく、損傷を想定していなかった部品の被害もあったため、製造から対応が必要になり、結果として、全18台中1台については、9月まで運転再開ができなかった。また、非常用照明器具等、一部の修繕材料において、震災の影響による市場での在庫不足のため、復旧が遅れるものがあった。
- ・ 県庁舎における各種設備の復旧対応において、関連する業者の確保及び修繕部品の調達が復旧時期に影響を与えた。各種設備は、設置以来、間もなく15年を経過することから、修理に必要な部品の製造が終了している設備もあり、災害時における迅速な復旧対応のため、適切に更新していくことが求められる。

○統括管理施設への対応について

- ・ 道路情報を把握することができなかったため、通行止め等により、現場到着が遅れた。そのため、災害対策本部に入っている道路情報等を入手してから巡視点検に行くなどの対応が必要である。また、燃料不足により、巡視点検が思うようにできなかった。
- ・ 県内各地に点在する統括管理施設について、災害時における巡視点検のあり方（現地までの交通情報の把握、燃料の確保等）を見直す必要がある。

(カ) カシマサッカースタジアム

a 復旧対策の検討

【3月14日～23日】

- ・ 震災発生直後の情報収集及び現地調査を行い、被害状況を確認した。
- ・ 施工業者等に依頼し、詳細な被害調査を実施するとともに、復旧策の検討を行った。

【3月28日】

- ・ 復旧に要する経費の財源について、(独)日本スポーツ振興センターと協議した。

【4月8日】

- ・ 復旧に要する経費の財源について、文部科学省と協議した。

b 復旧工事の実施

(a) 応急復旧工事

【4月14日】 ・ 応急復旧工事に着手した。

- 【6月4日】 ・ 工事が概ね完了し、暫定的に施設の利用を再開した。
- 【8月15日】 ・ 応急復旧工事が完了した。
- (b) 本格復旧工事
 - 【9月14日】 ・ 本格復旧工事に着手した。
 - 【11月28日】 ・ スタジアム内の工事に着手した。
 - 【平成24年2月29日】 ・ 工事が概ね完了し、施設の利用を再開した。
 - 【平成24年3月20日】 ・ 本格復旧工事が完了した。

カシマサッカースタジアムの復旧対策の検証

○スタジアムの円滑な復旧

- ・ 被害状況の把握、関係者による復旧策の検討、復旧経費の確保等について円滑に進められたことにより、Jリーグ公式戦開催や県民の利用に支障を来さないように復旧工事を進めることができた。

(キ) いばらき量子ビーム研究センター

a 施設の復旧対策

いばらき量子ビーム研究センター及びJ-PARC物資・生命科学実験施設内の県中性子ビームラインの復旧工事を実施した。

(a) いばらき量子ビーム研究センター復旧までの経緯

- 【3月14日～4月5日】 ・ 職員1名で計11日間、放射線監視業務に従事した。
- 【4月～6月】 ・ 天井ボード等の修繕の発注を行い、復旧工事を実施した。
- 【6月1日】 ・ 共用会議室貸出しを再開した。
- 【6月10日】 ・ 緊急対応マニュアルの見直しをした。
- 【6月15日】 ・ 入居機関に対し、連絡会議を開催した。
- 【9月～平成24年2月】 ・ 外壁等の修繕の発注を行い、復旧工事を実施した。
- 【平成24年2月6日】 ・ 復旧工事が完了した。

(復旧工事の発注・完了状況)

4月21日	天井ボード割れ修繕の発注をした(5月10日完了)。
4月25日	空調機破損修繕の発注をした(6月10日完了)。
4月28日	壁割れ修繕の発注をした(5月30日完了)。
5月12日	扉変形修繕の発注をした(5月25日完了)。
5月20日	外構陥没修繕の発注をした(6月10日完了)。
6月10日	緊急対応マニュアルの見直しをした。
9月21日	サッシ変形、外壁目地崩れ修繕の発注をした(2月6日完了)。
平成24年 1月17日	ガラス交換の発注をした(2月6日完了)。
2月6日	復旧工事が完了した。

(b) 県中性子ビームライン復旧までの経緯

運転維持管理受託者である茨城大学県中性子ビームライン装置グループに、被害の現状や復旧作業スケジュールを確認した。

- 【3月15日～24日】 ・ J-PARCの復旧会議を開催し、復旧に向けたスケジュールを検討した。
- 【3月29日】 ・ J-PARC実験施設の電源が復旧した。
- 【3月30日～4月30日】 ・ 県中性子ビームラインの被害状況を確認した。
- 【11月22日】 ・ 復旧工事が完了した。

(県中性子ビームラインの復旧状況)

材料構造解析装置	生命物質構造解析装置
<p>遮蔽体</p> <p>4月～ 撤去</p> <p>6月～ 補修 再設置</p> <p>10月31日 スライド部分の補修</p> <p>ガイド管</p> <p>5月9日 一時撤去 修繕</p> <p>5月20日 再設置</p> <p>5月26日 調整</p> <p>真空ポンプ架台</p> <p>10月27日 変形部の修繕</p>	<p>検出器</p> <p>4月14日 一時撤去</p> <p>6月～ 精度の調整</p> <p>12月22日 再設置</p> <p>遮蔽体</p> <p>4月15日 一時撤去</p> <p>6月10日 再設置</p> <p>9月28日 アンカー補修</p> <p>その他</p> <p>8月 機器の転倒防止工事</p> <p>11月14日 つなぎ部の耐震補強工事 (11月22日完了)</p>

いばらき量子ビーム研究センター復旧対策の検証

○災害等緊急時の対応

- ・ 優先して修繕すべき機器、災害時の体制など、災害等緊急時の対応について決められておらず、震災後の維持管理体制についても決まっていなかったため、復旧作業全般にわたる意思決定に時間を要した。

○食料・寝具等の備蓄

- ・ 食料、寝具等の備蓄が不十分であった。

(ク) つくば国際会議場

a つくば国際会議場復旧までの経緯

つくば国際会議場の施工業者や設備業者等と被害箇所の確認や修繕に関するスケジュール調整を行い、できるだけ早期に供用開始できるよう順次修繕を行った。

- 【3月14日】 ・ 修繕工事に着手した（平成22年度分：5件）。
- 【4月4日】 ・ 一部会議室（中ホール300）を除き、供用開始した。
- 【5月25日】 ・ 最も被害が大きく、供用開始されていない会議室（中ホール300）の修繕工事に着手した。

- 【6月30日】 ・ 中ホール 300 の修繕工事が完了した。
- 【7月9日】 ・ 中ホール 300 を含め、会議場が全館供用開始した。
- 【10月28日】 ・ 中ホール 300 内の電動ステージの不具合が判明したため、修繕工事に着手した。
- 【12月28日】 ・ 中ホール 300 内の電動ステージの修繕工事が完了した。

つくば国際会議場の復旧対策の検証

○利用料金減少に対する対応

- ・ 会議場の休館等による指定管理者の利用料金収入が減少し、その補填をどうするかについて明確な規定がないため、収支の影響を考慮し、早期の供用開始に努めた。

(ケ) 県民文化センター

a 利用者への対応

- 【4月】 ・ 施設使用料既納付者に対し、還付手続の案内を行った。
- ・ 公演事業チケットの払戻手続を実施した。
- 【6月】 ・ 大ホール及びレストラングリルを除く施設の7月1日利用再開を告知した。
- 【7月】 ・ 施設使用者に対し、地震発生時等における対応資料（避難経路案内）を利用の都度配布した（約2千部）。

b 施設・設備の対応

- 【4月】 ・ 軽易な修繕工事を実施した（小ホール音響修理、分館簡易通路工事他）。
- ・ 県復旧工事を一部開始した（庇廊下撤去工事、展示室天井ボード張替等工事他）。
- 【6月】 ・ 大ホール及び分館西側通路を除き、県復旧工事が終了した。
- 【平成24年3月】 ・ 分館西側通路の工事が完了した。
- ・ 大ホールの復旧工事を開始した（平成24年7月完了）。

c 運営面の対応

- 【4月】 ・ 全館（レストランを含む）当分の間休館とした。
- ・ 大ホール休館及びレストラン、売店休業に伴い、職員の暫定配置を実施するなど、職員体制の見直しを行った。
- ・ 県民文化センター友の会の活動を休止した。
- 【7月】 ・ 大ホール及びレストランを除く施設が7月1日に利用を再開した。
- ・ 売店の営業を再開した。

d 財団自主公演事業の対応

- 【4月】 ・ 文化センターを会場としていた当該年度の舞台公演事業を中止し学校に向く音楽出前講座等の拡充等事業内容を変更した。
- 音楽出前講座等：14事業→81事業
- 【10月,12月】 ・ 7月に再開した小ホールにてピアノリサイタルを2回開催した。

(ロ) アクアワールド茨城県大洗水族館

a 利用者への対応

【7月】 ・ 風評被害対策として、放射能測定結果をHPで公表した。

【12月】 ・ 津波発生時の避難場所の案内看板を1箇所設置した。

b 施設・設備の対応

【3月, 4月】 ・ 入口付近のクラック補修等復旧修繕工事を実施した。

c 運営面の対応

【4月1日～4月10日】 ・ 営業を再開し、復興支援のため、無料開放を実施した。

【4月11日～】 ・ 通常営業を開始した。

【4月29日～5月8日】 ・ 元気笑顔プロジェクトとして中学生以下の入場料を無料とした。

【平成24年1月1日】 ・ 復興元年として無料開放を実施した。

【平成24年3月1日～4月8日】

・ 開館10周年記念として計画していた半額割引を風評被害対策も兼ねて実施した。

県民文化センター及び大洗水族館の検証

○震災後の安定した情報提供のための課題

- ・ 停電等により自力でHP等による情報発信ができない場合の対応をあらかじめ考えておく必要がある。

○施設の避難・津波対策

- ・ 避難のための施設バリアフリー化（段差解消等）が必要である。また、津波への対策として、水の浸入を防ぐための鉄扉（3箇所）を平成25年度に設置することとした。

(ハ) 霞ヶ浦環境科学センター

a 一部開館に向けた対応

【4月】 ・ 一般の利用者や学校関係者から早期の開館要望が多数あったため、次の対応を実施した。

対応：展示室大型窓ガラスの応急処置（ベニヤ板の代替装着）

天井ボードが落下した場合の安全確保のためのメッシュシート設置

多目的ホール天井梁の耐火被覆修繕

立入禁止エリアの設定や避難誘導訓練

【5月1日～】 ・ 展示室、多目的ホール、研修室等を利用可能とした。

【6月】 ・ 更なる来館者の安全確保のため、次の対応を実施した。

対応：排気用洗浄塔の修繕

建物外壁穴あきブロックの亀裂の修繕

b 復旧対応

立入禁止エリアの設定やメッシュシートの展張等から、十分な学習活動等を行えない状況であったため、平成23年度公立社会教育施設災害復旧費補助金交付を申請し、文部科学省から補助を受け、災害復旧工事として、展示室のガラス、交流サロンや研究事務室などの天井及び空調設備、排煙駆動装置等の建築復旧工事を実施した。

工事期間：平成24年1月7日～3月28日

工事費用：15,382,500円

霞ヶ浦環境科学センターの検証

○早期開館の対応の評価

- ・ 停電の復旧後は、業者の協力と職員の努力により順調に対応が進み、様々な人たちから開館要望が聞かれたため、立入禁止エリアの設定等を行いながらも開館することができた。十分なサービス提供はできなかったものの、早期に期待に応えることができた点は評価できるものである。

(シ) 県立消防学校

【3月23日～4月6日】

- ・ 災害対策本部からの要請で、救援物資仮置き用テント 10 張を東町運動公園へ貸出し、設置時には職員 10 人を派遣した。

【3月30日】

- ・ 関東地方整備局長の被害状況視察のため、国土交通省ヘリコプター「あおぞら」の発着場としての使用に対応した（12時27分着陸）。

【4月～】

- ・ 上記のとおり被害があったが、訓練に支障の出ないように適宜修繕を実施し、平成 23 年度は、教育訓練計画どおり事業を実施した。

県立消防学校の検証

○施設の被害について

- ・ 震災時の破損箇所等は修繕したが、老朽施設のため、直後には表面化していなかった設備関係の被害がその後の余震等により次々と顕在化している。
- ・ 屋訓練場は、支援物資の集積場所として使用可能であった。

(ス) いばらき予防医学プラザ（水戸保健所・精神保健福祉センター・衛生研究所・健康プラザ）
いばらき予防医学プラザ（水戸保健所・精神保健福祉センター・衛生研究所・健康プラザ）4 施設の複合施設）において、建物や設備等に被害が発生したことから、速やかに応急復旧や全般的な被害状況調査を行うとともに、本格的な災害復旧工事等を実施した。

a 復旧対応

復旧工事として、執務室・会議室等の天井や壁面の修繕などの復旧工事を実施した。

(a) 水戸保健所

【10月24日】

- ・ 執務室・トイレ・レントゲン室壁面等の建築復旧工事に着手した。

(b) 精神保健福祉センター

【10月24日】

- ・ 受付窓口脇壁面、トイレ・シャワー室内壁タイル等の建築復旧工事に着手した。

(c) 衛生研究所

【10月24日】

- ・ 屋上目隠し壁のクラック、屋根庇の変形、E X P. J 等の建築復旧工事に着手した。
- ・ 排ガス洗浄装置の修理に着手した。

(d) 健康プラザ

【5月19日】

- ・ 体操室，健康づくり研修室飾り天井撤去工事に着手した。

【10月24日】

- ・ 大会議室の天井，執務室内柱・壁面等の建築復旧工事に着手した。

(e) その他（共用部）

【7月15日】

- ・ 空調設備の配管補修工事に着手した。

【10月25日】

- ・ エレベーター（2基）のレール交換等昇降機復旧工事に着手した。

(㉔) 中央看護専門学校

a 学生への対応

- ・ 講義時間の確保等のため，3月及び4月の行事及び授業予定を一部見直した。

b 施設設備の復旧

【4月19日】

- ・ ガラス破損等が生じた危険箇所について応急補修を実施した。

【12月9日】

- ・ 国庫補助を受けて校舎等の災害復旧工事に着手した。

(㉕) つくば看護専門学校

a 学生への対応

- ・ 講義時間の確保等のため，3月及び4月の行事及び授業予定を一部見直した。
- ・ 体育館が損傷して使用不能となったため，4月の入学式をはじめとする式典及び体育等一部の授業を他の施設等で実施した。
- ・ 防災対策用品を学生に配布した。

b 施設設備の復旧

【12月1日】

- ・ 国庫補助を受けて体育館の災害復旧工事を実施した。
- ・ 既定経費の範囲内で国庫補助対象外の設備修繕を実施した。

c その他

- ・ 防災対策用品の備蓄を行った。

(㉖) 福祉相談センター（三の丸庁舎）

a 復旧対応

【3月14日～】

- ・ 余震のたびに管財課分室指示のもと屋外待避を繰り返したが，震災当初の大きな余震も少なくなりはじめた，14日8時30分からは2階の所定の場所で執務を行うこととなった。

【6月20日】

- ・ 三の丸庁舎の耐震補強工事が決定した。

【12月～】

- ・ 昭和29年増築の4階部分撤去、塔屋部撤去工事を実施した（平成24年5月完了）。

(チ) 福祉相談センター児童一時保護所

a 復旧対応

- ・ 建物一部が倒壊のおそれがあると判断され、施設の使用を中止した（代替施設の対応については、第3章第1節2(12)カを参照）。

(ツ) 福祉相談センター婦人相談所一時保護所

a 復旧対応

【4月】

- ・ 管財課長に対して、震災被害による出先機関庁舎等の復旧に係る所要見込額について報告した。

工事概要：1階、2階防火扉の修繕、水道管の破裂修繕 見込額：1,600千円

【9月】

- ・ 修繕工事の予算が県議会で承認された。 予算額：1,384千円

【平成24年3月】

- ・ 婦人相談所一時保護所防火扉及び内壁の補修工事が完了した。

(テ) 婦人保護施設若葉寮

a 復旧対応

【4月】

- ・ 管財課長に対して、震災被害による出先機関庁舎等の復旧に係る所要見込額について報告した。

工事概要：婦人保護施設若葉寮の居室補修 見込額：550千円

【9月】

- ・ 修繕工事の予算が県議会で承認された。 予算額：550千円

【平成24年3月】 ・ 修繕工事が完了した。

(ト) 茨城学園

a 復旧対応

【3月24日】

- ・ 体育館・2号館は、営繕課の耐震検査で補強を要するとの診断が出たため、立入りを禁止し、児童の安全を確保した。
- ・ 職業指導棟については、外壁が落下する危険があるため、ロープを張り、立入りを禁止して安全を確保した。
- ・ 本館水道管の亀裂による漏水については、緊急を要するため修繕工事を実施した。

【4月】

- ・ 既存の予算で緊急を要する箇所から修繕を実施した。
- ・ 余震により、常磐寮の台所の漏水が発生し、修繕を実施した。

【5月】

- ・ 余震により、本館自動給水設備の給水弁が破損したため、修理を実施した。

【6月以降】

- ・ 本館昇降口のタイル張替え工事を実施した。
- ・ 体育館については、改築することで平成24年度の予算を確保した。
- ・ 本館内壁のひび割れについては、8月に実施した本館内装工事の際に修理した。

(ナ) こども福祉医療センター

a 復旧対応

【3月】

- ・ 16日に外来・訓練を再開した。
- ・ 病棟の再開に向け、病棟ガラス、配水管を復旧した。

（18日病棟再開：水戸養護学校寄宿舎に避難していた入所児が病棟に戻った。）

【4月】

- ・ 施設の復旧を行った。
- ・ 手術の再開に向け、機器の修理、点検を行った。

【5月9日】

- ・ 母子棟が再開及び手術室が復旧した。

【6月】

- ・ 作業訓練室、言語訓練室の工事を契約した（9月15日完工）。

【8月】

- ・ 3棟・4棟壁補修工事を契約した（10月17日完工）。

【9月】

- ・ 災害復旧費国庫補助が内定した（10,188千円）。

【平成24年2月】

- ・ 営繕課においてボイラー室安全復旧工事（煙突撤去）を契約した（3月25日完工）。

(ニ) リハビリテーションセンター

a 復旧対応

【3月】

- ・ 本館給水施設の亀裂等により給水ができなくなり、暖房及び風呂の利用が不能となったことから、利用者全員を自宅待機とした。
- ・ 体育館天井の一部落下のため、体育館での訓練が不能となった。

【4月】

- ・ 訓練の早期実施のため、給水設備等の復旧工事の手続を開始した（高架水槽の契約）。
- ・ 県管財課及び財政課あて被害復旧に係る所要額見込みについて報告した。

【5月】

- ・ 高架水槽の復旧工事が完了した。
- ・ 訓練の再開を決定し、合わせて自宅待機していた利用者へ訓練再開の連絡をした。

【8月】

- ・ 体育館災害復旧工事を開始した（9月完了）。

【11月】

- ・ ボイラー煙突や入所施設等の被害に係る復旧工事を開始した。

【12月】

- ・ ボイラー煙突や入所施設等の被害に係る復旧工事が完了した。

(ヌ) あすなろの郷

a 復旧対応

【3月】

- ・ 一部の入所施設の天井が震災によりゆがみ、崩落のおそれがあったため、その施設の入所者は敷地内の別施設で約2か月半の避難生活を余儀なくされた。
- ・ 障害福祉課に震災被害と復旧に係る所要見込額を報告した。

工事概要：天井の解体及び復旧工事，天井，側壁修復修繕，渡り廊下修復修繕，高温水管等回復修繕，循環ポンプ交換工事，穴窯煙突修復修繕

見込額 19,121 千円

- ・ 高温水循環ポンプ更新工事が完了した。

【5月】

- ・ 施設内高温水配管等回復修繕工事が完了した。
- ・ 施設間連絡橋のひび割れ修復修繕工事が完了した。
- ・ 障害児入所施設の天井復旧工事が完了した。

【平成24年2月】

- ・ 体育館，サービス棟の天井及び側壁修復修繕工事並びに穴窯修復工事が完了した。

イ 建物以外の施設の復旧・耐震化対策

(ア) TX沿線土地区画整理事業地区内の復旧対策

a TX沿線土地区画整理事業地区の被害状況

- ・ TX沿線土地区画整理事業地区内において、道路や宅盤等14箇所の被害が確認され、そのうち4箇所について、土地区画整理事業施行者（県）として修復を行った（残り10箇所についての修復は、地元市等施設管理者が実施した）。
- ・ 主な被害箇所として、造成した宅地擁壁の沈下や地盤の亀裂（伊奈・谷和原丘陵部地区）、道路盛土の亀裂等があった。

b TX沿線土地区画整理事業地区内修復までの経緯

修復に当たっては、コンサルタントも交えながら修復方法を決定し、9月から工事に着手した。

(a) 被害状況の確認

【3月～（平成25年1月現在も地震後パトロールを実施中）】

- ・ 地震発生後、まちづくりセンター（現土浦土木事務所つくば支所）が土地区画整理地区内をパトロールし、被害状況の把握や安全対策を実施した。

(b) 復旧方法の検討

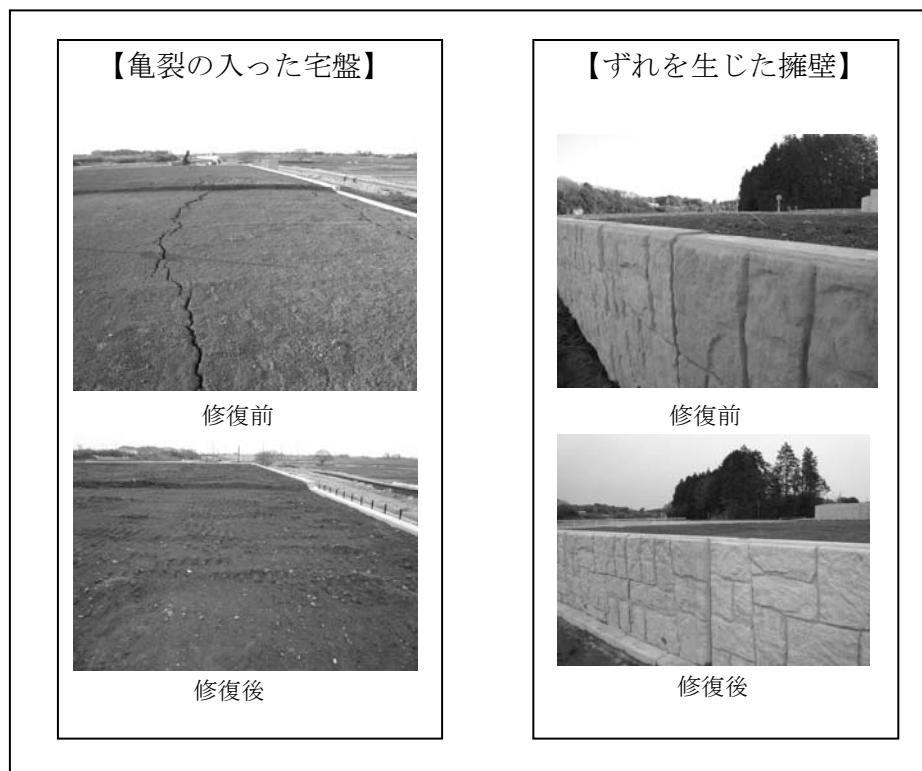
【6月～7月】

- ・ 地質調査のデータを元に、コンサルタントも交えて復旧方法の検討を行い、擁壁の撤去・再設置、地盤の撤去・再転圧により、復旧することを決定した。

(c) 修復工事の実施

【9月～12月】

- ・ 宅地擁壁の沈下や地盤の亀裂に係る復旧工事は9月に着手し、12月には完了した。
- ・ 道路盛土の亀裂その他の箇所については、年内に概ね工事が完了した。



T X 沿線土地区画整理事業地区内復旧対策の検証

○復旧工事における地元市との調整

- ・ 土地区画整理事業地区内では、市町村が下水道の災害復旧工事を行っており、当該工事の施工時期や役割分担等の調整に不測の時間を要した。

(イ) 行政情報ネットワーク機器

a 故障機器の交換作業

日立港及び鹿島港のふ頭に設置していた行政情報ネットワーク機器が津波により浸水し故障したため、3月16日、機器を予備機と交換し、ネットワーク機能を復旧させた。

b 端末の貸出

震災後の緊急対応用として、合計 25 台の端末を関係課に貸与した(3月12日～28日)。

貸与先	貸与台数
消防防災課(災害対策室)	14台
医療対策課	4台
産業政策課	2台
広報広聴課	5台

c 行政情報ネットワーク用配線作業の実施

震災後の緊急対応や施設損壊による一次退避先における行政情報ネットワークの利用のため、ネットワーク配線作業等を実施した。

対応箇所	作業内容
県庁舎内(3月13日～27日実施)	パソコン端末の設置や複合機の移動や、それに伴うLAN回線及びHUBの敷設、LAN回線接続設定等を行った。
開発公社ビル2階, 7階 (3月14日～18日実施) (総務事務センター緊急避難)	開発公社ビル7階の復旧工事が完了するまで、2階へ仮移転するために、パソコン端末や複合機の移動、LAN機器設置や回線敷設等を行った。
常陸大宮土木事務所 (3月29日～30日実施)	建物損壊に伴う事務室移転(旧大宮地方福祉事務所に移転)のため、光ケーブル回線敷設や機器、端末の移設及びそれに伴うLAN回線接続作業等を行った。
常陸太田工事事務所(3月17日実施)	端末増設に伴うLAN回線接続作業を行った。

d 緊急対応用のコピー機に関する対応

【3月15日】

- ・ 物流の停滞によりコピー用紙の不足が予測されたため、コピーサービス契約各社(富士ゼロックス茨城, リコージャパン, 関彰商事)に依頼し、コピー用紙を県庁分として確保した。

行政情報ネットワーク機器・端末の復旧対策の検証

○コピー用紙の納品

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ コピーサービス業者が用紙等の納品車両の燃料を確保できず、災害時応急対策車両としての指定も受けられなかったために、用紙等の納品に時間を要した。 |
|--|

（４）交通対策

ア JR線代替交通手段の確保

（ア）JR線の被害状況

JRについては、常磐線などで県全域にわたって被害を受け、石岡駅のホーム損壊、勝田駅や東海駅の天井落下、レールを支える盛り土の沈下やレールのゆがみ、水郡線的那珂川橋梁の損壊等が生じた。

（イ）代替交通手段の確保等対応

復旧までの間の代替交通手段を確保するため、JR、バス事業者、国土交通省（運輸局）及び県関係部局庁（教育庁、総務部、企画部）による協議を重ね、情報の共有化や対策の検討を行った。

この結果、臨時バスの確保や高校始業日の延期（鉄道運行再開日以降へ）等の対応を図ることができた。

a 臨時バスの確保に係る協議等の状況

【3月14日以降】

- ・ 公共交通（鉄道等）の運行状況の把握及び県HPによる情報提供を行った。

【3月17日】

- ・ バス事業者に対し、常磐線運休に伴う臨時バスの確保を要請した。

【3月22日】

- ・ JRから被害状況の報告を受けた。
- ・ 復旧見通しの立たない各路線への臨時バスの運行等について、JRとバス事業者等と意見交換をした。

【3月23日】

- ・ 関東運輸局から職員1名が派遣され、JR線の不通に伴う臨時バス運行等に係る事業者調整及び道路運送法に基づく国の緊急的バス路線の許認可の調整等の業務に当たった（4月22日まで）。

【3月28日～4月】

- ・ JR線の運転再開見込みや高校始業を踏まえた臨時バスの運行等について、JR及びバス事業者等と意見交換を実施した（3月28日、31日）。
- ・ 4月4日には、JR線の運転計画に基づく代替輸送方法の検討及び運転再開後の臨時バス運行終了についての意見交換を行った。
- ・ 4月11日までに運行を再開できない水郡線の水戸～青柳間については、4月15日の運行再開までの間、JRや茨城交通(株)、関東鉄道(株)による臨時バスの運行等を協議した。

(JR線の運転再開日)

月日	区分	運行再開区間
3月12日	常磐線普通	上野～取手間
3月18日	常磐線普通	取手～土浦間
3月19日	鹿島線	佐原～延方間
3月31日	常磐線普通	土浦～勝田間
4月7日	常磐線普通	勝田～高萩間
	水戸	友部～小山間
4月11日	常磐線普通	高萩～いわき間
	水郡線	常陸青柳～郡山間
		常陸太田～上菅谷間

(バスによる主な代替交通の運行状況)

臨時バス運行期間	運行区間	運行事業者
3月22日～4月6日	大甕～水戸間	茨城交通(株), 日立電鉄交通サービス(株)
	日立～勝田間直行	茨城交通(株), 日立電鉄交通サービス(株)
	日立～水戸間直行	茨城交通(株), 日立電鉄交通サービス(株)
	勝田～水戸間直行	茨城交通(株), 日立電鉄交通サービス(株)
	磯原～十王間	日立電鉄交通サービス(株)
3月25日～4月6日	十王～日立間	日立電鉄交通サービス(株)
3月28日～4月9日	大子営業所～水戸	茨城交通(株)
3月31日～4月11日	小山～下館間	関鉄観光バス(株)
	下館～友部間	関鉄観光バス(株)
3月31日～4月6日	友部～福原間	茨城交通(株)
4月7日～4月10日	高萩～磯原間	日立電鉄交通サービス(株)
4月11日～4月14日	上菅谷～水戸間	茨城交通(株)

JR線代替交通手段の確保の検証

○関係者との連携体制

- 関係者の参集に手間取ったことから、非常事態に備え、普段から事業者調整の立上げのルールを作っておくとともに、鉄道事業者とバス事業者の連携の場を確保しておくことが必要である。

○鉄道の代替機能の確保

- バス事業に係る許認可を行う関東運輸局からの申し出によって、本県内の乗合バスに精通した職員が派遣されたことで、関係者間の調整が効率的に進み、臨時バス運行の要請を受けたバス事業者が機動的に路線の増便や新設等を行うなど、鉄道の代替機能が確保された。

イ 地域鉄道の復旧対策の支援

(ア) 地域鉄道の被害状況

- 本県内の鉄道のうち、鹿島臨海鉄道(株)の大洗鹿島線、鹿島臨港線及びひたちなか海浜鉄道(株)の湊線については、路盤の崩落など甚大な被害を受け、その復旧費は年間運輸収入を上回る規模となった。

(地域鉄道の被害状況)



大洗鹿島線 北浦湖畔駅—大洋駅
 銚田市梶山地内



ひたちなか海浜鉄道 金上—中根駅
 ひたちなか市三反田地内

(イ) 地域鉄道の復旧支援

当時、国の鉄道に対する災害復旧支援制度は、鉄道軌道整備法に基づき、復旧費に対し国1/4、地方1/4の補助を行うというもので、第三セクター鉄道として厳しい経営状況にあった2社にとって、復旧費の半額を自己負担することは難しく、その存続が危ぶまれる状況にあった。

このため、県では、被災鉄道事業者や被災鉄道を抱える岩手県（三陸鉄道）、宮城県（仙台空港鉄道）等と連携して、国に対し支援制度の拡充について要望を行った。12月に補助率等が嵩上げされた新制度が12月に創設されたことから、平成24年3月補正予算で必要な事業費を予算化し、鉄道事業者に対する補助金を交付した。

<茨城県東日本大震災鉄道施設災害復旧事業費補助金>

※ 国が新たに創設した「東日本大震災鉄道施設災害復旧事業費補助金」を活用し、復旧費用が年間運輸収入を上回る鉄道事業者を支援するために実施した補助金

	補助対象 復旧費	国・県・市 補助総額	補 助 内 訳		
			国	県(国間接補助含む)	市
鹿島臨海鉄道	1,284百万円	1,098百万円	166百万円	932百万円	—
ひたちなか海浜鉄道	285百万円	285百万円	20百万円	160百万円	105百万円
合計	1,569百万円	1,383百万円	186百万円	1,092百万円	105百万円

a 地域鉄道の災害復旧支援の経緯

【3月14日～7月23日】 ・ 各種鉄道会社から被害状況を確認した。

【3月25日～8月17日】 ・ 国への鉄道復旧支援制度の拡充強化の要望を行った。

【10月4日】

- ・ 鉄道軌道整備法に基づく県の鉄道災害復旧支援事業を予算化した。

【11月21日】

- ・ 国において新制度の予算措置がなされた。
- ・ 国の平成23年度第3次補正予算において、被災地の鉄道の早期復旧を図るための新たな鉄道災害復旧支援制度が盛り込まれた。

【12月20日】

- ・ 国土交通省が「東日本大震災鉄道施設災害復旧費補助金交付要綱」を制定した。

【平成24年3月14日】

- ・ 県の新制度の予算措置

国の「東日本大震災鉄道施設災害復旧費補助金交付要綱」に基づき県の鉄道災害復旧支援事業を予算化するとともに、「茨城県東日本大震災鉄道施設災害復旧事業費補助金交付要項」を制定し、補助金を交付した。

b 地域鉄道の復旧の経緯

(a) 鹿島臨海鉄道

i 大洗鹿島線

月日	運行状況
4月2日	水戸～大洗間の運行を再開した。
4月7日	大洋～鹿島サッカースタジアム間の運行を再開した。
4月7日	新銚田～大洋間の臨時バス運行を開始した。
4月8日	大洗～新銚田間の運行を再開した。
7月12日	新銚田～大洋間の運行再開により全面運行再開となった。
7月16日	大洗鹿島線全線開通記念イベントを開催した。

ii 鹿島臨港線

月日	運行状況
5月25日	鹿島サッカースタジアム～神栖間の運行を再開した。
6月7日	神栖～奥野谷浜間の運行再開により、全面運行再開となった。

(b) ひたちなか海浜鉄道（湊線）

月日	運行状況
3月19日	勝田～阿字ヶ浦間の臨時バス運行を開始した。
6月25日	中根～那珂湊間の運行を再開した。
7月3日	勝田～平磯間の運行を再開した。
7月23日	平磯～阿字ヶ浦間の運転再開により、全面運行再開となった。
7月30日	湊線全線復旧記念イベントを開催した。

地域鉄道の復旧対策の支援の検証

○地域鉄道の復旧対策支援

- ・ 鉄道事業者の復旧工事自体は7月頃にはほぼ完了していたものの、国の新たな支援制度の創設が当初の見込みから大幅に遅れ、第3次補正予算の対応となったことから、県の予算対応は最終補正とせざるを得なかった。

しかし、鉄道事業者、国及び沿線市町との調整を迅速に行うことで、平成24年3月14日から3月30日までの間に、要項制定、交付決定、現地検査などの必要なすべての手続を完了させることができた。

(5) 茨城空港対策

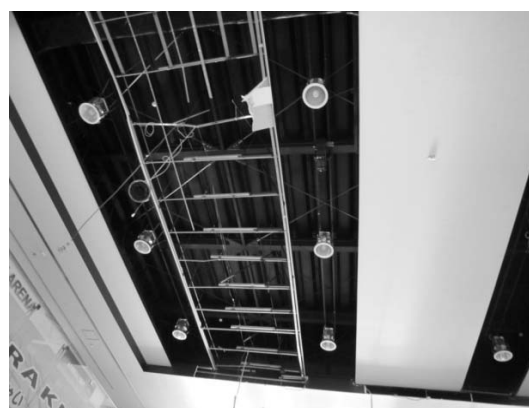
ア 茨城空港の被害状況

区分	主な被害
建築	ロビー天井化粧ボード落下、壁のひび割れ、エプロンルーフ支柱基礎の破損
機械設備	防火扉の湾曲、排煙設備、空調機器関連の機器、配管等の破損・脱落

(旅客ターミナルビルの被害状況（ロビー天井落下）)



崩壊直後（1階ロビー）



崩壊直後（ロビー天井）

イ 茨城空港の復旧対策

- ・ 茨城空港は、天井化粧ボードの落下等の被害を受け、3月13日まで利用停止したが、安全通路（仮設通路）を設置するなど安全確保対策を行い、耐震診断士や消防署の指導を受け、3月14日（震災3日後）には、搭乗者と送迎者に利用を限定して空港業務を再開した。
- ・ 空港対策課では、茨城空港の復旧状況を把握するとともに、復旧に必要な関係機関との連絡調整の実施及び災害対応の問題点の検証を行った。
- ・ 空港ビルでは、3月末を目標として復旧工事を実施し、主な復旧は目標どおり完了した。

ウ 職員配備体制

- ・ 空港対策課では、3月16日まで職員を応援として空港に派遣し、復旧作業及び空港の支援を継続した（3月14日：7名、15日：4名、16日：6名 空港対策監を含む）。

エ 空港対策課の対応

【3月14日】

- ・ 茨城空港に関する情報を把握するとともに、空港対策課HPにより県民への情報提供を行った。
- ・ 東京電力(株)が計画停電を予定していたことから、運航用通信システムの使用不能時に携帯電話での通信を確保するため、空港周辺のNTT基地局4箇所への電源車の手配を東京電力(株)水戸支店に依頼した(その後、茨城県は計画停電エリアから外れたため、利用なし)。

【3月15日】

- ・ アシアナ航空からソウル便を3月26日まで、春秋航空から上海便を3月16日から3月30日まで運休する旨の連絡があったため、予約者への対応方法について春秋航空に確認するとともに、春秋チャーターバス運休について空港対策課HPへ掲載した。
- ・ スカイマークから、3月18日、19日に臨時便(羽田便1便、神戸便2便)を運航するとの連絡があった。
- ・ 国土交通省航空局空港政策課から、茨城空港における緊急物資受入れについての照会があり、可能である旨を回答した。

【3月18日】

- ・ アシアナ航空から、ソウル便を4月7日まで運休するとの連絡があった。
- ・ スカイマークから、3月20日から23日にも臨時便(神戸便2便)の運航をするとの連絡があった。

【3月23日】

- ・ アシアナ航空から、ソウル便運休を4月30日まで延長するとの連絡があった。

【3月29日】

- ・ いばらき自民党県議会議員空港現地調査が実施された。

【3月31日】

- ・ 県から報道機関に対し、茨城空港ターミナルビル2階フロアへの立入りの再開及び茨城一札幌便の増便(2便/日)について情報提供を行った。
- ・ 空港機能の維持確保対策に関する整理検討を行った。

(航空機の運航再開の状況)

航空会社名	再開状況
スカイマーク	平成23年 3月14日～運航再開 3月30日～4月3日運休 4月4日から通常運航 6月1日～札幌便2便/日、名古屋便休止 平成24年 3月7日～神戸便2便/日
春秋航空	平成23年 3月14日～運航再開 3月16日～3月30日まで運休 4月1日から減便して運航再開 11月15日～5便/週 平成24年 3月25日～6便/週
アシアナ航空	平成23年3月12日(土)～運休

- ・ スカイマークが臨時便運航
「神戸—茨城」1往復 3月16日
「神戸—茨城」2往復 3月18日～23日
「羽田—茨城」1往復 3月18日～19日

空港対策課の検証

○通信機能の確保

- ・ 空港機能としては、チェックイン業務等を行うためのインターネット環境の維持が重要である。停電した場合の通信手段を確保するため、キーとなるNTT橋局の電源確保策（バッテリー管理）に万全を期することが求められる。

○必要電源の確保

- ・ 自家発電で空港機能を最低限維持することは可能であるが、長期間の停電は、利用者や航空会社に多大な不便を強いることになるため、公共交通を担う空港としては、電源車の支援等電源を確保することが重要である。

○非常時応援体制の構築

- ・ 公共交通である茨城空港が被災した場合に、早期再開をするためには、災害レベルに応じた空港への応援体制を構築しておくことが求められる。

オ 茨城空港旅客ターミナルビルの対応

【3月14日】

- ・ 空港の利用を搭乗者と送迎者に限定し、空港ビルの運用を再開した。
- ・ 空港ビル内の業者が一部営業を再開した。
- ・ エプロンルーフ支柱基礎の補修工事を行い、深夜に工事を完了した。

【3月15日】

- ・ 天井化粧ボードの完全撤去を行い安全を確保するとともに、仮設通路の撤去を行った。

【3月23日】

- ・ 空港ビルの復旧工事に関して、ビル事務所及び関係者による合同会議を実施した。
参加者：ビル事務所、設計、建築、設備、電気等の施工者
協議内容：地震によるビル内破損箇所の修繕についての調査及び修繕方法
その結果、次のような進め方で空港ビルの早期復旧を図ることを決定し復旧に当たった。
 - ・ 総点検の実施（損傷箇所の確認、修繕方法の検討）
 - ・ 県を含めた全体会議を実施
 - ・ 関係者により修繕スケジュールを協議（24日から30日までの期間に修繕を行い、一般の利用に供する）

【3月24日～3月末】

- ・ 早期復旧を図る方針で修繕作業を実施し、3月中にほぼ復旧完了した。

【3月末】

- ・ 平成23年度予算で次の物品を備蓄した。

品名	数量
飲料水	500mlペットボトル 360 本
バケツ（トイレ対応）	50 個
保存食	200 食
小型発電機（運航業務CPU対応）	1 機

【5月10日】

- ・ 空港ビルのテナント従業員を対象として、大地震発生時の避難訓練を実施した。

【5月23日】

- ・ 各テナントあてに「地震・火災等緊急事態発生時の航空旅客他館内お客様の避難経路及び一時避難場所について」を発送し、避難経路等の再確認を実施した。

【6月29日】

- ・ 停電時を想定した業務継続シミュレーションを実施した。

参加者：全航空会社、C I Q、ハンドリング（地上支援）会社、全テナント、ビル事務所員

確認内容：非常用発電機対応による業務機器作動チェック及び各社、各機関の業務継続訓練

【7月1日】

- ・ 空港機能の維持に必要な電力確保を目的として、「非常用自家発電機による業務遂行マニュアル」を作成し、ビル内関係者に周知を行った。

マニュアル内容：
 ・ 非常用発電機の操作手順
 ・ 各社・各機関の業務機器への電源供給手順
 ・ 各社・各機関との連携について

茨城空港ターミナルビル復旧対策（ビル管理事務所）の検証

○非常時対応方策の充実強化

- ・ 災害発生時において、空港機能の確保対策及び来場者への適切な対応がとれるよう、次のような基本的な事項を定めておくことが望ましい。
 - i 緊急時における関係業者、空港内事業者、関係機関等との連絡・連携体制の整備
 - ii 航空旅客、一般利用者等への情報提供方法の確立
 - iii 帰宅困難者及び緊急避難者等への対応方策の充実

（6）県内立地企業の復旧対策

ア 鹿島臨海工業地帯立地企業の復旧対策

（ア）鹿島臨海工業地帯の被害状況

- ・ 高松・東部・西部の各地区及び南北海浜埋立地で、液状化や地盤隆起、陥没によるプラントやパイプラインの損壊などがあった。
- ・ 北浜公共排水路においては、川底地割れ・隆起、護岸崩落、護岸ずれなどの被害があった。

(イ) 被害状況及び行政への要望等の確認

- ・ 被害状況を把握するとともに、企業の復旧・復興に向けた行政への要望を把握し、市や国への要望等を行った。

【3月14日～5月10日】

- ・ 鹿島臨海工業地帯の各地区に赴き、被害状況を確認した。

【3月14日～5月10日】

- ・ 立地企業からの被害状況、復旧見込み、行政への要望等を電話で聞き取りを行い、中央要望に反映した。

【平成24年2月15日～3月30日】

- ・ 立地企業が概ね復旧した時点において、被害状況、被害額、防災体制に関する反省・要望等を内容とした防災体制調査を実施した。

(ウ) 業務継続計画に基づく措置

【3月14日】

- ・ 県有地売却に係る入札の執行を中止した。

(エ) 北浜公共排水路災害復旧工事の実施

【7月22日】

- ・ 前例がなかったことから、復旧に要する経費の財源について国と協議し、確保した。

【10月20日～平成24年3月30日】

- ・ 復旧工事を実施した。

鹿島臨海工業地帯立地企業の復旧対策の検証

○立地企業の要望等の把握

- ・ 震災後の立地企業は、自社の復旧作業が最優先となるため、行政に対する率直な要望等を収集するまで時間を要したため、今後は、迅速な情報収集方法等について検討する必要がある。

イ 工業団地立地企業の復旧対策

(ア) 工業団地立地企業の被害状況

- ・ 立地企業の工場内で、資材や製品等の散乱が見られたほか、一部の建物に破損や設備の不具合等が見られたが、大きな被害はなかった。

(イ) 被害状況及び行政への要望等の確認

- ・ 工業団地（笠間地区、茨城中央、那珂西部、岩井幸田、筑波北部）の立地企業に対し企業訪問を行い、行政への要望を把握した。
- ・ 供用開始している道路や歩道の亀裂など、早急な対応を望む旨、関係機関への対応を依頼した。

【3月14日】

- ・ 茨城中央工業団地（笠間地区）及び北浦複合団地の被害状況の現地確認を行った。
- ・ 法面など公共的な箇所に応急措置が必要な場合に備え、公社と協議を行った。

【3月14日～5月10日】

- ・ 立地企業からの被害状況、復旧見込み、行政への要望等について電話や訪問で把握し、早急な対応を望む旨関係機関に連絡した。

【3月15日】

- ・ 茨城空港テクノパークの被害状況の現地確認を行った。

【3月16日】

- ・ 宮の郷工業団地の被害状況の現地確認を行った。

【3月23日】

- ・ 工業団地立地企業（茨城中央，那珂西部，岩井幸田，筑波北部）の被害状況の現地確認を行った。

工業団地立地企業の復旧対策の検証

○適時適切な情報提供体制の整備

- ・ 立地企業から、計画停電など国の震災対策に関する情報の迅速な提供を望む声が多く、国等からの情報収集等、迅速な対応が重要である。

ウ ひたちなか地区立地企業への復旧支援

(ア) ひたちなか地区立地企業の被害状況

- ・ 立地企業に建物の一部損壊，什器の散乱，機器設備の破損，津波による浸水などの被害が生じた。
- ・ 立地企業の被害状況を把握するとともに，インフラ復旧見通しなどの情報提供を行った。

(ひたちなか地区立地企業（19社）の営業再開の確認状況)

確認日	営業再開状況	
3月12日	12日から再開	1社
3月14日	12日から再開	1社
	14日から再開	1社
3月15日	15日から再開	1社
	3月中は営業休止	1社
3月16日	16日から再開	1社
3月19日	16日から再開	1社
3月22日	21日から再開	1社
	28日以降再開	1社
	再開未定	1社
3月23日	25日新規開店	1社
3月24日	16日から再開	1社
	23日から再開	1社
	24日から再開	5社
	再開未定	1社

(イ) 立地企業（19社）の被害状況の確認

【3月14日～24日】

- ・ 立地企業に対し電話連絡及び現地訪問を行い、被害状況や営業再開状況を確認した。
- ・ 19社すべての営業再開の状況及び見通しが把握できたので、3月24日をもって毎日の状況確認は終了した。

(ウ) 立地企業に対する支援

- a 立地企業への情報提供
インフラ復旧見通しなどの情報提供を行った。
- b 相談、連絡窓口の伝達
災害全般にわたる窓口として、当課が関係部署への連絡窓口となる旨伝達した。

ひたちなか地区立地企業の復旧支援の検証

○立地企業との連絡

- ・ 震災直後は通信手段である電話が麻痺したことにより、被害状況の把握等が困難であったので、複数の通信手段を使用した情報収集方法について検討する必要がある。

(7) 節電対策

ア 節電対策に至る経緯

(ア) 電力需給のひっ迫

東日本大震災により発電設備が大きく被災した影響で、東京電力(株)管内の電力供給力は、被災前の約5,200万kWから約3,100万kWへと大幅に低下した。

3月25日時点において、被災発電所の復旧やガスタービン等の新規電源の設置、自家用発電設備からの受電など供給力の更なる上積みも考慮しても、夏場の高需要期において1,000万kW程度の供給力不足が見込まれた。

(イ) 国の対応

【3月25日】 ・ 政府が「電力需給緊急対策本部」を設置した。

【5月13日】

- ・ 政府が「夏期の電力需給対策について」を公表した。
- ・ この中で、東京電力管内における夏期の想定電力需要を6,000万kW、供給力見通しを5,380万kWとし、必要な需要抑制率△10.3%に対し、△15%の節電目標を掲げ、国民に節電を呼びかけた。

※ 節電要請の期間：7月から9月までの平日9時から20時まで

- ・ 大口需要家（契約電力500kW以上）を対象に電気事業法第27条に基づく電気の使用制限を発動するとともに、計画停電が万が一のセーフティネットとして位置づけられた。

イ 県の対応

(ア) 茨城県緊急節電対策推進本部の設置

【4月1日】

- ・ 厳しい電力需給状況を踏まえ、県を挙げた節電対策について検討し、その実施を推進することを目的として、副知事を本部長とする「茨城県緊急節電対策推進本部」を設置した。

【4月1日～】

- ・ 当面の対策として、県内約600の業界団体に対し、節電の徹底を要請するとともに、広報媒体等を活用して、広く節電キャンペーンを展開した。

(イ) 「県民総ぐるみの節電対策」の決定

【5月20日】

- ・ 政府の電力需給対策が取りまとめられたのを受け、第2回県緊急節電対策推進本部会議を開催し、県民総ぐるみの取組を促進するための具体的な対策を決定した。

a 県民・事業者の取組促進

県内電力使用量の約5割、契約口数の約99%を占める一般家庭及び小口需要家の取組を特に促進することとし、必要な対策の推進を図ることとした。

- ・ 県内一斉節電キャンペーンの展開（街頭キャンペーン、広報活動の強化等）。
- ・ 家庭における実践活動の推進（節電エコチャレンジ事業、節電チェックシートの配布等）。
- ・ 中小企業等における節電対策の支援（節電対策セミナーの開催、省エネルギー診断事業等）。
- ・ 県の率先的取組（「県庁節電実行計画」に基づく取組）。

b 県有施設に係る節電対策

県自らの率先的な節電取組として、「県庁節電実行基本方針」を策定した。

【6月21日】

- ・ 基本方針を踏まえ、県施設ごとに具体的な節電対策を検討（施設ごとに節電行動計画を作成）し、削減目標を掲げた「県庁節電実行計画」（計画期間：7月から9月まで）を策定し、全庁挙げての取組を推進することとした。

(ウ) 需給ひっ迫時に備えた体制整備

政府は、万一、電力需給がひっ迫した場合の措置として、「電力需給ひっ迫警報」を発令し、国民に一層の節電を呼びかけることとし、地方自治体に対し、防災行政無線等の活用を含めた住民への周知について協力を要請した。

【7月28日】

- ・ 県は、警報発令時において、県・市町村のHP等による情報提供を行うほか、市町村の防災行政無線や広報車等を活用し、県民への節電を広く呼びかけていくこととし、市町村及び東京電力(株)との連絡会議を開催し、関係機関の連携強化を図った。

ウ 節電対策の総括

(ア) 茨城県内の電力需給状況（7月から9月まで）

県民や事業者の節電の取組効果や気温が低めに推移したことなどにより、電力需要は、目標としていた平成22年夏期の最大電力比△15%以上の水準で推移し、懸念された需給ひっ迫による大規模停電や計画停電は回避された。

（平成23年夏期（7月から9月まで）の電力需要実績）

	最大ピーク電力	平成22年同期比
東電管内	4,922万kW	△18.0%
県内	399万kW	△15.3%

(イ) 県有施設の節電実績（7月から9月まで）

7月から9月までの3か月間、節電に取り組み、施設の種別ごとに設けた節電目標をいずれも達成した。

施設の種別	節電目標	7月	8月	9月
県庁舎 （警察本部・議会棟含む）	△25.0%	△33.5%	△34.0%	△29.0%
県庁舎を含む庁舎系施設	△25.0%	△37.0%	△36.0%	△34.0%
	（使用電力量）	△42.0%	△37.0%	△42.0%
県民利用施設	△20.0%程度	△28.0%	△28.0%	△29.0%
	（使用電力量）	△35.0%	△34.0%	△36.0%
ライフライン施設	△15.0%程度	△17.0%	△15.0%	△15.0%
	（使用電力量）	△9.0%	△8.0%	△11.0%

※ 節電目標は平成22年夏の最大使用電力比

(ウ) 平成23年冬期以降の電力需給状況及び対応

被災発電設備の復旧等による電力供給力の回復や節電の定着などにより、東京電力(株)管内の電力需給バランスは概ね確保されている状況にあるが、電源設備の故障等不測の事態に備え、引き続き、国民生活や経済活動に支障を生じない範囲で継続的な節電の取組が求められており、県としても広く県民に呼びかけを行った。

また、県有施設については、経費節減の観点からも、継続的な節電対策を全庁的に推進している。

節電対策の検証

○茨城県緊急節電対策推進本部設置について

- ・ 3月25日に政府が「電力需給緊急対策本部」を設置したことを受け、県としてもいち早く「県緊急節電対策推進本部」を設置し、県民への節電の呼びかけを強力に推進することにより、計画停電や需給ひっ迫による停電等を回避に向け、県民の節電意識の醸成を図ることができた。

○県民への情報提供のあり方

- ・ 過度な節電は、県民生活や経済活動などにも多大な影響を及ぼしかねないことから、企業の特性等に応じたきめ細かい節電要請の実施や家庭における効率的かつ効果的な節電対策についての積極的な情報提供を図っていくことが重要と考えられた。

(8) 災害廃棄物対策（がれき等）**ア 被害状況等**

(ア) 市町村等の一般廃棄物処理施設被害状況

県内の市町村等が設置する一般廃棄物処理施設（焼却施設 29，最終処分場 14，し尿処理施設 33）のうち、焼却施設 6 施設が被害を受けた。被害状況は、焼却炉の破損、ダクトやバグフィルター等の設備破損等であった。

(イ) 災害廃棄物の発生状況

災害廃棄物は、平成 23 年 3 月末現在、市町村が把握できている限りでは、県内合計で、重量では約 24 万トン、さらに、重量で把握できていないものが約 6 万^mに上った。

(ウ) 災害廃棄物のリサイクルの状況

県内で発生した災害廃棄物の約 9 割をがれき類が占め、残る約 1 割は可燃物であった。がれき類の中では大谷石や瓦が多くを占めていたが、コンクリートガラ等に比べて強度が弱いため、再生利用の基準を満たすことが難しく、路盤材等へのリサイクルが課題となった。

(エ) 民間の焼却施設被害状況

民間事業者が設置する焼却施設（処分業者 20，自社処理 33）のうち、6 施設（処分業者 4，自社処理 2）が被害を受けた。被害状況は、冷却循環装置損傷、電気系統破損、緊急排気ダクト故障、冷却塔配管損傷等であった。

(オ) PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の被害状況

PCB 廃棄物を保管している事業者（県関係機関 144，民間等 1,527）のうち、60 事業者（県関係機関 2，民間等 58）が被害を受けた。このうち、日立市、土浦市、つくば市、那珂市、坂東市、神栖市及び東海村の 6 市 1 村 10 事業所で油漏れがあったが、周辺環境への流出はなかった。

イ 災害廃棄物処理促進への対応

(ア) 市町村等に対する支援

a 災害廃棄物発生状況等の把握

【3月15日～】

- ・ 各市町村の災害廃棄物の処理状況について、災害廃棄物の発生量等の調査を開始した。

【4月7日～】

- ・ 各市町村の処理状況及び仮置き場設置状況等の調査を開始（同年7月以降は1か月ごとに定期的に調査）し、マスコミ等へ公表した。
 - ・ 処理に当たっての各市町村の課題を把握し、対応に係る技術的助言を実施することにより、県全体の処理の進捗を促進した。
 - ・ 災害廃棄物の仮置き場については、市町村が仮置き場や処理施設の状況等を踏まえ開設期間を判断した。このため、市町村間で当該期間に格差が生じ、受入れを終了した市町村については、県民から県（廃棄物対策課）に対して期間延長や閉鎖後の受入要望等が電話で寄せられた。当該要望等については、すぐさま県でも市町村の状況や対応を確認した上で、市町村に適切な対応を助言するとともに、住民に対して電話により市町村の対応状況等の説明を実施した。
- b 早急対応事案への対応
- ・ 沿岸部の市町村においては、海水浴等の夏期観光シーズンまでに、大量に発生した漂着ごみや海岸部に設置した災害廃棄物の仮置き場等の災害廃棄物を処理する必要があった。
 - ・ これら早急な対応が求められた事案等に対しては、「エコフロンティアかさま」で受入対応するよう、財団法人茨城県環境保全事業団と随時複数回の調整を実施した。
- c 市町村への処理に係る技術的助言及び国補助制度に係る情報提供
- ・ 市町村等からの災害廃棄物の処理に係る個別の相談に対して、環境省と連携し技術的な助言を行ったほか、災害廃棄物の処理に対する国補助制度に係る情報を提供した。
 - ・ 災害廃棄物の処理に係る国からの各種通知について、迅速に各市町村へ周知するとともに、市町村からの照会についても、迅速に国へ確認し、結果を各市町村へ周知することにより、円滑な処理を確保した。
- d 災害廃棄物処理事業に対する国財政支援の拡充要望
- ・ 多額を要する災害廃棄物の処理経費に対する国財政支援について、従来の補助制度では市町村等の財政負担が課題となることから、補助率の嵩上げなど、実質的に全額を国が負担するよう国へ要望した。

（災害廃棄物処理関係の要望状況）

要望主体	提出日	要望内容
関東地方 知事会	5月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政支援の拡充等について 震災により発生した災害廃棄物の処理に関する費用を実質的に全額国庫負担とする措置を講じること。 また、災害廃棄物処理及び廃棄物処理施設災害復旧事業においては、特定被災地方公共団体以外の地方公共団体を含めて、国庫補助率を更に嵩上げするなど、事業の対象範囲の拡大を図ること。
茨城県 (中央要望)	6月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物の処理に係る費用について 震災に伴う災害廃棄物の処理に係る補助金（災害等廃棄物処理事業費国庫補助金）について、次のとおり財政支援の拡充を

		<p>図ること。</p> <p>① 特定被災区域に該当しない市町村の地方負担分について、その全額を特別交付税措置とすること。</p> <p>② 特定被災区域に該当する市町村（特定被災地方公共団体を除く。）の国庫補助率を、1/2 から 2/3 に引き上げること。</p> <p>③ 特定被災地方公共団体の国庫補助率について、標準税収入の 20/100 以下の部分（の処理費総額）に適用される補助率を 80/100 に引き上げること。</p> <p>※ 現要綱：10/100 以下の部分は 50% 10/100～20/100 の部分は 80%</p> <p>※ 20/100 を超える部分は、要綱どおり 90/100</p> <p>④ 特定被災区域に該当する市町村（特定被災地方公共団体を含む。）の地方負担分について、地方債をもって対処した分の元利償還金の全額を特別交付税により措置すること。</p>
全国知事会	7月13日	<p>・迅速ながれき処理の支援</p> <p>地域復旧の第一歩となるのが、被災地のがれき処理である。がれき処理は基本的には市町村の事務とされているところであるが、東日本大震災で発生したがれきは広域かつ大量に発生しているため、各自治体の処理能力を大きく超えている。</p> <p>迅速な復旧を進めるため、がれき処理に国の直轄事業を導入するなど、既存の制度や役割分担を超えた弾力的な運用や特例措置を実施すること。</p>

e 災害廃棄物のリサイクルの促進（関係部局間の連携強化）

【6月21日】

- ・ 災害廃棄物のうち大谷石及び瓦のリサイクルを促進するため、「災害発生資源再利用検討会」（事務局：県土木部検査指導課）を庁内に設置し、廃棄物対策課もメンバーとなり、公共工事で利用する場合の品質基準等の検討に参画した。

f 東日本大震災による海岸漂着物の処理促進

東日本大震災による海岸漂着物の処理を促進するため、廃棄物対策課、海岸管理者（県土木部）、沿岸市町村等の関係者間で、処理に係る役割分担や実施時期等を調整し、海岸管理者が海水浴場における海岸漂着物を中心に処理を実施した。これにより、県内 18 海水浴場のうち磯原二ツ島（北茨城市）を除く 17 海水浴場が、例年同様 7 月中旬から 8 月下旬にかけて開設した。

(イ) 災害廃棄物処理に係る財政支援制度

東日本大震災に対処するための財政援助法の制定により、廃棄物処理法に基づき市町村が行う災害廃棄物の処理に要する費用について、特例的な措置として、以下のとおり、既存の補助制度が拡充された。

- a 特定被災地方公共団体に対する災害廃棄物処理事業補助金（a）の補助率の嵩上げ
補助率：1/2 → 最大 90/100
- b 特定被災地方公共団体に対する災害等廃棄物処理基金（グリーンニューディール基金：b）を活用した財政支援
国負担（補助金 a + 基金 b）割合：全国平均 95%（本県：80%～94%）
- c 地方負担分の全額に対する震災復興特別交付税による措置
補助金 a 及び基金 b を除いた地方負担分の全額特交措置 → 実質全額国負担
- d 財政支援のイメージ

	特定被災地方公共団体に該当しない市町村 (8) ※	特定被災地方公共団体 (36)
国庫補助等	1/2 (従来と同じ)	標準税収入に対する事業費の割合に応じ、次により補助 ・ 10/100 以下の部分 50/100 ・ 10/100 超 20/100 以下の部分 80/100 ・ 20/100 を超える部分 90/100
地方負担分	地域グリーンニューディール基金を活用した財政支援（本県の補助割合は、上記の国庫補助分も含め 80～95%程度） 地方負担分の全額を特別交付税措置（震災復興特別交付税）	

※ 古河市、龍ヶ崎市、守谷市、大子町、阿見町、八千代町、五霞町、境町

ウ 災害廃棄物の広域処理への対応

(ア) 宮城県議会からの広域処理に係る受入要請

【平成 24 年 1 月 26 日】

- ・ 宮城県議会副議長等が来県し、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理について、本県議会への協力依頼があった。

(イ) 国からの広域処理に係る協力要請

【平成 24 年 3 月 16 日】

- ・ 内閣総理大臣及び環境大臣からの協力要請を受けた。

(ウ) 県議会からの災害廃棄物の受入れを求める決議

【平成 24 年 3 月 22 日】

- ・ 第 1 回定例会最終日に、県議会で、東日本大震災で発生した災害廃棄物の本県の受入れを求める決議案を賛成多数で可決した。
- ・ 以降、県内市町村議会でも受入れを求める決議が続くなど、災害廃棄物の受入れを求める機運が高まっていった。

エ 廃棄物処理施設等の指導・助言対応

(ア) 焼却施設等の被害状況

- ・ 民間の焼却施設について、電話により被害状況を調査した。
- ・ 周辺的生活環境に影響がないことを確認し、今後の災害廃棄物処理の可能性について把握した。

(民間焼却施設の被害状況)

区 分	施設数	異常あり	再稼働時期				異常なし
			稼働済	4月	5月	未定	
処理業	20	4	3			1	16
自社処理	33	2				2	31

(4月8日現在)

(イ) 市町村の災害廃棄物仮置き場におけるアスベスト廃棄物の搬入状況

【4月】

- ・ 市町村の災害廃棄物仮置き場でのアスベスト廃棄物の受入状況について、市町村に聞き取り調査を実施したところ、受入れを実施した7市のうち、分別済が4市、未分別が3市であった。全市町村に対して、文書により、分別や搬出の際に飛散させることがないように適正処理について注意を喚起した。

(ウ) PCB廃棄物の破損等の状況

【4月】

- ・ 県内のすべてのPCB廃棄物保管事業所に対し、聞き取り調査を実施した。
- ・ その結果、PCB廃棄物では、60事業所で被害があり、うち10事業所で油漏れの異常が確認されたが、環境への流出はなかった。
- ・ 使用中のPCB含有電気機器について、破損・漏えいが確認された事業所があったため、当該事業所に対して、ボーリングによる土壌分析やPCBに汚染された床材の除去等を指導した。

(PCB廃棄物保管事業者の被害状況)

	対象事業所	被害あり	被害なし
県関係機関	144	2	142
民間事業所	1,527	58	1,469
合 計	1,671	60	1,611

(8月22日現在)

(エ) 民間処分業者における災害廃棄物の適正処理

【3月】

- ・ 民間の廃棄物処分業者に対し、(社)茨城県産業廃棄物協会を通じて、災害廃棄物の処分に当たっては、アスベスト廃棄物やPCB廃棄物の混入に留意し、適正に処理するよう注意を喚起した。

オ 不法投棄への対応

(ア) 不法投棄現場の確認

【3月14日】

- ・ 硫酸ピッチ等が不法投棄されている現場の被害状況を調査し、生活環境の保全上支障が生じていないことを確認した。

(イ) 各警察署への要請

【4月15日】

- ・ 県警本部で開催された県下警察署生活安全課長等会議に出席し、各警察署生活安全課長等に、改めて管内市町村との連携強化による不法投棄事案の未然防止を図るとともに、廃棄物対策課不法投棄対策室の併任警察官との情報の共有化を要請した。

(ウ) 関係業者への指導

【4月28日】

- ・ 業界団体を通じて、建設業者や解体業者等に文書を発出し、被災した工作物を解体する際に発生した廃棄物は、必要な手続を行えば市町村が受け入れて処理できる旨を周知した。

(エ) 監視パトロール

【5月14日～】

- ・ 警備会社に委託し、被害の大きかった沿岸部を対象に、不法投棄監視のための夜間・休日のパトロールを1班2名体制で行った。

【8月10日～】

- ・ 14班28名体制に強化し、県内全域を対象にパトロールを行った。

(オ) 災害廃棄物の不法投棄状況の把握

【4月，6月，9月，12月，平成24年3月，6月】

- ・ 市町村に照会し、災害廃棄物の不法投棄状況を取りまとめた。

カ エコフロンティアかさま

(ア) 施設復旧

- ・ 溶融処理施設については、ごみピットの壁にポリカーボネイト製の仮設板を設置し、仮復旧工事を実施した。

【4月22日】

- ・ 溶融炉へのごみの投入を開始した。

※ 溶融処理施設における溶融炉へのごみの投入の休止期間中は、可燃物の埋立処分により対応した。

【12月24日】

- ・ 本来の材質であるALC板を入手し、ごみピットの壁の復旧を完了した。

(イ) 受入調整

【5月末まで】

- ・ エコフロンティアかさま敷地内での危険防止のため、市民の搬入受入れを管理棟前で実施した。

【3月16日】

- ・ HPに焼却ごみの受入停止の告知を掲載した。

【4月21日】

- ・ 焼却ごみの受入れを再開した。

【5月9日】

- ・ 焼却処理を再開した。

災害廃棄物対策の検証

○災害廃棄物処理促進への対応の評価

- ・ 県内の災害廃棄物の処理を促進するため、市町村等に対する技術的助言のほか、早急対応事案に係る調整等を行うことにより、適切に災害廃棄物の処理を進めることができた。

○アスベスト廃棄物の適正処理のための課題

- ・ 通常、アスベスト廃棄物については、事前に分別して排出され、適正処理される。しかし、災害廃棄物については、仮置き場に搬入される際にはほとんど分別されておらず、市町村の担当者レベルでは、災害廃棄物の中でアスベストを含有しているものを正確に判別することは困難であることから、アスベスト廃棄物が不適切に処理され、アスベストが飛散した可能性がある。アスベストの飛散による二次災害を防止するため、今後、より正確で迅速なアスベスト含有廃棄物の判別方法を検討すべきである。

○PCB廃棄物の状況把握の課題

- ・ PCB廃棄物については、震災後迅速に被害状況を調査し、必要な対策を指示することにより、環境への被害を防止することができた。

○不法投棄への対応について

- ・ 解体する業者が不足して市町村の災害廃棄物受入期間までに被災家屋の解体が終わらなかったことや、道路の被災やガソリン不足による運搬困難などで、災害廃棄物の不法投棄が少なからず発生した。
- ・ 各市町村が受入期間延長などで対応したが、再度同様の被害が発生した場合は、市町村が更に受入期間を延長できるよう、国に災害廃棄物処理事業の期間延長などを求めていく必要がある。

【参考】その後の取組（平成24年4月以降）

ア 災害廃棄物の広域処理への対応

(ア) 国からの広域処理に係る協力要請

【平成24年4月6日】

- ・ 内閣総理大臣及び環境大臣からの協力要請に対し、県は広域処理の受入れについて前向きに検討を行っていること、具体的な受入条件については、今後、関係者と調整していく旨を回答した。

【平成24年4月23日】

- ・ 環境大臣通知で、本県が宮城県の災害廃棄物について最優先で広域処理の実現を図る自治体として、新たに位置づけされた。

(イ) 広域処理受入れに関する市町村長等への意向調査（平成24年4月4日現在）

a 自施設での受入意向

回答対象：57市町村等（44市町村，13一部事務組合）

（回答状況）

意向	回答状況（内訳）	
「受入予定」又は「前向きに検討中」	17市町村等 (29.8%)	14市町村/44市町村 3事務組合/13事務組合
「受け入れるかどうかについて検討中」	24市町村等 (42.1%)	17市町村/44市町村 7事務組合/13事務組合
「受け入れる予定はない」	16市町村等 (28.0%)	13市町村/44市町村 3事務組合/13事務組合

※ 選択肢の「受け入れる予定はない」と回答した主な理由

- ・ 処理能力上余力がない
- ・ 自らの災害廃棄物の処理が済んでいない 等

b 国，県への要望

- ・ 受け入れる災害廃棄物の放射性物質濃度の綿密な測定及び測定結果の公表
- ・ 焼却に伴う排ガス，最終処分場の地下水等の放射性物質濃度の測定等
- ・ 災害廃棄物の放射性物質濃度等の受入基準の策定，安全確保マニュアルの整備
- ・ 焼却灰の処理，最終処分場の確保
- ・ 住民説明会への国・県の立会い，放射線等の専門家の派遣，受入れに伴う費用の迅速な支払

(ウ) 広域処理受入れに係る市町村等関係者との意見交換

【平成24年5月16日】

- ・ 受入れに関心の高い市町村（一部事務組合），県産業廃棄物協会，エコフロンティアかさま等と意見交換会を実施し，受入基準や受入方法等について協議した。24市町村6一部事務組合が参加した。

- ・ 当該協議の結果、理解が得られた市町村等と、受入れできる災害廃棄物の種類や受入可能量、開始時期など、具体的な受入条件について、国や宮城県等と連携しながら協議、調整を行った。

(エ) 宮城県との基本協定の締結

【平成24年8月24日】

- ・ 受け入れる災害廃棄物の排出元、種類及び受入基準等について、宮城県と基本協定書を締結した。

(オ) エコフロンティアかさまにおける対応状況

- ・ 宮城県被災地の現地視察（平成24年7月17日、地元住民約50名出席）
石巻市内の災害廃棄物処理施設を視察し、宮城県の災害廃棄物の実情を把握。
- ・ 試験焼却（平成24年7月19～20日）
宮城県側で測定した放射性物質濃度や空間放射線量率などについては、すべて茨城県の受入基準を満足。

エコフロンティアかさまで行ったモニタリングにおいても、受入基準を満足し、また、試験焼却前後の放射性物質濃度を比較しても概ね同程度であり、周辺環境への影響がないことを確認。

<主な試験結果>

①受入基準に係る試験結果

	受入基準	試験結果
放射性物質濃度	100 ベクレル/kg以下	56 ベクレル/kg
空間放射線量率	0.23 マイクロヘルツ/時以下	0.104～0.111 マイクロヘルツ/時
遮蔽放射線量率	0.01 マイクロヘルツ/時以下	0.002 マイクロヘルツ/時
空間放射線量率 (搬入車両)	0.23 マイクロヘルツ/時以下	0.08～0.09 マイクロヘルツ/時

②モニタリングに係る試験結果

	受入基準	試験結果	
		宮城がれき 搬入前	宮城がれき 搬入後
放射性物質濃度 (処理後ばいじん)	8,000 ベクレル/kg以下	2,440 ベクレル/kg	2,230 ベクレル/kg
放射性物質濃度 (処理後スラグ)	8,000 ベクレル/kg以下	12 ベクレル/kg	23 ベクレル/kg

- ・ 本格受入れの開始（平成24年8月30日）
受入予定期間 平成26年3月31日まで
受入見込量 可燃物（溶融）：2,500 t 不燃物（埋立）：30,000 t

（9）環境対策

ア 神栖市のヒ素地下水汚染事案に係る地下水処理施設運転管理への対応

（ア）処理施設復旧への対応

【3月14日～】

- ・ 地下水処理施設の運転を引き続き停止し、被害状況の確認を行った。

【3月27日】

- ・ 神栖地区における汚染メカニズム解明のための調査検討会委員による現場調査を実施した結果、一部の配管が変形しているが、処理施設の運転機能には異常がなく、施設の被害は軽微との意見があった。

【4月中】

- ・ 復旧作業を実施した（揚水井戸及びモニタリング井戸の洗浄、配管の修復等）。

【5月9日～】

- ・ 地下水処理施設の試運転を行い、正常稼働することを確認した。
- ・ 地下水を採取及び検査し、地震前後で汚染地下水の状況に大きな変化がないことを確認した。

【5月14日】

- ・ 環境省、県及び神栖市による神栖市民を対象とした住民説明会を実施し、施設に対する地震の影響についても報告した。

【5月16日】

- ・ 地下水処理施設の運転を再開した。

【以降】

- ・ 処理施設の稼働状況及び地下水のモニタリング状況を随時確認した。

（イ）環境省、県、神栖市及び業務委託業者との調整

- ・ 関係機関により毎月1回開催している月例会議にて、処理施設の復旧・稼働状況や地下水モニタリングによる汚染状況の確認を行った。
- ・ 神栖地区における汚染メカニズム解明のための調査検討会の委員の意見を聞きながら、復旧作業を進めた。

（ウ）周辺住民への報告

環境省及び神栖市と共催している住民説明会（5月14日開催）や周辺住民に配布している神栖新聞（4月11日発行）により、地震による施設への影響や地下水の汚染状況に変化がないことを報告した。

神栖市地下水処理施設運転管理対応の検証

○施設の早期復旧のための対応

- ・ 施設を復旧し汚染地下水の処理を早期に再開するため、関係機関と連携し、また、専門家の意見を聴取しながら、早期復旧に向けて対応することができた。

なお、平成24年3月末で地下水処理は終了（平成24年度に施設撤去）した。

イ 大気汚染常時監視施設対策

(ア) 被害状況の確認

【3月14日～16日】

- ・ 地震発生直後の停電により測定機器の状態が確認できなかったため、電気復旧後、被害状況について保守管理委託業者及び環境対策課が現地確認を実施した。
- ・ 県内41測定局（北部20局、南部21局）に設置している機器等については業者に保守管理を委託しているが、震災によりガソリンスタンドが営業を休止し、自動車燃料の確保が困難なことから、北部地域のうち、10局について環境対策課職員が現地確認を行った。
- ・ 現地確認の結果、落下による記録計の破損や局舎の不同沈下、局舎壁への亀裂などの被害を確認した。
 - a 局舎の被害
 - 局舎の傾き：2局（ひたちなか、那珂）
 - 壁の亀裂等：6局（水戸石川、日立市役所、日立会瀬、日立多賀、常陸那珂勝田、銚田保健所）
 - b 測定機器等の故障
 - 落下による記録計の故障：3台（日立南部、鹿島高天原、潮来保健所）
 - 停電による炭化水素計の故障：2台（鹿島事務所、土浦中村南）

（停電の復旧時期）

停電復旧日	局数	測定局名
3月11日	8局	鹿島宮中、鹿島高天原、江戸崎公民館、竜ヶ崎保健所、取手市役所、筑西保健所、土浦中村南、守谷
3月12日	12局	水戸石川、那珂、神栖下幡木、鹿島事務所、神栖消防、神栖一貫野、神栖横瀬、波崎太田、土浦保健所、つくば高野、東茨城大戸、水戸大工町
3月13日	9局	日立市役所、常陸那珂勝田、笠間市役所、常陸那珂東海、ひたちなか、常陸太田、銚田保健所、石岡杉並、下妻
3月14日	7局	北茨城中郷、高萩本町、日立会瀬、日立多賀、大宮野中、水戸東部、日立小木津
3月15日	2局	日立南部、潮来保健所

※ 停電なし 3局（常総保健所、古河保健所、古河市役所）

(イ) 測定局舎の復旧対策

【平成24年1月21日～3月23日】

- ・ 被害が確認された局舎のうち、大気常時監視に支障を来すおそれのある那珂局の不同沈下について修繕を行った。
- ・ ひたちなか局においても、局舎周辺の地割れにより若干の傾きを確認したが、市が管理者であるため、地割れ復旧作業後に対応を検討することとした。

(ウ) 測定機器の復旧対策

故障等が確認された測定機器について、常時監視体制の早期回復のため、落下により破損した風向風速計記録計の代替機との交換、停電により測定停止状態であった炭化水素計の復旧作業等を順次実施した。

大気汚染常時監視施設対策の検証

○測定機器の転倒・落下防止等対策の不備

- ・ 県として、今回のような大規模災害の発生は想定していなかったため、測定機器の転倒・落下防止対策を実施していなかった。震災による機器の転倒はなかったが、日立市役所局ほか16局においてケーブル溝の蓋がはずれたことにより、他機器にもたれかかるように傾いた。
- ・ 今後に加え、蓋の固定や局舎壁と測定機器をベルトで固定するなどの対策（鹿島宮中局で対応済）を検討すべきである。

ウ 自然公園施設災害復旧対策

(ア) 市町村等からの情報収集

【3月14日～】

- ・ 県内の自然公園施設の被害状況について、各市町村及び現地自然公園指導員からの電話での聞き取りを順次実施し、その後も追加調査を継続的に実施した。

(県内自然公園施設の被害状況)

公園名	箇所名	施設状況
水郷筑波 国定公園	登山道 (つくば市筑波)	御幸ヶ原コースには、転石の活動・崩落、枯損木等の倒壊、階段工の損傷が散見された。その他のコースにも同様の損傷があった。 3月11日：つくば市側登山口(3箇所)に入山禁止看板を設置した。 3月14日, 15日: 桜川市側登山口(2箇所)に入山禁止看板を設置した。
	御幸ヶ原園地 (つくば市筑波)	園地内公衆トイレ(平成19年整備)は大きな損傷はなし(3月15日電話連絡)。
	臼井園地 (つくば市臼井)	園地内管理棟・公衆トイレ(浄化槽含む)・キャンプサイト等に大きな損傷はなし。
	浮島集団施設地区 (稲敷市浮島)	園地内全域で液状化。公衆トイレ・炊事棟・浄化槽周辺にひび割れ。園地・園路・木橋に沈下・隆起が散見された。
	天王崎園地 (行方市麻生)	園地内全域で液状化。駐車場・園地に陥没・隆起・ひび割れが散見された。
奥久慈県立自然公園	大子町	月居山ハイキングコースに落石があり、約50メートルにわたって全壊した。 管理棟についても、液状化による被害ありとの情報があった。
大洗県立自然公園	茨城町	液状化現象により、駐車場等に損傷を受け、使用不能となった。

(イ) 現地調査の実施

市町村からの電話聞取りの結果から、応急復旧が必要と思われる場所の現地調査を行った。

(現地調査の実施状況)

日程	調査対象	確認・対応内容
3月15日	筑波山登山道	桜川市と共に入山禁止の看板を設置
3月23日	筑波山登山道（つくば市側）	危険箇所等は確認されず
3月30日	筑波山登山道（桜川市側）	数箇所の落石確認
4月4日	筑波山登山道（一部コース規制解除のため）	コース入口の立入規制看板撤去
4月11日	筑波山登山道（落石事故現場）	危険箇所等は確認されず
6月29日	筑波山登山道（残りの規制コース解除のため）	応急措置は実施済みであり、危険箇所は確認されず
7月1日	浮島園地	木橋，園路，浄化槽の破損確認
10月5日	浮島園地（災害復旧工事発注のため）	工事業者との施工方法に係る打合せ実施

※ 奥久慈県立自然公園，大洗県立自然公園については，地元町村で応急復旧を実施中との報告があったため，現地調査は実施しなかった。

(ウ) 被害への対応

【7月9日まで】

- ・ 筑波山の登山道については，落石事故で死亡者（1名）も発生したことから，地震直後から入山禁止措置を決定し，安全性の確認がとれるまでの間継続した。

【7月10日】

- ・ 筑波山の登山道について，全コースの入山禁止措置を解禁した。

【12月16日～平成24年1月31日】

- ・ 浮島園地については，被害調査の結果，木橋，浄化槽について応急復旧措置が必要と判断し，復旧工事を実施した。

自然公園施設災害復旧対策の検証

○被害調査対応の反省

- ・ 被害調査の際，各市町村の施設担当部署が不明だったため，連絡に手間取ったが，被害調査の内容を精査し，必要最低限の応急を実施することができた。

(10) 災害救助法

県内37の市町村に対し，災害救助法を適用するとともに，被災者の救助を迅速に行うため，同法に基づき各市町村への事務委任を行った。また，民間賃貸住宅の借上げを活用した応急仮設住宅の供与や他都道府県への救助の応援要請など，被災者の応急救助を行った。

※ 災害救助法の目的（災害救助法第1条抜粋）

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

ア 災害救助法の適用

(ア) 災害救助法の適用

【3月14日】

- ・ 3月13日に災害救助法を適用した34市町村のほか、災害救助法の適用を希望しなかった市町村から同法の追加適用について要望があったため、同法の適用を希望しなかった全10市町に対し、福祉指導課長が市長又は副市長等に電話で適用についての意向再確認を行った。

【3月15日】

- ・ 意向確認の結果、筑西市及び稲敷市が希望するとともに、震度が5弱であった利根町からも住家の全半壊が多数に上るため災害救助法適用の希望があったことから、3月15日付けで3市町を追加適用した。これにより、合計37市町村に、災害救助法施行令第1条第1項第4号に基づき同法を適用した。

（災害救助法の適用状況）

災害救助法適用決定日	適用市町村
3月13日 (3月11日から適用)	水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町、美浦村、阿見町、河内町
3月15日 (3月11日から適用)	筑西市、稲敷市、利根町

(イ) 市町村への事務委任

救助を迅速に行うため、災害救助法第30条第1項に基づき、救助の実施に関する事務を発災当日から同法適用市町村に委任することとしたが、問合せの対応に追われ、各市町村への正式な通知は、4月22日の発送となった。

イ 他都道府県への救助の応援要請

災害の被害は、本県のみではなく広域に及んだため、飲料水等の救援物資の供給を県外の自治体に依頼するとともに、県外へ避難する方も多く見込まれたことから、全国の都道府県知事あてに応急救助の応援要請を行った（5月12日発送）。

また、岩手県、宮城県、福島県、栃木県及び千葉県からは、本県あてに応急救助についての

応援要請文が届いたため、全市町村へ通知するとともに、庁内関係課（危機管理室、住宅課）へ周知を行った。

（応援要請の状況）

要請年月日	県名
4月8日	福島県
4月20日	岩手県、宮城県
6月9日	栃木県
6月27日	千葉県

ウ 災害救助法の運用

（ア）災害救助法の運用

- ・ 災害救助法の適用（3月13日及び15日）を行うまでは、市町村の複数の関係課から、同法を適用した場合に取扱いがどうなるのかといった内容の問合せが多く寄せられ、担当職員2名でその対応に当たった。
- ・ 災害救助法の適用後は、避難所運営に係る費用や、飲料水・食料、寝具、生活必需品の購入に要する費用など、避難所に避難した方への救助に要する費用についての問合せが夜間まで続いた。
- ・ 問合せに対する回答を行う際には、「災害救助事務取扱要領（厚生労働省）」を参考に行ったが、同要領に記載のないことについては、厚生労働省に確認を行った上での回答となり、時間を要した。

（イ）災害救助法の弾力的運用

【3月19日】

- ・ 厚生労働省から、災害救助法の弾力運用に関する通知があり、各市町村に対し同通知の送付を即時行うとともに、庁内関係各課にも周知を行った。その取扱いに関する問合せの回答にも、厚生労働省への確認が必要であったため、柔軟な対応ができる一方で、市町村等において混乱を来すことにもなった。

エ 応急仮設住宅の対応

応急仮設住宅については、当初民間賃貸住宅の借上げ及び仮設住宅の建設（北茨城市のみ）により対応していた。

【3月25日】

- ・ 厚生労働省から、公営住宅等の活用も認める旨、通知があった。

【4月30日】

- ・ 「発災以降に被災者自らが契約したものであっても、その契約時以降、県名義に置き換えた場合に国庫負担の対象とする」旨、厚生労働省から岩手県、宮城県及び福島県知事あてに通知が発出された。
- ・ 茨城県も同じく対象とされるよう、厚生労働省に対し要望を行ったが、自ら契約し入居していた分についての遡及は認められなかった。

（厚生労働省への要望年月日）

- ・ 6月8日
- ・ 7月7日
- ・ 8月1日

【7月25日】

- ・ 各市町村担当職員への応急仮設住宅への対応に関する説明会を実施した。

オ 災害救助費

災害救助法に基づく災害救助に要した経費である。

- ・ 避難所の設置に要した経費
- ・ 応急仮設住宅の設置に要した経費
- ・ 食品給与・飲料水供給に要した経費 など

(ア) 茨城県民分の救助に要した費用の支払

支払年月	区 分	金 額
平成23年8,9月 平成24年5月	市町村への繰替え支弁費支払（概算払） （精算）	374,592千円 967,280千円
平成24年4月	他都道府県への支払	228,350千円
平成24年4月	日本赤十字社茨城県支部への支払	39,207千円

(イ) 他県民分の救助に要した費用についての求償

求償年月	区 分	金 額
平成23年8月 平成23年12月 平成24年2月	岩手・宮城・福島県あて（第1回求償） （第2回求償） （第3回求償）	161,512千円 186,923千円 269,542千円
平成23年12月	千葉県あて（第1回求償）	207千円

災害救助法に対する対応の検証

○災害時における体制の整備

- ・ 災害救助法は、災害対応業務全般に関係することに加えて、厚生労働省、県庁内各部局及び市町村各担当課からの問合せに対応しなければならないため、早い段階から十分な人員を配置する必要があるが、同法の担当は当初1名のみであり、後に2名となったが十分ではなかった。災害救助法担当は、災害対策本部の一部門として、十分な数の応援職員を配置した組織として設置することも含めて、体制を検討する必要がある。

○各分野ごとの業務に対する意識

- ・ 災害救助法は災害対応業務全般に関係するため、国、県及び市町村の様々な部署から多岐にわたる内容の問合せを受けることになり、業務の大きな負担となった。多岐にわたる分野について問合せ内容に対応することは困難となるので、災害救助法の分野ごとに、関係各課が責任と当事者意識を持ち対応することが必要である。

○災害救助法所管課の役割

- ・ 災害救助法を所管する部署は、個々の細部にわたる業務に携わるのではなく、災害救助法業務に専念することが望ましい。

○国への要望

- ・ 災害救助法の運用に当たって、東北3県と本県の取扱いが違うことについて、同じように取り扱うよう厚生労働省に要望したが、認められなかった。同一災害に当たっては、全国同じ基準で対応するよう、国において検討されることが望まれる。

カ 住宅対策（応急仮設住宅など）

応急仮設住宅の設置については、市町村の要望等を把握し、関係機関と調整を行った上で応急仮設住宅の設置方針を定め、市町村と連携を図りながら、被災者のための住宅確保に努めた。

今回は、基本方針として既存ストックを活用する方向で対応することとし、県営住宅の空き住戸の提供や、市町村や茨城県宅地建物取引業協会（以下「宅建業協会」という。）へ協力要請を行いながら、民間賃貸住宅の借上げなどにより、応急仮設住宅を提供した。

(ア) 応急仮設住宅の設置

a 設置までの経緯

【3月14日】

- ・ 応急仮設住宅の市町村の要望について調査を行った。

【3月23日】

- ・ 宅建業協会へ事前の協力を依頼した。

【3月29日】

- ・ 応急仮設住宅について設置方針（案）を作成した。

【3月31日】

- ・ 市町村が主体となって民間賃貸住宅を借り上げることとなった。
- ・ 宅建業協会へ協力を要請した。協会本部から各支部と会員へ通知した。

【4月4日】

- ・ 市町村へ通知した（借上げ方針。なお宅建業協会へは通知済。）。

【4月5日】

- ・ 借上げ方針について福祉指導課の了解を得た。
- ・ 第1回協力事業者の取りまとめを行った（以降、順次取りまとめを実施）。

【7月25日】

- ・ 市町村向け説明会を開催した（民間賃貸住宅借上げの手続について）。

内容：賃貸契約の置換えによる提供（福祉指導課）

事務手続フロー（住宅課）

東北3県からの避難者の取扱い（危機管理室）

【7月27日】

- ・ 民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の置換えについて、宅建業協会へ協力を要請した。

【7月29日】

- ・ 協会本部から各支部へ協力を要請した。

【8月18日】

- ・ 民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の置換えについて、全日本不動産協会茨城本部へ協力を要請した。

b 応急仮設住宅の設置方針

住宅課にて関係機関（国土交通省，県（災害対策本部，福祉指導課）及び市町村）と調整を行い，次のとおり応急仮設住宅の設置方針を定め，各市町村に通知した。

(a) 応急仮設住宅の設置方針

i 設置市町村

7市（567戸）（3月30日時点）

高萩市（80戸），北茨城市（40戸），ひたちなか市（50戸），
那珂市（10戸），神栖市（350戸）行方市（20戸），銚田市（17戸）

ii 仮設住宅の種別

借上げ（民間賃貸住宅）を基本とする（迅速な住宅提供を行えること，コスト等を考慮）。

iii 契約方式（借上げの場合）

県 → 県宅建業協会（要請 ※県対応）

市町村 ⇔ 不動産業者（契約 ※市町村対応）

※ 災害救助法第30条を根拠に市町村が直接契約を行う。

市町村 → 被災者（使用許可書 ※市町村対応）

iv 契約期間・使用許可期間（借上げの場合）

契約（最長2年間）市町村 ⇔ 不動産業者

使用許可（6か月間）市町村 → 被災者

※ 状況に応じて期間延長，最長2年間 等

(イ) 県営住宅の提供

【3月25日】

- ・ 県住宅課では，市町村と連携しつつ，被災者の県営住宅一時入居に係る申込受付を開始した。

【6月3日～】

- ・ 県外被災者についても，一時入居申込受付を開始し，提供戸数394戸のうち100戸の配分を行った。

【12月28日】

- ・ 震災から9か月以上，県内における避難所閉鎖から半年以上が経過し，被災者からの相談も減少したことから，県営住宅への被災者の一時入居受付は終了とした。

ただし，福島県民については，引き続き本県へ避難してくる者が続いており，受付を当分継続とした。

a 被災者の一時入居制度

住宅課では、県民からの相談状況及び住宅の被害状況、上記国の通知や市町村の要望等を踏まえ、被災者の一時入居制度を整備した。

(a) 対象者

以下のいずれかに該当する住宅困窮者及びその同居親族（「り災証明書」又は「被災証明書」の発行を受けた者又は受ける見込みの者）。

- ・ 地震により居住していた住宅が全壊又は半壊し、居住の継続が困難になった者
- ・ 福島原発事故に伴う政府からの避難指示を受けて避難している者（※後日追加）

(b) 提供住戸数

394 戸（4月の定期募集及び震災以降の随時募集を中止して空き住宅を確保）

(c) 使用料 無償（共益費，戸内の光熱水費は入居者負担）

(d) 使用期間

原則6か月以内（入居者の実情により，入居から1年間を限度として更新可能）

→ 平成24年4月17日 厚生労働省・国土交通省通知により，復興の遅れから使用期間を3年間，延長期間を2年に変更となった。

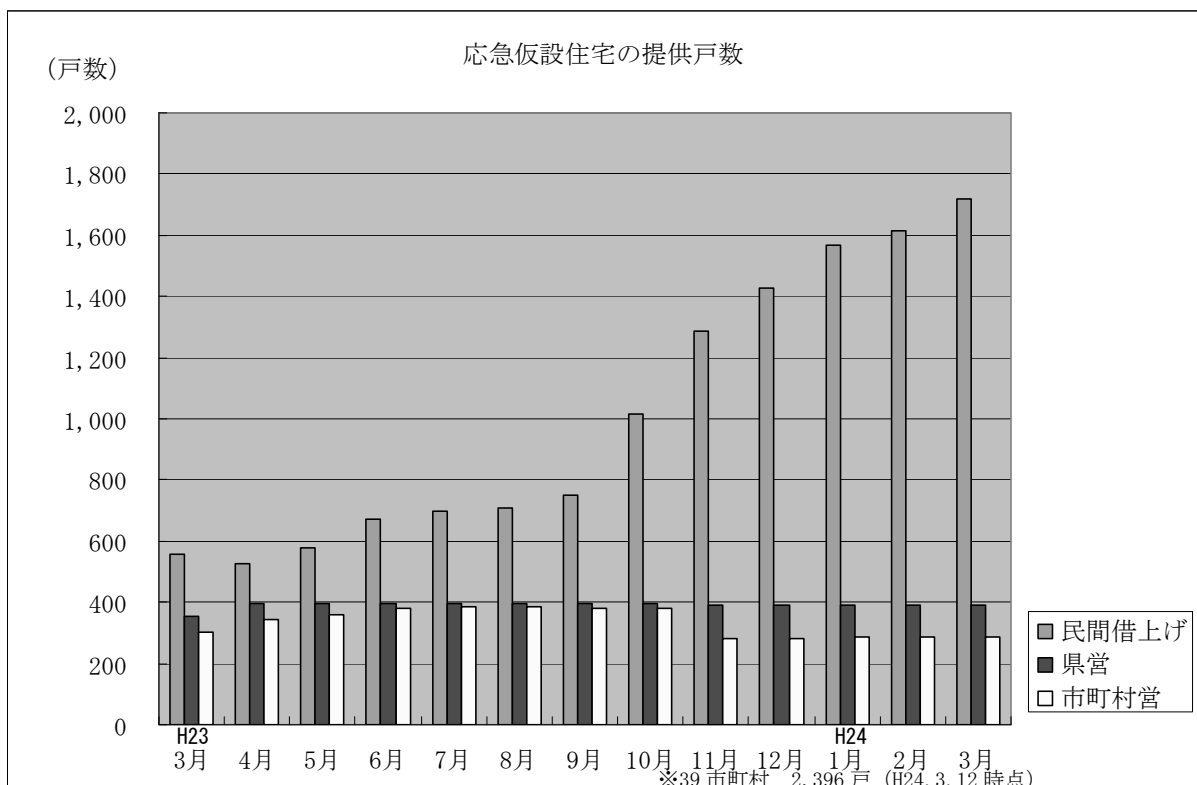
b 入居決定実績（3月25日から平成24年3月12日まで）

259 世帯（本県民 202 世帯，福島県民 56 世帯，岩手県民 1 世帯）

(ウ) 応急仮設住宅の建設

- 【5月1日】
- ・ 地元の建設業協会により，北茨城市に応急仮設住宅を10戸建設した。
 - ・ 応急仮設住宅の建設は，北茨城市の10戸のみである。

(エ) 応急仮設住宅の提供状況



応急仮設住宅に関する検証

○応急仮設住宅の設置について

- ・ 今回、建設ではなく既存のストックを活用（具体的には、公営住宅（県営・市町村営）や民間賃貸住宅の借上げ、雇用促進住宅などにより対応）した結果、避難所からの移転が比較的スムーズに行われた。
- ・ 北茨城市で建設した応急仮設住宅は、協定では、プレハブ協会に依頼するはずだったが、地元の建設業協会にて建設することになり、あらかじめ決めていた建設の手順がうまく機能しなかった。建設に関する手順について、改めて市町村に対し周知が必要である。

○民間賃貸住宅の借上げについて

- ・ 民間賃貸住宅の借上げは初めての対応となり、事務処理の手続方法が明確でなかったため、事務を行う市町村との調整（契約関係、国支援対象の考え方等）において混乱があった。市町村へ今回の事例を踏まえ、手続関係の情報提供を検討する必要がある。

○市町村との調整の課題

- ・ 災害救助法の弾力的な運用が次々と出されたこともあり、市町村などの現場で、対応の方向性が定まらず混乱が生じた。また、市町村からの問合せが頻繁にあり、対応に時間を要した。
- ・ 現地の被害状況を把握している市町村に県営住宅提供の受付窓口をお願いしてきたが、調整不足もあり、一部の市町村で協力が得られなかったため、統一的な対応ができず、事務手続などが煩雑になった。災害時の市町村との役割分担を検討する必要がある。

○県営住宅の提供

- ・ 県営住宅を提供するに当たり、緊急性を優先したことから、一部、住居の環境が未修繕のまま提供する住戸もあったことから、今後対応を検討する必要がある。

コラム 23

吉田 慶治 稲敷市

また、地震直後からしばらくの間、付近一帯が停電・断水となり、不便さを感じながらも、日常普通にあるもののありがたさも痛感しました。断水時には、自衛隊の方々が給水作業にあたり高齢者の方のバケツやポリ容器を運んでくれるなど献身的なご努力に頭が下がる思いでした。これが私ども唯一の救いでした。ありがとうございました。地方自治体の職員の方についてもそうでありたいと願っております。

私が耕作している4.9ヘクタールの田んぼの内、液状化の被害を受けたのが1.5ヘクタール、残りの3.4ヘクタールも揚水機場とパイプラインが震災で壊れてしまい用水がでない状況でした。いつ修繕されるか分からない状況の中で20アールの田んぼは、排水路からポンプで水を汲み自家用に作付しました。残りの3.2ヘクタールは用水が通れば飼料用稲を作りたいと思っています。

液状化してしまった田んぼは砂を取り除いても、その下は泥なので「底なし沼」のようにトラクターが埋まってしまい入れません。ただ単に噴き出した砂をとって平らにすれば元に戻るような状況ではなく、使える田にするためには、ブルドーザーで踏み固めていかなくてはならず、費用と時間がかかる大変厳しい状況です。家が壊れただけでなく、田んぼも奪われて収入もなくなってしまいました。

震災の被害に遭い、困っている人はたくさんいます。一日も早い復旧を願っております。

コラム 24

大川 泰男 大洗町

平成23年3月11日当日、私は町内にある職場におり、今まで経験したことのない大きな地震に遭遇し、ただ事でないと感じた。当時、自宅には98歳になる母親がいたので、様子を見に急いで戻った。

その時、町の防災行政無線で「至急高台へ避難せよ」と強い口調で、繰り返し放送があり、ただ事でないとの緊迫感の中、避難の準備を始めた。そこへ外出中の妻が帰宅し、急ぎ持ち物等チェックし、階段の無い北側道路に横付けした車に母を抱きかかえて乗せ、妻の運転で高台へ避難させた。私も、自宅南側車庫前に停めた車で避難しようと、7段ある階段を2、3段降りた所で津波が押し寄せ、車の所まで行けず、車庫の上まで逃げ戻り、私の車が津波の中をさまよう様子を、ただただ呆然と見入っていた。

私の自宅は、海岸の至近距離に位置しており、地震後の津波により床下浸水になったが、付近一帯は床上浸水になり、第2波、第3波と続く津波に大洗港に打ち上げられた漁船数隻をはじめ、多種雑多な物が目前を右へ左へと流れていく状況を目の当たりにし、その凄まじさを実感させられた。私自身の車も流され、見失ってしまったものの、近所の路地に止まっており、無残な姿であったが、人の通行できるスペースが残っていたのが幸いであった。

私の家族は、高台にある妹宅に3日間避難し、その後自宅に戻ったものの電気、水道の無い状態で、ロウソク生活の日々であった。

こうした中で、臨時的避難所になった「オーシャンビュー大洗」に避難した約300人に対し、支援をするなど多忙の日々でもあった。

しかし、今回の大震災による津波を振り返り思うと、我が大洗町に、平成15年に行政指導により立ち上げられた自主防災組織の存在及び、どう機能したか大いに反省すべきと思慮させられた。

この反省を基に、自主防災組織の存在感の高揚と機能性を高めるため、平成24年の総会に於いて、我が町内会が津波浸水区域で、高所と低所の地形のため、役員の高所、低所への配置を考慮した組織づくりを提案し、理解を求め改善を図りました。

今後に於いては、防災訓練を重ね自主防災組織の存在及び各自の役割分担等意識高揚を図っていくことが不可欠であります。

(1.1) 医療救護対策

ア 茨城県DMAT調整本部

県内で活動するすべての災害派遣医療チーム(以下「DMAT」という。)^{ディーマット}の指揮及び調整、病院等の被災情報の収集、医療搬送における受入病床及び搬送手段の確保調整等を実施した。

(ア) 茨城県DMAT調整本部の体制

【3月14日～22日】

- ・ 3月11日に設置した茨城県DMAT調整本部が引き続き活動を行った。

【3月18日】

- ・ 統括DMATから、県内医療機関における救援・救助活動などDMATのニーズが収束したものと判断されるとの進言を受けたことから、県内のDMAT活動を終了とし、茨城県DMAT調整本部を解散した(15時54分)。

【3月22日】

- ・ 茨城県DMATの活動を終了し、茨城県DMAT調整本部を解散した(17時00分)。

活動月日	茨城県DMAT調整本部で活動したDMAT ※ 左欄の医療機関の医師が統括DMATとして活動		
3月14日	水戸済生会総合病院		
3月15日	筑波メディカルセンター病院		
3月16日	筑波メディカルセンター病院	取手協同病院	
3月17日	取手協同病院	筑波メディカルセンター病院	水戸済生会総合病院
3月18日	取手協同病院	筑波メディカルセンター病院	水戸済生会総合病院
3月19日			
3月20日	筑波メディカルセンター病院	水戸済生会総合病院	
3月21日	水戸済生会総合病院	筑波メディカルセンター病院	取手協同病院
3月22日	水戸済生会総合病院		



DMAT活動①

(茨城DMATによる医療救護活動)



DMAT活動②

(他県DMATとの連携による医療救護活動)

(イ) DMATが行った茨城県内外での医療救護活動

※ 茨城県DMAT調整本部が把握しているもの

【3月16日】

- ・ 城北病院からの転院搬送（3名）を行った。
- ・ 介護老人保健施設おおあらいから避難所に待避していた入所者約70名の健康状態の把握を行った。
- ・ 城里町の避難所（小松小学校ほか）の避難者約60名の健康状態の把握を行った。
- ・ 廣橋第一病院の入院患者38名の転院搬送を行った（～18日）。

【3月18日】

- ・ 日立港病院の現地調査を行った。

イ 救急告示医療機関の被害状況の確認及び対応

県民に対する医療提供体制の確保のため、救急告示医療機関の被害状況及びライフラインの状況を把握し、収集した情報の提供を行った。

【3月14日～24日】

- ・ 救急告示医療機関における被災及びライフライン等の復旧状況の情報収集を行い、収集した情報をマスコミに提供した（3月11日から継続的に実施）。

- ・ 県メディカルセンターが運営する救急医療情報システムについて、停電によりシステムがダウンしていたが、3月14日にライフラインが復旧したことで、インターネットを通じた情報提供を再開した。
- ・ また、軽症患者の医療機関への受診を抑制するために、茨城子ども救急電話相談や救急医療情報システムの情報を県HPに掲載した。

【3月25日】

- ・ 発災後2週間が経過し、ライフラインが整いつつあることや受入機能の情報にも変動が少なくなってきたことから、電話による情報収集を終了した。

ウ 人工透析患者に対する支援

透析施設同士で患者の受入調整が迅速に実施できるよう、保健予防課において透析医療機関の稼働状況に関する情報の収集及び提供を行うとともに、神奈川県に受入依頼するなど広域的な調整を行った。

今回の震災の経験を踏まえ、行政や医療関係者、患者団体等による災害時における透析医療に関する検討会を開催し、対応の見直しを行った。

(ア) 人工透析患者の転院搬送等の支援

【3月14日～23日】

対応月日	件数(件)	対応状況	主な内容
3月14日	3	調整・情報提供	県北地域透析患者の調整 等 ※管財課バスによる透析患者送迎
3月15日	4	情報提供	透析可能医療機関の情報提供 等
3月16日	22	調整・情報提供	透析可能医療機関の情報提供 等
3月17日	7	調整・情報提供	県北地域透析患者24名、神奈川県保健予防課を通じて同県内の8病院に受入れとなった。 県外・県内の患者対応を取り決めた※
3月18日	7	調整・情報提供	透析可能医療機関の情報提供 等
3月19日	3	情報提供	透析可能医療機関の情報提供 等
3月21日	2	情報提供	透析患者への情報提供 等
3月22日	2	情報提供	透析患者への情報提供 等
3月23日	1	情報提供	透析医療機関への情報提供
合計	53	情報提供	透析医療機関への情報提供

※ 透析患者への対応方針

かかりつけ医療機関からの問合せに対して、稼働している医療機関を県が紹介することとした。

(イ) 人工透析患者に対する防災体制の整備

【8月18日】

- ・ 震災時における透析医療に関する検討会を開催した。
 検討内容：医療機関及び透析患者からの要望意見を基にした震災時の対応の検証
 出席者：透析医療機関、患者会、臨床工学士会、薬品卸組合、保健所等

人工透析患者に対する支援についての検証

○患者移送手段の確保

- ・ 北茨城の医療施設の患者を神奈川県内の医療施設に移動する際、主治医から県に移送手段の手配についての要請があったが、県では手配できず、主治医が民間の運送会社を探して移送することができた。発電用の燃料確保や給水車の手配以外に、透析患者の遠距離の移送手段についても、バス協会等運輸関係団体との協定締結等により、災害時に県が支援できる体制の整備が求められる。

○関係機関等との情報共有

- ・ 透析談話会災害対策WG（平成24年7月3日開催）に出席したが、県の災害対策について多くの質問がなされ、情報共有を図ることができた。患者への支援体制の構築のためにも、こうした情報交換の場を持つことが、今後も重要である。

エ 電源車の要望の把握

【3月14日】

- ・ 東京電力(株)の計画停電に伴い、自家発電装置を設置していない医療機関等に対し電源車の配備意向を確認し、厚生労働省に必要数を報告した。

※ 要請があった医療機関：6施設

岩本クリニック（土浦市），大久保病院（水戸市），筑波病院（つくば市），かねしげ病院（取手市），県西在宅クリニック（古河市），菊地眼科医院（常総市）

オ 医薬品等の供給調整

災害救助用医薬品や血液製剤などについて、各医療機関等における需要に対して円滑な供給を確保するため、関係機関との調整等を実施した。

※ 調整内容：調達窓口を県（薬務課）に一本化し、適切に医薬品等を供給できるようにした（供給実績なし）。

(ア) 災害救助用医薬品（医療用）

【3月14日～4月7日】

- ・ 県医薬品卸売業組合との調整を実施した（3月11日から継続的に実施）。

(イ) 血液製剤

【3月14日～4月7日】

- ・ 血液センターとの調整を実施した（3月11日から継続的に実施）。

(ウ) 一般用医薬品

【3月14日～4月7日】

- ・ 県登録販売者協会会長の寺島薬局との調整を実施した（3月12日から継続的に実施）。

(エ) 医療用医薬品等

3月11日から4月7日まで、救急告示医療機関（県内全93機関）の医薬品在庫の充足状

況の調査を実施し、医薬品等が不足している医療機関については、必要に応じ供給調整を実施可能な状況であったが、供給を行うことはなかった。

(救急告示病院医薬品等充足状況調査結果(対象:93医療機関))

日付	調査項目		不足病院数	
	医薬品	医療材料	医薬品	医療材料
3月14日	○	—	10	—
3月15日	○	—	6	—
3月16日	○	—	9	—
3月17日	○	○	9	10
3月18日	○	○	11	16
3月22日	○	○	11	7
3月23日	○	○	11	11
3月25日	○	○	18	3
3月28日	○	○	11	3
4月4日	○	○	16	3
4月7日	○	○	13	1

【3月14日】

- ・ 震災発生に伴う麻薬・向精神薬の取扱いについて、県医師会や県病院協会等へ通知した。

【3月15日】

- ・ 県医療機器販売業協同組合に対し、必要時における医療機器等の円滑な供給を依頼した。

【3月16日】

- ・ 医薬品の安定供給に関連する分割調剤について、県内各医療機関及び薬局へ協力を依頼した。

【3月30日】

- ・ 被災地における地方公共団体間又は薬局間の医薬品等の融通について、県薬剤師会等へ通知した。

【4月4日】

- ・ 医薬品の流通状況が概ね回復したことに伴い、実情に応じた医薬品の処方日数や分割調剤への変更について、医療機関や県医師会等へ通知した。

(オ) 医療用ガス

【3月14日～19日】

- ・ 県内製造業者の業務状況調査及び県内販売業者の供給状況を調査した(3月13日から継続的に実施)。

【3月14日】

- ・ 工業用ガスボンベを医療用として使用する際の取扱いを、県医師会や県病院協会等へ通知した。

【3月19日】

- ・ 工業用液化酸素ガス超低温容器を医療用として使用する際の取扱いについて、県医師会や県病院協会等へ通知した。

(カ) 個別医薬品等

a インスリン

【3月15日】

- ・ 日本糖尿病学会提供の入手に係る相談先の情報について、県災害対策本部を通して各市町村へ提供した。

b 透析用機材等

【3月15日】

- ・ 被災地への提供申し出について、業者等と調整した。

c チラーヂン（甲状腺ホルモン剤）

国内唯一の製造工場が被災したため、流通不能状態となった（3月25日流通復旧）。

【3月22日】

- ・ 入荷動向について確認し、随時情報を医療機関等へ提供した（在庫確認は3月11日に実施）。

(キ) その他

【3月18日】

- ・ 県医薬品卸業組合の緊急通行車両稼働状況を確認した。
- ・ 救援用の一般用薬品の保管・提供について、救援物資として一般用医薬品を受け入れる場合は、県薬剤師会で保管することで調整した。
- ・ 県薬剤師会に対し、避難所において行う医療活動への関係情報を提供した。

【3月23日～】

- ・ 薬事関係の震災対策関連通知を県HPに掲載した。

【3月23日】

- ・ 薬事法等に係る許認可更新の救済措置や免責措置について、医薬品、医療機器の製造業者等へ通知した。

【3月24日】

- ・ 医薬品及び医療機器製造業の緊急的措置（承認事項を届出事項とする緩和措置）について、関係機関へ通知した。また、医薬部外品も同様に取り扱う旨を関係機関へ追加通知した。
- ・ 震災に伴う薬剤師免許申請等に係る取扱いについて、県薬剤師会等へ通知した。
- ・ 情報通信機器を用いた診療（遠隔診療）等に係る取扱いについて、県薬剤師会等へ通知した。

【3月25日】

- ・ 被災に伴う薬事法等の取扱いについて、県薬剤師会等関係団体へ通知した。

医薬品等の供給調整についての検証

○通信手段について

- ・ 医療機関等からの依頼により、医薬品卸販売業者及び血液センターへ医薬品等の供給を依頼する等の調整を行ったが、通信の障害により関係機関との連絡が円滑に行えない場合があったので、非常時の通信手段確保について十分検討する必要がある。

○運搬手段について

- ・ 医薬品等の供給に際し、緊急通行車両の指定に当たり県警察との調整が十分行えないケースも見られたので、事前に緊急通行車両の指定を受ける必要がある。

○体制の整備について

- ・ 今回の震災においては、幸いにも建物倒壊等により重傷者が多数出ることにはなかったため、医薬品の流通に大きな支障が生じることはなかったが、より被害が甚大であった東北被災3県における医薬品供給状況等の検証結果を踏まえ、災害時における対応に万全を期すため、医薬品や医療機器等の調達体制の充実を図った。

カ 災害救助等に必要な医薬品等調達体制の見直し・整備

東日本大震災の検証結果を踏まえ、災害時における対応に万全を期するため、医療用医薬品は県医薬品卸業組合との委託内容の見直しを実施し、医療用ガス、医療機器及び一般用医薬品は、関係団体と協定を締結した。

(ア) 医療用医薬品

昭和57年から県医薬品卸業組合と委託契約（流通備蓄）を行い、災害救助等に必要供給体制を整備しているところであるが、東日本大震災の検証結果を踏まえ、医薬品の拡充等、委託内容の見直しを実施した。

なお、この見直しにあっては、県医師会及び県薬剤師会から意見を求め、可能な限り対応した。

- ・ 医療関係者等の意見を踏まえ、透析に必要な医薬品や慢性疾患用医薬品の拡充を行った。
- ・ 医療用医薬品の流通状況を踏まえ、備蓄品目の見直し、応急措置用医薬品の数量増加を行った。

(イ) 医療用ガス、医療機器及び一般用医薬品

酸素などの医療ガス、透析用の医療機器及び避難所で使用する一般用医薬品については、確実に確保する必要があると認められることから、関係団体と物資調達に係る協定を締結した。

（関係団体及び調達物資等）

調達物資	調達先	協定日	調達物資詳細
一般用医薬品	一般社団法人 茨城県登録販売者協会	平成24年2月21日	総合感冒剤，衛生材料，整腸剤，外皮用薬，アレルギー用薬等
医療用ガス	一般社団法人 日本産業・医療ガス協会関東地域本部	平成24年2月21日	医療用酸素ガス等
医療機器	茨城県医療機器販売業協会	平成24年2月21日	ダイアライザー，カテーテル，輸血用機器，注射器具等

キ 医療機関の復旧対策

医療機関の復旧・復興を支援するため，国に対し要望活動を行うほか，被災した医療機関が行う復旧・復興事業に対して助成を行った。

(ア) 県内医療機関の被害状況

区分	被災施設数/全施設数	被害額
病院	170/ 185 施設	約 137 億円
診療所	532/1,694 施設	約 8.2 億円
歯科診療所	449/1,393 施設	約 2.7 億円

(イ) 県内医療機関の診療状況

区分	震災直後（3月11日時点）		4月20日時点	
	外来	入院	外来	入院
制限なし	93 施設	85 施設	172 施設	158 施設
制限あり	69 施設	65 施設	10 施設	23 施設
不可	22 施設	35 施設	1 施設	3 施設
計※	184 施設	185 施設	183 施設	184 施設

※ 城北病院分院…外来診療なし。

つくば市立病院…4月1日から休止中

(ウ) 災害対応業務の概要

県では，国の第1次補正予算で措置された災害復旧費補助金，第3次補正により追加された財政措置等を活用し，施設の復旧・復興に取り組んだ。

(エ) 医療機関の復旧・復興への対応

a 被害状況の把握

【3月】

- ・ 厚生総務課，医療対策課による各医療機関の被害状況調査を実施した（～7月）。

b 復旧・復興のための補助制度

【4月】

- ・ 国において補正予算が成立した。
医療施設等災害復旧費補助金（医療施設の現状復旧に対する補助）
医療提供体制施設整備交付金（医療施設の近代化に対する補助）

【9月】

- ・ 県において9月補正予算が成立した。
被災地域医療提供体制特別再生事業費（医療提供体制の復興に対する補助）
医療用設備災害復旧費（医療機器等の現状復旧に対する補助）

【11月】

- ・ 国において第3次補正予算が成立した。
医療施設等災害復旧費補助金の積増し
医療施設耐震化臨時特例交付金（医療機関の耐震整備等に対する交付金）
医療施設等設備整備費補助金（災害派遣医療チーム体制整備事業，災害拠点病院設備整備事業に対する補助）

(イ) 国に対する要望状況

- ・ 国庫補助制度における補助対象の拡大や十分な補助金額の確保について，中央要望など様々な場において国に要望した。
- ・ さらに，特に甚大な被害を受けた(株)日立製作所日立総合病院の新診療棟建設，北茨城市立総合病院の仮設手術室の工事に対する災害復旧費補助金の適用について，厚生労働省に要望した（11月）。

(ロ) 医療機関に対する補助事業

a 医療施設等災害復旧費補助金（国直接補助）

事業内容	地震等により被害を受けた災害復旧事業に対する補助	
補助対象	公的医療機関	国 1/3，事業所 2/3
及び補助率	政策医療実施機関	国 1/2，事業所 1/2
補助実績	補助対象施設数：74 施設 補助額：約 14 億円	

b 医療施設近代化施設整備事業（国間接補助・医療提供体制施設整備交付金活用）

事業内容	地震等により被害を受けた災害復旧事業に対する補助	
補助対象	政策医療実施機関等	国 1/3，県，事業所 2/3
及び補助率		
補助実績	補助対象施設数：1 施設 補助額：29,549 千円	

c 医療施設災害復旧支援事業（平成23年県単独：地域医療再生基金活用）

区分	施設	設備
事業名	被災地域医療提供体制特別再生事業費	医療用設備災害復旧事業費
事業内容	国の災害復旧事業の対象とならない工事等に対する補助	国の災害復旧事業の対象とならない医療機器等の修繕，更新に対する補助
補助対象及び補助率	公的医療機関 県 2/3，事業所 1/3 政策医療実施機関 県 1/2，事業所 1/2	
補助実績	補助対象施設数：2施設 補助額：226,160千円	補助対象施設数：7施設 補助額：62,105千円

d 医療施設耐震化臨時特例交付金（平成23年国交付金）

事業内容	医療機関の耐震整備を行い地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図るために県が設置する基金の造成に対する交付金
交付対象及び交付率	災害拠点病院及び救命救急センター 国 1/2，事業所 1/2
交付実績	交付対象施設数：1施設 交付額：576,185千円

e 医療施設等設備整備費補助金（国直接補助）

事業内容	衛星電話及び災害派遣用資機材の整備に対する補助
補助対象及び補助率	災害拠点病院等 国 1/2，事業所 1/2
補助実績	補助対象施設数：10施設 補助額：11,096千円

ク 新たな地域医療再生計画による被災した医療施設等の復旧・復興

被災した医療施設の復旧・復興を図るため，新たな地域医療再生計画において，医療施設等の復旧事業費20億円を盛り込んだ計画を策定した。

(ア) 計画額（内示額） 83.1 億円

a 主な被害状況

	病院名	医療圏名	病床数	医療機能		被害状況等	被害額 (補助対象)
				二次 救急	その他		
施設 被害	北茨城市立 総合病院 (公立)	日立	199床 使用不能 45床	○	へき地 拠点 病院	・新病院建設用地の崩落復旧費 ・手術室の仮設整備	570,000千円 130,000千円
					計	700,000千円	
	日製日立 総合病院 (民間)	日立	561床 使用不能 224床	○	災害 拠点 病院	・内外壁に多数の亀裂が発生し、 複数の病棟が使用不可 ・MRI等の医療機器が多数破損 ・整備計画の全面見直しと新た な復旧計画の策定及び早期実 施	1,050,000千円 [※震災による整 備計画の全面見直 しについては別途 となる]
	筑西市民 病院 (公立)	筑西・下妻	173床 使用不能 173床	○		・病院建物の壁、柱に対する損 傷等により使用できなくなっ たため、手術室及び入院棟(50 床)を応急的に設置	500,000千円
計						2,250,000千円	
設備 整備	水戸赤十字病 院など45病院	—	—	—	—	・MRI装置(50,000千円)、放射 線治療装置(350,000千円)、 組織染色機顕微鏡(14,500千 円)、MR装置(100,000千円)、 放射線治療装置(20,000千 円)、MRI装置(6,000千円)、MRI 装置(40,000千円)、MRI装置 (150,000千円)、血管造影撮 影装置(17,600千円)、超伝導 MRI(48,000千円)、リニアッ ク装置(33,600千円)など多 数	1,000,000千円

b 積算基礎

- ・ 施設整備等 @2,250,000千円×補助率2/3=1,500,000千円
- ・ 設備整備 @1,000,000千円×補助率1/2= 500,000千円

(イ) 計画の基本的な考え方

東日本大震災で被災した医療施設の早期復旧・復興を図るとともに、「住みよいいばらきづくり」の実現に向けて、救急医療体制の強化やがんの医療体制の充実、さらにはこれら医療機関との医療連携体制の充実強化を図る。

特に、医師不足など医療資源が限られている県北、県西及び鹿行地域の医療機能の強化を重点的に進め、県民誰もが安心して医療が受けられる体制を整備する。

(ウ) 経緯

【4月】

- ・ 厚生労働大臣に対し、交付金の上限120億円の確保及び災害復旧への弾力的な運用等を要望した。

【6月】

- ・ 第2次地域医療再生計画案（120億円）を厚生労働省へ提出した。

【10月】

- ・ 交付額が内示された（約83.1億円うち災害復旧枠20億円を含む）。

【11月】

- ・ 第3次補正予算により東北3県のみ720億円の基金の積増しが措置された（津波による甚大な被害を受けた地域に限定され、茨城県は対象外とされた。）。

医療機関の復旧対策についての検証

○医療機関の復旧に対する国の財政支援措置

- ・ 国の災害復旧費補助金では、政策医療を実施していない医療機関に対する補助制度がなく、県単独事業で補助することとなった場合には、多額の費用が必要となる。また、施設が甚大な被害を受けたことにより、復旧・復興まで長い期間や多額の経費が必要となる工事に対する国の財政支援措置が十分でなかったことから、国の財政支援を要望する必要がある。

ケ 医師確保対策

震災の影響による医師の県外流出防止及び県内定着を促進するため、本県出身の全国の医師、医学生に本県での就労を呼びかけるとともに、医科大学に対し、地域枠の増員及び本県医療機関への医師の配置増員を要請した。

(ア) 震災後の県内医療機関の医師の転出・着任辞退状況

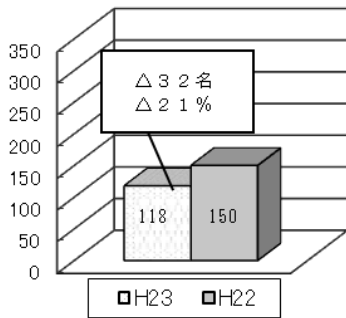
震災の影響により、県北の医療機関を中心に医師の転出、着任辞退が見られた。また、県南地域においても、同様に転出・着任辞退が見られた。

医療機関名	人数	内訳（転出・着任辞退者等の状況）
A病院（日立市）	5名	着任辞退：4名/協力型研修医の着任辞退：1名
B病院（日立市）	1名	着任辞退：1名
C病院（北茨城市）	5名	他県へ転出：1名/他病院へ転出：1名/ 診療機能喪失による転院：2名/着任辞退：1名
D病院（北茨城市）	2名	他県へ転出：1名/他病院へ転出：1名
E病院（高萩市）	1名	着任辞退：1名
F病院（笠間市）	2名	協力型研修医の着任辞退：2名
G病院（神栖市）	1名	着任辞退：1名

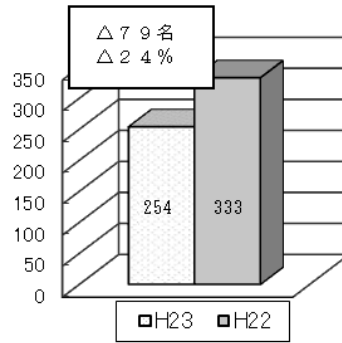
(イ) 平成23年の初期臨床研修医のマッチングの状況

- ・ 病院見学者，応募者数が大幅に落ち込んだ（マッチング者数は前年度比△9名）。
- ・ 特に，県外からの見学者，応募者が大幅に減少し，病院経営者からはこれらの動向に懸念の声があった。

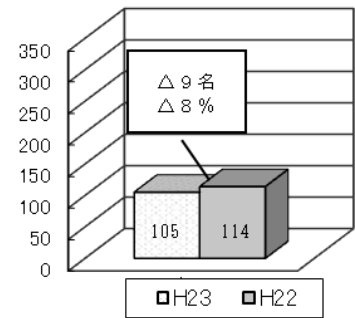
(見学者数) ※平成23年9月時点



(応募者数) ※平成23年9月時点



(マッチング者数)



(ウ) 医師確保に向けた対応

- ・ 本県出身の全国の医師，医学生に本県での就労を呼びかける便りを発送した。
- ・ 茨城県医師確保支援センターHPへ知事のメッセージを掲載した（本県の医療機関での勤務や研修を通じ，「いばらき」の復興と医療体制構築に向けた協力依頼）。
- ・ 医科大学に対し，地域枠の増員と本県医療機関への医師の配置増員を要請した。
- ・ 地域医療に従事する若手医師のキャリア形成を支援する地域医療支援センターの設置に向けた調整を行った。

(エ) 北茨城市立総合病院への医師派遣

- ・ 東日本大震災で大きな被害を受けた被災地の医療機関の医師確保を図るための「被災者健康支援連絡協議会（代表 日本医師会長）」の医師派遣については，当初，東北3県に限られていたが，県から国に要望を行い，北茨城市立総合病院への医師派遣が実現した。
- ・ 医師派遣に当たっては，協議会構成団体である「全国医学部長病院長会議」において方針を決定し，全国各ブロック単位に大学附属病院から交替で医師が派遣された。

(派遣実績)

内科（九州ブロック）	平成24年1月30日～平成24年3月30日
循環器内科（東海・北陸ブロック）	平成24年1月10日～平成24年4月27日
整形外科（関東・私立大学ブロック）	平成24年1月30日～

医師確保対策についての検証

○地域医療支援センターの整備

- ・ 本県出身の全国の医師，医学生への本県での就労を呼びかける便りの発送，医科大学への地域枠増員や医師の配置増員などの要請については，即効性のある医師確保対策とはならなかったが，地域医療に従事する若手医師のキャリア形成を支援する地域医療支援センターの整備が，若手医師に，安心して夢や希望を持って本県の医療に従事できる就業環境であることを情報発信できた。

コ 看護師等養成所に係る対応

看護師等養成所における教育が滞りなく行われるよう、転学等希望者に対する支援や施設被害状況の把握等を行った。

(ア) 県外校被災者の県内看護師等養成所への転学等希望者受入れへの対応

【3月24日～4月4日】

- ・ 厚生労働省通知による転学等希望者受入可否の把握・報告を行った。

【3月25日】

- ・ 受入可能施設への情報提供を行った。

【4月6日】

- ・ 転学の受入相談に関する対応（准看護師課程1校）を行った。

(イ) 県内看護師等養成所の学習保障への対応

a 厚生労働省通知等による養成所への照会

【3月17日】

- ・ 看護師国家試験等の受験に関する卒業（修業）証明書の受付等について周知した。

【3月23日】

- ・ 入学，卒業，進級，転学等における措置・配慮の周知及び単位認定に係る相談の対応を行った。

【5月26日】

- ・ 医療関係者養成施設（看護師等，理学療法士等，歯科衛生士・技工士，あはき）の被害状況の調査・報告を行った。

（医療関係者養成施設の被害状況）

養成所区分	県内施設数	被災施設数	被害額
看護師等	21校	19校	85,954千円
理学療法士等	2校	1校	上記看護師等に含まれる。
歯科衛生士	3校	2校	2,794千円
歯科技工士	1校	1校	204千円
あはき※	1校	0校	0

（※ あはき：あん摩マツサージ指圧師，はり師，きゆう師）

b 県（医療対策課）判断による看護師等養成所の運営状況等の把握

【3月17日】

- ・ 年度内の学校運営状況（授業の実施，休校及び休校時間の代替え等）の把握を行った。

【3月28日】

- ・ 次年度前期の授業・実習の支障状況及び実習施設との調整の把握・相談対応を行った。

【5月20日】

- ・ 人的・物的被害状況（3月25日）及び被災者の授業料等減免の把握を行った。

(ウ) 医療関係者養成施設の災害復旧（医療施設等災害復旧費補助金申請等）の対応

【5月23日】

- ・ 災害復旧補助事業（医療施設等災害復旧費補助金）について、各看護師等養成所への照会を実施した。

【6月29日】

- ・ 看護師等養成所施設の被害状況・被害概算額を把握のうえ、優先順位を決定し、厚生労働省医政局に提出した。

(医療関係者養成施設の災害復旧（医療施設等災害復旧費補助金申請等）の交付申請状況)

施設数	被害概算額（千円）	国査定額（千円）	交付決定額（千円）	交付決定日
6施設	45,863	35,236	17,616	平成24年1月13日 ～3月7日

【12月28日】

- ・ 医療関係者養成施設の「養成に必要な教材等の費用」の補助該当施設及び医療関係者養成施設の災害復旧（医療施設等災害復旧費補助金申請等）の追加状況を把握し、申請書類を提出した。
- ・ 医療関係者養成施設の「養成に必要な教材等の費用」の交付申請状況：申請施設なし

(医療関係者養成施設の災害復旧（医療施設等災害復旧費補助金申請等）の追加申請状況)

施設数	被害概算額（千円）	国査定額（千円）	交付決定額（千円）	交付決定日
1施設	2,553	2,056	1,027	平成24年3月7日

看護師等養成所に係る対応についての検証

○各養成所における教育の保障

- ・ 各養成所の人的・物的被害状況及び運営状況の早期把握によって、厚生労働省への情報提供や補助金申請を速やかに行うことにつながり、各養成所における教育を保障できた。

○県外校被災者に対する教育の保障への寄与

- ・ 県外校被災者の県内看護師等養成所への転学等希望者受入れへの対応を図ることで、県内養成所のみならず、県外校被災者に対する教育の保障に寄与した。

サ 出先機関（県内11の保健所）

各保健所において、医療機関等の被害状況の調査及び県への報告、関係機関との連絡調整等の対応を行った。

また、医療機関・診療所等に対する施設・設備被害状況、被害復旧額調査を行い、県厚生総務課へ結果を報告した。

(ア) 水戸保健所

【3月】

- ・ 管内医療機関の被害・診療状況の把握を行った。

【3月15日】

- ・ 管内避難所・医療機関等に対する情報提供を開始した。
- ・ 要医療避難者等の受診調整を開始した。

(イ) ひたちなか保健所

【3月16日～17日】

- ・ 医師会、薬剤師会未加入の診療所と薬局に医薬品に係る災害時対応の情報を提供した。

【4月6日～13日】

- ・ 管内診療所・助産所に対し施設・設備被害状況調査を実施し、県厚生総務課に報告した。

【6月17日～21日】

- ・ 管内診療所の被害及び復旧状況の確認調査を実施し、県厚生総務課に報告した。

【10月26日～28日】

- ・ 6月の調査で被害申請のあった医療機関のうち被害額が未定等の医療機関23箇所に聞き取り調査を実施し、県厚生総務課に報告した。

(ウ) 常陸大宮保健所

【4月13日】

- ・ 管内各診療所に対し「東日本大震災に係る施設・設備被害状況調査」を実施し、県厚生総務課へ報告した。

【6月20日】

- ・ 管内各診療所に対し「東日本大震災に係る被害復旧額調査」を実施し、県厚生総務課へ報告した。

(エ) 日立保健所

【3月】

- ・ 人工透析患者受入可能機関の調整を行った。

【4月～】

- ・ 管内医療機関（一般診療所、歯科診療所を含む）の被害状況を調査した。

(オ) 鉾田保健所

【3月14日】

- ・ 管内診療所の診療状況の把握を行った（鉾田市内巡回、医師会訪問）。

【3月15日】

- ・ 高須病院より県への要望の連絡があり、県医療対策課へ報告した（発電機の調達、ガソリンの優先供給）。

【4月6日】

- ・ 管内医療機関の被害状況調査を実施し、県厚生総務課へ報告した。

【6月9日】

- ・ 管内診療所の被害及び復旧状況確認調査を実施し、県厚生総務課へ報告した。

(カ) 潮来保健所

【3月】

- ・ 医療機関の燃料・水確保について、県医療対策課との調整を行った。
- ・ 医療用廃棄物処理について、小山記念病院から相談を受けた。

(キ) 土浦保健所

【3月】

- ・ 管内医薬品製造所、医薬品卸売販売業者及び茨城血液センターの被害状況調査を行った。

(ク) つくば保健所

【3月】

- ・ 管内医療機関の被害・診療状況の把握を行った。

【3月18日】

- ・ つくば市内避難者医療関連対策会議に参加した。
 会議内容：避難所・避難者の状況，医療支援体制，健康相談体制（Dr ボランティアの役割）についての検討
 出席者：医師会，災害拠点病院，保健所，つくば市健康増進課

【3月22日】

- ・ つくば市内避難者医療関連対策会議に参加した。
 会議内容：避難所・避難者の状況，医療支援体制（診療科のニーズ），健康相談体制（シフト体制）についての検討
 出席者：3月18日と同様

【3月26日】

- ・ つくば市内避難者医療関連対策会議に参加した。
 会議内容：避難所・避難者の状況，医療支援体制（看護師の派遣依頼）についての検討
 出席者：3月18日と同様

【4月6日】

- ・ つくば市内避難者医療関連対策会議に参加した。
 会議内容：避難所・避難者の状況，医療支援体制（医師・保健師・看護師の相談状況，医師・薬剤師の配置），「心のケア」についての検討
 出席者：3月18日と同様

【4月28日】

- ・ つくば市内避難者医療関連対策会議に参加した。
 会議内容：避難所の閉鎖に伴うこれまでの活動内容報告及び課題についての検証
 出席者：3月18日と同様

(ケ) 筑西保健所

【3月～】

- ・ 筑西市民病院及び県西総合病院が被災し，機能停止状態であったため，復旧対応に当たった。

【4月】

- ・ 管内病院からの震災により使用できなくなった病床に関する照会に対応した。

【平成24年2月】

- ・ 地域災害保健医療対策会議を開催した。
出席者：保健所、医師会、医療機関、消防、警察、DMAT事務局等
- ・ 筑西・下妻保健医療福祉協議会で地域災害保健医療対策を協議した。

(ロ) 常総保健所

【3月】

- ・ 管内医療機関1施設について、3月15日のライフライン復旧まで相談に対応した。
- ・ 救急告示病院等の被害状況を調査し、関係機関との連絡調整を行った。

(ハ) 古河保健所

【3月14日】

- ・ 医療用ガス取扱業者に供給の可否について確認した。

【6月】

- ・ 管内薬局の被害状況の調査を実施した。

コラム 25

3.11からの3日間

須田 高之 水戸済生会総合病院 救命救急センター

あの日自分は通常通りの院内業務に就いていました。低い地鳴りの様な音が耳に障り、自分には少し長く感じられたように憶えています。地震なのかな？と考えた直後から揺れ始めました。随分長く揺れていたように感じたものです。それが始まりでした。院内の混乱は言うまでもなく、周囲の状況すら全く分かりませんでした。時間が経過して或る先生から電話がありました。「茨城県庁に統括DMATとして入れますか？入って下さい。」ということでした。自分は院内DMAT隊員の中から県庁に詰める人員を選り、院長の許諾を得て夕方5時過ぎくらいに準備が整ったとの連絡を受け県庁へ。その頃になると東北地域、千葉県臨海部には甚大な被害が出ているとの映像も流れていました。そんな中、茨城県庁への道路は想像以上の状況でした。信号機が作動していない上に、多量の車、全く身動きが取れません。幸い自分達は自院の救急車でしたので緊急走行に切り替え茨城県庁を目指しました。そしてようやく午後7時近くに県庁医療対策課内に茨城県DMAT統括調整本部を立ち上げることが出来ました。6F災害対策本部は大混乱、先ず最初に県内主要医療機関の被害状況把握、県内の医療需要の確認作業に入ろうとしましたが、殆どのライフラインが途絶した状況での情報収集は困難を極めました。災害対策本部ですら医療情報収集に着手できていません。県庁医療対策課全職員の文字通り総動員で情報収集に協力して頂きました。初めて行政の人達を身近に感じた瞬間でした。倒壊危険のある病院の救出作戦、ライフライン途絶による病院機能維持不能の補完、透析患者さんの翌日透析手配など寒さや時間が流れているのさえ忘れ、目の前の問題を片付ける作業だけに追われました。福島原発事故もその経過中に起こった訳ですが、あの場にいた全員がパニックに陥ることもなく粛々と行政として為すべきことをなされる姿には感動を憶えました。DMAT調整本部は超急性期3日間の活動を医療対策課の皆様の超人的な調整能力に助けられその機能を果たす事ができました。あの当日深夜県庁14階から見下ろした水戸市街の灯が消えた暗闇を私は忘れる事はないでしょう。

(12) 要援護者支援対策

ア 高齢者支援対策

県内で被災した高齢者入所施設の入所者の受入れについて、県内各地の施設に対して要請を行ったほか、各施設からの様々な相談に応じるとともに、他県（主に福島県）からの要援護者の受入要請への対応や福島県内の介護施設への介護職員の派遣要請への対応などを行った。

また、県内高齢者施設の震災からの復旧のため、被害状況を把握するとともに、国に対して施設の被害状況の説明を行うなど、県及び国の補助金を活用して施設の復旧・復興に取り組んだ。

(ア) 高齢者福祉施設等への支援

a 被災施設入所者の受入調整

被災した施設について電話やFAXで依頼のあった内容について、各施設団体と共に、受入可能な施設に対してFAXや電話で呼びかけを行い、被災者の受入れを要請した。

【3月16日】

- ・ 大洗町の介護老人保健施設（以下「老健」という。）から、裏の崖が崩れるおそれがあり、運動公園の施設内に避難したが、介護設備がないことから、県に支援の要請があった。これを受け、県内各老健にFAX送信により、入所者（70名）の受入要請を行った。

【3月17日】

- ・ 県西・鹿行の老健を中心に29名の受入れが行われ、残りは自施設に戻った。

b 高齢者福祉施設への支援

高齢者福祉施設に対し、必要な支援物資の供給のために、FAXで要望を取りまとめ、県災害対策本部へ情報提供を行った。

また、訪問介護サービス事業者や通所介護事業者から多数寄せられた移動車両への燃料の要請については、緊急車両優先の原則を説明し、理解を求めた。

そのほか、緊急災害時における利用定員の超過に対する特例措置を事業者に対して周知するなど、被災者の受入れに対する施設側の不安の払拭に努めた。

c 相談対応マニュアルの作成

全職員が施設等からの問合せに的確に対応できるよう、相談対応マニュアルを作成し、配付するとともに、重要事項については記録により引き継ぐ等の対応を行った。

【3月18日～】

- ・ 相談対応マニュアルを作成し、マニュアルに沿った相談対応を実施した。

（マニュアルの記載事項）

被災者の受入先の紹介について
 施設定員のオーバーについて
 避難者の食料等の手配について
 訪問介護の燃料調達について 等

(イ) 他県の被災施設等への対応

他県からの被災者の受入要請に対して、本県の受入可能施設及び受入可能数について、各施設からの情報により一覧表を作成し、被災者のスムーズな受入に努めた。

他県からの被災者の受入れについては、施設からのものと、個人で避難しようとする方からの依頼、さらに、県としての依頼があり、それぞれ個別に受入可能施設一覧から紹介するなどの対応を行った。

また、福島県から被災施設への介護職員の派遣要請があり、特別養護老人ホーム（以下「特養」という。）、老健、グループホームへ県内施設から介護の支援に入った。

【3月16日】

- 厚生労働省からの要援護者の受入可能数の調査についての依頼を受け、県内施設に対する調査を実施した。

【3月22日】

- 県内の高齢者施設等の受入可能数の調査結果について国に報告した。

受入可能施設 228 箇所

受入可能人数 940 人

（内訳） 特養 140 人、老健 157 人、（旧）適合高齢者専用賃貸住宅 324 人
認知症グループホーム 241 人

【3月23日】

- 厚生労働省から要援護者の受入れ及び介護職員等の派遣要請があり、各施設に F A X で通知した。

【3月30日】

- 福島県から介護職員の派遣依頼があり（認知症グループホーム）、介護職員1名を延べ29日間派遣した。

【3月31日】

- 全国老人保健施設協会から茨城県老人保健施設協会へ、福島県の施設への介護職員派遣要請があり、介護職員1名を延べ17日間派遣した。

【4月11日】

- 福島県から本県に対して受入要請があり、県内5箇所の施設から福島県内の特養3箇所に対して、23人の介護職員を延べ156日間派遣した。

(ウ) 高齢者福祉施設の復旧対策

a 高齢者福祉施設の被害状況

高齢者福祉施設の被害状況は、次のとおり。

区分	被災施設数/全施設数	被害額
高齢者福祉施設	274/1,864 施設	約 22.5 億円

b 災害対応業務の概要

県では、国の第1次補正予算で措置された社会福祉施設等災害復旧費補助金及び介護施設等復旧支援事業費等補助金を活用し、施設の復旧・復興に取り組んだ。

c 高齢者福祉施設の復旧・復興への対応

(a) 被害状況の把握

【3月～7月】 ・ 各高齢者福祉施設の被害状況調査を実施した。

【8月～12月】 ・ 関東財務局による被災施設の机上調査を実施した。

(b) 復旧・復興のための補助制度

【5月】 ・ 国において補正予算が成立した。

社会福祉施設等災害復旧費補助金（高齢者福祉施設の現状復旧）

介護施設等復旧支援事業費等補助金（備品の現状復旧や自家発電装置の購入に対する補助）

【6月】 ・ 県において6月補正予算が成立した。

高齢者福祉施設等災害復旧費（高齢者福祉施設の現状復旧）

【9月】 ・ 県において9月補正予算が成立した。

介護事業所・施設等復旧支援事業費（備品等の現状復旧）

介護施設等自家発電装置整備事業費（自家発電装置の購入に対する補助）

d 国に対する要望状況

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による嵩上げについて、早期確定を厚生労働省に要望した（12月）。

e 高齢者福祉施設に対する補助事業

(a) 社会福祉施設等災害復旧費補助金（国間接補助）

事業内容	東日本大震災により被害を受けた施設の復旧事業に対する補助
補助対象及び補助率	特別養護老人ホーム等：国 7/12，県 3/12，事業者 2/12 介護老人保健施設：国 1/2，事業者 1/2 老人福祉センター等：国 2/4，県 1/4，事業者 1/4 等 （ただし，被害額 80 万円以上に限る。）
補助実績	224 施設 1,160,480 千円

※ 特別養護老人ホームは，事業者が市町村の場合は，国 2/4，県 1/4，事業者 1/4 となる。

(b) 介護事業所・施設等復旧支援事業（国間接補助）

事業内容	東日本大震災により被災した介護サービス事業者等の事業再開に係る経費（被災した備品・事務用品等の購入等）に対する補助
補助対象及び補助率	特別養護老人ホーム，介護老人保健施設等 国 10/10（3,300 千円～10,000 千円を上限）
補助実績	41 施設 29,846 千円

(c) 介護施設等自家発電装置整備事業（国間接補助）

事業内容	計画停電時等において，人工呼吸器，酸素療法，喀痰吸引等の作動に必要な電力を供給するための自家発電装置の設置に必要な備品購入費に対する補助
補助対象及び補助率	特別養護老人ホーム，介護老人保健施設等 国 1/2，事業者 1/2（9,000 千円×1/2 を上限）
補助実績	114 施設 26,078 千円

(d) 認知症高齢者グループホーム等災害復旧支援事業
 （平成23年県単独：介護基盤・処遇改善等臨時特例基金を活用）

事業内容	国の災害復旧事業の対象とならない復旧事業に対する補助 （ただし、基金の補助対象施設に限る。）
補助対象及び補助額	認知症高齢者グループホーム等 県 5/6, 事業者 1/6 (6,500千円×5/6 を上限)
補助実績	31 施設 81,195 千円

高齢者支援対策の検証

○高齢者支援対策の課題

- ・ 通信手段が途絶えている施設に対しては、市町村を通じて情報を得るなどの手段が限られたため、被害の全容の把握に時間がかかった。
- ・ 施設からの支援物資の問合せに対し、どのような種類の支援物資がどこに行けばどれだけ受けられるといった情報が全く入らなかったため、ひたすら災害対策本部を案内することしかできなかったことから、非常災害時の通信確保及び情報収集手段について検討する必要がある。
- ・ 介護事業者から車両燃料（ガソリン）の入手が困難なことについて苦情が多く寄せられたが、災害対策本部において「優先されるのは緊急車両のみ」とされていたため、対応に苦慮した。
- ・ 他県からの被災者の受入れについては、受入要請が施設から直接依頼される場合と行政から依頼される場合、また、個人から直接依頼される場合があったため、同一人物からの要請が別ルートで重複して寄せられるといったこともあり、情報の錯綜により受入側が混乱した。

また、国で被災者受入マニュアルを作成したが、現場まで浸透せず、マニュアルに沿った受入事務は行われなかった。

今後、多くの受入要請があった場合、個人での受入相談に対する対応には限界があると思われるため、送出し及び受入れの専門のコーディネーターのような窓口の開設の必要がある。

- ・ 高齢者福祉施設の復旧については、国の社会福祉施設等災害復旧費補助金で対象外となる施設について、基金により補助を行ったが、補助額に上限があるなど補助制度が十分ではなかった。

また、社会福祉施設等災害復旧費補助事業における被害額を算定する際に、関東信越厚生局において、関東財務局の机上調査を受ける必要があったが、被害状況の詳細な説明を県が行うなど、事務量が膨大となった。東日本大震災のような大規模災害時には、ある程度の簡略化した事務処理が望まれる。

イ 障害者支援対策

(ア) 障害者団体の被害状況の確認

震災による被害状況について障害当事者からのヒアリングを行った。

【5月】

- ・ 震災による被害状況及び課題の把握等を目的として、県内の主な障害者団体 10 団体を参加団体とする意見交換会を実施した。

（主な意見）

- ・ 重度障害者の親子が避難所で心ない言葉を浴びた。福祉避難所の設置が必要である。

- ・ 障害者や高齢者の福祉施設の公用車、聴覚障害者へ派遣される手話通訳者が乗る乗用車にガソリンの優先給油を検討してほしい。
- ・ 聴覚障害者協会として災害対策本部を立ち上げて、手話通訳者の派遣手続やり災証明書取得方法等、生活情報の提供を実施した。

(イ) 他県の被災施設等への対応

他県からの被災者の受入要請に対して、本県の受入可能施設及び受入可能数について、各施設からの情報により一覧表を作成し、被災者のスムーズな受入に努めた。

【3月15日】

- ・ 厚生労働省からの要援護者の受入可能数の調査についての依頼を受け、県内施設に対する調査を実施した。
- ・ 国立病院機構いわき病院（福島県いわき市、重症心身障害児施設）から国立病院機構茨城東病院（東海村、重症心身障害児施設）へ被災者の受入要請があり、障害児4名を受け入れた。

【3月22日】

- ・ 県内の障害者施設等の受入可能数の調査結果について国に報告した。

受入可能施設 66 箇所

受入可能人数 234 人

【6月17日】

- ・ 国立病院機構いわき病院（福島県いわき市、重症心身障害児施設）から国立病院機構茨城東病院（東海村、重症心身障害児施設）へ受け入れた障害児4名が帰院した。

(ウ) 障害者支援施設・事業所の復旧対策

県内の障害者支援施設において、372施設のうち80施設において、建物の壁の亀裂や屋根の損傷、浄化槽等の損傷の被害を受けたが、いずれも人的被害はなかった。

震災後、障害者施設の被害状況の確認、障害者施設等において要援護者の柔軟な受入要請、救援物資問合せ窓口の連絡、障害者施設への被災した障害者の受入可能数の把握を行った。

また、特に被害が大きかった66施設を対象に、国の補助制度「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助」により補助を行った。

a 障害者福祉施設等の被害状況

障害者福祉施設等の被害状況は、次のとおり。

区 分	被災施設数/全施設数	被害額
障害者福祉施設	66/372 施設	約 5.8 億円

b 災害対応業務の概要

県では、国の第1次補正予算で措置された社会福祉施設等災害復旧費国庫補助を活用し、施設の復旧・復興に取り組んだ。

c 障害者福祉施設等の復旧・復興への対応

(a) 震災に対する支援

【3月】

- 被災した障害者の受入可能数を把握するため、障害者施設へ一斉メール・FAXを実施した。連絡がないところに対しては電話確認を実施した。

【7月】

- 障害者施設等関係者を対象として、「災害時における対応」について、災害対応研修会を実施した。

講師：日立市消防署員

内容：災害時における障害関係施設利用者等の安全確保について

(b) 復旧・復興のための補助制度

【3月】

- 障害者施設の災害復旧費の国庫補助協議施設の紹介を各施設、市町村へ一斉メールを実施し、併せて同内容を県HPに掲載した。

【5月】

- 災害復旧費国庫補助事前協議を受け付けた。その後、対象施設に対して、被災した障害者支援施設等への施設復旧費補助を実施した。

d 国に対する要望状況

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による嵩上げについて、早期確定を厚生労働省に要望した（12月）。

e 障害者福祉施設等に対する補助事業

(a) 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助（国間接補助）

事業内容	地震等により被害を受けた施設の災害復旧事業に対する補助
補助対象 及び補助率	補助対象：県，市町村，社会福祉法人 主な補助率：国 1/2，県 1/4，事業者 1/4 ※被害額 80 万円以上
補助実績	補助対象施設数：66 施設 補助額：約 3.7 億円

(b) 社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助（国直接補助）

事業内容	地震等により被害を受けた施設の開設準備経費等の補助
補助対象 及び補助率	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス事業所等設備災害復旧事業 補助対象：障害福祉サービス事業所等 主な補助率：国 10/10 障害者支援施設等自家発電装置整備事業 補助対象：重度障害者が入所する障害者支援施設等 主な補助率：国 1/2，事業者 1/2
補助実績	補助対象施設数：13 施設 補助額：約 0.07 億円

(エ) 精神科病院への対応

通常時、精神保健福祉法に基づく措置入院については、24時間365日の対応を、一般救急入院についても、民間病院の協力を得ながら平日夜間、休日昼間の対応を行っているが、被災直後の土日については、輪番に基づく当番の民間病院3病院のうち、1病院のみが対応可能な状態であった。

a 精神科病院の被害状況の把握及び診療状況の周知

【3月14日～】

- ・ 県内精神科病院のうち、民間31病院の被害状況及び診療状況を確認した。

(確認内容)

建物の被害状況、ライフラインの障害状況、病院への交通障害状況、診療状況

(入院診察、外来診察)

b 診療状況の利用者への周知

精神保健福祉センターHPに、各病院の診療状況を掲載した。

(オ) 福島県からの精神科病院入院患者の受入れ

福島県内において被災した精神科病院の入院患者について、本県精神科病院で受入れを行った。

【3月14日】

- ・ 被災地の精神疾患患者の受入れについて、厚生労働省から協力依頼通知があった。

【3月15日】

- ・ 福島県内の精神科病院入院患者について、県立友部病院（現こころの医療センター）及び筑波大学附属病院での受入れを開始した。

→ 県立友部病院と筑波大学附属病院で一次受入れを行い、その後、県内の民間精神科病院（31病院）と受入れを調整し、各病院に分散して精神疾患患者の受入れを行った。

【3月15日～4月上旬】

- ・ 福島県内の6病院（双葉病院、舞子浜病院、新田目病院、雲雀ヶ丘病院、高野病院及びいわき開成病院）から合計109名を、本県内の17病院（筑波大学附属病院、県立友部病院、丸山荘病院、土浦厚生病院、宮本病院、ホスピタル坂東、豊後荘病院、猿島厚生病院、小柳病院、汐ヶ崎病院、永井ひたちの森病院、下館病院、袋田病院、池田病院、とよさと病院、つくば病院及び筑波東病院）で受け入れた。

→ 福島県内の病院の復旧工事完了等に伴い、順次帰院した。

障害者支援対策の検証

○障害者支援対策の課題

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの避難訓練は、火災対策が中心であり、今回のような大地震による被害は想定外であったため、大規模な災害を想定した避難訓練とその体制を整備する必要がある。 ・ 通常、入所施設は3日分の食料を備蓄しているが、長期に渡り、断水や交通機関のマヒが続くような大規模災害が発生した場合に備え、食料、水等の確保が必要である。 ・ 災害に遭遇したことにより、特に障害者が情緒不安定になり、生活に支障を来すことがあるた |
|--|

め、そのメンタルヘルスが必要となる。

- ・ 精神科病院との通信手段の不通時に緊急時における連絡先の再検討が必要である。また、発災直後の混乱や多忙時における精神科病院からの状況報告に関し、病院の負担軽減を図るため、方法、様式をあらかじめ定めておく必要がある。

ウ 児童等支援対策

(ア) 施設の被害状況の確認

児童養護施設等の被害状況及びライフライン（水道等）等の復旧状況について、定期的に照会を行った。

【3月23日】

- ・ 児童養護施設等や福祉相談センター児童一時保護所へ照会を行った。
復旧していないライフライン（水道等）や食材の確保等に苦慮している状況
3月中に退所を予定している児童の対応状況

(イ) いばらき虐待ホットラインの再開

震災発生時から電話回線不通等のため休止していたホットラインを再開した。

【3月17日～】 ・ 一部復旧

【4月8日～】 ・ 全面復旧（24時間365日）

(ウ) 被災児童への対応

【3月28日～】

- ・ 被災児童の精神的な回復や保護者の心配や不安の軽減のため、福祉相談センター（中央児童相談所）に被災児童等の心の相談窓口を設置した。

相談窓口の概要

相談対応： 中央児童相談所 月曜日～金曜日（休日除く）
9時00分～17時00分

対応概要： 被災児童やその保護者等から、被害児童の精神的なダメージに対する相談に応じる。

相談には、中央児童相談所の児童心理司が交代で対応する。

継続的な支援又はその他専門的支援等が必要なケースについては、管轄児童相談所に引き継ぐ。

(エ) 妊産婦及び乳幼児への対応

【3月15日】

- ・ 被災者が、母子健康手帳の交付及び妊産婦、乳幼児に対する健康診査等の各種母子保健サービスを適切に受けられるよう、国からの通知「被災地における妊産婦・乳幼児への対応及び被災者に係る健康診査事業等の対応について」に基づく対応を各保健所及び市町村に依頼した。

【3月18日】

- ・ 避難所等で生活する妊産婦及び乳幼児に対する支援のため、国からの通知「妊産婦及び

乳幼児に対する保健指導について」に基づく対応を各保健所、市町村及び護協会等に依頼した。

【3月23日】

- ・ 妊婦健康診査受診券を持たずに避難してきた妊婦が妊婦健康診査を受診できるよう、国からの通知「妊婦健康診査の取り扱いについて」に基づく対応を各保健所、市町村及び県医師会等関係団体等に依頼した。
- ・ 被災し避難している妊産婦及び乳幼児について、優先的に住まいの確保に努めるとともに、市町村母子保健事業により支援を行うよう、国からの通知「被災した妊産婦・乳幼児の住居の確保及び出産前後の支援について」に基づく対応を各市町村に依頼した。

【3月24日】

- ・ 計画停電の影響により契約医療機関及び指定医療機関で受診できない場合に、他の医療機関で受診できるよう、国からの通知「東京電力株式会社等による計画停電に係る公費負担医療の取り扱いについて」に基づく対応を各保健所に依頼した。

【3月25日】

- ・ 不妊治療が終了した日の属する年度内に申請が行えない場合には4月1日以降も申請を受け付けることとし、国からの通知「特定不妊治療費助成事業の申請期限の取り扱いについて」に基づく対応を県医師会・県産婦人科医会等の関係団体に依頼した。

【3月29日】

- ・ 不妊手術又は人工妊娠中絶を行った医療機関からの届出（3月～5月分）について、6月30日まで猶予することとし、国からの通知「母体保護法第25条の届出義務が期限内に履行されなかった場合の責任の免除について」を県産婦人科医会に発出した。

(ウ) 児童福祉施設への支援

計画停電に備え、自家発電装置用燃料の確保が必要な施設に対し、電話で照会を行い、災害対策本部へ情報提供を行った。

また、必要な支援物資の供給のために、児童養護施設や保育所等に対し、FAXで照会を行い、要望を取りまとめ、災害対策本部へ情報提供を行った。

【3月14日】 ・ 自家発電装置用燃料について各施設へ照会した。

【4月18日】 ・ 支援物資について各施設へ照会した。

(カ) 児童福祉施設の復旧対策

a 児童福祉施設の被害状況

児童福祉施設の被害状況は、次のとおり。

区分	被災施設数/全施設数	被害額
児童福祉施設	174/757 施設	約 30 億円

b 災害対応業務の概要

県では、国の第1次補正予算で措置された社会福祉施設等災害復旧費補助金等を活用し、施設の復旧・復興に取り組んだ。

c 児童福祉施設の復旧・復興への対応

(a) 被害状況の把握

【3月～7月】

- ・ 各児童福祉施設の被害状況調査を実施した。

【8月～12月】 ・ 関東財務局による被災施設の机上調査を実施した。

(b) 復旧・復興のための補助制度

【5月】 ・ 国において補正予算が成立した。

社会福祉施設等災害復旧費補助金（児童福祉施設の現状復旧）

【6月】 ・ 県において6月補正予算が成立した。

社会福祉施設等災害復旧費補助金（児童福祉施設の現状復旧）

【9月】 ・ 県において9月補正予算が成立した。

社会福祉施設等災害復旧費補助金（児童福祉施設の現状復旧（追加分））

d 国に対する要望状況

【12月】

- ・ 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による嵩上げについて、早期確定を厚生労働省に要望した。

e 児童福祉施設に対する補助事業

(a) 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助（国間接補助）

事業内容	東日本大震災により被害を受けた施設の災害復旧事業に対する補助
補助対象 及び補助率	補助対象：県，市町村，社会福祉法人 主な補助率：国 1/2，県 1/4（県立 1/2），事業者 1/4 （児童家庭支援センター，児童相談所は国 2/3，県 1/6（県立 1/3），事業者 1/6） ※被害額 80 万円以上（保育所は 40 万円以上）
補助実績	補助対象施設数：174 施設 補助額：約 23 億円

児童等支援対策の検証

○児童等支援対策について

- ・ これまでの避難訓練は、火災対策が中心であり、今回のような大地震による被害は想定外であったため、大規模な災害を想定した避難訓練とその体制の整備をする必要がある。
- ・ 通信手段が途絶えている施設に対しては、市町村を通じて情報を得るなどの手段が限られたため、被害の全容の把握に時間がかかったことから、非常災害時の通信確保及び情報収集手段について検討すべきである。
- ・ 被災児童等の心の相談窓口については、直接の被害はなくてもテレビで震災の様子を見て不安になる子どもが多く、今後も同じような災害が起きたときには必要となる。
- ・ 小児慢性特定疾患治児に関して、安否の確認が必要な児が存在したと思われるが、安否の確認体制について未整備であり、実施できなかったことから、確認体制を整備していく必要がある。

エ 在宅で人工呼吸器を装着する難病患者への支援

保健予防課において、在宅で人工呼吸器を装着している難病患者の災害時の備えに関する実態調査を行い、難病医療拠点・協力病院に人工呼吸器を装着している患者へ貸し出すための非常用発電機及び無停電電源装置を整備するとともに、災害の備えに関する啓発パンフレットを作成し、保健所や関係機関が患者及び家族に説明して配布した。

(ア) 実態調査の実施

在宅で人工呼吸器を装着している患者の災害への備えに関する実態調査を実施した。

(イ) 難病医療拠点・協力病院設備整備事業の実施

9月補正予算にて難病医療拠点・協力病院に人工呼吸器を装着している患者へ貸し出すための非常用発電機及び無停電電源装置を整備した。

(整備状況)

区分	台数
非常用発電機	38台
無停電電源装置	65台

(ウ) 啓発パンフレットの作成

人工呼吸器を装着する患者の災害の備えに関する啓発パンフレットを作成し、患者及び家族に配布した。

(配布状況)

配布先	部数
各保健所	50部
県内訪問看護ステーション	130部
日本ALS協会茨城支部	20部

* ALS：筋萎縮性側索硬化症

(エ) 災害時の対応協議

保健所難病担当者会議、難病医療連絡協議会及び神経難病ネットワーク専門部会において、在宅で人工呼吸器を装着する難病患者の災害時の対応について協議した。

【6月21日】

- ・ 難病に係る保健所担当者会議を開催した。
出席者：保健所難病担当者

【8月31日】

- ・ 難病医療連絡協議会を開催した。
出席者：難病医療に関わる医療機関・団体の代表

【平成24年2月15日】

- ・ 神経難病ネットワーク専門部会を開催した。
出席者：神経内科の医師

在宅人工呼吸器装着患者への支援の検証

○在宅人工呼吸器装着患者への支援について

- ・ 人工呼吸器の電源確保を目的とした入院は、災害時には困難であるため、外部バッテリーや発電機などの確保を患者、家族に指導することが重要である。
- ・ 災害時には、かかりつけでない医療機関で受け入れることもあるので、紙ベースで患者の医療情報を手元においておくことが望ましい。
- ・ 人工呼吸器装着患者は、停電が生命の危機に直結する場合があります、特殊な医療機器への停電対策が必要であることから、県で統一した方法で日頃からの災害への備えについて啓発することが求められる。
- ・ 災害時には、病院同士のネットワークを使って患者を受け入れることが必要である。
(上記のことから、「人工呼吸器を装着する患者の災害の備えに関する啓発パンフレット」を作成し、災害時の備えの普及啓発に活用するとともに、患者の医療情報の記録紙とした。)

オ 災害時要援護者名簿、避難支援プラン個別計画及び福祉避難所の指定等について

今回の震災を通じ、改めて地域が協力して高齢者や障害者などの災害時要援護者に対するきめ細かな支援を行うことの必要性を認識した。このため、福祉指導課において、災害時要援護者名及び避難支援プラン個別計画の策定や福祉避難所の指定について様々な機会を捉えて各市町村に依頼した。

(ア) 災害時要援護者名簿の整備状況

a 震災前

整備済み：32 市町村，作成中：12 市町村

b 震災後（平成24年3月31日現在）

整備済み：32 市町村，作成中：11 市町村，作成検討中：1 町

(イ) 避難支援プラン個別計画の策定状況

a 震災前

策定済み：8 市，作成中：16 市町村，作成検討中：20 市町

b 震災後（平成24年3月31日現在）

策定済み：12 市町，作成中：17 市町村，作成検討中：15 市町

(ウ) 福祉避難所の指定状況

a 震災前

11 市町村で133 箇所指定

b 震災後（平成24年3月31日現在）

15 市町で168 箇所指定

(エ) 震災時における福祉避難所の設置状況

3 市7 施設で設置

(ウ) 市町村への支援等

【5月30日】

- ・ 各市町村に対して、災害時要援護者名簿や避難支援プラン個別計画の早期策定及び活用状況の検証実施について依頼した。

【6月22日】

- ・ 災害救助法事務市町村担当者会議において、要援護者名簿、避難支援プラン個別計画及び福祉避難所の指定・促進について依頼した。

【7月27日】

- ・ 各市町村に対して、震災時の要援護者対策の対応状況の詳細なアンケート調査を実施した。

【9月7日】

- ・ 静岡県を視察し、災害時要援護者対策や福祉避難所の指定についての取組について聞き、市町村への指導の参考とした。

【10月1日】

- ・ 「茨城県 災害時要援護者対策推進基準」について見直しを開始した。

【10月5日】

- ・ 笠間市などの事例を参考に福祉避難所の指定を促進するよう依頼した。

【10月14日】

- ・ 県関係各課に対して、福祉避難所の指定について関係団体や施設等への周知及び指定の促進の呼びかけの協力を依頼した。

【12月20日】

- ・ 各市町村に対して、福祉避難所の茨城县域統合型GISへの登録を依頼した。

【平成24年1月30日】

- ・ 「茨城県 災害時要援護者対策推進基準」の改定についての関係各課による第2回意見交換会を実施した。

【平成24年2月28日】

- ・ 指定済み福祉避難所を茨城县域統合型GISへ登録した。

【平成24年3月29日】

- ・ 「茨城県 災害時要援護者対策推進基準」の一部改定版を各市町村及び関係各課へ送付した。
- ・ 各市町村に対して、災害時要援護者避難支援プラン個別計画策定促進のための補助事業について活用を依頼した。

災害時要援護者名簿、避難支援プラン個別計画及び福祉避難所の指定等の検証

○災害時要援護者名簿、避難支援プラン個別計画及び福祉避難所の指定等について

- ・ 災害時要援護者名簿や避難支援プラン個別計画が安否確認や避難誘導に役立ったというアンケート結果が出ているため、未策定の市町村に対する早期の策定を呼びかけていくことが必要である。
- ・ 障害者の中には、一般の避難所に避難したが適応できず自宅に戻った方もいるため、市町村に対して災害時要援護者に対応できる福祉避難所を早期に指定するよう促す必要がある。
- ・ 各市町村における災害時要援護者についての対応状況については、災害救助法、被災者生活再

建支援法，支援物資の対応などの業務が当課に集中していたことにより照会することができず，部内の他部署で対応することとなった。業務が集中した場合には，このように早い段階で業務を移管する対応が必要である。

カ 出先機関

(ア) 水戸保健所

- 【3月】
- ・ 在宅人工呼吸器使用者の状況を確認した。
 - ・ 精神科病院及び心療内科の被害，診療状況を把握した。
 - ・ 老人保健施設の被害状況を把握した。

(イ) ひたちなか保健所

- 【3月18日】
- ・ 福島県の医療機関で治療中の難病患者に受診可能医療機関を紹介した。
- 【3月25日】
- ・ 東海村の要請により，避難所利用の特定疾患患者の支援及び精神症状出現事例に同行訪問を行った。

(ウ) 常陸大宮保健所

- 【3月下旬】
- ・ 管内市町に対し「発達障害支援チーム」派遣のニーズ把握を実施した。
 - ・ 被災した妊産婦，乳幼児の住居の確保及び出産前後の支援について，管内市町の母子保健担当と連携協力体制を確認した。
- 【3月24日】
- ・ 震災以降に不安となった精神患者の家庭を訪問した。

(エ) 日立保健所

- 【3月】
- ・ 精神障害者の安否確認，電話相談及び訪問を実施した。
 - ・ 難病患者の安否を確認し，受診可能医療機関を紹介した。
 - ・ 福島県からの精神障害者の避難患者の相談（医療機関受診等）を行った。

(オ) 鉾田保健所

- 【3月14日】
- ・ 精神障害者の相談支援を行った。
 - ・ 難病対策として，在宅療養者の状況について訪問介護ステーションに確認した。
 - ・ 鉾田市における乳児のミルク及び紙おむつ等の不足について，県災害対策窓口等に連絡し調整した。
 - ・ 被災した妊産婦への保健指導，出産前後の支援及び健康診査への特例等について，市町村に内容の確認を依頼した。
- 【3月17日】
- ・ 避難所における発達障害者の対応について支援した。

(カ) 潮来保健所

- 【3月】
- ・ 医療中断中の精神障害者への対応を行った。

(キ) つくば保健所

【3月14日】 ・ 精神科医療機関の診療状況の把握を行った。

(ク) 福祉相談センター児童一時保護所

2棟の建物は倒壊のおそれがあり、他の2棟の建物は危険家屋と判断されたことから、震災当日のうちに保護児童を全員茨城学園に緊急避難させた。

【発災から5月9日まで（茨城学園での運営）】

- ・ 茨城学園旧園長公舎に緊急避難したが、同施設における一時保護運営には限界があり、新たな入所児の受入体制のため、各児童相談所への説明調整を行った。
- ・ 茨城学園旧園長公舎は本来、茨城学園における実習生受入れのための家屋であるため、新たな移転先を探す必要が生じた。

【5月10日以降（旧暁寮での運営）】

- ・ 子ども家庭課の調整により、旧暁寮家屋を借用することとしたが、水道・ガス等のライフライン整備が必要であったため、5月はじめまでに整備を完了させ、5月9日に引越作業が終了した。
- ・ 旧暁寮は、県立水戸聾学校の敷地内にあるため、その出入りや駐車場利用等については、水戸聾学校との調整を図った。
- ・ 災害時の臨時対応として、児童居室として男子2室・女子1室の限られた中での入所児支援を行った。
- ・ 旧暁寮における一時保護運営には物理的制限があるため、新たな入所児の受入調整を各児童相談所と行った。

コラム 26

東日本大震災における避難所対策

栗田 稔 水戸市吉田地区防災連合会

東日本大震災から、二年を経過しようとしています。一瞬にして、私たちの平穏な日常生活を奪い去ったあの日、吉田地区防災連合会では、午後4時、故小畑稔自治実践会会長を本部長に「吉田地区災害対策本部」を「吉田市民センター」に設置するとともに、水戸市立吉田小学校に「避難所」を開設、避難所対策を優先とした活動を開始しました。

余震の続くなか、不安と恐怖でいっぱい罹災者の方々が続々と集まり、最大242名となりました。

参集した防災役員、吉田小学校校長先生以下教職員の方々と共に、避難者の整理誘導・避難者名簿の作成と家族の安否確認、非常食などの搬入と配給・夜間に備えての非常用発電機の搬入と照明設備の設置などの応急諸対策を実施しました。

一方、給食給水班・救援対策班の女性班員による「炊出し」作業を行い午後8時には200人分の炊飯・豚汁を避難者に配給し、翌朝にも給食するなどの活動を展開しました。

震災翌日には、断水により地域町内の方々が給水を求めて避難所に行列をつくり、防災役員が水戸市北見町「低区配水塔」へ自家用車6台によりポリタンク延30数本給水して配分するなどの綱渡りをし、災害時の「水対策」の重要性を痛感しました。

震災2日目午後には、市対策本部からの救援物資が到着して本格的な救援活動が起動しました。

避難者には、積極的に声をかけ不安解消に努めた結果安心感を取り戻し、避難者の中には私たちの活動に協力するなど良好な関係となり、小学校授業再開の3月16日まで延489名の避難

者対策に取組み、事故なく避難者全員が帰宅できたことに安堵したところです。

今回の大震災では、震災前の2月13日に「吉田地区防災訓練」を実施し、「災害時の初期対応」と「避難者対策」訓練が、私たちの初動活動に役立ったと思っております。

震災後、「想定外」という言葉が頻繁に聞かれましたが、災害対策では「想定外」であってはならず、家庭から地域での日頃の備えが大切であろうと考えております。

コラム 27

地震から翌朝までの出来事

長久保 直久 夢蒼塾

3月11日、私は赤浜松久保工業団地内、アステラス事業所の7号棟という建物の2階にいた。インター線からよく見えるあの建物だ。

業者への工事の現場説明中、地震警戒警報が鳴り響いた。きっと大したことはない、誤報かもしれないなどと、すぐに決めつけるように考えていた。だが、縦揺れが続き次第に大きくなってゆくにつれ、ただ事ではないと感じた。先ほどよぎった危機感のない自分の考えを恥じた。

周囲の者たちと棟外に出てまず驚いた。足下のアスファルトが割れ、動いていたのだ。そして自分がいた7号棟が左右に振られているのを観て、ただじっと揺れが治まるのを待つことしかできなかつた。

全社員が避難場所に集合して指示を待つ中、同僚の携帯電話に津波情報が入った。私の家は赤浜、しかも6号線より海側だ。親はどうしているだろうか、たちまち不安になる。しかしこのまま自分勝手に会社を飛び出していく訳にもいかず、じれているばかり。社内の被害状況確認の指示があり、歩き回ることによって気を紛らわした。

16時過ぎ頃、やっと退社指示がでた。車で家に帰り、まず親が無事でなによりだった。津波は堤防が防いでくれたのだ。おやじはいつも通りの生活ぶりで、頼もしさを感じた。

その後、市役所勤めの妻と連絡がとれ、私は車であおぞら保育園に子供らを迎えに向かった。陸橋はことごとく閉鎖されていたため、高浜の踏切を目指した。踏切の遮断機が降りて通行できなかつたが、誰かが遮断機を押し上げて支えてくれた。私は「どうもありがとうございます」と声をかけ走り抜けた。どんなに感謝を述べても足りない気持ちだった。あおぞら保育園についた時、子供らは園庭のテント中にいた。先生方のおかげあって、元気いっぱいの子供らに勇気づけられる思いがした。

保育園では先生方や母親たちに質問責めにあった。情報がないのだ。私は赤浜からの交通事情を伝えた。陸橋が使えないと大変難儀だと感じた。帰りは赤浜工業団地内の通過を試みたが、かなりの渋滞ぶりであったため途中で引き返し、また高戸の踏切を選んだ。今度は遮断機のバーが抜かれていた。帰りは1時間はかからなかつたと思う。

妻が帰宅後、念のため清松高校へ避難した。避難所は帰宅できない高校生や避難者でいっぱい、体を縮めなければ横になれなかつた。ほとんど眠れなかつた。翌朝早々、たまらず家に帰った。号外の「東日本巨大地震」の見出しが今でも目に焼き付いている。

(13) 生活救援対策

ア 災害義援金・寄附金

日本赤十字社、中央共同募金会その他の義援金受付団体、日本政府及び県に寄せられた義援金について、国の義援金配分割合決定委員会及び東日本大震災茨城県義援金配分委員会の決定に基づき、各市町村を通じて被災者の方々に義援金を配分した。

【3月14日】

- ・ 福祉指導課地域福祉グループだけでは対応が不可能なため、課内で業務の割振りを決定した。
- ・ 生活保護グループに、義援金等金銭の受入システムの構築を依頼した。

【3月16日】

- ・ 本県に寄附を希望される方に対して、専用の口座を設け、税務課で所掌している「ふるさと納税」制度の中で対応することになった。
- ・ 県に対する義援金及び寄附金の受入れについては税務課が、被災者への配分については福祉指導課が行うことになった。

【3月22日】

- ・ 義援金受入口座を開設した。

(ア) 国の動き

東日本大震災は被害が複数の都道府県にまたがっており、さらに原子力発電所の事故による避難者も出ていることから、学識経験者、被災都道府県及び日本赤十字社等の義援金受付団体を構成メンバーとする「義援金配分割合決定委員会」を設置した。

【4月8日 第1回 義援金配分割合決定委員会】

- ・ この委員会において、4月8日現在で把握されている各都道府県の被害状況と寄せられている義援金の総額とを勘案し、被災都道府県への当初の配分（第1次配分）の考え方を決定した。

決定した配分の考え方は、以下のとおり。

死亡・行方不明者：1人当たり35万円

住宅全壊（全焼）：1戸当たり35万円

住宅半壊（半焼）：1戸当たり18万円

原発避難指示等：1世帯当たり35万円

【6月6日 第2回 義援金配分割合決定委員会】

- ・ 被害程度の指標を「死者・行方不明者、全壊・全焼、原発関係避難世帯を1」「半壊・半焼世帯を0.5」とし、被災都道府県からの報告を取りまとめ、合計数に基づき按分された金額を送金することを決定した。

【12月8日 第3回 義援金配分割合決定委員会】

- ・ 9月30日までの受付分については配分件数が確定後精算を行うこととし、10月1日以降の受付分については、第2次配分の配分ルールに基づく配分を行って、精算は行わないこと（渡し切り）とし、配分基準については各都道府県の配分委員会で検討することを決定した。

また、日本政府を通じた義援金の配分について決定した。

(イ) 保健福祉部の対応

【3月22日】

- ・ 大震災の発生により茨城県として義援金を募集，受入れすることを決定した。
- ・ 常陽銀行，筑波銀行，東日本銀行及びゆうちょ銀行に口座を開設し，「義援金の受付窓口の設置」の資料提供を行うとともに，県のHPでの案内を開始した。

【4月20日】

- ・ 「東日本大震災茨城県義援金配分委員会設置要綱」を制定した。
- ・ 「東日本大震災茨城県義援金配分委員会」委員の就任を依頼した。

【4月25日】

- ・ 「第1回東日本大震災茨城県義援金配分委員会」を開催した。
※ 「東日本大震災の義援金第1次配分割合について」に基づき配分することを決定し，県分の義援金の配分額についても決定した。

【4月26日】

- ・ 該当市町村に対し，義援金（第1次配分）の配分を開始した。
※ 以降，原則毎週1回送金し，平成24年3月末までに47回の配分を行った。

【7月5日】

- ・ 「第2回東日本大震災茨城県義援金配分委員会」を開催した。
※ 「義援金受付団体分（第2次配分）」の義援金の配分額について決定した。

【平成24年2月21日】

- ・ 「第3回東日本大震災茨城県義援金配分委員会」を開催した。
※ 第2次配分第4回及び政府分義援金の配分について決定した。

a 市町村への対応

【4月25日】

- ・ 「第1回東日本大震災茨城県義援金配分委員会」の結果を通知した。

【5月6日】

- ・ 「東日本大震災の義援金の早期配付について」を通知した。

【5月20日】

- ・ 「東日本大震災に係る義援金の配付等について」を通知した。

【7月26日】

- ・ 「義援金配付状況の厚生労働省HPへの公表について」を通知した。
※ その他，市町村へ配分の通知や他県状況等を通知し，情報提供を行った。

b 義援金の受入状況

(a) 日本赤十字社及び中央共同募金会からの受入状況

第1次配分/ 52億2,079万円（平成24年3月31日現在）

第2次配分/109億5,863万6,580円（平成24年3月31日現在）

合計 161億7,942万6,580円（平成24年3月31日現在）

※ 義援金受付団体/日本赤十字社，社会福祉法人中央共同募金会，日本放送協会，NHK厚生文化事業団

(b) 日本政府からの受入状況

1億4,572万5,000円（平成24年3月31日現在）

(c) 県（災害対策本部）からの受入状況

19億5,396万円（平成24年3月31日現在）

c 被災者への義援金の配分

4月25日に「第1回東日本大震災茨城県義援金配分委員会」を開催し、「義援金受付団体」に寄せられた義援金及び「県災害対策本部」に寄せられた義援金の配分について検討し、第1次配分の考え方を決定した。

(a) 第1回東日本大震災茨城県義援金配分委員会（4月25日開催）における決定内容

・ 配分対象

地震又は津波による死亡者、行方不明者及び住家が全壊又は半壊した世帯（国の被害認定基準に基づき市町村が認定する世帯）。

・ 配分額

- ・ 死亡・行方不明者 1人当たり50万円（うち県分15万円）
- ・ 住宅全壊（焼） 1戸当たり50万円（うち県分15万円）
- ・ 住宅半壊（焼） 1戸当たり25万円（うち県分7万円）

(b) 第2回東日本大震災茨城県義援金配分委員会（7月5日開催）における決定内容

・ 追加配分額

- ・ 死亡・行方不明者 1人当たり56万円
- ・ 住宅全壊（焼） 1戸当たり56万円
- ・ 住宅半壊（焼） 1戸当たり28万円

(c) 第3回東日本大震災茨城県義援金配分委員会（平成24年2月21日開催）における決定内容

（9月末までの受付分の配分の考え方について）

- ・ 日赤等から各都道府県への配分は、これまでと同様に、現在の被害指標により、死亡・行方不明者及び全壊を1、半壊を0.5として配分する。
- ・ 義援金募集期間終了後被害状況を確定し精算する。残余があった場合には追加配分する。

（10月以降の受付分の配分の考え方について）

- ・ 日赤等から各都道府県への配分方法は、9月末までの受付分と同様とし、精算は行わない（渡し切り）こととする。

災害義援金についての検証（保健福祉部）

○義援金の性格による課題

- ・ 義援金は市民の善意によって寄託された慰謝激励の見舞金としての性格を有するものであり、できるだけ早くかつ公平・適正に配分できるよう人的被害、住家被害を基本として配分対象を決定したが、対象とならなかった借家の貸主、店舗等が被災した事業者等から多数の苦情・問合せが寄せられる事態が生じた。

○義援金の配分における課題

- ・ 市町村から各被災者に義援金を配分するため、被害が大きい市町村ほど、事務量が増加することとなり、義援金の支給対象者の把握に時間を要した。

- ・ 義援金受付団体からの義援金配分がその都度実施されることにより、市町村の事務量が増加した。
- ・ 災証明書の発行が膨大となっており、義援金の支給対象者の把握に時間を要した。

○事務処理手続について

- ・ 市町村からの義援金の配分申請の捉え方が様々であり、支給率に差が出ることとなった。
- ・ 義援金の配分を実施するに当たり、被災者への迅速な配分を優先したため、市町村への事前説明会を開催することができなかったが、今後は、配分に当たって混乱が生じないように、事前に市町村への説明会を行うことが必要である。

○事務処理体制について

- ・ 義援金については、メイン担当1名、サブ2名の体制で行ったが、東日本大震災のように被害が広範囲に及ぶ災害では、義援金の対象者も多数となることや、義援金の贈呈者も多数となることから、受入れ及び配分を1つの部署で行うことは難しい。

今回の災害では、義援金の受入れと配分をそれぞれの部署で行ったことにより業務量の均衡が図られ、義援金の配分に専念することができ、早期に被災者の元へ配分することに寄与した。

- ・ 被災者生活再建支援金、災害弔慰金や災害見舞金との均衡を図ることが必要である。
- ・ 義援金配分、被災者生活再建支援金、災害見舞金及び弔慰金などの事務を福祉指導課で所管していたため、問合せなどの対応業務が集中し、過大な負担となった。

一方で、業務が集中していたことにより、情報の共有がなされ、支給事務について統一的な対応をとることができた。

これらの対応上のメリットやデメリットを考慮のうえ、今後の対応について検討する必要がある。

○問合せ対応について

- ・ 義援金に関する以下の業務について市町村、被災者、一般市民から電話・書面での苦情・問合せが殺到した。今後は、対応について検討しておく必要がある。

市町村における義援金の申請受付時期と申請方法について

市町村における義援金の配付時期と配付金額について

市町村から被災者への送金の遅れについて

義援金の配分対象、配分基準の公平性について

(ウ) 総務部の対応

a 義援金・寄附金の受入れの対応

震災直後の3月13日から県への寄附金等の申し出があり、ふるさと納税（大好きいばらき応援寄附金）を所管する税務課において対応することとなった。

（受入口座開設状況）4銀行で開設

常陽銀行・筑波銀行：3月22日、ゆうちょ銀行：3月24日、東日本銀行：3月25日

【4月】

- ・ 「災害復興支援寄附金」（予算主管課：福祉指導課）を設置した（後に震災の復興事

業の原資として造成された「茨城県東日本大震災復興基金」に積み立て、活用。ふるさと納税のうち「震災の復興」を用途として指定された寄附も当基金へ積み立て。

(受入状況)

3月11日～4月11日(1か月間) : 3,785件, 15億円

3月11日～平成24年3月11日(1年間) : 10,088件, 42億円強

b ふるさと納税(大好きいばらき応援寄附金)への対応

震災以後、寄附金の用途として「震災の復興」を新たに設定し、災害義援金及び災害復興支援寄附金と併せて受入れを行った(当該寄附金は上記「茨城県東日本大震災復興基金」に積立て)。平成23年度のふるさと納税のうち91%が震災の復興として用途を指定された。

(受付状況)

3月11日～4月11日(1か月間) : 178件, 2,600万円

3月11日～平成24年3月11日(1年間) : 433件, 1億4,800万円

c 義援金・寄附金の寄贈者への対応

(a) 礼状等の送付

【4月21日】

- ・ 3月末日までの義援金・寄附金の寄贈者に対して、礼状等の送付を開始した。
- ・ 礼状等送付件数 : 1,318件(平成24年3月11日現在。その後も順次送付)

(b) 受領書の対応

【4月6日～】

- ・ 災害義援金・寄附金の寄贈者へ受領書の交付を開始した。
- ・ 受領書交付件数 : 753件(平成24年3月11日現在。その後も順次送付)

(c) 贈呈セレモニーの対応

- ・ 企業や団体等からの「知事に直接贈呈したい」という希望について、関係担当部局又は税務課が窓口になった(相手方の意向により副知事・総務部長・税務課長等の対応あり)。

災害義援金・寄附金受入れの検証

○災害義援金の受入所管課について

- ・ 災害義援金の受入れ及び被災者等への配分は、本来、保健福祉部福祉指導課の所管であるが、同課は震災直後の緊急救援業務等に忙殺され、申し出が殺到した義援金の受入業務については手が回らない状況であったため、その受入れについて「ふるさと納税」で寄附金受入れのノウハウを持っている総務部税務課にて急遽対応することとなった。しかしながら、受入れと配分の担当課が異なることにより、義援金に対する様々な要望に対してワンストップでサービスを行うことができないという問題が生じた。

今後は、大規模災害時の義援金の受入れを想定した体制について検討しておくことが望ましい。

- ・ 災害義援金と寄附金の受入口座は、それぞれに分けることなくまとめて取り扱っているが、仕分け作業が繁雑になってしまうため、上記の検討と併せて口座を区別して開設するなどの改善が求められる。

○災害義援金・寄附金の受入方法について

- ・ ふるさと納税とは別の受入れである「災害復興支援寄附金」（予算主管課：福祉指導課）を新設するとともに、災害対策本部長名で銀行に口座を開設し、銀行振込みを受け付けることで、受入手続の簡素化と寄贈者の利便性の向上が図られ、多くの企業や国民の善意を生かすことが可能となった。

イ 被災者生活再建支援制度

県内全市町村に被災者生活再建支援法を適用し、その対象となる住家が全壊、大規模半壊等の被害を受けた被災者からの申請に基づき、支援法人への支援金支給申請事務を行い、支援法人から被災者へ支援金が早く支給されるよう迅速な処理に努めた。

(ア) 被災者生活再建支援制度の概要

a 制度の対象となる自然災害

- (a) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
 - (b) 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
 - (c) 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
 - (d) (a)又は(b)の市町村を含む都道府県で、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
 - (e) (a)～(c)の区域に隣接し、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
 - (f) (a)若しくは(b)の市町村を含む都道府県又は(c)の都道府県が2以上ある場合に、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）
- ※ (d)～(f)の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

b 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- (a) 住宅が「全壊」した世帯
- (b) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (c) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (d) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

c 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

(a) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (b(a)に該当)	解体 (b(b)に該当)	長期避難 (b(c)に該当)	大規模半壊 (b(d)に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

(b) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の 再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

【3月14日～15日】（3月11日から継続的に実施）

- ・ 県内の被害状況の把握に努めた。
- ・ 県内で全壊した住宅の戸数について、県災害対策本部で把握した住宅災害情報により確認を行った。
- ・ 被災者生活再建支援法の適用について、内閣府防災担当と調整を図った。

【3月16日】

＜被災者生活再建支援法の適用＞

- ・ 県は、100世帯以上の住宅が全壊したことを確認したことから、被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当するものと認め、3月16日、被災者生活再建支援法を県内全市町村に適用（同法施行令第1条第3号該当）し、公告を行った。

また、同法の適用について、内閣府、各市町村長及び関係機関あてに通知を行った。

(イ) 市町村担当者に対する説明

【4月16日】

- ・ 内閣府の担当職員を招き、各市町村担当者を対象とした「住家の被害認定業務に係る説明会」を開催し、制度の概要及び被害認定について説明を行った。

（開設の経緯）

- ・ 県内で初めての適用であり、制度の事務を経験している市町村はなく、また、支援金申請に必要な災証明の発行に係る住宅の被害認定についても各市町村における対応が統一されていなかったことから、事務遂行に支障を来すおそれがあったため。
- ・ 内閣府から発出される事務連絡等について、逐次、市町村担当者あてに通知を行い、制度の周知徹底に努めた。

(ウ) 県民（被災者等）への周知

県政記者クラブへの資料提供や県報への登載により、制度の周知徹底に努めた。

(エ) 支援金支給申請事務等

【4月28日】

- ・ 被災者生活再建支援法人による被災者に対する支援金の支給が開始された。
- ・ 当初、県では、担当職員1人の体制であったため、市町村担当者や県民等からの数多くの問合せに対応するため、支援金の申請事務に迅速に対応できなかった。

【5月～】

- ・ 福祉監査グループが支援金の申請書類の審査業務を担当することとした。

【6月～】

- ・ 災害業務を専門に担当する嘱託職員3名を雇用した（10月からは、更に2名の嘱託職員を雇用）。
- ・ また、支援金の「事務の手引き」に記載されたQ&Aに該当しない事例など、新たな各種質問が日々途切れることなく多数寄せられ、これらに対する対応を行った。

<主な問合せの例>

住民票は別にあるが、実際に被災した住宅に居住していた世帯への取扱いについて

- ・ 一つの家屋に世帯を分けた二世帯が住んでいる場合について
- ・ 母屋と離れの取扱い など

(オ) その他

【4月12日】

- ・ 地盤の液状化による住家の被害については、建物自体の損害が少ないこと等により、大半が支援金支給の対象となる全壊又は大規模半壊に該当しないことから、鹿嶋市他4市が、国に対し、住家被害に係る基準の緩和等を行うよう要望した。

【4月26日】

- ・ 被災者の生活拠点の復興は急を要することから、国に対し、支給額の上限を引き上げるとともに、対象外となっている半壊・床上浸水住宅についても支給対象とするよう要望した。

【5月2日】

- ・ 内閣府より、新たな調査・判定方法が示された。

※ 新たな調査・判定方法（5月2日付け内閣府事務連絡）

1 傾斜による判定の追加

基礎・床も含めた傾斜の場合は、以下により判定

$1/20 \leq$ 四隅の傾斜の平均 \Rightarrow 全壊（従来どおり）

$1/60 \leq$ 四隅の傾斜の平均 $< 1/20 \Rightarrow$ 大規模半壊（新規）

$1/100 \leq$ 四隅の傾斜の平均 $< 1/60 \Rightarrow$ 半壊（新規）

2 住家の基礎等の潜り込みによる判定の追加

住家の基礎等の地盤面下への潜り込み状況により判定

潜り込み量	被害の程度
床上1mまで	全壊
床まで	大規模半壊
基礎の天端下25cmまで	半壊

【6月8日】

- ・ 内閣府に対し、5月2日に示された新たな認定方法によっても対象とならない液状化の被害を受けた世帯や、半壊・床上浸水の被害を受けた世帯などについても支給対象とすることなどを要望した。

【12月8日】

- ・ 東日本大震災に係る被災者生活再建支援金（基礎支援金）の申請期間が12月延長され、平成25年4月10日になる旨、財団法人都道府県会館から通知が発出された。

(被災者生活再建支援金の申請・支給状況)

区分	申請		支給	
	申請件数	申請金額 (千円)	支給件数	支給金額 (千円)
基礎支援金	8,038	5,927,750	7,825	5,739,625
加算支援金	4,777	5,884,875	4,542	5,546,375
計	12,815	11,812,625	12,367	11,286,000

(平成24年3月31日現在)

(県内の住宅被害状況)

区分	全壊	半壊	一部損壊	計
戸数	2,732	24,203	181,066	208,001

(平成24年3月31日現在)

[参考]

a 本県におけるこれまでの拠出状況

拠出年度	本県拠出額	全国拠出額	備考
平成11年度	629,745千円	300億円	支援金は基金運用益のみにより支給 (国債、普通社債など平均利回り1.24%)
平成16年度	630,391千円	300億円	支援金の給付のための元金取崩し可能に改正
計	1,260,136千円	600億円	

- ※1 各都道府県の按分方法(各年度とも共通) 均等割20%, 世帯数割80%
- ※2 全額起債対象(元利償還金の80%が地方交付税措置)
- ※3 国は単年度予算で災害発生時に基金が支給する支援金の1/2を措置

b 東日本大震災の発生等に伴う拠出状況

- ・ 全国拠出額 4,400億円(国3,520億円(8/10) 都道府県880億円(2/10))

<table style="border: none;"> <tr> <td style="border: none;">(</td> <td style="border: none;">東日本大震災に係る拠出分</td> <td style="border: none;">342億円</td> <td style="border: none;">)</td> <td style="border: none;">(※)東日本大震災前の基金残高</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">(</td> <td style="border: none;">通常災害に備えるための拠出分</td> <td style="border: none;">538億円</td> <td style="border: none;">)</td> <td style="border: none;">(※)東日本大震災前の基金残高</td> </tr> </table>	(東日本大震災に係る拠出分	342億円)	(※)東日本大震災前の基金残高	(通常災害に備えるための拠出分	538億円)	(※)東日本大震災前の基金残高	(※)東日本大震災前の基金残高
(東日本大震災に係る拠出分	342億円)	(※)東日本大震災前の基金残高							
(通常災害に備えるための拠出分	538億円)	(※)東日本大震災前の基金残高							

- ・ 本県拠出額 1,849,976千円

(東日本大震災に係る拠出分	718,968千円)
(通常災害に備えるための拠出分	1,131,008千円)

- ※1 各都道府県への按分方法 均等割20%, 世帯数割80%
- ※2 東日本大震災に係る被災者生活再建支援金の支出に伴う基金への追加拠出については、第2次補正予算により増額される特別交付税により100%措置。
通常災害への備えとしての基金への積戻しについては、現年度で特別交付税により95%措置され、残る5%にも起債が認められる。

被災者生活再建支援制度の検証

○災害時の人員体制

- ・ 東日本大震災のように大きな災害が発生した場合には、膨大な申請が寄せられることとなり、申請書類を処理するための人員の配置が必要となる。このため、早い段階から十分な人員体制を整える必要がある。
- ・ 支援金の申請に当たっては、り災証明の発行が必要となるが、県におけるり災証明の所管部署が決まっておらず、被災者生活再建支援金の申請を所管している福祉指導課に多くの問合せが寄せられることとなり、その対応が大きな負担となった。今後検討を進める必要がある。

○データベースとシステムの統一

- ・ 国（都道府県会館）、都道府県及び市町村でそれぞれ別々の被災者情報や申請状況に関するデータベースを作成しているという非効率を見直すためには、書式を統一させ、それぞれが入力・チェックできるようなデータベースとシステムの構築が必要である。

ウ 食料品等応急生活物資の供給（災害対策本部事務局対応分以外）

(ア) 保健福祉部の対応

備蓄物資の各市町村への配布を行うとともに、個人や企業から寄せられた義援物資を災害ボランティアの協力を得ながら受入れを行った。

【3月14日】

- ・ 担当グループ（地域福祉グループ）だけでは対応が不可能なため、課内で業務の割振りを行った。

<業務分担>

- ・ 物資の受付 → 福祉監査グループ（後に、人権施策推進室にも依頼）
- ・ 義援金等の受入れ → 保護グループ
- ・ 電話の対応 → 厚生総務課からの応援職員
- ・ 他グループに、一般の方からの物品受付の窓口を割り振った。
- ・ 物資の受付については、対応マニュアルを作成し、他課の職員に電話の対応を依頼することとした。
- ・ 個人・企業など様々な物資援助の要請があり、混乱する状況となった。

【3月15日】

- ・ 物資の受入れについて、部内他課に協力してもらうこととした。

【3月16日】

- ・ 内閣府からの物資の受入れについて、対応する職員を決めた。
- ・ 企業からの無償提供物資について、市町村に配布を行った。

【3月17日】

- ・ 新潟県から購入した水が到着した（10t車8台、13t車13台）。
※ 当初、フォークリフトを手配していなかったため、トラックからの搬出を19時30分頃から県庁職員（約200～300人）の人力で行い、その後、フォークリフト2台を協定企業から借り受け、18日05時頃まで実施した。

【3月18日】

- ・ 水戸市東町のスポーツセンターの体育館を借りられることとなり、以後、救援物資の拠点とした。その後、スポーツセンターには毎日2～3名が常駐し、大口の搬入があった場合には、福祉相談センターやボランティアの協力を得て作業を行った。
- ・ 物資の保管場所は、その後、八郷高校の体育館や県庁の福利厚生棟を使用し、多くの義援物資が受け入れられることとなった。
- ・ 物資の受入リストについては、他グループが作成した。

【3月19日】

- ・ 物資の業務量が増加してきたことに伴い、3月20日から災害対策本部内に支援物資調整班を設置することとなった。

（県備蓄品の配布一覧）

No.	市町村	備蓄品目						
		食料 (食)	水 (容量:ℓ)	毛布 (枚)	防水 シート (枚)	簡易トイレ 処理セット (袋)	ボックス トイレ (台)	トイレ用 テント (張)
1	水戸市	8,737		3,000	250	1,700		
2	日立市	20,204	700	5,000	350	600	40	20
3	土浦市			200				
4	古河市							
5	石岡市				100			
6	結城市							
7	龍ヶ崎市							
8	下妻市							
9	常総市	1,114						
10	常陸太田市	5,471		600	100			
11	高萩市	6,607	500	1,000	400			
12	北茨城市	7,099	220	1,450	400			
13	笠間市		1,200	500	100			
14	取手市	1,092						
15	牛久市							
16	つくば市	10,932		600	100			
17	ひたちなか市	5,460		1,600	250			
18	鹿嶋市	3,222			100			
19	潮来市	3,903	950	600	50			
20	守谷市							
21	常陸大宮市	426		30	250			
22	那珂市	2,184	400		250	600	30	15
23	筑西市			300				
24	坂東市							
25	稲敷市							
26	かすみがうら市	3,276		50				
27	桜川市			500				
28	神栖市	4,958	1,050	300	160			
29	行方市	1,092			160	400	20	10
30	鉾田市	1,649		500	100			
31	つくばみらい市	1,966		70				
32	小美玉市							
33	茨城町	3,276		300	100			
34	大洗町	3,364	950		280			
35	城里町	1,529	30			200	10	5
36	東海村	10,921			100	400	20	10
37	大子町							
38	美浦村							
39	阿見町	601		200				
40	河内町	10,921		200				
41	八千代町							
42	五霞町							
43	境町							
44	利根町							
合計		120,004	6,000	17,000	3,600	3,900	120	60

(救援物資等の受入状況(3月19日現在))

団体・個人名	物資名	数量
NEXCO東日本	水 携帯トイレ 毛布 寝袋 紙オムツ 生理用品 ゴミ袋	880本 24,000個 26,000枚 8,000個 6,800個 13,000個 13,000枚
江戸川区	粉ミルク、毛布、クラッカー	4tトラック2台分
青年会議所関東地区	水、毛布、食料、粉ミルク、生理用品等	300kg
なかじま農園	干し芋	—
東京サラヤ(株)	アルコールガーゼ、消毒液、うがい薬	—
(株)三和製作所	毛布 マスク	200枚 2,000~3,000枚
丸宮食品(株)	学校給食、パン、フルーツ	パン 3,000個、フルーツ(カット)500個
NEXCO東日本	お茶、スポーツドリンク 500ml	6,000本
サントリー	天然水 550ml	40,000本
(株)T・S・H	おにぎり	200個
インターパイロン	ミネラルウォーター	1,000単位
新潟県災害対策本部	水 20l	100本
社会福祉法人東京コロニー	缶入保存飲料水 140ml ポテトサラダ缶詰 非常食セット 缶詰弁当 ウィンナーソーセージ缶詰	8,820本 1,667個 105袋 180個 150個
大信建設(株)	ブルーシート(3m×5m)	20枚
ヤクルト	給水車(水道水)	9,000l
三菱重工	レトルト食 防寒着 オムツ、生理用品 日用品 毛布 靴 エコバッグ	5箱 30箱 16箱 9箱 10箱 1箱
浜田山巻番街	毛布 お菓子、おむつ	約200枚 —
(株)ナガタ	ポリ容器(18l)	2,000~3,000
(有)MD S	フリースマフラー・手袋・ワッチキャップ	1,000セット
(株)パルス	ブランケット	20,000枚
P&G	オムツ 生理用品	28万枚 23万枚
王子ネピア	ティッシュ、トイレットロール、キッチンタオル、ウエットティッシュ、オムツ	(万単位)
(株)高城	マスク	30,000枚
(有)ユキステーション	マスク	1,400枚
県看護協会	マスク ゴム手袋 その他	2,000枚 100個
住友3M	防護マスク	6,000枚
(株)ワールド	保温下着	10,000着
内閣府	お茶(500ml 24本入)	928ケース
丸茂食品(株)	おにぎり	35,000個
NPO国境なき子どもたち	毛布 ビン入りジュース	1,000枚 1,000ケース
埼玉県中川自警消防団	手袋(メカニック)	4,000~5,000枚
美濃酪農協同組合	水(10l)	300個
県庁生協	スポーツドリンク 500ml	2,400本
第一興商	アルコール除菌剤 ハンドボンブ液体ハンドソープ	20×100ケース 12×167ケース
ケーズデンキ	ティッシュペーパー	5×1,500パック
アジアナ航空茨城支店	ミネラルウォーター パックごはん	20本×24箱 120食
シンカワ(株)KMネットワーク	電池不要の懐中電灯	150本
神戸市	毛布、サバイバルシート、飲料水、アルファ化米、クラッカー、ツナ缶詰等	約2,000人分 (4tトラック1台分)
(株)アークトゥルスホンダ	ビニールシート	360枚
岩瀬コスファ(株)	ハブラシ(800本入)	17,600本
シューマート	靴 スリッパ	400足 1,000足
神戸(株)ワールド	下着(上、ももひき)婦人用、男性用、子供用	10,000枚
(株)K-PRESENTS	衣類(ダウン等) 電池(単3)	400本
ホンダギケン	発電機	100台
ボーンズカップ	毛布、食料、衣類、水、医薬品、せっけん	2.3t
(株)パルス	ブランケット	約20,000枚
P&G	オムツ	100,000枚
(株)アークトゥルスホンダ	ミルク缶	240缶
とうえい商事	食品(おかゆ缶・ウーロン茶)	500ケース
グリーンホスピタリティフードサービス(株)	レトルト食品(とん汁)	420パック
三重県松阪青年会議所	水、ミルク、オムツ、米、生理用品	水 24,000本 他
ビーファミリーネオ ムエタイジム 太田原	大人オムツ、ブルーシート、ミルク	
(株)三好商会	防寒具、長靴、水	70着、70足、24ケース

（災害協定を締結している企業からの物資提供一覧（一部再掲））

	企業名	品目	数量	引き渡し先（場所）	引き渡し日
1	イトウ製菓株式会社	ビスケット、クッキー	5,340パック	常陸大宮市, 那珂市	3月13日
2	財団法人茨城県学校給食会	ナン, ジャム, ゼリー	ナン15,200個 ジャム6,762個 ゼリー1,609個	茨城町, 水戸市, 常陸太田市, 東海村, 日立市	3月13日
		パン	3,000個	北茨城市	3月18日
3	株式会社レンタルのニッケン	仮設トイレ, 発電機, フォークリフト	仮設トイレ122台 発電機2台 フォークリフト2台	水戸市, 潮来市, 行方市, 東海村, 河内町, 北茨城市	3月13日～18日
4	株式会社山新	毛布	360枚	水戸市	3月15日
5	株式会社カインズ	毛布	1,008枚	日立市, 大洗町	3月13日
6	特定非営利活動法人 コメリ災害対策センター	簡易トイレ, 毛布, 小児用おむつ	簡易トイレ45個 毛布1,500枚 小児用おむつ500個	桜川市, 茨城県庁, 土浦合同庁舎	3月13日
7	サントリーフーズ株式会社	水	137,976本	水戸市, 日立市, 常総市, 常陸太田市, 高萩市, 北茨城市, 笠間市, 取手市, 牛久市, つくば市, ひたちなか市, 潮来市, 那珂市, 筑西市, 神栖市, 行方市, 鉾田市, つくばみらい市, 茨城町, 大洗町, 城里町, 東海村, 阿見町, 河内町, 利根町	3月12日
8	日清食品株式会社	即席めん, 水	即席めん2,000食 水600本(1,200ℓ)	大洗町	3月16日
9	イオン株式会社	缶詰等	缶詰2,342個	北茨城市, 那珂市, 高萩市, 神栖市, 潮来市, つくば市, 取手市, 筑西市, 牛久市, 城里町, 笠間市, 境町, 下妻市, 龍ヶ崎市, 稲敷市	3月18日～28日
10	株式会社ローソン	食料品	30,000食	水戸市, ひたちなか市, 小美玉市, 大子町, 茨城町, 城里町	3月14日
11	ダイドードリンコ株式会社	飲料等	48,000本(24,000ℓ)	土浦市, 下妻市, 桜川市, 鉾田市, 八千代町, 水戸市, ひたちなか市, つくばみらい市	3月12日・15日
12	茨城県生活協同組合連合会	食料品, 水	食料26,530食 水8,976本 (17,952ℓ) 茶480本(240ℓ)	石岡市, 北茨城市, 高萩市, 日立市, 水戸市, ひたちなか市, 常陸太田市, 東海村, 大洗町	3月12日～14日

食料品等応急生活物資の供給（災害対策本部事務局対応分以外）の検証

○物資供給の課題

- ・ 防災倉庫が県西総合公園内にあるため、必要な物資はその都度鍵を持って現地に行き、出先機関の職員を動員して搬出入することとなり、リアルタイムでの確認や即効性に欠けた。
また、県庁内の備蓄倉庫も7階にあることから、エレベーターが停止した場合には搬出入に困難を来したことから、物資の保管場所及び管理方法について検討が必要である。
- ・ 災害協定を締結している企業でも、企業自体が被災したり、今回のような広範囲に及ぶ災害の場合には、より被害が大きい被災地が優先されるなど、物資を十分確保できない時期があり、災害協定が有効に活用されたとは言い難い面があった。
また、事態が落ち着いた後は義援物資も多く寄せられ、当初予定していた場所が被災し、その保管場所がなくなるなど対応に苦勞したことから、複数個所を確保する必要がある。

(イ) 農林水産部の対応

a 被災市町村、避難民収容施設への食料の無償提供の受入れ及び搬入

県内外の各企業等より県内の被災地への食料等の救援物資について無償提供があったので、市町村の要望を取りまとめ、震災から2週間程度の間、当該市町村等への搬入を行った。

(調達した食料及び搬送先等)

	提供元	配布日	配布数	配布詳細	
精米	J A全農いばらき	3月14日	40,000食	日立市	5,000食
				高萩市	10,000食
				北茨城市	5,000食
				大子町	3,000食
				那珂市	3,000食
				城里町	3,000食
				行方市	3,000食
				銚田市	3,000食
				潮来市	3,000食
				下妻市	2,000食
		3月15日	3,000食	牛久市	3,000食
		3月16日	8,800食	北茨城市	4,000食
				常陸太田市	1,800食
那珂市	3,000食				
3月17日	20,000食	北茨城市	5,000食		
		高萩市	5,000食		
		ひたちなか市	10,000食		
かりんとう	J A全農いばらき	3月14日	100袋	日立市	40袋
				高萩市	30袋
				北茨城市	30袋
納豆	茨城県納豆商工業協同組合水戸支部	3月14日	24,800食	日立市	17,100食
				北茨城市	7,000食
				城里町	300食
				下妻市	400食
		3月15日	9,300食	ひたちなか市	7,000食
				牛久市	300食
				大洗町	2,000食
リンゴ	水戸中央青果(株)	3月14日	20,000個	日立市	6,920個
				北茨城市	3,160個
				高萩市	2,960個
				東海村	1,440個
				神栖市	760個
				常陸太田市	1,320個

				笠間市	720 個
				城里町	680 個
				小美玉市	640 個
				銚田市	600 個
				常陸大宮市	400 個
				潮来市	400 個
バナナ	水戸中央青果(株)	3月15日	3,000 本	日立市	1,000 本
				高萩市	1,000 本
				北茨城市	1,000 本
ヨーグルト	大八洲開拓農業協同組合	3月16日	1,000 本	神栖市	700 本
				行方市	300 本
牛乳	トモエ乳業(株)	3月17日	3,000 本	小美玉市	1,000 本
				城里町	2,000 本
		3月18日	3,000 本	古河市	3,000 本
精米	J Aグループさいたま	3月18日	10,000 食	北茨城市	5,000 食
				高萩市	5,000 食
玄米	J Aかしまなだ	3月18日	29,100 食	日立市	5,100 食
				牛久市	6,000 食
				つくば市	18,000 食
		3月19日	29,700 食	水戸市	9,900 食
				潮来市	4,800 食
				稲敷市	6,000 食
				霞ヶ浦総合体育館	4,200 食
				教育研修センター	1,800 食
				さしま少年自然の家	1,200 食
				牛久市総合福祉センター	1,800 食
		3月20日以 降 消防防災課 扱い	29,100 食	笠間市	1,800 食
				土浦市	4,200 食
				牛久市	1,800 食
				境町	3,600 食
				県西防災倉庫	17,700 食
精米	J A茨城みずほ	3月18日	5,000 食	那珂市	2,000 食
				城里町	3,000 食
いよかん	千代川青果(株)	3月19日	4,800 個	洞峰公園	2,400 個
				霞ヶ浦総合体育館	2,400 個
ゆで卵	茨城県養鶏協会	3月24日	3,040 個	北茨城市	3,040 個
水産加工品 (佃煮等)	霞ヶ浦北浦水産加工業協 同組合	3月24日	5,000 パック	北茨城市	5,000 パック

エ 出先機関

(ア) 福祉相談センター（三の丸庁舎）

a 県立スポーツセンターにおける救援物資搬出入の協力

【3月17日～27日】

- ・ 毎日4～10名が救援物資の搬出入に対応した。

b 災害用救援物資関係（県央福祉事務所：地域福祉課）

【3月14日】

- ・ 福祉指導課から、イオンの救援物資が福祉相談センターへ向かっているの、市町村へ連絡するよう指示があった。
- ・ 管内市町村へ連絡するも、その後物資は到着せず、福祉指導課から17日頃の到着になる旨の連絡が入った。

【3月17日】

- ・ 福祉指導課から、今日搬送元を出発するとの連絡が入ったが、その後、搬送車両が確保できず搬送できなくなった旨の連絡が入った。

【3月18日】

- ・ 救援物資が福祉相談センターへ到着し、福祉指導課へ物資の数を報告した。

<救援物資>

おかず缶詰：792箱，箸：30,000膳，スプーン：24,000本

- ・ 物資の引渡しについては、福祉指導課からの搬出の指示により行った。
- ・ 自衛隊に缶詰623箱，大洗町に缶詰85箱，箸2,000膳，スプーン2,000本を引き渡した。

【3月19日】

- ・ 自衛隊に缶詰489箱を引き渡した。

【3月21日】

- ・ 健康プラザに缶詰2箱，トラック協会（宮内物流）に缶詰218箱を引き渡した。
- ・ 救援物資の残 缶詰8箱，箸28,000膳，スプーン22,000本は、福祉相談センターで保管することとなった。

【4月11日】

- ・ 救援物資の管理状況を福祉指導課へ報告した。

出先機関の検証

○福祉相談センターの検証

- ・ 救援物資の搬出について、本庁（福祉指導課）と連携を図るとともに、センター内の職員の協力体制により役割を果たすことができた。
- ・ 救援物資の到着日や時間が、当初の予定と大きく変更になるなど混乱が生じた。今後も、臨機に対応することが望まれる。

オ 県税に係る特例措置（申告等の期限の延長，減免，徴収の猶予）

(ア) 申告等の期限の延長

国税庁の告示を受け，県税に係る申告等の期限を延長した（下表のとおり）。

また，被災の状況に応じて，包括指定の期限を超えるものについても，申請に基づいて，適宜，個別指定により対応した。

	国税庁告示	県告示
期限延長の告示 （包括指定）	3月15日 本県及び東北4県に係る期限延長の告示	3月16日 県内全域について，期限を別に定める日まで延長する旨の告示
期限設定の告示 （包括指定）	6月3日 本県の延長期限を7月29日と定める告示	5月2日 自動車税，不動産取得税など国税と直接連動しない税目について，期限を6月30日とする告示 6月9日 国税と連動する税目（法人県民税，法人事業税，個人事業税等）について，延長期限を7月29日とする告示

(イ) 軽減措置

a 県税の減免（災害減免）

税目	内容
個人事業税	<ul style="list-style-type: none"> 前年の事業所得の金額が1,000万円以下の被災者は，事業用資産が1/2以上損害を受けた場合，事業所得の金額に応じて年税額の1/4から全額までの範囲において減免。 前年の合計所得金額が500万円以下の被災者は，住宅・家財が3/10以上損害を受けた場合，損害の割合に応じて年税額の1/4から1/2の範囲で減免。
不動産取得税	<ul style="list-style-type: none"> 災害により滅失又は損壊した家屋に代わるものを取得した場合や家屋の取得直後に被災した場合に減免。
自動車税	<ul style="list-style-type: none"> 災害により損害を受けた自動車を修理して引き続き使用する場合で，一定額以上の修理費を負担した場合に，損害を受けた年度について税額の1/2を減免。

b 東日本大震災に対応する新たな特例措置（地方税法改正による特例）

【4月27日】

- 地方税法の一部改正が行われた（東日本大震災による被害が未曾有のものであることに鑑み，現行税制をそのまま適用することが被災納税者の実態等に照らして適当でないと考えられるもの等について，新たな対応措置を講じるための改正。公布日施行）。

【5月2日】

- ・ 地方税法の改正に伴う県税条例の改正について、地方税法の施行が4月27日付けであり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分した（平成23年第2回定例会で報告。一部を除き、公布日施行）。

税目	改正内容
個人県民税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅ローン控除の適用を受けていた住宅が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続き適用を可能とする（再取得住宅も、住宅ローン控除の対象）。 ・ 東日本大震災により住宅、家財等に生じた損失の雑損控除について、平成22年において生じた損失の金額として、平成23年度分の個人県民税での適用を可能とする。 ・ やむを得ず災害がやんだ日から1年超3年以内に支出される災害関連支出金等を雑損控除の対象とする。 ・ 財形住宅・年金貯蓄の東日本大震災による目的外の払出しに係る利子割の額がある場合において、勤労者から平成24年3月10日までに当該利子割の額の還付の請求があったときは、徴収した利子割の額を還付する。 ・ 東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合の住宅の再取得について、住宅ローン控除を適用する。 ・ 雑損控除の対象に、やむを得ず災害がやんだ日から1年超3年以内に支出されるものを追加する。
法人事業税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災に伴う申告期限の延長により、中間申告納付に係る期限と確定申告納付に係る期限が同一の日となる場合は、当該中間申告納付を不要とする。
不動産取得税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災により滅失・損壊した家屋又は耕作等の用に供することが困難となった農地の所有者等が代替家屋又は代替農地を平成33年3月31日までの間に取得した場合には、被災家屋の床面積相当分又は被災農地の面積相当分には不動産取得税を課さないようにする措置を講じる。当該代替家屋の敷地の用に供する土地を取得した場合も、同様の措置を講じる。
自動車取得税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災により損壊した自動車に代わる自動車の取得に係る自動車取得税は、非課税とする。
自動車税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災により損壊した自動車に代わる自動車に係る平成23年度から平成25年度までの自動車税は、非課税とする。

(ウ) 徴収の猶予

- ・ 災害を受けたことにより、県税を一時納めることができない場合に、原則として1年以内に限り納税を猶予することとした（分納も可能。猶予された期間の延滞金は全額免除）。

(エ) 適用実績

a 個人事業税（平成24年3月31日現在）

<減免> 31件 1,117,400円

b 不動産取得税（平成24年3月31日現在）

<減免>※従前からの措置 (東日本大震災に係る取扱 拡充含む)		内訳			
		取得直後		代替取得	
		家屋	土地	家屋	土地
件数(件)	87	44	21	8	14
減免額(円)	22,642,300	15,775,700	6,108,500	331,000	427,100

<課税標準の特例控除> ※ 新たな措置	
件数(件)	46
特例控除額(円)	170,671,162
軽減税額相当額(円)	5,930,600

c 自動車取得税（平成24年3月31日現在）

(平成23年度分)

<非課税>新たな措置		内訳	
		普通自動車	軽自動車
適用台数(台)	556	436	120
非課税額(円)	27,408,000	25,159,400	2,248,600

d 自動車税（平成24年3月31日現在）

(平成22年度分)

<減免>従前からの措置	
適用台数(台)	780
減免額(円)	14,684,900

(平成23年度分)

<非課税>新たな措置		内訳	
		本県受付分	他県受付分
適用台数(台)	1,174	899	275
非課税額(円)	30,724,400	23,685,200	7,039,200

(オ) 問合せ等への対応及び広報実施状況

震災発生直後から、本庁及び各県税事務所において、県民からの問合せや相談に対応できる人員の確保に努め、随時対応した。

また、被災された方に県税の救済措置の周知を図るため、自動車税の納期限の変更等について、随時、税務課のHPの更新を行うとともに、次のとおりテレビ、ラジオ、県広報紙など様々な媒体を活用し、広報を実施した。

(県税の救済措置に係る広報実績)

実施期間	4月1日～平成24年3月6日
広告媒体	県広報紙「ひばり」、県庁2階電光掲示板、県HP、NHKデータ放送、ラジオ県だより、ラジオ県政スポット、新聞広告(合計109件)
広報内容	県税の救済措置、自動車税の納期限変更、災害に伴う自動車税納税通知書の発送の延期、自動車税・自動車取得税の非課税措置、個人事業税の納期内納付、法人二税の期限延長、所得税・消費税の確定申告等

カ 東京連絡部の生活救援への対応

(ア) 災害義援金等の受入支援

【3月15日～平成24年3月31日】

- ・ 都内企業や首都圏の民間団体、地方公共団体、各県からの東京事務所を介した義援金について、都内における義援金受入窓口として、16件代行預かりを実施した。

※ その後、平成24年4月27日までに54件代行預かりを実施した。

(イ) 義援金配分割合決定委員会への対応

【4月8日、6月6日、12月8日】

- ・ 厚生労働省社会・援護局所管の義援金配分割合決定委員会が3回開催され、構成員として出席し、適切かつ円滑な義援金配分の推進を図った。

(ウ) 被災者生活再建支援制度への支援

【6月6日～9日】

- ・ 想定外の支給申請件数に対応不能となった支給事務局((財)都道府県会館 被災者生活再建支援基金部)からの人的支援要請に対し、職員を延べ8名派遣し対応した。

コラム 28

三月十一日

大内 幸雄 常陸太田市 中内田町 自主防災会 会長(中内田町 町会長)

北風が吹いていた。陽が傾くにつれ風は冷たくなった。今まで経験したことの無い時間が広がり、余震は一層不安をかき立てていた。

中内田田園都市センターで発電機が始動し、部屋、台所に明るさが戻った。時を追うごとに町内の人々が集まり、自主的に持ち込まれた食材で婦人部長を中心に炊き出しが始まった。こんな不安な夜なのに、どこからともなく笑い声が聞こえた。

しかし、次の瞬間、テレビを見ていた人々は黙った。「ここはこの程度で済んだから良かった。」と誰かが言った。

長い夜が始まる。前町会長から、自主防災組織のメンバーを招集するよう提案があった。

- 一. 夜の警護の人数。
- 一. 山へ水汲みに行く軽トラの台数。
- 一. 食事の時間。
- 一. 道路に散乱している大谷石の撤去。
- 一. 町内の被害状況の把握。

会議は事あるごとに開かれた。その他に仮設トイレの設置、携帯の充電、情報周知用のお知らせ掲示板の設置。

大地震の発生から三日目に電気が来た。避難所にしていただいていた中内田田園都市センターを解散し、水は出来るだけ町内に行き渡るよう、ポリタンクを集め、残りを非常用としてセンターに残した。

人々は、不安であればあるほど纏まり、不安であればあるほど争いが起こる。中内田町の人々は、自分の気持ちを抑え、感情を抑えてくれたと思う。争いもなく、あらゆる面で協力していただきました。

そして、常陸太田市の職員の方々には、この混乱時に物資やガソリン等の提供をしていただきありがとうございました。議員様にも励ましをいただきました。

中内田町会を代表して厚くお礼申し上げます。

コラム 29

あの日の避難所生活を忘れないために

柴田 和彦 日立市コミュニティ推進協議会 会瀬学区コミュニティ推進会

東日本大震災から2年。あの日の大震災発生時刻、午後2時46分を決して忘れてはならない。会瀬交流センターは、海拔ゼロメートルで避難所に適していないため、学区全体の避難所は会瀬小学校になっていた。

午後4時前後に日立市災害対策本部から連絡があり、会瀬学区の役員は避難者対応のため、会瀬小学校に向かった。その時点で、すでに津波に襲われた地域の人や地震で自宅が被害にあった人、ライフラインが止まって家にいられなくなった人など約500人が小学校に避難していた。避難所内での避難者対応は、学校、行政、地域が一体となって昼夜を問わず、二人三脚の支援、応援活動だった。

避難所とした体育館だが、天井の電灯が垂れ下がって危険な状態だったため、体育館から教室に移動することについて学校と相談した。その結果、教室への移動が可能となり、避難者の安全が確保された。

また、公衆衛生面で大切なトイレの清掃、排水用の水くみを学校のプールから行ったり、暖房用の毛布の配布、要援護者の安否確認や避難所に来られない高齢者への水や食料の運搬を直接出向いて行ったりした。

特に、電気が通らない真っ暗闇の体育館や教室に電気がついた瞬間、避難者全員が「ホッ」とした気持ちと明るさが戻った安堵から両手を合わせる姿が今も強く印象に残っている。

私は、いつ起こるかわからない大震災に備えて常日頃から心がけたい一つに、人間関係の大切さを強調したい。自分の住まいの両隣には日頃から挨拶するなど、ちょっとした気配りで「向こう三軒両隣」の精神が育ち、いざという時の助けになるのだと思っている。

(14) 在住外国人支援対応

県内に在住する5万人以上の外国人に対し、風評被害対策等に対処することで安心感を高めるとともに、正確な情報を発信していくため、外国人相談窓口の拡充、震災等情報の提供等を行った。

ア 外国人への情報提供

- 外国人への対応については、国際課及び公益財団法人茨城県国際交流協会（以下「国際交流協会」という。）が対応した。
- 災害対策本部からの被害状況に関する資料を英語に翻訳し、国際課サイトで掲載を開始した。以降、下記機関で随時8言語（英語、中国語、ポルトガル語、タイ語、タガログ語、スペイン語、韓国語、インドネシア語）に翻訳し、国際交流協会の運営する多言語サイトから発信した。

(ア) 茨城県災害多言語支援センター

【3月16日～31日】

- ・ NPO法人多文化共生マネージャー全国協議会から支援の申し出を受け、国際交流協会内に災害多言語支援センター茨城を開設した。
- ・ 震災に係る情報等の翻訳を行い、国際交流協会の多言語サイト等に掲載して在住外国人に提供した。

【4月～11月】

- ・ 下記多言語インフォメーションセンター開設までの間は、国際課と国際交流協会により、行政情報の翻訳、HP掲載等による情報提供を随時実施した。

(イ) 多言語インフォメーションセンター

【11月～】

- ・ 震災後の在住外国人への多言語情報発信のため、国際交流協会に多言語インフォメーションセンターを開設し、8言語で災害等の正確な情報を提供するなど情報発信の強化を図った。

提供情報：災害情報の提供（放射線量データ、防災情報等）

県内復興イベント・観光情報の紹介

ハザードマップ等、市町村の行政情報の翻訳支援

(ウ) 携帯メール、フェイスブックによる情報発信

- ・ 国際交流協会が運営している携帯メールによる情報発信を利用し、8言語（英語、中国語、ポルトガル語、タイ語、タガログ語、スペイン語、韓国語、インドネシア語）により、災害等の情報を発信した。
- ・ 国際交流協会においてフェイスブックを開設し、8言語（英語、中国語、ポルトガル語、タイ語、タガログ語、スペイン語、韓国語、インドネシア語）により県内の災害情報や、復興に関する情報を提供した。

イ 外国人相談窓口の開設

【3月14日～28日】

- ・ 国際課内に英語による外国人相談窓口を12日に開設し、13日から国際交流協会の外国人相談窓口を拡大して28日まで毎日8言語での電話相談を受け付けた。

【3月29日～】

- ・ 3月29日以降は通常業務に戻り、日替わりにて8言語での相談対応を行った。

ウ 外国人の安否確認

被災した外国人の安否確認のために、県内の外国人関連団体等に聞き取りを行ったが、すべての機関において、大きな被害状況は確認されなかった。

照会先：外国人登録者数の多い市町村：つくば市、常総市、銚田市等

県内大学（留学生）：茨城大学、筑波大学等

外国人実習生監理団体：(財)国際研修協力機構

ブラジル人学校，日本語教室，外国人雇用の事業所等

J E Tプログラム参加者：県内勤務のJ E Tプログラム参加者

※ JETプログラム：語学指導等を行う外国青年招致事業

在住外国人支援対応の検証

○情報提供の課題

- ・ 震災当初は，多言語情報サイトへのアクセスが集中し，情報提供を続けたにもかかわらず，翌月からは大きく減少した。その後の聞き取り等で，多言語サイトの存在を知らない外国人も多いことが判明し，情報取得の手段として多言語サイトが十分に活用されていないことがわかったため，フェイスブックや携帯メールなどの手段による情報の提供を行うこととした。また，外国人が必要とする情報の選択に苦慮した。

○災害多言語支援センターに関するスタッフの配置について

- ・ 災害の際，毎回，N P O法人多文化共生マネージャー全国協議会からの支援があるとは限らず，独自でもセンターを開設できる体制作りが望ましい。

○対応マニュアルの作成等

- ・ これまで国際交流協会で作成，配布していた生活ガイドブック，外国人のための災害時マニュアルの改訂を実施するほか，地域で行われる防災・消防訓練等への参加を促進するなどし，在住外国人の防災への意識を高めていけるよう支援していく必要がある。
- ・ 国際課，旅券室，国際交流協会における共通の対応マニュアルを作成し，緊急時に備える。

○災害時の予算について

- ・ 国際交流協会で実施した多言語による情報提供や外国人相談の事業予算については，(財)自治体国際化協会の「災害時外国人住民支援活動助成事業」助成金の交付により対応した。
- ・ 今後の事業実施予算については，検討の必要がある。

(15) 保健衛生対策

ア 県内避難所への保健師等派遣の対応

県内市町村の避難所設置状況は，被害状況により異なっていたが，保健師等の派遣の必要性に関する調査結果では，避難所設置が多い市町村が必ずしも保健師の派遣要請と連動しない現状があった。

(ア) 市町村及び県有施設避難所への保健師派遣について

【3月16日～4月12日】

- ・ 県有施設の避難所を中心として，9箇所延べ87名の保健師を派遣し，健康・衛生管理などの活動を実施した。

<活動内容>

- ・ 避難所内の一角に健康相談コーナーを設置して，随時，被災者の身体面や心の健康相談に応じるとともに，外傷・感染症等の身体症状や放射線に対する不安の有無，服薬治療者

の残薬確認等の医療支援が必要な避難者を把握し、医療チームにつないだ。

また、うがい薬や手指消毒剤の設置、おむつ等の感染性廃棄物の廃棄方法の助言などの感染症予防対策やエコノミー症候群の予防等に関する健康教育を行った。

(イ) 市町村における茨城県看護協会災害支援ナース派遣要望状況の把握

県看護協会が災害支援ナース（ボランティア）を募集したことにより、県は市町村を対象に派遣要望の取りまとめを行い、その結果に基づき県看護協会に派遣調整を行った。

【3月26日～4月12日】

- ・ 県看護協会が災害支援ナース（ボランティア）応募者を要望のあった避難所へ派遣する調整を行い、9避難所へ23名の看護師を延べ64日間派遣を行った。

(ウ) 災害時保健活動マニュアルの作成及び研修会の実施

震災時に、避難所や要援護者への対応、保健師等の応援要請の方法などに多くの問題が生じ、具体的な災害時マニュアルの必要性を痛感したことから、平成24年1月に災害時保健活動検討会を設置し、平成24年3月に茨城県災害時保健活動マニュアルを作成した。

また、同年3月には、市町村及び保健所の保健師等を対象に災害時の保健活動を共有する取組として、災害時保健活動研修会を実施した。

イ こころのケア対策

精神保健福祉センターにおいて、「こころのホットライン」の受付時間の延長など、こころの健康相談窓口機能を充実させ、併せて、保健所においては、地元市との連携により、巡回相談等を実施した。

(ア) 「こころのホットライン」の拡充

【3月17日】

- ・ こころのホットラインを全日フリーダイヤルにより対応することとした。
(それまでは、土日のみフリーダイヤル)

【4月15日～5月31日】

- ・ こころのホットラインの相談時間を22時まで拡大した。
(それまでは、16時まで)

相談実績（3月17日～5月31日）：445件（災害関連相談）

(イ) 「こころのケアチーム」支援要請

【3月18日】

- ・ 被災者・避難者への直接支援のため、「こころのケアチーム」派遣について、関係機関へ要請した（筑波大学、茨城県臨床心理士会、茨城県看護協会、茨城県精神保健福祉士会）。

(ウ) 北茨城市における「こころのケア相談会」

市保健師、県保健師及び臨床心理士会心理士による「こころのケア相談会」を実施した。

【5月9日】 ・ 市保健センター

【5月10日】 ・ 大津公民館

【5月11日】 ・ 平潟多目的集会所

【5月12日】 ・ 石岡区民公民館

ウ 栄養・食生活支援関連対応

避難所での乳幼児や高齢者用食事の提供要望や健康維持のために留意すべき栄養摂取についての照会等に対応するため、調査・調整を行った。

(ア) 栄養・食生活支援関連活動

市町村の避難所での乳幼児離乳食、栄養補助食品等の入手方法等に関する情報を収集し、保健所を通じて市町村等に提供した。

a 市町村支援

県が保有する非常用食料の中の離乳食や栄養補助食品類の有無を確認（県福祉指導課）し、保健所を通じて市町村に提供した。

また、厚生労働省及び過去の災害発生県に離乳食等の入手方法を照会した結果について、保健所を通じて市町村に提供した。

【3月14日】

- ・ 北茨城市から、幼児向けの離乳食の救援物資要望（約250人分）の連絡が入った。

【3月15日】

- ・ ひたちなか市から乳児用ミルクや紙おむつに関する要望の連絡が入った。

b その他支援

茨城県栄養士会を通じ、離乳食、高齢者用嚥下食等の物資の無償・有償配布が可能な食品メーカーがあるかどうかを確認し、各保健所に情報提供した。

また、避難所における栄養・食生活の留意事項に関する情報をHP、メール、FAX等で提供した。

【3月14日～5月11日】

- ・ 離乳食、高齢者用嚥下食等の物資の提供（販売含む）及び配送の可能な事業者一覧を給食施設等に情報提供した。

【3月15日】

- ・ ひたちなか市内の給食施設から、使い捨て食器に関する要望の連絡が入った。

(イ) アンケート調査による事例検証

市町村や給食施設の震災時の対応状況等を確認し、緊急時の連絡体制整備や情報の共有化、支援体制の強化を図ることを目的として実施した。

【6月～8月】

- ・ 栄養・食事確保対応状況調査を実施した（対象：給食施設）。

【8月】

- ・ 栄養・食生活支援に関する調査を実施した（対象：市町村保健センター等）。

<調査結果の反映>

- ・ 地域防災計画に栄養・食生活支援体制に関する事項を追加することとした。
- ・ 給食施設に対する巡回指導や研修会等の際に、非常食の備蓄や災害対応マニュアルの作成、緊急時連絡体制の整備、情報の共有化等に関する支援を継続して行うこととした。

エ 感染症対策（避難所対応）

発災10日目（3月21日）時点でも避難所（県4箇所、市町村23箇所）が設置されており、長引く避難所生活により体調不良者が見られ、感染症の集団発生等が危惧されるため、全避難所において避難所感染症サーベイランスを開始した。

サーベイランスの開始時から、毎日定時に有症状者数のFAX報告を求め、集団感染の有無について監視を続けた。

全避難所が閉鎖された5月15日までサーベイランスを続け、大きな集団感染なく終了できた。

【3月18日】

- ・ 「避難所の感染症予防用リーフレット」を作成し、各保健所及び避難所設置市町村へ送信した。

【3月19日】

- ・ 「被災地での健康を守るため」（厚生労働省作成）を各保健所及び各市町村に送信した。

【3月20日】

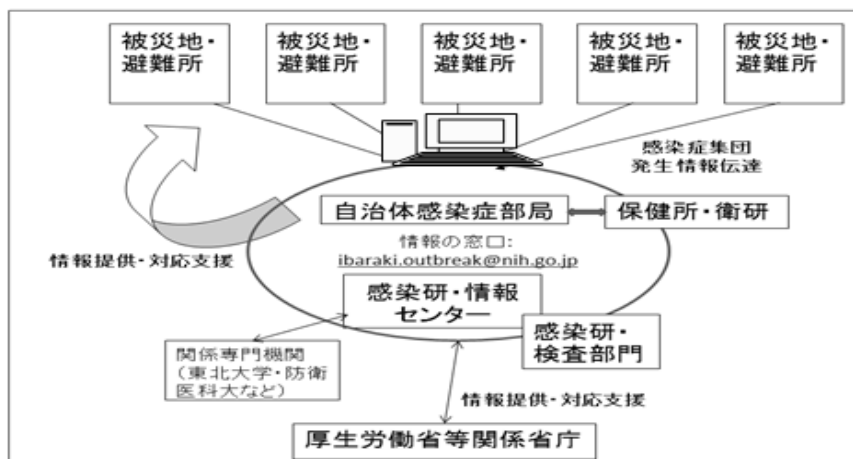
- ・ 感染症対策備蓄品の在庫の確認を行った。
- ・ 手洗い・咳エチケット等のポスター配信作成し、各保健所及び避難所設置市町村へ送信した。

【3月21日】

- ・ 避難所感染症サーベイランス（国立感染症研究所開発）を開始した。

目的：被災地・避難所における感染症リスク分析及び必要な公衆衛生上のニーズに関する分析を行う。

被災地・避難所の感染症集団発生探知



【3月25日】

- ・ 逆性石けん液（消毒薬）の必要状況調査を行うとともに、国への要望を行った。

【3月31日、4月15日】

- ・ 避難所状況調査報告（第1回：3月31日、第2回：4月15日）を行った。

目的：日々の報告では気がつかない感染症の発生状況を一定期間まとめて振り返り、避難所ごとの動向を把握する。

【5月15日】

- ・ 県内の全避難所閉鎖に併せ、サーベイランスを終了とした。

オ 予防接種への対応

予防接種法に基づく定期の予防接種の対象者であって、震災のために居住地である市町村において予防接種を受けることが困難な者が、居住地以外の市町村において予防接種を希望する場合の取扱い等について特例措置が設けられたので、予防接種の実施主体である各市町村が混乱を生じないように、厚生労働省から発出された情報をできるだけ速やかにメールで市町村に伝えた。

(ア) 定期の予防接種の特例に関する関係機関への周知

次のような場合の予防接種の取扱いについて、厚生労働省からの通知及び連絡事項を、市町村予防接種担当課所及び県医師会等関係機関へ連絡した。

- ・ 居住地である市町村において予防接種を受けることが困難な者が、居住地以外の市町村において予防接種を希望する場合
- ・ やむを得ない事情により定期の予防接種の対象年齢を過ぎてしまった場合
- ・ 一定の間隔において複数回接種が必要な接種（ジフテリア・百日せき・破傷風及び日本脳炎）について、予定どおりに接種を受けることができなくなった場合
- ・ 過去の予防接種歴が母子健康手帳等で確認できない場合

日付	発出元	通知名
3月16日	厚生労働省健康局結核感染症課	東北地方太平洋沖地震に伴う予防接種の取扱いについて
3月28日	同上	（予防接種関係法令の一部改正（特例措置制定）に関する事前の情報提供）
4月14日	同上	東日本大震災に伴う予防接種の取扱いについて（母子健康手帳等を紛失した場合の取扱）
4月25日	同上	災害等により予防接種を受けられない者に対する特例措置について
5月20日	厚生労働省健康局長	予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種実施規則の一部を改正する省令の施行について
5月20日	厚生労働省健康局長	「定期の予防接種の実施について」の一部改正について

カ 温泉の安全確保等対策

可燃性天然ガスに対する安全対策や復旧対策等を行った。

(ア) 温泉の安全対策

【3月16日】

- ・ 温泉に付随する可燃性天然ガスによる災害の発生が懸念されることから、県内19温泉採取事業者等に安全対策を指示した。

【3月23日】

- ・ 地震による温泉の影響について、各保健所を通じ調査した。

(イ) 温泉の復旧対策

a 温泉の影響調査

【3月23日～】

- ・ 震災後のゆう出量の変化等により新たに温泉法の許可等を必要とする温泉について、保健所を通じ調査し、1温泉が該当することを確認した。

b 被災温泉の復旧対策（自然環境保全審議会の臨時開催）

【4月26日】

- ・ 温泉の影響調査の結果、温泉法の許可を必要とした1事業者に対し、自然環境保全審議会を緊急に開催し、許可処分とした。

c 温泉法に係る権利利益の保全等を図るための特例措置

【4月4日】

- ・ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づく温泉法に定める権利利益に係る満了日の延長などの措置について、該当事業者及び各保健所に通知した。
 - 特定非常災害により期限内に履行されなかった温泉法上の義務に係る免責に関する措置通知（1事業者）
 - 3月11日から8月30日の間に有効期間が満了する温泉法第3条第1項に定める土地の掘削許可の有効期限の延長通知（3事業者）

キ 広域的な火葬への対応

大規模災害により、被災県における通常の火葬処理能力を超える遺体の発生を受けて、生活衛生課において、広域的な火葬協力に係る調査・調整を実施した。

【3月14日】

- ・ 県内全火葬場（31施設）に被害状況及び火葬協力要請に対する受入可能数について調査を実施した。
- ・ 宮城県・岩手県より全国知事会を經由して火葬協力の要請があった。

【3月16日】

- ・ 宮城県・岩手県に対し、本県の受入可能数について回答した。

(広域的な火葬協力に係る調査結果)

県内施設数	回答施設数	受入可能数	受入可能施設数
31	22	最大12体/日	10施設

※ 他県からの火葬要請に対する意見等

- ・ 燃料確保が困難
- ・ 火葬許可の有無，身元の照会，骨壺の手配等について事前協議必要
- ・ 計画停電のため受入不可

ク 保健衛生施設の復旧対策

各市町村における保健サービスの確保に向け、保健センター等の被害状況及び復旧状況を確認するとともに、復旧のための費用負担等について厚生労働省と調整を行った。

(ア) 市町村保健センター関係

a 被害及び復旧状況の把握

【3月15日】 ・ 保健衛生施設等施設整備費国庫補助金により整備した施設の被害状況の把握を開始した。

【5月13日】 ・ 県内すべての保健衛生施設の復旧状況の把握を開始した。

b 保健衛生施設等災害復旧費の国庫補助制度の活用支援

【5月16日】 ・ 厚生労働省関東信越厚生局から補助率引上げに係る通知が発出された。

【5月17日】 ・ 同通知を市町村あて発出した。

【6月30日】

・ 厚生労働省関東信越厚生局に国庫補助に係る協議書を提出した（15市町村19保健センター分）。

【8月22日、23日、9月5日、8日、10月31日】

・ 財務省関東財務局・厚生労働省関東信越厚生局による15市町村分の査定ヒアリングが行われた。

【11月10日】 ・ 保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金が内示された。

【平成24年2月】 ・ 補助金の交付が決定された。

（当該補助金の活用状況）

	協議額 （千円）	査定額 （千円）	補助率	内示額 （千円）	交付決定額 （千円）	実績額 （千円）
19施設	61,054	58,391	1/2	29,186	27,264	25,054

（平成24年9月現在）

ケ 環境衛生施設（火葬場、理容師・美容師養成施設）の復旧対策

県には31の公営火葬場があり、多数の施設が震災により被災した。被災程度により国庫補助の対象となることが定められたため、生活衛生課を経由し、国庫補助の申請手続を行った。

また、東日本大震災で初めて理容師・美容師養成施設が国庫補助の対象となることが決定し、生活衛生課を経由し、国庫補助の申請手続を行った。

(ア) 火葬場への対応

県内31の公営火葬場のうち22施設が直接的な被害を受けた。各火葬場では、火葬を休止することはできないとの思いから応急処置を施し、可能な限り迅速に施設を復旧し、火葬を実施した。

発災後は、全県的な燃料不足が発生し、火葬用の燃料も心配されたが、関係者の努力により火葬用燃料が不足する事態には至らなかった。



被害を受けた火葬炉の一部

a 情報収集

- ・ 発災直後から、被害状況・受入可能数等について情報収集を実施した。
- ・ 宮城県及び岩手県からの火葬協力要請に対して、受入可能数を回答した。
- ・ 福島県からの依頼により、県内で火葬した福島県民の火葬台帳作成に協力した。

b 火葬場施設の被害状況

	火葬場名	所在地	被害状況	被害概算額 (千円)
1	水戸市斎場	水戸市	屋根瓦, 全面的損壊	10,925
2	大子町斎場	大子町	自家発電機故障, 自動ドア脱落, 水道配管破裂, 待合室空調吹出し口ずれ, 天井照明支持金具はずれ, 正門一部崩落	18,155
3	常陸太田市営斎場	常陸太田市	駐車場法面の崩落	32,000
4	日立市中央斎場	日立市	待合棟瓦のずれ, 火葬棟天井材の一部落下, 火葬棟入口ドアの固定不良, 水道配管漏水, 湯沸かし室ガス配管の破損	1,250
5	日立市鞍掛山斎場	同上	外壁タイルの剥離, 一部落下	1,000
6	北茨城市葬祭場	北茨城市	再燃用スタビライザー2基及び待合室エアコン室外機1基の破損, 合併浄化槽の水位低下	102
7	高萩市斎場	高萩市	空調機配管の漏水, 空調室外機の配管曲り, 水道管の漏水, U字溝の沈下, 駐車場の舗装亀裂, コンクリートブロックの亀裂	15,036
8	土浦市営斎場	土浦市	再燃用スタビライザー4基の故障	510
9	常総市斎場	常総市	待合棟軒天井落下, ホール壁の剥離	504
10	鹿嶋斎苑	鹿嶋市	集骨室及び火葬炉前ホールの自動ドアの開閉不能, 事務室窓ガラスひび割れ(2箇所), 待合棟前庭及び歩道の隆起・沈下・地割れ, 駐車場の隆起・沈下・舗装亀裂, 汚水マンホールの隆起・沈下	6,034
11	神栖市かみす聖苑	神栖市	オイルタンク接続配管の破損, 駐車場舗装の破損(約150㎡)	2,200
12	つくばメモリアルホール	つくば市	敷地内通路の陥没	158
13	那珂聖苑	那珂市	正面出入口の沈下, 正面出入口脇飾り壁の崩落, 火葬棟内飾り壁及び外壁の一部崩落	420
14	おおみや広域聖苑	常陸大宮市	駐車場崩落のおそれ, 受水槽の漏水, 駐車場ブロック塀倒壊のおそれ	2,367
15	笠間地域斎場 やすらぎの森	笠間市	火葬炉1基の炉壁のレンガの一部崩落 燃料タンクの一部であるサービスタンクの油面スイッチの誤作動	0

16	常陸海浜広域斎場	ひたちなか市	火葬炉（6基）及び汚物炉（1基）レンガの一部落下，アンカーボルト等の破損，炉の傾き（5mm～18mm），待合ロビー天井板のひび割れ，待合室エアコンのずれ及び換気扇カバーの落下破損，電気の漏電，水道及び受水槽の漏水，空調機管の脱落及び漏水，ガラス破損，消火栓ポンプの漏水	12,587
17	取手市外2市火葬場組合立火葬場やすらぎ苑	取手市	給排水管の破損，敷地内舗装の亀裂及び陥没，燃料タンクの故障，集塵機のオイル漏れ	305
18	石岡地方斎場	石岡市	火葬炉排気筒1基の拡散装置の部分変形	298
19	筑西広域市町村圏事務組合 きぬ聖苑	筑西市	火葬炉天井アーチ部耐火レンガの一部剥離（2基）	536
20	下妻地方広域事務組合葬斎場へキサホールきぬ	下妻市	自動扉レール部の変形，駐車場等アスファルトの割れ・隆起・陥没，縁石及び敷石の隆起・変形	2,500
21	うしくあみ斎場	牛久市	炉前ホール壁の破損，告别室自動扉戸袋の傾斜化，浄化槽コンクリート枠の亀裂	500
22	江戸崎地方衛生土木組合 聖苑香澄	稲敷市	空調機械室の天井部のコンクリート製梁の一部欠損，業者出入口の基礎部分の沈下，建物周囲の一部の地盤沈下	178
計				107,565

※ 概算額は平成23年4月19日現在

c 火葬場の復旧に対する支援

- 【6月】 ・ 国庫補助（保健衛生施設国庫補助金）の概要が判明した。
- 【6月末】 ・ 事前協議書を提出した（当該市町村又は一部事務組合→県→国）。 13施設
- 【8月】 ・ 申請施設に対する現地調査を実施した。 13施設（うち1施設は，調査後取下げ）
- 【9月】 ・ 第1, 2回机上調査 厚生労働省関東信越厚生局（関東財務局立会い）が実施された。
 - ※ 県から国に対して写真や見積書等の書類を用いて説明する方法
- 【10月】 ・ 第3回机上調査 厚生労働省関東信越厚生局（関東財務局立会い）
- 【11月～】 ・ 第1回机上調査実施市町に対し内示があり，以後，順次内示された。
- 【12月～】 ・ 交付申請及び事業実績報告を行った（平成24年4月まで）。
- 【平成24年2月】 ・ 国庫補助に係る基準が一部変更された。

(当該補助金の活用状況)

	火葬場名	所在地	申請額 (千円)	内示額 (千円)	認定率	補助率
1	水戸市斎場	水戸市	10,773	1,615	15%	2/3
2	大子町斎場	大子町	17,115	14,122	83%	1/2
3	日立市中央斎場	日立市	999	999	100%	2/3
4	日立市鞍掛山斎場	同上	899	899	100%	2/3
5	高萩市斎場	高萩市	9,363	7,960	85%	2/3
6	土浦市宮斎場	土浦市	510	510	100%	2/3
7	鹿嶋斎苑	鹿嶋市	4,116	1,026	25%	2/3
8	神栖市かみす聖苑	神栖市	2,168	1,853	85%	2/3
9	常陸海浜広域斎場	ひたちなか市	14,759	10,470	71%	2/3
10	筑西広域市町村圏事務組合 きぬ聖苑	筑西市	535	535	100%	2/3
11	うしくあみ斎場	牛久市	2,513	2,501	99.5%	2/3
計			72,412	42,490	79%	

(イ) 理容師・美容師養成施設への対応

a 被害及び復旧状況の把握

【6月】 ・ 国庫補助の対象施設となることが判明し、被害状況の把握を行った。

b 理容師・美容師養成施設の復旧に対する支援

【6月】 ・ 国庫補助（保健衛生施設国庫補助金）の概要が判明した。

【6月末】 ・ 事前協議書を提出した（理容師・美容師養成施設→県→国）。 2施設

【7月】 ・ 現地調査を実施した（2施設）。

【8月】 ・ 机上調査 厚生労働省関東信越厚生局（関東財務局立会い）が実施された。

※ 県から国に対して写真や見積書等の書類を用いて説明する方法

【9月末】 ・ 2施設に対し、国庫補助金が内示された。

【10月中旬】 ・ 交付申請及び事業実績報告を行った。

(施設の被害状況及び当該補助金の活用状況)

	学校名	所在地	被害状況	申請額 (千円)	内示額 (千円)	認定率	補助率
1	茨城県中央理美容専門学校	水戸市	建物内部・外壁共に亀裂、天井の一部亀裂、非常階段の一部破損、屋上実習用給湯器破損、屋上配管破裂等	4,891	4,891	100%	1/2
2	茨城理容美容専門学校	石岡市	建物の外壁及び内壁破損、4階講堂大教室の天井パネル一部落下等	48,009	48,009	100%	1/2
計				52,900	52,900	100%	



被害を受けた理容美容専門学校の一室

コ 出先機関

(ア) 水戸保健所

- 【3月14日】 ・ 「心のホットライン相談」に係る保健師派遣の調整を行った。
- 【3月17日】 ・ 避難所設置（健康プラザ～3月27日まで）において、必要物品（保健衛生物品等）準備、避難者の健康管理、住環境の衛生管理、医療機関受診調整・手配その他相談業務を行った（避難世帯数人数8世帯19人）。
 - ・ 避難所（教育研修センター3月17日～5月11日，少年自然の家3月19日～5月30日）の避難者に対する心身の健康管理，衛生管理等を行った。
- 【3月19日】 友部病院へ心のホットライン職員1名派遣した。

(イ) ひたちなか保健所

- 【3月14日】 市村に保健師支援の要否及び心のケアチーム派遣要請の有無を把握した。
- 【3月14日～3月31日】
 - ・ 市村の避難所を巡回し，健康状況を把握した。心のケアに関する指導，感染症予防対策物品の提供及び衛生指導を含めた支援を行うとともに，市村との情報交換を行った。
- 【3月15日】
 - ・ 心のケア対策の電話相談を開始した。
 - ・ 東海村の要望により避難所利用者向けのリーフレット「感染症と食中毒予防のお知らせ」を作成し，配布した。

(ウ) 常陸大宮保健所

- 【3月15日】 ・ 市町に対し「避難所における食中毒・感染症の予防について」の通知を發出し，注意喚起を図った。
- 【3月15日～25日】
 - ・ 市町設置の避難所を巡回し，健康相談の助言等を実施した。
- 【3月15日】 ・ 市町設置の避難所の感染症対策の状況を確認し，保健予防課へ報告した。
- 【3月31日～5月15日】
 - ・ 市町設置の避難所の感染症サーベイランスを開始し，毎日，保健予防課に報告した。
- 【8月中旬】 ・ 市町に対し「東日本大震災における行政の栄養・食生活支援に関する調査」を実施し，結果を保健予防課へ報告した。

【6月～9月】 ・ 各給食施設に対し「管内給食施設の東日本大震災時の栄養・食事確保対応状況調査」を実施し、結果を保健予防課へ報告した。

(エ) 日立保健所

【3月】 ・ 所内で保有していた感染症対策物品（消毒液、ガウン、手袋、マスク等）を管内各市へ提供した。

(オ) 銚田保健所

【3月14日】 ・ 保健所のHPに避難所における食中毒・感染症の予防について掲載した。

【3月14日～24日】

- ・ 管内の保健師活動状況の把握を行った（応援保健師受入調整含む）。
- ・ 避難所の巡回やポスター掲示による感染症予防対策を行った。

(カ) 潮来保健所

【3月】 ・ 市町村への健康管理に係る情報提供を行った。

【3月16日～3月25日】

- ・ 神栖市からの要請により保健師1名を派遣した。

(キ) 竜ヶ崎保健所

【3月17～30日】

- ・ 避難者の健康管理及び避難所の衛生管理を行った。

(ク) 土浦保健所

【3月】 ・ 避難者の健康管理，避難所の衛生管理を行った。

- ・ 避難者の心のケアを行った。

(ケ) つくば保健所

【3月15日】 ・ 避難者の健康相談を行った。

【3月16日】 ・ 避難者における直接的支援（傷病者への対応），健康相談を行った。

- ・ 避難所での食事の注意点についてポスターを作成，掲示した。

【3月17日】 ・ 避難者の健康相談及び食中毒・感染症予防の対応（食品のチェック）を行った。

(コ) 筑西保健所

【3月】 ・ 筑西市，桜川市及び結城市に心のケアチームの派遣要請の有無及び避難所の状況について確認した。

(カ) 常総保健所

【3月】 ・ 心のケア電話相談を実施した。

(シ) 古河保健所

【3月19日～4月4日】

- ・ 避難所において、保健師1名及び管理栄養士1名による避難生活の確保、避難者の健康管理の支援を行った。

(ス) 精神保健福祉センター

- ・ 3月14日以降のセンター勤務体制、コールセンター体制等を所内会議で確認した。
- ・ 精神医療機関の機能水準の確認及び情報発信を実施した。
- ・ 震災時こころのケアへの対応を行った。

a 精神医療機関の機能水準の確認及び情報発信

【3月14日】

- ・ 精神科病院の被害状況等を確認した。
(精神保健福祉センターHPに「震災関連情報」を立ち上げ、随時掲載)

【3月15日】

- ・ 精神科クリニックの被害状況等を確認した。

【3月16日】

- ・ 地域活動支援センターの被害状況等を確認した。

【3月18日】

- ・ 避難所の情報収集を行った。

【3月17日～22日】

- ・ 精神科病院等へ土・日対応の状況、ネット掲載への確認及び患者移動要請の有無等の確認を行った。

b 精神医療審査会の対応

- ・ 3月16日開催予定の茨城県精神医療審査会が震災の影響により開催不可となり、事務局職員が持ち回りにより審査を実施した。

c 「こころのケア」対策

【3月】

- ・ 震災こころのケア対策会議等の情報収集を行った。
- ・ 精神保健福祉センターHPに「震災とこころのケアのために」を掲載した。

【3月17日】

- ・ 「震災こころのホットライン」を開設及び相談時間の拡充を行った（～5月31日）。
※ 相談時間を22時まで対応
- ・ 「こころのホットライン」をフリーダイヤル化した（～平成24年3月31日）。

【5月】

- ・ 被災者及びボランティアに対する啓発チラシを作成し、配布した。

【5月30日】

- ・ 専門講座として「災害とこころのケア」を開催した。

保健・環境衛生対策の検証

○保健師派遣等の対応について

- ・ 震災時に、避難所や要援護者への対応、保健師等の応援要請の方法などに多くの問題が生じた。具体的な災害時マニュアルの作成が必要と思われる。

○こころのケア対策について

- ・ こころのケア対策に関し、県内全域が被災した場合（広範な被災）も想定して、マニュアルを作成すべきと思われる。
- ・ 災害時対応における出先機関（精神保健福祉センター）との役割分担や精神医療審査会の実施方法の整理が必要と思われる。

○感染症の対策について

- ・ 通信手段の断絶で、感染症情報の収集・還元ができないところもあったが、避難所等には保健所職員が直接出向いて、調査・助言を行った。
- ・ 感染症を含めた健康相談票や避難所管理者のための健康管理チェックリストの見直しを行うとともに、災害時に速やかな対応ができるように、平時から健康相談票を印刷しておくなどの準備が求められる。
- ・ 健康危機管理として医療機関等への情報発信システムを構築してあったため、情報発信等に活用することができた。しかし、通信機能を喪失することも考えられるため、市町村、関係機関との協力体制の更なる強化が求められる。
- ・ 感染症サーベイランスをはじめ、分析等についても、国立感染症研究所の助言が受けられることは有用であった。
- ・ 平常時の感染症対策備蓄品の確保があったため、不足する保健所への補給ができた。

○予防接種対策について

- ・ 各通知、事務連絡については、厚生労働省から電子メールで送付され次第、県から関係機関あての通知文（送付のための鑑）の作成を行わずに情報伝達を行うことにより、市町村や関係団体への速やかな周知を図ることができた。

○温泉の安全確保等対策について

- ・ 地震発生後、可燃性天然ガスによる災害を想定し、県内温泉の状況確認及び安全対策の徹底を図ることにより、温泉の安全確保が図れた。また、被災温泉については、自然環境保全審議会を緊急に開催し、必要な法手続を行うなどの支援をすることにより、早急な復旧を図ることができた。

○火葬場への支援について

- ・ これほどの規模の大規模災害の発生を予測しておらず、他県からの火葬要請は想定していなかった。大規模災害発災に備え、広域火葬計画の策定が必要である。
- ・ 火葬場担当者の名簿や火葬場の1日当たりの処理可能数、管轄区域外の受入可能数、使用燃料等の把握をしていなかったことから、即時に対応するために、平時から情報を整理しておくことや、計画に基づき、訓練を行うことが必要と思われる。

- ・ 各施設において、施設の社会的役割を自覚しており、非常に迅速かつ真摯に災害復旧が行われた。

しかし、施設に対する国庫補助については、写真等が重視されるため、すべての被災箇所について被災直後に写真を撮っておく必要があった。

- ・ 全現場を担当者が訪問し、確認したことにより、机上調査の席上で関東信越厚生局及び財務省に適切な説明を行うことができた。

○理容師・美容師養成施設への復旧対策について

- ・ 理容師・美容師養成施設への支援は、発災後3か月近く過ぎてから生活衛生課で所管することとなり、写真撮影による現場記録の保存等について指導できなかったが、学校間のネットワークにより現場写真を残す必要性について情報共有されていたため、国庫補助の申請に必要な記録を残すことができた。今後、同様の災害が発生した場合には、速やかにすべての被災箇所を撮影して記録を残すように連絡する必要がある。

（16）ボランティアへの対応

3月12日以降、県社会福祉協議会から、随時、市町村社会福祉協議会災害ボランティアセンターの開設状況及びボランティアニーズを確認した。また、問合せのあったボランティア希望者にボランティアに関する情報を提供するとともに、県ボランティアセンター（県社会福祉協議会）を紹介した。

ア ボランティアセンターの設置状況

今回の震災発生後、県HPに案内窓口を掲載し、県社協及び市町村社協と連携して災害ボランティアが円滑に活動できる体制を整えた。

(ア) 市町村における災害ボランティアセンターの設置状況

開設日	市町村
3月12日	常総市（5月31日閉所）、つくば市（4月17日閉所）、北茨城市（6月21日閉所）
3月13日	鉾田市（4月15日閉所）、水戸市（5月20日閉所）
3月14日	笠間市（4月15日閉所）、小美玉市（9月30日閉所）、潮来市（9月1日閉所）、東海村（4月5日閉所）、那珂市（4月5日閉所）、石岡市（3月26日閉所）、常陸大宮市（4月30日閉所）
3月15日	日立市（6月21日閉所）
3月16日	行方市（5月16日閉所）、牛久市（4月2日8閉所）、ひたちなか市（8月31日閉所）、高萩市（4月30日閉所）
3月17日	鹿嶋市（7月11日閉所）、大洗町（3月31日閉所）、常陸太田市（4月20日閉所）
3月18日	城里町（3月31日閉所）
3月19日	坂東市（4月3日休止）
3月23日	神栖市（5月11日閉所）

(イ) 災害ボランティアの活動状況（平成24年3月31日現在）

- ・ 延べ受付人数 7,512人
- ・ 延べ活動件数 2,966件
- ・ 延べ活動人数 12,160人

(3月末日までの災害ボランティア活動状況)

	3月12日	3月13日	3月14日	3月15日	3月16日	3月17日
受付人数	59	155	359	276	438	447
活動件数	3	7	31	51	72	96
活動人数(延)	13	67	132	192	296	336

	3月18日	3月19日	3月20日	3月21日	3月22日	3月23日
受付人数	730	819	681	193	331	324
活動件数	135	157	147	76	86	105
活動人数(延)	653	953	823	329	355	522

	3月24日	3月25日	3月26日	3月27日	3月28日	3月29日
受付人数	258	279	188	200	233	188
活動件数	95	126	92	57	86	107
活動人数(延)	441	489	473	326	344	280

	3月30日	3月31日	合計
受付人数	178	156	6,329
活動件数	94	55	2,024
活動人数(延)	308	252	7,422

(ウ) 災害ボランティアの主な活動内容

- ・ 独居高齢者や障害者宅の片づけ
- ・ 避難所における物資の仕分け、運搬、炊出し、清掃
- ・ 給水活動

(エ) 災害ボランティアバス運行状況

県社協とバス会社の共催やバス会社独自で、岩手県、宮城県にボランティアバスが運行された。

- ・ 期間：4月29日～（現在も継続中）
- ・ 運行回数：延べ215回（平成24年3月31日まで）
- ・ 参加人員：延べ10,487人（平成24年3月31日まで）

ボランティアへの対応の検証

○ボランティアへの対応

- ・ 県内外から多くのボランティア希望の申し出があったため、各市町村におけるボランティア必要人数を上回ることがあり、ボランティアを市町村在住者に限るところもあった。
- ・ このことにより、ボランティアを希望しても、ボランティアをできない状況が生じ、希望者から不満が寄せられることがあった。

○県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会におけるボランティア活動の支援

- ・ ボランティア「受入窓口」の設置・運営については、県の防災計画において県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会が受入体制を確保し、受入窓口の運営を行うこととなっているが、今回の災害でも主体となってボランティアに関連する対応を実施していただいたことにより、災害発生後、多くの業務が錯綜するなか、県として他の業務に集中することができたことは大変大きかった。

コラム 30

あの日の避難所生活を忘れないために

野口 勇 鹿嶋市長栖副区長（ガソリンスタンド経営）

3月11日午後2時46分。かつてない大きな地震があり、すぐに5人の従業員（家族）とともに事務所を飛び出しました。「これは大変なことが起きている」と思いました。

すると、目の前の道路をトラックがクラクションを激しく鳴らしながら猛スピードで走り抜けていきました。見ると、すぐそこまで津波が来ていて、急いで車に乗り込み一目散に避難しました。私は高台へ、息子たちは渋滞を避けて逃げる途中で2回目の津波に遭遇し、近くの日野自動車（2階建て）の屋上に避難しました。ただ逃げるだけで精一杯でした。

夕暮れになり、事務所の鍵をかける暇もなかったので、一旦戻ることにし、近くまで行くと風景が一変して愕然としました。あたり一面が泥水に埋もれ、がれきや車があちこちに散乱していました。膝上までつかりながら約1^{キロ}ぐらい歩き、なんとか事務所にたどり着くと、スタンドの敷地も泥にまみれており、壁には津波の高さを示すようにおよそ1^{メートル}のところで色が変わっていました。

消防隊の姿が見えたので近寄ると、逃げ遅れた高齢者を運んでおり、小舟に乗せる救助を手伝いました。

その日は結局、床上浸水した自宅に帰ることはできず、高台に住む知人宅に身を寄せました。午後9時頃だったか息子たちとやっと連絡が取れ、無事が確認できた時はほっとしました。

地震から2～3日経ってようやく落ち着き、地区の皆と消防団の皆さんと協力し、家屋内を含め、地域全体のがれき撤去作業を始めました。ボランティアの方にも手伝っていただきました。少ない人数ではどうしようもないくらいに被害が広がっていましたので、大勢の方の手助けがなければ進まなかったと思います。皆さんには本当に感謝しています。

東日本大震災では、改めて「人のつながり」「助け合うこと」の大切さを実感しました。

※市報かしま 2012年3月1日号の掲載記事です。

コラム 31

目映い日差しの中で・・・

渡辺 修 北茨城市

「生きる」閉じることができない瞳で父は、そう伝えたかったのかもしれない。

母と再会できたのも父の遺体のすぐ側で、それはきっと、父が導いてくれたんだと思っていたし父もまた、私たち家族の元へ戻ってきたかったんだと思った。

2011年3月11日15時35分、津波が到達とされた時刻、あの日あの時、小さな港町で起こった大きな大きな出来事…。私はこの時、二人の命を救うことができずにいた。

その数分前、今まで見慣れていた風景が一変した。渦を巻き、海が沸いたのだ。信じられない光景に目を疑った。それを母に伝えると「津波がくる」と言い捨て、家の中から逃げようとしていた。私も、海を横目に車を動かし目の前にいた父たちを乗せ、逃げようとしていた。と、正にその矢先、運転席に座っていた私の頭上を、数メートルある防波堤を軽々と越え、瞬く時間さえも許されない程に一瞬にして全てものを飲み込んだのだ。それは、津波と言うより白い壁だった。そう、私は津波に飲み込まれるその瞬間まで、目を見開いていた。が、目線を替えた時には父たちの姿は白い世界の中へと消えていた。

5分位だったのだろうか、ハンドルだけをギュッと握り締め波の狭間でもがいていたのは、宙を舞っているのか、地べたを転がっているのかさえ判断がつかず、1.5tの車がミニカーのように流されていった感覚だけが残っていた。

私一人を乗せた車は、工場の柱に当たってやっとなまってくれた。全身ずぶ濡れのまま少しの間、呆然としていた。運転席側のドアは、柱にぶつかっていて開けられない状態だったので、助手席のドアから出ようとしたが、これもまた変形していて開かなかった。そこで、割れたドアの窓から頭をせり出しやっとな脱出できた。

まだ、海水が浸っている地面に足を付けた瞬間、「生還したんだあ」と生きていることを実感できた。と同時に、両親の死をも覚悟した。「自分だけが生き残ってしまった…」、「これからどうやって生きていこう…」と途方に暮れた。

瓦礫が散乱している道路を、自宅の方へと歩き出した。津波が襲来した直後の、あまりにも変わり果てた町並みを目の当たりにし、その津波の破壊力に恐怖を感じられずにはいられなかった。

傾いている自宅まで辿り着き、暫く歩いていた先に、裸足で立ち尽くしている母の姿を見つけた。母は生きていてくれた。そして、そのすぐ側には、父の遺体が痛々しく横わっていた。「お父さん」と、静かに声をかけたが返事はなかった。驚愕と言うよりはむしろ、諦め感の方が強く「ごめんね」、「ごめんね」と何度も謝った。その時母は、父を抱き上げ何度も、何度も名前を叫んでいた。こうして、私たち親子3人は再会できたのだった。

父を避難所に連れて行くことはできなかったのだから、流された車まで行きビニールシートを持ち出し、そっとかぶせた。「明日、必ず迎えにくるからね。」と一言残して。最期の言葉すら発せられずにいた父の無念さを感じながら…。

冷たい地上で一晩を過ごさせてしまったせいも、位牌は今日も目映い日差しに包まれている。消せない記憶なら無理に消さなくたっていい。大切なことは一歩でも前へ進むこと。

格好悪くたって、無様だって、私は今、この一瞬を懸命に生きている。

（17）被災愛玩動物対策

ア 避難所へ愛玩動物と同行避難した被災者への対応

生活衛生課では、飼い主と共に避難所に同行避難した犬、猫の使用を支援するため、ペットフードを確保し、要請に基づき配布した。

（ア）愛玩動物用ペットフードの支援要請

【3月18日】

- ・ 緊急災害時動物救護本部（日本動物愛護協会，日本動物福祉協会，日本動物愛玩協会，日本獣医師会で構成）に対し、支援物資（ペットフード）を要請した。

（要請数量）

- ・ 犬用：2,600 kg
- ・ 猫用：2,600 kg

（イ）支援物資の受入れ

【3月23日，4月6日，4月7日】

- ・ ペットフード等の支援物資が緊急災害時動物救護本部（日本動物愛護協会，日本動物福祉協会，日本動物愛玩協会，日本獣医師会で構成）等から動物指導センターに到着した。

（支援数量）

- ・ 犬用：約 3,500 kg
- ・ 猫用：約 900 kg

イ 動物指導センター

生活衛生課では、ペットフードの支援要請があった8市町及び県内36名の獣医師に対して、支援物資のペットフードを配布した。

（配布先）

- ・ 市町：北茨城市，日立市，那珂市，常陸太田市，行方市，鹿嶋市，潮来市，大洗町
犬用：各 10 kg（計 80 kg）
猫用：各 10 kg（計 80 kg）
- ・ 県内の獣医師：36名
犬用：3,100 kg
猫用：800 kg

被災愛玩動物対策の検証

○避難所における愛玩動物の受入体制について

- ・ 避難所における愛玩動物の受入体制がどうなっているのか把握できなかった。
- ・ 一部の避難所では、自家用車内で愛玩動物を飼育管理せざるを得ない状況が見られた。
- ・ 避難所の敷地内に愛玩動物を一時的に飼養できる愛玩動物救護体制の整備が必要と思われる。

(18) 商工業・雇用・観光対策

ア 商工業支援対策

(ア) 被害状況の確認等

a 商工団体等を通じた被害状況の確認

【3月14日～23日】

- ・ 県内43商工会及び8商工会議所において、会員に対する被害状況の聞き取り調査を実施した。
- ・ 県内43商工会及び8商工会議所において、窓口来所相談や巡回訪問相談を通じ、被害状況について所定の項目の聞き取り調査を実施した。
- ・ 集計結果については、災害対策本部に報告するとともに、復旧整備の支援を行う際の基礎資料として使用した。

○商工会等調査結果

(調査日：3月14日～23日，調査対象：商工会・商工会議所会員，回答数：1,026社)

(建物・外構等の被害状況)

被害有無	被害あり	被害の内訳		
		全壊	半壊	一部損壊
割合 (%)	69.0	1.7	6.5	60.8

(建物以外(生産設備等)の被害状況(複数回答))

被害種類	商品・製品	空調・給水設備	店舗設備	生産設備
割合 (%)	28.5	22.7	20.6	10.7

b 商店街の被害状況の確認

【3月16日～17日】

- ・ 法人化している商店街を中心に31商店街に対して、被害状況の聞き取り調査を実施した。

【4月20日～26日】

- ・ 法人化している商店街や任意の商店街を含む46商店街(上記31商店街を含む。)に対して、被害状況の詳細や復興に向けた取組等について、FAXにより調査を行った。

○商店街振興組合等の被害状況

(調査日：3月16日～17日，調査対象：31商店街，回答数：24商店街)

(共同施設(街路灯，アーケード等)被害状況)

被害程度	全壊	半壊	一部損壊	被害なし
件数(割合)	0(0%)	1(4%)	5(21%)	18(75%)

（個店の被害状況（複数回答））

内容	店舗建物	商品	ショーウィンドー	ショーケース	水道管等	備品	なし
件数（割合）	20(83%)	17(71%)	14(58%)	10(42%)	3(13%)	3(13%)	1(4%)

c 被災製造業の被害・復旧状況の確認

【3月14日～31日】

- ・ 県内製造業の被害・復旧状況を確認するため、県内産業支援機関（茨城県中小企業振興公社、つくば研究支援センター、ひたちなかテクノセンター、日立地区産業支援センター）と共同で県内中小製造業136社に対し、聞き取り調査を実施した（3月13日から継続）。
- ・ 県内の主要大企業に対しても、随時、電話等で被害・復旧状況を調査した。

d 笠間焼産地の被害状況の確認

【3月14日～24日】

- ・ 笠間焼産地の被害状況を確認するため、工業技術センター窯業指導所において、電話及び訪問により聞き取り調査を実施した（対象：99件）。

e 被災中小企業の実態の把握

【12月1日～平成24年3月23日】

- ・ 緊急雇用事業を活用して県中小企業団体中央会に業務委託し、県内中小企業の被災から復旧までの状況の事例調査を実施した。
- ・ 約80社の企業を選定し、被害状況、売上高、営業利益の増減、震災直後から1年後までの復旧の状況と企業経営の課題、利用した支援策、行政への要望事項等の調査を行い、報告書を取りまとめた（委託金額：290万円）。

(i) 相談体制等の整備

a 金融特別相談窓口の設置

【3月14日～16日】

- ・ 直接被害や停電や物流の停滞等により操業に支障を来し、資金繰りに不安を抱えている企業の相談に応じるため、窓口を設置した（相談件数：77件。3月13日から継続）。

【3月17日～】

- ・ 中小企業特別相談（ワンストップ）窓口に移行した。

b 中小企業特別相談（ワンストップ）窓口の設置

【3月17日～平成24年3月31日】

- ・ 設備資金などの金融に関する相談に加え、地震による店舗損傷や会社の経営改善などに関する相談、設備が損壊したことに伴う新生産システムの構築といった技術に関する相談等にワンストップで対応できる窓口を設置し、企業等からの相談に対応した（相談件数：776件）。

c 震災対策技術相談窓口の開設

【3月25日～平成24年3月31日】

- ・ 県内中小製造業からの震災に伴う技術的な相談に対応するため、工業技術センターに技術相談窓口を設置した（相談件数：301件）。

d 商工団体による特別相談窓口の設置

【3月14日～平成24年3月31日】

- ・ 県内43商工会、8商工会議所、県中小企業団体中央会に特別相談窓口を設置し、事業活動の継続・再開に係る各種相談（事業活動のあっせん、各種支援制度の紹介）に対応した（相談件数：31,355件）。
- ・ 震災被害への対応支援策の冊子を作成し、相談窓口にて配布した。
- ・ 3月・4月は土日も相談受付を行い、5月以降は平日のみ相談受付を行った。

e 経営安定特別相談窓口の拡充

【3月14日～】

- ・ 商工会リーディング事業を運用し、中小企業の倒産防止に係る特別相談窓口を県商工会連合会及び全商工会議所に拡充した。

f 支援策説明会・個別相談会の開催

【4月21日、22日、25日、27日】

- ・ 県商工会連合会、県商工会議所連合会、関東経済産業局、茨城労働局、日本政策金融公庫、県信用保証協会及び地域税務署との連携により、県内4会場で支援策説明会を開催し、併せて専門家による個別相談を実施した。

g 中小企業基盤整備機構による現地相談窓口の設置誘致

【5月18日～7月31日】

- ・ 茨城県産業会館内に中小企業基盤整備機構関東のいばらき復興支援デスクを設置し、復旧支援のための専門家派遣、機構による仮設店舗設置事業のニーズ調査や建設調整等を行った。
- ・ 現地相談窓口の終了後も、中小企業基盤整備機構関東に電話相談窓口を継続設置した。

(ウ) 中小企業の資金繰りへの対応

a 災害対策融資緊急対策枠の特例創設及び予算確保

(a) 東北地方太平洋沖地震特別対策融資の創設（災害対策融資緊急対策枠の特例）

【3月18日～5月22日】

- ・ 直接被害に加え、震災直後の停電、物流の停滞や操業不能による売上減少等の間接被害を受けているものを対象者として、既存の災害対策融資緊急対策枠より利率を0.4%低減し、限度額を8,000万円に引き上げ、保証料補助を直接被害に対しては全額補助するなど、返済負担を軽減した東北地方太平洋沖地震特別対策融資を実施し、震災直後の資金需要に対応した。

i 対象者

東北地方太平洋沖地震により損害を受け、経営の安定に支障を来している県内に事業所を有する中小企業者等で、次の①又は②のいずれかに該当するもの。

- ① 市町村長等から東北地方太平洋沖地震に係る災証明を受けたもの。
- ② 東北地方太平洋沖地震の影響により地震発生後1か月当たりの平均売上高が前年同期比で5%以上減少しているもの又は5%以上の減少が見込まれるもの。

ii 融資条件

	上記①の対象者	上記②の対象者
融資限度額	設備資金 8,000万円 運転資金 8,000万円 併用 8,000万円	運転資金 8,000万円
融資（据置） 期間	設備資金 10年以内（3年以内） 運転資金 10年以内（2年以内） 併用 10年以内（2年以内）	運転資金 10年以内（2年以内）
融資利率	3年以内 1.2% 5年超7年以内 1.4%	3年超5年以内 1.3% 7年超10年以内 1.5%
保証料	0.7%（県が10割補助）	0.45%～1.9%（県が5割補助）

iii 関係機関調整

制度設計に当たっては、次のような調整を実施した。特に、融資の実施機関である金融機関とは、融資利率の設定等に関し、電話等で随時意見交換を行い、制度の構築に当たった。

	調整事項	調整先	調整結果
融資対象	支援が必要な企業の範囲	金融機関、信用保証協会等	・直接被害を受けた者 ・震災後1か月の売上等5%減少
融資限度額	企業が必要としている金額と適正な限度額	金融機関、信用保証協会等	設備、運転、併用：8,000万円
融資期間	企業が返済可能で適正な期限	金融機関、信用保証協会等	設備：10年以内（3年以内） 運転：10年以内（3年以内）
融資利率	企業が返済可能で適正な利率	金融機関	1.2%～1.4%
保証料率	活用する保証の範囲内で適正な保証料率	信用保証協会	直接被害：0.7% 間接被害：0.45%～1.9%

※ また、保証補助については、直接：10割、間接：5割とし、利子補給については実施しないとの結果になった。

iv 予算措置

預託については、平成22年度は期間が14日間と短いことから予算措置をせず、平成23年度分は当面既存の融資枠で対応し、追って補正を行うことで対応した。

保証料補助については、1月から12月までの実績を平成23年度予算で補助することから、当面既存の予算で対応し、追って補正を行うことで対応した。

(b) 東日本大震災復興緊急融資の創設（災害対策融資緊急対策枠の特例）

【5月23日～】

- ・ 従前の保証とは別枠の「東日本大震災復興緊急保証」を活用しながら、東北地方太平洋沖地震特別対策融資の要件に、中長期的な間接被害や風評被害に対応するための要件を追加した「東日本大震災復興緊急融資」を新たに立ち上げ、中小企業の資金需要に対応した。

i 対象者

東日本大震災により損害を受け、経営の安定に支障を来している県内に事業所を有する中小企業者等で、次の①から③までのいずれかに該当するもの。

- ① 次のいずれかに該当するもの。
 - ・ 市町村長等から東日本大震災に係る災証明を受けたもの。
 - ・ 東日本大震災に係る原子力発電所の事故による災害に際し、緊急事態応急対策を実施すべき区域内に事業所を有することについて、市町村長等の証明を受けたもの。
- ② 東日本大震災の影響により、震災発生後1か月当たりの売上高等が前年同期比で5%以上減少したもの。
- ③ 次のいずれかに該当することについて、市町村長の認定を受けたもの。
 - ・ 東日本大震災後の最近3か月の売上高等が前年同期比で10%以上減少したもの又は減少が見込まれるもの。ただし、特定被災区域外の事業者については、特定被災区域内の事業者との取引関係により売上高等が減少したもの又は減少が見込まれるものに限る。
 - ・ 特定被災区域外の事業者であって、東日本大震災後の最近3か月の売上高等が前年同期比で15%以上減少したもの又は15%以上減少が見込まれるもの。

ii 融資条件

	上記①又は③の対象者	上記②の対象者
融資限度額	設備資金 8,000万円 運転資金 8,000万円 併用 8,000万円	運転資金 8,000万円
融資（据置） 期 間	設備資金 10年以内（3年以内） 運転資金 10年以内（2年以内） 併用 10年以内（2年以内）	運転資金 10年以内（2年以内）
融 資 利 率	3年以内 1.2% 5年超7年以内 1.4%	3年超5年以内 1.3% 7年超10年以内 1.5%
保 証 料	0.7% (①の対象者：県が10割補助) (③の対象者：県が5割補助)	0.45%～1.9% (県が5割補助)

iii 関係機関調整

制度設計に当たっては、東北地方太平洋沖地震特別対策融資と同様の調整を行い、原案どおり実施することとなった。

(c) 経過

- 【3月18日】 ・ 東北地方太平洋沖地震特別対策融資を創設した。
- ・ 金融機関向け説明会を開催した。
- 【3月24日】 ・ 市町村、商工団体向け説明会を開催した。
- 【3月30日】 ・ 商工団体に対し、制度の周知を文書で依頼した。
- 【5月6日】 ・ 国において東日本大震災復興緊急保証制度要綱を制定した。

- 【5月12日】 ・ 東日本大震災復興緊急保証に関する市町村説明会を開催した。
- 【5月23日】 ・ 国において東日本大震災復興緊急保証制度要綱を施行した。
 - ・ 東北地方太平洋沖地震特別対策融資の適用要件を拡充し、東日本大震災復興緊急保証を活用した東日本大震災復興緊急融資を創設した（東北地方太平洋沖地震特別対策融資は実質的に廃止）。
 - ・ 東日本大震災復興緊急融資の実施に必要な補正予算 50 億円（融資枠 150 億円）を専決処分した。
 - ・ 東日本大震災復興緊急融資に関する商工団体向け説明会を開催した。
- 【6月16日】 ・ 補正予算 200 億円（融資枠 600 億円）が第2回定例会で可決された。
- 【10月4日】 ・ 補正予算 283.3 億円（融資枠 850 億円）が第3回定例会で可決された。
- 【平成24年3月29日】 ・ 平成24年度の継続実施のため、国において東日本大震災復興緊急保証制度を改正した。
- 【平成24年3月30日】 ・ 保証制度の改正に併せ、災害対策融資緊急対策枠の特例を改正した。
 - ・ 融資利用（累計）件数 11,220 件 金額 122,542 百万円

b 東日本大震災復興緊急融資利子補給の実施

【11月25日～】

- ・ 復興基金を財源として、震災により被害を受けた中小企業の復旧・復興を促進するため、東北地方太平洋沖地震特別対策融資及び東日本大震災復興緊急融資で借入れを行った企業に対し、利子補給を実施した。

(a) 対象者

- ・ 東北地方太平洋沖地震特別対策融資の利用者
- ・ 東日本大震災復興緊急融資の利用者

(b) 利子補給期間

- ・ 融資を受けた後3年間

(c) 利子補給の対象及び利子補給率

利子補給対象資金	融資要件	条件	利子補給率
震災により被害を受けた建物、設備等の修繕のために借入れた資金	特別対策融資① 復興緊急融資①	事業用建物が全壊	10/10
		上記以外	1/2
上記以外の資金	特別対策融資② 復興緊急融資② 復興緊急融資③		1/3

(d) 関係機関等との調整

- ・ 利子補給の対象者の内定から補正予算成立直後の補給対象者に対する申請書類の送付までの1か月程度で、利子補給台帳を作成する必要があったことから、保証協会と調整を行い、融資を受けた企業の電子データの提供を保証協会から受けることとした。

- ・ 各企業の利子の支払状況の把握には、金融機関からの利子の受領証明が不可欠であることから、金融機関と調整し、県の示したフォーマットにより電子データでの提供の了承を得た（特に貸出件数の多い県内5行、足利銀行、千葉銀行及び東日本銀行については、直接担当者を訪問し、利子補給の手続等の説明を行い、協力の要請を行った。）。

(e) 経過

- 【12月16日】 ・ 補正予算561,989千円が第4回定例会で可決された。
- ・ 東日本大震災復興緊急融資利子補給金交付要項を制定した。
- 【12月19日】 ・ 金融機関向け説明会を開催した。
- ・ 市町村、商工団体向け説明会を開催した。
- 【12月20日】 ・ 利子補給要綱を制定した。
- 【平成24年2月15日】 ・ 要項上の申請を締め切った（実務上3月15日まで受付継続した。）。
- 【平成24年3月23日】 ・ 第1回交付を決定した。 1,281件 35,867千円
- 【平成24年3月26日】 ・ 第2回交付を決定した。 4,194件 124,623千円
- 【平成24年3月30日】 ・ 第3回交付を決定した。 1,991件 57,263千円

c 設備資金貸付金の債務免除

【3月25日～平成24年3月29日】

- ・ 小規模企業者等設備導入資金助成法により、災害等の貸付けを受けた者の責めに帰すことができない理由によって設備が滅失した企業に対し、貸付金の全部又は一部の償還免除を行った。

(a) 経過

- 【7月27日】 ・ (財)中小企業振興公社との免除協議を行った。 1件 12,600,000円
- 【9月8日】 ・ (財)中小企業振興公社との免除協議を行った。 1件 7,667,632円
- 【10月14日】 ・ 関東経済局に対し、免除申請を行った。 1件 12,600,000円
- 【平成24年1月23日】 ・ 関東経済局に対する免除申請を取り下げた。
1件 12,600,000円
- 【平成24年2月15日】 ・ 関東経済局に対し、免除申請を行った。
1件 7,667,632円
- 【平成24年3月22日】 ・ 関東経済局から免除の承認を受けた。
1件 7,667,632円
- 【平成24年3月29日】 ・ (財)中小企業振興公社との協議に同意した。
1件 7,667,632円

d 二重ローン対策

(a) 関係機関との調整

【8月8日～】

- ・ 被災中小企業者の既往債務が負担となり、新規資金調達が困難となる問題（いわゆる二重ローン問題）に適切に対応するため、既往債権の買取りを行う機構の設立を検討し、国、中小企業基盤整備機構及び地元金融機関と「(仮称)茨城県産業復興機構設立等検討会」（10月に茨城県産業復興機構設立等準備委員会に切り替わり）を立ち上げ、調整を実施した。

【10月4日】

- ・ 補正予算 50,000 千円が第3回定例会で可決された。

【11月1日】

- ・ 相談窓口となる茨城県産業復興相談センター（茨城県中小企業再生支援協議会）を水戸市内に開所し、11月7日から相談受付を開始した。

【12月16日】

- ・ 「茨城県と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例」が第4回定例会で可決された。

(b) 茨城県産業復興機構の設置

【11月30日～】

- ・ 出資者により茨城県産業復興機構投資事業有限責任組合契約が締結され、茨城県産業復興機構が設立された。

設立時の出資金額：50億円

出資割合：中小企業基盤整備機構 8割，県内金融機関，県，運営会社 2割

運営会社：いばらきクリエイト株式会社

(イ) 工業技術センターによる復旧・復興支援

a 井戸水の提供

【3月16日，19日，29日】

- ・ 断水している周辺住民のため，茨城町災害対策本部に対し工業技術センターの井戸水の提供を申し入れ，周辺住民に井戸水を提供した。

b 依頼試験・設備使用の再開

【3月28日～】

- ・ 機器の点検等のため，中止してきた依頼試験・設備使用について，精度等が確認できた機器から順次，対応を再開した。

c 被災した施設等の復旧

【6月21日～平成24年3月30日】

(a) 施設

- ・ 工業技術センター本所：生産技術棟ほか5棟を修繕した。
- ・ 繊維工業指導所：試験研究棟を修繕した。
- ・ 窯業指導所：管理棟，ホール等を修繕した。

(b) 試験研究機器

- ・ 工業技術センター本所：ビッカース硬度計ほか11機種・1室を修繕・更新した。
- ・ 繊維工業指導所：電子顕微鏡及び耐候試験機2機種を修繕・更新した。

(ロ) 被災中小企業等への復旧・復興支援

a 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業の実施

【8月16日～平成24年3月31日】

- ・ 事業協同組合など中小企業組合の共同施設の復旧支援のため，組合の所有する生産施設，加工施設，共同倉庫等の復旧経費の助成を行った。

(a) 対象者

事業協同組合、事業共同小組合、協同組合連合会、協業組合、商工組合、商工組合連合会

(b) 対象施設

i 設置区域

激甚災害による被災区域のうち、当該区域内の被災共同施設の平均復旧経費が150万円以上である市町村の区域内

ii 対象の共同施設の種類の種類

組合の所有する倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場及び原材料置き場（生産事業等に直接関連する施設のうち緊要度の高いもの）

(c) 補助率等

復旧経費の3/4（国1/2，県1/4，事業者1/4）

(d) 実績

9組合 交付金額合計 31,151千円（平成24年2月交付決定）

b 中小企業等グループ施設等災害復旧事業の実施

【9月6日～】

- ・ 中小企業等グループの施設・設備の復旧支援のため、2回の公募を実施し、地域経済と雇用に重要な役割を担う中小企業等グループを採択し、グループ構成員の事業施設及び設備の復旧経費の助成を行った。
- ・ 国の第1次公募は東北のみで実施されたため、本県への予算配分について強く国へ要望を行い、国の第2次公募から、関東では本県が先駆けて事業を実施した。

(a) 対象者

認定されたグループで復旧事業を実施する中小企業等

(b) 対象施設

生産施設、加工施設、販売施設等復興に必要な施設・設備

(c) 復興事業計画の認定要件

i グループの機能（いずれか1つ以上を満たすこと）

- ・ 一定の地域において、経済・社会的に基幹となる産業群であり、地域の復興・雇用維持に不可欠であること。
- ・ 事業規模・雇用規模が大きく、経済・雇用への貢献度が高いこと。
- ・ 地域コミュニティの維持に不可欠な商業機能を担っていること。
- ・ 当該グループ外の企業や地域産業にとって重要な役割を果たしていること。

ii 震災による被害の大きさ

- ・ グループの構成員に甚大な被害が生じていること、売上の著しい低下が生じていること等。

(d) 補助率等

復旧経費の3/4（国1/2，県1/4，事業者1/4）

(e) 実績

第1回：公募期間 9月6日～22日

応募件数 38グループ（補助要望金額：約62億円）

採択件数 4 グループ（採択額：24 億円）

※交付決定額は24 億円

第2回：公募期間 10月19日～11月8日

応募件数 27 グループ（補助要望金額：約87 億円）

採択件数 20 グループ（8 グループに大括り）（採択額：59 億34 百万円）

※交付決定額は56 億6 千万円

(f) 経過

- 【5月31日】 ・ 当該補助事業について、東北3県（宮城・岩手・青森）では、6月13日より公募受付開始と公表された。
- 【7月27日】 ・ 中小企業庁に対し、追加公募の要望を行った。
- 【8月9日】 ・ 中小企業庁が該当案件の現地調査に来県した。
- 【8月15日】 ・ 国第2次公募が決定し、本県も該当した。
- 【10月4日】 ・ 補正予算24 億円が第3回定例会で可決された。
- 【10月19日】 ・ 59 億34 百万円が知事専決処分にて予算計上された。

(g) 商店街の復興に対する支援

a 国の商店街実践活動事業（計5回募集）

【3月23日、4月11日、5月9日、7月4日、9月27日】

- ・ 商工会等を通じて全商店街に対して応募を働きかけた。

b 県の商店街活性化コンペ事業

【5月19日～6月13日】

- ・ 復興に取り組む団体については、当該コンペ事業への応募に係る条件の1つである過去の採択実績の回数制限（通常2回受賞まで）にかかわらず応募可能とすることで、復興に取り組む商店街に対する支援を実施した。

・ 実績

募集期間：5月19日～6月13日

採択件数：7件（交付額7,500,000円）

c 県の商店街再生総合支援事業

【5月19日～12月22日】

- ・ 商店街支援のため事業の採択件数の枠を緩和し、復興に取り組む商店街に対する支援を実施した。

・ 実績

募集期間：5月19日～6月13日、7月29日～9月16日、10月18日～12月22日

採択件数：13件（交付額14,095,630円）

d 国の地域商業活性化支援補助金（3次補正予算事業）

【11月4日～25日】

- ・ 補助制度を広く地域商店街等の復興などに活用してもらうため、被災商店街に対し応募を働きかけた。

(キ) 復旧に向けた活動支援

a 商工会リーディング事業の運用

【4月～】

- ・ 商工会リーディング事業の1メニューである地域経済活性化事業を活用し、商工会・商工会議所が行う災害からの復興、風評被害対策に係るイベント等の取組を支援した。

b 青年部復興キャラバン隊による支援

【7月～11月】

- ・ 商工会・商工会議所の青年部へ依頼し、青年部復興キャラバン隊を結成した。
- ・ 7月の県内イベントで出陣式を実施し、以降11月までに、県内外のイベント等へ参加しながら、横断幕への寄せ書きの作成や本県のPRを実施した。

c 「ショッピングセンター・地域商店の連携フェア～がんばろう茨城～」の開催

【5月20日～22日、6月3日～5日、6月25日～26日】

- ・ 大型店のイベントスペースを使い、地域商店の復興に向けて特色ある商品等を集めてPR・販売を実施した。併せて、地元農産物・水産物も出品し、安全性PR・販売を実施した。
- ・ 実績

【5月20日～22日】 ・ イオンモール水戸内原（参加商店数：29店）

【6月3日～5日】 ・ イーアスつくば（参加商店数：22店）

【6月25日～26日】 ・ イトーヨーカドー土浦店（参加商店数：27店）

(ク) 災害時の事業継続計画の策定支援

【10月13日～】

- ・ 災害時における企業活動へのリスクを最小限にとどめ、中小企業が中核事業を継続し早期復旧するためのBCP（事業継続計画）策定を推進するため、BCPアドバイザー2名を配置し、セミナーの開催、個別企業の計画策定支援を行った。

a BCP普及啓発セミナー開催状況

【平成24年1月17日】 ・ 茨城県産業会館（参加企業数：57社）

【平成24年1月20日】 ・ つくば国際会議場（参加企業数：27社）

b 個別企業への計画策定支援

計画策定した企業数：16社

(ケ) 砂利、採石関係企業に対する支援

【3月14日】

- ・ 砂利、採石関係9組合に対し、砂利及び岩石採取場の被害状況の報告、採取場の施設の自主点検及び災害防止について要請を実施した。

【4月2日】

- ・ 復旧工事に不可欠な骨材製品である砕石の出荷状況調査の取りまとめを行い、各組合に情報提供を実施した。

【7月15日】

- ・ 採石場の節電対策の取りまとめを行い、各組合に情報提供を実施した。

(コ) 関係機関等への依頼・要請

a 県内スーパーマーケット等に対する食料等供給の依頼（農林水産部と連携）

【3月14日】

- ・ 県内において食料の確保をはじめ、日用必需品の確保が極めて困難な状況であったため、県内スーパーマーケット及び商工会・商工会議所に対し、県民に対する食料・日用必需品販売に関する協力を依頼した。

b 被災ものづくり企業に対する早期復旧支援依頼

【3月17日】

- ・ 工作機械、計測機器メーカーに対し、被災中小企業に対する機械の入替、修理等への優先的な協力の要請を行った。

c 瓦資材等の不足への対応

【3月31日】

- ・ 県内で被災した一般住宅の瓦の復旧を促進するため、県瓦工事業組合連合会からの要請に伴い、上部団体である(社)全日本瓦工事業連盟に対し、県内屋根瓦の復旧工事に関する支援（資材の供給、職人の派遣等）について要請を行った。

【4月4日】

- ・ 屋根瓦資材関係企業（22社）に対し、屋根瓦資材供給に係る支援要請を行った。

(ク) 計量検定所及びつくば創業プラザ

【3月～10月】

- ・ 被災した計量検定所については、緊急の対応としてトイレの漏水修理を3月中に実施した。また、崩壊のおそれがあった庁舎の外壁等の修繕については、8月までに実施した。
- ・ つくば創業プラザについては、緊急の対応として暖冷房装置の室外機の修繕を3月中に実施した。また、空調設備と建物内壁の修繕については、10月までに実施した。

商工業支援対策の検証

○災害対策融資緊急対策枠の特例創設と予算確保

- ・ 3月12日の激甚災害指定を受け、災害対策融資緊急対策枠の特例創設について、いち早く関係機関と協議を進めた結果、18日に東北地方太平洋沖地震特別対策融資を立ち上げ、震災直後の中小企業の資金需要に応えることができた。
- ・ 東日本大震災復興緊急保証制度要綱の施行に併せ、5月23日から、当該保証を活用しながら、従前の東北地方太平洋沖地震特別対策融資における本県独自の要件を活かし、東日本大震災復興緊急融資を創設したことで、中長期的な間接被害や風評被害による資金需要に対応することができた。
- ・ 未曾有の大災害で資金需要の把握が難しかった点は課題であり、迅速かつ正確な把握に向けた対応方法の検討が必要である。

○東日本大震災復興緊急融資利子補給

- ・ 国の復興基金が創設され、これを財源として利子補給を実施したことで、中小企業の返済負担を軽減することができた。

- ・ 補正予算成立直後、全融資利用者に対し制度案内・申請書を郵送し、申請期限を平成24年2月15日から1か月延長したが、対象件数9,404件に対し申請は7,466件（約8割）にとどまり、制度の周知が課題となった。より効果的な情報発信の方法について、検討が必要である。

○二重債務対策

- ・ 当初、機構設立は東北3県のみが対象であったが、7月に国への働きかけを行ったことにより、本県も対象となった。
- ・ 当初、地元金融機関は、茨城県産業復興機構の設立に消極的であったが、個別に交渉等を重ねた結果、承諾を得ることができ、最終的には岩手県に次ぎ、全国で2番目に機構を設立することができた。
- ・ 産業復興相談センターの相談件数は、11月7日の相談開始から平成24年3月31日までに134件の相談件数があり、そのうち66件に対し再建計画策定や買取りに向けた関係機関調整を行うなど、震災で資金繰りに苦しむ企業に対する支援を行うことができた。

○設備資金貸付金の債務免除

- ・ 全損となっていない貸付先に対する債務の免除については、国の方針が一貫しておらず時間を要したが、最終的には津波被害を受けた小売店の営業継続に貢献することができた。

○中小企業等グループ施設等災害復旧事業

- ・ 当初、国の補助企業として、東北地方のみで実施された事業であったが、国への要望により、国の第2次募集（9月）から本県も対象地域として認められた。
- ・ 被災中小企業者等のグループが、共同事業として、地域経済や雇用に大きな効果をもたらす新たな取組を実施する場合に施設や設備等の整備を支援する制度であり、被災中小企業等からのニーズも大きい。

イ 雇用対策

(ア) 雇用創出等基金を活用した雇用機会の創出

- ・ 震災の影響による失業者の当面の生活安定を図るため、平成20年度に国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金により造成した「雇用創出等基金（以下「基金」という。）」を活用し、市町村と連携して緊急的な雇用機会の創出を行った。
- ・ 被災者等の継続的な雇用創出を図るため、国に対して基金を活用できる事業の要件緩和、交付金の追加及び事業期間の延長を要望した。

【6月29日】

- ・ 国の平成23年度第1次補正予算により、基金の重点分野雇用創造事業に「震災対応事業」が追加され、本県に対し37.8億円が追加交付された。

【6月30日】

- ・ 国に対して要望を実施した。

【平成24年1月13日】

- ・ 国の平成23年度第3次補正予算により、震災対応事業が「震災等緊急雇用対応事業」に変更され、平成24年度から開始した事業については、平成26年3月まで事業期間を延長した。

- ・ 本県に対し同事業分として70.2億円が追加交付されたほか、新たに創設された「雇用復興推進事業」分として29億円が交付された。

（基金を活用した雇用機会創出の実績（平成23年度分））

県の予算措置	県事業費（千円）	市町村事業費（千円）	雇用創出人数（名）
平成23年6月補正予算	354,828	511,671	751
9月補正予算	528,149	657,283	433
12月補正予算	18,738	—	21
計	901,715	1,168,954	1,205

(イ) 新規学卒者等の就職支援

a 「がんばっぺ！茨城」就職面接会の開催

【平成24年2月17日，2月27日】

- ・ 新規大卒者等の就職内定率は改善してきてはいるものの、依然として厳しい状況にあったが、震災の影響で更に厳しくなることが懸念されたため、例年開催している「大好きいばらき就職面接会」に加え、新卒及び既卒3年以内の大学生等を対象とした「がんばっぺ！茨城」就職面接会を茨城労働局やハローワークとの共催により開催した。

(a) 平成24年2月17日・土浦会場

- ・ 場所：ホテルマロウド筑波
- ・ 参加事業所数：61社
- ・ 参加者数：（新卒）195名 （既卒）48名 （計）243名

(b) 平成24年2月27日・水戸会場

- ・ 場所：ホテルレイクビュー水戸
- ・ 参加事業所数：57社
- ・ 参加者数：（新卒）211名 （既卒）53名 （計）264名

b 新規高卒者に対する就職の場の確保に関する経済団体への求人要請

【6月1日】

- ・ 震災以降、新規高卒者が就職活動できなかつたり、内定の取消しを受けたりすることが懸念されたため、県内の経済4団体に対し、就職の場の確保とキャリア教育の推進を要請した。

(ウ) 被災者を対象とした就職相談の実施（いばらき就職支援センター・各地区センター）

- ・ 事業所の被災等による離職者や他県からの避難者の再就職を支援するため、いばらき就職支援センター及び各地区センター内に求人情報を取りまとめた「被災者対象求人コーナー」を設置するとともに、茨城労働局と連携し、避難所において出張相談を実施した。

【3月30日】 ・ 「被災者対象求人コーナー」を開設した。

【4月8日】 ・ 取手市の避難所において出張相談を実施した（県南地区センター対応）。
相談者数：27名

【4月14日】 ・ つくば市及び龍ヶ崎市の避難所において出張相談を実施した（いばらき就職支援センター及び県南地区センター対応）。相談者数：33名

(エ) 県立産業技術専門学院等の入学料等の免除

【4月1日～平成24年3月31日】

- ・ 県立産業技術専門学院及び産業技術短期大学の入学（予定）者のうち、震災による被災者の経済的負担の軽減を図るため、平成23年度分の授業料の全額免除を実施した。
- ・ 震災による経済的理由等により訓練を受けることが難しい者の負担軽減のため、入学者選考試験手数料及び入学料を減免できるよう第2回定例会で条例改正を行い、平成23年度に実施した平成24年度入学者募集に係る選考試験手数料及び入学料についても減免（震災による被災者は全額免除）を実施した。

	免除対象			免除実績
	授業料	入学者選考試験手数料	入学料	
学院	118,800円	2,200円	5,650円	授業料2名
短大校	390,000円	県内在住：126,750円 県外在住：195,000円	5,650円	授業料4名 入学料3名

(オ) 被災離職者等に対する就労支援訓練の実施

【11月7日～18日，12月5日～16日，11月16日～30日】

- ・ 被災離職者等に対する就労支援訓練として、震災により需要が見込まれる復旧工事への従事等を目指した「建設機械運転技能科」訓練3コース（定員40名）を追加実施した。
 - 対象者 18歳以上でハローワークに求職中の者
 - 受講料 無料
 - 訓練の概要

実施学院	定員（名）	訓練期間
水戸産業技術専門学院	10	11月7日～18日（12日間）
	10	12月5日～16日（12日間）
土浦産業技術専門学院	20	11月16日～30日（15日間）

(カ) 認定職業訓練校への復旧支援

【平成24年2月1日】

- ・ 災害救助法が適用された市町村の区域内において、認定職業訓練の実施に必要な施設で、震災により著しい被害を受けた施設の災害復旧に要する経費の3/4（国1/2，県1/4）を特例措置として補助した。
- ・ 実績：3訓練校 交付金額合計 2,089,591円（平成24年2月1日交付決定）

(キ) 被災した施設等の復旧対策

- 産業技術短期大学校及び水戸産業技術専門学院の復旧
産業技術短期大学校及び水戸産業技術専門学院の復旧工事を実施した（周囲の陥没，浄化槽及び配管の損傷，トイレ排水機能停止等）。

【8月25日】 ・ 浄化槽等排水設備の復旧工事に着工した。

【11月19日】 ・ 油排水処理施設修繕工事に着工した。

【12月26日】・浄化槽等排水設備復旧工事が完了した。

【平成24年1月24日】・油排水処理施設修繕工事が完了した。

b 茨城県職業人材育成センターの復旧

茨城県職業人材育成センターの復旧工事を実施した（敷地内駐車場の陥没、本館と研修棟をつなぐ渡り廊下の破損、受水槽外壁の破損）。

【平成24年2月3日】・復旧工事に着工した。

【平成24年3月16日】・復旧工事が完了した。

c いばらき就職支援センターの復旧

いばらき就職支援センターの復旧工事を実施した（受水槽漏水、機械棟擁壁等に亀裂・損壊、貯水槽漏水、玄関タイル破損、本館トイレ壁面破損）。

【9月15日】・受水槽修繕工事に着工した。

【9月20日】・擁壁等修繕工事に着工した。

【9月30日】・受水槽修繕工事及び擁壁等修繕工事が完了した。

【平成24年2月10日】・貯水槽修繕工事に着工した。

【平成24年2月29日】・貯水槽修繕工事が完了した。

雇用対策の検証

○被災者等に対する就労支援

- ・ 「震災等緊急雇用対応事業」については、一部が平成26年3月まで事業期間が延長されたが、他の事業は平成25年3月までが事業期間であり、被災者の継続的、安定的な雇用の確保を図る観点から、事業期間の更なる延長が必要である。

○短大校及び学院における支援

- ・ 被災した学院等の復旧について早期復旧を行い、震災の影響を最小限にとどめることができた。
- ・ 短大校及び水戸学院のトイレが浄化槽損傷のため使用不可となったが、早期対応の協議により仮設トイレ20基を設置するなど、その時点で考えられる最善の措置を行い、訓練等への影響を最小限にとどめることができた。また、復旧については、平成23年度内にすべて完了することができた。
- ・ 県立産業技術専門学院等の入学料等の免除を行い、被災者等を経済的に支援することができた。

○民間の職業能力促進及び離職者等に対する支援

- ・ 民間の認定職業訓練校への支援を実施するとともに、必要な復旧については、平成23年度内にすべて完了することができた。
- ・ 職業訓練の追加実施により、被災離職者等の就労をより一層支援することができた。

ウ 観光対策

(ア) 情報の収集及び提供

【3月14日～】

- ・ 震災により、ホテル・旅館、観光施設、土産物店などの多くが被害を受け営業を休止したため、営業再開状況等の情報を収集し、HP「観光いばらき」において、情報提供を行った。

また、リーフレット「観光いばらきかわら版」を新たに発行し、観光情報の提供を行った。

a 観光施設

- ・ 市町村を通じて、観光施設の営業再開情報を収集した。

b ホテル・旅館等

- ・ 茨城県ホテル旅館組合を通じて、ホテル・旅館などの営業再開情報を収集した。
- ・ 被災者向けの特別料金を設定した施設の情報を収集した。

c イベント等

- ・ 震災の被害や自粛ムードにより、多くのイベント等が中止されたため、市町村を通じてイベント等の開催状況について情報を収集した。

d 情報提供

- ・ HP「観光いばらき」：3月14日～7月31日
- ・ リーフレット「観光いばらきかわら版」：5月24日～平成24年3月31日（毎月第2・第4金曜日発行）

(イ) 観光PR等

【4月28日～】

- ・ 震災への不安と旅行の自粛等により観光客が激減したため、観光キャンペーンや観光バスの無償提供などにより観光客誘致に取り組んだ。

a 観光キャンペーン

観光キャンペーンにおいて、安全性や観光の魅力をPRした。

(震災に関連して実施したキャンペーン)

	イベント名	日付	場所
県内	がんばろう茨城「いばらきの物産展」	5月6日～8日	イオン各店
		5月13日～15日	
5月28日～30日			
	海・山・川 自然と遊ぶいばらきの夏キャンペーン	7月16日	大洗マリンタワー前芝生広場
首都圏 (北関東)	『みんな元気！大応援物産フェア！』	5月25日，11月2日	丸の内ビルディング

※主催者からの無料招待により参加

(既定経費等により実施したキャンペーン)

	イベント名	日付	場所
県内	北関東3県物産と観光展	4月28日～5月5日	京成百貨店
	オータムフェスティバル2011	10月16日	ひたち海浜公園
	常陸秋そばフェスティバル	11月12日～13日	宮の郷工業団地
	観光キャラバン「いばらき旅のストーリー」	11月～平成24年3月	イオン各店，好文カフェ等

	第29回茨城大ふるさと博味と技展	平成24年1月26日～31日	京成百貨店
首都圏 (北関東)	北関東3県物産と観光展	6月1日～6日	FKD福田屋百貨店
	夏の観光キャンペーン	6月28日 7月23日～24日	有楽町イトシア前広場 スマーク伊勢崎
	秋の観光キャンペーン	10月15日～16日 10月29日	モラージュ菖蒲 壬生PA
	全国スポーツ・レクリエーション祭	11月5日～6日	栃木県総合運動公園
	あんこうフェア	11月25日	東京タワー
	ぐんま・とちぎ・いばらき 観光物産展	11月26日～27日	グリーンドーム前橋
	早春の観光キャンペーン	平成24年 1月28日～29日 2月4日～5日 2月10日, 18日～26日	スマーク伊勢崎 イオン与野SC 上野駅中央改札口外
	北関東3県物産と観光展	平成24年 2月15日～20日	FKD福田屋百貨店
	観光キャラバン「いばらき旅のストーリー」	平成24年 2月25日, 3月10日	益子, 下北沢北口商店街
	いばらき産直市	平成24年3月8日～10日	JR上野駅構内
就航先	神戸まつり メインフェスティバル	5月15日	神戸市役所周辺
	東北地方の観光と物産展 in さんちか	7月28日～8月2日	さんちかホール（三ノ宮駅地下街）
	マリンエア「空の日」イベント	10月2日	神戸空港ターミナルビル
	冬の観光キャンペーン	11月23日～24日	札幌駅前通地下歩行空間
	早春の観光キャンペーン	平成24年1月21日～22日 2月4日～5日	札幌駅前通地下歩行空間 デュオドーム（神戸）

b 観光バスの無償提供による団体客の誘致

【11月1日～平成24年3月31日】

- ・ 県内観光客の回復を図るため、旅行業者等は無償で観光バスを提供する「いばらき周遊観光促進事業」を実施し、格安の旅行商品等の造成を促し、首都圏等からの団体客を誘致した。
- ・ 実績
368 ツアー（736台）、11,663人
※復興調整費を活用し増額（最終決算額：73,997千円）

c 茨城グルメまつりの開催

【11月12日～13日】

- ・ 本県の「食」の魅力をPRし、風評被害の払拭とイメージアップ及び観光産業の振興を図るため、「茨城グルメまつり」を開催した。

※第3回定例会で予算計上（10,000千円）

・ 実績

場 所：偕楽園公園（四季の原）

内 容：飲食，物産販売，観光PR等

来場者数：111,000人

d いばらき再発見！秋の宿泊キャンペーン

【9月1日～10月31日】

- ・ 大幅に落ち込んでいる茨城県内宿泊客の回復を図るとともに，県民に地元の魅力を再認識してもらうきっかけとするため，茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合と共同で，県民をターゲットに秋の宿泊キャンペーンを実施した（漫遊いばらき観光キャンペーン協議会事業）。

・ 実績

参加施設：73施設（茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合加盟のうち希望施設）

内 容：参加希望施設が設定できる「特別プラン」において，宿泊者に対し抽選で旅行や県産品等の賞品プレゼントを行うなどの特典を付与。

利用者数：（9月）442人，（10月）801人，（計）1,243人

(ウ) 県内留学生による情報発信

【11月5日，11月12日】

- ・ 県内の大学に在籍する留学生に県内の観光地などを訪問してもらい，ブログやHP等を利用し，国内外に情報を発信した。

参加者数：11月5日 30名（茨城大学）

11月12日 39名（筑波大学及び流通経済大学）

訪 問 先：11月5日 大洗水族館，おさかな市場，笠間菊まつり等

11月12日 袋田の滝，りんご狩り，常陸秋そばフェスティバル，
ひたち海浜公園，偕楽園，茨城グルメまつり等

(エ) 所管施設の復旧対策

【3月14日～】

- ・ 国民宿舎「鵜の岬」，伊師浜国民休養地及び大洗マリンタワーについて，被害状況等の確認を行い，危険箇所への立入禁止措置等の安全対策を講じるとともに，修繕方法等の検討を行った（3月13日より継続）。
- ・ 損傷箇所等の応急措置を実施し，営業を再開するとともに，修繕費用を予算計上し，復旧工事を行った。

a 国民宿舎「鵜の岬」の施設復旧

【3月14日～】 ・ 損傷箇所等の確認を行った（3月13日頃から継続）。

・ 県開発公社の修繕負担箇所（内装の亀裂，外壁のクラック等）の修繕を開始した。

【4月29日】 ・ 営業を再開した。

【6月16日】 ・ 補正予算 31,880 千円（レストラン棟の屋根の修繕費用）が第2回定例会で可決された。

【平成24年1月18日】 ・ 復旧工事に着工した。

【平成24年3月6日】 ・ 復旧工事が完了した。

b 大洗マリンタワーの施設復旧

【3月20日頃】 ・ 損傷箇所等の確認を行った。

【4月25日】 ・ 営業を再開した。

【6月16日】 ・ 補正予算 28,173 千円（外構、スプリンクラー設備の修繕費用）が第2回定例会で可決された。

【平成24年1月28日】 ・ 復旧工事に着工した（外構）。

【平成24年3月3日】 ・ 復旧工事に着工した（スプリンクラー設備）。

c 伊師浜国民休養地の復旧

【3月15日頃】 ・ 損傷箇所等の確認を行った（遠方より海岸部の崩落が確認できたが、余震等により更に崩落する危険があった。）。

・ 危険箇所については、立入禁止の措置をとった。

【6月】 ・ 余震等による崩落の危険により、現場に近付けなかったため、復旧方法が決まらず、6月補正での予算措置を見送った。

【10月4日】 ・ 補正予算 7,834 千円が第3回定例会で可決された。

【平成24年2月13日】 ・ 茨城県開発公社に復旧工事を委託した。

【平成24年3月31日】 ・ 復旧工事が完了した。

観光対策の検証

○情報収集について

- ・ 地震直後から所管施設をはじめ、ホテル・旅館、観光施設等の被害状況の情報収集に当たったが、当初は電話等の不通により情報収集が困難であった。
- ・ そのような状況下であっても、情報収集を可能とするための体制について検討しておくことが望ましい。

コラム 32

あの日の避難所生活を忘れないために

三ツ石 喜郎 ひたちなか市自治会連合会長

甚大な被害をもたらした東日本大震災から2年が経とうとしております。

震度6弱の大地震で、市内各所において道路の亀裂や陥没が発生したほか、上下水道、電気などライフラインが寸断され、また、沿岸地域では4メートルの津波により約500世帯が床上床下浸水するなど、市民生活に深刻な影響をもたらしました。

各自治会では発災直後に自主防災会役員と民生委員・児童委員が連携し、災害時要援護者の安否確認や避難者への備蓄物資の提供を行い、また、その後数週間にわたり、住民有志による井戸水の提供が行われるなど様々な助け合いがなされました。この震災を経験し、地域でできる事を改めて考えさせられたことで、現在は生活水確保のため井戸水マップの作成や通信手段としての無線機導入、さらには燃料（ガソリン）不足対策としてガスボンベ発動機による電源

確保など、自治会ごとに積極的に防災対策に力を注いでいるところでございます。

自治会連合会では、震災を通して、何ができたか、何をやるべきだったか、それぞれ地域で行われた活動や課題などの情報を共有し、今後の各自治会における防災活動に生かしていただきたいと考えております。

これまでの皆様方のご協力に心から感謝するとともに、今後も安全で安心して住むことができる地域づくりをしていけるよう、地域の絆を大切にしていきたいと思っております。

コラム 33

大谷 徹英 潮音寺副住職（現薬師寺執事）

日本一の万燈会を潮来で、寺から街にあかりを灯したい。その一心で、老朽化していた堂宇を修復し、三千坪の境内を万燈会用にすべく整えて来た。五年目にして境内は人であふれ万燈会に参拝した人が、「すごい」とか「きれい」と思わず歓声を上げる、そんな寺になっていた。

しかし、その境内が地震と液状化により足を踏み入れることもできず、瓦礫の流れ着いた砂浜のようになった。ほとんどのお堂が傾き壊れてしまった。

平成十六年六月副住職として潮音寺に着任して以来、自分の持てるすべてを尽くして勤めてきた。決して楽ではなかったが、充実していた。「無」から「有」が生まれる。それを実感していた。しかし、それが再び「無」と言いたいような状態に戻った。

仏道修行の中で「恨み心」は禁物だが、大地を恨んだ。でも、よくよく考えれば生きている。怪我もしていない。仲間もみな無事だ。光が全く消えたわけではなかった。また、再出発だと思った。しかし、心が重かったのは事実だ。

『形あるものは壊れても、夢は壊れない。壊してなるものか』と、自分にそう言い聞かせた。きっと泣きそうな顔で境内のど真ん中に立っていたと思う。そんな自分に励ましの言葉を贈ったことを今も覚えている。

合掌

(19) 農林水産業関連対策

ア 農業・林業・漁業関連施設等の被害状況

(基盤・公共施設等)

区 分		被害額（億円）	備 考
農 業	農地	37.5	187地区
	土地改良施設	179.4	用排水施設等（1,804地区）
	生活関連施設	75.0	農業集落排水施設等（96地区）
林 業	林地	13.7	山腹崩壊等（49箇所）
	治山施設	29.7	防潮護岸工等（16箇所）
	林道	4.3	38路線，141箇所
漁 業	漁港・漁港海岸	427.3	漁港：24漁港中16漁港に被害 漁港海岸：9海岸中6海岸に被害
計		766.9	

（民間施設等）

区 分		被害額（億円）	備 考
農 業	農業共同利用施設	35.6	倉庫（174件），共同作業場（110件），加工施設等（186件）
	園芸施設・畜産施設	7.5	鉄骨・パイプハウス（303件），燃料タンク等（77件），畜舎等（15件）等
林 業	特用林産施設	0.3	しいたけ栽培施設（2箇所）
漁 業	漁業共同利用施設	156.6	沿海（市場，冷蔵庫等166施設），霞ヶ浦北浦，内水面等
	漁船・漁具	66.0	漁船：43.6億円（海面，内水面） （被害隻数：466隻/1,897隻中） 漁網：22.4億円
計		266.0	

（農林水産物）

区 分		被害額（億円）	備 考
農 業	農産物	4.8	停電による低温障害，倒伏等
	畜産物	5.1	鶏舎等の倒壊による鶏の圧死，牛乳廃棄等
林 業	林産物	0.2	ほだ木等の転倒によるしいたけ収穫不能
漁 業	水産物	9.7	停電による加工品の品質劣化等
計		19.8	

○合計 1,052.7 億円

- ・ 農業： 344.9 億円（32.8%）
- ・ 林業： 48.2 億円（4.6%）
- ・ 漁業： 659.6 億円（62.6%）

イ 農業関連対策

(ア) 被害情報の取りまとめ

【3月15日～28日】

- ・ 各農林事務所による現地調査の結果等を取りまとめ，被害速報を取りまとめた。
- ・ 被害程度が甚大かつ広域であり，市町村担当者や生産者と連絡がとれない場合があったため，被害速報は随時更新した。

(イ) 被害実態の把握及び農作物の栽培技術支援

a 技術支援

【3月17日】

- ・ 農業総合センターにおいて，農作物被害に対する技術対策資料を作成した。
- ・ 各農林事務所では，地域の被害状況に応じて市町村やJA，生産者への支援に活用した。

- b 園芸作物への対応
 - ・ 停電に伴い、低温障害を受けたピーマン、大葉、トマト、花き類等の被害状況の把握及び技術支援を行った。
- c 水稻への対応
 - ・ 水田の液状化、津波による塩害及び用水施設の被害による田植作業の遅延状況を把握した。
 - ・ 田植えの遅延に伴う育苗管理や除塩対策など栽培技術の支援を行った。

(ウ) 農業用共同利用施設の復旧対策

a 暫定法に基づく復旧対策

防災直後から農林事務所を経由して被害状況の調査を行い、県内の農業用共同利用施設について470件、35.6億円の被害を確認した。

「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定法」という。）」に基づく災害復旧事業を行うため、JA等各事業主体からの要望を取りまとめるうえ、補助金の交付を行った。

(農業用共同利用施設の被害状況)

施設の区分	被害件数（件）	被害額（億円）
倉庫	174	13.9
共同作業場	110	7.6
加工施設等	186	14.1
計	470	35.6

b 農業用共同利用施設災害復旧事業の実施

【4月19日】

- ・ 農林水産業共同利用施設災害復旧プロジェクトチームを設置した。

【7月21日～9月13日】

- ・ 関東農政局及び財務局により被災施設の災害査定が実施された。

【12月9日】

- ・ 茨城県農林水産業共同利用施設災害復旧事業補助金交付要綱を制定した。

【平成24年3月29日】

- ・ JA等の各事業主体に対して補助金の交付を決定した。

c 東日本大震災農業生産対策事業の実施

国において、平成23年産以降の速やかな農業生産の復旧等を図るための特別措置として、東日本大震災農業生産対策交付金による対策が実施されることとなった。これを受け、茨城県東日本大震災農業生産対策事業を実施することとし、19市町70施設等の災害復旧事業を支援した。

【5月】

- ・ 国の対策決定を受け制度を周知し、事業要望を取りまとめ、予算を確保した。

【6月】

- ・ 事業実施要綱を制定した。

【12月】

- ・ 補助金の交付を決定し、追加要望を取りまとめ、予算を確保した。

【平成24年2月～3月】

- ・ 補助金の交付を決定した。

d 農林漁業災害対策特別措置条例による対策

発災直後から、市町村等を通じて農林漁業関係の被害状況の調査を行ったところ、農業関係（農産物、家畜・畜産物、農業用施設）で約17.3億円、林業関係（林産物、栽培施設）で約0.6億円、漁業関係（漁船、漁具等）で約66.0億円、合計約83.9億円（確定額）の被害額となった。このため、農林漁業災害対策特別措置条例を適用し、同条例に基づく融資事業及び補助事業の需要調査を市町村を通じ行ったが、いずれも需要がなかったため、条例に基づく支援は実施されなかった。

農業関連対策の検証

○被害状況の確認について

- ・ 過去に例がない規模の大災害であり、通信手段等が制約される状況にあったことから、被害状況の把握に時間がかかった。
このため、迅速な情報収集を行える体制づくりが必要である。

○条例による支援事業未実施の背景について

- ・ 条例に基づく融資事業の需要がなかったのは、国において、既存の農業制度資金（災害復旧関係資金）に対し、一定期間無利子及び償還・据置期間の延長という特例融資措置が講じられたこと、また、補助事業（農作物に係る農薬・肥料等購入費助成）の需要がなかったのは、農作物被害状況が液状化による倒伏や、停電に伴う暖房停止による低温障害（枯死）等であったことなどが考えられる。

ウ 畜産関連対策

(ア) 被害状況の把握

【3月中旬】

- ・ 乳業工場、と畜場、飼料会社、畜産生産団体等から被害状況等の情報収集を行った。一部の乳業工場では生産ラインの復旧に伴い商品製造が可能となったことから、教育庁を通じ学校給食への供給について情報提供するとともに、乳業工場へ小学校の休校情報等を提供した。

【4月下旬】

- ・ 畜産センターや家畜保健衛生所等の農林水産基盤施設の被害額調査を実施した。

(イ) 被災施設等の復旧対策

公共育成牧場1箇所、家畜排せつ物処理施設4箇所、家畜市場1箇所、畜産物処理加工施設1箇所、家畜飼養管理施設1箇所及び集乳施設1箇所が被災した。

【5月】

- ・ 畜産関係団体に対し、東日本大震災農業生産対策交付金の要望調査を行い、整備要望を取りまとめ、事業を実施した。その結果、公共育成牧場の草地法面やアスファルト舗装を整備でき、早急な牧場機能の回復ができた。
- ・ 家畜市場、集乳施設、畜産物処理加工施設、家畜排せつ物処理施設等の整備を行い、速やかな復旧を支援した。

(ウ) 被災農家等への支援

被災した畜産農家の死亡家畜の適正かつ円滑な処理を支援することとし、養鶏農家3戸、養豚農家1戸の死亡家畜の処理及び輸送を行った。

また、酪農の生産基盤を回復するため、酪農家の乳用牛の導入を支援するとともに、粗飼料供給を支援することで飼料の安定確保につなげた。

(エ) 支援物資の調整

乳業会社や畜産団体等から畜産物や加工品の提供支援があった場合は、県災害対策本部を通じ、提供の調整を行った。

畜産関連対策の検証

○災害復旧への対策

- ・ 被災した施設の復旧や死亡家畜の処理等について、生産現場の状況を的確に把握するとともに復旧事業の情報を収集し活用したことで、早期の再稼働につながるなど、現場の要望に迅速に対応することができた。

○燃料、電源等の確保対策

- ・ 地震発生後のガソリン不足のため、一時的に畜産農家への巡回指導が実施できなくなり、現場の正確な被害状況等の情報入手が遅れた。また、停電により試薬等が使用不能となるなど、家畜伝染病等の診断検査業務再開に時間を要した。このため、燃料や電源確保等の対策が必要である。

エ 林業関連対策

(ア) 林道施設の復旧対策

a 経過

【5月6日】

- ・ 林野庁及び関東財務局へ林道施設の被害状況の確定報告を行った。

【5月19日】

- ・ 林野庁の主催により、被災した林道の災害復旧事業現地検討会を開催した。

【6月24日】

- ・ 農林水産省へ林道災害復旧事業補助計画概要書を提出した。

【7月11日～15日】

- ・ 林野庁及び関東財務局による林道施設の災害査定が実施された。

【11月9日】

- ・ 農林水産省へ林道災害復旧事業補助金交付申請書を提出した。

【11月18日】

- ・ 農林水産省から林道施設災害復旧事業費補助金の交付決定の通知を受けた。

【平成24年1月13日】

- ・ 農林水産省へ林道災害復旧事業費補助率増高申請書及び災害復旧事業特別措置適用申請書を提出した。

【平成24年3月14日】

- ・ 農林水産省へ林道災害復旧事業補助金交付申請書を提出した。

【平成24年3月21日】

- ・ 農林水産省から林道施設災害復旧事業費補助金の交付決定の変更及び追加交付決定の通知を受けた。

b 応急対応

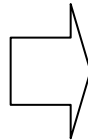
林道を管理する市町村等では、被災して通行ができなくなった路線の通行止めや、被災箇所への目印の設置、崩落土砂の排土による応急的な通行の確保等を実施した。

c 災害対応内容

- (a) 被害状況の確認及び復旧工事の実施
- (b) 国補復旧事業に伴う国との調整
- (c) 市町村との連携



被害状況：袋田男体湯沢線



左の完了写真

(イ) 治山施設の復旧対策

a 経過

【3月31日～4月1日】

- ・ 国と海岸防災林の復旧方法等現地調査を実施した。

【4月14日】

- ・ 国へ被害状況の確定報告を行った。

【6月10日】

- ・ 林野庁及び財務事務所による山腹崩壊の災害査定を実施した。

【6月13日】

- ・ 林野庁へ復旧事業国庫負担申請を行った。

【6月20日～24日】

- ・ 林野庁及び財務事務所による治山施設の災害査定を実施した。

【7月31日】

- ・ 東海村白方において、東日本大震災の余震による被害が発生した。

【9月22日～28日】

- ・ 工事契約を締結した。

【10月11日～12日】

- ・ 林野庁及び財務事務所による治山施設（追加分）の災害査定を実施した。

【12月13日】

- ・ 海岸防災林の再生に向けた林野庁現地ヒアリングを実施した。

b 応急対応

県北農林事務所において、山腹崩壊が県道に至ったため、土木部と連携して通行止めの措置を講じるとともに、崩壊地の法尻に応急の土留め（トンパックの設置）を実施した。

c 災害対応内容

- 被害状況の確認及び復旧工事の実施
- 国補復旧事業に伴う国との調整
- 国補の対象とならない復旧工事の予算の調整
- 市町村との連携



山腹崩壊地の応急措置：土のう設置



左の完了写真

林業関連対策の検証

○被害状況の確認について

- ・ 過去に例がない規模の大災害であり、通信手段等が制約される状況にあったことから、被害状況の把握に時間がかかった。
- ・ このため、迅速な情報収集を行える体制づくりが必要である。

オ 水産関連対策

震災による本県水産業の被害は、約660億円であり、地震と津波により沿海域を中心に海面の漁港や関連施設に甚大な被害を受けた。

漁港・漁港海岸は広範囲に堤防・岸壁等の亀裂・損壊や地盤沈下等の甚大な被害を受け、被害額は427億円と水産関係被害の2/3を占めた。

水産関連施設は、漁協の所有する市場施設など共同利用施設の損壊等を中心に312件の被害

を受け、被害額は157億円となった。

このため、漁業生産活動に不可欠な漁港及び共同利用施設等の水産基盤の復旧対策を重点的に進めるとともに、漁業者や水産加工業者の経営安定対策を図った。

(ア) 水産業共同利用施設、漁船・漁具等の復旧対策

a 被害状況把握

(a) 共同利用施設等

i 海面漁協施設等

漁協等施設所有者への電話聞き取り及び補助事業の実績台帳から漁協等ごとに施設リストを作成し、被害状況の確認を行った。

水産業共同利用施設の被害状況



大津漁港 市場施設



波崎漁港 給油施設



平潟漁港 漁具倉庫

ii さけ・ます放流用種苗生産施設

【3月】

- ・ 久慈川，那珂川，那珂川第一及び鬼怒小貝の各漁協に対し，電話により被害状況の確認を行った。

iii 霞ヶ浦北浦漁業用施設

【3月14日～】

- ・ 霞ヶ浦北浦の各漁協に対し，電話連絡により被害状況の確認を行った（3月13日から継続）。

(b) 水産加工施設・養殖施設等

【3月～4月】

i 水産加工施設

水産加工協及び水産加工業者の被害状況調査を行った。

ii 養殖施設

【7月】

- ・ 県内全市町村を対象に養殖施設の被害状況の情報収集を行った。

(c) 茨城県栽培漁業センター

【3月14日～】

- ・ (財)茨城県栽培漁業協会（以下「栽培協会」という。）との連絡調整を行いながら，被害状況の確認を実施した。

茨城県栽培漁業センターの被害状況



不等沈下による配管の破断



液状化に伴う噴砂



魚類棟内の損壊

(d) 漁船・漁具, 水産加工品

個別漁業者及び加工業者の漁船や漁具, 水産加工品等の被害状況については, 市町村や漁協が対応不能となった地区が多かったことから, 県主体で漁業者等に調査票を配布し, 随時市町村に協力を求めながら調査を行った。

(e) 漁場

【8月～12月】

- 津波により本県漁場内に流出したがれきの影響を把握するため, 休業中の漁業者を雇用し, 漁場堆積物実態調査を実施し, 東海沖の海底に大型の障害物が存在していることを確認した。

(f) 水産関係被害総額

(被害総額)

区 分	被害額 (千円)
漁船被害	4,362,532
漁具等被害	2,237,810
加工製品類被害	920,140
養殖・増殖物等被害	51,000
漁港・漁場・海岸施設被害	42,727,530
水産関連施設被害	15,664,197
水産被害合計	65,963,209

(5月27日最終報告)

(漁船被害)

区 分	被害件数					被害額 (千円)	
	沈没	破損	座礁	行方不明	計		
海 面	5t 以上	7	9	9	3	28	2,840,962
	5t 未満	112	122	52	52	338	1,456,570
	小計	119	131	61	55	366	4,297,532
内水面	5t 未満	70	34	4	14	122	65,000
合 計		189	165	65	69	488	4,362,532

（水産関連施設被害）

区 分	全 施 設		うち共同利用施設	
	施設数	被害額（千円）	施設数	被害額（千円）
海 面	211	15,084,126	166	12,962,476
霞ヶ浦北浦・内水面	101	580,071	4	2,867
合 計	312	15,664,197	170	12,965,343

（5月27日時点）

（海面地区の共同利用施設被害の団体別内訳）

団 体	団体数	施設数	被害額（千円）
沿海地区漁連	1	8	580,400
漁協	11	128	6,383,744
水産加工協	5	12	765,147
他の団体	3	3	90,000
市町	3	13	1,249,185
県	1	2	3,894,000
合 計	24	166	12,962,476

(イ) 復旧対策

a 共同利用施設

(a) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業

暫定法に基づく共同利用施設の復旧事業費に対する助成制度を活用し、水産業協同組合等が所有する市場施設、生産資材倉庫、機具修理施設、製氷冷凍冷蔵施設及び給油施設並びに地方公共団体が所有する種苗生産施設、市場施設等、31施設の復旧を支援した。

【3月30日】

- ・ 沿海関係市町、漁協等を対象とした災害復旧に係る説明会を開催した。

【3月～4月】

- ・ 霞ヶ浦北浦の漁業用施設の災害復旧について、関係市町村と協議調整したところ、すべての施設で暫定法を活用せず、市町村独自での応急復旧を行うこととなった。

(b) 水産業共同利用施設復旧支援事業

平成23年度の国の第1次補正予算で創設され、第2次、第3次補正予算で補助対象が拡充された。漁協等の共同利用施設に必要な機器等、90件の再整備及び施設の修繕を支援した。

(c) 水産業共同利用施設復興整備事業

復興交付金の基幹事業で、基本的には、市町村と復興庁が直接手続を行う制度であるが、県では市町村が事業計画を策定・実施するに当たり、国への制度内容の確認や市町村への情報提供等の調整を行った。

(d) さけ・ます生産地震災復旧支援緊急事業

那珂川第一漁協のさけ蓄養採卵施設の復旧に当事業を適用し、10月に施設が復旧したことにより、当年度のさけ畜養採卵作業が支障なく行われた。

b 水産加工施設・養殖施設等

(a) 水産加工業者への対応

複数の中小企業から構成されるグループが復興事業計画を作成し、認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・復興について補助を受ける「中小企業等復旧・復興支援補助」を水産加工業者が申請する際の支援を行った。

c 栽培漁業センター

【3月14日～】

- ・ へい死したアワビ種苗等の処分や敷地内に堆積した砂の除去、上下水道の応急復旧を行った。さらに、水産試験場栽培技術センター（以下「技術センター」という。）を活用した種苗生産業務の調査・検討を行った。

【4月～】

- ・ 種苗生産規模を縮小し、技術センターにおいて、アワビ種苗生産、ヒラメ親魚飼育等を再開した。

【9月】

- ・ 復旧詳細設計に着手した。

【11月】

- ・ 施設耐用年数の経過の状況を踏まえ、暫定法による復旧ではなく、国の第3次補正予算で拡充された「水産業共同利用施設復旧整備事業」を活用することを決定した。

【平成24年1月】

- ・ 国の第3次補正予算で創設された「被災海域における放流支援事業」を活用し、水産庁から技術センターにおけるアワビ生産経費に対し助成を受けた。

d 漁船・漁具等

(a) 共同利用漁船等復旧支援対策事業

全損被害を受けた漁船・漁網・定置網を漁業者の共同利用又は漁協自営のために、漁協が取得する経費を助成した。

【11月】

- ・ 日立市会瀬沖の定置網が操業を再開した。

e 漁場

【8月～12月】

- ・ 津波により本県漁場内へ流入したがれきの影響を把握するため、休業中の漁業者を雇用し、漁場内の堆積物等の実態調査を実施（漁場安全確保推進事業）し、東海沖に大型の障害物が存在していることを確認した。

【12月～平成24年2月】

- ・ 近隣事業者への照会を行ったが、障害物の所有者の特定には至らなかった。

【平成24年1～3月】

- ・ 国の漁場復旧対策支援事業（平成23年9月・12月補正）を活用し、漁業者グループによる漂流物等の回収活動に対し助成を行い、漁場機能の回復を図った。

【平成24年3月】

- ・ 漁場安全確保推進事業により東海沖で確認された海底の大型障害物について、撤去工事に必要な詳細調査（形状や位置）を実施した。

【11月～平成24年3月】

- ・ 水産庁が青森県から千葉県沖に設置された魚礁施設の被害状況を調査した結果、三陸沖の一部を除き、施設の機能が維持されていることが確認された。

(ウ) 経営支援対策

a 金融支援

(a) 東北地方太平洋沖地震緊急漁業対策資金利子助成

【6月】

- ・ 被災した沿岸漁業者等の当面の生活維持のため、茨城県信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）が4月22日から融資実行した資金に対し、平成23年6月補正で利子助成を予算化し、関係市町と協調して無利子とした。

(b) 漁業経営対策資金利子助成

【6月】

- ・ 被災した漁業者の漁船・漁具等設備の修理等のための復旧資金や、沖合漁業者の経営安定のための運転資金の利子助成制度を関係市町と協調して平成23年6月補正で予算化した。信漁連は7月28日から融資実行した。

(c) 漁業近代化資金利子補給

【9月】

- ・ 被災した漁業者が新たに漁船・漁具を購入するときに利用する漁業近代化資金の融資枠を3億円から8.3億円に拡大（9月補正予算）し、復旧の需要に備えた。

b その他の補助事業等

(a) 加工原料等安定確保支援事業

【平成24年3月】

- ・ 震災により、加工原料を仕入れていた漁港が甚大な被害を受けた中、水産加工業者が加工原料を安定的に確保できるよう、2地区の水産加工業協同組合に対し、従来よりも遠隔地から原料を調達する経費の一部を助成した。

c 減免制度等

(a) 漁業近代化資金・沿岸漁業改善資金の償還猶予

【3月～】

- ・ 被災した漁業者で漁業近代化資金・沿岸漁業改善資金等制度資金の償還が困難な者については、償還猶予（据置期間1年以内の延長）を行った。

(b) 被災漁船に係る漁船登録等の手数料の減免

【4月～】

- ・ 被災した漁業者が漁船の新規建造、中古漁船の購入等を行う場合において、漁船登録等の手数料の減免を行った。

d その他の支援策（情報提供等）

(a) 震災関連情報の発信

【3月15日～】

- ・ 被災した漁業者や水産加工業者にとって必要となる各種情報を発信するため、被災者向けのHPを立ち上げ、各漁協・加工協との連絡手段をはじめ、各地区の被害状況、系統金融機関による当座の支援制度、制度資金の償還猶予手続など、各情報を掲載し、随時更新した。

(b) 中古漁船情報の共有化

被災した漁船の代船取得のために、中古漁船の情報を共有化した。

(c) 漂着船舶の所有者情報提供

県内の海岸・漁港に漂着した船舶の処理に当たり、船舶の所有者に関する情報提供を行った。

(d) その他

震災直後に車両用燃料の供給が滞ったことから、燃料の安定確保のため、地区漁連、漁船保険組合等の各団体に対し、緊急車両証を交付した。

(イ) 漁港の復旧対策

a 被害状況の確認

(a) 聞き取り

【3月14日】

- ・ 関係漁協、港湾事務所等への電話による被害状況の聞き取り作業において、すべての沿海漁協等と連絡が取れたのは午前9時となった（3月11日から継続）。

(b) 現地確認

【3月】

- ・ 波崎漁港（3月14日）、麻生漁港（3月17日）及び磯浜漁港（3月28日）の被害状況を確認した。



平潟漁港における津波の来襲



平潟漁港における津波来襲後



大津漁港 -5m岸壁の崩落



那珂湊漁港 -5m岸壁の崩落

b 応急復旧

(a) 海掃作業

【3月15日】

- ・ 受注可能な業者に応急工事の発注を行った。

【3月31日まで】

- ・ 実際の海掃作業については、準備の整った業者から随時着手し、漁網、ロープ、車両、沈船等の陸揚げ作業を行った。

【4月1日～】

- ・ 海掃作業の終了していない漁港については、各港湾事務所から発注が行われ、陸揚げに加えて陸揚げがれきの収集も併せて行い、9月30日までにすべての漁港で海掃作業が終了した。

(b) その他の応急工事

i 波崎漁港旧西防波堤

【4月5日～6月28日】

- ・ 波崎漁港で、旧西防波堤堤頭函が転倒し始めたため、漁港内の水底土砂を移設し、埋め戻す工事を実施した。

ii 那珂湊漁港水門封鎖

【7月25日】

- ・ 那珂湊漁港水門は、開放状態で津波被害を受け、機能が停止していた。水門封鎖のため、モーター、電気系統、安全装置等の応急修理を行い閉鎖した。

c 災害査定

【6月6日～12月2日】

- ・ 「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（以下「負担法」という。）」に基づく計7次の災害査定を実施し、県管理の11漁港・漁港海岸87箇所が13,100百万円余、市町村管理の3漁港6箇所が18百万円余、漁港関連施設2箇所が441百万円余の査定を受けた。

d 本復旧

(a) 漁港施設災害復旧

【9月～】

- ・ 漁港施設について本復旧工事に着手し、順次発注を進めた。

(b) 支障物件除去

漁港の復旧工事着手に当たり、工事区域に放置されている支障物件や係留船舶の移動などの対応を行うとともに、津波により流出した船舶等の所有者確認や移動・処分に係る法的根拠等について、関係機関と協議を行い、対応方法の検討を進めた。

(c) 他の復旧事業との調整

漁港用地に立地する荷捌き所等、共同利用施設の復旧工事との調整や管理者を異にする地下埋設物等の復旧工事の調整等を実施した。

e 国庫補助事業制度拡充

(a) 漁港施設機能強化事業（国1号補正分）

【6月】

- ・ 負担法対象外の用地復旧について、国の制度拡充により復旧が可能になったため、用地復旧に必要な予算を6月補正で確保した。

(b) 漁港施設機能強化事業（国3号補正分）

【12月】

- ・ 国の制度拡充により、再度の災害でも壊れにくい構造に強化する事業の実施が可能となったため、施設の強化に必要な予算を12月補正において、5ヶ年計画で確保した。

(c) 復興交付金事業

【平成24年3月2日】

- ・ 市町村の復興計画に沿った復興事業について、交付可能額の示達があり、ひたちなか市の漁港環境整備事業が間接補助事業として採択された。

【平成24年3月9日】

- ・ 県営事業として、配分可能額に基づき、事業計画書を提出した。

f 視察対応等

【4月19日】

- ・ 大畠国土交通大臣が久慈漁港及び大津漁港の被害状況を視察した。

【4月22日】

- ・ 天皇・皇后両陛下が被災地お見舞いのため、北茨城市を御訪問された際、大津漁港の被害状況を御視察された。

【4月26日】

- ・ 東内閣府副大臣が大津漁港及び平潟漁港の被害状況を視察した。

【平成24年2月20日】

- ・ 参議院厚生労働委員会17名が大津漁港の被害状況を視察した。

g 復興支援

(a) 災害ゴミ仮置き場の提供

津波等により被災した家屋やがれき等の収集場所に苦慮する市町村が多く、漁港用地の災害ゴミ仮置き場としての臨時使用依頼が多かったことから、海掃作業や応急復旧工事の支障とならない範囲で協力した。

(b) イベント支援

復興支援の観点から、漁港を使用するイベントについて開催を支援することとし、安全性が確保できる範囲で漁港の目的外使用許可を行った。

h 他省庁調整

(a) 茨城海上保安部及び銚子海上保安部

i 災害復旧工事

【3月19日】

- ・ 海上工事に係る施工許可の手續簡素化について協議し、緊急工事等については、事後承諾もやむを得ない旨の了承を得た。
- ・ 通常工事及び災害復旧日本工事については、通常どおり海上施工許可を取って実施しているが、許可に係る手續期間の短縮が図られた。

ii 灯台・補助灯標の取扱い

茨城海上保安部とは、大津漁港南防波堤及び平潟漁港南防波堤の沈下により、保安部所有の灯台が最大1.2m程沈下していることが確認されたことから、大津及び平潟漁港防波堤の復旧嵩上げ工法等について、双方の復旧に支障がないよう情報交換と協議を行った。

(b) 国土交通省常陸河川国道事務所

i 那珂川護岸の一連施設

海門橋上流左岸の護岸については、漁港施設である護岸の上に洪水対策のための国土交通省の堤防が設置されている。

【3月31日～4月1日】

- ・ 災害復旧工事を行うに当たり、水産庁査定官を含めて協議を行った結果、主たる施設を管理している県が一体的に復旧工事を実施することになった。

ii 那珂湊漁港小川岸壁

【8月29日～】

- ・ 小川岸壁背後に国土交通省の堤防があるが、小川岸壁と同時に被災したため、各々の管理施設の復旧について協議を行った。その結果、洪水対策を優先するため、国土交通省の堤防の復旧を優先することとしたが、構造上の課題があることから、複数回にわたり協議を実施した。

i 復旧業務増加への対応

漁港及び漁港海岸の災害復旧事業を実施する各港湾事務所は、震災前の段階で漁港事業が縮小に向かい人員が少なくなっていたところ、被害が甚大なことから、災害調査や査定設計作業が多忙になり、現員では対応困難な状況にあった。

このため、国土交通省の関係団体である(財)港湾空港建設技術サービスセンターに業務委託を行い、業務量の軽減を図った。

j 業界団体等への情報提供

【4月1日】

- ・ 茨城沿海地区漁業協同組合連合会の主催による「茨城県漁業関係東北関東大震災対策本部会議」において、県内各漁港の被害状況を説明した。

【8月23日】

- ・ 茨城県漁港協会の主催による「漁港漁場役職員会議」において、関係漁協及び関係市町村に対し、災害査定実施状況、応急復旧・本復旧実施状況等を説明した。

(県の主催による会議)

	対象	説明事項
3月30日	関係漁協等事務局，関係市町村担当者	災害復旧に係る手続等
9月6日	磯崎漁協，那珂湊漁協	災害査定実施状況，災害復旧状況等
9月8日	会瀬漁協，久慈町・久慈浜丸小漁協	災害査定実施状況，災害復旧状況等
9月9日	はさき漁協	災害査定実施状況，災害復旧状況等
9月12日	平潟漁協，大津漁協	災害査定実施状況，災害復旧状況等

k 被災者支援

水産業協同組合法に基づく団体が所有する占用物件について，減免措置として，使用可能な施設の1年分の占用料金減免を行った。

(減免額)

更新区分	年度	減免区分	占用料総額(円)	減免額(円)	備考
1年更新	平成23年度	1年分全額	2,106,443	2,106,443	
3年更新	平成23～25年度	1/3の額	8,059,767	3,052,194	
	平成24～26年度	〃	10,230,228	4,515,288	
	平成25～27年度	〃	6,923,664	2,307,888	見込額
計			27,320,102	11,981,813	

1 国への報告等

(a) 応急復旧協議

災害復旧の手続上，査定官へ事前に応急復旧協議を行い，了承を得た上で応急復旧工事を実施する必要があるが，水産庁において，応急工事が多岐，多数にわたることから，漁港名及び応急復旧概要の報告のみで応急復旧協議に替える簡素化が図られた。

(b) 応急復旧実施状況調

応急復旧工事の開始，進捗状況及び完了状況を10日ごとに報告した。

(c) 査定進捗状況調

査定総数，査定終了件数及び未了件数を1か月ごとに報告した。

(d) 災害復旧事業実施状況調

査定を受けた復旧工事の契約状況，実施状況及び完了状況を10日ごとに報告した。

(e) 完了漁港調

災害復旧工事が完了した漁港を10日ごとに報告した。

(f) 契約不調

契約不調状況を10日ごとに報告した。

(g) 陸揚げ岸壁供用状況調

漁港ごとの陸揚げの可否，応急復旧による可否，潮位による可否，復旧完了による可否及び復旧完了見込年度について，10日ごとに報告した。

m その他

指定管理施設が被災しており，通常の管理が不可能であるため，被害状況に応じて施設

管理内容の見直しを行い、下記の日程により、各々の指定管理者と変更契約協議を行った上で、変更契約を締結した。

なお、波崎漁港海岸休憩施設は被害が軽微なため、内容変更の協議は行わなかった。

- (a) 8月12日 那珂湊漁港水門 機能停止
指定管理変更内容：見回り等、必要最低限の管理に内容を変更
- (b) 9月15日 波崎漁港漁港浄化施設 機能停止
指定管理変更内容：見回り等、必要最低限の管理に内容を変更
- (c) 9月29日 那珂湊漁港駐車場 一部使用不可能
指定管理変更内容：管理範囲の縮小

水産関連対策の検証

○被害状況の調査報告について

- ・ 本震災では、津波の被害が沿岸地域全体に及んだこと、地震による道路の分断が各地で発生したことに加え、車両用燃料の供給が滞ったこと等で発災当初現場に赴くことが困難であったため、現地確認が遅れることとなった。
- ・ 今回のように組合事務所が津波により被災し、長期間にわたり停電による通信手段の制限が発生した場合には、現地調査の重要性が認識された。
- ・ 今後は、このような事態を想定し、本庁部署だけでなく、出先も含めた水産全体として現地調査の体制を整備しておく必要がある。

○漂流物への対応について

- ・ 震災による津波で流出した船舶や漁網等の漂流物について、回収や処理を行う主体が不明確であったため、撤去作業がスムーズに行えない事例が発生した。このため、漂流物・堆積物の処理について、生活環境部や土木部、市町村等との役割分担を明確にしておく必要がある。

○被害状況の確認について

- ・ 過去に例がない規模の大災害であり、通信手段等が制約される状況にあったことから、被害状況の把握に時間がかかった。
- ・ このため、迅速な情報収集を行える体制づくりが必要である。

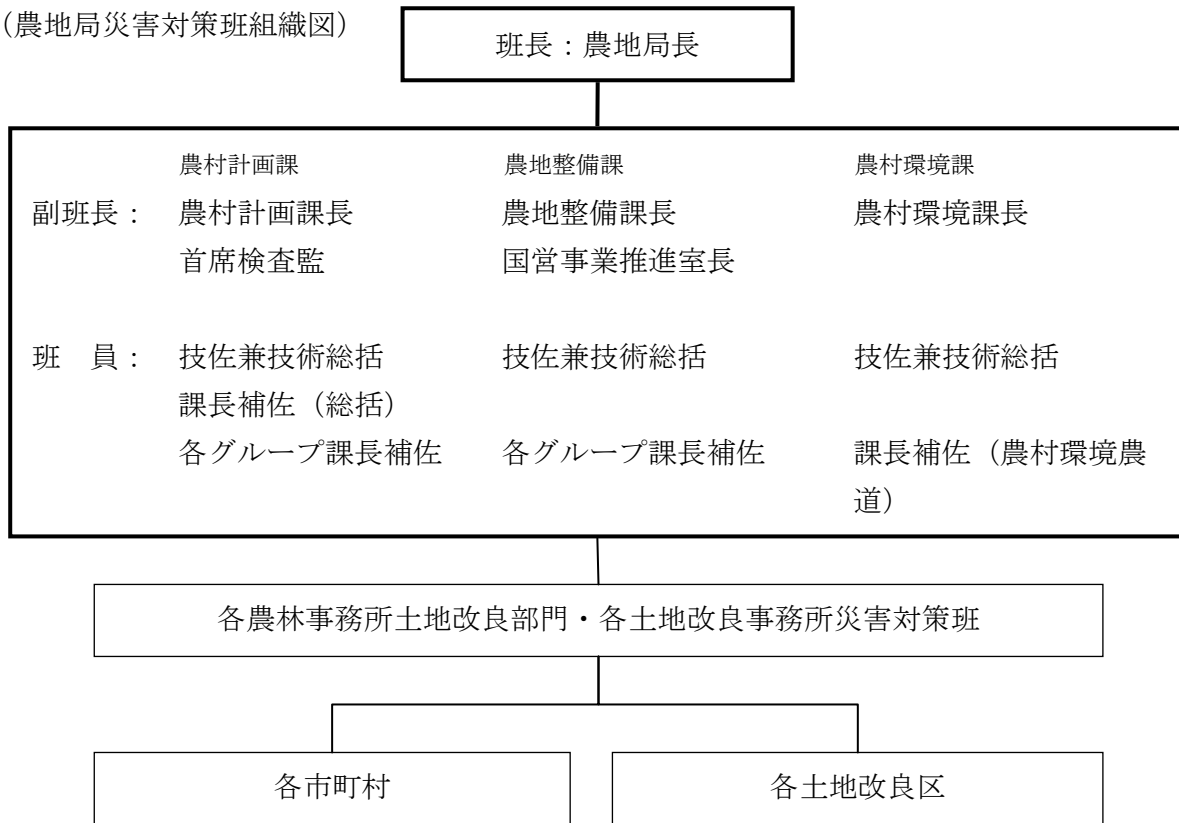
カ 農地等関連対策

(ア) 災害体制の整備

【4月18日～】

- ・ 被害の大きさを踏まえ、人事異動と同時に災害対策班を体制強化した。
- ・ 班長を農村計画課長から農地局長とし、副班長に首席検査監を加えた。

(農地局災害対策班組織図)



(イ) 被害情報収集及び被害報告の取りまとめ

【3月14日～】

- 各農林事務所を通じ、市町村や土地改良区等からの被害状況等の情報を収集し、国に対しては随時、速報版の情報提供及び報告を行った。

【6月30日】

- 国に対し、確定版の被害報告を提出した。

(工種別被害額)

被害報告：292億円（2,087箇所）

農地 37.5 (187)	農業用施設 179.5 (1,804)	生活関連 75.0 (96)
---------------------	---------------------------	----------------------

(ウ) 田植えへの影響と応急復旧

【3月17日】

- 農業用施設の被災に伴い田植えへの影響が懸念されたため、土地改良区に対し、組合員への情報提供を適切に行うよう、各事務所を通じて指導した。

【3月29日】

- 応急復旧のための資材が不足していたことから、取扱会社の在庫状況を確認した。

【4月1日】

- ・ 各事務所へ上記在庫状況の調査結果を提供した。

【5月末】

- ・ 被害状況の調査及び応急工事（査定前着工）の指導・支援を行い、1,040haを残し、田植えができる状況となった。



常陸太田市：辰ノ口堰幹線用水路
約1,000haの用水供給に懸念



仮設水路を設置し5月22日通水

(エ) 災害査定

【5月30日～10月28日】

- ・ 災害査定は、全10回、30班、延べ148日をかけて実施した。
- ・ 特に被害の大きかった稲敷土地改良事務所及び鹿行農林事務所管内の査定には、市町村や土地改良区の支援のため、他農林事務所と農地局各課より、延べ400人超の技術支援を行った。
- ・ 関東農政局からは、国営事業関連地区への地元支援として、平成24年3月までに延べ700人超の技術支援を受けた。
- ・ 土地改良連合会においては、他県より延べ1,400人弱の技術者派遣を受けた。

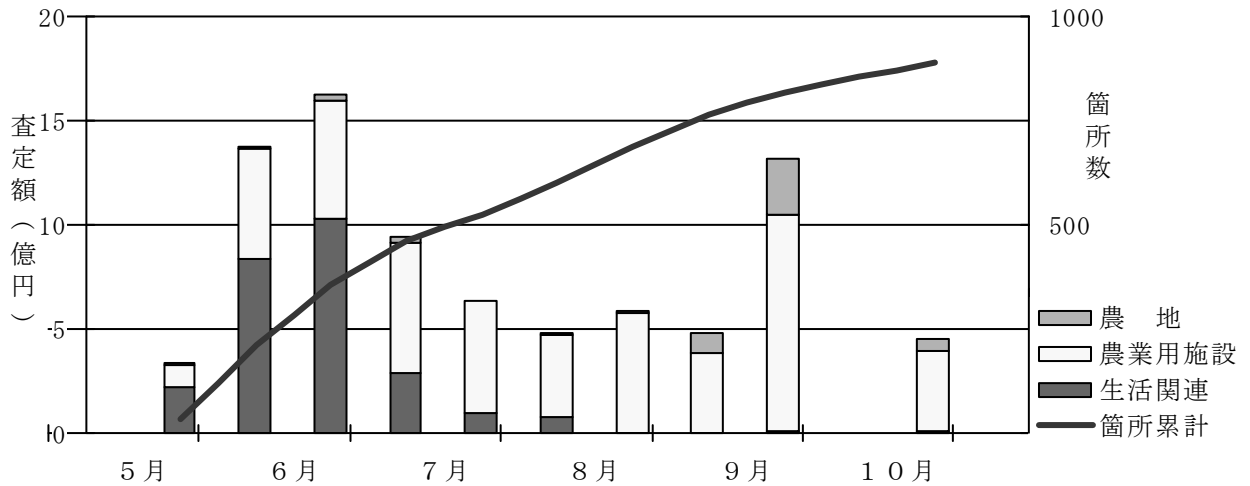
(災害査定結果)

工種	箇所数	申請額 (億円)	査定額 (億円)	査定率 (%)
農地	46	5.3	5.2	98.4
農業用施設	784	57.1	51.4	89.9
生活関連	59	26.2	25.7	98.2
合計	889	88.6	82.3	92.9



稲敷市：実地査定

(災害査定経過)



(イ) 補助率増高申請

【8月24日】

- ・ 関東農政局より講師を招き、申請手続に関する研修会を開催した。その後、各農林事務所と市町村に対し、申請準備を指導した。

【11月14日～平成24年1月6日】

- ・ 国の申請審査は、全4回、13日間をかけて実施された。

【平成24年1月16日】

- ・ 暫定法に基づく補助率増高申請書及び激甚法に基づく特別措置適用申請書を国に提出した。

(補助率嵩上げ結果一覧表)

項目	農地 (%)	農業用施設 (%)	生活関連 (%)
基本補助率	50.0	65.0	50.0
嵩上後 (県平均)	87.7	90.2	80.0
査定額			
稲敷市	91.7	96.3	80.0
上位			
水戸市	83.1	88.9	80.0
3市			
潮来市	87.7	93.1	85.6



鹿行農林事務所：増高申請審査

(カ) 復旧工事

- ・ 査定後に順次災害復旧工事発注の指導及び支援を行った。
- ・ 甚大な被害状況を踏まえ、平成24年度作付に間に合わせるよう、農地と用水施設の復旧を優先とした。
- ・ 平成23年度末には、約7割の工事が発注済みとなった。

※ 平成23年度に作付ができなかった水田についても、平成24年5月にはほとんどの作付ができるよう復旧した。

【6月15日～】

- ・ 農地復旧等プロジェクトチームを設置した。
- ・ 現地調査，復旧工法の検討，関係機関との調整等を実施した。

【8月22日】

- ・ 液状化水田の復旧方針について通知した。

b 農業集落排水施設の復旧について

県北及び県央地域で大きな被害のあった農業集落排水施設については，新潟県中越大震災の対応等も参考にし，関東農政局との調整を図りながら復旧支援に当たった。

【4月22日】

- ・ 県土連（茨城県土地改良事業団体連合会）との打合せにおいて，集落排水の管路復旧工法について協議した。

【5月10日～6月21日】

- ・ 農業集落排水施設の査定設計書について指導を行った。



常陸太田市：マンホールの浮き上がり



常陸太田市：埋戻土を改良強化

c その他の技術支援

【4月28日】

- ・ 各事務所に排水路，パイプライン及び暗渠排水の標準図面を提供した。

d 被災土地改良区への対応

【4月8日】

- ・ 各出先機関を通じて把握した各土地改良区の被害状況，課題・要望等を関東農政局に提出し，土地改良区に対する支援策の実施を依頼した。

【8月5日】

- ・ 各出先機関を通じて，各土地改良区からの支援要望内容を調査し，関東農政局に提出し，土地改良区に対する支援策の実施を依頼した。

【11月21日】

- ・ 農林水産省が平成23年第3次補正予算により「被災土地改良区復興支援事業」を制度化した。

(ク) 霞ヶ浦用水（水資源機構管理区間）災害復旧への対応

a 水資源機構からの被害状況確認及び応急復旧

【6月20日まで】

- ・ 水資源機構からは計32回の報告を受け、霞ヶ浦用水土地改良区を通じ、地元との連絡調整を行った（3月12日から継続）。

【3月17日】

- ・ 上・工水の仮復旧が完了した。

【4月25日】

- ・ 水機構区間の両管で通水を再開し、農水の一部で送水を開始した。

【6月9日】

- ・ 国県営を含む全線で通水が完了した。

b 災害復旧工法等の調整

水資源機構からの災害復旧工事説明に対し、管内調査の徹底及び工法の検討による事業費縮減及び負担軽減について協議を重ねた。

【3月22日】

- ・ 水資源機構から被害状況の説明を受けた。
（事業費約115億円、農水地方負担額約32億円
揚水機場1箇所、管水路工28.8km及び付帯施設1式）

【6月15日】

- ・ 水資源機構が農林水産省及び財務省による災害査定を受けた。
（事業費約55億円、農水地方負担額約5億円
揚水機場1箇所、管水路工5.6km及び付帯施設1式）

【6月27日】

- ・ 水資源機構の査定結果報告に対し、詳細な管内調査による管路の地盤改良工の必要区間の精査を求めた。

【9月～10月27日】

- ・ 水資源機構が管内調査を実施した（9月29日、10月12日立会確認）。

【12月15日】

- ・ 水資源機構による見直し案の説明を受けた。
（事業費約7億円、農水地方負担額約2億円
揚水機場1箇所、管水路工0.3km及び付帯施設1式）
- ・ 県の意見を踏まえ、詳細調査と設計精査が行われたため、見直し内容により災害復旧工事と負担手続を進めることとなった。

農地等関連対策の検証

○ 災害復旧体制の整備

- ・ 災害経験のある職員が少なかったことから復旧対応等に苦慮したため、定期的な研修等が必要である。また、被害規模が大きかったこと、市町村職員が民政対応やライフライン復旧に追われたこと等から被害状況の把握が遅れたため、地元に対する支援体制の構築が必要である。

キ 出先機関・所管施設

(ア) 県北農林事務所

a 企画調整部門，経営・普及部門，土地改良部門及び林務部門

(a) 農地，農業用施設，治山及び林道への対応

i 災害対策連絡会議の設置等

【3月16日】

- ・ 農林水産業共同利用施設の災害復旧事業を開始した。
- ・ 農家からの相談への対応，技術対策の作成及び周知を行った。
- ・ 土壌分析（塩害対応）を行った。
- ・ 管内自治体の被害対策会議への助言を行った。

【4月26日】

- ・ 災害対策連絡会議を設置した（以降，7月までに計5回の会議を開催した。）。

ii 補助事業による支援

- ・ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業（国補）
- ・ 平成23年度東日本大震災農業生産対策事業（国補）
- ・ 災害関連緊急治山事業（国補）
- ・ 林地荒廃防止施設災害復旧事業（国補）
- ・ 県単治山事業
- ・ 林道施設災害復旧事業（国補・市町補助）
- ・ 災害復旧事業費補助（国補）
- ・ 災害関連農村生活環境施設復旧事業（国補）

iii 技術支援

- ・ 3月から6月にかけて，地震により田植えが遅れる場合の技術対策や，被害を受けた水田の復旧対策等について，普及速報等による情報提供を行った。
- ・ 6月には水稲中期管理について，8月から9月にかけては水稲刈り取りについて，JAとの共催により講習会を開催した。
- ・ 28検体（塩害対応）の土壌分析及び24件の相談対応を行った。

(b) 自治体等への支援

i 物資の提供

【3月16日】

- ・ 救援物資の米400kgを北茨城市役所に搬送した。

ii 復旧工事

【5月22日】

- ・ 土地改良区の用水路が山腹崩壊により埋閉されたため，応急仮工事（仮配管設置）を行い，通水を開始した。

iii 会議による情報提供

- ・ 常陸太田市農業関係被害対策会議（4月から10月にかけて4回開催）
- ・ 東海村東日本大震災被害対策協議会（4月から8月にかけて6回開催）
- ・ 災害復旧事業復興交付金説明会（12月に1回開催）

b 常陸大宮地域農業改良普及センター

(a) 農業者，農地及び農業用施設への対応

3月末から4月中旬にかけて，技術対策資料の提供，常陸大宮地域連絡調整会議及び大子町連絡調整会議における情報交換等を行った。

(b) 技術支援

- ・ 3月中旬から4月上旬にかけて，田植えが遅れる場合の技術対策や被害を受けた水田の復旧対策等について，普及速報等による情報提供を行った。
- ・ 4月上旬にJAとの共催により，水稻育苗についての講習会を開催した。

c 高萩土地改良事務所

(a) 農地及び農業用施設への対応

災害復旧事業費補助（国補）による支援を行うため，査定や交付申請等に係る対応を行った。

- ・ 被害状況の把握を行った結果，北茨城市の被害の中で早急に対応すべき事案があり，3月24日に災害復旧の査定前着工協議書を本庁に提出した。
- ・ 5月から6月にかけて，災害査定に係る対応を実施した。
- ・ その後の内示を受け，交付申請，実績報告，確認検査等に係る対応を行い，平成24年3月30日に補助金額の確定に至った。

(b) 自治体への人的支援

【3月22日～24日】

- ・ 高萩市の給水活動等のため，延べ6名の職員を派遣した。

(イ) 県央農林事務所

a 企画調整部門

(a) 海岸施設災害の復旧対策

保安林を保護するために実施されている防潮護岸工等の治山施設が津波により被災したので，保安林機能の回復を図るため，施設の早期復旧工事を実施した。

(復旧工事の概要)

総復旧延長：1,299.6m

(東海村豊岡 156.1m，東海村白方 113.2m，大洗町成田 1,030.3m)

総工事費：1,489,154千円

主な工種：防潮護岸工 L=1,001.5m

消波根固工 L= 339.0m

砂草植栽工 A=4,929.2 m²



大洗町成田：被災写真



大洗町成田：工事進行中

(b) 復旧対応

被害状況の確認や第1回(6月)及び第2回(10月)の災害査定等を経て、復旧工事を発注し、9月下旬に東海村豊岡及び大洗町成田、12月下旬に東海村白方の工事に着手したが、平成23年度内の完了が難しいことから、明許繰越の手続を行った。

b 経営・普及部門

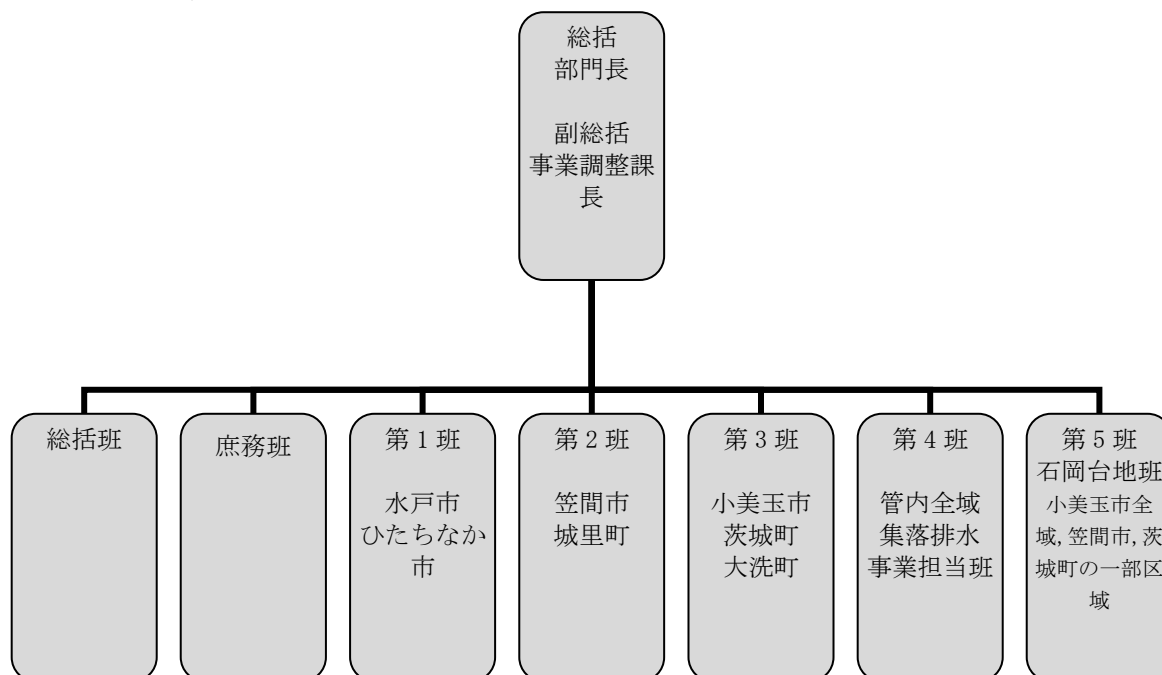
水田のパイプラインが損壊し、東海村270haで通水不能となり水稲の作付ができなくなった。また、東海村の細浦、東海坪及び大山下土地改良区33haで津波による海水の流入により塩害が発生した。

パイプラインの復旧や用水の確保ができない水田においては、転作作物の紹介及び栽培資料の提供等を行った。その結果、転作可能水田120haで転作作物(緑肥(ソルゴー)、ダイズ、ソバ等)が作付された。津波による海水の流入により塩害が懸念された水田においては、5月に土壌調査を行うとともに、用水の確保できる細浦土地改良区5haで除塩指導を行ったことにより、稲の作付が行われ平年並みの収量を確保することができた。

c 土地改良部門

災害時の緊急対策として、部門長を総括とし、5班体制で管内7市町に対応する対策支援班を編制した。

（対策支援班組織図）



支援班が中心となって、発災当日から約1週間で被災箇所数及び被害額の第1報を取りまとめた（3月17日の第1報概況 734箇所，33億円）。

その一方、平成23年の稲作の作付時期が目前であり、パイプライン（用水管）など早急に対応すべき施設が多数あったため、3月15日には査定前でも工事が着工できる制度を周知し、各土地改良区等において応急工事の対応をした。

国の災害復旧事業の制度説明等について、3月30日の第1回説明会をはじめ、計5回の説明会を開催した。また、各土地改良区や市町からの相談への対応を行ってきた。

(a) 支援班による土地改良区等への支援内容

- ・ 応急工事の手續等に係るアドバイス
- ・ 現地における災害の計上範囲，査定用の写真撮影方法，復旧方法等のアドバイス
- ・ 査定設計書の記載内容，積算方法，積算根拠等のチェック，設計書の組み方等のアドバイスや査定設計書の作成支援
- ・ 国の災害査定時における査定官等への補足説明
- ・ 補助率増高申請における図面及び調書作成の作成支援及びアドバイス
- ・ 計画変更，工法変更等の内容検討や資料作成支援及びアドバイス
- ・ 適正な補助金執行のための指導

(b) 災害査定

件数：152件（第1次査定5月30日～第10次査定10月25日延べ61日間）

申請額：1,726百万円

査定額：1,678百万円（査定率：97.2%）

内 訳

- ・ 農地（液状化による噴砂及び田面の不陸）
件 数：4 件（水戸市 2 件，大洗町 2 件）
査定額：41 百万円
- ・ 農業用施設（地震による用水路（パイプライン，開水路）の破損，排水路護岸の崩壊，機场上屋の損壊等及びため池護岸の崩壊等）
件 数：125 件（水戸市 42 件，笠間市 7 件，ひたちなか市 25 件，小美玉市 10 件，茨城町 33 件，大洗町 6 件，城里町 2 件）
査定額：717 百万円
- ・ 災害関連農村生活環境施設（農集排マンホール及び管路の沈下及び農村公園の損壊等）
件 数：23 件（水戸市 9 件，笠間市 5 件，小美玉市 3 件，茨城町 3 件，城里町 3 件）
査定額：921 百万円

d 笠間地域農業改良普及センター

管内の施設花き・野菜，畜産農家の施設に被害が見られた。このため，被害状況の把握及び事後対策の技術支援を行った。また，パイプラインの破損等が懸念されたため対応した。

【3月14日】

- ・ 農業関係の被害状況を把握した。12名で対策支援等の対応に当たった。

【3月23日】

- ・ 水田のパイプラインの破損のおそれがある地域では，田植えを遅らせるよう注意を喚起した。また，関係機関と連携し，水田被害対策技術資料を配布した。

【3月24日】

- ・ 今後の営農対策等について，関係機関と情報交換を行った。

【3月28～29日】

- ・ 施設花き生産者に対する凍害対策の技術支援を実施した。

【4月4日】

- ・ 地震による水田の液状化や塩害等の被害を調査し，管内 2 市町では被害がないことを確認した。

(ウ) 鹿行農林事務所

a 企画調整部門

管内全域で地震及び液状化により，さらに，神栖市及び鹿嶋市では津波により，農地及び農業用施設が広範囲で被災した。このため，農林事務所内に東日本大震災災害対策推進体制を整備し，被災した農地，農業用施設及び治山施設については，各種事業や制度資金等の活用により早期復旧を図るとともに，作物栽培支援及び経営改善支援を推進し，地域農業の復旧・復興に取り組んだ。

(a) 災害復旧支援体制

i 鹿行農林事務所企画調整部門災害対策会議及び災害対策班

震災後適宜、緊急部門長会議を開催し「鹿行農林事務所における東日本大震災等対策推進体制」の整備等を行い、震災被害復旧対策班、経営安定支援対策班及び原発事故に伴う農業対策班の3班編成のもと、部門横断的に効率的かつ機動力を持って災害復旧を推進した。

ii 災害復旧の応援体制

神栖市から災証明発行業務に係る職員の派遣依頼があり、5月19日から31日にかけて、延べ9名の職員を派遣した。

(b) 被害概要及び対応経過

i 基盤、公共施設、共同利用施設等の災害復旧対応

管内全体で289箇所・被害総額3,475,763千円であり、早期復旧への対応を図るとともに、平成23年度完了が困難な工事については、明許繰越の手続を行った。

(被害額の内訳)

施設の種類の種類	箇所数	被害額（千円）
農地、土地改良施設及び生活関連施設	266	1,601,105
農業共同利用施設及び集出荷施設	11	819,261
治山施設	12	1,055,397
合計	289	3,475,763

(東日本大震災農業生産対策交付金による農業共同利用施設の復旧)

市町村	事業主体	復旧対象
銚田市	農事組合法人白鳥長いも生産組合	農産物処理加工施設の冷蔵庫等損壊
潮来市	潮来道の駅	農産物処理加工施設の駐車場液状化
潮来市	J Aなめがた（牛堀地区）	共同育苗施設の圧力タンクの損傷
潮来市	J Aなめがた（潮来地区）	ライスセンターの基礎・側溝損壊
行方市	J Aなめがた（麻生地区）	ライスセンターの籾摺機損傷
行方市	J Aなめがた（玉造地区）	ライスセンターの籾摺機損傷
行方市	J Aなめがた（玉造地区）	共同育苗施設の倉庫基礎損壊
銚田市	J Aかしまなだ	農産物集出荷施設の選果ラインの改修

(農林水産業共同利用施設災害復旧事業（暫定法）による集出荷施設の復旧)

市町村	事業主体	復旧対象
銚田市	J A茨城旭村	青果物管理センターの選果ライン等の損傷
行方市	J Aなめがた	集出荷施設の集出荷施設一部損傷
神栖市	全国酪農業共同組合連合会	飼料配合施設の地割れ・地盤沈下・液状化

(林地荒廃防止施設災害復旧事業による治山施設の復旧)

場所	復旧対象
銚田市上釜	防潮護岸工 313.2m
銚田市沢尻	防潮護岸工 336.4m
銚田市荒地	防潮護岸工 387.1m, 消波根固工 60.0m
銚田市玉田・冷水	防潮護岸工 511.9m, 消波根固工 100.7m
銚田市勝下	防潮護岸工 653.2m, 消波根固工 140.0m

(県単事業による治山施設の復旧)

場所	復旧対象
鹿嶋市明石	天端工 319.0m
鹿嶋市清水	天端工 278.1m
行方市手賀	法面復旧 1,309.7 m ²

ii 被災農家の経営再開支援

・ 被災水田の経営再開支援

津波や液状化により被災した水田の水稲作付に向けた復興支援対策として、被災農家経営再開支援事業を活用し、農家の収入確保のための支援を行った。

鹿嶋市において、水稲作付不能の水田 13.86ha に対して、地域ごとに3つの復興組合（谷原、鹿島及び大野）を設立し、各組合の活動計画の策定、補助金の交付申請（35,000円/10a）等の支援を行った。

・ 被災家畜の処理支援

銚田市において、鶏舎の内部が破損し、18,000羽の採卵鶏が死亡した。このため、被災家畜円滑化処理支援事業を活用して、処分経費の助成を行った。

b 経営・普及部門

液状化及び津波による塩害への対策のため、緊急普及情報を発行するとともに、塩分軽減対策の講習会を開催した。また、用水の塩分濃度を定期的に測定し、市及び生産者に情報提供を行うとともに、定点調査ほ場を設置し、生育・収量を調査した。さらに、液状化したピーマンハウスの土壌診断を実施し、作付指導を行った。

(a) 災害復旧支援体制

普通作担当及び地域課職員が連携して対応した。

(b) 被害概要

対策を立てるに当たり現地調査を行った結果、水田は液状化、パイプラインの破損、津波被害等、ピーマンハウス等は液状化によるハウスの歪み等の被害状況を確認した。

i 水田の主な被害状況

- ・ 鹿嶋市長栖，谷原，泉川，国末，木滝地区：パイプライン破損，津波に伴う塩害
- ・ 神栖市深芝地区：液状化及び津波に伴う塩害
- ・ 神栖市賀地区：液状化
- ・ 銚田市：田面沈下，土砂流入

ii ピーマンハウス等の主な被害状況

鹿嶋市及び神栖市のピーマンハウス等の農地で、液状化による被害が広範囲に確認された。

(c) 塩害軽減及び液状化した農地への対応

i 水稲作付支援

- ・ 3月及び6月に計4回にわたり、浸種籾の保存等についての緊急普及情報を発行した。
- ・ 鹿嶋市において、塩分軽減対策の講習会を複数回にわたり実施した。
- ・ 4月から7月にかけて、用水の塩分濃度を定期的に測定し、市及び生産者に情報提供した。
- ・ 津波被害地区に水稲の定点調査ほ場を8箇所設置し、生育・収量を調査した。

ii ピーマンハウス等の作付支援

- ・ 液状化したピーマンハウス等の土壌診断を実施し、作付指導を行った。

c 土地改良部門

管内における農地・農業用施設への被害は、管内全域にわたる広大な範囲に及んだこと、地震、津波、液状化等による被災施設の種類や箇所数が膨大であったこと、施設の管理者は小規模な土地改良区が多いため体制が脆弱であることなどから、被害状況の把握に多くの時間を要し、その復旧には相当の困難が伴った。

また、管内は早場米の産地であることから、田植え時期を間近に控え、用水を供給する施設の復旧を最優先に対応した結果、時期は遅れたもののほとんどの地区で田植えができたが、一部では田植えを見送らざるを得ない地区があった。

(a) 災害復旧支援体制及び復旧事業制度周知の対応

i 鹿行農林事務所土地改良部門災害対策会議及び災害対策班

管内の農地及び農業用施設に発生した災害に対応するため、災害対策会議及び災害対策班を設置した。災害対策班の事務局（事業調整課）は、関係市町村、土地改良区等管内の情報収集を行った。

3月15日から31日の間の夜間及び休日においては、事務所全体で連絡調整班（2, 3名）を編成し対応した。

4月29日から5月8日の間の休日においては、土地改良部門の職員1名が連絡要員として出勤した。

ii 災害査定の応援体制

被災した農地及び農業用施設について、国補の災害復旧事業の査定を受けるに当たり、第5次査定（7月25日から29日）から第8次査定（9月12日から16日）の間に、延べ17人、113日、農地局の県庁各課及び出先事務所から技術職員の応援を得て対応した。

iii 管内市町村及び土地改良区への情報提供

3月から5月にかけて、説明会の開催や資料の送付を通じ、管内市町村及び土地改良区に災害復旧事業等の周知を行った。

(b) 被害概要及び対応経過

国補災害復旧事業の査定は第2次査定（6月13日から17日）から第10次査定（10月2日から28日）まで、毎次査定を受けた結果、被害箇所数は266箇所と県内で最も多く、県全体の3割、査定額は約16億円で県全体の2割を占めた。

被害箇所の約8割は農業用排水施設で、このうち用水施設の大部分は平成23年の水稲作付に間に合うよう、国の査定前に応急工事で対応した。

この他に、国補の災害復旧事業に該当しない小規模な被災箇所が615箇所あり、県単独事業（農地農業用施設災害復旧支援事業）により対応した。

(c) 主要箇所の対応

i 玉造上地区（行方市）：送水管の損傷

平成23年3月末に玉造上土地改良区が用水施設の試験通水を行ったところ、地区外の水田下に埋設された送水管（ヒューム管φ600mm）に漏水が発見された。その対応策を検討した結果、既存の送水管は老朽化が進んでおり、漏水発生箇所の復旧だけでは別箇所が破損し地区外の水田に影響を及ぼすおそれがあることから、平成23年産の水稲69haの作付を見送り、平成24年産の作付には間に合うよう復旧することとした。

ii 権太夫池（行方市・ため池）：堤体亀裂、沈下及び護岸損傷

堤体に滑り、沈下及び亀裂が生じたことに伴い、張りブロックにも滑りや沈下が生じたため、平成23年度の作付については、土地改良区管理の下、細心の注意を払いながら、通常より相当少ない1m程度の貯水とし、作付を行った。

iii 鹿島湖岸南部地区（鹿嶋市）：津波被害及び用排水施設の損傷

水田に津波が到達し海水が流入したため、塩害により水稲生育に大きな影響が懸念されるとともに、用排水施設が損傷し、例年どおりの田植えができなくなった。用排水施設は応急復旧工事を実施し、津波被害水田を除塩するために代掻きと落水を数回繰り返した結果、被害の程度が大きく作付を見送った16haを除いて田植えができた。

d 行方地域農業改良普及センター

管内の水田関係施設が広い範囲で損壊したほか、野菜生産施設、畜産施設、農産物貯蔵施設等で被害が発生した。普及センターでは、被害状況の把握及びその後の地域農業復興に向けて関係機関と協力して対応した。

(a) 被害状況

i 水田関係施設では、揚水機場、送水管、用水路等が破損した。また、液状化による作付遅延や平成23年度の作付中止が発生した。

- ・ 水稲作付中止 潮来市 5ha、行方市 50ha

ii 園芸では、施設内の液状化や施設の破損、停電による暖房機の停止により寒害が発生した。

- ・ 行方市：キュウリ 60a（液状化、ハウス破損）、大葉 4.4ha（寒害）
ミニトマト 1.7ha（寒害）
- ・ 潮来市：イチゴ 10a（高設棚破損）

iii 畜舎の倒壊，小家畜の被害，ミルククーラーの破損，停電等により原乳の出荷ができなくなった。

- ・ 行方市：畜舎倒壊3棟（牛舎1，鶏舎2），ニワトリへい死12,500羽
原乳出荷ストップ367頭10日間

iv 倉庫内のカンショコンテナ2,000ケースが崩落し，貯蔵米2,000袋が破損した。

(b) 対応状況

i 3月中旬以降，管内各市，JA等関係機関及び団体と対策会議を随時開催して対応した。

ii 水田対策として，3月中旬以降，7回にわたり水稲関係の講習会や研修会を開催するとともに，技術資料等の配布により作付遅延対策指導を実施したほか，個別巡回による水稲育苗指導を実施した。

iii 液状化した水田の今後の作付を検討するため，土壌診断を実施した。

iv 4月以降，日本政策金融公庫の所管するセーフティネット資金の情報提供をJA各部会，任意組織，個人農家等に対して随時行った。

v 3月から5月にかけて，電話や来訪等による38件の震災関連相談に対応した。

(イ) 県南農林事務所

a 企画調整部門，経営・普及部門及び土地改良部門

(a) 体制整備

当初，県南地域の農業農村の復旧復興に迅速かつ機動的に取り組むため，部門間の横断的な組織として，以下の2つの班を設置した。

- ・ 災害復旧事業対応班（農業共同利用施設被害グループ，農地農業用施設被害グループ及び林業施設被害グループ）
- ・ 稲敷地域支援班

その後11月には，復興に関する各種交付金の活用を支援するため，新たに被災地域農業復興支援班を設置し，3班体制に強化した。

なお，災害復旧事業対応班については，農業共同利用施設被害グループ及び林業施設被害グループは概ね役割を終えたことから，農地農業用施設被害グループのみの体制に見直した。

- ・ 災害復旧事業対応班（農地農業用施設被害グループ）
- ・ 被災地域農業復興支援班
- ・ 稲敷地域支援班

また，液状化等により特に被害が甚大な稲敷市の水田地帯に対して，農地や農業用施設の早期復旧を支援するため，稲敷市と「東日本大震災災害復旧工事支援に係わる覚書」を取り交わし，稲敷市発注の災害復旧工事に対して，当所職員が工事の助言等を行うことができる体制を整備した。

(b) 農業共同利用施設の復旧への対応

農業協同組合等が事業主体となって実施した「農林水産業共同利用施設災害復旧事業」及び「東日本大震災農業生産対策交付金整備・推進事業」において，説明会の開催や必要書類の作成に係る指導等の支援を行った。

(農林水産業共同利用施設災害復旧事業)

事業主体	被災施設名	復旧申請額 (千円)	査定事業費 (千円)
稲敷農業協同組合	カントリーエレベーター	6,568	3,104
稲敷農業協同組合	結佐倉庫	5,100	3,880
稲敷農業協同組合	幸田倉庫	8,300	7,070
稲敷農業協同組合	金江津倉庫	3,300	3,000
つくば市農業協同組合	豊里低温倉庫	1,540	1,060

※消費税を除く。

(東日本大震災農業生産対策交付金整備・推進事業)

事業主体	事業概要		総事業費 (千円)	支援額 (千円)
	施設	復旧内容		
茨城みなみ農業協同組合	カントリーエレベーター	被災施設等の修繕	47,213	22,482
中島稲作研究会	ライスセンター	被災施設等の修繕	1,995	950
農事組合法人宮本農産	ライスセンター	被災施設等の修繕	9,828	4,680
稲敷農業協同組合	育苗センター	被災施設等の修繕	9,667	4,471
ひたち野農業協同組合	梨選果場	被災施設等の修繕	28,350	13,500
やさと農業協同組合	梨選果場	被災施設等の修繕	57,225	27,250
利根ロール組合	ロールベアラー	被災機械のリース	3,822	1,662

※消費税を除く。

(c) 稲敷地域における被災水田の復旧及び営農再開に向けた支援の実施

水利施設等の被災により、当初田植えができなかった水田に対する収量確保対策の実施及び被災水田の復旧作業を通じた被災農家の所得確保の支援を行った。

- ・ 稲敷地域農業改良普及センターで、遅植水田及び水利施設の被災により水稻の作付ができなくなった水田に対し、遅植水稻の収量確保に向けた現地検討会の開催、畑作物等の導入推進及び栽培技術支援を行った。
- ・ 液状化等の被害により作付が不可能となった水田の復旧及び営農の再開に向け、生産者に対する被災農家経営再開支援事業の周知及び事業の導入支援を行った。

(d) 特用林産物被害への対応

管内の栽培施設、原木、ほだ木、しいたけ等の生産物の被害状況について、市町村、JA、生産者等への電話による聞き取りや現地調査等により確認を行った。

(e) 林道施設災害復旧事業への対応

石岡市が事業主体となって実施した林道災害復旧事業において、災害査定に向けた必要資料の作成に係る助言や災害査定への立会い等の支援を行った。

（林道災害復旧事業）

事業主体	路線名	箇所数	復旧申請額 (千円)	査定決定額 (千円)
石岡市	石田・中戸線	2	6,852	6,703
	北筑波稜線（V工区）	11	51,363	41,808
	丸山線	1	991	991

(f) 治山施設災害への対応

治山施設の被害状況について、現地調査等により確認を行った結果、被害はなかった。

(g) 農産物災害対策（経営普及部門：土浦市，石岡市，かすみがうら市）

i 被害状況

- ・ 停電のため天窓の閉鎖不能による凍害が発生した（土浦市：トマト 30a，石岡市等：キュウリ 11ha）。
- ・ パイプラインの破損等により，水稻作付が遅延した（石岡市：5，6日）。
- ・ 飼料の出荷が止まったことにより，養豚農家を中心に飼料供給不足が発生した（土浦市：15戸，石岡市：30戸，かすみがうら市：25戸）。

ii 農産物災害への対応

- ・ 農作物の被害状況については，各市3班編成で3月14日まで調査を行った（3月12日から継続）。
- ・ 市との連携においては，管内の市（土浦市，かすみがうら市及び石岡市）ごとに3班体制で対応するとともに，技術支援対策においては，野菜班，作物班，果樹班及び花き班の4班体制で対応した。
- ・ 3月下旬以降，技術資料の配布等により農家への情報発信を行ったほか，講習会や研修会等を通じて，田植え遅延対策や病虫害防除対策等について指導を行った。

(h) 農地及び農業用施設の復旧への対応（土地改良部門：土浦市，石岡市，取手市，つくば市，守谷市，かすみがうら市，つくばみらい市，利根町）

- ・ 3月下旬には，管内土地改良区における被害状況の把握及び組合員への被害状況の周知を行うとともに，取水開始の遅れが懸念される場合には播種を遅らせる呼びかけ等を行った。
- ・ 3月末以降は，査定前応急仮工事及び査定前応急本工事に係る申請手続や関係機関との協議等を行った。
- ・ 第10次（10月）まで実施された災害査定への対応を行った。
- ・ 災害事業補助率増高制度，災害復旧事業費特別交付金，県単災害支援事業制度等について，市町村及び土地改良区への説明会を開催し，情報提供及び申請のための支援を行った。
- ・ 稲敷市発注分災害復旧事業について，検査立会いや工法検討等の支援を行った。

(農地・農業用施設及び生活関連施設に係る災害復旧事業：国補)

区 分	件数	査定申請額（千円）	査定承認額（千円）
農地	1	945	945
農業用施設	37	183,087	159,001
生活関連施設	7	67,536	64,449
計	45	251,568	224,395

※関係市町村

農地：取手市

農業用施設：土浦市，石岡市，取手市，つくば市，かすみがうら市，つくばみらい市

生活関連施設：土浦市，石岡市，かすみがうら市，つくばみらい市

(農地農業用施設災害復旧支援事業：県単（国補対象外）)

区 分	件数	事業費（千円）
農業用施設	284	49,165
調査設計等	15	10,747
計	299	59,912

※関係市町村

農業用施設：土浦市，石岡市，つくば市，かすみがうら市，つくばみらい市

調査設計等：石岡市，つくば市，かすみがうら市，つくばみらい市

b 稲敷地域農業改良普及センター

稲敷市では、水田の液状化や農業用水施設の損壊等が発生し、用水供給不能地域が540ha、田植え遅延ほ場が400haとなった。このため、市が中心となり、水田農業復興に向けた「稲敷市水田農業復興対策検討チーム」を立ち上げ、関係機関による支援体制を整備した。チームでは、農家所得確保の検討及び現地調査活動に取り組んだ。チーム内のワーキングチームでは、普及センターが中心となって、400haの田植え遅延地域に対する収量確保のための技術指導を行い、目標の480 kg/10aを上回る収量を達成することができた。

- ・ 稲敷市，JA稲敷，土地改良区，農政事務所，稲敷普及センター，県南農林事務所等で構成される稲敷市水田農業復興対策検討チームを設置し、被害状況の確認及び復興方針について検討を行った。
- ・ 検討チーム内にワーキングチームを設置し、代替用水の水質調査や液状化水田等の水稲管理等について支援を行った。
- ・ 水田の被害による田植え遅延対策についての緊急普及情報を発信した。
- ・ 栽培技術支援として、ほ場管理対策指導，転作作物の作付推進（ダイズ，エンバク等），栽培管理指導等を行った。

c つくば地域農業改良普及センター

- ・ 現地にて被害調査（農作物，農業施設，農地等）を実施するとともに，農業者から被害状況の聞き取り調査を実施した。
- ・ 農地や農業用施設の被災による田植えへの影響及び作付不能な水田の調査を実施した。

- ・ 被災農家に対し、災害被害対応策に係る融資の説明を行った。
- ・ 対策資料の「東北地方太平洋地震による農作物の技術対策について」等を市町及びJAへ配布した。
- ・ 直売所の状況調査（取扱品目等）を行った。
- ・ 市町村及び農協と災害対応に係る融資・補助事業についての協議を行った。

d 稲敷土地改良事務所

(a) 被害状況

農業用水利施設の損壊や農地の液状化により、540haの水田で水稻の作付ができなくなったほか、6,000haを超える水田で例年より田植えが遅れる状況となった。

(b) 対応状況

農地・農業用施設・生活関連施設（農業集落排水事業）災害復旧事業における国の災害査定は、6月の第2次から10月の第10次にかけて、延べ37日間を要し、被害箇所は211箇所、総額約25億円を計上した。当所においては、事業主体である市町村や土地改良区と被害箇所の確認を行い、査定設計書策定の技術援助等を行うなど査定業務を速やかに完了させた。

その後の工事実施に当たっては、稲敷市からの要請を受け、主に液状化の被害を受けた農地及び農業用施設に関わる技術支援について「東日本大震災災害復旧工事支援に係わる覚書」を締結し、所内に災害復旧支援係を設置してこれに対処した。

(e) 県西農林事務所

a 企画調整部門

- ・ 3月14日に緊急の部門長等会議を招集し、管内における被害状況等を速やかに把握するとともに、各部門が横断的に効率的かつ機動力を持って災害復旧を推進するよう指示した。
- ・ 管内における農業用施設、直売所等の被害状況について取りまとめを行った結果、野菜の集出荷施設など共同利用施設において、101件（449百万円）の被害が確認された。
- ・ 被災施設の復旧に対する融資制度や国の補助事業等について、市町及びJAと協議を行った。

b 経営・普及部門の対応

- ・ 現地にて被害調査（農作物、農業用施設、農地等）を実施するとともに、農業者から被害状況の聞き取り調査を実施した。
- ・ 農地や農業用施設の被災による田植えへの影響、作付不能な水田の調査等を実施した。
- ・ 対策資料の「東北地方太平洋地震による農作物の技術対策について」等を市町及びJAへ配布した。
- ・ 直売所における被害状況調査及び取引状況調査（取扱品目等）を行った。
- ・ 市町及びJAと被災対応に係る融資・補助事業についての協議を行った。

c 土地改良部門の対応

- ・ 3月中旬から4月下旬にかけて、管内における農地、農業施設、生活関連施設等の被害状況調査を行った。

- ・ 5月末の第1次査定から10月末の第10次査定まで計7回にわたり、国の災害復旧事業の査定が行われ、最終的には92地区（518百万円）において、災害復旧事業で対応することとなり、交付申請、実績報告、確認検査等に係る対応を行い、平成24年3月30日に補助金額が確定した。
- d 結城地域農業改良普及センターの対応
 - ・ 現地にて被害調査（農作物、農業施設、農地等）を実施するとともに、農業者から被害状況の聞き取り調査を実施した。
 - ・ 農地や農業用施設の被災による田植えへの影響、作付不能な水田の調査等を実施した。
 - ・ 対策資料の「東北地方太平洋地震による農作物の技術対策について」等を市町及びJAへ配布した。
 - ・ 直売所における被害状況調査及び取引状況調査（取扱品目等）を行った。
 - ・ 市町及びJAと被災対応に係る融資・補助事業についての協議を行った。
- e 坂東地域農業改良普及センターの対応
 - ・ 現地にて被害調査（農作物、農業施設、農地等）を実施するとともに、農業者から被害状況の聞き取り調査を実施した。
 - ・ 農地や農業用施設の被災による田植えへの影響、作付不能な水田の調査等を実施した。
 - ・ 対策資料の「東北地方太平洋地震による農作物の技術対策について」等を市町及びJAへ配布した。
 - ・ 直売所における被害状況調査及び取引状況調査（取扱品目等）を行った。
 - ・ 市町村及びJAと被災対応に係る融資・補助事業についての協議を行った。
- f 境土地改良事務所の対応
 - ・ 3月中旬から4月下旬にかけて、管内における農地、農業施設、生活関連施設等の被害状況調査を行った。
 - ・ 5月末の第1次査定から10月末の第10次査定まで計7回にわたり、国の災害復旧事業の査定が行われ、最終的には15地区（96百万円）において、災害復旧事業で対応することとなり、交付申請、実績報告、確認検査等に係る対応を行い、平成24年3月30日に補助金額が確定した。
- (カ) 農業総合センター
 - a 管理部，企画情報部
 - ・ 災害対応業務のため、夜間・休日待機など出勤予定を調整した。
 - ・ 本館浄化槽使用不能、本館大会議室天井亀裂、宿泊棟小浴場脱衣所壁亀裂、宿泊棟エアコン電気基盤破損等の被害が発生した。
 - ・ 外周道路陥没改修工事（6月完了）及び本館浄化槽改修工事（平成24年3月完了）を実施した。
 - b 園芸研究所
 - 【8月10日】 ・ 被災した冷蔵施設の復旧を行った。
 - 【11月24日】 ・ 被災した人工気象室の復旧を行った。

c 農業研究所

(a) 被災施設等の復旧

【3月23日～平成24年2月6日】

- ・ 被災した照明器具，公舎屋根，給水ポンプ，給水管，変電室内フレームパイプ，農業用送水管，ボイラー煙道及び煙突の復旧を行った。

(b) 救援物資搬送要員等の派遣

【3月14日】

- ・ 大型のタンクを用意し，飲料水を確保した。
- ・ 全農茨城から白米2tを日立市消防本部，高萩小学校及び北茨城市役所に搬送した。

【3月18日】

- ・ 全農茨城から白米500kgを，北つくば農協から白米2tを常陸太田合同庁舎に搬送した。

【3月19日】

- ・ JAなめがたの倉庫にて，崩れたコンテナの復旧を手伝った。

(c) 晩植に伴う生育状況調査

稲敷管内の水田やかんがい施設の液状化被害について，稲敷地域農業改良普及センターと現地確認を行うとともに，稲敷市水田農業復興対策検討チームに出席した。また，移植時期の遅れに伴う生育状況を生育診断ほ場において調査し，結果を取りまとめて情報提供を行った。

(d) 晩植に伴う病害虫発生状況調査

農業研究所内に6月移植の水田を設置し，水稻の移植時期が遅れた水田における病害虫の発生状況を調査するとともに，発生動向を解析し，病害虫発生予察情報や主要課題現地検討会などにより生産者に対し情報提供を行った。

d 鹿島地帯特産指導所

【5月30日】 ・ 被災したシャッターの修繕が完了した。

e 農業大学校

建築士による各棟の応急危険度調査を行い，修繕又は解体の必要性を判定した。また，損傷のひどい2号館，3号館及び体育館を除き，所要の復旧・改修工事は平成23年度内に概ね完了した。

(a) 被災施設等復旧事業

【3月18日】 ・ 建築士による応急危険度調査を実施した。

【3月22日】 ・ 調査結果を踏まえた対応策を検討した。

【6月10日】 ・ 農業大学校の震災復旧計画を策定した。

※ 2号館及び体育館の耐震工事並びに3号館の解体工事は平成24年度へ繰越した。

※ 平成23年度中に完了した工事は，11件27,809千円（パソコン教室移設，給水管敷設，ボイラー，受水槽等）である。

(b) 学生教育等における対応

i 卒業式及び入学式

- ・ 卒業式については，期日延期及び会場変更を行うとともに，農業部と園芸部を分散方式により実施し，来賓等については辞退をした。

- ・ 入学式については、期日延期を除き卒業式と同様である。
 - ii カリキュラム
 - ・ 生物実験については、化学実験と生物学実験に振替えた（3号館関連）。
 - ・ コンピュータについては、図書館に移設して従来どおり実施した（3号館関連）。
 - iii 体育及びクラブ活動については、外部施設借用などで対応した（体育館関連）。
- (キ) 県北家畜保健衛生所
- a 被害状況等の確認
 - ・ 各畜産農家の被害状況等について、電話により情報収集を行った。
 - ・ 被害状況の確認を行うとともに、家畜の飼養衛生管理状況の悪化による家畜伝染病の発生を防止するため、各畜産農家への巡回指導を実施した。
 - ・ 家畜伝染病の発生時における診断検査体制を維持した。
 - b 検査試薬等の確認検査

長時間の停電により、冷凍保存していた試薬等の一部が冷凍庫の温度上昇により使用不能となったため、試薬等の使用時、その都度確認検査を実施したことにより、業務実施に遅れが出た。
 - c 施設の修繕

管財課予算により被災した庁舎の工事を実施した（平成24年2月工事完了）。
- (ク) 鹿行家畜保健衛生所
- a 被害状況の確認
 - ・ 管内畜産農家の被害状況等について、電話により情報収集を行った。
 - ・ 被害状況の確認を行うとともに、家畜の飼養衛生管理状況の悪化による家畜伝染病の発生を防止するため、各畜産農家への巡回指導を実施した。
 - b 鉾田市内養鶏農場の鶏舎倒壊への対応

【3月16日～平成24年1月27日】

 - ・ 当該畜主、鹿行農林事務所及び鉾田市と現地確認及び協議を進め、鶏舎の撤去や死亡鶏処理によるハエ対策、生存した鶏の他の鶏舎への移動等を完了した。
- (ケ) 県南家畜保健衛生所
- a 被害状況の確認
 - ・ 管内畜産農家の被害状況等について、電話により情報収集を行った。
 - ・ 被害状況の確認を行うとともに、家畜の飼養衛生管理状況の悪化による家畜伝染病の発生を防止するため、各畜産農家への巡回指導を実施した。
- (コ) 県西家畜保健衛生所
- a 被害状況の確認
 - ・ 管内畜産農家の被害状況等について、電話により情報収集を行った。
 - ・ 被害状況の確認を行うとともに、家畜の飼養衛生管理状況の悪化による家畜伝染病の発生を防止するため、各畜産農家への巡回指導を実施した。

b 庁舎修繕

【11月】

- ・ 焼却炉については、被害が大きかったことから、破損状況を調査のうえ修繕を行った。

(4) 畜産センター

a 本所

(a) 被害状況

建物等（職員・家畜を含む）自体に直接的な被害はなかったが、敷地の凹凸化により家畜用の上水排水管が破損し汚水があふれ、さらにセンター内の敷地が一部隆起・陥没したため、作業効率の観点から平常の状態に戻す必要が生じた。

(b) 施設の修繕

【3月15日～23日】

- ・ 家畜用の上水排水設備について工事を実施した。

【3月30日】

- ・ 敷地の凹凸化を解消するため、職員によるセンター内の敷地の平坦化（ローダー等による圧設応急処置）を随時実施した。

【平成24年1月25日～2月28日】

- ・ 出入口道路については、常時使用する進入路であるため震災仮復旧工事（縁石や側溝の取外し及び砕石等による埋戻し）を実施した。

b 畜産センター肉用牛研究所

(a) 被害状況

職員や家畜の直接的被害はなかった。肥料農薬庫など一部施設の損壊やライフラインの寸断に伴う対応を迫られたが、発災4日目以降は電力や水が早期に供給開始されたため、家畜飼養管理、凍結精液の供給業務など影響は最小限にとどまった。

(b) 施設の修繕

肥料農薬庫については、損壊が激しく倒壊のおそれがあったため、使用を中止し解体及び撤去を行った。

また、給油所の防火壁は倒壊するおそれがあったため、撤去及び再構築を行い、管財課予算により修繕工事を実施した（平成24年3月工事完了）。

c 畜産センター養豚研究所

(a) 被害状況の確認

【3月14日】

- ・ 研究棟の被害を再度調査し、危険性の確認及び散乱物の整理を行った。また、畜舎については、豚飼料会社との連絡調整等を行い飼養豚のライフラインを確保し、豚舎等の細密な被害状況調査を実施した。

(b) 施設の修繕

豚舎の受水槽配管が破損したため、早急に修繕修理を行った。本館玄関庇の取付部分にひび割れが見つかり、崩落の危険性があったため、交換工事を行った。

(シ) 林業技術センター等

a 林業技術センター

林業技術センター本館，きのこ研究館等の建物構造物には大きな被害はなく，研究業務等の継続には大きな影響はなかった。

施設及び設備の被害としては，きのこ研究館の合併浄化槽が埋設地盤の液状化により損傷し，トイレが使用不能の状態となった。この浄化槽を利用している隣接のきのこ博士館も来館者のトイレ使用に支障が生じた。

また，本館の屋上に設置してある消火栓用呼水槽が破損し，水漏れして使用不能となったほか，本館2階講堂の天井の一部が損傷し，落下した。

屋上設置の消火栓用呼水槽の復旧については，補正予算により9月に早急に修復することができたが，講堂天井の破損や水道受水槽のひび割れ，備品，設備等の破損については，応急措置等で対応した。

b 指定管理者が管理する自然観察施設

(自然観察施設の被害状況)

施設名	被災内容（破損施設）	被害額（千円）
県民の森	上水道，園路，あずまや，トイレ	5,902
植物園	浄化槽	1,000
熱帯植物館	温水パイプ，換気ダクト，ボイラー，天井ガラス，機械室外壁，映像システム	17,394
森のカルチャーセンター	浄化槽，展示物，舗装	18,806
きのこ博士館	展示物，映像システム	39,900
水郷県民の森	園路	3,500
奥久慈憩いの森	上水道，園路	9,814
計		96,316

(a) 被害状況の確認及び休園措置

3月末までに，指定管理者及び林政課職員により被害状況確認を完了した。

(施設の安全が確保できるまでの休園措置)

施設名	休園期間	休園日数
県民の森	～4月16日	36日間
植物園	～3月31日	20日間
奥久慈憩いの森	～3月22日	11日間
森のカルチャーセンター	～平成24年2月23日	349日間

※いずれも3月12日から継続して休園。

(b) 施設の安全確認及び復旧

- ・ 水郷県民の森木製吊り橋の緊急点検を行ったほか，随時各施設の安全確認を行った。
- ・ 平成23年度震災関連補正予算により，緊急性の高いものについて工事・修繕を実施した（事業名：林政課所管施設復旧費（震災復興特別交付税を充当））。

（6月補正予算）

施設名	内 容	予算額（千円）	契約額（千円）
県民の森	給水設備の復旧	2,825	16,380
森のカルチャーセンター	合併浄化槽の復旧	13,356	
熱帯植物館	温水パイプ，換気ダクト等の復旧	6,000	6,111
植物園	既設浄化槽の修繕	700	
奥久慈憩いの森	給水設備等の復旧	7,000	6,510
計		29,881	29,001

（9月補正予算）

施設名	内 容	予算額（千円）	契約額（千円）
熱帯植物館	天井ガラス，機械室外壁補修	3,045	2,762
県民の森	あずまや及びトイレの撤去	1,817	4,337
森のカルチャーセンター	舗装の復旧	2,058	
きのこ博士館	映像システムの復旧	16,000	17,640
熱帯植物館	映像システムの復旧	3,900	
奥久慈憩いの森	園路の復旧	2,814	2,888
計		29,634	27,627



修復されたきのこ博士館

（ス） 霞ヶ浦北浦水産事務所

a 被災漁港対応

【3月14日】

- ・ 霞ヶ浦北浦海区内の11漁港のうち被災した5港（県管理（1港）：麻生，市町村管理（4港）：白浜，五町田，荒宿，手賀）の被害状況について現地確認を行った。

【3月15日】

- ・ 県管理漁港である麻生漁港（行方市麻生）については，物揚場の陥没が確認されたことから，車両等を立入制限するためのロープの設置や地元漁協への注意喚起等を行った。また，市町村管理漁港についても，管轄する行方市に対し，県の対応を参考に必要な措置を講じるよう助言した。

b 真珠養殖施設の被害状況確認

【3月25日】

- 湖内で営まれている真珠養殖漁場（7漁場）の被害状況について、養殖業者に電話確認を行った。

c 漁場基点、標柱等の被害状況確認

【3月29日～4月4日】

- 湖岸に設置されている漁場基点、標柱等の被害状況等について現地確認を行った。
- 被災した基点等は、国土交通省の管理する堤防の被災と重なっており、被災情報を国土交通省霞ヶ浦河川事務所へ提供するとともに、堤防の復旧作業の進捗とあわせて順次基点等を復旧していくこととした。

【3月31日】

- 湖内標柱等について、漁業取締船による確認を実施した。

d 養殖施設（陸上池）の被害状況確認

【5月17日～19日】

- 養殖施設（陸上池）の被害状況について現地確認を行った。

e 県内沿岸における被災漁船への代船の情報収集

【4月27日】

- 被災した沿岸漁船の代船としての中古漁船について、管内漁協を通じて情報収集を行った。その結果、霞ヶ浦地区の中古漁船1隻が日立市川尻地区に譲渡された。

(㉗) 水産試験場

a 本場

【3月14日】

- 漁港・水産試験場施設・調査船被害状況の詳細確認、那珂湊漁港内の航行障害物の確認作業、被害調査に必要な公用車のガソリン確保等について協議し、対応を決定した。

(a) 水産試験場施設への応急対応

- 福島県いわき市内でドック中に津波により被災した調査船ときわは、漁船保険により修復し、7月から業務を再開した。

(b) 漁業者・水産加工業に対する支援

【4月まで】

- 発災翌日から、水産試験場に近い漁港・漁協から被害状況について確認を行った（3月12日から継続）。
- 水産振興課が実施する水中障害物の応急撤去の支援を行った。

(c) 漁業・漁場復興支援

- 4月中旬頃から、漁場の目視観察、潜水調査及び聞き取り調査を行った。

b 内水面支場

【3月14日～】

- 被災箇所の子付けを行うとともに、重要な飼育魚の生存を確保する作業を行った。

【3月22日～】

- 増殖部を中心に増養殖施設の応急処置作業を続け、一部施設を稼働することができた。

【平成24年2月】

- ・ 復旧事業予算により、特に緊急を要する排水樋門及び発電機室の復旧工事を実施するとともに、取水施設等の設計を完了した。

出先機関・所管施設の検証

○委託事業の迅速な発注体制について

- ・ 災害時の復旧対応は特に迅速性が課題となることから、職員の技術力の向上や育成に加え、緊急時の設計条件を決定するため委託事業を迅速に発注できるような入札制度が必要である。

○農業共同利用施設の復旧対策について（県南農林事務所）

- ・ 通常の業務体制とは別に、災害復旧事業対応班（農業共同利用施設被害グループ）を設置したことから、迅速に対応することができた。
- ・ 一方、対応班を構成する職員が各課にまたがったため、連絡調整に苦慮した点は課題である。このため、職員間の連絡調整の方法について、事前に整理しておく必要がある。
- ・ 事業主体の担当者が本件以外の災害対応等で不在が多く、情報収集や連絡調整等に苦慮したため、非常時における事業主体との連絡体制について、検討しておくことが望ましい。
- ・ 災害査定においては経験豊富な職員が対応し、事業主体に適切な指導助言を行うことができた。

○農業用排水施設の被害把握と復旧対応について

- ・ 農業用水の送水施設の被害把握には、機場の運転を実施し漏水の把握をする必要があったが、電力不足が重なり3月中の被害把握が困難であった。このため、非常時の電源確保など対策の検討が必要である。
- ・ 田植え前の被災であったため、田植えへの影響を最小限とするため、査定前着工手続を最大限に活用し、復旧を図ることができた。
- ・ 用水施設の復旧時期が遅れることが判明した地区において、河川管理者と協議を行い、水利権内容を暫定的に変更することにより河川注水量を増量し、緊急取水を行い農業用水を確保することができた。

○関係機関による水田復興対策組織について

- ・ 稲敷市が中心となり、震災後早い段階で関係機関による水田農業復興対策検討チームを立ち上げ、復興方針を策定し役割分担を明確にしたことにより、稲敷市の水田復興対策に対応することができた。

○井戸水の利用について

- ・ 林業技術センターにおいては、震災の影響により上水道の長期断水（2週間程度）が生じたが、構内の井戸水を利用することにより、本館トイレは支障なく使用することができた。

○水産試験場の対応について

- ・ 調査船による那珂湊漁港内障害物探索により、障害物撤去作業が迅速に進んだ。しかし、船による海中の障害物探索においては、ソナーを活用する等船の二次災害防止に留意する必要がある。

- ・ 栽培漁業センターの被災により同所での生産が休止となったが、被災を免れた水産試験場施設を活用してアワビ種苗を生産することで放流休止期間が短縮された。

○内水面水産試験場の対応について

- ・ 池の破損並びに飼育水及びエアレーションの停止により、試験用飼育魚の確保が大きな課題となったが、職員が配管の応急処置を行うことにより、重要な試験魚及び長期継代飼育している魚の生存を確保することができた。

コラム 34

稲敷地域における被災水田の復旧にあたって

佐藤 久司 H23年度：稲敷土地改良事務所長（現県北農林事務所高萩土地改良事務所長）

見渡す限りの農地には、いたるところに噴砂孔ができ、地中から吹き出した砂が厚く堆積し、農道には亀裂が入り、波打っていた。機場は、場内のあちこちで陥没し、送水管は破断し、建屋は浮き上がっていた。

被害状況が分かってくるにつれ、その被害の甚大さに驚愕した。東日本大震災による管内の農地・農業用施設の被害額は、全県の1/4以上を占め、機場や用水路の損壊あるいは農地の液化化により水稻作付不能となった水田が540ha、県全体の約半分を占めた。

私が赴任したその週には農林水産大臣が現地視察に訪れた。地元との意見交換会の席上、土地改良区の役員が言った。「稲敷市は米どころ。農家も高齢化しており、2年間も米が作れないということになれば廃業を余儀なくされる」と。

「来春には被災したすべての水田で田植えができるようにする」ことを最優先に、幾度となく国、県、地元との協議を重ねた。

液化化農地の復旧にあたっては、迅速な施工が可能な「反転均平工法」も採用し、末端パイプラインの復旧については、試掘調査や通水試験のデータをもとに国と協議し、既設石綿管の原形復旧ではなく塩ビ管による別配管とするなど早期復旧に向けて工夫を重ねた。

管内の災害査定は6月の2次査定から始まり、10月の10次査定まで延べ37日間行われ、211箇所、約25億円が認められた。

災害査定では、県南農林事務所の土地改良部門をはじめ企画調整部門、稲敷普及センターなどから25日間、延べ115人の支援を受けたほか、関東農政局からも、調査業務等に多大なご協力をいただいた。

11月、事務所内に「災害復旧支援係」を設置し、稲敷市の発注工事に対する全面的な支援体制を整えた。「2年続けて田植えができないという事態は避けたい。田植えには間に合わせたい」というのが、すべての関係者の強い思いだった。

その結果、24年5月末にはほとんどの水田で田植えが可能となった。災害復旧事業にあたられたすべての関係機関・団体の皆様のご支援・ご協力に深く感謝したい。

（20） 公共土木施設の応急・復旧対策

ア 応急復旧工事及び本格復旧工事の早期実施

被災現場の状況確認や安全確保等の初動対応が一段落した後は、応急復旧工事を発注し、その後、災害査定の完了した箇所から随時本格的な災害復旧工事を発注した。

なお、これら復旧工事を円滑に実施するため、入札・契約制度等について改正等を実施した。

(ア) 被害状況の確認等

a 出先機関の被害状況確認

【3月14日～8月】 ・ 出先機関に対し、電話による被害状況の確認を継続した。

（土木部出先機関庁舎の被害状況）

事務所	被害状況
水戸土木	外壁タイル，天井ボード一部落下
常陸大宮土木	外壁及び内壁4箇所，柱7本，梁に亀裂 ※
潮来土木	外構床タイル一部破損
土浦土木	1階中廊下北側亀裂，2階女子トイレ天井及び壁一部崩落，2階事務室天井全面たわみ・数枚落下，2階事務室・会議室空調吹出口損傷，2階給湯室壁一部崩落
筑西土木	外壁一部落下，倉庫窓ガラスひび
高萩工事	玄関に段差，駐車場亀裂，倉庫窓ガラス一部破損
鉾田工事	2階ガラス一部破損，外壁亀裂
常総工事	外壁亀裂，倉庫窓ガラス一部破損，事務室東側床に段差
日立港区	外部給水管漏水，事務所建屋廻り地盤沈下及びひび割れ
大洗港区	ボイラー設備・自家発電設備・引込分電盤が水没により使用不能

※ 常陸大宮土木事務所の状況及び対応

【3月19日】

- ・ 震度5弱の余震により庁舎の被害が拡大し，営繕課で現地調査を実施したところ継続使用は不可能と判断されたため，同事務所敷地内にある旧大宮福祉事務所の庁舎に移転し業務継続することとした。

【6月】

- ・ 被災度区分判定の結果，被災度は大破で耐震性能残存率10.3%であった。
- ・ 耐震補強の可否について検討したところ，耐震補強・補修工事の場合，建替えを想定した場合の55%程度の費用がかかること，建築から42年がすでに経過しており法定耐用年数（50年）まで残余期間が少ないこと，機能的にも梁下の有効高さが180cmとなり通行に支障が出ることなどから，既存建物を解体し現在地への建替えをすることとした（平成23年度第4回定例会において解体設計及び建替えに係る基本設計，実施設計の予算を補正予算案として計上した。）。



梁躯体部クラック



防災システム機器の脱落



柱・梁接合部クラック



執務室 応急支保工

b 県有施設の現地調査

【4月11日まで】

- ・ 継続して調査を実施し、発災から1か月間に延べ日数21日、延べ人数95人により70施設の点検を実施した。

(イ) 災害対応応援職員派遣

被害状況確認により把握した応援要請に基づき、被害箇所の多い土木事務所・港湾事務所等における人員確保のため、現況確認や安全確保の後に応急復旧と並行して作業を行う災害査定申請に係る設計業務等の初動対応要員として、部内本庁各課及び比較的被害の少ない土木事務所等の職員を中心に応援職員を派遣した。

第2次・第3次応援については、基本派遣期間を1週間として調整を行い、他部局（総務部・企画部・生活環境部）に対しても派遣依頼を行った。

また、派遣待機要員の調整も行い、突発的な派遣要請に対応できるよう体制を整備した。

a 第1次応援：3月16日～25日

派遣人員：土木職21名、事務職1名、電気職1名、機械職2名 計25名

業務内容：災害査定設計業務、処理場・ポンプ場復旧作業（那珂久慈下水）

派遣先	職種・人員	派遣元
水戸土木	土木職4名	道路建設課，都市計画課，筑西土木，竜ヶ崎工事
常陸大宮土木	土木職4名	竜ヶ崎工事，つくば地域振興課，県南県民センター（2名）
高萩工事	土木職3名 機械職1名	都市整備課，建築指導課，つくば地域振興課，つくばまちづくりセンター（以下「つくばまちセン」という。）
常陸太田工事	土木職3名 事務職1名	港湾課，つくば地域振興課，企画課，水・土地計画課，
竜ヶ崎工事	土木職2名	つくばまちセン，常総工事
那珂久慈下水	電気職1名 機械職1名	営繕課（2名）
茨城港湾	土木職1名	廃棄物対策課
〃 日立港区	土木職2名	検査指導課，境工事
〃 大洗港区	土木職2名	都市整備課，公園街路課

b 第2次応援：3月28日～4月1日

派遣人員：土木職19名，機械職2名 計21名

業務内容：災害査定設計業務

派遣先	職種・人員	派遣元
水戸土木	土木職3名	筑西土木，水・土地計画課，ひたちなか整備課
常陸大宮土木	土木職3名	つくば地域振興課，空港対策課，県南県民センター
高萩工事	土木職3名 機械職1名	都市整備課，建築指導課，つくばまちセン， つくば地域振興課
常陸太田工事	土木職2名	都市計画課，廃棄物対策課
竜ヶ崎工事	土木職3名	つくばまちセン，常総工事，県西県民センター
那珂久慈下水	機械職1名	営繕課
茨城港湾	土木職1名	廃棄物対策課
〃 日立港区	土木職2名	検査指導課，境工事
〃 大洗港区	土木職2名	都市整備課，公園街路課

c 第3次応援：4月4日～8日

派遣人員：土木職17名，機械職1名 計18名

業務内容：災害査定設計業務

派遣先	職種・人員	派遣元
水戸土木	土木職3名	筑西土木，竜ヶ崎工事，ひたちなか整備課
常陸大宮土木	土木職2名	県南県民センター，つくば地域振興課
高萩工事	土木職2名	つくば地域振興課，監理課
常陸太田工事	土木職3名	都市計画課，水・土地計画課，廃棄物対策課
竜ヶ崎工事	土木職3名	常総工事，県西県民センター，監理課
那珂久慈下水	機械職1名	営繕課
茨城港湾	土木職1名	廃棄物対策課
〃 日立港区	土木職2名	検査指導課，境工事
〃 大洗港区	土木職1名	都市整備課

d 派遣待機要員

土木職 5名：事業推進課（2名），企画課，県西県民センター

事務職 11名：監理課（2名），用地課（6名），都市計画課，住宅課，水戸土木

※ 事務職の監理課及び用地課は，1名/1日

(ウ) 応急復旧工事の早期発注

a 復旧工事を円滑に行うための発注・契約等に関する運用（監理課）

東日本大震災に伴う応急復旧工事については，早期着手・早期復旧を図るため，随意契

約により実施することとし、その取扱いについて以下のとおり部内各課及び各出先機関について、通知した。

- (a) 「災害に伴う事故繰越工事，被災工事，応急復旧工事等に係る代金支払い，前払い・部分払い等の取扱いについて」（3月18日）
- (b) 「災害復旧工事に係る契約の取扱いについて」（3月24日）
 - ・ 本復旧工事に係る契約については，基本的に競争入札による。この場合，競争入札に付するための期間は，最短期間とすること。
 - ・ 新年度に入っても引き続き応急復旧工事の発注が生じる場合，競争入札に付する暇がないときは，随意契約によるものとする。

(エ) 早期復旧に向けた入札制度等の運用

a 災害復旧事業の早期復旧に向けた手続の簡略化（5月31日通知）

一般競争入札の適用について、「3,000万円以上1億円未満」の災害復旧事業にあつては，指名競争入札によることができることとした。

b 現場代理人の兼務（5月通知）

災害復旧事業により現場代理人の不足が懸念されるため，以下の工事については，兼務可とした。

- (a) 農林水産部，土木部及び企業局発注の工事で，予定価格が2,500万円未満の工事を2件まで
- (b) 隣接現場など，工事現場における運営，取締り及び権限の行使に支障がなく，かつ，発注者との連絡体制が確保されると発注者が認めた工事

c 県発注工事の前払金割合の引上げ（6月23日通知）

被災市町村の区域において施工する県発注工事等の前払金の割合を決定した。

- (a) 被災市町村の区域において施工する工事の前払金の割合
 - ・ 請負代金額が5億円までは5割以内
 - ・ 請負団金額が5億円を超える部分については，その部分の4割以内
- (b) 被災市町村の区域において施工する建設コンサルタント業務の前払金の割合
 - ・ 業務委託料の4割以内

※ 被災市町村の区域は，災害救助法適用区域37市町村

（結城市，古河市，坂東市，守谷市，八千代町，境町，五霞町の7市町村が除外）

(オ) 国・他県等からの支援

a 人的支援（テックフォース）

- 【3月17日まで】
 - ・ 県に対して，県内被災箇所の応急復旧対策等に関する技術的助言等を行った。
- 【3月18日～4月1日】
 - ・ 潮来市に対して，市内被災箇所の応急復旧対策等に関する技術的助言等を行った。
- 【3月19日】
 - ・ 稲敷市に対して，市内被災箇所の応急復旧対策等に関する技術的助言等を行った。
- 【3月20日】
 - ・ 利根町及び河内町に対して，それぞれの町内被災箇所の応急復旧対策等に関する技術的助言等を行った。

（テックフォースの業務・実績等）

・ 1日の基本行動

県に対しては、日中は被災現場で応急復旧対策等に関する技術的助言等を行い、夜間は県庁内で災害担当課（道路維持課，河川課）に被災現場の応急復旧対策等に関する技術的助言等を行った。

・ 県土木部及び市町村への派遣実績

延べ249名

・ 派遣の効果

テックフォースからの応急復旧対策に関する技術的助言等を受け、県としては、橋梁の通行止め解除の時期等を定める際の参考となった。

b 物的支援

(a) 大型土のう，ブルーシート

【3月14日】・ 管理施設（堤防）の被害が甚大であるため、部内各出先機関から大型土のうとブルーシートが大量に必要であるとの連絡があったため、県（検査指導課）が国土交通省（関東地方整備局企画部企画課）に支援を要請した。

その際、各事務所の必要物資数を把握の上、同省と資材送付先などについて調整を行った。

【3月15日】・ 国土交通省（関東地方整備局企画部企画課）からの支援物資（大型土のう430袋，ブルーシート100枚）が水戸土木事務所の資材置場に到着した。

【3月16日】・ 同省からの支援物資（大型土のう2,210袋，ブルーシート670枚）が水戸土木事務所の資材置場に到着した。

【3月17日】・ 部内各出先機関の必要物資数を再調査した結果、依然として、大型土のうとブルーシートが不足していたため、「災害時における福島県，茨城県，栃木県，群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」に基づき栃木県へ、「災害時相互協力に関する申し合わせ」に基づき群馬県へ、また、国土交通省の斡旋により（社）山梨県建設業協会にそれぞれ支援を要請した。

【3月18日】・ 栃木県からの支援物資（大型土のう2,500袋，ブルーシート1,000枚）が常陸大宮土木事務所及び筑西土木事務所に到着した。

・ 群馬県からの支援物資（大型土のう1,200袋）が竜ヶ崎工事事務所に到着した。

・ （社）山梨県建設業協会からの支援物資（ブルーシート2,200枚）が水戸土木事務所の資材置場に到着した。

【3月19日】・ 群馬県からの支援物資（大型土のう800袋，ブルーシート1,300枚）が竜ヶ崎工事事務所に到着した。

【3月23日】・ （社）山梨県建設業協会からの支援物資（ブルーシート246枚）が水戸土木事務所の資材置場に到着した。

(b) 常温合材

【3月22日】・ 茨城県常温合材協会から、常温合材を無償提供する旨の申し出を受けた。

- ・ 県（検査指導課）が各事務所の必要物資数を把握の上、同協会と資材送付先などについて調整を行った。
- ・ 常温合材 100 袋が土浦土木事務所に到着した。
- 【3月23日】 ・ 常温合材 200 袋が常陸太田工事事務所に到着した。
- 【3月24日】 ・ 常温合材 150 袋が竜ヶ崎工事事務所及び常総工事事務所に到着した。
- 【3月25日】 ・ 常温合材 100 袋が常陸太田工事事務所に到着した。
- 【3月28日】 ・ 常温合材 50 袋が筑西土木事務所に到着した。

（資材提供機関及び資材提供数一覧）

資材提供機関	資材提供数		
	大型土のう（袋）	ブルーシート（枚）	常温合材（袋）
国土交通省	2,640	770	—
栃木県	2,500	1,000	—
群馬県	2,000	1,300	—
(社)山梨県建設業協会	—	2,446	—
茨城県常温合材協会	—	—	600
合 計	7,140	5,516	600

(c) 建設機械の無償貸与

- 【3月25日】 ・ 県（検査指導課）が、(株)小松製作所から建設機械を無償貸与する旨の申し出を受けた。
- 【4月1日】 ・ (株)小松製作所と「東北地方太平洋沖地震に伴う災害復旧工事における建設機械の無償貸与に関する協定書」（協定期間4月1日～9月30日）を締結し、油圧ショベル60台、ブルドーザ3台、ホイールローダ5台、自走式破砕機2台の合計70台について、無償で貸与を受け、部内各出先機関や県内各市町村が公共施設の応急復旧のための殻処理を主とする作業に使用した。
 - ・ なお、部内各出先機関や県内各市町村への配備は、検査指導課で無償貸与状況表を作成し、貸与数を管理した。
- 【9月7日】 ・ 部内各出先機関や県内各市町村からの無償貸与期間の延長要望があり、(株)小松製作所と協議し、変更協定書を締結し、無償貸与期間を9月30日から平成24年3月31日に延長した（平成24年3月31日以降も無償貸与期間を延長している。）。

（建設機械の無償貸与を受けた各機関）

	無償貸与を受けた機関
茨城県	高萩工事事務所，潮来土木事務所，銚田工事事務所，茨城港湾事務所，鹿島港湾事務所（計5事務所）
県内各市町村	東海村，日立市，ひたちなか市，龍ヶ崎市，那珂市，小美玉市，行方市，つくばみらい市，潮来市，北茨城市，常総市，鹿嶋市（計12市村）

（平成24年3月31現在）

応急復旧工事及び本格復旧工事の早期実施の検証

○災害対応応援職員派遣について

- ・ 広範囲における被災現場確認に迅速に対応できる技術職員の確保が重要であるが，被害の少ない所属から被害の大きかった所属へ技術職員を応援派遣する調整を行い，応援要請に迅速に対応することができた。また，第2次，第3次応援については，他部局に対しても応援を要請するなど，初動対応に最低限必要な人員を確保することができた。

○迅速な資材調達による二次災害の防止について

- ・ 国交省関東地方整備局や群馬県，栃木県，山梨県建設業協会からの迅速な支援物資（ブルーシート及び大型土のう）により，二次災害を防止した。特に，群馬県や栃木県とは，会議等により担当者同士の面識があったため，速やかな対応を行うことができた。
- ・ 常温合材については，茨城県常温合材協会からの申し出により無償で提供を受け，県内被害箇所の応急復旧に使用したが，同協会とは災害時支援協力協定について未締結であったため，平成24年10月3日に締結し，支援協力体制の充実を図った。

イ 道路施設（橋梁含む）

(ア) 通行規制の実施及び被害状況の確認

道路班では，県内全域の県管理道路の通行規制情報及び被害状況の収集を行うとともに，通行規制情報の一般への情報提供に努めた。

a 通行規制の実施

県管理道路の通行規制箇所（全面通行止）については133箇所あり，うち橋梁取付部の段差等で通行不能となった橋梁の通行止めが42箇所あった。

県では，茨城県建設業協会の協力のもと，緊急輸送道路など幹線道路を優先して道路の啓開など応急復旧を行った。

b 被害状況の確認

通行止めとなった箇所の被害状況として，橋梁については国道354号鹿行大橋の落橋，橋梁取付部の段差，支承部の破損，伸縮装置の開きなどが多く発生した。

山間部においては擁壁など既設構造物の崩壊，道路斜面の崩壊，地すべりで路面が閉塞された箇所や，逆に道路自体が崩壊し分断された箇所などがあった。

鹿行地区などの沿岸部をはじめ，河道や干拓地の埋立地など県内広域で液状化による被災を受け，路面に段差や沈下や，隆起などによる平坦性の消失やマンホール等地下埋設物の浮上，場所によっては側方流動により境界が1m程度動いている箇所等もあった。

c 情報発信

【3月14日～】

- ・引き続き、各出先事務所からの通行止め箇所の情報収集と、県HP等による県民への情報発信を行うとともに、応急復旧・本復旧への対応を実施した。

(イ) ライフライン確保への対応

a 緊急物資輸送のためのルート確保

(a) 県道馬渡水戸線 勝田橋

県道馬渡水戸線 勝田橋（ひたちなか市馬渡）においては、橋台背面の盛土が沈下して橋梁取付部の段差が発生し、全面通行止めとした。

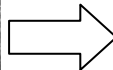
【3月14日】・自衛隊から緊急物資搬送のため、勝田橋の交通開放の要請があり、復旧工法の検討を行った。

【3月19日】・交通機能確保のため車道部の本復旧及び法面の押え盛土工事を着手した。

【3月29日】・復旧工事完了後、安全を確保して交通開放を行った。



県道馬渡水戸線勝田橋被害状況



復旧後

(b) 国道245号 日立市大みか町

国道245号 日立市大みか町においては、海岸に面した区間の擁壁沈下及び車線縦断方向に1m程度の段差が発生し、全面通行止めとした。

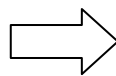
本路線においては、日立港経由で中部電力上越発電所へ変圧器トランス（285t）等の重量貨物の運搬が（株）日立物流により4月14日から予定され、早期の交通開放要請があった。

【3月19日】・押え盛土を実施し、山側車線（下り線）を利用して一車線の開放をした。

【4月10日】・隣接地（借地）に道路を拡幅して2車線の交通開放をした。



国道 245 号日立市大みか町周辺被害状況



復旧後

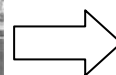
(c) 国道 245 号 日立市みなと町

国道 245 号 日立市みなと町においては、津波と液状化の影響で路面に沈下及び陥没が発生し 4 車線通行止めとした。周辺に茨城港（日立港区）等の重要港湾や東海原発等の重要施設があり、早期復旧が必要であった。

【3月19日】 ・ 比較的被害が少ない下り 2 車線を応急復旧して、対面通行で交通開放をした。



国道 245 号日立市みなと町周辺被害状況



復旧後

(d) 国道 118 号 静跨線橋 那珂市静

静跨線橋は、橋台に大きなクラックが発生し、落橋の危険があることから、全面通行止めとした。落橋時の鉄道への影響も懸念されることから、早期の対応が求められている中、復旧工法検討会で検討した結果、現橋を撤去し仮橋により応急復旧し、供用することとした。

J R、橋建協、請負業者をはじめ、関係機関の協力・理解のもと早急に対応することができた。本復旧では、すぐ西側にバイパスの計画があることから、災害復旧事業に災害関連事業を併せて、その計画位置へ新橋を架け替えることとし、平成 25 年度までに完了させる予定である。

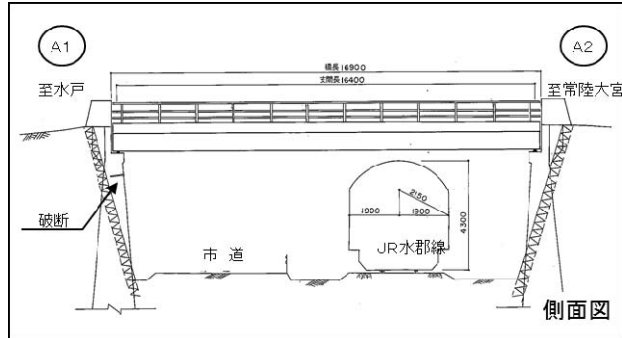
【4月8日】 ・ 応急復旧において、上部工を撤去した。

【4月11日】 ・ J R 水郡線の運行が再開した。

【5月10日】 ・ (社)日本橋梁建設協会から仮橋を借用し、同位置に架設し、通行止め解除を行った。



国道118号静跨線橋被害状況



側面図



被害状況



仮橋架設



復旧後

(e) 国道293号 里川橋 常陸太田市小沢町地内

里川橋は、昭和31年に完成された橋梁で、原形復旧が原則の災害復旧事業のみでは効果が限定されてしまうため、災害復旧事業に災害関連事業を併せて、前後の改良済み幅員に合わせて両側歩道付きの橋梁へ架け替えを行うこととし、平成25年度までに完了させる予定である。

【6月30日】 ・ 本路線は、緊急輸送道路に指定されており、早急な通行の確保が求められるため、上流側に仮橋を架設し、規制を解除した。



国道293号里川橋被害状況

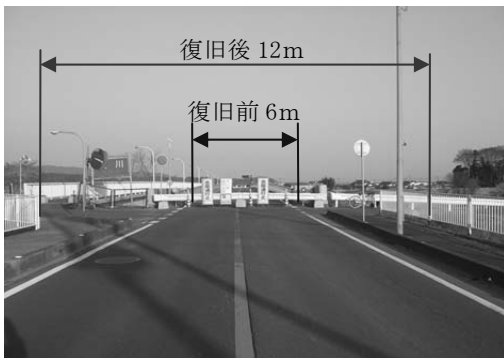


同左

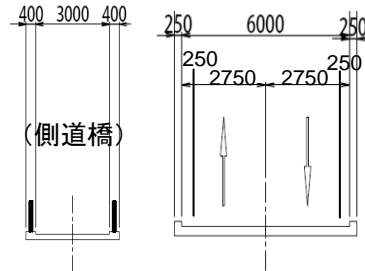


仮橋にて通行止め解除

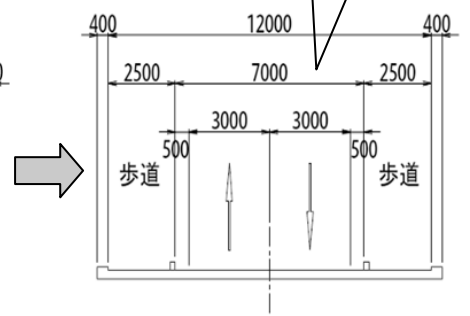
幅員を広げ
安全を確保



復旧後



現況幅員



復旧幅員

b 橋梁等応急復旧対策検討会の設置

【3月25日】

- ・ 震災による被災規模が大きい橋梁等の安全確認や適切かつ速やかな応急復旧対策を検討することを目的とし、橋梁等応急復旧等対策検討会が設置された。

組織構成：会長 土木部（総括）技監，副会長 都市局長，委員 道路維持課長

道路建設課長，検査指導課長，所管の土木（工事）事務所長及び会長の指名する職員

【3月31日】

- ・ 橋梁等応急復旧検討会を開催し、被害が大きい橋梁等について、国土交通省 国土技術政策総合研究所（以下「国総研」という。）、独立行政法人 土木研究所の有識者などの意見聴取を行い、今後の復旧方針などについて検討した。

※ 対象路線（橋梁）

- ・ 国道 118 号 静跨線橋
- ・ 国道 245 号 日立市大みか町
- ・ 国道 293 号 里川橋
- ・ 国道 254 号 鹿行大橋
- ・ (主)日立笠間線 機初橋
- ・ (主)水戸勝田那珂湊線 国田大橋

c 夜間休日待機体制

【3月14日～24日】 ・ 5～8人体制

【3月25日～31日】 ・ 3人体制

【4月～】 ・ 2人体制

【6月5日】 ・ 道路班の待機体制を解除した。

(ウ) 道路・河川の災害査定対応

【5月16日～9月9日】

道路・河川災害に関する災害査定が第1次から第8次災害査定まで延べ116日間で、実査定日数36日間にわたって行われた。

査定の簡素化により机上査定の範囲が大幅に拡大され、約9割が机上査定となったが、連日の朝から夕方までの査定、夜間の査定指示事項の訂正や修正、また、時期査定申請の準備等で連日深夜まで作業が続いた。特に1次査定については、査定に係る説明資料の不足や査定経験の不足等により、予想以上に時間を要した。

道路・橋梁の災害申請件数は、県分が328箇所、市町村分が1,224箇所の計1,552箇所の申請があり、県分が7,345百万円、市町村分が15,520百万円、合計で22,865百万円の査定決定額となった。

(エ) 出先機関

a 水戸土木事務所

(a) 被害状況調査

【3月末まで】 ・ 被害状況調査を実施した。

(b) 通行規制措置

【6月まで】 ・ 全面通行止めの規制があった11箇所について、復旧を完了し、規制を解除した。

(c) 応急復旧対策

- ・ 道路啓開に当たっては、茨城県測量業協会及び茨城県建設技術公社に支援を依頼した。
- ・ 応急復旧対策及び災害申請準備として工事業者40社、測量業者15社と請書により契約を行った。

【5月】 ・ 道路の応急復旧が完了した。

【6月】 ・ 橋梁の応急復旧が完了した。

【5月13日～8月26日】 ・ 災害査定が実施され、すべて完了した。

b 常陸大宮土木事務所

(a) 応急復旧対策

【3月14日～19日】

- ・ 茨城県建設業協会大宮支部長が本事務所へ常駐し、被害箇所の緊急工事等について連絡調整を行い、早期の交通解放を図った。
- ・ 把握した被害箇所については、災害申請箇所と災害適用除外箇所を選別し、茨城県測量業協会大宮支部の協力のもと災害申請箇所の測量及び災害申請書類作成を行った。
- ・ 交通機能を確保するため、応急的に、備蓄している常温合材や砕石等により段差解消に努め、震災の影響により休止していた合材プラントの再開後、加熱合材での補修を実施した。
- ・ 震災以降余震が頻発していたため、職員や業者等によるパトロール体制（職員、業者）を確保した。

【3月中旬】 ・ 国総研、テックフォース等による現地調査を受けて、災害復旧工法等の助言を受け、災害申請等に活用した。

【3月下旬】 ・ 橋梁点検を実施し、新たな被害箇所の把握に努め、災害申請を行った。

- ・ 緊急輸送道路及び幹線道路で被害が大きかった構造物等については、コンサルタントへ復旧設計を依頼し、早期の交通解放に努めた。

【4月中旬】 ・ 国土交通省及び建設弘済会から災害申請について助言・指導を受けた。

【5月中旬～9月上旬】 ・ 申請準備が整った箇所から災害査定を受けた。

【8月～】 ・ 災害査定後、実施設計書を作成し、災害復旧工事に着手した。

(b) 主な応急本工事及び応急仮工事

i 馬渡水戸線 ひたちなか市馬渡

【3月14日】 ・ 自衛隊から緊急物資搬送のため、勝田橋の交通解放の要請があったが、勝田橋の取付部が液状化の影響により路面沈下したことから、全面通行止めを実施した。

【3月16日】 ・ 液状化のため、コンサルタントへボーリング調査及び復旧方法の検討を依頼した。

【3月19日】 ・ 車道部の復旧及び法面の押え盛土工事による応急本復旧工事に着手した。

【3月末】 ・ 応急本復旧工事が完了したことから、全面通行止めを解除した。

【5月中旬】 ・ 災害査定を開始した。

【9月上旬】 ・ 残工事について、災害復旧工事に着手した。

ii 水戸勝田那珂湊線 ひたちなか市中根

【3月14日】 ・ 液状化に伴う路面隆起により道路が原形を留めていないほど変形しているのを確認し、全面通行止めを継続した。

【3月17日】 ・ 液状化のため、コンサルタントへボーリング調査及び復旧方法の検討を依頼した。

【4月14日】 ・ 交通機能確保のため応急本工事に着手した。

- 【5月中旬】 ・ 災害査定を開始した。
- 【6月上旬】 ・ 本復旧工事が完了したことから、全面通行止めを解除した。
- iii 国道118号 大宮陸橋 常陸大宮市野中町
 - 【3月14日】 ・ テックフォースによる現地調査を実施した。
 - ・ 調査結果（支承破損）を踏まえて、片側2車線のうち1車線の規制を開始した。
 - 【3月15日】 ・ コンサルタントへ復旧設計を依頼した。
 - 【4月中旬】 ・ 応急本工事に着手した。
 - 【5月中旬】 ・ 災害査定を開始した。
 - 【7月下旬】 ・ 工事完了に伴い、交通解放を行った。

c 常陸太田工事事務所

(a) 被害状況の確認

【3月14日～20日】

- ・ 被害状況調査（パトロール等）を毎日実施した。
- ・ 危険箇所の通行規制措置及び応急処置（段差、陥没等）を実施した。
- ・ 道路管理施設（橋梁、トンネル等）の調査点検を実施した。

(b) 通行止め状況

区分	被害状況	通行止め箇所
全面 通行止め	橋梁重大損傷	(国)293号 里川橋 (国)293号 常井橋歩側道橋 (主)日立笠間線 機初橋 (主)日立笠間線 機初橋側道橋 (主)日立笠間線 栄橋
	土砂崩壊	(主)常陸太田那須烏山線 棚谷町 (国)293号 花房町（土砂崩壊のおそれ） (主)日立常陸太田線 茅根～諏訪町間（土砂崩壊のおそれ）
	路面陥没	(主)日立笠間線 稲木町 (主)日立笠間線 松栄町
	橋梁損傷(老朽化による緊急対応指定橋梁)	(国)349号 幸久橋
片側交互 通行止め	橋梁損傷	(国)293号 高井橋 (国)349号 新茅根橋
	段差陥没など	(国)293号ほか, 16路線 144箇所

(c) 通行規制箇所の早期解除への取組

- 【3月15日】 ・ (主)日立常陸太田線 茅根～諏訪町間の道路法面調査を実施し、安全確認後、交通解放を行った。
- ・ (主)日立笠間線 稲木町の応急仮復旧工事を実施し、交通解放を行った。
- 【4月22日】 ・ (国)293号 花房町に仮設防護壁を設置し、交通解放を行った。
- 【5月16日～9月9日】 ・ 災害査定を実施した。
- 【6月30日】 ・ (国)293号 里川橋の上流部に仮橋を設置し、交通解放を行った。
- ・ (主)日立笠間線 機初橋の応急本復旧工事を実施し、交通解放を行った。
- ・ (主)日立笠間線 栄橋の橋梁下部に支保工を設置し、交通解放を行った。
- ・ (主)日立笠間線 松栄町の応急本復旧工事を実施し、交通解放を行った。

- 【7月29日】・（主）常陸太田那須烏山線 棚谷町の応急本復旧工事を実施し、交通解放及び片側交互通行を行った。
- ・（国）349号 幸久橋の応急本復旧工事を実施し、交通解放を行った。

【7月29日】・ 全面通行規制箇所を解除した。

d 大子工務所

【3月14日～】・ 昼間は全職員対応、夜間は2名待機にて対応した。

【3月14日～19日】・ 順次、落石撤去4件、路面段差2件、路面亀裂3件に対する応急仮復旧を実施した。

【3月17日～4月28日】・ 道路管理施設の調査点検を実施した。

・ 橋梁点検（15m以下）176橋を実施した。

【4月5日～】・ 管内全面通行止め箇所1箇所を解除した。

【4月5日～28日】・ 路面段差・舗装修繕15件、河川法面崩壊土砂撤去・倒木撤去4件に対する応急仮復旧を実施した。

【5月17日～】・ 災害査定を実施した（県：道路災9箇所、河川災1箇所）。

【12月末】・ 災害復旧工事をすべて完了した。

e 高萩工事事務所

(a) 国道245号 日立市大みか町 法面崩壊箇所対応

【3月19日】 15:00～ 上り車両のみ片側通行とした。

【3月25日】・ 土木研究所、道路建設課、道路維持課及び高萩工事事務所による現地調査を実施した。

【3月31日】・ 国総研、土木研究所及び県による応急対策検討委員会を開催した。

【4月3日】・ 仮設迂回路及び押え盛土（9,000 m³）工事に着手した。

【4月10日】 17:00 前記応急仮工事が完成し、全面交通解放した。

【4月16日】・ テックフォース等から、以降約5か月技術支援を受けた。

【12月9日】・ 災害復旧工事を起工した。

(b) 国道245号 日立市みなと町液状化箇所対応

【3月19日】・ 山側2車線の路面陥没箇所復旧を完了した。

15:00 山側2車線による対面通行を開始した。

【4月16日】・ テックフォース等から、以降約5か月技術支援を受けた。

【12月26日】・ 災害復旧工事を起工した。

(c) 高萩インター線 高戸大橋災害箇所対応

【3月17日】・ 国総研による橋梁被災調査を実施した。

【4月4日】・ 伸縮継手応急復旧工事を起工した。

【4月10日】 15:00 工事が完成し、全面交通開放した。

【4月11日】・ 震度5強の余震の発生により伸縮継手の一部が損傷した。

【4月12日】・ 震度5強の余震の発生により伸縮継手が再被災した。

15:20～ 全面通行止めを再開した。

【4月15日】 21:00 損傷を受けた伸縮継手部に覆工板及び舗装等の応急工事を実施し、全面交通開放した。

【4月16日】・ テックフォース等から、以降約5か月技術支援を受けた。

【7月21日】 ・ 土木研究所，国交省関東地方整備局，道路建設課，道路維持課及び高萩工事事務所による合同現地調査を実施し，技術指導を受けた。

【12月13日】 ・ 災害復旧工事を起工した。

f 銚田工事事務所

【3月14日～】 ・ 昼間は全職員対応，夜間は1班体制にて対応した。

【3月19日，20日】 ・ 緊急橋梁点検を実施した。

【4月15日～】 ・ 応急本復旧（道路災6箇所起工）に着手した。

【5月16日～】 ・ 災害査定を実施した。

【平成24年3月30日】 ・ 道路災害復旧工事をすべて完了した。

g 潮来工事事務所

【3月14日～3月25日】 ・ 夜間及び休日待機を実施した。余震時には，請道修でパトロールを実施した。

【3月14日】 ・ 管内通行止め箇所18箇所中15箇所通行止めを解除した。

【3月15日】 ・ 道路3名3班，海岸2名1班，急傾斜2名1班体制でパトロールを実施した。

【3月16日】 ・ 通常勤務体制へ移行した（夜間待機は継続）。
・ 職員パトロールを6班体制で実施した。

【3月17日】 ・ 管内通行止め箇所が19箇所となった。

【3月18日】 ・ 職員による橋梁の点検を実施した（7名3班体制）。

【3月19日】 ・ 建設業協会に応急復旧を指示した。

【3月21日】 ・ 管内通行止め箇所19箇所中16箇所通行止めを解除した。

【4月28日】 ・ 管内通行止め箇所残り3箇所中1箇所の通行止めを解除した。
・ 応急復旧対応として，工事32件，調査委託24件の契約を実施した。

【5月17日～7月27日】 ・ 災害査定31件（道路災15件，橋梁災2件，河川災2件，海岸災12件）を実施した。

【平成24年2月13日】 ・ 管内通行止め箇所残り2箇所中1箇所通行止めを解除した。

【平成24年3月16日】 ・ 管内通行止め箇所残り1箇所の通行止めを解除し，管内すべての通行止めを解除した。

h 竜ヶ崎工事事務所

(a) 災害対応のための職員配置体制の動き

- ・ 工事事務所内に協会竜ヶ崎支部の災害対策本部を3月20日まで設置し，その後は協会竜ヶ崎支部へ移行した。
- ・ 災害対応体制（3月16日～）
- ・ 災害査定推進チームについては，査定終了後順次解散した。

(東北地方太平洋沖地震に係る竜ヶ崎工事事務所の対応体制)

(河川・道路復旧チーム)

チーム名	チームリーダー	副チームリーダー	班長	班員
河川復旧チーム	河川整備課長	河川整備課係長		
道路復旧チーム	道路管理課長	道路管理課主査	道路管理課係長	道路管理課3名 (このほか県西県民センター職員1名)

（災害査定推進チーム）

災害査定推進チーム	チームリーダー	副チームリーダー	班名	班長	班員		備考
					～4月14日	4月15日～	
河川査定推進チーム	河川整備課長	阿見吉原地区整備課長 (査定スケジュール管理)	河川1班	河川災害査定経験者を中心に指名	2名 (うちつくばまちづくりセンター職員1名)	2名	
			河川2班		1名	2名	
			河川3班		2名 (うち常総工事事務所職員1名)	3名 (うち国交省職員1名)	
			河川4班	※	1名	4名	※4月18日以降班長を国交省職員に変更
道路査定推進チーム	道路管理課長	道路整備第二課長	道路1班	道路災害査定経験者を中心に指名	1名	3名	
			道路2班		1名	7名 (うち国交省職員1名)	
			道路3班		1名	3名	
			道路4班		1名	道路1班に統合	

（市町村連絡・給油チーム）

チーム名	チームリーダー	副チームリーダー	備考
市町村連絡・給油チーム	道路整備第一課主査	道路整備第一課主任	4月1日～15日は県庁監理課付主査が支援

- ・ 夜間待機体制
【3月14日～15日】 5名体制
【3月16日～4月20日】 3名体制
【4月21日～】 解除

(b) 応急復旧対策

- ・ 道路の応急復旧については、生活道路を確保するため、事業の円滑化を図り、早急に通行不可能箇所をなくすことを目標として実施した。
- ・ 河川については、不時の水害（ゲリラ豪雨等）から堤内を守ることを目標とした。

【3月14日～】

- ・ 混乱の中で初動対応時パトロールの行き届かなかった箇所を、再度、再々度と職員によるパトロールを実施した。

【3月18日】 ・ 占有者緊急連絡調整会議を開催した。

※ 占有者緊急連絡調整会議

市町村，東京電力(株)，NTT等から構成され，復旧工事がはじまる際の占有物についての調整を行う場

【3月22日～24日】 ・ 応急復旧工事等に係る委託契約を締結した。

i 土浦土木事務所

(a) 被害状況の確認

- ・ 職員，建設業者，測量設計業者及び土木研究所が被害状況調査を実施した。
- ・ 被害状況調査の結果，国道354号（つくば市谷田部地内），一般県道石岡田伏土浦線（石岡市北根本）等，全面通行止めを14箇所，車線規制を12箇所実施した。

(b) 応急復旧対策

【4月上旬～】 ・ 応急本復旧工事に着手した。

【6月18日まで】 ・ 管内全域の全面通行止めを解除した。

【5月16日～7月29日】 ・ 災害査定を実施した（道路災25件，橋梁災1件）。

【8月中旬～】 ・ 本復旧工事に着手した（平成23年内に道路災23件、橋梁災1件の本復旧工事が完了した。）。

(c) 休日夜間の体制

- ・ 夜間、休日対応としては、地震発生当日から4月下旬まで班体制での待機を実施した。
- ・ 5月以降は緊急携帯電話を職員に持ち回りで所持させ、対応した。

j 筑西土木事務所

【3月14日】

- 5:35 杉山電気から、下中山アンダーパスポンプの様子を見に行くとの電話があった。
- 6:30 道路維持課から、交通規制の現況について報告の指示があり、通行規制第5報及び被害状況報告書をFAXした。
- 6:50 杉山電気の下中山アンダーパスポンプ点検が終了した。
- 6:55 筑西警察署から、鬼怒川大橋全面通行止めについて、迂回路の看板設置の要請があった。
- 8:00 鬼怒川大橋迂回路看板を作成し、4箇所を設置した。
- 8:30 テックフォースが加草橋から栄橋、鬼怒川大橋に出発した。
- 9:25 鬼怒川大橋迂回路看板を4箇所を設置完了した。
- 9:35 石田道路から、常温合材40袋/30kgが到着した。
- 9:40 明野間々田線（結城市上山川）BOX部に4cm程度の段差があったので、常温合材で応急処置を施し、段差ありの看板を設置した。
- 10:30 テックフォースが現地に到着した。
加草橋 10時30分～12時00分 栄橋 13時00分～15時00分
鬼怒川大橋 15時30分～16時10分
→18時27分 道路維持課に調査写真を送付した。
- 10:30 桜川市役所より、つくば益子線（犬田跨線橋）の遊間が開いていると連絡があり、職員3名で現地確認に出発した。
- 11:36 犬田跨線橋にて伸縮装置破損2箇所、Co剥離、鉄筋が見えていたため、段差あり・徐行の看板を設置した。
- 13:30～18:00 道路パトロールを3班体制で実施した。
- 17:40 河川課へ応急用資材の支給についてFAXした。
- 18:20 道路維持課に災害申請をFAXした。
- 18:30 犬田跨線橋にて段差あり・徐行看板を設置し、合材による摺付けを完了した。

【3月25日】 ・ 鬼怒川大橋仮復旧工事に着手した。

【4月20日】 ・ 加草橋に監視員を配置した上で交通開放を行った。

【4月26日】 ・ 栄橋仮復旧工事及び加草橋復旧工事に着手した。

【4月28日】 ・ 鬼怒川大橋仮復旧工事が完了し、交通開放を行った。。

【5月20日】 ・ 栄橋仮復旧工事が完了し、交通開放を行った。

【6月15日】 ・ 栄橋災害査定を実施した。

【6月30日】 ・ 加草橋復旧工事が完了した。

【7月12日】 ・ 岩瀬跨線橋及び加草橋災害査定（第5次）を実施した。

- 【9月2日】 ・ 栄橋本復旧工事に着手した。
- 【10月13日】 ・ 岩瀬跨線橋復旧工事に着手した。
- 【平成24年1月18日】 ・ 岩瀬跨線橋復旧工事が完了した。
- 【平成24年3月27日】 ・ 栄橋本復旧工事が完了した。

k 常総工事事務所

- 【3月14日～21日】 ・ 1班4人体制にて夜間待機体制を実施した。
- 【3月16日～31日】 ・ 測量，設計，積算等をコンサルタント及び建設技術公社により実施した。
- 【3月19日】 ・ 建設業協会の協力のもと，管理道路全線の道路パトロールを実施した。
・ 地震時対応待機体制により情報収集等を実施した。
- 【3月20日】 ・ 前日の余震による既往被災箇所を中心に点検を実施し，路面損傷（クラック）が拡大した箇所等の補修，段差部の補修を実施した。
- 【3月22日】 ・ 1班3人体制に夜間待機体制を変更した。
- 【3月31日】 ・ 災害査定前，事前工事着手箇所について道路維持課と協議を実施した。
 - ・ 国道125号 下妻市下妻乙 2箇所
 - ・ 国道294号 下妻市古沢 1箇所
- 【5月16日～19日，7月25日】 ・ 災害査定（1次及び6次）を実施した。
- 【6月11日】 ・ 国道294号 下妻市古沢ほか2件の災害復旧工事に着工した。
- 【7月20日】 ・ 一般県道土浦坂東線 常総市上蛇ほか7件の災害復旧工事に着工した。
- 【11月30日】 ・ 国道294号 下妻市古沢ほか2件の災害復旧工事が完了した。
- 【平成24年3月6日】 ・ 一般県道山王下妻線の災害復旧工事に着工した。

1 境工事事務所

- 【3月14日～18日】 ・ 2班体制（7～8名）にて夜間待機体制を実施した。
- 【3月19日～25日】 ・ 1班体制にて更に夜間待機体制を実施した。
- 【3月23日】 ・ 坂東市生子地区区長外から西二連川堤防の復旧や県道猿島常総線の復旧に係る要望陳情を受けた。
- 【3月24日】 ・ 管内被害箇所を道路維持課及び河川課に報告した。
- 【3月26日～】 ・ 以降1年間は転送電話にて緊急連絡体制を実施した。
- 【3月28日】 ・ 県道猿島常総線仮復旧工事を開始した。
 - ・ 国道354号つくば野田線は，復旧完了まで歩道の通行止めを実施した。
- 【4月26日】 ・ 県道猿島常総線仮復旧工事が完了し，全面開通となった。
- 【5月19日～】 ・ 第1次災害査定を開始した。
- 【10月4日】 ・ 国道354号 坂東市大口の災害復旧工事に着工した。
- 【10月6日】 ・ 主要地方道つくば野田線 坂東市矢作の災害復旧工事に着工した。
- 【10月8日】 ・ 一般県道猿島常総線 坂東市平八新田の災害復旧工事に着工した。
- 【平成24年1月31日】 ・ 国道354号 坂東市大口の災害復旧工事が完了した。
- 【平成24年2月4日】 ・ 一般県道猿島常総線 坂東市平八新田の災害復旧工事が完了した。

(ウ) 直轄国道の応急・復旧対応

直轄国道については、震災直後に県内で路面陥没や断続的な段差が生じ、最大10箇所で行き止まりとなり、特に国道51号（東茨城郡大洗町成田町）においては、約5kmにわたる断続的な段差が発生した。また、国道6号（北茨城市磯原町磯原）は、津波による大きな損傷を受けた。

a 応急対応

【3月17日】・ 国道50号（筑西市乙）の段差が生じた箇所の応急工事が完了し、通行止めを解除した。

【3月23日】・ 国道51号（東茨城郡大洗町成田町）の段差が生じた箇所の応急工事が完了し、4車線を2車線での暫定供用により、通行止めを解除した。

b 復旧対応

【11月】

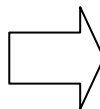
- ・ 国道6号（北茨城市磯原町磯原）の津波による損傷を受けたL＝約0.3kmの復旧工事が完了した（※8月31日には、本復旧工事の進捗に伴い通行規制を解除）。

【平成24年3月】

- ・ 国道50号（筑西市乙）の段差が生じたL＝約0.1kmの復旧工事が完了した。
- ・ 国道51号（東茨城郡大洗町成田町）の段差が生じたL＝約3.0kmの復旧工事が完了した（※12月26日 4車線を解放）。
- ・ 国道51号（鹿嶋市角折）の段差が生じたL＝約4.4kmの復旧工事が完了した。
- ・ 国道51号（稲敷市西代）の段差が生じたL＝約1.2kmの復旧工事が完了した。



国道51号大洗町成田町周辺被害状況



復旧後

(カ) 有料道路について

【3月16日まで】・ 下総利根大橋、水海道及び若草大橋の3路線については、緊急事態の特別措置として無料開放を実施した。

【3月20日、3月21日】・ 日立及び常陸那珂の2路線については、直結している高速道路の一般車両の通行が可能となったため、通行止めを解除した。

日立：3月21日 10時00分から通行止め解除

常陸那珂：3月20日 11時00分から通行止め解除

道路施設の検証

- 情報提供体制の構築
 - ・ 震災直後から多数の通行規制箇所が発生し、被害状況や通行規制箇所の把握に大変苦慮した。また、災害復旧工事が進捗するにつれ、通行規制状況の変化（規制内容の変化、解除）を把握するのに苦慮した。
 - ・ 住民への規制状況の提供については、HP等を用いて路線や箇所（地名）、復旧の見通しなどは提供できたが、位置図を提供するまでに日数を要したため、迅速かつ正確な規制情報が提供できる体制を構築する必要がある。

- 災害復旧担当の配置
 - ・ 大規模な災害が発生した場合、県出先事務所では、市町村からの災害復旧事業に係る工法や申請方法、実施に関する相談のほか、国土交通省への災害復旧申請に係る協議や災害査定への対応など、同時期に業務が集中することから、十分な対応が難しく、県庁や出先事務所に臨時に専属の窓口を設置するなどの対応が必要である。

ウ 河川・海岸施設・砂防施設

(ア) 被害状況の確認

a 被害状況の確認

- 【4月12日】 ・ 各事務所からの報告を受け、被害額について取りまとめを行った。
- 【5月6日】 ・ 被害箇所数と被害額について、2回目の取りまとめを行った。
 - ・ 災害査定の結果により、被害箇所数及び被害額を確定した。

(被害状況)

施設	被害内容	被害箇所
河川施設	堤防の亀裂及び一部損壊等	184箇所
海岸施設	堤防の亀裂及び一部損壊等	28箇所
砂防施設	砂防関連施設の一部損壊等	3箇所

b ダム漏水量点検の実施

【5月6日】

- ・ 地震発生後、藤井川ダム及び小山ダムにおいて、漏水計の計測値が増加したことから、土木研究所同行のうえ、詳細調査（堤体や監査廊内の目視点検、漏水計や揚圧力計の数値確認など）を実施し、ダムの健全性を確認した。

(イ) 応急対策

a 応急工事

- ・ 河川・海岸施設については、崩壊した堤防について、越水対策としての応急盛土や決壊防止対策として大型土のう設置を行うとともに、セメント材による地盤改良工事等を実施し、出水期前の5月までの応急復旧完了に向けて取り組んだ。

- ・ 砂防施設については、急傾斜地崩壊防止施設において法枠ブロック崩壊箇所へのブルーシート設置等の応急処置を行うとともに、伸縮計等の計器を設置した。

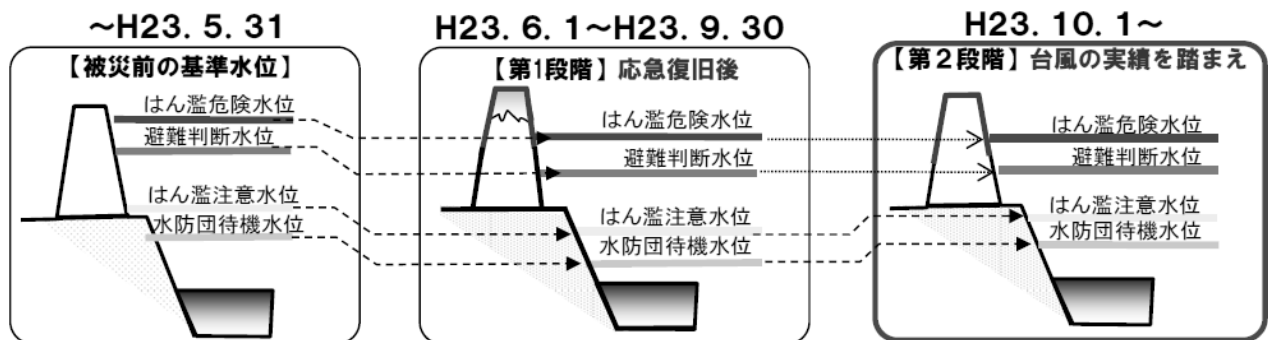
b 基準水位の見直し

【6月1日～】

- ・ 県管理河川の多くの箇所では被害が発生し、堤防の脆弱化が懸念されることから、これまでより早めの対応を図ることとしたため、当面の間、被災した9河川について暫定基準水位を設定した。

(県管理河川の暫定基準水位 (下段カッコ書きが暫定基準水位))

河川名	観測所	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	水防警報：A 水位情報周知：B
花園川	上小津田	1.90	2.60 (2.25)	2.90	3.20	A・B
	豊田	2.30	3.70 (3.00)	4.10	4.60	A・B
大北川	石岡	1.00	2.40 (1.70)	2.90	3.30	A・B
	磯原	1.70	2.70 (2.20)	3.20	3.60	A・B
関根川	下手綱	2.50	3.00 (2.75)	3.20	3.20	B
花貫川	島名	2.30	2.60 (2.45)	3.37	3.37	A・B
茂宮川	大和田	2.25	2.90 (2.58)	3.05	3.05	—
浅川	大方	2.19	2.66 (2.43)	2.88	3.83	—
澗沼川	高橋	3.10	3.50 (3.30)	—	—	—
	下石崎	1.30	1.54 (1.42)	—	—	—
銚田川	旭橋	1.50	1.80 (1.65)	—	—	—
巴川	北浦橋	1.90	2.45 (2.18)	2.80	2.97	B



基準水位の見直しの考え方 (国土交通省関東地歩整備局資料より)

(ウ) 災害査定への対応

a 災害報告

3月23日に国に第1報の災害報告をした。また、4月に「一か月訂正」、5月7日に「第2回訂正」、8月26日に「第3回訂正（最終）」を行い、災害報告を更新した。

b 査定の簡素化

今回の震災では、本県の過去5年間の被害箇所数（43箇所）に比べ、被害が甚大であることから、災害査定の速やかな処理を図るため、国に対して査定の簡素化について要望を行った結果、下記のとおり査定業務の簡素化が図られた。

(災害査定の簡素化)

項目	事項	
	従来	東日本大震災
1. 総合単価資料限度額の拡大	1,000万円未満	1億円未満
2. 机上査定	300万円未満	5,000万円未満
3. 総合単価・処理条件等による使用限度額の拡大	1,200万円	1億2千万円
4. 総合単価の併用申請額の限度額の拡大	1,200万円未満	1億2千万円未満
5. 4の変更後の国庫負担申請額の拡大	1,200万円未満	1億2千万円
6. 設計書添付図面（平面図及び横断面図）の簡素化		標準断面図による積上げができる
7. 「方針」第15の2第1号の金額拡大	4億円以上	30億円以上
8. 総合単価使用工種の拡大	23種117規格	25種133規格 (5種16規格追加)

c 災害査定の実施

【5月16日～9月9日】

- ・ 災害査定については、第1次査定を皮切りに、第8次査定までの延べ116日間で査定日数36日間にわたって実施された。
- ・ 査定の簡素化により、机上査定の範囲が大幅に拡大され、河川・海岸・砂防施設215箇所のうち、机上査定は181箇所と全体の約8割であった。
- ・ 査定事務の円滑化、効率化を図るため、従来、各班の随行者が行っていた査定結果の取りまとめを、河川課員（2～3名）が机上査定会場にて一括して行った。また、災害管理集計システムを改良した。
- ・ 災害査定の結果、河川災184箇所、約65億9千万円の査定決定となった。

(エ) 本復旧工事への対応

a 河川施設

【11月】

- ・ 災害査定が決定した後、出水期明けに工事に着手した。
- ・ 平成24年3月末時点、被害箇所184箇所のうち、96箇所完了しており、残りの箇所は平成24年度内に完了予定である。

b 海岸施設

- 平成24年3月末時点、被害箇所28箇所のうち、2箇所完了しており、残りの箇所は平成24年度内に完了予定である。

c 砂防施設

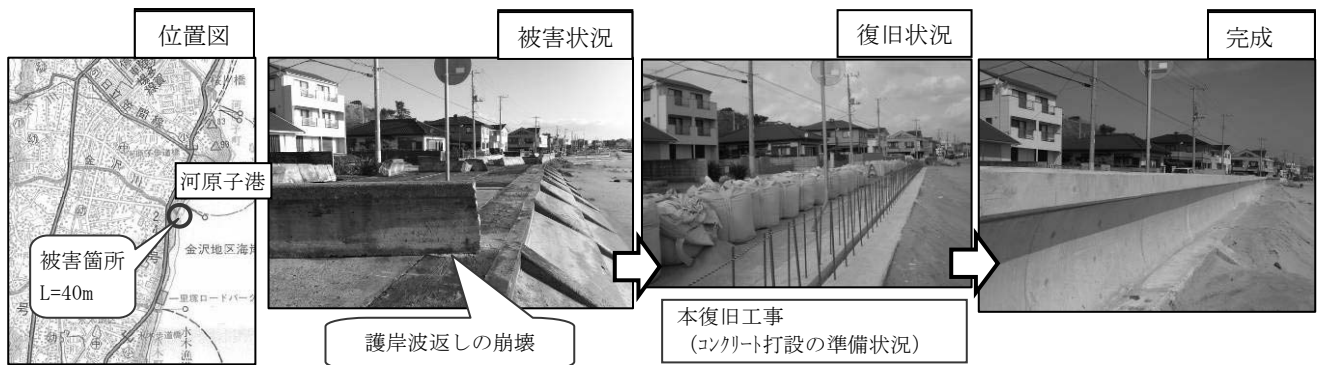
- 災害査定決定後、速やかに工事を発注し、平成23年度内に被害箇所3箇所すべて完了した。

d 河川・海岸・砂防施設の復旧状況

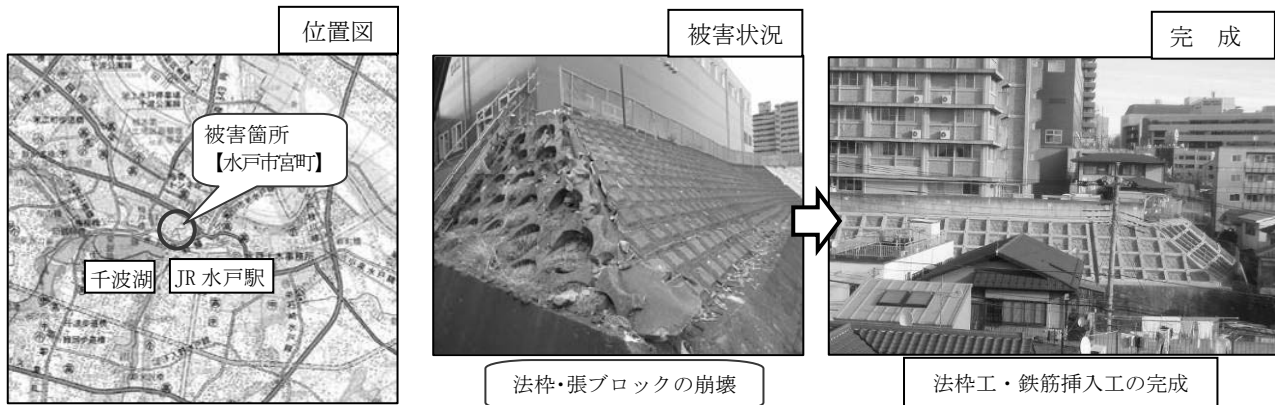
(a) 小野川堤防の復旧（稲敷市）



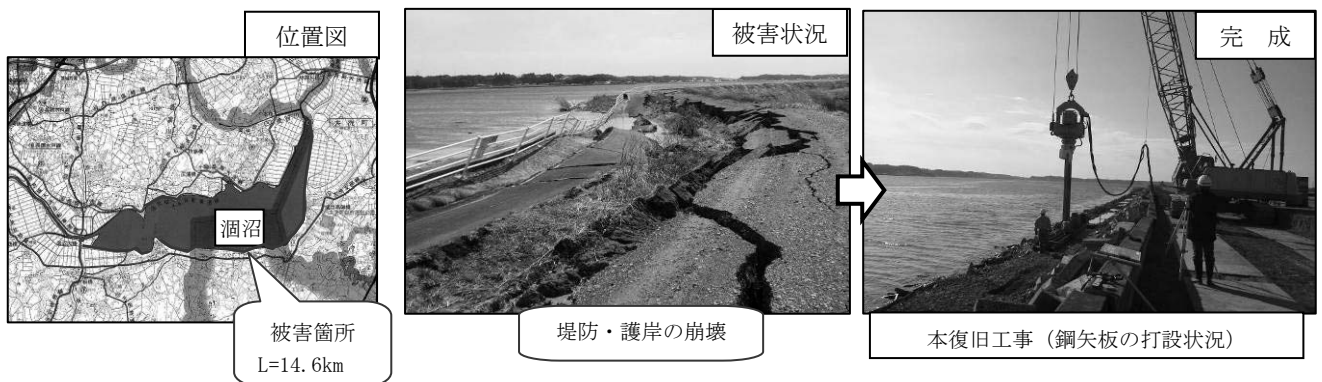
(b) 金沢海岸の護岸の復旧（日立市）



(c) 急傾斜地崩壊部の復旧（水戸市）



(d) 潤沼の堤防・護岸の復旧



(オ) 出先機関

a 水戸土木事務所

- 【3月14日】・被災した水戸市宮町急傾斜地について、国総研による被害状況の現地調査を実施し、16日までに被害箇所の応急対策を実施した。
- 【3月16日】・災害調査等対応業者（コンサルタント3社・測量会社9社）を確定し、被害箇所の調査、復旧工法の検討等を開始した。
- 【3月25日】・潤沼湖、宮町急傾斜の災害復旧について、国土交通省河川局防災課と事前協議を実施した。
- 【4月14日】・応急復旧対策及び災害申請準備を行うため、工事業者9社、測量、コンサルタント業者24社と契約した。
- 【4月18日～7月29日】・国土交通省等より災害復旧支援のため4名が派遣された。
- 【5月下旬】・応急復旧工事が完了した。
- 【5月16日～9月9日】・災害査定を、第1次査定から第8次査定まで計62箇所（河川61箇所、急傾斜1箇所）実施した。
- 【平成24年3月末まで】・災害査定後、順次、本復旧工事を発注し、17箇所（河川16箇所、急傾斜1箇所）が完了した。

b 常陸大宮土木事務所

- 【3月14～28日】・河川・海岸・砂防の点検パトロール及び被害状況調査を行った。
- 【3月25日】・河川・地すべり災害復旧に係る測量・地質調査・設計業務について2件、河川災害応急仮復旧工事について1件、それぞれ請書により発注した。

- 【3月29日, 31日】 ・ 海岸災害復旧に係る測量・地質調査・設計業務について3件、それぞれ請書により発注した。
- 【4月中旬～6月17日】 ・ 国土交通省等より災害復旧支援のため1名が派遣された。
- 【4月18日】 ・ 災害査定申請に係る災害査定積算委託業務1件を発注した。
- 【4月28日】 ・ 河川災害応急仮復旧工事（1件）が完了した。
- 【5月16日～6月3日】 ・ 災害査定を、第1次査定から第2次査定まで7箇所（河川5箇所、海岸1箇所・地すべり1箇所）実施した。
- 【平成24年3月末まで】 ・ 災害査定後、順次、本復旧工事を発注し、2箇所（河川1箇所、地すべり1箇所）が完了した。

c 大子工務所

- 【3月18日】 ・ 押川の堤防天場の亀裂をシートで養生した。
- 【4～6月頃】 ・ 河川維持修繕工事で土砂撤去や倒木撤去を行った。
- 【5月中旬】 ・ 押川の災害復旧工事申請のため、丁張り設置を行った。
- 【5月17日】 ・ 第1次査定において河川1箇所の災害査定を実施した。
- 【10月まで】 ・ 災害査定後、直ちに本復旧工事を発注し、工事を完了した。

d 常陸太田工事事務所

- 【3月14日～31日】 ・ 県測量業協会の協力を得て、被害箇所・被害状況調査を実施した。
- 【3月22日】 ・ 災害復旧申請図書作成に係る業務を発注した。
- 【3月30日】 ・ 応急復旧工事について、5河川10箇所を発注した（11月下旬までに完了）。
- 【5月16日, 19日】 ・ 第1次査定において河川5箇所の災害査定を実施した。
- 【平成24年3月末まで】 ・ 災害査定後、直ちに本復旧工事を発注し、工事を完了した。

e 高萩工事事務所

- 【3月14～31日】 ・ 河川・海岸・砂防の点検パトロール及び被害状況調査を実施した。
- 【3月中旬頃】 ・ 河川の護岸崩壊箇所の応急復旧等を実施した。
- 【3月24日】 ・ 小山ダム崩落法面について法面専門家に調査を依頼し、復旧方法のアドバイスをいただいた。
- 【3月16日】 ・ 応急復旧対策として工事業者1社と請書により契約した。
- 【3月17日】 ・ 応急復旧対策及び災害申請準備として、工事業者1社、測量業者11社と請書により契約した。
- 【4月19日】 ・ 大島国土交通大臣（当時）が沿岸地域を現地視察した。
- 【4月23日】 ・ 米国土木学会調査団の海岸・港湾・漁港の現地調査に同行した。
- 【5月6日】 ・ 小山ダムの漏水量増加に伴う土木研究所による現地調査を実施した結果、貯水位を下げる必要はないとのことであった。
- 【5月16日～7月15日】 ・ 災害査定を、第1次査定から第5次査定まで32箇所（河川23箇所、海岸9箇所）実施した。
- 【平成24年3月末まで】 ・ 災害査定後、順次、本復旧工事を発注し、4箇所（河川4箇所、海岸0箇所）が完了した。

f 鉾田工事事務所

- 【3月14日】 ・ 津波警報解除により海岸パトロールを実施し、被害状況を確認した。
- 【3月17日】 ・ 災害申請箇所について、コンサルタント各社へ請書により申請書類の作成を依頼した。

【3月22日】 ・ 災害適用除外箇所について、請書により建設会社と応急復旧工事を契約した。

【5月下旬まで】 ・ 応急復旧工事が完了した。

【5月16日～7月15日】 ・ 災害査定を、第1次査定から第5次査定まで26箇所（河川20箇所、海岸6箇所）実施した。

【平成24年3月末まで】 ・ 災害査定後、順次、本復旧工事を発注し、19箇所（河川18箇所、海岸1箇所）が完了した。

g 潮来土木事務所

【3月14～15日】 ・ 職員2名1班による海岸パトロールを実施し、急傾斜地について緊急点検を開始した。

【3月14日～】 ・ 順次、応急復旧対応として工事2件、調査7件の委託契約を結んだ。

【4月中旬まで】 ・ 応急復旧工事が完了した。

【5月17日～7月27日】 ・ 災害査定を、第1次査定から第6次査定まで14箇所（河川2箇所、海岸12箇所）実施した。

【平成24年3月末まで】 ・ 災害査定後、順次、本復旧工事を発注した。

h 竜ヶ崎工事事務所

【3月18日】 ・ 占有者緊急連絡会議を開催した

【3月18日】 ・ 応急復旧工事について工事11件、災害査定について委託7件の契約を結んだ。

【4月18日～6月末】 ・ 国土交通省等より災害復旧支援のため3名が派遣され、災害査定準備について協力していただいた。

【5月16日、20日】 ・ 第1次査定において河川35箇所の災害査定を実施した。

【5月23日～6月30日】 ・ 新利根川、小野川において本復旧工事を発注し、完了させた。

【平成24年3月末まで】 ・ 災害査定後、順次、本復旧工事を発注し、河川20箇所が完了した。

i 土浦土木事務所

【5月16日～9月9日】 ・ 災害査定を、第1次査定から第8次査定まで17箇所（河川17箇所）実施した。

【平成24年3月末まで】 ・ 災害査定後、順次、本復旧工事を発注し、河川16箇所が完了した。

j 筑西土木事務所

【3月14～17日】 ・ 河川堤防、砂防施設のパトロールを実施した（河川：3班体制 砂防：1班体制）。

【3月22日】 ・ 応急復旧対策及び災害申請準備を行うため、測量会社と請書により契約した。

【4月1日】 ・ 堤防破損箇所へのブルーシート等での応急復旧対策を実施した。

【5月16日】 ・ 第1次査定において4箇所（河川3箇所、砂防1箇所）の災害査定を実施した。

【平成24年3月末まで】 ・ 災害査定後、順次、本復旧工事を発注し、すべての箇所で工事を完了した。

k 常総工事事務所

- 【3月14日】 ・ 糸繰川・北台川が被災したが、いずれも緊急対応は必要なく、応急工事で対応した。
- 【3月23日】 ・ 糸繰川・北台川において、応急工事請負業者と共に現地を巡視し、ブルーシートによる養生を現場において指示した。
- 【3月30日】 ・ 応急工事が完了した。
- 【5月16日】 ・ 第1次査定において河川1箇所 of 災害査定を実施した。
- 【平成24年2月まで】 ・ 災害査定後、本復旧工事を発注し、完了した。

1 境工事事務所

- 【3月14～17日】 ・ 被害状況把握のため、パトロールを実施した。
- 【3月18日】 ・ 西仁連川の被害箇所について、応急復旧工事に着手し、出水期前の5月末までには堤防本体を概成させた（7月15日工事完了）。
- 【5月下旬まで】 ・ 被害箇所のシート養生など応急対応を実施した。
- 【5月16日～19日】 ・ 第1次査定において河川10箇所の災害査定を実施した。
- 【平成24年3月末まで】 ・ 災害査定後、順次、本復旧工事を発注し、河川9箇所が完了した。

河川・海岸・砂防施設の検証

○応急復旧工事の実施箇所の選定について

- ・ 大規模被害箇所や浸水のおそれがある箇所については、応急復旧工事を行い出水期に備えた。その結果、平成23年の出水期については、台風15号の襲来などがあったものの、震災による被害箇所については事前の対応により被災しなかった。しかし、応急復旧工事箇所の選定は、速やかな復旧の観点からも、応急復旧工事実施箇所の拡大が必要と思われることから、今後も検討していく必要がある。

○災害査定の円滑な処理のための対応

- ・ 膨大な災害査定箇所数に対応するため、災害管理集計システムが大規模災害にも対応できるよう急遽改造し、災害査定事務処理を円滑に進めた。

エ 港湾施設

(ア) 港湾課

a 復旧・復興方針の策定

- 【5月】 ・ 各振興協会、国土交通省、港湾課及び各事務（業）所による「港湾復旧・復興協議会」を開催し、意見交換会を実施した。
- 【8月】 ・ 港湾復旧・復興協議会の意見を反映し、「復旧・復興方針（産業・物流復興プラン）」を策定した。
 - ・ この復旧方針に従い、主要な施設を平成23年度内、一部の施設を除いた港湾施設を平成24年度内に復旧するという目標を立てた。

(a) 港湾復旧・復興会議の開催状況

- 【5月12日】 ・ 大洗港区復旧・復興協議会を開催した。

- 【5月25日】 ・ 常陸那珂港区復旧・復興協議会を開催した。
- 【5月26日】 ・ 日立港区復旧・復興協議会を開催した。
- 【5月27日】 ・ 鹿島港復旧・復興協議会を開催した。
- 【8月19日】 ・ 復旧・復興方針を公表した。

b 港湾の暫定供用開始

発災直後、各港湾（区）の岸壁及びふ頭用地は利用不可能な状態となった。各港湾（区）で優先的に復旧させる岸壁を決定し、1日でも早い供用開始を目指すこととした。被害の比較的小さい岸壁については順次応急復旧を行い、暫定供用開始をしていくこととした。

被害が大きく、暫定的な復旧が難しい岸壁等については、船社や荷主等と調整のうえ、他港にシフトしてもらうなどの措置をとった。

なお、航路・泊地が埋没している岸壁については、海上保安部との協議を行い、喫水制限を行い暫定供用とした。ふ頭用地については、陥没や段差は、応急的に砕石や敷鉄板により、荷役作業が可能となるようにし、その後、荷役作業と調整をしながら本格復旧を行った。

(a) 供用開始状況

- 【3月15日】 ・ ほとんど被害がなかった茨城港常陸那珂港区の耐震強化岸壁（△7.5m）が震災から4日後に供用開始した。
- 【3月18日】 ・ 鹿島港北公共ふ頭地区C岸壁が供用開始した。
- 【3月20日】 ・ 茨城港日立港区第2ふ頭地区B岸壁及び第5ふ頭地区D岸壁が供用開始した。
- 【3月23日】 ・ 茨城港大洗港区第4ふ頭地区△8m岸壁が供用開始した。
 - ・ 3月中に利用可能な岸壁は、茨城港、鹿島港合わせて13岸壁あった。
 - ・ その後、応急復旧が完了した岸壁から順次、暫定供用を開始し、平成23年度末で、茨城港、鹿島港合わせて39の公共岸壁のうち、31岸壁が利用可能となった。

c 定期航路の状況

震災に伴い、他港にシフトしていた定期航路については、船社や荷主へ復旧状況の説明等を行い、岸壁や荷役機械等の復旧に合わせて順次再開した（主な航路再開状況は下記のとおり）。

(a) 航路再開状況

- 【4月6日】 ・ 茨城港常陸那珂港区 北海道定期RORO航路が再開した。
- 【4月25日】 ・ 常陸那珂港区 東南アジア定期RORO航路が再開した。
- 【5月20日】 ・ 常陸那珂港区 北九州定期RORO航路が再開した。
- 【5月25日】 ・ 日立港区 北海道定期RORO航路が再開した。
- 【6月1日】 ・ 常陸那珂港区 北米定期RORO航路が再開した。
- 【6月6日】 ・ 大洗港区 北海道定期フェリー航路が再開した。
- 【7月1日】 ・ 常陸那珂港区 欧州定期RORO航路が再開した。
- 【7月8日】 ・ 鹿島港 内航フィーダー航路が再開した。
- 【7月29日】 ・ 常陸那珂港区 内航フィーダー航路が再開した。
- 【8月1日】 ・ 常陸那珂港区 豪州定期在来航路が再開した。

- 【8月18日】 ・ 常陸那珂港区 極東ロシア定期RORO航路が再開した。
- 【8月31日】 ・ 常陸那珂港区 南アメリカ定期RORO航路が再開した。
- 【9月23日】 ・ 常陸那珂港区 北米定期コンテナ航路が再開した。
- 【11月26日】 ・ 常陸那珂港区 中国・東南アジア定期RORO航路が再開した。



4月25日：東南アジア定期RORO航路再開
(茨城港常陸那珂港区)



7月8日：内航フィーダー航路再開
(鹿島港)

d 災害査定

地震発生直後から現場調査を実施し、順次国土交通省関東地方整備局に被害報告を行った。その後、被害状況や箇所数を精査し、4月10日に確定報告を行った。

茨城港、鹿島港及び地方港（川尻、河原子、土浦）について災害復旧事業を申請し、査定については、震災から2か月後の5月に第1次査定が実施され、10月の第4次査定まで実施された。

また、今回の被災を受け、今後大規模地震が発生した場合の物資の緊急輸送や住民の避難等に供するために、茨城港日立港区の第4ふ頭地区水深10m岸壁を、耐震機能を有する岸壁として復旧することとした。

(a) 災害査定状況

- 【3月下旬】 ・ 関東地方整備局と応急復旧工事の事前協議を行った。
- 【4月上旬】 ・ 国土交通省港湾局と復旧対象施設や復旧方法について協議を行った。
- 【5月中旬】 ・ 関東地方整備局に被害状況を説明した（査定官説明）。
- 【5月下旬】 ・ 関東財務局に説明を行った（立会官説明）。

	箇所数	申請額	決定額	査定率
第1次査定 5月31日～6月3日	19箇所	4,195,029千円	4,125,316千円	98.3%
第2次査定 6月13日～6月16日	16箇所	1,292,056千円	1,218,006千円	94.3%
第3次査定 7月11日～7月15日	28箇所	2,985,181千円	2,756,898千円	92.4%
第4次査定 10月11日～10月14日	26箇所	1,036,646千円	990,679千円	95.6%
合計	89箇所	9,508,912千円	9,090,899千円	95.6%

e 被災地視察

- 【4月7日】 ・ 鈴木克昌 総務副大臣（当時）視察（河原子港，日立港区）
- 【4月8日】 ・ 照井恵光 関東経済産業局長（当時）視察（常陸那珂港区）
- 【4月19日】 ・ 大島章宏 国土交通大臣（当時）視察（日立港区）
- 【4月23日】 ・ 大島章宏 国土交通大臣（当時）視察（常陸那珂港区，大洗港区，鹿島港）
- 【7月5日】 ・ 東海村議会「ひたちなか地区問題調査特別委員会」視察（常陸那珂港区）
- 【7月13日】 ・ 宿利正史 国土交通審議官（当時）視察（日立港区，常陸那珂港区，大洗港区，鹿島港）
- 【10月6日】 ・ 郡和子 内閣府大臣政務官（当時）視察（常陸那珂港区）
- 【平成24年3月24日】 ・ 末松義規 復興副大臣（当時）視察（常陸那珂港区）

f 関係機関との調整

(a) 上屋荷役施設の補助協議

本来，災害復旧事業の対象となるのは，公共港湾施設であり，防波堤等の外郭施設や岸壁，航路・泊地等であるが，機能債及び臨海債で整備した上屋やガントリークレーンについても液状化や津波により甚大な被害を受けているため，これら起債事業で整備した施設についても，災害補助を認めてもらえるように，確定報告の前に関東地方整備局と協議を行い，事業として認められることとなった。

(b) 岸壁の暫定供用

規定の水深が確保されるまで船舶の喫水制限をして，暫定供用させることとし，海上保安部と協議を行い，了解を得た。

(c) 鹿島港外港地区岸壁の耐震化

鹿島港外港地区の水深-14m岸壁は，直轄事業により整備が進められていたが，工事の中断を余儀なくされた。

今回の大震災で岸壁の耐震機能の重要性がより認識されたことから，鹿島港の港湾計画を見直し，水深-14m岸壁について耐震化することとなった。

- 【11月】 ・ 関東地方整備局及び直轄事務所と協議を行い，港湾計画の変更（一部変更）をし，耐震強化岸壁として位置づけ，平成23年度補正予算により耐震化（地盤改良）を行うこととなった。

港湾課の検証

○他県及び他事務所からの受入体制強化

- ・ 災害査定などの膨大な業務を遂行するためには，現有職員だけではマンパワーが不足しており，他県及び他事務所からの応援職員の受入体制を強化する必要がある。
- ・ 県内部においては，他事務所職員の派遣について，事務手続を簡素化して早期の事例発令が可能となるようにするなど，ある程度の対応が可能と思われるが，他県からの応援職員となると，宿舍や通勤手段の確保等，受け入れる側で体制を整えておく必要がある。

○災害査定

- ・ 国の災害査定については簡素化されたが，地盤沈下に対する復旧方針などが二転三転したため

に、多くの時間と労力を要する業務となってしまった。今後は大災害における効率的な査定の進め方について国と協議して、円滑に査定が進むように改善すべきである。

○港湾機能を早期に回復させるための浚渫船等の資機材の不足

- ・ 航路の埋没については、浚渫船と測深機が必要であるが、国内の浚渫船が少ないことから取り合いが発生し、その結果、暫定水深による供用開始に遅れが生じた。茨城県だけでなく、他県でも必要な機材等については、より広域的な調達方法を検討すべきである。
- ・ 航路・泊地の浚渫土砂の受入場所が不足するなどの問題が生じたことから、公共の土砂処分地を設置するなどの対応が必要である。

(イ) 出先機関・所管施設

a 茨城港日立港区事業所

(a) ふ頭内の主な被害状況

- ・ 港内の全域にわたり、ソーラスフェンスの倒壊や岸壁背後地に保管していた荷物の被災（完成自動車や鉱物等）
- ・ 第1, 2 ふ頭上屋の一部損壊
- ・ 第5 モータープール及び第1 モータープールの冠水
- ・ 第1 ふ頭B, Cバース（タンカーバース）の陥没
- ・ 第4 ふ頭C, Dバースのエプロンの陥没と、Dバース先端部ケーソンの転倒によるふ頭用地の流出, Eバースエプロン部分の陥没
- ・ 第5 ふ頭の完成自動車約1,600台（日産車1,350台, ベンツ250台）が被災, 一部延焼
- ・ 第1 ふ頭のふ頭用地とセメントサイロ周辺の舗装の陥没
- ・ 第2 ふ頭のC, Dバース岸壁陥没, Cバース先端部ケーソン流出, Bバースのエプロン陥没, 上屋前面舗装の沈下等
- ・ 港区事業所の駐車場は水没。建物には直接被害なかったが、地下埋設の水道管等が一部損傷。
- ・ すべてのふ頭でエプロン部以外が液状化による陥没（40～60 cm）
- ・ すべてのふ頭が液状化, No.3, No.6 の航路浮標灯が移動（茨城海上保安部より連絡）



陥没した第4ふ頭地区のふ頭用地



流出した第2ふ頭地区の護岸・ふ頭用地

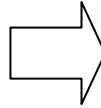
(b) 応急復旧対策

- 【3月14日】
 - ・ 車両通行のため、臨港道路のがれきの撤去を行った。
 - ・ 日立港区内の岸壁において、東北への緊急物資輸送や、背後圏企業活動の再開を受け入れるため、被災による変状が比較的小さい岸壁から最優先復旧岸壁を設定した（2-B岸壁、5-D岸壁、4-E岸壁）。
- 【3月16日】
 - ・ エプロンやふ頭用地等の港湾施設のうち、第1ふ頭地区、第2ふ頭地区、第4ふ頭地区南側及び第5ふ頭地区の舗装部及び臨港道路の空洞化調査を発注した。
 - ・ 特に最優先復旧岸壁や航路を中心として、港内全域の深浅測量及び岸壁の健全度を点検する業務の発注を行った。
 - ・ 最優先復旧施設の供用再開をするため、応急復旧工事を発注した。
- 【3月17日】
 - ・ 日立港区第1ふ頭地区で震災に伴い逼迫している石油類を荷揚げするため、1-B、C岸壁を最優先復旧岸壁に追加した。
- 【3月19日】
 - ・ 日油会、出光石油、日立埠頭等タンカーバース利用者と早期利用再開へ向けた利用者会議を開催した。
- 【3月20日】
 - ・ 日立2-B（吃水6.5m）及び日立5-D（吃水9.0m）岸壁の供用を再開した。
- 【3月21日】
 - ・ 完成自動車の輸入を5月連休明けに再開することを目標に、応急復旧の作業を開始した。
- 【3月22日】
 - ・ 日立港の湾関係事業者等が復旧に向けて損壊散乱した貨物の集積及び利用者への被害状況の提供に着手した。
- 【3月23日】
 - ・ 日立港内フェンスの倒壊箇所の応急復旧を行った。
- 【3月28日】
 - ・ 日立第1ふ頭地区、第2ふ頭地区及び臨港道路の空洞化調査を終了した。
 - ・ 日立1-B、C岸壁の陥没箇所の応急復旧（砕石による敷き均し）が完了した。
- 【3月29日】
 - ・ 日立1-C岸壁を供用再開し（吃水5.5m）、第1船が入港した（ガソリン1,540kℓ、灯油630kℓ、軽油620kℓ、移入）。
- 【4月2日】
 - ・ 日立1-B岸壁を供用再開し（吃水5.5m）、第1船が入港した（ガソリン1,990kℓ、移入）。
- 【4月3日】
 - ・ 日立2-B岸壁で第1船が入港した（大型タービン、移出）。
- 【4月11日】
 - ・ 津波により港内へ飛散した沈没車等の引揚げ作業を実施した。
- 【5月9日】
 - ・ 日立4-E岸壁の供用を再開した（吃水9m）。
- 【5月19日】
 - ・ セメント生産原燃料の石炭需要逼迫に対応するため、1-D岸壁の応急復旧を実施した。
- 【5月25日】
 - ・ 日立4-E岸壁にほくれん丸第1船が入港した。
- 【5月27日】
 - ・ 日立5-D岸壁で第1船が入港した（完成自動車（ベンツ）、輸入）。
- 【5月31日】
 - ・ 日立1-D岸壁の供用を再開した（吃水6.0m）。
 - ・ 港湾局第1次災害査定を行った（～6月3日）。うち日立港区は、6月1日から3日。

- 【6月1日】 ・ 川尻港野積場等の応急復旧に着手。
- 【6月13日】 ・ 港湾局第2次災害査定を行った（～6月17日）。うち日立港区は、6月15日から16日。
- 【6月29日】 ・ 日立5-D岸壁野積場の面積を確保するための応急復旧を追加した。
- 【7月11日】 ・ 港湾局第3次災害査定を行った（～7月15日）。うち日立港区、川尻港、河原子港は、7月13日から15日。
- 【7月25日】 ・ 日立5-D岸壁で第1船が入港した（完成自動車（日産）、輸出）。
・ 日立4-F岸壁（専用）が完全復旧した。
- 【8月4日】 ・ 4-F岸壁（専用）完全復旧後初の荷役が行われた（発電用ローター積み込み）。
- 【8月18日】 ・ 日立5-C岸壁災害復旧工事（国交省）に着手した。
- 【10月11日】 ・ 港湾局第4次災害査定を行った（～10月14日）。うち日立港区は、10月12日から13日。
- 【12月7日】 ・ 4-E岸壁野積場の応急復旧を追加した。
- 【12月20日】 ・ 日立5-B岸壁災害復旧工事（国交省）に着手した。
- 【平成24年2月頃】 ・ 4-E岸壁からの釧路向け完成自動車の取扱いを開始した。



日立港区5ふ頭地区被災直後



日立港区5ふ頭地区応急復旧状況

日立港区事業所の検証

○職員配備

- ・ 県北部臨海部は甚大な被害が発生したが、臨時の技術職員の大幅増員がされず、職員は応急復旧と災害査定業務に終始し、本復旧のための業務に手がまわらなかった。日立港区管轄は漁港を含めた土木部災害査定決定額の3割が集中しているため、速やかな職員のシフトが可能になるよう検討が必要である。

○常時の施設管理体制

- ・ 港湾災害の復旧は、震災前の施設管理諸元に基づいて行うことになるが、諸元が不明なものが多く復旧担当職員の設計調整が著しく難航し、本復旧の着工を遅らせた。また、予算も国費と県費が必要で、工事種別も海洋土木から建築・電気などと多様であることから、常時の施設管理体制のあり方を見直すとともに、これらを順次解決処理できる能力をもつ職員の養成が必要である。

b 茨城港湾事務所

(a) 主な被害状況

- ・ 北ふ頭外貿地区のガントリークレーンの脱輪等
- ・ 内貿地区管理棟の液状化による被災
- ・ 臨港道路4号線にて70cmの段差が生じ分断。5号線は波打ち箇所が多数発生。
- ・ 中央ふ頭F地区の締切り護岸の一部及び仮締切り護岸が流出



臨港道路の被害状況



津波により散乱したコンテナ

(b) 応急復旧対策

- 【3月中旬】 ・ 臨港道路4号線を砕石等により応急復旧を行い、暫定供用を開始した。
- 【3月15日】 ・ 中央ふ頭地区△7.5m耐震強化岸壁が供用開始した。
- 【3月下旬】 ・ 北ふ頭内貿地区・南ふ頭地区の災害査定に向けた被害状況確認及び測量作業を開始した。
 - ・ 北ふ頭外貿地区の直轄岸壁の応急復旧が完了した。
- 【4月上旬】 ・ 液状化の激しかった臨港道路5号線を砕石等により応急復旧を行い、供用開始した。
 - ・ 中央ふ頭において、内貿RORO船の航路が再開（昼荷役）した。
- 【4月中旬～】 ・ 北ふ頭内貿地区の岸壁背後地について、舗装版を破砕したAS殻及び敷鉄板等により車両通行や荷役ができるよう応急復旧を行った。
- 【4月下旬】 ・ 北ふ頭内貿地区の岸壁応急復旧工事に着手した（5月13日完了）。
 - ・ 北ふ頭外貿地区に震災後初の外航船が入港した（建設機械輸出）。
- 【5月上旬】 ・ 北ふ頭外貿地区岸壁背後の応急復旧箇所に鉄板を敷設し、荷役ができる状態にした。また、ふ頭用地の地盤が波を打っている箇所の舗装版を破砕し、車両通行や貨物の蔵置場所を確保した。
- 【6月中旬】 ・ 臨港道路4号線及び5号線の応急舗設復旧を実施した。
 - ・ 外貿地区全体の測量を実施した。
- 【6月下旬】 ・ 北ふ頭内貿地区の岸壁背後地の空洞化調査を実施した。
- 【9月】 ・ 北ふ頭外貿地区埠頭用地約2haの舗装を完了させ、荷役が可能となった。
 - ・ 北ふ頭ケーソン護岸目地部の調査を実施した。
- 【10月】 ・ 北ふ頭外貿地区の特別高圧ケーブルのケーブル引替え工事に着手した。
- 【11月】 ・ 被災したガントリークレーン2基の復旧工事を開始した。
 - ・ 北ふ頭内貿地区ふ頭用地中古車ヤード第1期（2ha）本復旧が完了した。

【12月下旬】 ・ 北ふ頭内貿地区ふ頭用地中古車ヤード第2期(2ha)本復旧が完了した。

【平成24年1月】 ・ 北ふ頭外貿地区ふ頭用地約2haの舗装が完成し、計約4.5haの舗装が完成した。

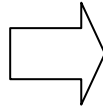
・ メンテナンスショップの復旧工事を開始した。

【平成24年4月】 ・ ガントリークレーン供用を開始した。



(常陸那珂港区 北ふ頭地区)

被災直後



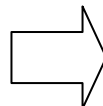
(常陸那珂港区 北ふ頭地区)

応急復旧状況



(常陸那珂港区 臨港道路5号線)

被災直後



(常陸那珂港区 臨港道路5号線)

応急復旧状況

茨城港湾事務所の検証

○災害復旧対応のための職員配置体制について

- ・ 港湾における災害復旧の場合、機械、電気、上下水道等、災害復旧工事を担当する職員には専門外で、かつ、特殊な施設が多いため、復旧事業を軌道に乗せるために時間を要した。即応できる体制の確保を検討すべきである。

c 茨城港大洗港区事業所

(a) 被害状況

- ・ 港内の海中にシャーシ、乗用車、漁網等が流出・落下。港湾施設約20cm沈下。港湾施設全体及びオイルフェンスや防護策等の設備に甚大な被害。特に航路及び泊地は、漂砂により平均約2m埋没し規定の水深が確保できず、フェリーの入出港不可。
- ・ 漁港地区：南北波除堤及びふ頭先端部が崩落並びに南防波堤内側の物揚場がほぼ全面崩落、荷さばき地等の不等沈下発生。
- ・ 第3ふ頭（フェリーふ頭）：エプロン破損、物揚場及び荷さばき地が液状化等により亀裂・空洞化が多数発生。荷役関係設備の破損流出。西側先端の剥離、西側接岸エ

リアが土砂で約1m埋没し、規定水深を満たさずフェリーが接岸不能。

- ・ 第4ふ頭（客船・貨物ふ頭）：岸壁法線が海側に約50cm湾曲して飛び出し。物揚場及び荷さばき地の沈下、空洞化、亀裂等が多数発生。
- ・ マリーナ地区：栈橋崩壊、クレーン施設の破損。給油設備、受変電施設、浄化槽等が全壊し、使用不能。係留船舶122隻中30隻が流出し残った船舶の破損。
- ・ 大洗サンビーチ：ビーチの砂が流出し、海岸形状等が変形。港区内の緑地・公園の舗装煉瓦が剥離散乱。上下水道等便益施設が使用不能。
- ・ 第3・4埠頭の高圧受変電施設の全損により電源を確保不能。
- ・ 新旧ターミナルビル：約1.7mの床上浸水。1階部分が壊滅的被害、上下水道及び空調設備等が使用不能。
- ・ 港区域内にある漁業関係施設、科学館、商業施設等の施設が浸水被害。



津波が押し寄せてきたフェリーターミナル

(b) 応急復旧対策

- 【3月14日】
 - ・ 午前、第3ふ頭地区及び漁港区に水没している車両・シャーシ等引揚げについての保安部及び大洗町と協議を踏まえ、クレーン船業者に第3、第4ふ頭、泊地の魚網及び漁港区の漁船の引揚げを指示した。
 - ・ 大洗マリーナの給油施設が使用不能となったため、作業船用燃料を地元石油店及び漁連から確保した。
 - ・ 復旧工事等に向けた臨港道路の通行を確保するため、がれき・土砂等の緊急撤去を地元建設業者へ指示した。
 - ・ 保安部との協議の結果、水深が確保できるまでフェリーの入港を認めないこととした。11時15分の津波警報発令により一時避難（作業船団は沖合に待避）した。
- 【3月16日】
 - ・ 大洗港区事業所事務所の主幹電源（低圧）の復旧作業を実施した。
- 【3月18日】
 - ・ 大洗港区事業所の下水道が使用できなくなったため、仮設トイレを1基設置した。翌週までに2基に増設し、1基を新旧ターミナルビル関係者用として移設し、併せて暖房器具及び暖房器具用燃料を調達した。
 - ・ 国土交通省による港内水深測量を開始した。
- 【3月22日】
 - ・ 旧ターミナルビルに仮設電源（低圧）による通電が再開された。

- 【3月24日】 ・ 第1回大洗港復旧復興連絡会議を開催した（商船三井フェリー，茨城ポートオーソリティー（I P A C），大洗町，港湾課，事業所）で構成，第2回（3月30日），第3回（4月8日），第4回（4月19日），第5回（10月6日）開催）。
- ・ 第4ふ頭岸壁を港湾管理者が認める緊急支援船舶・工事船舶等に対し5mの喫水制限で供用を再開した。
- ・ 民主党議員団の視察を受け入れた。
- 【4月10日】 ・ 津波により流されたコンテナ及び港内に流出した自動車等の回収を開始し，フェリー入出港に向けた暫定喫水確保に向けた浚渫作業が可能な範囲で完了した（以後の水中残存落下物撤去は本格復旧に向けた浚渫に併せて対応した。）。
- 【4月12日】 ・ 旧ターミナルビルの応急復旧が完了し入居を再開した。
- 【4月14日】 ・ 大洗マリーナの管理事務用に仮設電源（低圧）による通電が再開した。
- 【4月16日】 ・ 航路及び泊地の暫定航路確保に向けて，グラブ船とポンプ船を併用した本格的な浚渫作業を開始した。
- 【4月23日】 ・ 大畠国土交通大臣が被災地の現地視察を行い，マリンタワーより全容，新ビルにて概要を説明した。
- 【4月26日】 ・ 県議会閉会中土木委員会の現地視察が行われ，事務所にて概要を説明し，第3ふ頭及び漁港区を視察・調査した。
- 【4月28日】 ・ 災害復旧調整会議（港湾課，商船三井フェリー，大洗港区事業所）を事業所会議室で開催した（復旧計画の情報共有化などを諮る。）。以降，適宜実施した。
- 【5月】 ・ 大洗マリーナの復旧について同利用者協議会から県に要望書が提出された。
- 【5月2日】 ・ 復旧業務の本格化に向けて臨時職員1名を雇用した。
- 【5月12日】 ・ 茨城港大洗港区復旧・復興会議を事業所会議室で開催した（国，県，町，官民の関係機関）。
- 【5月20日】 ・ 大洗町から海岸（サンビーチ，海浜公園）及び中央公園の施設・設備の平成23年度の海水浴場開設に向けた早期復旧の申入れがあった。
- ・ 新ターミナルビルが応急復旧し，テナント入居が再開され，本格的に業務を開始した（I P A Cによる再開に向けた業務開始は，4月8日）。
- 【5月25日】 ・ 商船三井フェリー株式会社は，東京港事務所を開設し東京港と苫小牧港間の代替輸送営業を開始した（3月13日から22日の間は，陸上自衛隊の災害支援輸送に従事した。）。)
- 【5月27日】 ・ 大洗町長等からも要望の強かった観光振興を踏まえたクルーズ客船の平成23年度内の入港計画（可能性，手法等）について，茨城海上保安部と協議を開始した。
- 【6月1日】 ・ 航路及び泊地の応急浚渫作業，水深測量・解析を完了し，暫定航路幅員120m，暫定吃水7mでのフェリー航路再開を茨城海上保安部協議し了承を受けた。

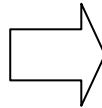
- 【6月1日～2日】 ・ 第1次災害査定を受検した。
- 【6月3日】 ・ フェリー再開に向けた試験入港を実施した。
- 【6月6日】 ・ 震災後フェリーが初入港し荷役を行い、震災前の週12便体制で運航を再開した。
- 【6月14日】 ・ 第2次災害査定を受検した。
- 【7月1日】 ・ マリーナ地区復興計画の協議を行った（港湾課，I P A C，事業所）。
- 【7月18日】 ・ 第4ふ頭背後の荷さばき地の亀裂，陥没及び空洞化について，復興祈念音楽祭に向けて車両通行やイベントが開催できるよう砕石により応急復旧を実施した。
- 【7月28日】 ・ 観光遊覧船「パイレーツ」の営業を再開した（9時から17時の間に最多12便で運航，夜間運航は見送り）。
- 【7月27日，8月10日】 ・ 第3ふ頭中央西岸壁への喫水制限6mでの空船の接岸及び利用制限内容を茨城海上保安本部と協議・調整を行った。
- 【8月2日】 ・ 災害復旧工事工程調整会議を開催した。
- 【8月12日】 ・ 第3ふ頭中央西岸壁を喫水制限5mでの供用を再開した（接岸のみで荷役不可，船員等関係者のみの乗降，陸上通行路等制限などの利用制限あり）。
- 【8月22日】 ・ 大洗港区事業所浄化槽施設復旧に伴い，下水道使用が再開し，併せて仮設トイレを撤去した。
- 【10月4日】 ・ 全国危機管理防災局長会危機管理防災部会の視察を受け入れた。
- 【10月13日～14日】 ・ 第3次災害査定を受検した。
- 【10月14日】 ・ いばらきの港・産業立地セミナーにて，再開した大洗港の利用促進をPRした。
- 【11月1日】 ・ 迅速かつ的確な本格復旧の推進に向けて財団法人港湾空港建設技術サービスセンター（SCOPE）から設計施工管理等業務支援職員2名が着任した。
- 【11月15日】 ・ 第3ふ頭中央東岸壁用の受変電施設が復旧し，受電を再開した。
- 【11月19日～23日】 ・ クルーズ客船「日本丸」が瀬戸内海クルーズに大洗港から出港した。
- 【12月13日】 ・ 大洗町漁業協同組合に対し茨城港大洗港区災害復旧工事を説明した。
- 【12月14日】 ・ 第3ふ頭中央西岸壁及び第4ふ頭用受変電施設が復旧し，受電を再開した。
- 【12月27日】 ・ マリーナ地区の復旧打合せを実施した。
- 【12月末】 ・ 第3ふ頭西側人道橋及びボーディングブリッジ稼働を再開した（供用再開は2月1日）。
- 【平成24年1月9日】 ・ フェリー再開を記念し，フェリーの体験クルーズを実施した。
- 【平成24年1月29日】 ・ 物揚場の復旧により第3ふ頭中央西岸壁の喫水制限以外の制限を解除するとともに，浚渫の進捗を踏まえ同岸壁の喫水制限については個別協議に応じることとした。

- 【平成24年3月3日】 ・ 大洗マリーナ利用者協議会においてマリーナの復旧計画を説明した。
- 【平成24年3月4日】 ・ 第3ふ頭東側人道橋及びボーディングブリッジ稼働を再開した（供用再開は3月10日）。
- 【平成24年3月25日】 ・ 漁港区水産埠頭魚市場の復旧工事が完了した。
- 【平成24年3月31日】 ・ マリーナ地区のクレーン設備の応急復旧が完了した。



(大洗港区第3ふ頭地区)

被災直後



(大洗港区第3ふ頭地区)

応急復旧状況

大洗港区事業所の検証

○迅速な体制の確立

- ・ 被災規模が甚大であったため、事務所に配置された職員では被災当初からの迅速かつ十分な復旧の実施には困難を伴った。体制の整備が整い応援要員が配置されたのが11月であり、約7か月を要した。緊急時の迅速なる体制整備を検討する必要がある。

○全体業務の統制管理

- ・ 組織の統廃合により、復旧工事担当課長が所長との兼務となった。事業所トップとしての諸調整と膨大な工事業務の調整を並行して進めるのは非常に厳しい状況であった。緊急時の事業の管理体制について平時に体制の移行を事前に定めておくとともに、今回の教訓を踏まえ大規模災害の実務的、定期的な訓練の実施が必要である。

○関係機関との協議

- ・ 大洗港は観光と物流の拠点としての機能回復を備えており、復旧工事の実施と工事下での利活用を利用船社、地元首長等から強く求められ、協議・調整を繰り返し実施した。案件によっては時間を要したものもあったが、概ね協議の上で復旧事業を進めることができた。

○許認可事務の課題

- ・ 港湾施設の占有や使用許可等は、関係機関が多く、状況も異なるため、被災時の減免や取消し等その都度判断を要した。条例等の規定と被害状況を総合的に勘案して判断したが、各関係者の思惑もあり、協議成立までに時間を要した案件もあった。各港の特色を踏まえた上での全県的な基準の整備と関係者への周知の必要性を感じた。

○文書，データ管理の危機管理

- ・ 多くの保存文書が書庫（倉庫）への浸水で失われた。今後の管理を検討する必要がある。

d 鹿島港湾事務所

(a) 主な被害状況

- ・ 中央船溜まり：岸壁が一部破損，船員待合所一部崩壊
- ・ 外港地区：道路，電柱の破損
- ・ 南公共ふ頭：浸水及び臨港道路冠水による通行止め，ソーラスフェンスが崩壊，エプロン背後地は2～30 cmの陥没，ふ頭入口の守衛室は津波により流出
- ・ 北公共ふ頭：浸水，道路，電柱破損，エプロン段差，受水槽の水漏れ等，臨港道路は2車線分が30 cmの段差により通行不能
- ・ 岸壁及び背後地：照明灯やソーラスフェンスの倒壊，エプロンの段差，福利厚生棟の流出，空コンテナは県道（粟生木崎線）まで流出
- ・ 北海浜地区：プレジャーボートが10数隻転覆，魚釣り園の管理棟が傾斜



傾斜した魚釣り園管理棟



北ふ頭臨港道路の被害状況



北公共ふ頭地区 津波の浸水状況

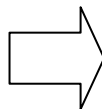
(b) 応急復旧対策

- 【3月】
- ・ 津波により流されたコンテナの回収や，港内に流出した自動車等の回収を開始し，4月末までに完了した。

- ・ 北公共ふ頭臨港道路及び南公共ふ頭背後地の段差部分について、砕石及び敷鉄板により、車両通行や荷役ができるよう応急復旧を行った。
 - ・ ソーラスフェンスの損壊部分の応急復旧を行った。
 - ・ 中央船溜防波堤の崩落したブロックの撤去が完了した。
- 【3月18日】 ・ 航路の一部に沈没物が確認されたことから、北公共ふ頭C岸壁（水深10m）を吃水6mで暫定供用を開始した。
- 【3月20日】 ・ 航路・泊地の沈没物を撤去し、北公共ふ頭C岸壁（水深10m）を吃水6mから8mまで緩和した。
- 【3月22日】 ・ 南公共ふ頭D E F岸壁（水深7.5m）G岸壁（水深10m）を吃水6mで暫定供用を開始した。
- 【3月23日】 ・ 南公共ふ頭へ震災後初となる飼料副原料の輸移入が再開された。
- 【3月25日】 ・ 航路・泊地の支障物を撤去し、南公共ふ頭D E F岸壁（水深7.5m）の吃水制限解除及びG岸壁（水深10m）を吃水6mから8mまで緩和した。
- 【4月2日】 ・ 航路・泊地の支障物を撤去し、北公共ふ頭C岸壁（水深10.0m）の吃水制限を解除した。
- 【5月】 ・ 南公共ふ頭の水道が復旧した。
- 【7月1日】 ・ 北公共ふ頭D E岸壁（水深10.0m）の吃水6m供用延長130m（D岸壁36m，E岸壁94m）で暫定供用を開始した。
- 【7月8日】 ・ 北公共ふ頭D E岸壁にて定期コンテナ航路の再開をした（コンテナクレーンは未復旧であるため、移動式クレーンにより荷役を実施）。
- 【7月29日】 ・ 航路・泊地の浚渫工事が完了したことから、南公共ふ頭G岸壁（水深10.0m）の吃水制限を解除した。
- 【平成24年3月】 ・ 北公共ふ頭ガントリークレーンの使用を再開した。
- 【平成24年3月15日】 ・ 岸壁の復旧が完了したことから、北公共ふ頭D E岸壁（水深10.0m）の供用延長を94mから130mへ変更した。



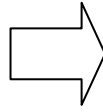
(鹿島港南公共ふ頭地区)
被災直後



(鹿島港南公共ふ頭地区)
応急復旧状況



（鹿島港北公共ふ頭地区）
被災直後



（鹿島港北公共ふ頭地区）
有刺鉄線によるソーラスフェンス復旧

鹿島港湾事務所の検証

○直営で処理できない応急処理について

- ・ 液状化による段差及び津波による流出物の処理を行わなければならない箇所が多くあり、直営で処理できないことが数多くあった。そのため、緊急に対応できる業者の選定から契約を交わしていない業者への指示など、平常時から災害時の対応を検討しておく必要がある。

○必要な資機材及び技術者の不足について

- ・ 復旧に必要な資材、特に砕石や生コン、アスファルト合材が一斉に復旧工事を開始したことにより不足する事態が生じた。また、建設廃材（特にアスファルト殻）が多く発生したことから、処分場の許容値を超え、一時受入れストップとなった。また、復旧工事を一斉に発注したことにより、技術者が一時不足する事態も生じた。

オ 県営都市公園施設

(ア) 主な被害状況

- ・ 弘道館公園：正門・正庁・至善堂^{しぜんどう}の損傷、学生警鐘^{がくせいけいしょう}全壊、弘道館記碑崩落 等
- ・ 偕楽園公園：好文亭損傷（内外壁の剥離、雨戸・障子戸脱落）、南崖地すべり
各トイレ瓦崩落、園路段差地割れ 等
- ・ 千波公園：御影石舗装クラック、擁壁破損、橋梁部段差 等
- ・ 笠間芸術の森公園：園路損傷、大型遊具の破損 等
- ・ 大洗公園：園路損傷、排水路流末損傷 等
- ・ 鹿島灘海浜公園：休憩棟屋根損傷、受水槽損傷 等
- ・ 港公園：広場・園路の吸出・陥没
- ・ 砂沼広域公園：護岸崩壊、園路亀裂 等



偕楽園の被害状況



弘道館公園の被害状況



港公園の被害状況



砂沼広域公園の被害状況

(イ) 被害状況の確認及び対応

- 【3月14日】
- ・ 県営都市公園施設の被害状況を取りまとめ、国土交通省へ第1報被害報告を行った。
- 【3月～】
- ・ 所管の県営公園について、それぞれを管理する指定管理者及び土木（工事）事務所に対して、被害状況の確認及び報告を求めた。
 - ・ 調査の結果、県営都市公園施設の被害は、偕楽園ほか12公園（教育庁所管除く）に及んだ。緊急的に応急対応が必要な施設について、シート養生や立入禁止措置を指示した。
 - ・ それぞれ測量調査を行い、その結果、7公園19箇所を都市災害復旧事業（国土交通省所管）として災害査定申請を行い、弘道館公園においては文化庁へ災害復旧補助申請を行った。
 - ・ 弘道館公園においては、国の重要文化財である正庁及び至善堂等国有分が大きな被害であることから、県は所有者である国（財務省及び文化庁）に対して早期復旧を図るよう要望活動を行った。この結果、これらの施設については、国がその復旧費用を全額負担し、文部科学省文化庁が直接復旧工事を執行するとともに、県所有分の施設の災害補助事業採択が認められた。
 - ・ 弘道館の復旧に当たっては、国の重要文化財を含むため、復旧及び整備並びに関連する課題について、専門的な見地から検討するため、「旧弘道館復

旧整備検討委員会」を設置し、平成23年度内に委員会を2回開催した。

- ・ 委員会での検討を踏まえ、県所有施設分の築地塀は平成23年度中に発注、国有分の正庁及び至善堂は平成24年度発注することとなった。

(ウ) 災害査定

- ・ 偕楽園ほか6公園において災害査定を実施した。
- ・ 都市公園施設の災害査定は9月までに5回行われ、箇所数は、県23箇所（教育庁所管4箇所含む）、市町村管理施設で53箇所の計76箇所となった。
- ・ 土木部の所管する都市公園については、7月8日（都市災第3次）までに査定が完了し、順次工事を発注、進捗を積極的に進めた。
- ・ 災害査定については、被害状況や工種、構造、復旧工法等は多種多様であり、各々のケースが補助対象になるかなど、疑義が生じることも少なくなく、必要に応じて国土交通省への事前協議を行った。
- ・ また、申請箇所が多いことから査定設計書の作成の進行管理及び取りまとめにも膨大な労力と時間を要した。

a 災害査定日程

第1次	5月23日～27日	国土交通省査定
第2次	6月6日～8日	国土交通省査定
第3次	7月4日～27日	国土交通省査定
第4次	7月19日～22日	国土交通省査定
第5次	9月12日～14日	国土交通省査定

b 県事業及び市町村事業の災害復旧査定額

災害査定事業	災害復旧査定額
土木部所管（13公園のうち7公園を申請）	233,489千円
教育庁所管（3公園）	970,136千円
市町村（18市町村）	1,870,668千円
合計	3,074,293千円

(エ) 県営都市公園の開園状況

土木部の所管する都市公園は、工事の完成したところから開園区域の拡大を図り、平成24年3月までに弘道館公園を除くすべての都市公園について全面開園した。

a 偕楽園

- 【4月29日】・ 本園の梅林・竹林・大杉森エリア（約9.3ha）について、安全を確保できたことから部分開園した。
- 【12月1日】・ 復旧工事の進捗に伴い、吐玉泉下庭園及び南崖の一部（約2.5ha）を開園した。
- 【平成24年1月1日】・ 本園（南崖）（約0.5ha）及び桜川駐車場を開園した。
- 【平成24年2月7日】・ 残りの好文亭エリア（0.5ha）の開園に伴い、全面復旧に伴う記念式典を開催した。

b 弘道館公園

【10月8日】・文化庁との協議により、安全管理を図ることで建物を除く部分を無料で開園した。

c 港公園

【7月～】・上水道の復旧状況に合わせて、トイレや園路の復旧を進め、バリケード等の安全対策を行い、海側エリアを除いて部分開園を行った。

【3月30日】・全面復旧に伴い、全面開園をした。

d その他の公園

【平成24年3月末日まで】・全面開園をし、安全管理に留意しながら災害復旧工事を完了した。

(ウ) 主な出先機関

a 偕楽園：水戸土木事務所

(a) 本園部 好文亭その他建造物

【3月14日】・ブルーシートを設置した。

【3月29日】・現地調査を行った（コンサルタントに依頼）。

【4月4日】・文化庁調査官（史跡部門、名勝部門）が現地を視察した。

【7月4日】・都市施設災害査定（第3次）を実施した。

【7月22日】・茨城県家具建具商工連合会による調査が実施された。

【7月27日】・知事が視察を行った。

【平成24年2月6日】・好文亭の内覧会を行った。

【平成24年2月7日】・復興式典を行った。

(b) 本園部 南崖斜面

【3月25日～4月2日】・公園街路課より表面波探査の指示により調査を実施した。

【4月5日～】・変状計測のデータをJR東日本へ提供した（その後継続）。

【4月12日】・工法について土木技術センターと協議した。

【4月25日～5月2日】・日本工営(株)によるボーリング調査等が完了した。

【5月6日】・日本工営(株)より中間報告を受けた（すべりによる崩壊なし、亀裂補修に変更）。

【7月4日】・都市施設災害査定を受けた（本園・拡張部）。

【8月上旬】・災害事業に着工した。

【12月27日】・南崖の防災工事が竣工した。

【12月31日】・南崖斜面工事完了に伴い、一部開園した（0.5ha）。

(c) 拡張部 全域

【3月15日】・現地パトロールを実施した。

【3月26日】・水道管復旧及び維持管理を行った。

【3月28日～】・水道管・下水道復旧を行った。

・偕楽園公園センター 配水管の復旧を行った。

【5月23日～6月9日】・都市施設災害査定を実施した（第1次～第2次）。

【7月4日】・都市施設災害査定を実施した（本園・拡張部）。

- 【8月上旬】 ・ 災害復旧工事に着工した。
- 【10月30日】 ・ 工事完了に伴い、部分開園をした（桜川駐車場，猷木の森以外）。
- 【12月28日】 ・ 工事完了に伴い、部分開園をした（桜川駐車場，猷木の森）。

b 港公園：潮来土木事務所

- 【3月14日～30日】 ・ 損壊状況の確認調査を実施したところ，管理棟・展望塔の躯体，エレベーター軌道及び展望塔に異常はなかった。
- 【4月1日～20日】 ・ 応急復旧工事（支障木の伐採・亀裂箇所のブルーシートの増設）を実施した。
- 【5月26日】 ・ 都市施設災害査定を実施した（第1次）。
- 【6月23日～30日】 ・ 応急復旧工事（水道管の補修・ガードフェンスの設置）を実施した。
- 【7月1日】 ・ 部分開園（展望塔利用開始）をした。
- 【9月10日～平成24年3月29日】 ・ 災害復旧工事を実施した。
- 【平成24年3月30日】 ・ 災害復旧工事が完了し，全面開園した。

（偕楽園好文亭の修復状況）



黄土壁の材料採取状況（水戸市備前町）



土壁修復状況（荒塗り）



黄土壁の材料精製状況（乾燥・ふるい分け作業）



土壁修復状況（中塗り）



土壁下地（竹小舞）組立状況



土壁修復状況（上塗り）



県営都市公園施設の検証

○文化財としての復旧について（好文亭）

- ・ 偕楽園好文亭は，震災により多くの土壁が被災した。復旧に当たっては，黄土壁の材料がない中，偕楽園周辺で偶然見つけ採取利用した。
- ・ 今回の好文亭復旧については，伝統工法を用い関係者が苦勞しつつ復旧に至ったが，今後，緊

急時に効率的に対応するため、建物の過去の文献や資料の保管方法を検討する必要がある。

○都市災害査定の円滑化について

- ・ 本県の都市災害は、過去の経験が少なく、工法協議から査定申請に至るまで多くの時間と労力がかかった。今後、工法協議や査定が円滑に進められるような体制づくりが必要である。

カ 下水道施設

(ア) 被害状況

a 管渠

- ・ 霞ヶ浦水郷流域下水道の潮来・牛堀・麻生幹線（潮来市日の出地区）において、液状化により砂がマンホール及び管内に流入し閉塞した（L=400m）。

(管渠被害の状況)

流域・特定公共下水道名	幹線名	管渠たるみ (m)	管渠亀裂 (箇所)	マンホールと 管渠継手部の 亀裂(箇所)	マンホール 隆起 (箇所)	マンホール 周り沈下 (箇所)	マンホール 測塊ズレ(※) (箇所)
霞ヶ浦湖北	石岡幹線	0	0	0	0	4	4
	新治幹線	0	0	0	0	2	0
	土浦幹線	0	0	0	0	2	1
	阿見幹線	(被害なし)					
	出島幹線	(被害なし)					
	出島準幹線	0	0	0	0	1	0
	小川幹線	(被害なし)					
霞ヶ浦常南	研究学園都市一利根町間幹線	0	0	0	0	2	0
	研究学園西幹線	(被害なし)					
	筑波幹線	(被害なし)					
	河内幹線	0	0	0	0	17	0
那珂久慈	勝田幹線	0	0	0	0	7	1
	久慈幹線	0	0	9	0	45	5
	日立幹線	0	0	0	0	21	0
	常陸太田幹線	(被害なし)					
	那珂湊幹線	0	0	0	0	6	0
	那珂幹線	0	0	0	0	27	1
	水戸幹線	0	0	0	0	1	0
霞ヶ浦水郷	潮来・牛堀・麻生幹線	0	0	0	0	7	1
利根左岸さしま	三和幹線	(被害なし)					
	猿島幹線	(被害なし)					
鬼怒小貝	下妻幹線	0	1	1	0	10	3
	千代川・石下幹線	0	0	0	0	0	1
小貝川東部	岩瀬・明野幹線	0	0	0	0	7	0
	協和幹線	0	0	0	0	1	0
	つくば・下妻幹線	(被害なし)					
鹿島臨海特定公共	東深芝1号幹線	690	0	0	30	0	30
合計		690	1	10	30	160	47

(平成23年11月各下水道事務所照会・回答)

※ 潮来・牛堀・麻生幹線：液状化により、官渠及びマンホール内に砂が堆積した。(L=400m)

※ マンホール測塊ズレは、躯体厚さの1/3以上とする。

b 処理場

(a) 処理場被害概要

処理場名	被害概要
霞ヶ浦浄化センター	<ul style="list-style-type: none"> ・散気管損傷 ・雑用水槽破損 ・都市ガス配管損傷 ・管理用道路の液状化による損傷
利根浄化センター	<ul style="list-style-type: none"> ・最初沈殿池，最終沈殿池汚泥掻寄機損傷 ・二次処理水送水管 壁躯体からの漏水 ・管理用道路の亀裂，隆起，陥没
那珂久慈浄化センター	<ul style="list-style-type: none"> ・最初沈殿池，最終沈殿池汚泥掻寄機損傷 ・No.1 遠心濃縮機ベアリング油漏れ ・次亜塩素酸タンク液漏れ ・No.3 脱水機凝集装置破損 ・二次処理水送水管破損 ・雑用水管破損 ・2系重力濃縮槽用汚泥掻寄機損傷 ・1，2系汚泥消臭剤配管破損 ・管理用道路の液状化による沈下，陥没
那珂久慈ブロック 広域汚泥処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ロードセル損傷（1号炉，2号炉） ・外壁パネル破損（2号炉） ・空気予熱器配管亀裂（1号炉，2号炉） ・焼却炉内部耐火煉瓦破損（1号炉，2号炉） ・汚泥管理棟汚水配管破損 ・二次処理水送水管破損 ・管理用道路の陥没
潮来浄化センター	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用発電用配管トラブル ・管廊継ぎ目からの漏水 ・最初沈殿池，最終沈殿池 ・高圧引込柱支線の断線 ・汚泥掻寄機損傷 ・マンホールポンプ吊上げ装置の基礎 ・マンホールポンプ 吐口配管破損 ・周辺陥没 ・屋外配管損傷 ・管理用道路の陥没 （A系列脱臭設備ダクト破損他） （上水道管破損，漏水）
きぬアクア ステーション	<ul style="list-style-type: none"> ・管理用道路の液状化による沈下，亀裂
深芝処理場	<ul style="list-style-type: none"> ・管理本館，水質分析棟，付帯建築物で不等沈下が生じた ・付帯建築物の沈下 ・場内配管破損 ・機械，電気設備破損

(b) 機能停止施設及び原因

霞ヶ浦浄化センター …雑用水タンク破損により、非常用発電機、汚水ポンプ及びブローターの運転に必要な水の供給ができず、設備の運転ができなかったことによる。

那珂久慈浄化センター …非常用発電機への燃料供給の見通しが立たなかったことによる。

小貝川東部浄化センター…非常用発電機がなかったことによる（24時間管内貯留可）。

深芝処理場 …送電線の安全点検（東京電力(株)）による停電及び工業用水の供給が停止したため、設備の運転ができなかったことによる。

c ポンプ場

(主な被害概要)

流域下水道名	ポンプ場名	被害内容
霞ヶ浦湖北	石岡ポンプ場	・上水道管破損，漏水 ・管理用道路 沈下，陥没
那珂久慈	日立ポンプ場	・汚水ポンプ水没 ・沈砂池設備機器水没 ・地下1階送風機水没
	常陸太田ポンプ場	・沈砂，しき洗浄機水没 ・床排水ポンプ現場操作盤水没
	那珂ポンプ場	・管理用道路の液状化による沈下，陥没
	那珂湊ポンプ場	・発電機給油管破損 ・管理用道路の液状化による沈下，陥没
	那珂湊第2ポンプ場	・管理用道路の液状化による沈下，陥没
	菅谷ポンプ場	・管理用道路の液状化による沈下，陥没
	馬渡ポンプ場	・給水管損傷 ・管理用道路の液状化による沈下，陥没
霞ヶ浦水郷	辻ポンプ場	・引込柱傾斜 ・管理用道路 沈下，陥没
鬼怒小貝	下妻ポンプ場	・管理用道路の沈下，亀裂

(イ) 被害状況の確認及び応急復旧対策

引き続き被災施設の復旧対応及び情報収集を行いながら、応急復旧及び本復旧への対応を実施した。

流域下水道については、被害状況の確認と危険箇所の規制により、一般住民等への二次災害防止に努めた。

(ウ) 災害査定申請・決定状況

【5月23日～8月11日】

- ・ 下水道に関する災害査定が、第1次から第6次災害査定まで実査定日数14日間にわたって行われた。
- ・ 下水道の査定については22箇所の申請を行い、1,099百万円の査定決定額となった。

(災害査定決定状況)

事務所名	災害査定申請		災害査定決定	
	箇所数	申請（千円）	箇所数	決定（千円）
鹿島下水道事務所	3	511,861	3	497,857
那珂久慈流域下水道事務所	9	507,234	9	482,190
霞ヶ浦流域下水道事務所	8	135,953	8	109,395
県西流域下水道事務所	2	9,218	2	9,200
県計	22	1,164,266	22	1,098,642

災害査定 第1次査定 5月23日～5月27日
 第2次査定 6月6日～6月10日
 第5次査定 7月25日～7月27日
 第6次査定 8月8日～8月11日

(エ) 応急復旧状況

水処理が停止した4処理場（霞ヶ浦浄化センター、那珂久慈浄化センター、潮来浄化センター及び深芝処理場）は、配管類の破損箇所や汚泥掻寄機の損傷（チェーンはずれ）に対し応急復旧を行い、自家発電設備の使用や、商用電力の復電及び軸封水の確保により、3月14日までに水処理を再開した。

a 下水道課

下水道課、各下水道事務所、浄化センター及び水質管理センター職員による「震災対策下水道検討委員会」を設置し、復旧に対する作業内容の検証及び今後の災害に備えた対策・体制に資するための検討を行った。

- 【6月29日】 ・ 第1回震災対策下水道検討会を開催した。
- 【1月17日】 ・ 第2回震災対策下水道検討会を開催した。

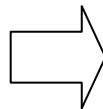
b 霞ヶ浦浄化センター

- 【3月14日】 ・ 霞ヶ浦浄化センター雑用水槽の復旧工事に着手した（4月15日完了）。
- 【3月15日】 ・ 霞ヶ浦浄化センター散気管復旧工事に着手した（4月15日完了）。
- 【3月16日】 ・ 2号焼却炉立上げを開始した。
- 【3月17日】 ・ 3号焼却炉立上げを開始した。
・ 雑用水タンクの仮復旧が完了した。
- 【3月23日】 ・ 地震後、上水道が断水していたが、復旧により石岡ポンプ場内での漏水が判明した。上水道は、汚水ポンプ等設備の給水に使用しているため、石岡ポンプ場上水道管の復旧工事に着手した（3月31日完了）。
- 【3月31日】 ・ 霞ヶ浦浄化センター雑用水配管の仮復旧工事が完了した。
- 【4月6日】 ・ 湖北流域下水道幹線マンホール等の復旧工事に着手した（5月10日完了）。

- 【4月12日】 ・ 地震後、都市ガスが供給停止していたが、復旧により霞ヶ浦浄化センター内でのガス漏洩が判明した。このため、水質検査に支障を来したことから、同管理棟の都市ガス引込管の復旧工事に着手した（4月28日完了）。
- 【4月15日】 ・ 霞ヶ浦浄化センター散気管及び雑用水槽の復旧工事が完了した。
- 【5月10日】 ・ 湖北流域下水道幹線マンホール等の復旧工事が完了した。
- 【6月6日～10日】 ・ 第2次都市施設災害査定（机上）を受検した。
 対象施設：下水道処理場（霞ヶ浦浄化センター）
 下水道ポンプ場（石岡ポンプ場）
 下水道管渠（石岡幹線他）
- 【12月29日】 ・ 液状化現象による地盤沈下が起こった石岡ポンプ場内道路等の復旧工事に着手した（平成24年3月23日完了）。
- 【平成24年1月17日】 ・ 液状化現象による地盤沈下が起こった霞ヶ浦浄化センター処理場内道路の復旧工事に着手した（平成24年3月15日完了）。



液状化した場内管理用道路被害状況



応急復旧後

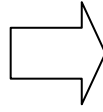
c 利根浄化センター

- 【3月14日】 ・ 設備を管理する委託業者により、水処理施設の破損した汚泥掻寄機の点検・作業を実施した。
- ・ 設備を管理する委託業者により、水処理施設の落下した池覆蓋の点検・作業を実施した。
- ・ 脱水施設及び焼却炉の運転を再開した。
- 【3月15日】 ・ 水処理施設の破損した汚泥掻寄機の復旧工事に着手した（4月28日完了）。
- ・ 水処理施設の落下した池覆蓋の復旧作業に着手した（4月9日完了）。
- 【3月25日】 ・ 二次処理水送水管周り躯体からの漏水の止水工事に着手した（4月28日完了）。
- 【3月31日】 ・ 幹線管渠マンホール周囲の陥没箇所について復旧工事が完了した。
- 【4月9日】 ・ 水処理施設の落下した池覆蓋の復旧作業が完了した。
- 【4月28日】 ・ 水処理施設の破損した汚泥掻き寄せ機の復旧工事が完了した。
- ・ 二次処理水送水管周り躯体からの漏水の止水工事が完了した。
- 【12月28日】 ・ 管理用道路の復旧工事に着手した（平成24年3月15日完了）。



汚泥掻寄機（水処理施設最終沈殿地）

被害状況



復旧後

d 那珂久慈浄化センター

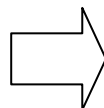
- 【3月中旬】 ・ 損傷した汚泥掻寄機が設置してある池の水を排水し，応急復旧工事に着手した（4月15日完了）。
- ・ 遠心濃縮機の応急復旧工事に着手した（3月30日完了）。
- ・ 日立ポンプ場の沈砂池設備用電源設備が浸水したため，仮設電源による沈砂池設備の運転を開始した。
- ・ 場内の管理用道路沈下箇所を維持管理ができるよう最低限の応急復旧工事に着手し，完了した。
- 【3月17日】 ・ 進入道路及び管理用道路の応急復旧工事が完了した。
- 【3月30日】 ・ 管廊漏水箇所の復旧工事が完了した。
- 【4月5日】 ・ 処理場・広域汚泥・ポンプ場の被害状況の調査及び災害査定設計書作成のための設計に着手した。
- 【4月6日～8日】 ・ 車両通行を確保するため，マンホール周辺の応急復旧工事に着手した。
- 【4月7日】 ・ 幹線管渠（マンホール含む）の被害状況の調査及び災害査定設計書作成のための設計に着手した。
- 【4月中旬】 ・ 重力式濃縮槽用汚泥掻寄機の応急復旧工事に着手した（7月9日完了）。
- ・ 日立ポンプ場の沈砂池設備の応急復旧工事に着手した（7月20日完了）。
- ・ 常陸太田ポンプ場の沈砂池設備の応急復旧工事に着手した（7月19日完了）。
- 【4月21日】 ・ 薬品の搬入等・維持管理に必要な場内道路の応急復旧工事に着工した（5月30日完了）。
- 【5月25日～27日】 ・ 第1次都市施設災害査定受検した（処理場・広域汚泥・日立ポンプ場）。
- 【6月6日～7日】 ・ 第2次都市施設災害査定を受検した。
- 【8月10日～11日】 ・ 第4次都市施設災害査定を受検した（各幹線・那珂湊第2ポンプ場）。
- 【9月中旬】 ・ 幹線管渠のマンホール，マンホール周辺の段差及び各ポンプ場の管理用道路の本復旧工事に着手した。
- 【10月27日～28日】 ・ 場内道路の本復旧工事に着手した。
- 【平成24年3月14日】 ・ 立石ポンプ場の管渠破損の本復旧工事に着手した。

e 潮来浄化センター

- 【3月14日】 ・ 電気復旧により水処理を再開した。
- 【3月15日】 ・ 幹線管渠仮送水工事に着手した（3月31日完了）。
- 【3月17日】 ・ 幹線管渠応急復旧工事（人孔及び管渠内土砂除去工事）に着手した。
・ 汚泥掻寄機が脱落したことで水処理設備に支障を来していたため、初沈・終沈汚泥掻寄機の復旧工事に着手した（4月15日完了）。
- 【3月20日】 ・ 幹線管渠仮送水工事に伴う配管敷設が完了し、汚水の送水を開始した。
- 【3月22日】 ・ 管廊継ぎ目から液状化現象による泥水が流入したため、エキスパンション部を復旧するための漏水復旧工事に着手した（4月25日完了）。
- 【3月23日】 ・ マンホールポンプ吊上げ装置及び吐出配管の復旧工事に着手した（4月25日完了）。
・ 液状化により電柱の支線が傾いたため、高压電線引込柱支線の復旧工事に着手した（3月30日完了）。
・ 液状化により電柱が傾いたため、辻ポンプ場の引込柱の復旧工事に着手した（4月15日完了）。
- 【3月24日】 ・ 汚泥処理運転を再開した。
- 【3月30日】 ・ 人孔修正工事に着手した（4月15日完了）。
・ 非常用発電機空気圧縮機の復旧工事が完成した。
- 【4月5日】 ・ 幹線管渠応急復旧工事に伴う管渠内土砂除去が完了した。
- 【4月7日】 ・ 屋外配管の復旧工事に着手した（7月31日完了）。
- 【4月27日】 ・ 非常用発電機の燃料配管復旧工事が完了した。
- 【5月21日】 ・ 上水道が仮復旧したことで、浄化センター内の漏水箇所が確認されたため、屋外配管（上水道管）の復旧工事に着手した（6月30日完了）。
- 【5月23日～27日】 ・ 第1次都市施設災害査定を受検した。
対象施設：下水道処理場（潮来浄化センター）
- 【6月6日～10日】 ・ 第2次都市施設災害査定を受検した。
対象施設：下水道ポンプ場（辻ポンプ場）
下水道管渠（潮来・牛堀・麻生幹線）
- 【平成24年2月15日】 ・ 液状化現象により被害を受けた箇所の復旧のため、潮来浄化センター及び辻ポンプ場土木災害復旧工事に着手した。



液状化（場内管理用道路）被害状況



液状化（場内管理用道路）応急復旧状況

f さしまアクアステーション

【平成24年3月12日】 ・ 施設の復旧が完了した。

g きぬアクアステーション

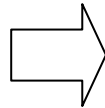
【3月16日】 ・ 1系-2最終沈澱池汚泥掻寄機の復旧が完了した。

【6月6日】 ・ 災害査定を受験した。

【8月30日】 ・ 管理棟等の災害復旧工事に着手した（12月27日完了）。



管理棟 玄関前応急復旧状況



管理棟 玄関前復旧完了状況

h 小貝川東部浄化センター

【3月16日】 ・ 受水タンク送水側の配管漏水が復旧した。

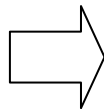
【3月17日】 ・ 1系-1最終沈澱池汚泥掻寄機を直営にて復旧した。

【4月7日】 ・ 筑西市桑山地区（主要地方道 石岡筑西線）のマンホール周辺の陥没を筑西土木事務所が復旧した。



汚泥掻寄機被害状況

（チェーンがスプロケットからはずれている）



汚泥掻寄機応急復旧後

（直営にて復旧）

i 那珂久慈ブロック広域汚泥処理施設

【3月14日】 ・ 2号焼却炉の設備仮復旧工事を開始した。

【3月】 ・ 広域ブロックの構成市町村に対し、焼却炉設備停止中の連絡を行った。

【4月13日】 ・ 2号焼却炉の仮復旧工事が完了し、運転を再開した。

・ 1号焼却炉の仮復旧工事を開始した。

【4月14日】 ・ 2号焼却炉において脱水汚泥の投入を再開した。

【6月10日】 ・ 1号焼却炉の仮復旧工事が完了し、運転を再開した。

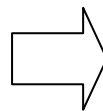
【6月11日】 ・ 1号焼却炉において脱水汚泥の投入を再開した。

j 深芝処理場

- 【3月14日】 ・ マンホールの隆起，陥没の応急復旧を土木業者に依頼した。
- ・ 調整池の水をポンプに注入できるよう改造し，B系水処理を再開した。
- ・ A系返送汚泥配管が破損していたため，設備業者に現地調査を指示した。
- ・ 知手及び奥野谷ポンプ場に計画停電の連絡があったため，自家発電設備の運転により対応した。
- ・ 北ふ頭第一マンホールポンプ用の電柱が津波により倒壊したため，設備業者に対応を依頼した。
- 【3月15日】 ・ 汚泥分配槽余剰汚泥配管伸縮管破損の復旧を設備業者に指示した。
- 【3月16日】 ・ 工業用水の受入れを再開した（試験給水）。
- 【3月19日】 ・ 水処理薬品（高分子凝集剤）注入を再開した。
- 【3月28日】 ・ A系水処理施設の一部で運転を再開した（処理水量5,000 m³/日）。
- 【3月31日】 ・ A系水処理施設の余剰汚泥ポンプの運転を再開した。
- 【4月7日】 ・ 汚泥処理設備の脱水機の運転を再開した。
- 【4月8日】 ・ 汚泥処理設備のNo.2 焼却炉の運転を再開した。
- 【9月中旬】 ・ 焼却炉2基の本復旧工事に着手した。
- 【10月26日】 ・ 汚泥処理設備のNo.1 焼却炉の運転を再開した。
- 【平成24年2月29日】 ・ 焼却炉2基の本復旧工事が完了した。



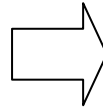
液状化（沈砂池建物周辺）被害状況



液状化（沈砂池建物周辺）復旧状況



A系返送汚泥配管破損被害状況



A系返送汚泥配管破損復旧状況

下水道施設の検証

○処理場及びポンプ場の運転再開における課題

- ・ 処理場及びポンプ場の運転再開においては、耐震化、軸封水^{注)}の対応、自家発電設備の有無、緊急時の簡易処理及び燃料の確保が課題となった。

注) 「軸封水」とは、ポンプにおいて、軸とパッキンの隙間を水でシールして、グランドパッキンからエアの吸込みを防ぐためのもの。また、軸部は高速回転しているため、摩擦による焼付き防止（冷却効果）の働きもある。

- ・ 軸封水については、最低限必要な箇所のノンシール化への改良が必要である。
- ・ 耐震化については、被災時においても最低限の処理機能を確保するため、揚排水機能・沈殿処理機能・消毒処理機能確保のための耐震化が必要である。
- ・ 自家発電設備が未設置の箇所については、順次、設置していくことが必要である。

○災害時の応急復旧のための支援協力における課題

- ・ 平成18年に日本下水道管路管理業協会関東支部茨城県部会と「災害時等における応急対策の協力に関する協定書」（地震その他の自然現象等により県の管理する管路施設等が被災した場合における管路調査その他の応急措置の協力）を締結していたため、管路施設の応急対策の協力を得ることができた。しかし、災害時に迅速に対応するためには、更なる協力体制の確立が必要である（以降、協定を順次見直し、締結）。
- ・ 災害時の復旧を早急に行うには、いろいろな経験を踏まえた知識のある職員の意見が重要であることから、下水道経験5年以上のOBに登録していただき、県内震度が6弱以上を記録した際には、自動で参集していただくシステムを構築する必要がある（実施済み）。

キ 応急危険度判定

被災した建築物や宅地の被害状況を調査し、その後に発生した余震等による建築物等の倒壊や外壁・窓ガラス等の落下、付属設備の転倒、擁壁の崩壊等の危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的として、被災建築物及び被災宅地の危険度判定を実施した。

また、被災した住宅の復旧方法等に関する相談に対応するため、市町村で設置した被災住宅相談窓口（現地調査を含む）への建築の専門家（建築士）の派遣支援を実施した。

(ア) 応急危険度判定

a 被災建築物の応急危険度判定

3月11日以降、建築指導課内に判定支援班を設置して対応した。

(判定活動結果)

実施期間	判定士数 (人・日)		判定棟数 (棟)	判定結果(棟)			判定対象市町村
	民間	行政 (うち県職員)		調査済	要注意	危険	
3月12日 ～ 3月25日	929	382 547 (162)	15,863	9,618 (60.6%)	4,684 (29.5%)	1,561 (9.8%)	22市5町1村 水戸市、日立市、土浦市、石岡市、結城市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、つくば市、ひたちなか市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、坂東市、稲敷市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、小美玉市、茨城町、大洗町、阿見町、河内町、利根町、美浦村

b 被災宅地の危険度判定

3月11日以降、県庁建築指導課内に判定支援班を設置した。

(判定活動結果)

実施期間	判定士数 (人・日)		判定棟数 (棟)	判定結果(棟)			判定対象市町村
	すべて行政職員	行政職員 (うち県職員3)		調査済	要注意	危険	
3月14日 ～ 4月15日	88	88 (うち県職員3)	135	41 (30.4%)	64 (47.4%)	30 (22.2%)	5市 土浦市、結城市、牛久市、ひたちなか市、小美玉市

c 被災住宅相談窓口支援

市町村からの要請により、建築の専門家（建築士）を相談窓口へ派遣し、現地調査を含む被災住宅等の復旧支援を実施した。

(派遣実績)

実施期間	窓口相談		現地調査		合計		判定対象市町村
	件数	3,047	件数	684	件数	3,731	
3月17日 ～ 4月30日	派遣人数	477	派遣人数	249	派遣人数	726	15市2町1村 水戸市、土浦市、下妻市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、つくば市、潮来市、常陸大宮市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、東海村

ク 県営住宅

県内の住宅は多大な被害を受けたが、県営住宅においても、給排水、ガス等の設備配管の破損、敷地内の地盤沈下、建物の不同沈下及び傾斜、屋根瓦の落下等の被害を受けた。

これらの復旧については、早急に対処しなければ、住民の生活に支障を来すとともに、段差による転倒や屋上からの落下物による二次災害の発生のおそれがあったため、速やかに復旧工事を実施した。

(ア) 公営住宅災害査定等への対応

a 被害状況の確認

3月から5月にかけて、被害状況の確認のため現地調査を行った。

(a) 調査箇所数 147 団地（県営住宅）

(b) 主な被害

- ・ ライフライン関係の地中埋設配管断裂（すべての団地）
- ・ 屋根瓦の破損（大宮住宅ほか）
- ・ 液状化による地盤沈下（日の出住宅ほか）
- ・ 敷地内の法面崩壊（釜神町アパート）
- ・ 受水槽パネルの破損（柴田アパート、釜神町アパートほか）

b 既設公営住宅復旧計画書

現地調査を基に、既設公営住宅復旧計画書を作成し、国土交通大臣へ進達した。

(a) 県営住宅 箇所数 22 団地 対象公営住宅総戸数 1,489 戸

予定事業費 1,599,958 千円

(b) 市町村営住宅 箇所数 32 団地、対象公営住宅総戸数 1,053 戸

予定事業費 508,172 千円

c 公営住宅災害査定

次の日程で関東地方整備局及び関東財務局による災害査定が実施された。

(a) 第1次査定：7月19日～22日

(b) 第2次査定：8月31日

- ・ 査定対象団地は、県営住宅が22団地で対象戸数1,489戸、市町村営住宅が32団地（15市町）で対象戸数が1,053戸。

d 公営住宅災害査定の結果

決定額 県営住宅 1,556,611 千円（申請額1,599,958千円に対する査定率97.29%）

市町村営住宅 491,110 千円（申請額 508,172 千円に対する査定率96.64%）

e 災害公営住宅査定

平成24年3月21日に復興庁による復興交付金の災害公営住宅査定が実施された。

- ・ 査定対象戸数は、滅失総戸数 1,181 戸
茨城県 366 戸（水戸市200戸、ひたちなか市166戸）
市町村 815 戸（高萩市137戸、鹿嶋市200戸、北茨城市478戸）

f 既設公営住宅復旧事業費補助金交付

県営住宅 補助事業に要する経費 1,484,215 千円

補助金の額 742,106 千円

市町村営住宅 補助事業に要する経費	452,860 千円
補助金の額	287,122 千円

g 災害公営住宅の災害査定の結果

決定戸数 1,171 戸（申請戸数 1,181 戸）

整備限度戸数 586 戸（県 183 戸，高萩市 69 戸，鹿嶋市 95 戸，北茨城市 239 戸）

(イ) 県営住宅の復旧対策

土木部都市局住宅課及び指定管理者である（一財）茨城県住宅管理センター職員により、現地調査にて把握したライフラインに関連する被害等を中心に、指定工務店を使って応急復旧を実施した。

a 県営日の出住宅

(a) 日の出地区の被害状況

地区全域が地盤の液状化現象により、上下水道、ガス、電気等のライフラインが壊滅的な被害を受け、道路については、陥没、隆起、亀裂等が生じ、地震発生後は車の通行が困難な状況であった。

建物については、不同沈下による傾きや電柱や塀などの倒壊による破損など甚大な被害を受けた。

(b) 県営住宅「日の出住宅」概要

- ・ 所在地 潮来市日の出 5-19-1
- ・ 敷地面積 1.7ha
- ・ 構造・規模 木造 2 階建て 44 棟 88 戸（平均延床面積約 130 m²/棟）
- ・ 建設年度 昭和 61 年～平成 10 年
- ・ 被害状況 大規模半壊 11 棟，半壊 13 棟，一部損壊 20 棟 合計 44 棟
（団地全体で最大 50 cm 程度沈下，傾斜は最大 30/1000）
- ・ 災害査定の結果（県営日の出住宅分）

申請額 689,776 千円	→	決定額 668,766 千円	査定率 96.95%
復旧工事：278,229 千円	地盤対策：225,782 千円	外構：47,428 千円	
設備工事（給排水等）：83,937 千円	委託（調査，設計，監理）：33,390 千円		

(c) 復旧事業費（契約額）

現住棟補修：ジャッキアップ	1,675 千円/戸
内外装工事	1,285 千円/戸
液状化対策（アースドレーン）	2,358 千円/戸
外構，給排水工事	1,667 千円/戸

合計 6,985 千円/戸×88 戸=614,700 千円

その他 地盤調査，実施設計，工事監理 約 29,925 千円

(d) 復旧対策

【7月19日～22日】 ・ 災害査定を実施した（国土交通省，財務省）。

【7月下旬】 ・ 集会所の復旧工事に着手した。

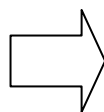
【8月26日】 ・ 集会所の復旧工事が完了した。

【9月14日】 ・ 団地全体の復旧工事に着手した（4工区に分けて発注）。

【平成24年2月29日】 ・ 復旧工事が完了した。



傾いた日の出住宅液状化被害状況



復旧後

b その他の県営住宅（災害査定対象団地）

団地名	所在地	対象戸数	復旧事業費 (千円)	復旧内容
田尻浜アパート	日立市	336	292,215	エレベータ機器の調整・補修等
十王住宅		14	4,114	屋根瓦破損部分の補修
十王アパート		1	115	ガス管破損部の補修
大宮住宅	常陸大宮市	26	52,090	屋根全面補修
金砂郷住宅	常陸太田市	18	34,030	屋根全面補修
三反田アパート	ひたちなか市	270	120,960	舗装再敷設, 各種配管再敷設
柴田アパート		56	8,211	受水槽の復旧
高天原アパート	水戸市	86	13,678	屋根瓦破損部分の補修
明星アパート		20	10,022	外構復旧, 給水管の補修等
桜川東アパート		60	9,387	受水槽・圧送ポンプの復旧
東山アパート		18	2,048	自転車置場の復旧
釜神町アパート		36	53,697	法面保護（法枠吹付）等
二木成アパート	筑西市	40	4,767	受水槽の復旧
番匠免アパート	桜川市	24	21,073	浄化槽の復旧
岩瀬アパート		24	7,830	浄化槽の部分補修
千代田アパート	かすみがうら市	90	22,375	受水槽の復旧
結佐アパート	稲敷市	48	53,671	アスファルト舗装の復旧
鹿島アパート	鹿嶋市	66	51,187	回廊の撤去等
浪逆アパート	潮来市	120	34,965	給排水管の再敷設
浪逆第二アパート		48	43,155	給排水管の埋設
20 団地	11 市	1,401	839,590	

(ウ) 被災者への情報提供

液状化被害の復旧は施工実績が少ないため、日の出住宅の集会所を対象にジャッキアップ工事や液状化対策工事を先行して行い、液状化の被災者等に対し、復旧の参考となるよう見学会を実施した。

a 見学会概要

日 時	第1回目	7月30日(土)	14:00～15:00(ジャッキアップ)
		7月31日(日)	14:00～15:00(基礎鉄筋組立て)
	第2回目	平成24年1月21日(土)	13:00～15:00(ドレーンの設置)
		平成24年1月22日(日)	13:00～15:00(同上)
場 所	潮来市日の出5-19-1 「県営日の出住宅」団地内 集会所		
主 催	茨城県土木部都市局住宅課, (一財)茨城県住宅管理センター		
目 的	液状化による家屋沈下の復旧工法に関する情報の提供		
対象者	液状化の被災者等(潮来市, 鹿嶋市, 神栖市については市での周知も依頼)		

b 見学会の結果

第1回目	7月30日, 31日	参加者 300名
第2回目	平成24年1月21日, 22日	参加者 85名
取材関係	NHK, 朝日新聞, 茨城新聞, 日刊建設新聞	

住宅班の検証

○被災住宅相談窓口について

- 被災住宅相談窓口において, 専門家である建築士が被災住宅の安全性や修繕に関する相談に応じる体制(現地調査を含む)を整えることができたことは, 復興への一助をなしたほか, 今後の災害においても有効な方法の一つと考えられる。

○災害査定に関する課題

- 公営住宅の災害査定は, 国(関東地方整備局)においてもあまり実績がなく, 準備に戸惑いがあったため, 他県の事例等を参考に国と調整を行ってきた。
- 災害査定時においては被害写真が重要であった。被害状況の確認の際に, 写真撮影だけの担当を用意した方がよい。
- 災害査定時には, しっかりとした積算資料が必要となる。査定までのスケジュール管理について, 市町村も含め, 準備不足にならないよう注意すべきである。特に市町村によっては住宅担当の職員が少ないところもあるので, しっかりサポートする必要がある。また, 災害査定資料のみに時間を費やすことができないので, 資料の簡素化等の調整も必要である。

○復旧時の入居者の移転費用について

- 今回は, 復旧の一部として災害復旧費の中で対応したが, 考え方を整理しておく必要がある。

○液状化対策について

- 今回は, コスト・施工性・効果など総合的に判断し, アースドレーン工法を採用したが, 実績が少ないため, 工法の選定に苦慮した。次の液状化発生時に検証が必要である。

○復旧工事の施工

- 工事を施工するに当たって, 道路や上下水道, ガス, 電気等のライフラインの復旧に関わる事業者(市町村など)との調整に時間がかかり, 工事の進捗に影響があったケースがあったので, 検討が必要である。

コラム 35

東日本大震災の活動報告

鈴木 勇 NPO法人 茨城県防災士ネットワーク 理事・防災士

東日本大震災が発生した平成23年3月11日午後2時46分、私は自宅にいた。大地震を感じ、とっさに昼寝をしていた90歳の母を起し部屋の真ん中へ移動した。その直後、今まで母が寝ていた場所にテレビが台から落下、間一髪で母を助けた。揺れが収まるのを待って家中を確認、出火の気配は無かったものの仏壇から花瓶が落ち畳に水がこぼれていた。その後始末をしてから外に飛び出た。隣近所の被害状況を調べると近所で大谷石塀が倒壊しており、大声で主人に安否を確認したら幸い怪我人はいなかった。被害状況を携帯電話のカメラに収め、さらに町内を見回りながら市役所へ急いだ。

市役所に着くと、既に関係機関と連携を取って災害対策本部が立ち上がっており忙しく情報収集に当たっていた。直ちに手助けを申し出て、市役所から約200m離れた結城小学校児童保育クラブの状況を確認するために走った。児童は、指導員に誘導され校庭の真ん中にブルーシートを敷き避難していた。指導員に、児童初め関係者の安否を確認したところ負傷者はいなかった。その状況を対策本部へ報告し、さらに、近くにある吉田用水路と約10m位高いところにある住宅地に行き、亀裂や土砂崩れがないか、玉岡団地に被害はないか、しきの杜団地は大丈夫か、御朱印町はと、次々に調査・確認し異常のないことを対策本部へ報告した。

次は、県道・結城停車場線沿いを見て回った。ある所では、2階建ての屋根瓦が随所に崩落し一部通行に支障をきたしていたので、そのお宅の協力を得て事故防止の対処をしたり、又、店舗の前面ガラスが割れ道路に飛散し、二次災害の恐れもあったので近所からほうきを借りて片付け・清掃もした。その後対策本部へ戻ってみると、水戸線が不通となったために、小田林・東結城両駅で帰宅難民が発生したとのことであった。近くの小田林、結城市伝統工芸両コミュニティセンターはじめ上山川小学校体育館、中央公民館等に避難所を開設するとのこととなったので、避難所立ち上げの手伝いや停電に備え発電機や灯光器の準備、寒さ対策にジェットボイラーの用意もした。

さらに、駅南方面に回ってみると停電・断水が続き、アクロスホールの玄関ロビーが避難所となっており、避難者は、毛布1枚をタイル張り床に敷き、体の上からもう1枚の毛布を掛け憔悴した様子で横になっていた。共々に、明朝まで頑張ろうと励まして回った。こうして激動の一日が終わり、12日以降22日まで結城市内の災害復旧活動に従事した。

コラム 36

古民家は時代を越えて！

山本 信三郎 神栖市

午後2時46分、グラグラっと、建物が、同時に私も大揺れに！

暫くして携帯が鳴り、妻から「自宅の隅の電柱から水と砂が吹き上げているから、怖いのですぐ帰ってきて」。急いで帰ろうとしました、が道路はもう渋滞が始まりました。

堀割から港湾通りを南公共ふ頭に向け車を走らせましたが、すでに道路は軋み、割れ目が何か所も。

そうだ、ここは、神の池を埋めた土地だ！

実家を過ぎ、自宅の前に近づくと近所の知り合いが車を遮って、大声で「前を見ろ」！道路が割けて60～70cm位のバリケードに持ち上がっているではありませんか。

迂回して車を回し、舗装が切れているのを注意しながら自宅に着きました。

停電の中、3月とはいえ、寒い一夜を小学校の体育館で、おにぎり一つで過ごしました。

次の日の朝、実家はどうなっているかと、地震の被害を心配して国道を走り、奥野谷の信号に近づくと中央分離帯に自動車が進んでいるではありませんか？

さらに右折してみると車が重なるようにして行く手を塞いでいる？
なんだろう！！

実家に入ると目を疑いました・・・
 庭の松の木などが倒され、門扉は流され、土と砂利がめくれています。
 ひらめ（魚）が横たわっています。
 建具や家具があちこちに散乱し、家の中は目を覆いたくなる惨状です。
 津波に濡れた家具、家財は4トントラックで11台のゴミになりました。
 上水道の復旧は5月の初めまでかかり、そして母の隠居家屋は取り壊されました。
 屋敷にコンテナ7台が入り、檜の塀や屋敷林は大部分が枯れてしまい、樅の木も残りません。
 北側の住民は引っ越しましたが、実家の古民家は修復され、私たちをこれからも又、迎えます。
 人工の鹿島港には、どのような防潮堤・津波対策が最善か、そして液状化した鹿島開発の配
 分地の改良をどうしていただけるのか、今は早くその防災対策を進めてもらいたいと思います。

（21）水道施設の応急・復旧対策

ア 水道施設の被害状況

地震による広域停電等により、一時はすべての浄水場で送・配水停止に陥った。また、企業局が所管する11浄水場のうち、液状化で大きく損傷した鱈川浄水場のほか、9浄水場において沈澱池のひび割れや電気機械設備の損傷等、合計76箇所て被災した。さらに、37市町村に送水している水道用水の管路及び276社304事業所に配水している工業用水の管路においても、亀裂の発生や継手部離脱等、合計130箇所て被災した。

中でも、鱈川浄水場は、液状化現象による地盤沈下など、企業局の施設の中で最も大きな被害が生じた。配管の破損が大きなものだけで22箇所発生するなど、浄水場としての機能が失われた。

(ア) 水道施設（上水道）の被害状況

- ・ 10浄水場が沈澱池のひび割れや電気機械設備の損傷等、合計56箇所て被災した（液状化で大きく損傷した鱈川浄水場は箇所数から除く。）。
- ・ 管路では亀裂の発生や継手部離脱等、合計84箇所て被災した。

浄水場名	被害状況	送水開始
霞ヶ浦浄水場	○浄水場内 15箇所 ・生物処理槽破損（ひび割れ） ・脱水機機械設備破損 ほか ○管路 20箇所	つくば市，土浦市，龍ヶ崎市は3月13日以前
利根川浄水場	○浄水場内 14箇所 ・道路陥没 ・躯体一部破損 ○管路 13箇所	守谷市，取手市，龍ヶ崎市，牛久市，利根町は3月13日以前
阿見浄水場	○管路 7箇所	阿見町，美浦村，稲敷市，河内町は3月13日以前
鹿島浄水場	○管路 17箇所 ・新神宮橋添架管離脱 ・用水路横断部 (仮配管応急復旧 L=60m)	3月14日 潮来市 3月15日 行方市（一部区域） 3月16日 鉾田市全域 3月17日 行方市全域

	<ul style="list-style-type: none"> ・鰐川地区配管 (仮配管応急復旧 L=120m) ほか 	<p>鹿嶋市, 銚田市 (一部区域) は3月13日以前</p> <hr/> <p>◎神栖市への振替送水 3月24日 神栖市 (知手, 土合) 3月26日 神栖市 (鰐川) 半量程度 4月19日 神栖市 (鰐川) 全量</p>
鰐川浄水場	<ul style="list-style-type: none"> ○浄水場内 <ul style="list-style-type: none"> ・共同溝 (隆起及び沈下) ・場内配管離脱 22箇所 ・雨水調整池崩壊 ○浄水場外施設 1箇所 <ul style="list-style-type: none"> ・取水口破損 ○管路 7箇所 	<ul style="list-style-type: none"> ○復旧工事 <ul style="list-style-type: none"> ・共同構内土砂撤去 V=500m³ ・場内配管復旧 取水ポンプ吐出管, 洗浄 (表洗逆洗) 管, 粒活処理水管, 浄水管, 送水管, 洗浄排水管など11系統 ・雨水調整池からの排水ルート確保 L=500m×2列 ・取水管復旧 1箇所
関城浄水場	<ul style="list-style-type: none"> ○浄水場内 4箇所 <ul style="list-style-type: none"> ・沈殿池傾斜板損傷 ほか ○浄水場外施設 5箇所 <ul style="list-style-type: none"> ・配水場遠方監視装置破損 ・岩瀬大和増圧ポンプ場電気設備破損 ※3月18日 霞ヶ浦用水管 (水資源機構) 応急復旧 ○管路 7箇所 	<p>3月18日 筑西市, 結城市, 下妻市 桜川市, 常総市 (石下)</p> <p>3月20日 八千代町</p> <p>※3月15日 水海道浄水場からの振替送水 (筑西市, 桜川市, 結城市, 下妻市)</p>
新治浄水場	<ul style="list-style-type: none"> ※3月18日 霞ヶ浦用水管 (水資源機構) 応急復旧 	<p>3月18日 土浦市 (新治), 石岡市 (八郷) かすみがうら市 (千代田)</p>
水海道浄水場	<ul style="list-style-type: none"> ○浄水場内 2箇所 <ul style="list-style-type: none"> ・沈殿池傾斜板破損 ○管路 1箇所 	<p>常総市 (水海道), つくばみらい市, 坂東市, 古河市, 境町は3月13日以前</p>
水戸浄水場	<ul style="list-style-type: none"> ○浄水場内 6箇所 <ul style="list-style-type: none"> ・沈砂池流出管破損 ・洗浄用補給水槽破損 ○浄水場外施設 4箇所 <ul style="list-style-type: none"> ・石岡配水池流量調整弁損傷 ○管路 10箇所 <ul style="list-style-type: none"> ・市道崩落による管路流失 (仮配管応急復旧 L=70m) ・那珂川水管橋管路離脱 ほか 	<p>3月16日 水戸市 (常澄), 大洗町</p> <p>3月17日 ひたちなか市, 那珂市 (一部区域)</p> <p>3月18日 東海村, 那珂市 (残り区域)</p> <p>3月21日 常陸大宮市</p> <p>3月28日 水戸市 (内原)</p> <p>3月29日 茨城町</p>
涸沼川浄水場	<ul style="list-style-type: none"> ○浄水場内 6箇所 <ul style="list-style-type: none"> ・配水池返送管損傷 ○管路 2箇所 	<p>3月14日 笠間市 (岩間の残り) 小美玉市 (玉里), 石岡市 (石岡)</p> <p>3月15日 小美玉市 (小川)</p>

		3月16日 笠間市（笠間） 笠間市（友部，岩間の一部），かすみがうら市は3月13日以前 ----- ※3月19日 茨城町へ振替送水
合計	○浄水場内 47箇所(鰐川浄水場を除く) ○浄水場外施設 9箇所（同上） ○管路 84箇所	

水道については，発災から2週間後までに応急復旧を完了し，すべての受水団体に送水が再開できた（神栖市については，鹿島浄水場からの緊急振替送水により平常時の半量程度を送水）。ただし，液状化の発生した鰐川浄水場からの送水は，4月19日となった。

(イ) 工業用水道施設の被害状況

- ・ 液状化した鰐川浄水場をはじめ7浄水場が沈澱池のひび割れや電気機械設備の損傷等，合計20箇所て被災した。
- ・ 管路では亀裂の発生や継手部離脱等，合計46箇所て被災した。

浄水場名	被害状況	配水開始
阿見浄水場	○浄水場内 1箇所 ・ 沈澱池連絡管破損 ○管路 8箇所	(株)キンレイ ほか53事業所は3月13日以前
鹿島浄水場	○浄水場内 1箇所 ・ マイクロストレーナゲート弁 ○浄水場外施設 1箇所 ・ 武井取水ポンプ場受電設備破損 ○管路 13箇所	3月15日 住友金属工業(株) ほか71事業所 住友金属工業(株)への暫定配水は3月13日以前 ----- ◎鰐川への振替配水 3月15日 全38事業所
鰐川浄水場	○浄水場内（上水共同） ・ 共同溝隆起及び沈下 ・ 雨水調整池崩壊 ほか ○浄水場外施設（上水共同） ・ 取水口破損 ○管路 6箇所	○復旧工事 ・ 共同構内土砂撤去 V=500m ³ ・ 場内配管復旧 11箇所 ・ 雨水調整池排水 L=500m×2列 ・ 管路復旧 2箇所
関城浄水場	○管路 1箇所 ※3月18日 霞ヶ浦用水管（水資源機構） 応急復旧	3月19日 日立化成工業(株) ほか14事業所
新治浄水場	○管路 1箇所 ※3月18日 霞ヶ浦用水管（水資源機構） 応急復旧	3月18日 ロンシール工業(株) ほか34事業所

水海道浄水場	○浄水場内 2箇所 ・沈殿池傾斜板破損 ○管路 3箇所	アサヒビール(株) ほか94事業所は3月13日以前
那珂川浄水場	○浄水場内 15箇所 ・沈殿池破損（ひび割れ） ・沈殿池傾斜板破損 ほか ○管路 14箇所	3月14日 (株)日立製作所 ほか6事業所 3月15日 (独)原子力科学研究所 ほか2事業所 3月18日 那珂核融合研究所 ほか3事業所 3月20日 日立造船(株) ほか9事業所 北越紀州製紙(株) は3月13日以前
合計	○浄水場内 19箇所(鰯川浄水場を除く) ○浄水場外施設 1箇所 (同 上) ○管路 46箇所	

工水については、発災から9日後までに応急復旧が完了し、すべてのユーザーに向けて配水を再開できた。

なお、液状化の発生した鰯川浄水場では、本復旧までは、鹿島浄水場からの振替配水による対応とした。

イ 水道施設の復旧工事

早期の送水再開を目標に、約2週間の応急復旧作業を展開し、その後、本復旧作業へと軸足を移していった。

(ア) 約2週間の応急復旧作業

a 県南水道事務所管内の状況

- ・霞ヶ浦浄水場は、場内施設において生物処理槽や脱水機設備に破損は生じたものの、水処理自体に大きな影響はなかった。また、送水管路についても致命的となる損傷が生じなかったことから、3月13日以前に管内すべての配水場に送水が完了した。
- ・利根川浄水場及び阿見浄水場においても、水処理施設・管路とも大きな影響がなかったため、3月13日以前に管内すべての配水場に送水が完了した。

b 鹿行水道事務所管内の状況

- ・鹿島浄水場は、高台に位置し地盤も比較的強固なことから、浄水処理施設に致命的な影響はなかった。震災当日の夜には復電したことから、水処理を開始し、送水を再開した。
- ・管路については、新神宮橋添架箇所にて管路の離脱による漏水が発生したことから、潮来市及び行方市への送水が遅れることとなった。
- ・鰯川浄水場は、浄水処理施設に大きな影響はなかったものの、導水管が離脱し、場内においては敷地内の広範囲で液状化による地盤沈下が生じ、それに伴う管路の離脱が多数発生した。さらに、共同溝については、浮上・側方流動といった変動が生じ、内部に大量の土砂が流入した。このため、浄水処理機能は完全に停止し、送水再開までに約1か月を要することとなったが、鹿島浄水場からの振替送水により、通常送水時の半量程度ではあるが、3月24日から神栖市への送水を再開した。

c 県西水道事務所管内の状況

- ・ 県西水道事務所管内の3浄水場（関城・新治・水海道）においては、場内施設及び管路ともに大きな被災はなかった。
- ・ 関城浄水場で約40時間、新治浄水場で約30時間と長期の停電が生じたこと、また、関城及び新治浄水場の原水を供給する霞ヶ浦用水施設が被災したことから、管内すべての配水場に送水が完了したのは、3月20日となった。



鱒川浄水場被害状況（全景）



鱒川浄水場被害状況（共同溝）

d 県中央水道事務所管内の状況

- ・ 水戸浄水場内において、場内管路や補給水槽の破損等が生じ、機能復旧に5日を要した。また、管路においても、市道崩落による約70mの管路の流出事故や1級河川那珂川を渡河する那珂川水管橋管路の離脱などがあり、すべての配水場に送水できたのは、3月29日となった。
- ・ 涸沼川浄水場においては、場内及び場外の管路の破損等があったものの、3月16日にはすべての配水場に送水が完了した。

送水管φ1000（ひたちなか市関戸）



被害状況（送水管）

那珂川水管橋（水戸市下国井町）



被害状況（水管橋）

(イ) 本復旧作業

水処理施設及び管路の復旧工事については、一刻も早く送水再開することを第一の方針とし、復旧に当たった。

- ・ 水処理施設の復旧については、被災箇所の特定はできていても、対策工法の決定について技術的検討を要するものがあった。
- ・ 管路復旧については、初期段階で漏水が特定できた箇所の復旧を行い、それ以外の箇所については、徐々に水圧を上げて送水しながら、上流側から巡視により漏水箇所を探知し、漏水箇所を発見する都度、修繕を行うという手法をとった。
- ・ 管路は、水管橋など一部の露出部を除き、地中に埋設されているため、被災発見時には掘削後、修繕し埋め戻すといった作業を行う。しかし、被災箇所の中には、県中央広域水道の那珂市下江戸や、鹿行広域水道の神栖市長栖のように、道路自体が大きく被災し、現状の位置で管路の復旧を行うことが困難な箇所があった。そのような場所については、本復旧を道路復旧に併せ行うように調整した上で、地上配管による仮切廻しを行う方針をとった。

県中央広域水道（那珂市下江戸）



被害状況



応急復旧後

鹿行広域水道（神栖市長栖）



被害状況



応急復旧後

- ・ 復旧工事を行う上で重要となる資材の確保については、漏水復旧金具を中心とした補修資材の備蓄を以前より行っており、今回の復旧工事の中でも、これが早期の送水再開に大きな役割を果たした。しかし、被災箇所の中には、大口径管路可とう管部での離脱など備蓄資材での対応が困難な箇所もあった。例えば、県中央広域水道のひたちなか市関戸の漏水地点では、直管（SPφ1000，L=5.0m）が必要となったため、全国的に在庫を探し、調達した。

県中央広域水道（ひたちなか市関戸）



被害状況



応急復旧後

(ウ) 振替送水の実施

「鹿島浄水場－鱈川浄水場」，「水海道浄水場－関城浄水場」，「涸沼川浄水場－水戸浄水場」等，浄水場間の緊急連絡管を活用することにより，振替送水を行い，水処理機能停止時のバックアップを行った。

(エ) 水源関係の被害状況

水源関係の被災としては，霞ヶ浦の湖岸堤における被害や霞ヶ浦用水の管路被害が生じた。霞ヶ浦湖岸に関しては取水に支障を与えるものではなかったが，霞ヶ浦用水の送水停止は，関城及び新治浄水場の水処理停止につながった。

また，津波の影響により取水地点の塩化物イオン濃度が上昇した。

a 霞ヶ浦用水

関城浄水場及び新治浄水場の原水を供給している霞ヶ浦用水が地震の影響により送水停止となった。管理者である(独)水資源機構は，停電及び管路の漏水により停止期間が数週間又は数か月と見込んでいたが，当面は本格復旧ではなく応急復旧を先行する方針により，昼夜の復旧作業を行った（3月18日に通水開始）。

b 鱈川塩素イオン濃度上昇

鱈川浄水場の取水源である鱈川では，津波の影響により，河川に海水が遡上し，塩化物イオン濃度が上昇した（水道水質基準 200 mg/l に対して最大 643 mg/l（3月15日）となった）。水処理の過程で塩化物イオンを取り除くことは困難であるため，一時的に取水停止を行った。

(ウ) 復旧工事におけるその他の措置

a 被災施設に関する業者の手配

- ・ 管路をはじめとする水道施設の復旧は緊急を要するため、漏水復旧等緊急工事及び地震時等緊急管路巡視業務委託の請負に係る協定を締結している業者と随意契約による緊急工事を行うこととした。
- ・ 電気機械設備関係が被災した場合は、電気機械設備故障復旧等緊急工事の請負に係る協定を締結している業者と随意契約による緊急工事を行うこととした。

b 甚大な被災施設に関する業者の手配

仮復旧等の検討が必要になる甚大な被災施設については、当初建設を担った実績のある業者等を選定して、応急復旧に当たった。

c 現場に対する人的支援

現場の混乱や人手不足が懸念されたため、本局施設課から各浄水場に連絡要員を派遣し、情報収集及び本局への情報伝達を行った。

(a) 県中央水道事務所

広範囲にわたり大きな被害が生じていたため、3月14日に企業局次長を県中央水道事務所災害対策本部長に任命し、水戸浄水場内については次長、場外については所長が陣頭指揮をとる2班編成により、迅速な災害復旧が行える体制を構築した。

(b) 鹿行水道事務所

鱒川浄水場が液状化現象により壊滅的な被害を受け、復旧体制の強化が必要なことが判明したため、3月16日に鹿行水道事務所災害対策本部副部長だった鱒川浄水場長を鱒川浄水場対策本部長とし、鱒川浄水場創設に関わり現場状況に精通している(財)茨城県企業公社参事を同浄水場へ派遣し、早急な送水再開に向けた復旧体制を整えた。

(c) 県西水道事務所

県西水道事務所では、3月15日に新治浄水場長を県西水道事務所災害対策本部長に任命し、迅速な災害復旧体制を整えた。

(d) その他

受水団体など局以外の施設に対して、水道施設のノウハウを持った大手ゼネコンへの被害状況の確認依頼や特に復旧が遅れている地域での技術支援等を行った。

d 神栖市支援チームの立上げと活動

鱒川浄水場内に、水道復旧を円滑に行うための神栖市支援チームの立ち上げを行った。

メンバー：首席検査監，補佐，参事（(財)茨城県企業公社）

【3月18日】 業者及び神栖市と知手配水場及び配水塔の健全性を確認した。

【3月23日】 神栖市と打合せを行った。

- ・ 断水解消に向けた復旧工程表を提示し、了承された。
- ・ 復旧作業では、居切直送地域、知手ルート及び波崎ルートの3ブロックに分けて担当者を決定し、綿密な情報交換を行うこととした。

【3月30日】 神栖市及び鹿嶋市との送水計画打合せを行った。

e 通行手段の確保

震災後に発生した道路損壊による通行止めや給油待ちの車列に起因する交通渋滞は、復旧作業等を進める上で障害となった。

(a) 給水車両の確保

応急給水活動を行うため、企業局が所有している給水タンクを搭載するトラック 3 台を建設業等の民間業者の協力を得て、借り上げて対応した。

(b) 緊急通行車両の届出及び証明書の交付

応急給水活動を円滑に行うため、給水タンクを搭載するトラック 3 台の緊急通行路における通行が認められるよう、3 月 15 日に茨城県公安委員会に緊急通行車両等事前届出書を提出し、同日に標章及び証明書の交付を受けた。

f 契約の簡素化

- ・ 復旧に向けて必要な物品及び役務の調達については、迅速かつ的確に行う必要があることから、緊急を要するものは、1 者随意契約により契約相手方を決定できるよう通知を出した。
- ・ 契約書の作成が省略できるものは 100 万円未満としているが、これを 3 千万円未満まで拡大した。

水道施設の復旧工事の検証

○水道の安定供給に向けて

- ・ 企業局では、これまでも浄水場間の緊急連絡管、補修資材の備蓄、施設の耐震補強等の対策を計画的に進めてきており、これらの対策が今回の震災に対して一定の効果を発揮し、早期復旧が実現できたと考える。
- ・ しかし、被害の大きかった一部施設では復旧に時間を要したことや、震災後に実施した県民アンケートにおいて「水道の復旧」が行政の課題として上位となったことなどを十分に踏まえ、これまでの対策に加え、事業間連絡管の設置、非常時の電源確保対策、更にはマニュアルの改善、訓練の強化等のハード・ソフト両面にわたる災害対策を着実に進めることが求められる。
- ・ そして、今回の震災の教訓を忘れることなく、より一層の安定供給に向け努めていくこととする。

ウ 広報・問合せ対応

(ア) 県民への情報提供

当初段階では、情報の一元化の観点で、県災害対策本部を通じた発表のみであったが、企業局における被害状況及び応急復旧状況がまとまって整理された段階で、HPでの情報発信を開始した。

(イ) 問合せ対応

震災直後は停電や電話の不通、帰宅困難等の影響もあり、一般住民からの問合せは少なく、断水情報は県災害対策本部からの発表で対応した。

しかし、停電の解消等が進むと、本局・浄水場とも断水に関する問合せが殺到した。断水解消の見込みについては、市町村等の水道事業者を通さなければ説明ができず、市町村や県災害対策本部、生活衛生課との間で情報共有がなかなか進まなかったため、ワンストップでの回答が困難であった。

広報・問合せ対応の検証

○県民への情報提供の検証

- ・ 災害対策マニュアルに県民への継続的な情報提供が明記されていないこともあり、積極的な広報が意識されにくい状況にある。今後は企業局災害対策本部総括班等に県民向けの情報発信担当者を位置付けることも検討すべきである（受水団体や工水ユーザーに対しては業務班から情報提供を行う。）。
- ・ 復旧工事等の業務を妨げないよう、窓口を一本化して対応する方法も考えられるが、実際には件数が増えてくると難しい状況となる。企業部の全職員が情報を共有して同様な説明を行えるような措置等も必要と思われる。

○問合せ対応の検証

- ・ 問合せや苦情は情報不足が大きな原因の一つであるため、受水団体と連携した情報提供手法の充実等と併せて検討すべきである。

エ 物資調達等

(ア) 燃料確保

- ・ 地震による給油施設への被害や停電のほか、石油元売業者の備蓄施設が大規模な被害を受けたことから、地震後間もなくして燃料の調達が困難となった。
- ・ 県災害対策本部において緊急車両の専用・優先給油スタンドを確保したが、安定的な給油は困難な状況であった。
- ・ 安定的な燃料の確保と、出先機関の近隣に給油場所を確保するため、企業局独自に優先的に給油してくれるスタンドを2箇所確保し、緊急車両であることを示す車両証の提示により確認を受け、給油を行った。
- ・ 給油可能なスタンドの情報については、県災害対策本部からの事務連絡等を各出先機関及び(財)茨城県企業公社の各事業所あてに随時FAXにより情報提供した。
- ・ 3月20日前後から在庫の不足により、専用給油スタンドにおいても給油を制限する措置がとられ始めたほか、ガソリン不足の深刻化に伴い、専用給油スタンドの扱いを終了するスタンドも出始めた。
- ・ 県災害対策本部が指定した緊急車両専用スタンドは、3月26日にすべて廃止された。
- ・ 鹿行地方方面には鹿嶋市の1箇所を除き給油可能なスタンドがなかったため、当該方面を走行する給水車への給油が困難であった。

(イ) 他自治体等からの応援受入れ

- ・ 企業局としては、他の自治体からの応援受入れの実績はなかった。
- ・ 給水車の応援については、本来、日本水道協会茨城県支部（日立市）が窓口となり近隣市町村に依頼するが、日立市自体が大きな被害を受けたため、関東支部がその役割を担った。
- ・ 茨城町では、兵庫県姫路市から派遣された給水車及び市職員を受け入れたほか、ひたちなか市では他自治体から給水袋の提供を受けるなど、市町村単位では独自に応援要請・受入れを行った。

物資調達等の検証

○緊急車両への給油の課題について

- ・ 給油に際し、緊急車両の確認方法がスタンドによって異なり（口頭、身分証提示、各所属発行の証明書提示、公安委員会発行緊急車両通行証提示）、公用車など一般車両と判別がつきにくい車両の場合、給油できない等のトラブルが発生した。
- ・ このため、緊急車両の確認方法について、あらかじめ整理しておく必要がある。

○応援受入れについて

- ・ 事前に応援者の従業務内容や食料の措置等、具体的な検討をしておかないと、支援受入れがかえって混乱を招く結果になりかねないため、企業局として被災時の人的支援を受け入れる場合のルールづくりを検討すべきである。

オ 国との調整等

震災により水道施設の受けた被害は大きく、その復旧には膨大な費用を要するため、国に対し財政支援について要望を行った。

(ア) 国への報告

工業用水道事業においては経済産業省に、水道用水供給事業においては厚生労働省に随時被害状況を報告した。

(イ) 災害復旧に対する財政支援

通常、国からの財政補助率は1/2又は1/3であるが、今回の災害に関しては8/10から9/10と高い補助率が適用され、県の財政への影響を少なくすることができた。

また、一般会計からの繰出制度も創設され、特別地方交付税措置がとられることとなった。

(ウ) 災害査定手続

まずは災害査定等の手続について、震災経験を有する自治体の事例調査、関係機関との調整及び情報収集を行った。その後、事務所と連携し、実際の災害査定、補助申請等の手続を進めた。申請した工事の大部分が採択に至り、企業局の経営への負担を最小限とすることができた。

a 事務所との調整

- ・ 4月下旬に各事務所担当者を集め、災害査定（申請）設計書の作成に係る留意事項等について説明を行った。
- ・ 国への申請は、7月中旬から手続が始まったが、事務所への作業依頼としては、6月末を目処に依頼し、早期の申請にも対応できる体制とした。
- ・ 備蓄している緊急資材を使った災害復旧工事では、その緊急資材は台帳価格により申請し、復旧工事には支給品として計上することで調整した。

b 設計積算における技術支援

- ・ 査定設計書の作成に当たっては、短期間で国庫負担申請や災害査定が実施されるため、測量、設計、積算の一連作業を早急に行うことが求められた。
- ・ 実地査定において査定官及び立会官の指示があった場合、早急に査定設計書の修正が

必要となることから、災害査定に精通している(財)茨城県建設技術公社等へ業務を委託し、技術支援を受けた。

c 国との調整

水道用水供給事業の災害復旧工事は厚生労働省、工業用水道事業は経済産業省の所管となっており、それぞれ新たに定められた交付要綱に基づき災害復旧費補助の手続を行うこととなった。

(a) 厚生労働省との調整

県西広域は災害の影響が小さく、査定額は約15百万円と災害申請基準額を下回り、補助採択されないものであったが、調整の結果、霞ヶ浦開発等の災害復旧負担金を含めると基準額を上回るため、申請を行った。

(b) 経済産業省との調整

- ・ 災害復旧事業費の枠取りのため、導水費、浄水費、配水費等の費目ごとに金額を分けた災害復旧事業実施計画が求められた。
- ・ 4月下旬の段階では復旧費用が概算であったため、災害復旧の申請に当たっては実施計画の変更を行った。

国との調整等の検証

○各事務所間の調整について

- ・ 備蓄している緊急資材を使った災害復旧工事において、その緊急資材は台帳価格により国への申請を行うことで調整したが、緊急資材は事務所間で貸し借りを行ったため、どこがどの資材を使ったかを特定するのに苦慮した。
- ・ このため、事務所間での貸し借りについて、正確に状況を把握できる体制を整えておくことが望ましい。

カ 市町村上水道の対応

生活衛生課において、市町村の水道施設の被害状況等を把握するとともに、復旧のための国庫補助金の申請を支援した。

(ア) 市町村水道施設の被害状況等

市町村の水道施設の被害状況、応急給水の状況等を把握し、関係機関への報告、報道機関への情報提供等を行った。

水道施設の被害は全県に及び、特に、液状化現象の影響を受けた潮来市、神栖市及び鹿嶋市並びに震源地に最も近かった北茨城市においては、断水が復旧するまでに時間を要した。

a 市町村の水道施設の断水状況

	全域断水 市町村数	一部断水 市町村数	断水なし 市町村数	断水戸数 (約千戸)	備考
14日	13	20	11	446	
15日	10	22	12	407	

16日	6	25	13	341	
17日	3	25	16	260	
18日	3	24	17	229	
19日	2	18	24	181	
20日	1	16	27	140	
21日	1	16	27	116	
22日	1	14	29	83	
23日	1	14	29	83	
24日	1	12	31	57	
25日	1	10	33	46	
26日	0	10	34	38	
27日	0	9	35	32	
28日	0	7	37	31	
29日	0	7	37	30	
30日	0	7	37	30	
31日	0	6	38	26	
4月1日	0	6	38	26	
2日	0	6	38	25	
3日	0	5	39	24	
4日	0	4	40	24	
14日	0	2	42	8	北茨城市，鹿嶋市が復旧
24日	0	1	43	2	潮来市が復旧
5月7日	0	0	44	0	神栖市が復旧

b 給水車の稼働状況（3月14日～5月17日）

自市町村	1,058台
自衛隊	609台
(社)日本水道協会	78台
県内外の水道事業者等	700台
計	2,445台

(イ) 水道施設の災害復旧費に係る国庫補助申請の支援

市町村，企業団及び県企業局の水道施設の災害復旧費に係る国庫補助の申請を支援した。

a 査定の日程調整・同行

第1次査定	8月29日 ～9月2日	県企業局（県南広域，県西広域，県中央広域），銚田市（大洋区域）
第2次査定	9月5日 ～9日	県企業局（鹿行広域），筑西市，行方市，北茨城市，常陸大宮市，五霞町

第3次査定	10月3日 ～7日	つくば市，下妻市，高萩市，東海村，那珂市，茨城町，大洗町
第4次査定	10月11日 ～14日	神栖市，潮来市，稲敷市，常陸太田市
第5次査定	10月24日 ～28日	水戸市，ひたちなか市，日立市，鹿嶋市（鹿島区域，大野区域），鉾田市（鉾田区域），五霞町（2回目），城里町
第6次査定	12月19日 ～22日	県企業局（鹿行広域）（2回目），水戸市（2回目），ひたちなか市（2回目），潮来市（2回目），つくばみらい市，茨城県南水道企業団
第7次査定	平成24年 3月26日	水戸市（3回目）

b 査定結果（23市町村及び1企業団）

査定申請額：約3,278百万円 (A)

査定額：約3,184百万円 (B)

査定率：97.1% (B)/(A)

c 被害状況（42市町村）

被害額：上水道 約7,587百万円

簡易水道 約147百万円

合計 約7,734百万円

主な被害：配水施設（配水池，配水管等）及び給水管の損壊

浄水施設（場内配管，浄水池，濾過池等）の損壊



水道管の復旧工事

市町村上水道の対応の検証

○国庫補助申請に係る査定

- ・ 他県に比べて被災市町村が多く，また，県も市町村も災害復旧費に係る国庫補助申請は初めてであったため，対応に苦慮した。
- ・ 災害復旧費に係る国庫補助申請においては，市町村も不慣れであったこと，また，応急復旧に追われていたことなどにより，復旧工事前の被災箇所の写真を撮っていないなど，申請に必要な書類が十分に整理されていないが多かった。
- ・ 災害復旧費の国庫補助申請に係る査定において，県は，申請書類の指導，国と市町村の日程調

整、連日連夜に及ぶ災害査定への同行等、かなりの労力を要したところであり、今回の経験を今後の対応に活かしていく必要がある。

(22) 教育対策

ア 被害状況（公立学校分等）

(ア) 人的被害の状況

学校や教育機関においては、死亡者0名、負傷者14名であった。

(負傷者数)

小中学校	高等学校	養護学校	社会教育施設	計(名)
5	3	2	4	14

(内訳：児童生徒8名、教員等2名、施設利用者3名、施設警備員1名)

※14名のうち2名（教育施設：重症（足大腿骨骨折）1名、中等症（胸部圧迫骨折）1名）を除き、足の捻挫等の軽傷。

(イ) 学校施設の被害状況

- ・ 被害が大きく、使用禁止となった27校の校舎は、耐震工事未実施であった。
- ・ 主な被害の内容は、窓ガラスや壁面、天井、外構の破損、漏水等であった。
- ・ 自校が使用できず、近隣の学校等を利用した11校のうち8校は、近隣の学校等にバスで移動し、授業を実施した。

(被害状況)

校種	全校数 (A)	被災校数		被災割合	
		総数 (B)	うち使用禁止 校数(C) ※1	総数 (B)/(A)	うち使用禁止 校数(C)/(A)
小学校	565	530	12(6)	93.8%	2.1%(1.1%)
中学校	233	226	10(5)	97.0%	4.3%(2.1%)
高等学校 ※2	104	103	5(0)	99.0%	4.8%(0.0%)
養護学校	21	21	0(0)	100.0%	0.0%(0.0%)
計	923	880	27(11)	95.3%	2.9%(1.2%)

(平成24年3月31日現在(全校数は平成23年3月31日現在))

※1：構造上の問題（柱・梁等の損傷大）により、使用できない校舎が生じた学校数

()内は、自校が使用できず、近隣の学校等を利用した学校数

※2：高等学校は、再編の関係により、1つの校地に2校が併設する学校があるため、実校地数で計上。

(重複学校⑤：常陸大宮・(新)常陸大宮、那珂湊・那珂湊一、石下・石下紫峰、境・(新)境、並木・並木中等)
太田二高里美分校は、校地が異なるため、1校として計上。

（被害の大きかった27校の内訳）

校種	近隣の学校等を利用	校舎の一部が使用できないが、自校で対応
小学校 (12校)	日立市立水木小, 常陸太田市立佐都小, ひたちなか市立磯崎小, 行方市立三和小, 行方市立小貫小, 東海村立照沼小	日立市立山部小, 石岡市立石岡小, ひた ちなか市立平磯小, 那珂市立芳野小, 桜 川市立真壁小, 河内町立長竿小
中学校 (10校)	常陸大宮市立大宮中, 茨城町立桜丘中, 城里町立常北中, 東海村立東海中, 常総 市立石下西中	常陸大宮市立第一中, 常陸大宮市立第二 中, 河内町立金江津中, 筑西市立下館北 中, 八千代町立八千代第一中
高等学校 (5校)	—	太田一高, 水戸二高, 水戸農高, 水戸工 高, 潮来高

(ウ) 学校以外の教育機関等の被害状況

- ・ 各施設において被害があり、特に8施設で被害が大きかった。
- ・ 水戸生涯学習センター及び西山研修所は、全館休館の状況である。

（被害状況及び被害額）

No.	施設名	被害状況	被害額 (千円)
1	近代美術館	来館者通路亀裂及び地盤沈下, 搬入口道路地盤陥没 石垣一部崩壊	207,419
2	つくば美術館	—	
3	五浦美術館	壁亀裂・剥離, アプローチ及び流水路亀裂・損壊, 外構 地割れ・陥没, 浄化槽全壊	
4	陶芸美術館	窓ガラス破損	
5	自然博物館	通路柱亀裂, 外壁タイル破損, 野外園路沈下による段差	
6	歴史館	ホール天井灯一部落下, 茶室門扉倒壊, 旧水戸農業高校 玄関崩落, 旧水海道小学校内壁崩れ, 展示室照明灯一部 落下	
7	教育研修センター	—	—
8	県立図書館	屋根と壁をつなぐ鉄骨の多数破断, 壁の剥離, 煙突の耐 火レンガ剥離落下, 視聴覚ホール木壁パネル1箇所脱 落, 多数の書籍の落下 三の丸書庫:敷地内アスファルト敷きの多数箇所で亀裂 発生, 水道管が1箇所破断	54,566
9	水戸生涯学習センター	1号館:1階部分の柱の半数及び壁・梁に亀裂発生 2号館:柱の大半に亀裂, うち3本は鉄筋露出 3号館:壁の一部及び1号館, 2号館との接合部が破損	不明※
10	県北生涯学習センター	—	—
11	鹿行生涯学習センター	—	—
	女性プラザ	擁壁の一部沈下, 駐車場外灯支柱が1本屈曲	6,090

12	県南生涯学習センター	空調ダクトが2箇所脱落, 排気ファン1台が架台から脱落, 壁及び天井ボードの多数箇所に亀裂発生	1,032
13	県西生涯学習センター	入口の床タイル1箇所に亀裂発生, パネルガラスサッシの1箇所に亀裂発生, 受水槽の保温パネルが破断 浄化槽に亀裂発生し漏水	903
14	西山研修所	本館: 大広間の柱が傾斜し建物全体が傾斜, 大広間の梁にたわみ発生 別館: 土壁の多数箇所で土が崩落, 屋根ぐしの落下 新館: 柱・壁に多数亀裂発生, 厨房スペースの壁が傾斜 外構: 進入路の2箇所でアスファルトが崩落, 敷地内擁壁の3箇所に亀裂発生, 擬木が多数崩落, 敷地内の一部で地盤沈下発生	290,777
15	中央青年の家	体育館外壁4面のシーリング材に亀裂発生	6,300
16	白浜少年自然の家	敷地内の法面2箇所が崩落 厨房・トイレの多数の箇所で壁のタイルが落下	28,780
17	さしま少年自然の家	—	—
18	東町運動公園	体育館天井パネル落下	2,757
19	堀原運動公園	武道館大道場天井板落下, 球場外周石垣崩落	127,512
20	笠松運動公園	メイン及びサブアリーナ吊り天井崩落, 体育館内壁モルタル落下, 体育館外壁亀裂, 陸上競技場大屋根支柱破砕	966,714
21	里美野外活動センター	—	—
22	ライフル射撃場	10m射場通路の地割れ	3,980
合 計			1,696,830

※水戸生涯学習センターについては、建物の損傷がひどく、当初より移転による復旧を目指したため、建物を復旧させるための費用（被害額）の算出はしていない。

(被害状況の写真)



図書館：剥離した壁



図書館：木壁パネルの脱落



図書館：落下した書籍



白浜少年自然の家：崩落した法面



白浜少年自然の家：剥離したタイル



県西生涯学習センター：床タイルの亀裂



県南生涯学習センター：ダクトの脱落



県南生涯学習センター：排気ファン脱落



女性プラザ：擁壁の沈下

（美術館及び博物館所蔵品の被害状況）

施設名	被害件数	被害を受けた主な所蔵品
近代美術館	12	木内克「エーゲ海に捧ぐ」、グレコ「エストレリータ」等
陶芸美術館	—	
自然博物館	4	ティラノサウルス骨格標本等
歴史館	42	一橋徳川家「御所人形」、土師器、縄文土器等
計	58	

（平成24年3月31日現在）

（学校以外の教育機関等の開館時期の見通し）

No.	施設名	被害大	現在の状況	開館予定時期等
1	近代美術館	○	平常（4月29日～）	—
2	つくば美術館		平常（4月12日～）	—
3	五浦美術館	○	平常（11月1日～）	—
4	陶芸美術館		平常（4月16日～）	—
5	自然博物館		平常（4月1日～）	—
6	歴史館		平常（4月23日～）	—
7	教育研修センター		平常	—
8	県立図書館	○	平常（9月10日～）	—
9	水戸生涯学習センター	○	休館	平成25年2月
10	県北生涯学習センター		平常（4月1日～）	—
11	鹿行生涯学習センター		平常（3月29日～）	—
	女性プラザ		平常（4月1日～）	—
12	県南生涯学習センター		平常（3月23日～）	—
13	県西生涯学習センター		平常（3月18日～）	—
14	西山研修所	○	休館（災害復旧工事）	出前事業平成24年9月～平成25年3月
15	中央青年の家		平常（3月29日～）	—
16	白浜少年自然の家		平常（3月19日～）	—
17	さしま少年自然の家		平常	—
18	東町運動公園		休園	平成24年4月1日
19	堀原運動公園	○	休園	平成24年9月1日

20	笠松運動公園	○	一部（野球場，テニスコート，陸上競技場，補助陸上競技場，トレーニングルーム等）利用可 (4月8日～)	—
21	里美野外活動センター		平常（4月1日～）	—
22	ライフル射撃場	○	平常（4月1日～）	—

(平成24年3月31日現在)

※美術館・博物館については，再開後10日間程度，入館料無料とした。

(エ) 市町村施設（公共社会教育施設）の被害状況

(被害状況及び被害額)

施設区分	被害件数	被害額 (千円)	備考
公民館	68	2,682,514	
図書館	23	227,382	
青年の家	2	51,000	
婦人会館	1	32,494	
少年自然の家	1	1,300	
生涯学習センター	32	198,085	
博物館	14	98,245	類似施設を含む
その他	1	985	地域学習館
合計	142	3,292,005	

(5月25日現在)

(オ) 文化財の被害状況

国指定及び登録文化財（国登録）の50%，県指定文化財の12%に被害があった。

a 特に被害の大きかった文化財

- ・ 旧弘道館（水戸市：国指定）・・・正庁の土壁の落下，弘道館記碑の一部崩落，学生警鐘の倒壊
- ・ シャトーカミヤ旧醸造場施設（牛久市：国指定）・・・内壁の落下，レンガに亀裂多数
- ・ 水戸徳川家墓所（常陸太田市：国指定）・・・墓所の石垣倒壊
- ・ 六角堂（北茨城市：国登録）・・・流出
- ・ 矢口家住宅（土浦市：県指定）・・・屋根瓦の崩落 等

(被害状況)

種類	全指定件数	被害状況		推定被害額 (百万円)
		件数	割合	
国指定	116	31	26.7%	4,291
国登録	246	151	61.4%	536
小計	362	182	50.3%	4,827

県指定	681	81	11.9%	371
市町村指定	2,323	202	8.7%	484
計	3,366	465	13.8%	5,682

（平成24年3月31日現在）

※重要伝統的建造物群保存地区の被害状況等は国指定に含む。

(カ) その他の施設の被害状況

公立学校共済組合水戸宿泊所（ホテルレイクビュー水戸）の施設・設備に大きな被害があり、発災翌日から全館休業した。

イ 教育対策

(ア) 支援物資・義援金の受入れ（教育庁関係）

企業や団体等から、児童・生徒のために活用してほしいとの意向により、下記のとおり支援物資や義援金等の申し出があり、学校等において活用した。

（支援物資・義援金の受入状況）

申請者		受入日	支援物資・義援金の内容等
1	健栄製薬(株)	3月23日	アルコール消毒剤 24,000本【本部扱】
2	全国都道府県教育委員会連合会	3月30日	義援金 500千円【本部扱】
3	イオン(株)	4月1日	ランドセル 500個【本部扱】
4	茨城大学教育学部同窓会	4月4日	義援金 1,000千円【本部扱】
5	全国教職員互助会団体協議会	4月12日	義援金 500千円【本部扱】
6	茨城トヨタ(株)	4月12日	中学生用制服 10着（土浦，大洗，常陸太田，北茨城，筑西）
7	カスミ(株) (4月20日贈呈式実施：委員室)	4月20日	寄附金10,000千円【教育庁扱※1】 ※別途8市町村計40,000千円 液晶テレビ40型 44台（各市町村1台）
8	水戸市歯科医師会	4月26日	寄附金 200千円【教育庁扱※1】
9	水戸ロータリークラブ	5月10日	寄附金 2,000千円【土木部扱】 旧弘道館修理費用，教育窓口
10	老松古美術祭実行委員会	5月13日	寄附金 30千円【教育庁扱】
11	土浦二高合唱部・吹奏楽部	5月19日	義援金 304,239円【本部扱】
12	小平記念日立教育振興財団	5月20日	寄附金 2,200千円（近隣の学校等を利用している小中学校11校，1校20万円）
13	ユニ・チャーム(株)	7月7日	マスク 87,600枚（全県立学校へ配布済）
14	(財)日本地図センター	7月13日	地理教材 県内小中学校11校
15	茨城県教職員組合・教育弘済会・学生協	8月3日	寄附金 25,000千円【教育庁扱※2】
16	(財)バルマーク教育助成財団	8月30日	県内（小中特）10校 50万円相当の希望設備品
17	(株)学研ネクスト	8月30日	図書類 90,000千円相当（災害救助法適用37市町村）【各市町村扱】
18	サントリー食品インターナショナル(株)	12月15日	飲料水（備蓄用）500mlボトル 48,384本
19	東京電力(株)社員有志	12月22日	放射線測定器5台【本部扱】 県立学校測定用
20	(社)全国ビルメンテナンス協会	12月22日	清掃用具（県内幼・小・中・高の希望校237校にほうき・モップ 等）

21	茨城県教育史研究会	平成24年 2月17日	震災記録集「東日本大震災と学校」1,000冊
----	-----------	----------------	------------------------

(平成24年3月31日現在)

※1 被災した養護学校の修繕費・備品購入費として活用した。

※2 災害に備え、全公立学校に防災グッズ（ラジオ、拡声器等）を整備した。

(イ) 震災に係る県民からの相談

【平成24年3月31日まで】 ・ 全体で291件の相談を受けた。

(県民相談の状況)

放射能の影響				ボランティア等	心のケア	耐震化	その他	計 (件)
測定	除去	教育活動の制限	給食					
79 (27%)	38 (13%)	64 (22%)	40 (14%)	14 (5%)	7 (2%)	5 (2%)	44 (15%)	291 (100%)

※上記の相談件数は、教育行政相談（教育庁総務課）及び県民相談（広報広聴課）の合計であり、各課等に直接あった問合せ等は含めていない。

(ウ) 教育部における広報活動及び情報提供

a 教育委員会HPによる情報提供

【3月14日】

・ トップページを震災対応用に切り替え、主に震災直後における緊急情報提供用として、下記事項を掲載した。

- (a) 学校及び学校以外の教育機関の休校等情報
- (b) 県立学校の入学者選抜試験の日程等変更情報
- (c) 心のケア及び就学援助制度の情報
- (d) 他県の被災地からの児童・生徒の茨城県内学校への転入学の受入れ
- (e) 福島県教育委員会からの依頼に基づく避難者への情報提供（原発事故に伴う避難指示区域・屋内退避指示区域内の福島県立学校に在学・入学予定の生徒及び保護者）

【4月18日】

- ・ 「がんばれ茨城の子どもたち！」を開設した。
- ・ 学校や教育関係機関等における生徒や教職員、参加者の笑顔及び明るいエピソードをHPに掲載することにより、県内復興の後押しや県民の元気・勇気づけにつなげることを目的に開設し、市町村立学校・県立学校等、広く投稿の呼びかけを実施した。

（掲載本数）平成23年：221本、平成24年：107本（平成24年3月31日現在）

【4月19日～】

- ・ 教育いばらきWeb版（広報紙のHP版）を掲載した。

(a) 8号（4月19日掲載）

「東日本大震災における被害及び対応状況」として、学校等の施設の被害状況やスクールカウンセラーの活動状況、生徒たちの震災ボランティア活動状況など写真を交えながら掲載し、本県の震災の対応状況について広報した。

(b) 9号（7月25日掲載）

「東日本大震災からの復興へ向けた取組み」として、銚田二高写真部の取組、県女性プラザにおける「震災後の心のケア」講演会の様子、天心五浦記念美術館の休館中の取組及びドイツから届いた応援メッセージについて広報した。

(c) 10号（平成24年3月29日掲載）

「震災からの復興・これからに向けて」として、学校施設等の復旧状況や、今回の震災で明らかになったこと、今後発生する災害に備え教育委員会で取り組む施策の紹介等を広報した。

【6月27日】

- ・ 震災対応用トップページをリニューアルし、大震災関連全体の情報を提供した。
 - (a) 福島第一原子力発電所事故関連（教育機関における放射線量測定結果、放射線低減化対策、学校給食の安全性、学校の放射線Q&A）
 - (b) 被災した児童生徒へのケア（心のケア、奨学金等）
 - (c) 節電対策
 - (d) 被災地からの児童生徒受入案内（継続）、福島県教育委員会からの依頼に基づく避難者への情報提供（継続）
 - (e) 教育機関等の被害状況等
 - (f) 放射線関係に係る関連機関（県、文部科学省）へのリンク
- b 卒業式、入学式及び始業式の日程変更に関する情報提供

【4月1日、4月4日】

- ・ 卒業式、入学式及び始業式の日程の変更状況を把握し、集計結果を報道機関へ情報提供した。
- c 広報紙「教育いばらき」による情報提供
- (a) 第518号（5月31日発行）

東日本大震災の特別特集「がんばれ茨城の子どもたち！」を組み、教育委員会における大震災への主な対応状況、就学援助・奨学金の案内及び児童・生徒のボランティア活動の様子を広報した。
 - (b) 第520号（平成24年2月10日発行）

特別特集「震災からの学び」を組み、学校の防災に関する調査結果、調査により明らかになった課題への対応及び「震災から学んだこと」をテーマとして行われた教育懇談会の様子を掲載した。また、今回の震災が生徒たちの貴重な経験にもなっていることについて広報した。
- d ラジオ放送による情報提供
- 教育広報ラジオ番組「みんなの教育」において、番組計画を変更し、下記情報を放送した。
- (a) 4月2日 被災児童生徒の学校受入れについて
 - (b) 4月9日 美術館・博物館の開館状況について
 - (c) 4月23日 教育施設の休館状況について

※参考：「みんなの教育」の平成23年の放送時間：毎週土曜日、11時40分～55分（15分間）

(エ) 文部科学省への教育長要望の実施

【5月31日】

- ・ 例年全庁的に実施している「国の施策及び予算に関する提案・要望」の前に、教育委員会独自に文部科学省及び文化庁へ要望書を提出した。

要望者：教育長及び各関係課長

内 容：災害復旧に係る全面的な財政支援等（学校施設，社会教育施設，体育施設，文化財等への財政支援等）を要望した。

【6月22日】

- ・ 「国の施策及び予算に関する提案・要望」として、文部科学省及び財務省へ要望書を提出した。

要望者：教育長及び各関係課補佐

内 容：例年の制度等要望（未来を担うたくましい人づくり及び小中学校の適正配置），災害復旧に係る全面的な財政支援等を要望した。

(オ) 計画停電に係る対応

【3月14日】

8:00 頃 東京電力(株)による計画停電開始を踏まえて、学校における児童生徒等の教育活動への影響を最小限にするように、柔軟な対応を求める通知を、市町村教育委員会及び県立学校等へ発出した（第1報）。

13:00 頃 臨時教育委員会を開催し、学校等の被害状況及び対応状況について、教育委員に説明した。

20:00 頃 ・ 翌日の計画停電に係る情報提供について、市町村教育委員会及び県立学校等へ発出した（第2報）。

- ・ 「計画停電回避のための節電のお願い」を知事名で市町村教育委員会及び県立学校等へ発出した。

【3月15日】

8:00 頃 東京電力(株)から本県を計画停電の対象地域から除外する旨の連絡があったことを踏まえ、計画停電に係る茨城県の対象除外について、市町村教育委員会及び県立学校等へ発出した（第3報）。

(カ) 教育事務所の対応状況

本庁各課と連携を密にしながら、市町村教育委員会や小中学校等への支援策を実施した。

a 学校訪問の実施

小中学校等の被害状況の確認，被災した児童生徒や他県から避難している児童生徒等への心のケア対策（スクールカウンセラーの活用等）等を行うため，きめ細かな学校訪問を実施した。

b 管内市町村教育委員会教育長会議等の開催

- ・ 定期的に管内の市町村教育長会議を開催し，震災復興の進捗状況等を確認した。
- ・ 各市町村教育委員会間の協力体制等を協議するとともに，対応策について検討した。

c 管理職を対象とした研修会等の開催

管理職を対象とした研修会や指導主事協議会等を開催し，児童生徒への心のケアや避難経路の緊急点検について研修を実施した。

教育対策の検証

○情報提供に関する課題

- ・ 報道機関や教育委員会HPを通して、学校の休校等の情報を県民へ提供したが、県では小中学校に係る情報は各市町村からの報告後に全体を集約するため、情報提供に遅れが生じ、又は市町村から直接発表される情報との齟齬（提供時間の差）が生じた。
- ・ 県として、情報提供する項目の精査や情報収集の方法を見直し、迅速かつ最新の情報提供に努める必要がある。

○住民からの相談対応に関する課題

- ・ 住民提案・県民相談（広報広聴窓口）を経由する相談のうち、放射能の影響等については相当数の相談が寄せられたため、その対応が担当課任せになってしまい、その対応に差（回答の有無）が生じた。災害時等に相談が一度に増大した場合の処理方法等の整理が必要である。

ウ 学校施設の復旧対策

(ア) 県立学校の復旧

a 災害対応業務の概要

学校施設及び校地の被害状況を把握し、復旧工事に係る工法の検討や設計書の作成を行ったほか、県立学校の復旧に係る予算の確保や国の災害査定、国庫補助申請業務等に従事した。

b 県立学校の復旧対策

(a) 被害状況の確認

【3月14日～15日】

- ・ 県立学校施設及び校地の被害状況を把握するため、FAXや電子メール等により情報収集に努めた（3月11日から継続）。

(b) 現地調査の実施

- ・ 被災校における危険箇所を確認するため、土木部営繕課に応援を要請し、現地調査を実施した。調査の内容は、被災した建物の躯体部分や非構造部材（天井材や窓ガラス等）について、目視やハンマー打診等により損傷の程度を確認し、倒壊の危険性がある建物や天井材の落下が懸念される施設については、立入禁止の措置を講じた。
- ・ 校地に関しては、(財)茨城県建築技術公社にも県立学校被害調査業務を委託し、被災箇所の調査を実施した。

(現地調査日程)

調査日	調査校数	調査校
3月14日	5	那珂高・水戸農高・水戸二高・潮来高・水戸桜ノ牧高
3月15日	4	水戸商高・勝田高・水戸三高・茨城東高
3月17日	3	鉾田一高・鉾田二高・潮来高
3月18日	5	太田一高・太田二高・佐竹高・鉾田二高・内原養護
3月19日	6	常北高・笠間高・岩瀬高・石岡一高・石岡二高・石岡商高

3月22日	12	日立一高・日立二高・日立工高・日立商高・多賀高・東海高・佐和高・勝田工高・海洋高・那珂湊高・水戸南高・勝田養護
3月23日	16	荃崎高・藤代高・藤代紫水高・取手一高・取手二高・取手松陽高・竜ヶ崎一高・竜ヶ崎二高・竜ヶ崎南高・江戸崎総合高・牛久高・牛久栄進高・美浦養護・水戸桜ノ牧高・水戸聾・水戸養護
3月24日	16	下館一高・下館二高・下館工高・下妻一高・下妻二高・石下紫峰高・水海道一高・水海道二高・守谷高・伊奈高・つくば工科高・土浦三高・結城二高・鬼怒商高・協和養護・下妻養護
3月25日	16	結城一高・三和高・八千代高・猿島高・境高・総和高・総和工高・古河一高・古河三高・明野高・鉾田二高・玉造工高・結城養護・霞ヶ浦聾・土浦養護・伊奈養護
3月28日	15	筑波高・竹園高・並木高・土浦一高・土浦二高・土浦工高・土浦湖北高・水戸二高・水戸商高・水戸工高・盲・水戸飯富養護・友部養護・友部東養護・つくば養護
3月29日	13	高萩高・日立一高・日立二高・太田一高・水戸南高・水戸農高・海洋高・山方商高・麻生高・神栖高・波崎高・波崎柳川高・鹿島養護
3月30日	12	磯原郷英高・高萩清松高・日立北高・鹿島高・鹿島灘高・鉾田農高・石岡一高・石岡二高・石岡商高・中央高・北茨城養護・水戸高等養護
3月31日	6	小瀬高・常陸大宮高・緑岡高・友部高・真壁高・小川高
4月4日	2	大子清流高・大子養護
計	133	※3月13日に調査を実施した2校（高萩高・大洗高）を含む。

(業務委託による調査)

業務名称	平成23年度東日本大震災に伴う県立学校被害調査業務委託
調査校	高萩高, 日立二高, 日立工業高, 日立商業高, 磯原郷英高, 太田二高, 佐竹高, 大子清流高, 小瀬高, 常陸大宮高, 水戸南高, 佐和高, 大洗高, 麻生高, 潮来高, 竜ヶ崎一高, 竜ヶ崎二高, 江戸崎総合高, 取手一高, 藤代高, 水戸高等養護 計21校
委託期間	6月1日から6月30日まで

(c) 被災度区分判定調査の実施

【4月25日～5月18日】

- ・ 建物の構造体が損傷するなど、特に甚大な被害を受けた県立学校施設（7校9棟）については、国の支援を受け、被災度区分判定調査を実施した。

学校名	施設名	被災度区分判定結果
日立二高	体育館	大破
太田一高	特別教室棟	小破
水戸二高	管理普通特別教室棟	中破

水戸農高	管理普通教室棟	中 破
	体育館	大 破
	寄宿舍食堂棟	大 破
水戸桜ノ牧高	体育館	小 破
鉾田二高	体育館	大 破
潮来高	管理普通教室棟	中 破

- ・ 判定の結果、水戸二高の管理普通特別教室棟及び水戸農業高の寄宿舍食堂棟については、補修や補強による復旧では所要の耐震性を得ることが困難であり、改築の必要があるとの調査結果を得た。



水戸第二高等学校 管理普通特別教室棟



水戸農業高等学校 寄宿舍食堂棟

(d) 応急復旧工事の実施

i 危険施設の解体

水戸商業高のプール附属棟は、外壁に亀裂が生じる被害を受けた。当該施設は近隣小中学校の通学路に面しており、余震により外壁が落下する危険性があったため、児童生徒の安全の確保の観点から解体工事を実施した。

また、太田二高のボンベ庫については、地盤沈下により建物が傾斜したことから、二次災害を防ぐため取り壊した。

学校名	建物名	工 期
水戸商高	プール附属棟	7月2日～8月30日
太田二高	ボンベ庫	8月2日～10月31日

ii 仮設校舎の設置

建物の躯体（柱）が損傷したため、校舎への立入を禁止した県立学校の校舎については、仮設校舎を設置し、生徒の安全確保と学校機能の正常化を図った。

学校名	被災した建物名	仮設校舎の建設期間	使用開始月
水戸二高	管理普通特別教室棟	10月28日～12月28日	平成24年1月
水戸農高	管理普通教室棟	平成24年1月27日 ～4月30日（予定）	平成24年5月 （予定）

iii 校地の応急復旧工事

東日本大震災で被災した県立学校施設のうち、被害が甚大で早急に対応する必要があった2校について、応急復旧工事を実施した。

学校名	工事名	工期
潮来高	応急復旧工事	3月12日～31日
水戸一高	法面応急復旧工事	4月6日～15日
		5月13日～27日



潮来高等学校校地 応急復旧工事



水戸第一高等学校校地 法面応急復旧工事

(e) 災害査定の実施

【5月16日～18日】

- ・ 国の災害査定に係る関係書類を作成するため、県立学校の工事担当者を対象に、被災箇所の復旧方法等についてのヒアリングを実施した。

【8月10日～平成24年2月3日】

- ・ 県立学校の災害復旧を図るため、施設に関しては県立学校63校（延べ85校）、校地に関しては県立学校22校（延べ23校）の災害査定を受検した。

(県立学校における災害査定の実施状況)

	平成23年					平成24年			合計
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
県立学校数	1	16	8	13	16	22	9	-	85

(f) 国への報告等

i 災害報告書の提出

震災直後から被災箇所や被災金額等の把握に努め、3月15日（第1報）、3月18日（第2報）及び3月29日（第3報）に災害速報を、6月2日に災害報告書をそれぞれ文部科学省に提出した。

ii 交付申請書の提出

災害復旧に係る災害査定を受け、国から災害復旧事業として内定のあった63校（延べ85校）（うち校地に関しては22校（延べ23校））については、国庫補助負担金

（補助金）の交付を受けるため、11月16日から平成24年2月9日までの間に文部科学省へ交付申請書を提出した。

iii 実績報告書の提出

災害査定を受けた63校（延べ85校）（うち校地に関しては22校（延べ23校））のうち、平成23年度中に復旧が完了した49校（延べ50校）（うち校地に関しては13校）について、実績報告書の提出及びそれらに係る補助金等の受入業務を行った。

(g) 国への要望

【5月31日，6月22日】

- ・ 文部科学省に対し，災害復旧に係る全面的な財政支援等の要望を行った。

c 県立学校の復旧状況

(a) 施設の復旧状況及び今後の復旧見通し

校種	全校数	被災校数 (A)	復旧済 校数 (B)	復旧割合 (B) / (A)	平成24年度末 復旧見込校数 (C)	平成24年度末 復旧見込割合 (C) / (A)
高等学校	104	103	79	76.7%	101	98.1%
養護学校	21	21	18	85.7%	21	100.0%
計	125	124	97	78.2%	122	98.4%

（平成24年3月31日現在）

※養護学校には，日立市立日立養護学校を含む。

(b) 校地の復旧状況及び今後の復旧見通し

校種	全校数	被災校数 (A)	復旧済 校数 (B)	復旧割合 (B) / (A)	平成24年度末 復旧見込校数 (C)	平成24年度末 復旧見込割合 (C) / (A)
高等学校	104	60	50	83.3%	60	100.0%
養護学校	21	14	14	100.0%	14	100.0%
計	125	74	64	86.5%	74	100.0%

（平成24年3月31日現在）

※養護学校には，日立市立日立養護学校を含む。

d 被災市町村等への支援

(a) 被災市町村への支援

【3月29日】

- ・ 常総市立石下西中学校が被災して使用不能となったため，常総市より平成22年度末に閉校予定の上郷高校の借用申請があり，使用貸借契約を締結し，無償で貸付けを行った。

貸付期間：4月1日～8月31日

【4月1日】

- ・ ひたちなか市立磯崎小学校が被災して使用不能となったため，ひたちなか市より平成22年度末に閉鎖となった那珂湊二高の借用申請があり，使用貸借契約を締結し，

無償で貸付けを行った。

貸付期間：4月1日～平成24年12月28日

(b) 被災大学への支援

【8月26日】

- ・ 国立大学法人筑波大学の体育館が被災して使用不能となったため、筑波大学より旧上郷高校の借用申請があった。

【9月1日】

- ・ 体育館の使用を許可した。

借用期間：9月1日～平成24年3月31日

(イ) 市町村立学校の復旧

a 災害対応業務の概要

公立小中学校・幼稚園等の災害復旧を迅速に進めるため、国庫補助申請業務を中心に設置者である市町村への支援に努めた。

b 市町村の学校施設の復旧対策

(a) 被害状況の確認

- ・ 3月14日のメールにて、災害速報の提出を呼びかけ、被害状況の確認に努めた。
- ・ 復旧の進捗状況の確認をするため、随時調査を実施し、その結果を取りまとめた。



常総市立石下西中学校



東海村立東海中学校

(b) 補助制度等の周知

東日本大震災に関する国庫補助事務の取扱い等、国から各種文書が発出されたため、市町村に対して速やかに周知し、事務の適正化を図った。

(c) 被災度区分判定調査の実施

【4月～5月】

- ・ 建物の構造体が損傷するなど被害の大きかった学校施設について、国の支援を受け、被災度区分判定調査を実施した（実施市町村：12市町村、対象学校：27校）。

(d) 仮設校舎の設置

校舎の被害の大きかった学校については、仮設校舎を設置し、生徒の安全確保と学校機能の正常化を図った。

学校名	被害の大きかった建物名	仮設校舎の建設期間	使用開始月
日立市立水木小	管理・普通教室棟	7月1日～8月29日	8月
茨城町立桜丘中	管理・普通教室棟	4月1日～6月30日	7月
東海村立東海中	普通教室棟	4月1日～7月29日	9月
常総市立石下西中	管理・普通教室棟	6月7日～8月19日	9月
筑西市立下館北中	普通教室棟	11月19日～ 平成24年2月29日	平成24年3月

(e) 災害査定の実施

【7月19日～平成24年2月3日】

- ・ 文部科学省調査官、関東財務局立会官及び市町村間の調整を行い、計427校の災害査定を行った。

(災害査定の実施状況)

	平成23年						平成24年			合計
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
市町村立 学校数	73	86	74	25	63	98	—	8	—	427

※幼稚園・養護学校を含む。

(f) 国庫補助申請の支援

- ・ 補助申請等に係る疑義については、文部科学省を訪問し、直接担当者と質疑応答を交わした。その結果については、速やかに取りまとめ、関係市町村へ周知した。
- ・ 市町村が補助申請するに当たり、事業計画書等申請書類の作成について随時助言を行った。

(g) 国への要望

国への要望に関しては、県立学校の対応と同様である（「ウ(ア) b (g) 国への要望」参照）。

c 市町村立学校施設の復旧状況

(復旧状況及び今後の見通し)

校種	全校数	被災校数 (A)	復旧済 校数 (B)	復旧割合 (B) / (A)	平成24年度末 復旧見込校数 (C)	平成24年度末 復旧見込割合 (C) / (A)
小中学校	798	756	671	88.8%	751	99.3%

(平成24年3月31日現在)

(ウ) 入学金免除、手当等

a 県立高等学校入学金等の免除

- ・ 震災による被害を受けたことにより本県の県立高等学校に転入学してきた生徒や居住家屋が半壊以上の被害を受けた県内の生徒に係る平成23年度入学金については、所得制限を設けずに免除することとした。

- ・ 県立学校長あて、5月20日「東日本大震災に伴う県立高等学校入学料等の免除について」を財務課長より通知した。

(震災を原因とする平成23年度入学料免除の状況)

区 分	県内の免除者		県外からの転入学による免除者		
	人数	免除額 (円)	人数	免除額 (円)	県別の人数
入学料 (全日制)	20	113,000	63	355,950	福島61, 宮城2
入学料 (通信制)			1	500	福島1
計	20	113,000	64	356,450	福島62, 宮城2

b 被災した幼児・児童・生徒への対応

【5月19日】

- ・ 東日本大震災により被災した幼児、児童及び生徒に対して、特別支援教育就学奨励事業 (全額補助) により、文部科学省へ補助事業申請 (288千円) を行った。

c 補助事業対象外の修繕や備品等の対応

被災箇所の修繕や備品の購入等に要する臨時的な費用を予算令達した。

(予算令達の内容)

月 日	学 校 名	金額 (千円)	備 考
5月26日	常陸大宮高, 太田一高	1,281	漏水調査, 屋根修理
6月2日	土浦一高, 水戸南高	3,552	がれき撤去, 受水槽修理
6月9日	水戸工業高	7,490	分析装置更新
7月4日	高萩高ほか16校	22,590	破損備品更新
8月5日	太田一高	619	屋根修理
9月28日	保健体育課	2,963	放射線測定器
12月21日	高萩高	875	復旧工事調査
2月14日	牛久栄進高	542	体育館被災により卒業式会場を借用
2月27日	水戸二高ほか2校	952	体育館被災により卒業式会場を借用
合 計	延べ28校, 1課	40,864	

d 災害復旧事務補助員の雇用

【7月～平成24年3月】

- ・ 災害査定等の業務の補助として、雇用等創出事業 (緊急雇用基金) を活用し、3名を雇用した。

学校施設の復旧対策の検証

<県立学校>

○早期の現地調査に関する評価

- ・ 建築に関する専門的な知識を有する職員 (建築士免許を有する者) による被災校への現地調査を早期に実施し、危険な施設等への立入禁止措置を講じたことにより、児童生徒の安全確保及び二次災害の防止を図ることができた。また、災害復旧事業に精通した(財)茨城県建

設技術公社に被害調査業務を委託したことにより，国の災害査定を早期に受検することができた。

○復旧工事に関する対応

- ・ 県立学校施設は99%以上が被災し，その復旧には相当な時間を要することが予想されたが，指名競争入札の適用範囲を1億円未満とするなどの措置が講じられたため，復旧工事の早期着手が可能となった。

○代替施設としての活用

- ・ 被災した小中学校等の代替施設として，閉鎖となった県立高等学校を有効活用することにより，市町村等の復旧事業に貢献することができた。

<市町村立学校>

○市町村立学校施設の復旧に関する事務処理

- ・ 市町村立学校施設の災害復旧については，国への補助申請上様々な疑義が生じるとともに，件数が膨大であったことなどから，事務処理に相当な時間を要した。
- ・ そのような状況であっても，円滑な事務処理が可能な体制を構築しておくことが必要である。

エ 県立高等学校への対応

(7) 休校等の措置状況

【3月14日】

- ・ 被災直後の登校日は，全高等学校105校のうち，99校が休校や自宅待機の措置をとった。

【3月15日～18日】

- ・ 約9割の高等学校で休校や自宅待機の措置をとった。

(休校の状況)

区分	全校数	休校数				
		3月14日	3月15日	3月16日	3月17日	3月18日
高等学校	105	99	99	99	95	96

※中等1校を含む。

(イ) 始業式及び入学式の日程変更

a 始業式の日程

54校が例年どおり行い，47校が震災の影響で日程を変更した。

4月6日実施（54校），4月7日実施（1校），4月8日実施（4校），4月11日実施（42校）

b 入学式の日程

97校が例年どおり行い，1校が日程を変更した。

4月7日実施（97校），4月8日実施（1校）

(ウ) 始業式及び入学式の会場変更

自校の体育館が使用できないため，始業式・終業式の会場を変更した高等学校が8校あった。

(大子清流高, 水戸二高, 水戸商業高, 水戸桜ノ牧高, 東海高, 牛久栄進高, 竹園高及び下妻一高)

(エ) 生徒の心のケア

a スクールカウンセラーの派遣等

【4月1日～平成24年3月31日】

- ・ 県内4箇所(日立, 水戸, 土浦, つくば)の避難所へ臨床心理士(スクールカウンセラー)を派遣した。
- ・ スクールカウンセラー等配置事業(国補事業:補助率1/3)を弾力的に運用した。
※平成23年度スクールカウンセラー配置校:28校, 年32回・1回4時間
- ・ 生徒指導実践サポート事業(県単事業)を実施した。
※スクールカウンセラー派遣:51校, 年8回・1回4時間
※要請訪問:72回・1回4時間

【8月1日～平成24年3月31日】

- ・ 緊急スクールカウンセラー等派遣事業(国委託事業)を活用し, スクールカウンセラーを未配置校73校へ派遣した。
※すべての県立高等学校へスクールカウンセラーを配置・派遣した。
- ・ スクールカウンセラー等52名(スクールカウンセラー35名・準ずる者17名)を緊急派遣した。
※準ずる者:相談業務経験者・教育福祉分野の専門的知識を有する者等
- ・ 実施期間内において1校16回, 1回4時間実施し, 学校の要望に応じ, 追加派遣を実施した。

b 通知文の送付

- (a) 「東北地方太平洋沖地震に係る受入れ生徒の対応について」(4月4日付け事務連絡)
- (b) 「生徒の心のケア等の充実について」(4月13日付け事務連絡)

c 「心のケア」に関する研修の実施

【5月18日～19日】

- ・ 教育相談及び生徒指導を担当する教職員に向け, 生徒の心のケア研修会を実施した。
※講師:臨床心理士

d 実態調査の実施

【6月】

- ・ 震災の影響等により心身の不調を訴える生徒の実態を把握するため, 各県立高等学校に対して実態調査を実施した。
- ・ 震災等の影響で, 県立高等学校の生徒の約1.1%(約650人)の生徒が心身の不調を訴えた(県北地区:約4%, 県央地区:約1.4%, 鹿行地区:約0.3%, 県南地区:約0.5%, 県西地区:約0.5%)。

(オ) 支援物資の配布

災害発生時の生徒の安全確保等に備えるため, 下記の支援物資を県立学校に配布した。

（支援物資配布状況）

支援物資	寄付元	配布時期	配布数
ブランケット	国内外	6月14日・6月15日	各60枚
マスク	ユニ・チャーム株式会社	7月12日	各6ケース（720枚）
飲料水（500mlボトル 24本/ケース）	サントリー食品インターナショナル株式会社	12月16日	各15ケース

県立高等学校への対応の検証

○既存システムの活用

- ・ 通常、行事で使用する体育館等が震災により使用不可となってしまったが、既存のシステムである教育情報ネットワークのTV会議システムを使用し、校内中継で始業式や入学式等の行事を行うことができた。
- ・ 既存のソフト・ハードを、非常時の際、より活用できないか検討する必要がある。

オ 県立養護学校への対応

(ア) 休校等の措置状況

【3月14日，15日】

- ・ 全校が休校の措置をとった。

（休校の状況）

区分	全校数	休校数		
		3月14日～15日	3月16日～21日	3月22日
養護学校	20	20	17	6

※残り6校は年度内休業とし，新年度からの再開となった。

(イ) 始業式及び入学式の日程変更

a 始業式の日程

17校が予定どおり行い，3校が日程を変更した。

4月6日実施（17校），4月11日実施（3校）

b 入学式の日程

17校が予定どおり行い，3校が日程を変更した。

4月7日，8日実施（17校），4月12日，13日実施（3校）

(ウ) 養護学校高等部第2次入学者選考の状況

入学者選考を中止し，志願者55名全員を合格とした（募集定員249名）。

※理由

- ・ 通常どおり選考を実施すると，通学区域が広範囲で交通機関の復旧が万全でないため，生徒及び保護者への負担が大きい。
- ・ 事前に教育相談を実施していたため，可否の判定が可能である。

カ 市町村立学校への対応

(ア) 現地調査の実施

被害状況・復旧状況，課題・要望等の把握，情報提供等の支援を行うため，被害の大きい学校を中心に現地調査を実施した。

(現地調査日程)

調査日	調査校数	調査校
3月16日	1	水戸市立三の丸小
3月17日	4	高萩市立秋山中・茨城町立桜丘中・東海村立東海中・大洗町立大洗南中
4月4日	3	茨城町立桜丘中・東海村立東海中・東海村立照沼小
4月5日	6	行方市立小貫小・行方市立三和小・城里町立常北中・常陸太田市立佐都小・常陸大宮市立大宮中・日立市立水木小
5月17日	8	東海村立東海中・東海村立照沼小・ひたちなか市立磯崎小・ひたちなか市立平磯小・行方市立小貫小・行方市立三和小・那珂市立芳野小・城里町立常北中
5月20日	6	日立市立水木小・日立市立山部小・常陸大宮市立大宮中・常陸大宮市立大宮第一中・常陸大宮市立大宮第二中・八千代町立八千代第一中
5月23日	5	茨城町立桜丘中・石岡市立石岡小・筑西市立下館北中・筑西市立真壁小・常総市立石下西中
5月25日	2	河内町立長竿小・河内町立金江津中
計	35	

(イ) 休校等の措置状況

【3月14日】

- 被災直後の登校日は，全学校976校のうち，936校（全体の96%）が休校や自宅待機の措置をとった。

(休校の状況)

区分	全校数	休校数				
		3月14日	3月15日	3月16日	3月17日	3月18日
幼稚園	177	172	168	167	164	161
小学校	565	540	525	499	483	476
中学校	234	224	218	206	202	199
市町村立計	976	936	911	872	849	836

※中学校には，日立市立日立養護学校を含む。

(ウ) 卒業式、始業式及び入学式の日程変更

a 卒業式の日程（平成22年度）

- ・ 小学校は、3月18日に実施予定の小学校387校のうち、119校が日程を変更した。
3月18日実施（268校）、3月23日実施（108校）、3月24日実施（11校）
- ・ 中学校は、全校が震災前に実施済みであった。

b 始業式の日程（平成23年度）

小中学校の全校が当初予定どおり4月6日に実施した。

c 入学式の日程（平成23年度）

小学校1校が4月7日の実施予定を4月8日に日程変更した。

小学校：4月6日実施（134校）、4月7日実施（418校）、4月8日実施（6校）

中学校：4月6日実施（71校）、4月7日実施（86校）、4月8日実施（75校）

(エ) 卒業式及び入学式の会場変更

a 入学式の会場変更（平成23年度）

自校の体育館が使用できず、小学校13校、中学校14校が他の施設で入学式を行った。

b 卒業式の会場変更（平成23年度）

自校の体育館が使用できず、小学校9校、中学校9校が他の施設で卒業式を行った。

(オ) 児童生徒の心のケア

a スクールカウンセラーの派遣等

【3月17日～】

- ・ 避難所生活の児童生徒等へのカウンセリングのため、小・中学校11校に延べ29回スクールカウンセラーを派遣した。

【4月1日】

- ・ 県内4箇所（日立、水戸、土浦、つくば）の避難所へ1回、各2名、計8名スクールカウンセラーを派遣し、指導主事を各1名派遣した。

【4月6日～】

- ・ スクールカウンセラー等配置事業（国補事業：補助率1/3）を弾力的に運用し、従来から配置しているスクールカウンセラーについて、配置校以外の学校でも活動できるようにした。

※平成23年度スクールカウンセラー配置校である小学校63校、中学校230校のほか弾力的運用により小学校4校に派遣した。

※全市町村立中学校232校のうち、2校は市独自で配置した。

【6月28日～】

- ・ 緊急スクールカウンセラー等派遣事業（国委託事業）を活用し、スクールカウンセラーを未配置の小学校を中心に派遣した。

※平成23年度派遣実績：1,106回

※すべての市町村立小・中学校へスクールカウンセラーを配置・派遣することが可能となった。

b スーパーバイザーの派遣

【6月28日～】

- ・ 臨床心理に高度な知識を有し、かつ、スクールカウンセラーとしても経験豊富な人材をスーパーバイザーとして採用し、教員を対象に研修会等を実施した。

※平成23年度派遣実績：29回

c 児童・生徒対象のアンケートの実施

【4月28日～5月13日】

- ・ 県臨床心理士会の協力を得て、「こころとからだの健康についてのアンケート」を全児童生徒を対象に実施した。
- ・ アンケートの結果に基づき、担任、養護教諭等がより一層、一人一人を注意深く見守るとともに、スクールカウンセラー等の専門家によるカウンセリングや保護者との面談・家庭訪問等の対応を実施した。

d 「心のケア」に関する研修の実施

【8月2日】

- ・ 全小中学校の教員を対象とした「心のケア」に関する研修会を実施した。

※講師：筑波大学教授

e 管理職研修の実施

【7月～8月】

- ・ 全小中学校の校長等管理職を対象として、「心のケア」に関する研修会を教育事務所単位で実施した。

(カ) 震災対応を踏まえた学校運営体制

【3月25日, 28日】

- ・ 被害状況を踏まえて、各種研修会の日程や報告文書等の報告期限を中止又は延期するなど見直しを図り、かつ、早期に市町村教育委員会や学校へ連絡することにより、教職員が学校の業務に専念できる環境を整えられるように努めた。

※校長及び教員が参加する会議・研修会等の変更

4月実施予定 9回 → 実施1回, 中止6回, 延期2回

※市町村教育委員会が参加する会議・研修会の変更

4月実施予定 9回 → 実施1回, 中止5回, 延期3回

(キ) 震災被害に係る学校間の情報交換及び提供の場の設定

【3月28日】

- ・ 震災被害に関連して発生した学校運営上の課題等への対応について、教育情報ネットワーク電子会議室システムを利用して、各学校同士の情報交換の場を設定した。特に、県から学校への情報提供の場として活用した。

(ク) 教職員の加配措置

- ・ 校舎の損壊で近隣の学校等を利用する小中学校等に対して、臨時的に教職員を配置するため、文部科学省に加配措置を要望した。

- ・ 加配の内示 … ① 4月28日 23名（教諭19名，養護教諭4名）
② 6月24日 8名（教諭8名）

(ケ) 公立小中学校児童生徒への就学等支援

- ・ 5月2日に成立した国の平成23年度第1次補正予算において、「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」が創設され，被災に伴う経済的支援を行った。
- ・ 本県において，当該交付金に係る県事業名を「被災児童生徒就学援助事業費」とし，必要経費を9月補正予算に計上し，14,496千円が予算措置された。

(ク) 被災した児童生徒への教科書無償給与

- ・ 被災した児童生徒が入学，転入学等事実上の就学を開始した場合に給与した。
- ・ 市町村を通じて文書を発送し，事業の周知及び適切な執行を図った。

※文書発送：3月24日，4月7日，4月26日

市町村立学校への対応の検証

○児童生徒の心のケアに関する評価

- ・ 児童生徒の心のケアについては，災害直後はもとより，災害後長期にわたる継続的な支援が必要であるため，県内の全市町村立小中学校にスクールカウンセラーを配置するとともに，避難所や市町村教育委員会へも派遣を行うなど，児童生徒の心のケアを図るための体制を整備できた。また，国に対して教員の加配措置を要望し，配置が実現したことにより，学校現場における復旧・復興を促進し，児童生徒の心のケアを図ることができた。

キ 社会教育施設の復旧対策

(ア) 県立社会教育施設の復旧

a 災害対応業務の概要

公立社会教育施設災害復旧費補助金等を活用し，被災した県立社会教育施設（図書館，生涯学習センター及び青少年教育施設）の迅速な復旧に努めた。

b 社会教育施設の復旧対策

(a) 被害状況の確認

【3月14日～3月22日】

- ・ 9時から17時まで1時間ごとに被害状況を報告するよう，各県立社会教育施設に依頼し，情報収集を行った（3月12日から継続）。

(b) 現地調査の実施

(現地調査日程)

調査日	調査施設数	調査施設
3月14日	7	県北生涯学習センター，白浜少年自然の家，鹿行生涯学習センター及び女性プラザ，県南生涯学習センター，さしま少年自然の家，県西生涯学習センター，県立図書館三の丸書庫
3月15日	2	県立図書館，水戸生涯学習センター（土木部営繕課と合同調査）

3月16日	1	西山研修所（土木部営繕課と合同調査）
3月17日	2	中央青年の家（土木部営繕課と合同調査），県立図書館（建設業者と合同調査）
3月18日	1	白浜少年自然の家（土木部営繕課と合同調査）
計	13	

(c) 被災度区分判定調査の実施

【5月12日，5月21日】

- ・ 建物の構造体が損傷するなど，甚大な被害を受けた社会教育施設について，国の支援を受け，被災度区分判定調査を実施した。
- ・ 判定の結果，水戸生涯学習センター2号館については損傷が著しく，改築の必要があるとの調査結果を得たほか，1号館は部材の補修や補強による復旧，西山研修所本館は上部構造の復旧が必要とのことであった。



水戸生涯学習センター1号館



同左



水戸生涯学習センター2号館



同左



西山研修所本館



同左

(d) 緊急修繕の実施

被災した施設のうち，危険除去のため早急に対応する必要があった5施設について，緊急修繕工事を実施した。

（緊急修繕の状況）

施設名	修繕の概要	被害額 (千円)
県立図書館	落下した屋根材等がれきの撤去	1,617
中央青年の家	管理棟エレベーター部外壁の亀裂補修	84
	体育館外壁の亀裂補修（雨漏り防止）	210
	建物から剥離した本館非常階段の接着	161
	受水槽の水漏れ修繕	599
	割れた外灯の補修	100
女性プラザ	水浸しになった2階和室研修室の畳交換	440
	折れ曲がった駐車場外灯の撤去	105
	折れた国旗掲揚ポールの撤去	36
	空調機器の水漏れ修繕	573
県南生涯学習センター	事務室空調機器の水漏れ修繕	67
	情報図書コーナーの落下した照明器具の修繕	966
	多目的ホールの移動式座席の折れた鉄骨の修繕	1,103
	講座室の落下した移動式白板の修繕	200
県西生涯学習センター	割れた駐車場の外灯の補修	85
合 計		6,346

(e) 災害査定の実施

被災した県立社会教育施設の復旧工事に対して、文部科学省の補助（公立社会教育施設災害復旧費補助金）を受けるため、文部科学省調査官及び関東財務局立会官の調査を受けた。

（県立社会教育施設における災害査定の実施状況）

	平成 23 年					平成 24 年			合計
	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
施設数	-	-	-	5※	-	-	2	-	7

※(d)の5施設

(f) 国への要望

国への要望に関しては、県立学校の対応と同様である（「ウ(7) b (g) 国への要望」参照）。

(g) 震災に伴う補正予算

【6月補正】

震災による復旧工事費として、総額 79,586 千円を予算措置した。

内訳：県立図書館	50,000 千円
白浜少年自然の家	782 千円
水戸生涯学習センター	16,817 千円（設計費）
レイクエコー	6,800 千円

県南生涯学習センター	4,584 千円
県西生涯学習センター	603 千円

【9月補正】

震災による復旧工事費や雇用対策事業として、総額 387,984 千円を予算措置した。

内訳：災害復旧事務整理等補助員事業費	1,047 千円
図書館等資料整備事業費	41,335 千円
災害復旧工事費 西山研修所	302,118 千円
中央青年の家	17,616 千円
白浜少年自然の家	25,324 千円
県南生涯学習センター	544 千円

c 県立社会教育施設の復旧状況

(施設の復旧状況及び今後の復旧見通し)

	全 施設数	被災 施設数 (A)	復旧済 施設数 (B)	復旧割合 (B) / (A)	平成 24 年度末復 旧見込施設数 (C)	平成 24 年度末 復旧見込割合 (C) / (A)
施設	10	10	7	70%	10	100%

(平成 24 年 3 月 31 日現在)

(イ) 市町村施設（公立社会教育施設）の復旧

a 公立社会教育施設の復旧対策

(a) 被害状況の確認

【3月14日】

- ・ 災害速報の提出を市町村に呼びかけ、被害状況を確認した。
- ・ その後も復旧の進捗状況を確認するため随時調査を実施し、その結果を取りまとめた。

(b) 被災度区分判定調査の実施

【4月～5月】

- ・ 建物の構造体が損傷するなど、被害の大きかった社会教育施設 2 施設について、国の支援を受け、被災度区分判定調査を実施した。
- ・ 判定の結果、2 施設とも深刻な構造部材はなく、修復可能との判断結果であった。

(c) 災害査定の実施

文部科学省調査官、関東財務局立会官及び市町村間の調整を行い、災害査定を行った。

(公立社会教育施設における災害査定の実施状況)

	平成 23 年					平成 24 年		合計
	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1～2 月	2～3 月	
施設数	39	23	—	27	22	4	5	120

(d) 補助制度の周知

東日本大震災に係る災害復旧国庫補助事業の事務の取扱い等について、国から各種文書が発出されたので、市町村に対し速やかに周知し、事務の適性化を図った。

(e) 国庫補助申請の支援

- 補助申請等に係る疑義については、文部科学省と電話及び直接訪問を通じて対応を協議した。その結果については、速やかに取りまとめ、関係市町村へ周知した。

- 114件の補助申請を行った（国庫補助率：2/3）。

※内訳：公民館52件、図書館24件、青年の家2件、少年自然の家1件、生涯学習センター28件、博物館（類似施設を含む）7件

- 市町村の補助申請に当たり、事業計画書等申請書類の作成について随時助言を行った。

(f) 国への要望

国への要望に関しては、県立学校の対応と同様である（「ウ(ア) b (g) 国への要望」参照）。

b 公立社会教育施設の復旧状況

（施設の復旧状況及び今後の復旧見通し）

	被災 施設数 (A)	復旧済 施設数 (B)	復旧割合 (B) / (A)	平成24年度末 復旧見込施設数 (C)	平成24年度末 復旧見込割合 (C) / (A)
施設	155	142	91.6%	153	98.7%

（平成24年3月31日現在）

社会教育施設の復旧対策の検証

○円滑な復旧事務の評価

- 公立社会教育施設の災害復旧については、本県においては過去に例がなく、国庫補助申請に係る事業計画書等申請書類の作成等において専門的知識を必要とするが、土木部営繕課等の協力を受け、円滑に復旧事務を進めることができた。
- 災害時の対応について、日頃から関係課所と調整を行っておく必要がある。

ク 社会体育施設の復旧対策

(ア) 県営体育施設の復旧

a 災害対応業務の概要

社会体育施設の被害状況を把握し、復旧工事に係る工法の検討や設計書の作成を行ったほか、復旧に係る予算の確保や国の災害査定、国庫補助申請業務等に従事した。

b 県営体育施設の復旧対策

(a) 被害状況の確認

【3月14日～】

- 県営体育施設の被害状況を把握するため、FAXや電子メール等により情報収集を行った。

(b) 災害査定の実施

被災した県営体育施設の復旧工事に対して、文部科学省の補助を受けるため、文部科学省調査官及び関東財務局立会官の調査を受けた。

(県営体育施設における災害査定の実施状況)

	平成 23 年							平成 24 年			合計
	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
施設数	1	7	-	-	-	-	-	-	-	-	8

(c) 国への要望

国への要望に関しては、県立学校の対応と同様である(「ウ(ア) b (g) 国への要望」参照)。

c 県営体育施設の復旧状況

(施設の復旧状況及び今後の復旧見通し)

	全 施設数	被災 施設数 (A)	復旧済 施設数 (B)	復旧割合 (B) / (A)	平成 24 年度末 復旧見込施設数 (C)	平成 24 年度末 復旧見込割合 (C) / (A)
施設	14	9	1	11.1%	9	100%

(平成 24 年 3 月 31 日現在)

(イ) 市町村立体育施設の復旧

a 公立体育施設の復旧対策

(a) 被害状況の確認

【3月14日】

- ・ 市町村に対し、公立体育施設の被害状況の報告を依頼した。
- ・ その後、3月22日、4月1日、14日、26日にも同様に依頼し、その結果を取りまとめた。

【4月14日】

- ・ 市町村に対し、被害の程度にかかわらず、写真等により記録を残すよう依頼した。

(b) 被災度区分判定調査の実施

【4月～5月】

- ・ 建物の構造体が損傷するなど、被害の大きかった公立体育施設について、国の支援を受け、被災度区分判定調査を実施した。
- ・ 判定の結果、日立市鮎川体育館、銚田市旭スポーツセンター体育館及び銚田市総合公園体育館の3施設については、上部構造の復旧が必要との結果であった。

(c) 災害査定の実施

文部科学省調査官、関東財務局立会官及び市町村間の調整を行い、災害査定を行った。

（公立体育施設における災害査定の実施状況）

	平成 23 年					平成 24 年			合計
	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
施設数	—	22	38	—	23	2	3	—	88

(d) 補助制度の周知

東日本大震災に係る災害復旧国庫補助事業の事務の取扱い等について、国から各種文書が発出されたので、市町村に対し速やかに周知し、事務の適性化を図った。

(e) 国庫補助申請の支援

- 補助申請等に係る疑義については、文部科学省と電話及び直接訪問を通じて対応を協議した。その結果については、速やかに取りまとめ、関係市町村へ周知した。
- 平成 23 年度は、82 件の補助申請を行った（国庫補助率：2/3）。
※ 内訳：体育館 35 件、運動場 30 件、柔剣道場 8 件、プール 8 件、ボートセンター 1 件
- 市町村の補助申請に当たり、事業計画書等申請書類の作成について随時助言を行った。

(f) 国への要望

国への要望に関しては、県立学校の対応と同様である（「ウ(ア) b (g) 国への要望」参照）。

b 公立体育施設の復旧状況

（施設の復旧状況及び今後の復旧見通し）

	全 施設数	被災 施設数 (A)	復旧済 施設数 (B)	復旧割合 (B) / (A)	平成 24 年度末 復旧見込施設数 (C)	平成 24 年度末 復旧見込割合 (C) / (A)
施設	795	96	69	72%	92	96%

（平成 24 年 3 月 31 日現在）

社会体育施設の復旧対策の検証

○復旧工事の早期着手のための対応

- 県営体育施設は各施設とも甚大な被害を受け、その復旧には相当な時間を要することが予想されたが、指名競争入札の適用範囲を 1 億円未満とするなどの措置が講じられたため、復旧工事の早期着手が可能となった。

○市町村立社会体育施設の復旧に関する事務処理

- 市町村立社会体育施設の災害復旧については、国への補助申請上様々な疑義が生じるとともに、件数が膨大であったことなどから、事務処理に相当な時間を要した。
- このため、円滑な事務処理が可能な体制を構築しておくことが望ましい。

ケ 学校給食の対応

(ア) 県立学校

- 定時制高等学校（11 校）及び養護学校（20 校）は、特段の調理場の破損等がなかったことから、新学期開始時から給食を提供した。

- ・ 並木中等教育学校は、つくば市から給食の提供を受けているため、つくば市の開始に併せ、5月9日に給食が再開した。

(イ) 市町村立学校

- ・ 新学期開始時、調理場の損壊等により7市町147校で給食の提供ができなかった。
7市町：水戸市（一部）、笠間市（一部）、ひたちなか市、那珂市、城里町、行方市、つくば市
- ・ 再開まで、上記の学校においては、すべて弁当持参で対応した。
- ・ 笠間市と城里町は4月中に再開し、残りの5市も5月11日までに再開した。

コ 「学校防災に関する手引き」の作成

(ア) 趣旨

- ・ 学校における防災対策については、これまで「学校保健・学校安全管理の手びき（三訂版）」（平成9年度作成）の中の「災害発生時の対応マニュアル」をもとに児童生徒の安全確保に努めてきた。しかし、東日本大震災では地震の規模や複合的な被害から、「通信網の遮断」、「児童生徒の引渡し困難」、「避難所対応の問題」等、現行の手引きの内容では対応できない課題が見えてきた。
- ・ 今後、より一層、学校の児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、それらの課題への対策を盛り込むとともに、実践的な学校防災が図られる手引きを作成した。

(イ) 学校に対するアンケートの実施

7月、震災において明らかになった課題や今後改善すべき事項等を把握するため、全公立学校を対象にアンケート調査を実施した。

(ウ) 「学校防災に関する手引き」作成委員会の開催

作成委員：11名（大学教授1名、教員7名、県部局関係者1名、県教育委員会2名）

開催日程：第1回 平成24年2月14日

第2回 平成24年3月16日

第3回 平成24年3月28日

(エ) 各種研修会での防災に関する説明（「学校防災に関する手引き」完成前）

a 県学校保健主事会理事研究協議会

- ・ 期日 5月10日
- ・ 会場 教育プラザいばらき
- ・ 対象 市町村・県立学校地区理事（保健主事約80人）
- ・ 内容 「学校の防災体制について」

b 管理職研修

- ・ 期日 7月～9月（6回）
- ・ 会場 県教育研修センターほか
- ・ 対象 小・中・高・養護学校の管理職（校長・教頭約1,800人）
- ・ 内容 「震災を踏まえた学校防災計画等の見直しについて」

c 養護教諭研修会

- ・ 期日 10月～11月（4回）
- ・ 会場 県教育研修センター
- ・ 対象 小・中・高・養護学校の養護教諭（約900人）
- ・ 内容 「学校における防災教育について」

「学校防災に関する手引き」の作成の検証

○手引きの内容について

- ・ 学校における防災教育については、未曾有の被害をもたらした震災を踏まえ、学校防災に関する手引きの作成に着手した。作成に当たっては、学校へアンケートを実施し、児童生徒の引渡し等学校が対応困難であった内容を盛り込むとともに、自ら判断できる力の育成や地域と連携した避難訓練等、より実践的な内容の手引きとすることができた。

サ 学校以外の教育機関への対応

(ア) 災害復旧国庫補助制度

【5月2日】

- ・ 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令」に基づき、本県が特定被災地方公共団体に指定された。
- ・ 文部科学省による公立社会教育施設災害復旧事業の対象となり、美術館・博物館の災害復旧工事費に対して国の補助が入ることになった。

(イ) 県立美術館・博物館の復旧

a 災害対応業務の概要

県立施設の被害状況を把握し、復旧工事に係る工法の検討や設計書の作成を行ったほか、復旧に係る予算の確保や国の災害査定、国庫補助申請業務等に従事した。

b 県立施設の復旧対策

(a) 被害状況の確認

【3月14日】

- ・ メール、FAXが不通のため、五浦美術館から被害状況及び被災箇所の撮影データを職員に届けてもらい、被害状況を把握した。

(b) 現地調査の実施

(現地調査日程)

調査日	調査施設数	調査施設
3月15日	1	自然博物館
4月12日	1	五浦美術館
計	5	※3月12日に調査を実施した3施設（近代美術館，歴史館，陶芸美術館）を含む。

(被害状況)



近代美術館



同左



同左



五浦美術館



同左



同左



歴史館



同左



同左



自然博物館



同左



同左

(c) 緊急修繕の実施

被災した施設のうち、早期の再開や建物の保持のために応急的な補修等をする必要があったため、被害のあった5施設すべてに緊急修繕工事を実施した。

(緊急修繕の状況)

施設名	修繕の概要	修繕費（千円）
近代美術館	地階玄関周辺側壁，玄関補修	2,069
	エントランスホール天井吊り照明器具修理	943
	可動壁の固定作業及び天井危険調査	142
	収蔵庫作品固定作業	357
五浦美術館	エントランス排煙窓修理	367
	空調用温水2次ヘッド用給水配管修理	52
	煙感知器，誘導灯蓄電池交換	79
陶芸美術館	玄関前通路陥没部補修	116
	東側最上部ガラス交換	489
自然博物館	ヌオエロサウルスほか2体補修	40
	ティラノサウルス補修	105
	ふれあい橋，あすなる橋段差，中の島地割れ補修	250
	部門展示室破損ガラス撤去	93
歴史館	旧水戸農業高校がれき撤去	370
	旧水戸農業高校屋根応急措置	165
	エントランスホール照明器具撤去及び応急措置	301
合 計		5,938

(d) 災害査定の実施

被災した県立施設の復旧工事に対して、文部科学省の補助（公立社会教育施設災害復旧費補助金）を受けるため、文部科学省調査官及び関東財務局立会官の調査を受けた。

(県立施設における災害査定の実施状況)

	平成23年							平成24年			合計
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
施設数	-	-	-	2	-	3	-	-	-	-	5

(e) 国への要望

国への要望に関しては、県立学校施設の対応と同様である（「ウ(ア) b (g) 国への要望」参照）。

(f) 震災に伴う補正予算

【6月補正】

震災による復旧工事費として、総額132,726千円を予算措置した。

内訳：五浦美術館 126,210千円

歴史館 6,516千円

【9月補正】

震災による復旧工事費として、総額 68,755 千円を予算措置した。

内訳：近代美術館	41,863 千円
五浦美術館	22,719 千円
陶芸美術館	710 千円
自然博物館	3,463 千円

c 県立施設の復旧状況

(施設の復旧状況及び今後の復旧見通し)

	全 施設数	被災 施設数 (A)	復旧済 施設数 (B)	復旧割合 (B) / (A)	平成 24 年度末 復旧見込施設数 (C)	平成 24 年度末 復旧見込割合 (C) / (A)
施設	6	5	5	100%	5	100%

(平成 24 年 3 月 31 日現在)

学校以外の教育機関への対応の検証

○来館者の避難対策の見直しについて

- ・ 来館者の避難対策として、新たな避難道路の設定や避難マニュアルの見直し等を実施し、職員等の共通認識を休館中に検討することができた。

○被害状況確認について

- ・ 美術館の被害状況の確認の中で、作品等の確認については停電や余震等の影響を考慮し、館職員の安全を優先して昼間行うこととした。また、建物の構造上展示室及び収蔵庫については外光が入らないため、電気が復旧してからの確認となった。
- ・ これらの確認が安全かつ円滑に行えるよう、二次災害の予防を含めた災害対応手順の整理が必要である。

○美術品の保管・展示について

- ・ 震災に伴う停電の影響により、作品が保管されている収蔵庫の温度・湿度の調整に苦労した。自家発電装置により対応したが、停電が長期間継続した場合の燃料の確保が必要になる。今回の震災規模であれば、緊急車両等人命に係わるものに優先的に燃料を確保する必要があり、美術作品についてはその後の対応になることもやむを得ないと判断される。今後は、長期の停電等に対応する保管の在り方を検討すべきである。
- ・ 展示作品の一部が倒れたりしたが、大きな破損が生じた作品はなく、美術品に対する地震対策はある程度の効果があることが分かった。これを踏まえて、震災後は、作品展示の美観よりも地震対策を優先して展示をすることにした。

シ 文化財の復旧支援

(ア) 文化財（建造物・美術工芸品）の被害状況調査

【3月14日】

- ・ 文化庁へ被害状況について、報告した（その後も逐次報告）。

【3月17日】

- ・ 偕楽園及び弘道館の被害状況について、報道発表を行った。
- ・ 文化庁による桜川市真壁伝統的建造物群保存地区の現地調査が行われた。

【3月18日】

- ・ 市町村へ新たな被害を報告するよう依頼した。

【3月24日】

- ・ 修復の手續について、市町村へ連絡した。

【3月29日】

- ・ 文化庁によるシャトーカミヤ旧醸造場施設の現地調査が行われた。

【4月15日】

- ・ 応急危険度判定を受けた文化財の取扱いについて、市町村へ連絡した。

【4月18日】

- ・ 筑波大学教授より、社団法人日本建築学会の文化財建造物被害調査について協力依頼を受けた。

【5月13日】

- ・ 文化庁の東日本大震災被災文化財建造物復旧支援事業（文化財ドクター派遣事業）について、市町村に紹介した。

【5月26日】

- ・ 東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）について、市町村へ紹介した。

【7月29日】

- ・ 文化財の災害復旧に対する技術的支援情報について、市町村に専門業者の連絡先等を紹介した。

(イ) 現地調査の実施

文化財の所有者や市町村の要請に応じて、国指定・国登録文化財に対しては文化庁の調査官を、県指定文化財・市町村指定文化財に対しては県文化財保護審議会委員や教育庁文化課職員等の専門家を派遣し、文化財の被害状況の現地調査を行うとともに、適正な修理・復旧方法等について技術的な指導・助言を行った。

実施日数：3月28日～平成24年3月1日（43日間）

調査物件：85件（国指定31件、国登録9件、県指定40件、市町村指定2件、収蔵庫3件）

a 県単独調査（主な調査物件）

実施月	区分	調査物件
3月		常磐公園・旧弘道館・旧茂木家住宅（水戸市）
4月	国指定	旧茨城県立土浦中学校本館（土浦市）
	県指定	水戸城跡（水戸市），雨引観音（桜川市），下坂田板碑（土浦市），旧宍戸城表門（笠間市），六地藏石幢（土浦市），金村別雷神社・筑波山神社（つくば市），穂積家住宅（高萩市），袋田の滝（大子町），無量寿寺（鉾田市），長勝寺・旧所家住宅（潮来市），矢口家住宅（土浦市），野口雨情生家（北茨城市），板谷波山生家・船玉古墳（筑西市），富士見塚古墳群（かすみがうら市）
5月		阿弥陀寺彫刻（那珂市），桜川市真壁伝統的建造物群保存地区（桜川市）
6月	国指定	横利根閘門（稲敷市）
	県指定	逢善寺（稲敷市），旧畑家住宅（行方市），日下ヶ塚（大洗町），野口雨情生家（北茨城市）
	国登録	旧矢中邸住宅・宮本家住宅（つくば市）
10月		旧所家住宅（潮来市），石岡の陣屋門（石岡市）
12月	国指定 県指定 国登録	旧飛田家住宅（古河市） 旧中山家住宅（古河市） 坂長本店（古河市）

b 文化庁による調査（主な調査物件）

実施月	調査物件
3月	シャトーカミヤ旧醸造場施設（牛久市）
4月	旧弘道館・佛性寺（水戸市），鹿島神宮（鹿嶋市），山本家住宅（神栖市），内外大神宮・荒川家住宅（筑西市）
5月	西光寺薬師如来（常陸太田市），薬師寺薬師如来（城里町），岩谷寺薬師如来・弥勒教会弥勒仏立像（笠間市），石岡第一発電所（北茨城市），旧茨城県立太田中学校講堂（常陸太田市），福泉寺（鉾田市）
6月	大宝八幡本殿（下妻市），結城酒造（結城市），笠間稲荷・塙家住宅（笠間市）
8月	椎名家住宅（かすみがうら市），善光寺楼門（石岡市），旧土浦中学本館（土浦市）

(被害状況)



【国指定文化財】
水戸徳川家墓所（常陸太田市）



【国登録文化財】
荒川家住宅（筑西市）



【県指定文化財】
矢口家住宅（土浦市）



【国重要文化財】
旧弘道館正庁（水戸市）



同左

(ウ) 指定文化財等復旧事業への助成

a 「指定文化財等災害復旧費補助金」の創設

被災文化財復旧を推進するため、国から交付を受けた東日本大震災復興基金を活用し、本県独自の補助制度として創設した。

【平成24年1月11日】

- ・ 前年12月の補正予算成立を受け、要項を制定した。
- ・ 市町村教育委員会を通し、交付申請の受付を開始した。

【平成24年2月15日】

- ・ 第1回交付を決定した（山本家住宅 ほか5件）。

【平成24年3月27日】

- ・ 第2回交付を決定した（水戸徳川家墓所 ほか17件）。

b 「指定文化財等災害復旧費補助金」の概要

(a) 補助対象者

被災した指定文化財等の所有者又は管理者で、被災文化財の復旧を行う個人・法人等

(b) 補助対象事業

補助対象者が行う被災した次に掲げる指定文化財等の復旧事業

- ・ 国・県指定の有形文化財，有形民俗文化財，史跡・名勝・天然記念物
- ・ 国登録文化財
- ・ 国選定重要伝統的建造物群保存地区

(c) 補助対象経費

補助対象文化財の復旧に係る次に掲げる経費（総事業費が50万円以上のものに限る）。また、国その他の団体等からの補助金、寄付金等がある場合には、その金額を除いた額を補助対象経費とする。

- ・ 指定文化財等の被災部分を復旧させる費用
- ・ 敷地復旧費用（文化財の指定等範囲の敷地で保存のために必要な工事）
- ・ 文化財を直接保護するための専用の収蔵設備，収蔵庫の修理・買換え費用
- ・ 文化財を一時保管するための倉庫等施設の借上料・運送費等

(d) 補助率 3/4以内

(e) 事業期間 平成23年度～平成27年度（5年間予定）

(f) 補助総額 1,534百万円（当初見込）

c 補助事業実施状況（平成23年度）

区分	文化財名称	補助金額（千円）
国指定	水戸徳川家墓所 ほか3件	4,304
国登録	荒川家住宅 ほか12件	24,369
県指定	本多作佐衛門重次墳墓 ほか5件	3,767
合 計（23件）		32,440

(エ) 国への要望等

- ・ 今回の震災が未曾有のものであり、文化財に対する被害が甚大なものであるため、従来の制度を超えた助成措置が必要となった。このため、文化庁に対し、文化財の災害復旧経費の地方負担の軽減を図るよう補助率の更なる嵩上げ等の十分な財政支援措置を講じること及び補助制度のない県・市町村指定文化財に対する助成制度の創設を要望した。
- ・ 弘道館については、県が管理しているが、国所有の文化財であるため、国が全額復旧費用を負担するよう財務省及び文化庁に要望を実施した。
- ・ 国の補助以外では、文化財保護・芸術研究助成団体等、民間の各種団体からの文化財復興支援プロジェクトについて情報の収集を図り、市町村担当者会議等において情報を提供し、積極的な活用を依頼している。

(オ) 文化財ドクター派遣事業（東日本大震災被災文化財建造物復旧支援事業）

文化庁は、4月27日に「東日本大震災被災文化財建造物復旧支援事業（文化財ドクター派遣事業）」の実施を決定した。

a 事業の概要

市町村の要請に基づき、実施主体である社団法人日本建築学会及び文化庁と連絡調整のうえ、被災した文化財建造物の被害状況調査のほか、所有者等の要請に応じて応急措置や復旧に向けた技術支援を行うものである。

(a) 実施期間：5月～8月

(b) 調査対象：39市町村 503件

(c) 調査担当：県北・県南（石岡除く）…筑波大学教授

県西…東京家政学院大学教授

県央・石岡…横浜国立大学准教授

このほか、J I A（日本建築家協会）会員等が調査に当たった。

※教育庁文化課が筑波大学教授に同行して実施した調査

5月 国指定：大宝八幡神社（下妻市）、国登録：小澤家住宅（美浦村）

6月 県指定：吉沼八幡神社・県指定：金村別雷神社・県指定：五角堂と和時計・
国指定：大塚家住宅（つくば市）、国指定：旧茨城県立土浦中学校本館（土浦市）、
県指定：穂積家住宅（高萩市）

7月 県指定：鹿島神社・県指定：石造五輪塔・県指定：八坂神社（つくば市）

(カ) 文化財レスキュー事業

a 事業の概要

動産の文化財（主に彫刻、絵画、古文書、考古資料等）の救出や応急措置を行い、保存機能を有する施設において一時保管を実施した。

b 事業への対応

【4月5日】

- ・ 茨城大学教授及び筑波大学大学院准教授の協力依頼を受け、協力関係を確立した。

【5月26日】

- ・ 文化庁の通知を基に、文化財レスキュー事業について市町村へ紹介するとともに、茨城大学教授をはじめとした研究者・学生グループ及び地元市町村教育委員会と連携して、所有者へ呼びかけを行った。

【7月2日】

- ・ 県教育委員会の後援のもと、茨城大学教授が主催した「東日本大震災、茨城の文化財・歴史資料の救済・保全のための緊急集会「文化財・歴史資料の救済のために、今、何ができるか」と題する緊急シンポジウムを開催した。
- ・ 茨城文化財・歴史資料救済・保全ネットワーク事務局を設立した。
- ・ 文化庁と連絡調整を実施した。

【7月11日】

- ・ 文化庁に対して、文化財の救済要請を依頼した。

c 事業の実績

文化庁の協力要請により、国立文化財機構や文化財・美術関係団体によって構成される「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会」が設立され、同委員会から職員の派遣及び物資の支援を受けて、各対象文化財の救済活動を実施した。

【5月12日】 ・ 龍蔵院水損資料（鹿嶋市）

【7月7日】 ・ 大洗文化センター関連水損行政文書（大洗町）

【9月1日，2日，16日，17日】 ・ 平潟地区被災土蔵内資料（北茨城市）

【9月16日，10月10日，11日】 ・ 新治汲古館資料（筑西市）

文化財の復旧支援の検証

○文化財建造物の適切な保全に関する課題

- ・ 文化財では特に建造物の被害が多かったが、被災した文化財建造物を適切に保全するための技術的な指導に課題が残った。
- ・ 大規模災害時、被害状況を的確に把握し、迅速に保存策を提示できる体制づくりが必要である。

○「指定文化財等災害復旧費補助金」創設の評価

- ・ 指定文化財等災害復旧費補助金は、対象経費の3/4という高い補助率が設定されており、復旧事業を行う所有者及び管理者の負担を大きく軽減するものである。
- ・ 事業開始年度である平成23年度は、文化財の修復に必要な技術者や資材等の不足から、年度内に事業に着手できない事例が相次ぎ、補助金への申請数は伸びなかったが、平成24年度以降は、当該補助金を活用した復旧事業が多数計画されているところである。当該補助金の創設は、本県における文化財の災害復旧を促進するものと評価することができる。

○文化財レスキュー事業の評価

- ・ 国，地方公共団体及びNPO団体の連携による被災文化財の救済は，本県における文化財保護活動を推進したものと評価することができる。

ス 福利厚生施設対策

(ア) 公立学校共済組合水戸宿泊所（ホテルレイクビュー水戸）

【7月15日まで】

- ・ 被害状況の確認，公立学校共済組合本部等との調整を行うとともに，公立学校共済組合茨城支部，同水戸宿泊所及び公立学校共済組合本部と連携して，早期の営業再開に向けた復旧工事に係る打合せを行った（3月11日から継続）。

【6月3日】

- ・ レストラン業務の営業を再開した。

【8月10日】

- ・ 会議・宴会・宿泊業務を再開した。

【9月10日】

- ・ 全館で営業を再開した。

セ 被災者対策（教職員住宅の活用）

【3月14日】

- ・ 北茨城市から，北茨城地区磯原住宅の空室を被災者住宅として提供してほしい旨の依頼があった。

【3月15日】

- ・ 北茨城市に貸し付けることを決定し，北茨城市民が10戸に入居した。

【5月11日】

- ・ 鉾田市から，鉾田地区加倉井住宅の空室を被災者住宅として提供してほしい旨の依頼があった。

【5月16日】

- ・ 鉾田市に貸し付けることを決定し，鉾田市民が4戸に入居した。

ソ 被害状況（私立学校）

(ア) 被害件数等

区分	学校数	うち被災した学校	
		園・校数	割合
幼稚園	202 園	139 園	68.8%
小中学校	14 校	13 校	92.9%
中等教育学校	2 校	2 校	100.0%
高等学校	27 校	26 校	96.3%
専修学校	62 校	46 校	74.2%
各種学校	18 校	4 校	22.2%
計	325 園・校	230 園・校	70.8%

(平成24年4月1日現在)

(イ) 被害状況等の確認

【3月14日～4月27日】

- ・ 通知，電話，ヒアリング等により，各私立学校，私立幼稚園等に対し，被害状況，休校等の対応状況，被災者の受入状況等について，適宜確認した。

タ 私立学校への対応

(ア) 被災者支援

【3月25日～6月3日】

- ・ 被災した児童生徒の受入意向調査，被災地域からの幼児や児童生徒の受入れ等に係る通知，納付金軽減の必要性やスクールカウンセラーの利用意向等に係る調査等を行った。

(イ) 私立学校等への情報提供

a 鉄道関係

【3月22日】

- ・ 県教育委員会と連携し，各私立学校（中・高・中等）に対し，生徒の各駅の利用状況について調査した。

【3月28日】

- ・ JR不通に伴う調整会議に出席し，各私立高校に対し，JRの運転計画を周知した。

【3月30日】

- ・ 企画部企画課交通対策室長と私学振興室長が連名で，各私立学校（小・中・高・中等）に対し，公共交通機関が復旧するまで始業式の日程を変更するよう依頼した。

【4月6日～13日】

- ・ JR水郡線及び常磐線の運転再開，代行バスの運行計画等について周知した。

b 児童生徒等の心のケア

【4月27日】

- ・ 文部科学省からの通知を受け，各私立学校へ，児童生徒等の心のケアの充実について依頼した。

チ 私立学校の被害に対する支援（私立学校建物其他災害復旧費補助金）

私立学校の災害復旧事業に対し，文部科学省所管の「私立学校建物其他災害復旧費補助金」による支援を行うため，事業計画書の作成等についての助言や，国による机上調査・現地調査等の災害査定への対応等を行った。

（対応状況）

項目	時期	内容
文部科学省による説明会	6月6日	国の第1次補正予算に関する説明会
	6月30日	専修学校・各種学校災害復旧費補助等説明会
復旧事業計画書の提出 （学校→県）	6月15日（期限）	1次分 120件
	10月19日（期限）	2次分 31件
ヒアリングの実施	6月27日 ～8月中旬	計画書作成に当たっての留意事項等について助言

復旧事業計画書の提出 (県→文部科学省)	9月1日 11月21日 平成24年2月10日	1次分 120件 2次分 31件 3次分 1件
文部科学省及び関東財務局による災害査定	9月12日 ～10月21日	1次分 120件 (小中高校 29校, 幼稚園 75園, 専修学校 16校)
	11月28日 ～12月9日	2次分 31件 (小中高校 16校, 幼稚園 13園, 専修学校 2校)
	平成24年2月17日	3次分 1件 (幼稚園 1園)
補助金の内定	9月20日～ 平成24年1月23日	内定通知 10件
補助金の交付申請	10月31日～ 平成24年3月5日	交付申請 10件
補助金の交付決定	11月16日～ 平成24年3月16日	決定通知 9件

ツ 朝日のびのび教育賞の受賞（銚田二高写真部）

(ア) 受賞の経緯

銚田二高写真部では、震災による銚田市の被害を内外の人に発信するため、「みんなでがんばろう銚田」というHPを平成23年4月から立ち上げ、取材した街の声や被害状況の写真を紹介した。また、商店街の空き店舗で写真展を開催した（※）。

これらの活動により、朝日新聞から平成23年度「朝日のびのび教育賞」が授賞された。

※ これらの写真や取材内容については、平成24年3月、記録誌として発刊された。

(イ) 授賞式

平成24年1月25日（水） 銚田二高多目的室

【参考】その後の取組（平成24年4月以降）

ア 学校施設の復旧対策

(ア) 災害復旧事務補助員の雇用

【平成24年4月～平成25年3月】

- ・ 2名を雇用した。

(イ) 応急復旧工事の実施

【平成24年4月30日】

- ・ 水戸農高の管理普通教室棟の被災に伴う仮設校舎の建設が完了した（使用開始は平成24年5月から）。

イ 「学校防災に関する手引き」の作成

(ア) 「学校防災に関する手引き」の概要

a 完成

平成24年4月9日に完成した。

b 構成上の特徴

- ・ 事前，発生時，事後の三段階の危機管理で構成した。
- ・ 学校現場が活用しやすいよう，具体的な対応法を明記した。

c 新たに追加した項目

(a) 情報の入手，連絡体制の整備

通信網が遮断された場合の災害情報入手手段（携帯ラジオ等）や情報伝達手段（非常用伝言ダイヤル等）を例示した。

(b) 「主体的に行動する」態度を育成する防災教育

児童生徒が災害時に自分の命を守るための指導上の留意点（ハザードマップの活用等）を例示した。

(c) 支援者となる視点からの防災教育

児童生徒が災害発生後に他者を支援するための指導上の留意点（ボランティア活動の参加等）を例示した。

(d) 教職員研修等の充実

教職員の資質向上に向けた研修内容（教員が防災授業を相互参観すること等）を例示した。

d 一層の充実を図った項目

(a) 児童生徒の引渡し

児童生徒の引渡しの実施方法（ルール，手順等）を例示した。

(b) 家庭・地域との協力体制の整備

児童生徒や避難住民，避難所運営等に適切に対応できるよう，関係機関等との協議・調整内容（地域防災訓練の実施等）を例示した。

(イ) 学校への周知等

【平成24年4月9日】

- ・ 記者会見を実施した。また，作成通知文を発出し，県HPへの掲載を周知した。

【平成24年6月18日】

- ・ 「学校防災に関する手引き」を送付した。

※送付先：市町村教育委員会，県立学校，教育事務所，総務部総務課（私学振興室），保健福祉部子ども家庭課

(ウ) 研修会等の実施，「学校防災に関する手引き」についての周知等

a 「学校防災に関する手引き」について周知を図った研修

(a) 防災教室指導者講習会

i 会場、開催期日及び参加者

開催期日	会場	対 象 者	人数
平成24年 5月14日	教育研修センター	・水戸教育事務所管内の小・中学校の安全担当教員 ・県北教育事務所管内の小・中・養護学校の安全担当教員	288名
平成24年 6月4日	教育研修センター	・県南教育事務所管内の小・中学校の安全担当教員 ・鹿行教育事務所管内の小学校の安全担当教員	325名
平成24年 6月12日	県西生涯学習センター	・県西教育事務所管内の小・中学校の安全担当教員 ・県西地区県立学校の安全担当教員	182名
平成24年 7月2日	教育研修センター	・鹿行教育事務所管内の中学校の安全担当教員 ・県立学校（県西地区を除く）の安全担当教員	129名

ii 内容

講義Ⅰ：「東日本大震災の概要」茨城大学准教授

講義Ⅱ：「学校の防災機能を高めるために」茨城大学准教授

演習：「防災マニュアルの作成について」つくば市立沼崎小教諭，那珂市立瓜連小教諭

b 学校安全指導者研修会

- ・ 会 場：ひたちなか市文化会館
- ・ 開催期日：平成24年8月22日
- ・ 参加者：公立学校の学校保健担当又は学校安全担当（1名）
- ・ 内 容：説明「学校防災の推進及び生活安全について」（保健体育課指導主事）
講義「学校におけるこれからの安全教育について」（鎌倉女子大講師）

コラム 37

今回の震災から学んだこと

生天目 茂 常陸大宮市立大宮中学校校長

これまで、地震を想定した避難訓練を実施してきたが、今回の東日本大震災で想定外のことが多く発生し、校長の的確な指示の重要性を改めて感じた。「電気が切れ、校内放送が使えない」「従来の避難経路が使えない」「携帯電話が使えず保護者や教育機関等の関係機関との連絡がとれない」などの対応は緊急を要した。全職員で叡智を出し合い、生徒の安全を第一優先して校長としての的確に指示をすることができたことに現在安堵感をいただいている。

現在、今回の東日本大震災の教訓を生かし、地震発生時の生徒の安全確保・避難方法、家庭・地域との連携、教育委員会等の関係機関との連携等について見直しを行うとともに、生徒への安全教育についてより一層の充実を努めている。特に、生徒に自ら危険を予測し、危険を回避する能力、そして危険に遭った場合にそれに対処する能力を育成するため、日頃の生活における具体的な指導の積み重ねを大切にしている。

さらに、通学路の安全確認等を含め、保護者や地域住民からの情報が重要かつ有効であることを踏まえ、より一層の協体制の構築に向けて努力している。

今後の余震あるいは発生が予想されている大地震に対し、今回の教訓を生かし、安全・安心な学校生活が確保できるよう全力で努めていきたいと考えている。

コラム 38

坂井 ちひろ 土浦市立第二中学校 2年

私は、東日本大震災を体験して感じた事は、支え合うという心がとても大切だということだ。地震からその後の何週間か、不自由な日が続きましたが、その日々を乗り越えられたのも家族や近所の方々のおかげだと思っています。

あの大地震のとき、私は体育の授業中で、バスケの練習をしていました。無我夢中で練習していたら、ステージの方から、爆音のような激しい音が聞こえてきて、体育館の空気が一変しました。最初は何が起こったのかわかりませんでした。強いゆれを感じたときに、大地震がきたんだとわかりました。ゆれがおさまるまでの長い間はみんな必死でした。それでもお互いに、「気をつけて」とか、「大丈夫」と声をかけたのは覚えています。みんなが体育館から出た瞬間に天井から物がたくさんおちてきました。自分と周りの人のことを考える事の大切さを深く感じました。

たくさんの死者・行方不明者がいる事。私はこのことを何があっても心に留めていたいと思います。周りにいる人だけでなく、会った事のない人への思いやりも大切にしたいと思います。支え合うという心を、どんな人に対しても、向けられるようにしたいと思いました。

茨城県教育史研究会が発行「東日本大震災と学校」から転載

コラム 39

石塚 萌生 県立水戸第一高等学校 2年

今回の震災を通じて感じたことは、普段の私の危険に対する意識がいかに足りなかったかです。過去の大震災の時のことをテレビで見たり話で聞いたりしても、まさか自分は震災には巻き込まれないだろうと心のどこかで安心をしていました。だから自分が震災に巻き込まれた時に、家族とどうやって合流するか、どこに避難するかなんて考えたこともありませんでした。

大震災の日、これは本当に現実で起こっていることなのかなと何度も思いました。家族とろくに連絡もとれないまま徒歩で家まで帰りました。家には親が用意していた非常食があってそれを食べました。自分が一人暮らしをしていたら前もってそんな準備はしていなかっただろうと思いました。これからはもしもの時を想定して準備などをおきたいと思いました。

そしてもう一つ感じたことがあります。それは周りの人の優しさです。校庭に避難したとき寒がっていた私にジャージを貸してくれた友達、大丈夫だよと声をかけてくれた友達、家まで一緒に歩いてくれた友達。たくさんの人が助けてくれたからこそ、私はこの震災をのりこえられたと思います。家族、友達、周りの人にとっても感謝しています。

茨城県教育史研究会が発行「東日本大震災と学校」から転載

（23）茨城県警察の対応

茨城県警察では、ガソリン窃盗対策を含めた被災地における重点的な警戒活動、生活安全情報の提供、避難所における被災者支援等を実施したほか、3月15日からは、本県以上に甚大な被害を受けた東北3県（岩手県、宮城県及び福島県）に広域緊急援助隊等の部隊を派遣し、捜索活動、検視業務、交通規制等を実施した。

ア 主な警察活動

(ア) 被災地における警戒活動

【3月14日～26日】

- ・ ガソリンの供給不足により、各地のガソリンスタンドでは給油待ちの車両で渋滞し、中にはガソリン給油等を巡るトラブルも発生したことから、ガソリン窃盗対策を含めた重点的な警戒活動を実施した。

(イ) 生活安全情報の提供

【3月14日～30日】

- ・ ひばりくん防犯メールを活用した防犯のための注意喚起及び生活安全情報の提供を継続した。

【3月16日】

- ・ 発災後、電力会社社員やガス会社社員などを装って被災者方を訪問し、金員を騙し取ろうとする事案や修繕工事関係の相談が警察に寄せられたことから、報道機関を通じて義援金詐欺や悪質商法等に関する注意喚起の広報を実施した。

(ウ) 信号機の滅灯対策、緊急交通路の確保等

a 交通信号機の復旧対策

【3月24日まで】

- ・ 交通信号機が滅灯した主要幹線道路 206 箇所の信号交差点において、手信号等による交通整理を継続して実施した。
- ・ 停電の復旧に伴い滅灯した交通信号機は徐々に減少し、県内全域の交通信号機が復旧する3月24日までの間、延べ1,165名の警察官が交通整理を実施した。

b 緊急交通路の確保等

【3月21日まで】

- ・ 常磐自動車道の三郷JCT～いわき中央IC間(174.8km)が、3月21日10時00分までの間、災害対策基本法に基づく緊急交通路に指定されたことから、同区間において緊急通行車両以外の車両を通行禁止とする交通規制を継続した。

【3月24日まで】

- ・ 警察本部、各警察署及び常磐自動車道各ICに設置した検問所において、緊急通行車両(被災地における人命救助、応急復旧作業、緊急輸送等のための災害応急対策車両)に対する緊急通行車両確認標章の交付事務を行い、7,778件標章を交付した。

c 警察車両による災害復旧等車両の先導

【5月16日まで】

- ・ 高速道路交通警察隊、交通機動隊及び関係警察署では、災害復旧や人工透析患者搬送等の緊急を要する車両のパトカー等による先導を緊急交通路に指定された常磐自動車道等において29回実施した。

主な用件：病院用燃料搬送車の先導

人工透析患者搬送車の先導

福島第一原子力発電所及び東海第二原子力発電所に向かう電源車、資機材運搬車等の先導

(エ) 被災者の支援

【3月17日～30日】

- ・ 警察本部内の女性警察官により被災者支援隊を編成し、県内各避難所等を巡回した。
- ・ 巡回では、被災者に積極的に声をかけ、心配ごと、困りごと等の相談や要望を聞きながら、被災者の心のケアに配慮した活動を実施し、12市町村、延べ58箇所の避難所で943名の被災者と面接を実施した。



避難所で被災者支援する女性警察官

(オ) 運転免許の更新

【3月22日】

- ・ 茨城県警察運転免許センターでは、庁舎の一部や各種業務端末が損壊したことにより、一時停止していた運転免許及び行政処分関係の一部業務について再開した。
- ・ 進学、就職等で運転免許を取得する受験者が多い時期であったことから、運転免許センターでは、運転免許出張試験の事前広報を県警HP等で実施した。

【3月24日、25日】

- ・ 県内5市町の警察署や自動車教習所等7箇所で、運転免許出張試験を2日間で20回実施した。

【3月28日～】

- ・ 運転免許等業務の全業務を再開した。
- ・ 運転免許については、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、3月11日から8月30日までの間に有効期間が満了を迎える場合にあっては8月31日まで延長する措置を講じた。
- ・ 免許証再交付手数料や特定失効者再交付手数料の免除措置を講じた。

(カ) 行方不明者の搜索

【3月15日～17日】

- ・ 津波被害を含む地震被害の混乱により安否確認が取れない等の相談が相次いだことから、警察本部生活安全部では行方不明者搜索部隊を編成し、大洗町及び北茨城市大津地内において所在不明者の安否確認及び行方不明者の搜索活動を実施した。

【3月27日、28日、4月5日】

- ・ 機動隊スクーバ部隊は、北茨城市大津漁港及びその周辺において、津波被害に遭い行方不明となっている男性の搜索を実施したが、行方不明者の発見には至らなかった。

(キ) 警衛警備の実施

【4月22日】

- ・ 天皇皇后両陛下が東日本大震災に伴う被災地御視察及びお見舞いのため、震災被害の大きい北茨城市内に行幸啓されたことから、これに伴う警衛警備を実施した。
- ・ 警衛警備は、頻繁に余震が発生する厳しい環境の下であったが、余震発生時の対応要領等十分な検討と事前対策を講じ実施した。



北茨城市を御訪問された天皇皇后両陛下

(ク) 広域緊急援助隊等の派遣

【3月15日～】

- ・ 県内の災害警備活動に万全を期しつつ、警察法に基づき、茨城県警察広域緊急援助隊交通部隊を宮城県警察に派遣し、三陸自動車道及び石巻市内において交通規制活動等を実施した。

【3月20日～】

- ・ 茨城県警察管区機動隊を岩手県警察に派遣し、行方不明者の捜索活動を実施した。

【3月23日～】

- ・ 広域緊急援助隊刑事部隊を福島県警察に派遣し、相馬市内において検視や御遺体の身元確認作業等を実施するなど、被災地のパトロール、交通規制、犯罪捜査、警戒区域の警戒等のため東北3県に対する特別派遣を実施した。

実績：派遣回数 96 回，派遣車両 453 台，派遣人員延べ 13,417 名

(平成 24 年 3 月 11 日現在)



広域緊急援助隊刑事部隊の活動状況

主な警察活動の検証

○検視，身元確認等に関する課題

- ・ 東日本大震災では，津波等により多くの犠牲者が発生したが，検視や御遺体を安置し，身元確認を行う施設等の不足が課題となった。
- ・ 県警察では，県，市町村等と連携し，検視場所等の確保を推進している。

○行方不明者対策の課題

- ・ 東北3県では，多数の行方不明者に関する多くの相談，届出等がなされたことから，行方不明者の相談受理時の体制の見直しが課題となった。また，行方不明者の捜索活動は警察のほか，自衛隊，消防，海上保安庁等の各機関が合同で実施したが，捜索範囲が重複するなどしたことから，調整窓口の設置，役割分担の確認，効率的な捜索活動等が課題となった。
- ・ 本県警察では，県や自衛隊等の防災関係機関と連絡調整会議等を定期的で開催し，連携の強化を図っているほか，大規模災害を想定した大震災総合警備訓練等を実施し，東日本大震災で得た多くの課題の検証及びその解消を推進し，災害に係る危機管理体制の再構築を図っている。

（24）病院局の対応

ア 被害状況

（県立病院の被害状況）

	施設名	被害状況
中央病院	本館中央ホール （外来機能）	・ 大理石化粧板崩落により，中央ホール（受付，会計窓口）への立入制限措置
	本館高層棟 （入院機能）	・ 中庭外壁に激しい亀裂が発生 ・ 内壁も広範囲にわたりひび割れが発生
	救急センター （救急医療）	・ 震災直後は，本館の入院患者の受入に転用 ・ トランス故障により非常用電源（燃料：重油）で対応
	専門治療施設 ・ 透析 ・ 化学療法 ・ 放射線治療	・ 透析センター及び化学療法センターの天井裏の配水管破断による漏水のため一時使用不能 ・ 放射線治療センターの治療機器の故障等により一時使用不能
	手術室 （手術機能）	・ 手術機材用オートクレーブ（大型滅菌器）故障のため手術が一時実施不可
	ライフライン	・ 電気及び水道が停止（電気：13日以前，水道：16日に復旧） ・ 電気は，非常用電源に切替え稼働（17日まで稼働）

いころの医療センター	現病棟	・ 被害なし
	新病院	・ 交流プラザホール（1～2階吹き抜け）の大型特殊ガラス壁の破損 ・ 壁面継ぎ目の亀裂，テラス庇脱落，床面の損傷 ・ 医療観察法病棟のロータリー及び室内床面が損傷
	ライフライン	・ 電気及び水道が停止（電気：13日以前，水道：16日に復旧） ・ 電気は非常用電源に切替え稼働
いごも病院	病棟	・ 放射線機器等の故障 ・ 既存病棟と新病棟の接合部破損 ・ 高架水槽の破損 ・ エレベーター故障（6台中5台）
	ライフライン	・ 電気及び水道が停止（13日以前に復旧） ・ 電気は非常用電源に切替え稼働

イ 職員配備体制

(ア) 経営管理課及び県立病院の宿直体制

経営管理課：3月14日～31日まで3人（通常時は0人）

中 央：3月14日～31日まで約110人（通常時は約100人）

こ ころ：3月14日～21日まで約60人（通常時は約30人）

こ ど も：3月14日～18日まで約150人（通常時は約35人）

(イ) 災害対策本部の解散

中 央：3月23日，こころ：3月21日，こども：3月28日

- ・ その後は通常業務と併せて復旧業務を行った。

ウ 対応・復旧の状況等

(ア) 診療機能

a 中央病院

【3月14日】・ 外来を休診した。また，引き続き，救急患者受入れを軽傷のみに限定した。

【3月15日】・ 災害医療センターに臨時の受付・会計窓口を設置し，外来の通常診療を再開した。

- ・ 救急患者受入れを重症・中等症患者中心に対応することとした。

- ・ 外部専門家チームによる耐震性調査を実施した。

【3月16日】・ 配水管の修理後，化学療法センターを再開した。

【3月17日】・ 放射線機器の動作確認後，放射線治療センターを再開した。

【3月17日～23日】・ 耐震調査で主体構造部に問題がないことを確認後，4階を除き，本館の入院機能を段階的に再開した。

【3月19日】・ 電子カルテシステムの通常運用を再開した。

- 【3月22日】 ・ 新規入院患者の受入れを再開した。
- ・ 救急患者の受入れを通常体制に戻した。
- ・ 滅菌業務の一部外部委託等により，手術を再開した。
- 【4月8日】 ・ 手術室の滅菌器の修繕が完了した。
- 【5月16日】 ・ 本館4階を婦人科病棟として開棟した。

b こころの医療センター

- ・ 外来・入院とも通常どおり診療した。
- ・ 新病院のオープンを延期した。

【10月1日】 ・ 新病院をオープンした。

c こども病院

- ・ 放射線検査等を除き，外来・入院とも通常どおり診療した。

【3月24日まで】 ・ 患者の来訪便宜や手術材料の供給等の関係で，手術は緊急手術のみ対応した。

【3月25日～】 ・ 通常どおり手術を実施した。

(イ) 修繕工事

a 中央病院

【3月18日】 ・ 救急センターのトランスの応急措置を実施し，外部電源へ切り替えた。

【3月25日】 ・ 救急センターのトランスの本格修繕が完了した。

【3月31日】 ・ 化粧板の全部撤去等の応急措置により，中央ホールの利用を再開した。

【11月中旬】 ・ 中央ホールの壁面修繕工事及び本館高層棟の亀裂修繕工事が完了した。

【平成24年2月】 ・ 全修繕工事が完了した。

b こころの医療センター

【8月】 ・ 新病院の大型特殊ガラス壁等の修繕工事が完了した。

c こども病院

【3月22日】 ・ 故障したエレベーター5台中4台が復旧した。

【3月30日】 ・ 放射線機器等の修繕が完了した。

【4月1日】 ・ 故障したエレベーターの残り1台が復旧した。

【11月末】 ・ 既存病棟と新病棟の接合部等の修繕工事が完了した。

(震災による被害額)

	年 度	復旧経費 (千円)	内 容
中央病院	平成22年度	19,913	・ 医療機器等の修繕 ・ 既存棟の天井，照明等の修繕
	平成23年度	216,999	・ 既存棟，がんセンターの内壁面等の改修 ・ ライトコート外壁面，中央ホール内壁面・天井等の改修 ・ 渡り廊下（2箇所）接続部分の改修 ・ 救急センター変圧器の交換 ・ 医療機器等の修繕及び更新
	小計	236,912	

こころの医療センター	平成 22 年度	163	・ ガス管及び配膳用エレベーターの修繕
	平成 23 年度	38,950	・ 中央棟交流プラザ（ガラス壁、天井膜等）の改修 ・ 中央棟内壁面、病棟各所の壁・床のクラック等の改修
	小計	39,113	
こども病院	平成 22 年度	2,842	・ 医療機器等の修繕
	平成 23 年度	13,727	・ 渡り廊下接続部分の改修 ・ 医療機器等の修繕
	小計	16,569	
合 計		292,594	

対応・復旧の状況等の検証

○耐震性の確保

- ・ 各病院とも基本的な主体構造部に大きな問題は生じなかったが、中央病院では病棟機能を停止する大きな建物被害が生じた。今後は、それぞれの病院の機能を維持させるために適切な運用・工夫を行うとともに、今回の震災で大きな耐震性能を発揮している免震構造について、既存建物への適用が可能かどうか、費用対効果等を含めて県立病院への導入について研究すべきである。
- ・ 中央病院において、早期の使用再開の判断ができれば、患者への負担も軽減され、他病院からの患者受入れなどの機能も発揮できる可能性がある。耐震性の状況について、平素から構造計算書や構造図等を整備し、建物の主体構造部分やそれ以外の構造の状況等を把握しておき、専門家による病院施設の被害の状況と施設利用の継続・停止の判断がスムーズにいくような準備をしておく必要がある。また、配管等の設備面に関しては、天井からの漏水についてはどのバルブを閉めるのか等、設備の運用により被害拡大を防止する修復ポイントを各所属職員が理解しておき、施設課職員の負担を軽減するなど、対応をしておく必要がある。
- ・ 今回の震災で大きな耐震性能を発揮している免震構造について、既存建物への適用が可能かどうか、費用対効果等を含めて県立病院への導入について研究すべきである。

○病院機能の保持に向けて

- ・ 中央病院では、診療機器の故障等に関して、早期の修繕や他病院への協力要請等により対応した。また、機器の転倒防止ビスの補強を既に講じており、これを参考にあらゆる機器及び機材の転倒・落下防止策を講じる必要がある。振動による機器の故障等については不可避な面もあるが、設置方法の工夫等によりそれを最小化する方策について検討していく。例えば、中央病院の化学療法センターでは、ゼリー状のマットをパソコン等の機器の下敷きとしていたため、機器の落下・転倒を未然に防止できており、これらも参考に平素からの備えを検討すべきである。

○防災マニュアルの策定・改定

- ・ 防災マニュアルは、中央病院及びこども病院には整備されていたが、こころの医療センターには策定されていなかった。また、職員全員がその存在を明確に意識していなかった問題もあり、初期対応の検証とともに、こころの医療センターでは新たに策定するなどその内容の充実を図っていく。

なお、防災マニュアルの策定・改定は、平素からの職員全員の認識が最も重要であり、なるべ

く多くの職員が参加して取り組む。

- ・ 各病院とも、複数の場所に災害対策本部代替施設を検討し、被災の度合いに応じた場所に設置できるようにすべきであり、非常用電源、インターネット、テレビ端子等の情報受発信機器等の本部機能を整備することも検討すべきである。
- ・ 被災後の職員の食事、通勤手段等の対策を十分に踏まえた対応策を検討すべきである。

エ 通信・連絡機能の対応状況

発災直後に発信規制や停電などにより不通状態が続いたが、震災直後の混乱状況に対応するために通信・連絡手段の多重化が有効であるため、その整備を行った。

- 【6月】 ・ 行政情報ネットワークシステムは、震災直後であってもメールのやり取りが可能であったが、こども病院には当該システム自体が整備されていなかったため、整備した。
- 【9月】 ・ 通信・連絡手段の多重化のため、優先電話を整備されていなかった経営管理課及びこころの医療センターに整備した。
- 【平成24年1月】 ・ 通信・連絡手段の更なる充実のため、経営管理課及び県立病院にIP電話を整備した。

通信・連絡機能の対応状況の検証

○通信・連絡手段確保のための対応

- ・ 発信規制のない優先電話が中央病院及びこども病院には整備されていたが、この存在を職員が十分把握しておらず、発災直後使用されなかった。平素から職員がその所在や使用方法を習熟しておく必要がある。また、優先電話のほか、IP電話、衛星電話等の複数の整備について、通信・連絡手段の多重化のため、維持コストを踏まえた上で検討すべきである。
- ・ 病院に携帯電話用超小型基地局を設置するなど、長時間の停電時でも通話やメール、データ通信等が利用可能となるような方策を検討すべきである。また、インターネットについては、メールの配信遅延等が少ない、いばらきブロードバンド（IBBN）回線を敷設しておく。

オ 医薬品・診療材料の備蓄（在庫）

大部分の医薬品については、各病院とも約1週間分の在庫があり、また、卸業者とも翌日までには連絡が取れ、納入可能であることが確認できた。しかし、一部の医薬品・診療材料については、物流網の寸断や製薬会社等の工場の被災により調達が困難になった。例えば、中央病院のPET-CT用の試薬（FDG）については、東京の工場で作成しているが、常磐自動車道が不通のため時間内に配送できず、PET-CT検査ができなくなった。また、紙おむつ等の衛生材料の在庫量が少なく、また卸業者との連絡が取れず、調達に苦慮した。

- 【3月15日】 ・ 中央病院では生化学検査の試薬の一部が1週間程度で不足してきたため、検査項目を必要最低限のものに減らして対応した。
- 【3月24日まで】 ・ こども病院では手術材料の調達が困難であったため、緊急手術のみの対応となった。

医薬品・診療材料の備蓄（在庫）の検証

○医薬品・診療材料の備蓄量について

- ・ 平素から在庫量を把握しておくことが重要である。また、今回の災害を踏まえた在庫量について検討すべきである。

○調達に関する対策

- ・ 災害時においても調達できるようにするため、卸業者との連絡が取れるような体制を整備しておく必要がある。また、調達が困難であった場合に備えて、薬品の処方日数や生化学検査の項目を減らすなど限られた条件の中でどのような診療を行うかについて検討すべきである。

カ 関係機関・他病院の情報把握と県立病院の情報提供

【3月14日～】

- ・ 保健福祉部において、県内病院の被害状況及び対応状況について、引き続き情報提供を行った（3月12日から継続）。

【3月20日】

- ・ 中央病院DMA Tの待機登録について、本館病棟の入院機能回復後に行った。

キ 電子カルテシステムの運用状況

サーバを中央病院に集約したことの弊害として、こども病院での情報参照に支障を生じたことから、サーバ及び回線の状態監視ツールの整備等の対応を進めた。

(ア) 中央病院

- 【3月16日～】 ・ POSレジ等の移設により会計を実施した。ただし、16日は不具合のため、一部のみ実施した。

- 【3月17日】 ・ 患者所在情報を修正した。

- 【3月18日】 ・ システムによる病棟処方薬払出しを再開した。

- 【3月19日】 ・ 注射オーダー再開によりシステム通常運用を再開した。

(イ) こども病院

【3月14日】

8:30 サーバ群を再起動し、外来での電子カルテシステムの運用を開始した。ただし、一部制限があった。

12:00 重傷部門システムが再起動したが、震災による影響等で電子カルテとの入院患者のデータ不整合により運用が不可となり、入院患者の電子カルテ運用は断念した。

【3月15日】

- ・ 入院患者データの整合性を再構築し、15時、入院患者に対する電子カルテ及び重傷部門システムの運用を再開した。

【4月】

- ・ サーバ及び回線の状態監視ツールの整備を完了した。
- ・ こども病院及び県庁で、中央病院に設置したサーバの動作状況を確認するツールを導入したことにより、ネットワークの導通状況と合わせてシステムの状態把握が可能となった。

電子カルテシステムの運用状況の検証

○こども病院及びこころの医療センターにおける参照系システムの整備

- ・ こども病院の過去の患者データを参照するサーバが中央病院のみにあり，こども病院にないため，サーバや回線のダウン時に中央病院の参照システムが接続されない場合には，こども病院側で利用できなかった。
- ・ 現状では，技術的にはサーバに対して1つの参照システムしか接続できないが，複数の参照システム接続が可能な場合は，こども病院及びこころの医療センターにそれぞれ参照システムの設置を検討すべきである。また，国においても，災害時の医療情報のバックアップ及び参照システムの在り方について検討しているとの情報があり，その動向を踏まえて対応を検討すべきである。

ク 災害医療支援活動の状況

(ア) 中央病院

a 他医療機関の透析患者の受入れ

引き続き透析患者の受入れを行った。14日までは24時間体制で対応し，その後は通常の体制に戻った。

(他医療機関からの透析患者受入数)

3月13日以前	3月14日	3月15日	3月16日	3月18日	3月28日	合計
17名	54名	27名	30名	1名	2名	131名

- ・ 透析については，井戸水を転用することで継続して受け入れることができた。

b 高萩協同病院への認定看護師等の派遣

患者の口腔ケアの実施，看護師へのケア方法の助言及び感染予防について指導等を行うため，高萩協同病院へ認定看護師等を派遣した。

【4月4日】・ 感染管理認定看護師，摂食嚥下障害看護認定看護師，歯科衛生士 各1名

【4月7日】・ 摂食嚥下障害看護認定看護師，歯科衛生士 各1名

(イ) こころの医療センター

長期の避難所生活は被災者に強い心理的ストレスがかかることから，医師・看護師等による心のケアチームを編成し，避難所への訪問調査を実施した。

a いわき市及び北茨城市への派遣

【3月25日】 午前：北茨城市の避難所（大津小，市民体育館）

午後：いわき市四倉地区の避難所

【3月30日】 午前：いわき市勿来地区の避難所

午後：北茨城市の避難所等（保健センター，平潟公民館ほか住民宅）

b 福島県相馬市への派遣

筑波大学と連携し，相馬市へ心のケアチームを派遣し，市内の避難所で活動した。

【4月18日～22日】 医師，看護師2名，臨床心理士，精神保健福祉士

* 筑波大学の医師も同行

【4月23日～27日】 医師，看護師3名，精神保健福祉士

* 筑波大学の医師，薬剤師，臨床心理士も同行

災害医療支援活動の状況の検証

○災害拠点病院としての機能発揮のために

- ・ 中央病院自体が被災し、病棟機能が停止したことにより、中央病院の災害医療支援活動が限定的になってしまった。現在、救急トリアージ訓練等を定期的に行っているところであるが、今後の災害において災害拠点病院として求められる機能を十分に発揮できるような、要員の連絡体制、役割分担、機能展開の機動的な体制の準備等を平素から取り組んでいく必要がある。

○心のケアチームの編成についての課題

- ・ 心のケアチームについては、筑波大学及びこころの医療センターが連携を密にして立ち上げているが、その際に民間医師の参加が検討された経緯がある。民間医師を参加させるためには、当該医師の身分及び公務災害対応の検討も必要であり、当時は十分な検討がなされないまま民間医師の参加が見送られた。民間医師の参加の要請及び身分的取扱いについては、引き続き保健福祉部と協議調整し、明確な位置づけを行うなどして、スムーズな編成がなされるようにすべきである。

○院外患者受入れ基準等の見直し

- ・ 病院自体が被災した場合は、入院患者の安全確保を中心とし、被害状況に応じて新たな負傷患者の受入れをすることになるが、その時点での受入基準を明確にしておく必要がある。また、ドクターヘリ等により他県からの患者搬送も想定し、非常時の救急搬送システムを見直すとともに、その際の連絡網を整備しておく必要がある。
- ・ こども病院に関しては、小児専門病院として、低体重出生児や新生児等きめ細かなケアを必要とする患者や呼吸管理中の患者への対応、患者の家族への対応等、他の医療機関とは異なる特殊な対応が必要となることから、大学附属病院や他県のこども病院との間で震災時に構築される緊急連絡ネットワークを活用し、患者搬送や受入れを効果的に行っていく必要がある。また、県央地域周辺の産科クリニック等において被災、停電等の事態が生じた場合は、新生児の一時保護等について、環境の整っているこども病院を中核基地として機能させることも必要である。

(25) その他の対応

ア 東京連絡部の対応

首都圏住民、国会議員、各省庁、在日大使館等への情報提供を行い、本県の被害状況や風評被害について広く周知を図るとともに、各省庁で設置開催された震災関連委員会等への出席や傍聴による早期の資料入手を図り、本庁における応急・復旧対策を促進した。

また、全国知事会緊急広域災害対策本部員として、応援要請や支援物資等に係る他県との連絡調整に努めるとともに、被災者生活再建支援金の支給審査事務への人的支援を実施し、円滑な制度運営に寄与した。

(ア) 職員配備体制

【3月14日～4月17日】

- ・ 日中は全員、宿直は2名体制で災害対応に当たった。ただし、土日は日中2名体制で対応し、宿直は実施しなかった。

(イ) 情報提供への対応

a 全国知事会緊急広域災害対策本部の活動支援

(a) 全国知事会緊急広域災害対策本部取りまとめ対応状況の情報提供

【3月14日～5月31日】

- ・ 全国知事会緊急広域災害対策本部の対応状況について、災害対策本部事務局等へメールにより情報提供を行った。

(b) 他県からの応援支援等への対応

東京事務所を介して他県から多数寄せられた、支援物資調達や避難住宅等の支援情報について、災害対策本部事務局へ電話及びメールにより情報提供を行った。

b 首都圏住民への情報提供

【3月14日～31日】

- ・ 首都圏住民等からの県の被害状況等に関する問合せに対し、所内に電話相談窓口を設置し対応した。

受付時間：平日及び土日の8時30分から21時00分まで

【4月1日～17日】

- ・ 引き続き、所内の電話相談窓口で対応した。

受付時間：平日及び土日の8時30分から17時15分まで

c 国会議員等への情報提供

【3月14日～5月12日】

- ・ 国政への反映に資するため、県災害対策本部が取りまとめた被害状況資料の発表ごとに、国会議員等へ情報提供を行った。

d 震災復興超党派茨城県国会議員連絡会議への対応

【3月22日、4月21日、5月17日、9月21日】

- ・ 超党派本県選出国会議員で結成された震災復興連絡会議に、県からのオブザーバーとして4回参加し、被害状況の説明や資料提供、助言等を行った。

東京連絡部の対応の検証

○独自の情報提供体制の確立

- ・ 発災後、首都圏住民や国会議員等への早急な情報提供が必要であったことから、事務所独自の判断で情報提供体制を整えて対応することができた。

イ 会計部の対応

(ア) 職員配備体制

3月14日から21日までの間は職員2名から4名による宿直を、4月3日までの間は日直を職員1名から9名により実施した。

(イ) 会計班の対応

a 企画指導担当

【3月14日】

- ・ 災害対策本部設置に伴う物品調達事務等の取扱いについて、県民の安全を守るために

迅速かつ的確な調達が必要なため、公用車の給油、災害対策用の物品及び役務の調達の特例について、各課室長及び各公所長に通知した。

【3月17日】

- ・ 災害復旧に伴い立替払を行う場合の取扱いについて、所属長が事前に立替払を認めた調達であること、領収書を徴収することなどについて、各課室及び各公所担当者あてに通知した。

b 審査担当

【4月13日～28日】

- ・ 国土交通省の国費において平成22年度中に事業が完了しないものが発生したため、56件、1,652百万円の概算払を受けた市町村から国への戻入処理を行った。

c 旅費担当

【3月16日】

- ・ JR線等の不通に伴う旅費の計算方法を人事課給与担当と協議した。

d 給与担当

【3月14日】

- ・ 県出先機関及び県立学校への文書庁外託送分に係る3月例月給与分の給与支給通知書等帳票のうち、配達不能により返送されたものが20所属あることが判明したため（15日に新たに1所属）、それらの所属あてに「お支払い通知」をFAXで送信した。
- ・ 常陽銀行支店のうち、立入禁止区域に位置していた水戸市役所支店及び大津支店で窓口業務が見合わせとなった。この2店舗を所属店としているのは10所属であった（水戸市役所支店：2所属、大津支店：8所属）。
- ・ 職員の給与指定口座への給与の正常送金を常陽銀行県庁支店に再確認した。

【3月16日】

- ・ 常陽銀行と協議した結果、水戸市役所支店を所属店としている2所属は水戸駅南支店に、大津支店を所属店としている8所属は磯原支店に事務処理を依頼した。

【3月18日】

- ・ 職員が給与の払込口座に指定している一部の金融機関（みずほ銀行及びひまわり信用金庫）のシステム障害による3月例月給与分の振込不能情報を該当所属へ連絡した。特に、給与の払込口座がみずほ銀行のみの職員がいる所属に対しては、給与担当で手分けして電話連絡を行った。

e 調度担当

【3月15日】

- ・ 消防防災課からの紙コップ、紙皿及びFAX用トナーの調達可能業者の照会に対し、取扱業者について情報提供を行った。

【3月16日】

- ・ 災害対策本部からドラム缶用給油ポンプの調達希望があったため、これより前に消防防災課からの普通物品購入要求により購入手続を行っていた、つくばヘリポート用ドラム缶用給油ポンプを、同課及び納入業者と調整し、災害対策本部用に使用することとした。

【3月17日】

- ・ 原子力安全対策課からの県南・県西地区における灯油の調達可能業者の照会に対し、業者と調整しようとしたが電話が繋がらず、取扱業者について情報提供を行った。
- ・ 県印刷工業組合から被災による印刷業者の納期の延長等の要望があり、物品調達の契約業者への対応を検討した。

【3月18日】

- ・ 物品調達の契約業者に対し、被災に伴う納入物品等（印刷物を含む）の納期限の変更期日及び変更理由について調査を実施した。
- ・ 他方で、被災により契約業者の物品の納期限の延長が必要な場合について、本庁各課室長等に対して通知し、要求物品等の納期限の変更や平成22年度内の納品が困難となる場合の事故繰越の手続を依頼した。

【3月21日】

- ・ 災害対策本部からの教育研修センターで使用する紙コップ、マスク、ウェットティッシュ、果物ナイフ等の調達可能業者の照会に対し、業者と調整のうえ取扱業者について情報提供を行った。

会計部の対応の検証

○物品や役務の調達における支援

- ・ 各課室や各公所が災害対策として行う物品や役務の調達について、事業者情報の提供や調達事務処理手続の特例的な取扱いにより、災害対策が迅速かつ円滑に進むよう支援を行うことができた。

ウ 旅券業務対応

被災に伴う道路事情や燃料不足等により、搬送業務ができなくなった。また、一部の市町村において、被災により旅券業務ができなくなった。

旅券室では、旅券窓口を開けない市町村分の旅券申請の受付や発給等を行った。

(ア) 旅券搬送

- ・ 燃料不足、道路被災、荷物の安全輸送の問題等により搬送業者が営業を休止したため、業者が一時的に再開できた日を除いては、市町村への旅券の搬送及び申請書等の回収ができなくなった。
- ・ 市町村でも、庁舎の被災により対応不可となった窓口があり、急ぎの渡航者に対しては旅券室において申請受付及び交付を行った。
- ・ 搬送に関して、公用車輛の燃料や輸送の安全等が確保できた一部の市町村においては、旅券室に申し出があり、自ら申請書や旅券等の搬送を行った。

【3月14日】 9:00 ・ 市町村に対し、搬送業務の中止について通知した。

【3月25日～】 ・ 搬送業務が再開され、以降は旅券業務を通常時の体制に戻した。

(イ) 旅券作成

- ・ 今回の震災においては、旅券作成機器の損傷は発生しなかった。しかし、一部の申請書には損傷等がみられたため、再提出を依頼した。

【3月14日～】 ・ 停電から復旧していたため、通常どおり旅券の作成を行った。

旅券業務対応の検証

○旅券発給業務の体制整備について

- ・ 旅券発給は、災害時においても業務を停止することができないため、継続的に業務を行える体制を整備する必要がある。

○搬送業務中止の反省

- ・ 搬送業務に関し、災害時の対応を検討しておらず、道路の通行止め、燃料の不足等による業者の搬送停止の事態に対応することができなかつたため、災害時における搬送手段を検討する必要がある。

エ 地方部の対応

(ア) 被災市町村への職員派遣業務

災害対策本部の要請等により、総合相談窓口、避難所、被災市町村等へ職員を派遣した。

a 総合相談窓口業務（県央班）

【3月22日～4月5日】 県庁舎3階 延べ17名（総室1名×8日，建築1名×9日）

b り災証明発行補助業務

市町村が発行するり災証明書の発行の補助業務を実施した。

県央班	3月22日～24日	高萩市 延べ3名
県北班	4月11日～27日	北茨城市 延べ13名
鹿行班	4月18日～28日	北茨城市 延べ14名
	5月19日～31日	神栖市 延べ18名
県南班	4月18日～28日	北茨城市 延べ9名
県西班	4月11日～15日	北茨城市 延べ5名

c 被災建築物の応急危険度判定業務

余震等による被災した建築物の二次的な災害を防止することを目的とし、土木部建築指導課が窓口となり、被災市町村からの要請を受け、茨城県建築士会等の応急危険度判定士と共に職員を派遣し、被災建築物の応急危険度判定を実施した。

県央班	3月14日～18日 ※	水戸市及び鉾田市 延べ15名
県北班	3月16日～18日	常陸太田市 延べ6名
鹿行班	3月14日～22日	潮来市，鉾田市及び神栖市 延べ92人
県南班	3月14日～18日 ※	水戸市，石岡市，稲敷市，神栖市及び小美玉市 延べ28人
県西班	3月14日～18日	桜川市及び土浦市 延べ18名

※ 3月13日から継続

d 災害査定業務に対する支援（県南班）

【3月19日～4月8日】 大宮土木事務所 28名

(イ) 被災市町村からの職員の応援要請対応

災害対策本部及び人事課との協議により、5月18日以降は、被災市町村から職員派遣の要請があった場合には、県民センター総室が窓口となり調整し、派遣を行った。

5月19日～31日	神栖市（被災家屋調査）	延べ9日36名（鹿行県民センター2名、鹿行農林事務所2名、行方県税事務所2名）
6月1日～30日	日立市（被災家屋調査）	延べ21日42名（水戸県税事務所2名、常陸太田県税事務所2名）

(ウ) 災害救援物資の受入れ及び配布業務

福祉指導課からの要請により、県の備蓄品の配布、流通備蓄応援協定企業からの災害救援物資の受入れ及び市町村避難所等への配布を実施した。

県北班	3月14日～4月18日	国等から、お茶、カップめん、トイレトペーパー、缶詰等の物資を受入れ。 トラック協会や自衛隊の搬送も含め、日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、城里町及び東海村に配布。
鹿行班	3月15日～5月26日	国等から、水、カップめん、缶詰等の物資を受入れ。 笠間市、取手市、牛久市、つくば市、鹿嶋市、潮来市、筑西市、神栖市、行方市、鉾田市、小美玉市及び城里町並びに県立中央病院に配布。
県南班	3月14日～18日	国等から、毛布、お茶、カップめん、紙おむつ、缶詰等の物資を受入れ。 土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市（緑寿荘）、桜川市、かすみがうら市、小美玉市、茨城町及び阿見町に配布。
	3月17日～24日	物資の搬入搬出のため、教育研修センター及び研究交流センターに計7名の職員を派遣。
県西班	3月14日～31日	浜松市等から、毛布、缶詰、精白米、飲料水等の物資を受入れ。 水戸市、日立市、石岡市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、神栖市、行方市、鉾田市、茨城町、大洗町、城里町、東海村及び美浦村並びに城北病院（城里町）に配布。

※ 県南班では、上記のほか旧八郷高校で国際支援物資（毛布）の搬入搬出を行った。

- ・ 搬入日 3月25日、30日
- ・ 搬出日 4月1日～5月11日
- ・ 延べ30名

※ 土浦県税事務所及び県南農林事務所から延べ60名の協力あり。



旧八郷高校の状況

※ 県西班では、災害対策本部からの要請により、筑西県税事務所からの応援を得て、県西地区防災活動拠点備蓄倉庫への受入作業及びトラックへの積上げ作業を行った。

(エ) その他の業務（環境保全、庁舎の応急復旧、県民相談等）

<p>県央班</p>	<p>①PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物保管状況の確認 PCB含有廃棄物（トランスやコンデンサ）からの油漏洩による健康被害を未然に防止するため、PCB廃棄物保管事業所への立入調査の実施等により、保管場所の被害状況を確認するとともに、適正な保管管理について指導を行った。 【3月17日～23日】・保管場所の被害状況緊急調査（電話・FAX）の実施 調査事業所数：307事業所 「被害なし」：247事業所 「被害あり」：4事業所 「連絡とれず」：56事業所 【4月26日】・震災直後の聞き取り調査により保管場所等の被害が確認された事業者（4社）に対し、被害状況報告書及び改善計画書等の提出を依頼（5月10日期限） 【7月～平成24年2月】・PCB廃棄物保管事業所の立入調査実施（372事業所）</p> <p>②油流出現地調査 【3月14日】・転覆漁船からの油流出調査（涸沼川（水戸市平戸））</p> <p>③不法投棄パトロールの強化 【3月25日～】・震災の混乱状況に便乗した不法投棄や不適正処理を防止するために実施</p> <p>④アスベスト対策 【4月26日～】・被災した建築物の解体・補修等に伴うアスベスト排出作業現場への立入調査 【6月～9月】・環境省によるアスベスト大気濃度調査のフォローアップ</p>
<p>県北班</p>	<p>①震災直後の管内市町村（大子町）の被害状況の調査（3月14日） ②市町村災害対策本部との連絡調整（3月14日，常陸太田市，常陸大宮市，大子町） ③県民相談（3月23日，25日，6月10日，9月7日，10月20日，11月25日，</p>

	<p>28日，平成24年3月2日）</p> <p>④廃棄物処理施設の現況調査（3月14日，22日）</p> <p>⑤計画停電に伴う汚水等の処理設備の安全確認（3月14日）</p> <p>⑥砂利採取場における安全確認（電話による）（3月14日）</p> <p>⑦LPガスの安全確認（電話による）（3月14日）</p> <p>⑧硝酸等漏れ発生事業所の現地調査（3月16日）</p> <p>⑨PCB産業廃棄物の保管状況調査（3月16日，17日，22日，24日）</p> <p>⑩火薬類に係る被害状況の確認（3月18日，22日，24日）</p> <p>⑪通勤困難者対策（4月7日から随時）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員用休憩室への宿泊希望及び守衛室シャワー使用の受付を実施
鹿行班	<p>○庁舎復旧対策業務</p> <p>【3月14日】・空調吹出し口滑落，ガラス破損及び放送スピーカー滑落といった軽微な被害について，職員による簡易補修を行い対応</p> <p>【3月23日】・付属庁舎執務室の空調吹出し口滑落について，業者による修繕工事を実施</p> <p>【6月30日～11月17日】・被害を受けた庁舎や設備等について，修繕工事を実施（契約件数11件）</p>
県南班	<p>①PCB廃棄物の保管状況調査</p> <p>【3月17日～24日】・339事業場へ電話調査（うち被災した1事業所へ対応措置を指導）</p> <p>②焼却施設の被害状況調査</p> <p>【3月15日】・13施設を電話調査（被害状況，再稼働見通し等）</p> <p>③砂利採取場の被害状況調査</p> <p>【3月14日～28日】・12事業者を電話調査</p> <p>④LPガス関係事業所の被害状況調査</p> <p>【3月14日～31日】・高圧ガス保安協会3支部へ電話調査（うち被災した3販売者へ事故発生報告を求めた）</p> <p>⑤火薬庫の被害状況調査</p> <p>【3月14日～18日】・火薬庫77棟を管理する事業所へ電話調査</p> <p>⑥冷凍事業所の事故対応</p> <p>【3月14日～31日】・冷媒漏れの連絡があった2事業所へ事故報告書の提出を求めた。</p> <p>⑦土浦合同庁舎の応急復旧対応</p> <p>【4月12日～7月10日】・土浦合同庁舎被災に伴う修繕工事</p> <p>【5月16日～7月10日】・第2分庁舎タイル調査工事及び張替工事</p>
県西班	<p>①県民相談業務</p> <p>【3月14日～28日】・県民からの地震関連等の相談対応</p> <p>②通勤困難者の仮眠場所確保</p> <p>【3月14日～31日】・ガソリン不足により通勤困難となった遠距離通勤者等に対し，休養室を開放し仮眠室を確保</p>

	<p>③許可施設等の被害状況確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各法令に基づく許可等施設に対し、電話により被害状況を聞き取り確認 【3月14日】・火薬取締法に基づく火薬庫等の被害状況把握 21件 【3月14日】・砂利採取法に基づく採取場・プラントの被害状況把握 2件 【3月14日】・高圧ガスに係る被害状況把握 358件 【3月15～17日】・PCB廃棄物に係る破損・漏れ等の被害状況把握 350社 <p>④庁舎被害箇所の復旧対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 【5月27日～9月21日】・付属庁舎壁の崩落や漏水等について、修繕工事を実施
--	--

地方部の対応の検証

○センター全体に関することについて

- ・ 各県民センターは、①県災害対策本部機動班業務（各県民センターで11人ずつ）や②地方部地方班としての業務のほか、③土木部（建築指導課）からの要請による応急危険度判定、④保健福祉部（福祉指導課）からの要請による救援物資の受入・配布等、少ない人員にもかかわらず、非常に多くの業務を担ったことから、指揮命令系統が複雑になり、現場が混乱した。このため、災害対策本部における県民センターの位置づけをより現実に対応したものにする必要があると思われる。

○災害救援物資の受入れ及び配布について（県北班）

- ・ 県民センターで受け入れた救援物資は、当初、管内市町村が引取りに来所する方法としていたが、実際には困難な状況にあった。その後、自衛隊及びトラック協会の輸送体制が整ったことで、円滑な配布ができた。当初から、輸送体制を確立しておくことが望ましい。

○災害救援物資の受入れについて（鹿行班）

- ・ 県災害対策本部との連絡系統が事務局（物資調整班等）と保健福祉部（福祉指導課）の2系統あり、情報が錯綜した。連絡体制の一元化を図るべきである。

○燃料の確保について（鹿行班）

- ・ 契約業者が供給不能状態になり、代替の業者を確保するのが困難であったため、公用車の燃料確保に支障が生じた。このため、災害時の燃料の確保について、対策の検討が求められる。

○災害救援物資の受入れ及び配布について（県西班）

- ・ 備蓄品の把握数量が正確でなく、必要数の調整に時間を要した。また、引取り市町村担当者と県災害対策本部からの指示数量に相違が生じたケースがあった。このため、備蓄数量の把握や引渡し数量等の情報伝達が正確に行われるような体制整備が求められる。
- ・ トラック配送に伴う物資の積卸し業務は想定していなかったため、必要となる人手の確保に苦慮した。このため、対策の検討が求められる。
- ・ 県西合同庁舎と備蓄倉庫が離れており、また、鍵の管理が筑西市消防本部又は公園管理事務所であることから、その都度、鍵の借受けに調整を要し、スムーズな対応が取りにくかった。このため、今後の改善を図る必要がある。